

平成22年度環境対応技術開発等
(生物多様性条約に基づく遺伝資源への
アクセス促進事業) 委託事業報告書

生物多様性条約に基づく遺伝資源への アクセス促進事業

平成22年度報告書

平成23年3月

財団法人 バイオインダストリー協会

= 目 次 =

はじめに	iii
平成 22 年度事業概要	v
1. 国際情勢の分析	1
1-1. 国際情勢の概観：名古屋議定書の採択	1
1-2. 生物多様性条約第 10 回締約国会議－名古屋議定書への道	5
1-3. ABS 名古屋議定書の概略	15
1-4. 名古屋議定書 JBA 日本語訳	22
1-5. 北京報告：中国の民族植物学 「第 5 回民族植物学国家シンポジウム並びに第 4 回アジア・太平洋民族植物学 フォーラム」	42
1-6. 韓国における ABS と生物遺伝資源政策の動向	46
2. 生物多様性条約「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に関する情報発信と COP10 名古屋 のための啓発活動	49
2-1. COP10 名古屋に向けての情報発信と「遺伝資源へのアクセス手引」の普及活動等	49
2-1-1. JBA オープン・セミナー「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況： カリ報告」	49
2-1-2. JBA オープン・セミナー「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況： モントリオール報告」	57
2-1-3. バイオ・ジャパン 2010、スポンサーセッション「生物多様性条約と企業戦略」	64
2-1-4. シンポジウム「どうする、生物資源！ 大学における管理と活用の今後 －生物多様性条約・名古屋議定書採択を受けて－」	66
2-1-5. 外部機関での講演	67
2-2. 日本・中国 2 国間ワークショップ「中国における生物資源アクセス規制の現状と将来」	72
2-3. 海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口	82
3. 生物多様性条約「アクセスと利益配分」に関するアーカイブ（1991 年～2011 年） 名古屋議定書採択に至るまでの会議の変遷：日本の対応と(財)バイオインダストリー協会の役割	84
はじめに	84
第 1 章 ボン・ガイドラインの策定まで (COP1～COP6)	87
第 2 章 ABS に関する国際的制度をめぐる議論	95
第 3 章 最終局面の交渉と名古屋議定書の採択	114
おわりに	119

付録

1. 遺伝資源へのアクセス促進事業委員会年表(委員名簿) (平成10年度(1998年)～平成22年度(2010年))	120
2. 生物多様性条約に関する国際会合とJBA出席者名簿(1994年～2011年)	124
3. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【1】 (平成10年度(1998年)～平成14年度(2002年))	126
4. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【2】 (平成14年度(2002年)～平成22年度(2010年))	129
5. 生物多様性条約に関する国際会合出席報告書(1994年～2010年)	154

【資料編】

(1) 生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第一部報告書(カリ会合)	351
(2) 生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第二部報告書 (モンリオール会合)	407
(3) ABS 国際的制度(ABS-IR)について産業界が特に強い懸念を持つ領域－国際商業 会議所(ICC)のABS第9回作業部会再開会合に向けての意見－	439
(4) 欧米産業界によるABS-WG9再開会合(モンリオール、2010年7月10～16日)の要約 と分析	443
(5) CBD-ABS作業部会メンバーへのABS議定書草案に関する世界バイオ団体の意見	447
(6) アクセスと利益配分:遺伝資源に関する学術研究の優良事例	451
(7) 生物多様性条約と国連海洋法条約との関係－国家の管轄権を超えた区域の 海洋生物遺伝資源開発をめぐる－	475
(8) 伝統的知識の保護をめぐる国際動向－名古屋議定書の採択とWIPOにおける議論－	483

はじめに

本報告書は、経済産業省による「平成 22 年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）」を財団法人バイオインダストリー協会（JBA）が受託し、実施した結果を取りまとめたものである。

平成 22 年度（2010 年）は国際生物多様性年であるとともに、生物多様性条約（CBD）の第 10 回締約国会議（COP10）が 10 月に名古屋市で開催されるという節目の年であった。COP10 は「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に関する国際的制度（International Regime、IR）の検討作業の完了という交渉期限であり、また、生物多様性の保全についての 2010 年目標が未達成に終わり、ポスト 2010 年目標を策定することも主要議題として取りあげられた。結果的に、COP10 は成功裏に終了したが、そこに至る道のは並大抵のものではなかった。

ABS-IR についての国際交渉は、2010 年 3 月の第 9 回作業部会（ABS-WG9）で完了するはずであったが、開発途上国と先進国間の見解の相違は一向に埋まらず、合意に向けた着地点は全く見えなかった。そこで、ABS-WG9 は一旦休会とし、国際交渉を継続するために、2010 年 7 月に再開することになった。しかし、モンテリオールで再開された会合でも合意に至ることはできず、2010 年 9 月（モンテリオール）と COP10 直前の 10 月（名古屋）に追加会合を開催し、ようやく ABS-WG9 を閉会したものの、合意したテキストを作成できず、ABS 名古屋議定書の採択を目指しての交渉は COP10 会期中へと引き継がれた。なお、これら追加会合の開催は我が国政府からの財政的支援によるところが大きく、我が国は COP10 議長国として最大限の努力を払った。COP10 会期前から会期中にかけて、延々 3 週間にわたる国際交渉でも、ABS 名古屋議定書をまとめきれず、名古屋での議定書採択は無理であろうと誰もが思っていた 10 月 29 日、我が国は COP10 議長としての議長テキストを提示し、各地域グループ代表との協議を重ね、10 月 30 日午前 1 時半頃、土壇場での名古屋議定書採択にこぎつけ、議長国としての面目を保つことができた。

ABS 名古屋議定書は、現在、ニューヨークの国連本部で署名開放が行われている。本報告書をまとめる時点で、6 カ国が署名しており、我が国政府においても署名に向けた省庁間の協議が行われている。しかしながら、土壇場で採択された議定書は、我が国が議長として提案したもので、概ね「ボン・ガイドライン」に添ったものであるとはいえ、開発途上国の立場にも一定の配慮を示しており、文言の解釈に曖昧さが残るところも多い。また、開発途上国から提案のあった「多国間利益配分メカニズム」も今後の検討課題として条文にあがっている。したがって、ABS に関する諸課題は名古屋議定書の採択で解決した訳ではなく、新たなスタートラインに立ったといえる。

JBA は本事業を実施する中で、これらの ABS-IR に関する国際交渉に積極的に関与するとともに、COP10 開催に向けて加熱した国内メディアへの対応、国内企業・研究機関への周知にも注力した。事業成果の詳細については、本文をご参照されたい。

本事業は、産業界専門家、学識経験者から構成される“生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業タスクフォース”のご指導をいただき、成功裏に遂行することができた。本報告書の刊行に当たり、ご協力いただいた各委員並びに関係者各位のご助言、ご尽力に対し深く感謝の意を表する次第である。

平成 23 年 3 月

財団法人バイオインダストリー協会

**生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業
遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するタスクフォース 名簿**

(1) 委員 (* 委員長)

安藤勝彦	(独)製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジー本部 生物遺伝資源開発部門 参事官
井内龍二	井内国際特許事務所 所長
磯崎博司*	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
奥田 徹	玉川大学 学術研究所 菌学応用研究センター 教授・主任
鴨川知弘	(株)サカタのタネ 研究本部 遺伝資源室 研究員
河瀬眞琴	(独)農業生物資源研究所 ジーンバンク長
最首太郎	(独)水産大学校 水産流通経営学科 講師
佐々木博美	ロート製薬(株) 研究開発本部 海外開発担当顧問
柴田明穂	神戸大学大学院 国際協力研究科 教授
鈴木睦昭	国立遺伝学研究所 知的財産室 室長
武田 穰	名古屋大学 産官学連携推進本部 連携推進部長 教授
田上麻衣子	東海大学 法学部 法律学科 准教授
西澤義則	花王(株) 生物科学研究所 主席研究員
深見克哉	九州大学 知的財産本部 特任教授
福永佐和子	(株)資生堂 環境企画部 参事
松井和彦	味の素(株) 研究開発企画部 専任部長
渡邊幹彦	名古屋大学大学院 国際環境人材育成プログラム 特任教授
渡辺裕二	アステラス製薬(株) 知的財産部

(2) オブザーバー

岡田正孝	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室長
浅野義人	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 生物兵器係長

(3) 事務局

藪崎義康	(財)バイオインダストリー協会 生物資源部長
炭田精造	(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 所長
野崎恵子	(財)バイオインダストリー協会 事業推進部 主任
渡辺順子	(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 主席研究員

≡≡ 平成 22 年度事業概要 ≡≡

1 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) 国際交渉の支援推進	①生物多様性条約(CBD)ABS 作業部会等、締約国会議 (COP10)、への対応及びフォロー	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年 7 月:第 9 回 ABS 作業部会再開会合(カナダ) ● 平成 22 年 9 月:地域間交渉グループ会合(カナダ) ● 平成 22 年 10 月:地域間交渉グループ再開会合(日本) ● 平成 22 年 10 月:第 9 回 ABS 作業部会再々開会合(日本) ● 平成 22 年 10 月:第 10 回締約国会議(日本) ● 平成 23 年 2 月:名古屋議定書に関する国際諮問会議(インド) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交渉への支援、検討事項に関する情報収集、提案、さらに産業界、学界、その他市民など関係者へそれら情報のフィードバックを実施した。 ● メディア向けに勉強会を 3 回開催し、生物多様性条約 ABS について解説、情報を提供した。 ● COP10 においてサイドイベント(Japan's Experience of Access and Benefit-Sharing)を METI、NITE と共催。/COP10 の「生物多様性交流フェア」に METI、NITE と共同出展。 ● 議定書条項に関する理解を深めるため、各国専門家が意見交換
	②タスクフォース委員会の設置・開催	産業界有識者及び学識経験者から組織されるタスクフォース委員会を組織し、ABS 交渉(議定書を含む国際的制度)に必要な対応等についての意見交換、とりまとめを実施した。	
	③国際情勢の分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 5 回民族植物学国家シンポジウム&第 4 回アジア・太平洋民族植物学フォーラム(中国・北京) ● 遺伝資源へのアクセスと利益配分の意識啓発のための第 3 回国際セミナー(韓国・ソウル) ● アフリカ諸国の ABS 国内法・規制等についての調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国政府関係者より本シンポジウムに招聘され、日本の ABS に関する経験を講演した。また、中国の伝統的知識に関して情報収集、意見交換した。 ● 韓国環境省より本セミナーに招聘され、ABS 実施における日本の経験について講演した。また、韓国の ABS 政策及び生物資源機関について情報収集、意見交換した。 <p>海外コンサルタント(欧州)を起用し、アフリカ諸国の ABS 国内法等について調査。今後の ABS に関する我が国の政策や、相談窓口、遺伝資源ウェブサイト等にこれら情報を生かしていく。</p>
2 ABS の国内普及促進	①CBD/ABS の国際交渉や遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンセミナー等の開催(オープンセミナー、出前セミナー、メディア対象説明会) ● BipJapan 2010(横浜)への参加 ● 日本菌学会及び九州大学との共催シンポジウム ● 外部機関での講演(北陸合同バイオシンポジウム、富山県バイオ産業振興協会講演会、AIST 関西懇話会講演会) ● 日本・中国 2 国間ワークショップ開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ABS 国際交渉、我が国の「遺伝資源へのアクセス手引」等に関する情報を広く発信した。COP10 名古屋に向け、国民の理解の促進を図った。 ● COP10 名古屋に向けて、セミナー「生物多様性条約と企業戦略」を開催。幅広い観点からの議論展開を図った。 ● 遺伝資源アクセスに関する基本事項を解説。 ● 遺伝資源アクセスに関する基本事項と名古屋議定書を解説。 ● 中国の法律専門家を招聘し、ABS に関する中国の現状や起草中の ABS 国内法・規制について紹介。
	②相談窓口対応	「相談窓口」を通して、企業、大学、研究機関、NGO、新聞・TV 等の報道関係者、等に CBD 及び ABS 問題に関する助言、解説を行った。本年度実績は 101 件(2011 年 3 月 16 日現在)。	
	③遺伝資源アクセスのウェブサイト	名古屋議定書 JBA 日本語訳(和英対照版)を掲載。CBD-ABS の情報を更新した。	
	④名古屋議定書の日本語訳作成	COP10 において採択された名古屋議定書の JBA 日本語訳をすみやかに作成し、本事業のウェブサイトに掲載し、関係者に広く発信。	
3 資料集作成	タスクフォース委員に CBD/ABS 関連オリジナル論文の執筆を依頼、また重要文書(英文)を翻訳し、資料集として報告書に掲載した。		

1. 国際情勢の分析

1-1. 国際情勢の概観：名古屋議定書の採択

名古屋議定書の採択：

2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」(WSSD、ヨハネスブルク)以来、足掛け8年の歳月をかけて、生物多様性条約(CBD)の下で「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際的制度(International Regime)」について交渉が行われた。交渉の当初から、開発途上国と先進国間の水掛け論が繰り返され、膠着状態に陥った。2006年の第8回締約国会議(COP8、クリチバ)において、COP10までに交渉の作業を完結するという期限が設定された。2008年のCOP9(ボン)から2010年のCOP10(名古屋)に至る2年間には合計11回という高頻度(通常は2回程度)の作業部会等を開催し交渉の加速を試みたが、途上国と先進国間の見解の溝は埋まらなかった(図1)。COP10開会の後も連日にわたって交渉が続けられたが、最終日の前日の24時というぎりぎりの期限に至っても合意文書は作成できなかった。翌朝までにCOP10議長(日本の環境大臣)による議長テキストが作成され、各国の閣僚級を含めた非公式な調整が続けられた。最終日の深夜になって最後のセッションが始められ、数カ国から不満の表明があったものの、「名古屋議定書」が劇的に採択された。それはまさに薄氷を踏むような中で達成された。この成功の背後には、「もしCOP10名古屋が失敗すれば国連の環境に関する多国間メカニズム自体の信頼性が地に落ちる」という強い危機感が各国の閣僚レベルにあった。

名古屋議定書の特徴：

名古屋議定書の最大の特徴は、加盟国に相当な裁量の余地を与えた上で、遺伝資源の提供国に対してはアクセス法令の整備を義務付け、遺伝資源の利用国に対しては提供国の国内法令の遵守を義務付けていることである(図2)。提供国による「アクセス法令の整備」と利用国による「提供側国内法令の遵守」のリンケージに関するコンセプトは、議定書第15条と16条で「釣合いのとれた措置」という表現の中に示されている。つまり、提供国のアクセス法令(第6条)の整備状況と釣合いをとる形で、利用国による遵守措置が実施される(図2)。利用国に対しては、遵守をモニターするためのチェックポイントの設置が義務付けられる。具体的にどのような機関を設け、何をチェックするかは各国に任される。国際的に認知された遵守証明(いわゆる国際認証)については、提供国の権限ある当局がPIC取得とMAT設定について証明した許可書を発行し、CBD事務局のABSクリアリング・ハウスに登録すれば国際的に認知された証明書になる。(名古屋議定書のABSに関する主要条項の骨子については表1に示した)

今後の展望：

今後のスケジュールを図3に示した。2011年2月2日に名古屋議定書の署名開放の式典が国連本部で行われ、コロンビア、ブラジル、イエメン、アルジェリアが署名した。6月6～10日には政府間委員会(Intergovernmental Committee、IGC)の第1回会合を開催し、議定書締約国会議の開催に向けて準備作業を開始する。IGCの第2回会合は2012年4月23～27日に開催される。COP11は2012年10月8～19日にインドで開催される。これらの他に、特定目的の専門家会合が必要に応じて開かれる。例えば、2011年2月13～15日に国連環境計画(UNEP)とインド政府主催により名古屋議定書の解釈に関する非公式な専門家諮問会合がインドのチェンナイで開催された。

先進国にとっての問題意識として、①遺伝資源の利用国としての遵守措置、及び、②遺伝資源の提供国としてのアクセス法令の整備の可能性、という2つの課題の検討がある。各国の国内事情は異なるものの、いくつかの先進国(環太平洋、欧州地域とも)は①のみならず②への取り組み方を検討中の状態であると見受けられる。日本については「アクセス手引」、「相談窓口」等のABSの優良規範を既に実施してきており、この経験を制度設計に活用できる。②については留意すべきことは、Win-Winの原則に基づき、アクセスの円滑化により研究開発を促進することを前提とすべきである。

名古屋議定書の実施を巡って開発途上国と先進国間で各種の論議が再出発するであろう。例えば、「遺伝資源の利用」(第2条)にからむ「利益配分」(第5条)、「釣合いのとれた遵守措置」(第15条、第16条)、「多国間利益配分の仕組み」(第10条)等について今後も論議が繰り返されるのでないか。

図1 名古屋議定書採択に至る交渉行程

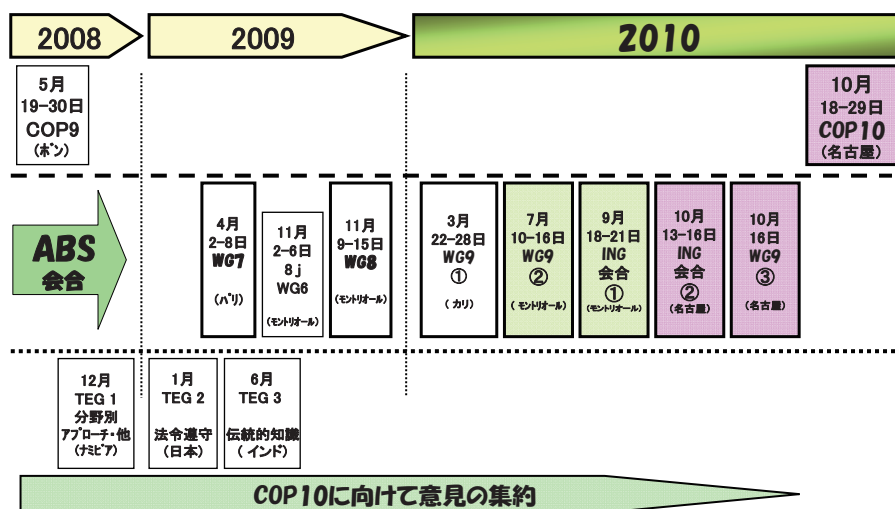


表1 名古屋議定書の骨子

条項	要点	
用語 (2条)	● 「遺伝資源の利用」とは、条約第2条で定義されたバイオテクノロジーの応用等を通じて、遺伝資源(GR)の遺伝的及び/又は生化学的な組成に関する研究及び開発を行うこと	
適用範囲 (3条)	● 条約第15条の範囲内のGR、及び条約の範囲内のGRに関連した伝統的知識(ATK)の利用から生じる利益 ● CBDと他の国際協定間に序列はなく、相互補完的に実施(4条)	
アクセス (6条、7条、8条)	● GRとATKへアクセスするための法的な確実性・明確性・透明性のある措置 ● 非商業目的研究、公衆衛生上の緊急事態、食料安全保障への特別な考慮	
利益配分(5条)	● GR及びATKの利用から生じる利益配分は、相互に合意する条件で行う	
遵守	法令遵守 (15条& 16条) 契約(MAT)の遵守 (18条)	● 提供国の国内法と規制要件に従ったPIC取得とMAT設定を利用国内においてチェックするための「効果的で、釣合いのとれた措置」をとる ● MATに紛争解決条項を含めることを奨励 ● 各国で適宜、効果的な措置をとる
	GR利用のモニタリング (17条)	● GR利用のモニタリング等のため、利用国内に1ヶ所以上のチェックポイントを設置し、所定情報を収集・受け付け ● 国際遵守証明の認知要件と開示項目を特定
GR関連伝統的知識 (12条)	● 国内法に従い原住民社会と地域社会の慣習法等を考慮(公知ATK問題は先送り)	
能力構築(22条, 23条)	● 途上国は自己評価により能力構築ニーズと優先順位を特定	
多国間利益配分の仕組み (10条)	● 国境を越えて存在するGRとATK等に関する利益配分の仕組みを今後、検討	

図2 名古屋議定書の特徴

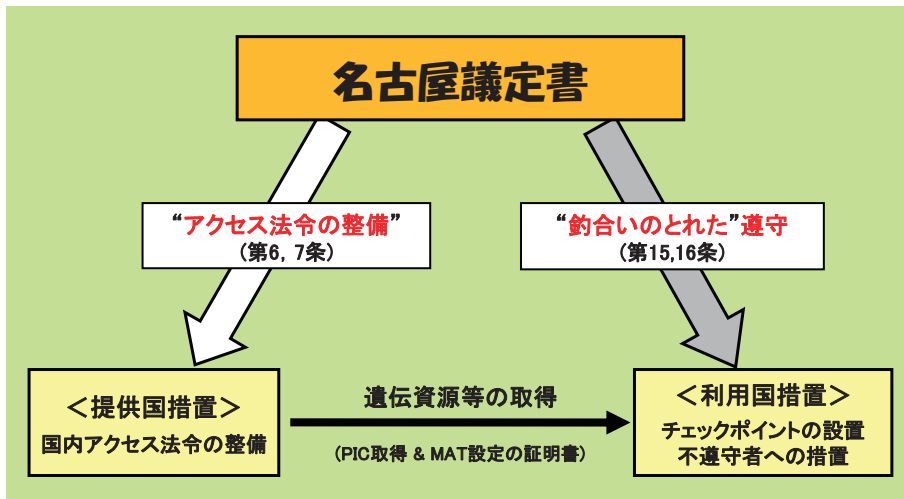
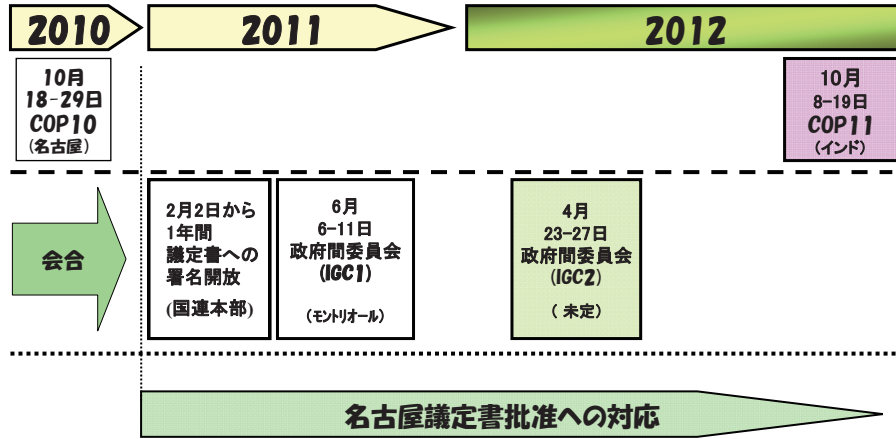


図3 今後のスケジュール



1-2. 生物多様性条約第 10 回締約国会議一名古屋議定書への道

はじめに

2006年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約（CBD）の第8回締約国会議（COP8）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（ABS-IR）についての作業を、2010年のCOP10までに完了させることが決定され、また、2008年にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、COP10までに3回の技術専門家会合、3回の作業部会（ABS-WG7～9）を開催するという工程表（ロードマップ）が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合（2008年12月、ナミビア・ウィントフック）、「遵守」に関する技術専門家会合（2009年1月、東京）、及び、「伝統的知識」に関する技術専門家会合（2009年6月、インド・ハイデラバード）がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IRに関する議論の参考として、ABS作業部会へ提出された。

2009年4月にフランス・パリで開催されたABS-WG7では、ABS-IRのオペレーショナル・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブラケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。また、2009年11月にカナダ・モントリオールで開催されたABS-WG8では、ABS-WG7で議論されなかった「TK」、「能力（構築）」、「(法的)性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。その結果、ABS-IRの各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素－公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力－）について、約3,800のブラケットがついた全61頁に及ぶオペレーショナル・テキスト「モントリオール附属書」（附属書I）が完成した。さらに、議論を加速するために、ABS-WG8とABS-WG9の間に2つの会期間会合、即ち、「共同議長の友（Friends of the Co-Chairs）」会合（2010年1月26～29日、カナダ・モントリオール）と「共同議長による非公式地域間協議（Co-Chairs Informal Interregional Consultations）」会合（2010年3月16～18日、コロンビア・カリ）が開催された。こうして、ABS-IRの交渉は、COP10での議定書の採択をも視野に入れながら、最終局面を迎えた。

1. アクセスと利益配分に関する第9回作業部会（ABS-WG9）会合

アクセスと利益配分に関する第9回作業部会（ABS-WG9）会合は、2010年3月22～28日に、コロンビア・カリで開催された。また、本会合に先立ち、3月20～21日には、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。本会合がCOP10までの最終交渉の場であるとされていたことから、我が国政府からは30名近くが参加し、また、NHKも取材に入った。

¹ 外務省・地球環境課・水野政義課長、大隈洋企画官、鍋島徳子課長補佐、環境省・自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授、農林水産省・環境バイオマス政策課・西郷正道課長、荒木廉紀企画官、佐藤大輔係長、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・八木橋史子係長、農業生物資源研究所・河瀬眞琴ゾーンバンク長、文部科学省・ライフサイエンス課・本間善之企画官、筑波大学・遺伝子実験センター・渡邊和男教授、経済産業省・生物化学産業課・荒木由紀子課

非公式協議に入る直前の3月19日に、共同議長による非公式地域間協議（3月16～18日）の結果を踏まえて、共同議長は「議長テキスト」（ノン・ペーパー）を公表し、非公式協議では本議長テキストをベースに作業部会での議論のベースとすることで合意に至った。作業部会では、議長テキストに対して、各国がそれぞれ主要論点（アクセス、利益配分、遵守、適用範囲等）に対する意見を表明し、共同議長は4つのコンタクト・グループを設置し、主要論点について意見の集約を求めた。これに基づき、3月25日に、共同議長は「議長テキスト」の改訂版を配布し、交渉形式²による議論が継続されたが、議論の進め方、改訂版テキストへの意見の反映等で不満が高まり、議事が何度も中断された。3月28日に名古屋までのロードマップが議論されたが、予算の関係上で「共同議長の友」会合や「地域グループ代表による小グループ」会合しか開催できないとする事務局に対して、各国は議論の透明性から全加盟国が参加できるオープン・エンド方式を主張し、紛糾した。最終的には我が国が資金の拠出を申し出て、追加会合を開催することで、カリでのABS-WG9は休会とし、後日再開されることとなった。なお、共同議長はCOP10の決議案も準備し、コンタクト・グループでの検討も開始されたが、主要論点に関する意見の隔たりが大きく、いずれの論点でもほとんど進展なく休会せざるを得なかった。ただ、議論を継続するという観点から、また、条約の下で新たな議定書を採択するためには締約国会議の6カ月前までに草案を回付するという規則に基づき、未完成ではあるものの現行の議定書案をCOP10での採択に付すために、締約国に回付することとなった。なお、ABS-WG9（コロンビア・カリ）の詳細は報告書（資料編（1）³）を参照されたい。

ABS-WG9の再開会合（ABS-WG9bis）は、2010年7月10～16日にモンテリオールで開催された。従前と同じく、作業部会の前（7月8～9日）に共同議長による非公式協議も開催された。本再開会合では、最初からカリでの地域間交渉グループ（ING）方式を採用し、作業部会の共同議長がINGの共同議長を務め、カリでの議長テキストをベースに逐条ごとに議論が進められた。また、主要論点については適宜小グループが結成された。特に、「派生物」の扱いを「遺伝資源の利用」で代替しようと、遺伝資源の利用についての概念の共通化、定義案の作成に注力した。その他、「他条約との関係」では、CBDを中心に据えようとする途上国と、他条約の独立性・相互補完性を主張する先進国とで、対立の糸はほどけなかった。また、適用範囲における議定書の遡及性、緊急事態における病原体等へのアクセス、遵守措置としてのモニタリング・チェックポイント・開示要件の扱い、公開され入手可能な（publicly available）な伝統的知識等で、途上国と先進国の意見の対立は解消されず、多数の留保を付した「名古屋議定書草案」を作成するにとどまった。このため、我が国政府は、さらに追加会合の開催を提案し、そのための財政的支援を申し出た。その結果、ABS-WG9

長、作田竜一室長、浅野義人係長、特許庁・国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部・安藤勝彦参事官、須藤学主査、明治学院大学法学部・磯崎博司教授、JBAからは炭田及び菰崎。

² 地域間交渉グループ（ING, Interregional Negotiating Group）と呼ばれる交渉形式で、カルタヘナ議定書の条文交渉で採用された。地域間交渉グループは、国連分類による5つの地域グループから各5名ずつの代表を選出し、その他に、原住民・地域社会、市民社会、産業界、公的な研究グループから各2名の代表が参加できる。また、各地域代表は適宜交替して発言できる。この形式は、この後の交渉でも継続された。

³ 「生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第一部報告書（カリ会合）」

は再度休会とし、9月にもう一度INGを開催し、相互理解の醸成と議論の継続を行うこととなった。このABS-WG9再開会合についても、その概要については報告書（資料編（2）4）を参照されたい。なお、追加会合（ING）は2010年9月18～21日にカナダ・モントリオールで開催され、我が国からも多数が出席した。個々の課題についての相互理解は深まったものの、交渉は膠着したままであった。こうして舞台を名古屋に移すことになった。

2. 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）におけるABS-IRに関する国際交渉

COP10は2010年10月18日（月）から29日（金）まで愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で開催され、30日（土）の未明に47の決議を採択して閉会した。開催国である我が国の松本龍環境大臣が議長を務め、179の締約国、関連する国際機関、NGO等から1万3千人以上が参加し、参加者数の記録を更新した。我が国からも関係省庁（外務省、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）、愛知県、名古屋市等の関係者に加え、（社）日本経済団体連合会、日本製薬工業協会、（社）農林水産先端技術産業振興センター、（財）バイオインダストリー協会（JBA）等の関連団体、有識者、NGO等多数参加した⁵。また、10月27日（水）から29日（金）まで、我が国政府の主催による閣僚級会合が開催された。

名古屋におけるABS-IRに関する国際交渉の経緯を表1に記載する。ABS-IR交渉は、カルタヘナ議定書の第5回締約国会議（COP/MOP5）と併行して、10月13～16日の地域間交渉グループ（ING）会合から再開された。しかしながら、上述したように、途上国側は、先進国企業による遺伝資源のバイオパイラシーが依然として行われており、利益配分が十分に担保されていないと繰り返し主張し、利益配分のための法的拘束力のあるABS-IRを強く要望し続けてきた。一方、先進国側は、そもそも遺伝資源取得の際のルールすら確立されていない国が多い中、提供国によるアクセス手続きの明確化を求めており、ABS-IRの交渉開始以来、この構図は変わらないままであった。名古屋では、COP10直前の準備会合からCOP10会期中まで、約3週間にわたり精力的に交渉が行われたが、ABS-IRの対象となる範囲や、利用国における遵守措置等の論点では、解決の糸口はつかめず、COP10最終日まで合意は得られなかった。

10月28日（木）のCOP10全体会合で、ABS非公式協議グループの進捗状況の報告を受けたCOP10議長（松本環境大臣）は、同日の24時までに非公式協議グループで合意された議定書案の提出を要請するとともに、合意に至らない場合には、名古屋議定書の議長案を翌朝に提示し、各地域グループとの協議に入ると発言した。結局、ABS非公式協議グループでは合意に至らず、我が国から議長提案を各国に提示し、全体会合に諮ることになった。10月29日（金）の全体会合では、EUから、名古屋議定書に関する決議をポスト2010年目標、資金動員戦略とパッケージにして採択するようにとの提案が行われたが、中米諸国（キューバ、ボリビア、ベネズエラ）がこれに反対

⁴ 「生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第二部報告書（モントリオール会合）」

⁵ COP10の出席者リストは、CBD事務局のウェブサイトから参照できる（<http://www.cbd.int/COP10-LoP.pdf>）

し、一時議事が中断された。最終的に、議長から、1 つずつ個別に議論し合意を得た上で、最後に一括して採択することが提案され、議事は再開された。ABS 名古屋議定書に対しては、中米諸国、ナミビア、中東欧を代表してウクライナから、それぞれ内容に不満が残るとの発言があり、こうした発言を議事録に記載することを条件に全会一致の採択は妨げないとした。その結果、10月30日（土）の午前1時半頃に、名古屋議定書は採択された。詳細については、COP10 報告書 (UNEP/CBD/COP/10/27) ⁶を参照されたい。

表1 名古屋における ABS-IR に関する国際交渉の経緯

月 日	ABS 交渉の経緯
10月13日(水) ～16日(土)	地域間交渉グループ (ING) ・ モントリオールにおける ING の継続 ・ 主要論点 (病原体、他の国際条約との関連、遺伝資源の利用、派生物、伝統的知識、遵守、利用国措置等) につき、小グループを設置し、議論を継続したが、相互理解は深まったものの合意には至らなかった
10月16日(土)	ABS-WG9 再々開会合 ・ COP10 への報告書の確認
10月18日(月)	COP10 全体会合 (第1回) ・ ABS-WG 共同議長は非公式協議グループ (ICG、Informal Consultative Group) の設置と作業の継続を提案 ・ COP10 議長は10月22日 (金) の全体会合で作業の進捗の報告を要請 ・ ICG 及び小グループで議論を継続するも大きな進捗は認められず
10月22日(金)	COP10 全体会合 (第3回) ・ 進捗状況の報告 ・ ICG での交渉期限を10月25日 (月) まで延長、週末も作業を継続
10月25日(月)、 26日(火)	COP10 全体会合 (第4回、第5回) ・ 進捗状況の報告、作業継続の要請 ・ COP10 議長は、ICG での交渉・作業完了の期限延長を承認、COP10 議長は10月28日 (木) までに作業を完了し、報告するように要請 ・ 主要論点の継続協議、前文の整理、組織的事項のクリアーテキスト化、法的観点からの整合性検討、決議案の検討にも着手 ・ 伝統的知識等で進捗はあったものの、主要論点に対する対立は解消されず、200 弱の留保事項が残ったまま
10月28日(木)	COP10 全体会合 (第6回) ・ 進捗状況の報告 ・ COP10 議長は本日 (28日) の24時まで ICG で合意された議定書案の提出を要請 ・ 合意できない場合、明朝に議長テキスト案を提示し、各地域グループ代表と協議に入ると宣言
10月29日(金)	COP10 全体会合 (最終) ・ 比較的簡単な議題から決議の採択を開始 ・ 議事進行で紛糾するも、最終的に議長提案の議定書が採択

⁶ <http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-27-en.pdf>

3. ABS 名古屋議定書

3-1. ABS 主要論点の帰結

表 2 に名古屋議定書の条項を示すとともに、主要論点が名古屋議定書でどのように反映されたかを記載する。

表 2 名古屋議定書の構成

前 文		第 18 条	相互に合意する条件の遵守
第 1 条	目的	第 19 条	モデル契約条項
第 2 条	用語	第 20 条	行動規範、ガイドラインとベスト・プラクティス、標準
第 3 条	適用範囲	第 21 条	意識啓発
第 4 条	国際協定及び国際文書との関係	第 22 条	能力
第 5 条	公正かつ衡平な利益配分	第 23 条	技術移転、協同及び協力
第 6 条	遺伝資源へのアクセス	第 24 条	非締約国
第 7 条	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス	第 25 条	資金供与のメカニズム及び資金
第 8 条	特別な考慮事項	第 26 条	本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
第 9 条	保全及び持続可能な利用への貢献	第 27 条	補助機関
第 10 条	地球規模の多国間利益配分メカニズム	第 28 条	事務局
第 11 条	国境を越える協力	第 29 条	モニタリング及び報告
第 12 条	遺伝資源に関連する伝統的知識	第 30 条	本議定書の遵守を促進するための手続きとメカニズム
第 13 条	各国の政府窓口及び権限ある国内当局	第 31 条	評価及び再検討
第 14 条	アクセスと利益配分に関するクリアリング・ハウス及び情報の共有	第 32 条	署名
第 15 条	アクセスと利益配分に関する国内法令または規制要件の遵守	第 33 条	効力発生
第 16 条	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法令または規制要件の遵守	第 34 条	留保
第 17 条	遺伝資源の利用のモニタリング	第 35 条	脱退
		第 36 条	正文
		附属書	金銭的及び非金銭的利益

(1) 適用範囲（第 3 条、第 4 条）

議定書の適用範囲は、CBD 第 15 条の範囲内の遺伝資源とその利用から生じる利益、及び、CBD の範囲内の遺伝資源に関連する伝統的知識とその知識の利用から生じる利益に対して適用されることとなった。従来から議論の対象となっていた「包含 (inclusion)」や「除外 (exclusion)」に関する記載はなく、常識的なところに落ち着いた。また、第 4 条で、他の国際的な協定・文書との関係に触れているが、途上国が主張していた CBD 中心主義ではなく、議定書は、関連する国際文書と相互補完的に (mutually supportive) 実施されるとの記載となった。

他の重要な論点として、議定書が遡及適用されるかどうかがあった。途上国側、特にアフリカ諸

国は、CBD 発効以前に取得・移動された遺伝資源についても、議定書を遡及適用し、利益配分すべきと主張しており、これは大航海時代に略奪された生物遺伝資源の利用に対する道義的責任であるとまで発言していた。これに対して、先進国側は、国際条約の慣例に従って、利益配分の対象は議定書が発効されて以降の利用に限定されるべきとの主張を行っていた。また、ノルウェーは、両者の妥協案として、遺伝資源の継続的または新規利用についての利益配分を「奨励する」としてはどうかとの提案を行った。最終的に採択された議定書では、遡及適用に関する記載は一切なく、条約法に関するウィーン条約に基づき、名古屋議定書が遡及適用されることはないと考えられる。なお、アフリカ諸国が会期中の閣僚級会合で提案した「地球規模の多数国間利益配分メカニズム (a global multilateral benefit-sharing mechanism)」（遺伝資源やそれと関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、あるいは、事前情報に基づく同意 (PIC) を付与・取得できない場合には、その利用から生じる利益をプールして、生物多様性の保全と持続可能な利用をグローバルに支援する仕組み）が議定書第 10 条として記載された。このメカニズムの必要性和様態については今後の検討に委ねることとなった。

(2) 派生物 (第 2 条)

ABS-IR の最大の論点の 1 つが派生物 (derivative) 及び製品 (product) の扱いであった。この問題は CBD 発効時から議論されており、提供国側は最大限の利益を確保するために範囲をできるだけ広げようとし、一方、利用国側はできるだけ狭めようとしていた。ボン・ガイドラインでは、「遺伝資源の商業的利用及び他の利用、それらの派生物及び製品から生じる利益の配分」は相互に合意する条件 (MAT) で決定すると記載されている。CBD では派生物についての言及はないが、「遺伝資源の利用から生じる利益」(benefit arising from utilization of genetic resources) との文言があることから、途上国側は、このフレーズを引用し、利益の多くは派生物から生じており、派生物も ABS の対象とすべき (派生物=遺伝資源の利用) と主張していた。一方、先進国側は、CBD の規定どおり、ABS の対象は遺伝資源であり、ボン・ガイドラインに記載のとおり、派生物は MAT (契約) で扱うべきとしていた。交渉では、遺伝資源の利用に関する共通の理解を探ってきたが、最終的な合意には至らなかった。

採択された議長提案では、議定書第 2 条「用語」のところで、「遺伝資源の利用」と「派生物」を以下のとおり定義したが、派生物に関する記載は他の条文には認められず、すべて削除された。

- ・ 遺伝資源の利用：条約第 2 条に定義するバイオテクノロジーの応用を通じたものも含め、遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為をいう
- ・ 派生物：生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む

(3) 遵守措置及びチェックポイント (第 16 条、第 17 条)

遵守措置は途上国側から強く求められていた論点で、遺伝資源が提供国から違法的に持ち出された場合の対応措置として、利用国で知的財産審査機関、製品許認可機関、公的資金補助の対象とな

る研究所、研究成果の発表といったところをチェックポイントとして指定し、遺伝資源提供国の国内法の遵守、契約の遵守をモニターすべきと主張していた。これに対して、先進国側は利用国における遵守措置は約束するものの、提供国側のアクセス促進措置（各国法制度の法的確実性・透明性、一定期間内でのアクセス許可承認など）とのバランスで遵守措置を行うとし、また、自国の国内法の範囲内での柔軟な対応を主張し、チェックポイントの例示には強く反対していた。

採択された議長案では、遺伝資源の利用をモニターし、透明性を高める措置として1つ以上のチェックポイントを指定し、必要な措置をとることになったが、チェックポイントの具体的な例示は削除された。さらに、第16条で記載されているように、「適切で効果的かつ釣合いのとれた」「立法上、行政上又は政策上」の措置を「適宜」とるとなっており、利用国側の裁量を認めている。また、国際的に認められた遵守証明書（internationally recognized certificate of compliance）を発給し、PICを適切に取得し、MATが設定されたことの証拠として利用することとなった。この証明書には、機密情報でないことを条件に、発給当局、発給日、提供者、利用者、対象とする遺伝資源、PIC取得の確認、MAT設定の確認、利用目的（商業的または非商業的）が記載される。

(4) 特別の考慮事項（第8条）

インフルエンザ等の病原体、公衆衛生上の緊急事態にどう対処するか、議定書の適用範囲から除外するかどうかは、他の国際条約との関連（例えば、世界保健機関で「パンデミック・インフルエンザ対策：インフルエンザ・ウイルスの共有とワクチンその他利益へのアクセス」が議論中）からも論点の1つとなっていた。また、非商業目的での研究利用における遺伝資源へのアクセスでは、基本的なアクセスルールを遵守すべきものの、研究を促進するための簡素化された手続きが望まれていた。この点について、会期中にも交渉が継続され、共通の理解は醸成されたものの、全体での合意には至らなかった。

採択された議長案では、第8条で、以下のとおり、生物多様性の保全やその持続可能な利用に資する研究のために簡素化されたアクセス手続を定めたり、ヒト、動植物の健康に脅威や損害を与える緊急事態での特別な考慮を払うことができると記載された。

- (a) 特に開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励するような条件を整える。それには、研究の意図の変更に対処する必要性を考慮した上で、非商業目的での研究のためのアクセスに関する簡素化された措置を含む。
- (b) 国内又は国際的に定められる現在の又は急迫した緊急事態であって、ヒト、動物又は植物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の注意を払う。締約国は、遺伝資源への迅速なアクセスの必要性及び当該遺伝資源の利用から生じる利益の迅速で公正かつ衡平な配分（特に開発途上国において、必要とする人々への安価な治療へのアクセスを含む）の必要性を考慮することができる。
- (c) 食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれが食料の安全保障に果たす特別な役割に考慮する。

(5) 伝統的知識（第5条、第7条、第12条、第16条）

遺伝資源に関連する伝統的知識に関しては、CBD では利益配分を「奨励する」となっているが、これを遺伝資源と同様の扱いにするか、原住民・地域社会の関与をどうするかとともに、公知となった（publicly available）伝統的知識も利益配分の対象とするか（インド、中国等が主張）が論点となっていた。採択された議長案では、遺伝資源に関連する伝統的知識についても、各国の国内法に従うことを前提に、遺伝資源と同様、PIC を取得し（第6条2）、MAT によって利益を配分する（第5条5）ための措置をとることが規定された。なお、公知となった伝統的知識の扱いについての記載は削除された。また、第16条で「遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法または規制要件の遵守」が「遺伝資源へのアクセスと利益配分」の場合（第15条）と同じように規定されているが、この伝統的知識についての遵守措置の実施に関しては、世界知的所有権機構（WIPO）等の関連機関での議論の進展に照らして、議定書第31条に基づき評価する旨がCOP10の決議に記載された。

3-2. 名古屋議定書に対する評価

今回のCOP10で採択された名古屋議定書は、我が国が中心となり議長案として取りまとめたものであることから、概ね先進国側の立場を反映した内容となっている。しかしながら、途上国側の立場にも配慮したことから、遺伝資源の利用、派生物といった用語を定義しており、また、遺伝資源の利用をモニターすることが利用国側の措置として規定されており、今後、我が国が議定書を批准するためには、国内での担保措置を検討・整備することが必要となってくる。この点に関して、COP10直後の記者会見で、環境大臣から新法の制定を検討するとの発言も出ている。我が国は、2000年1月にCBDの下で、遺伝子組換え生物の取扱いに関する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択（2003年9月発効）された際、これを批准するために、非常に厳しい国内担保法を制定したことがある。名古屋議定書を担保する国内法が制定されるとすれば、科学技術の推進、バイオ産業の発展に負の影響がないように、バランスの取れた措置とすることが肝要であろう。一方、遺伝資源の提供国である途上国も、アクセスに関する国内法の整備が要求されることになるが、現状からすると、法整備が追いつかないことが予想される。したがって、我が国の途上国支援の一環として、提供国の国内法整備に向けた協力も重要な責務となろう。なお、COP10で採択された「ポスト2010年目標」（別名、愛知目標）では、20の目標が合意されたが、その1つで「2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される」（目標16）としていることにも留意しておきたい。

名古屋議定書では、「遺伝資源の利用」を定義するに当たり、「遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為」とし、また、「派生物」は「生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物」と定義した。これにより天然に存在する化合物を基に化学修飾を施した合成化合物、遺伝情報等は派生物とみなされないと考えられる。しかしながら、これらの定義を別にして、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用から生じる利益は相互に合意する条件により配分されることが再確認された意義は大きく、ボン・ガイドラインでも派生物に関する利益配分は相互に合意する条件で行うことが規定されていた

ことからすると、PIC、MAT を含め、契約がますます重要となると思われる。

4. サイドイベント（我が国の ABS への取組）

ABS 国際交渉と並行して、COP10 期間中の 10 月 19 日（火）のランチタイムに、経済産業省によるサイドイベントが開催され、JBA も（独）製品評価技術基盤機構（NITE）とともに協力した。「アクセスと利益配分：日本の経験（Japan's Experience of Access and Benefit-Sharing）」と題したサイドイベントには、海外からの会議参加者を中心に約 70 名が参加した。

サイドイベントは、まず、JBA から、我が国における CBD/ABS の実施措置、特に、我が国利用者向けの「遺伝資源へのアクセス手引」の作成、JICA（（独）国際協力機構）バイオインダストリー集団研修の概要を紹介した。ついで、NITE から、CBD/ABS の原則に基づく、アジア諸国（インドネシア、ベトナム、モンゴル、ブルネイ等）との新規有用微生物探索プロジェクトの概要が紹介された。これを受けて、実際に NITE プロジェクトに参画したインドネシア（Yantiyati Widyastuti 女史：インドネシア科学研究所）、モンゴル（Tsetseg Baljinova 女史：モンゴル科学院）の研究者に、それぞれ相手国（資源提供国）側から見たプロジェクトの成果を発表してもらった。これにより、本プロジェクトが資源提供国と資源利用国の双方に資する Win-Win の関係構築に貢献したことを聴衆によく伝えることができた。なお、本サイドイベントの様子は、フランスの科学雑誌「シエンス・エ・アヴニール(Sciences et Avenir)」(「科学と未来」の意) のオンライン版に取りあげられ、日本の成功例として紹介された。

また、名古屋国際会議場に隣接する白鳥公園での「生物多様性交流フェア」にブース出展し、NITE 及び JBA の取組みをパネルで紹介するとともに、関連資料を配布した。

The poster features logos for JBA (Japan Bioindustry Association), Ministry of Economy, Trade and Industry, and NITE (National Institute of Technology and Evaluation). The title is 'Japan's Experience of Access and Benefit-Sharing'. It provides the date (13:15-14:45, 19 October, 2010) and venue (Room 232). A 'Lunch Provided' icon is also present. The contents list five topics: 1. Japan's Measures to Implement CBD/ABS by Dr. Yoshiyasu Yabusaki, JBA; 2. ABS Case Study: Joint Research Projects on Microbes with Asian countries by Dr. Katsuhiko Ando, NITE; 3. Indonesia-Japan Collaborative Research on Taxonomy and Ecology of Fungi and Actinomycetes in Indonesia by Dr. Yantiyati Widyastuti, Indonesian Institute of Sciences (LIPI); 4. Paradigm shift in access to genetic resources: an example of Mongolia-Japan collaboration on diversity of Mongolian microorganisms by Dr. Tsetseg Baljinova, Mongolian Academy of Science (MAS); 5. Exchange views and opinions. Three small images at the bottom show people in a field, a microscope, and a landscape.

サイドイベント

左： イベント案内

下： イベント会場風景



⁷ 記事は、下記 URL 参照。(2011 年 3 月 9 日アクセス)

<http://www.sciencesetavenir.fr/actualite/nature-environnement/20101021.OBS1624/en-direct-de-nagoya-partage-des-ressources-l-exemple-japonais.html>

おわりに—COP11に向けて—

COP10 では土壇場で「名古屋議定書」が採択され、その内容は我が国等の主張に沿ったものとなった。その背景には、国連による国際環境条約に対する各国の危機感があったとされている。2009年12月にコペンハーゲンで開催された気候変動に関する枠組み条約のCOP15では、「京都議定書」の更新をはじめとして何ら決定することができなかった。このため、2010年9月の国連総会では、CBD/COP10がこれに引き続き失敗に終われば、国連主導による国際条約は機能しないことになるとの危機感を各国首脳が共有したという。COP10の閣僚級会合でも同様の懸念が表れており、このことが、名古屋議定書の内容に不満はあるものの採択は妨げないという途上国の発言につながったといえる。我が国は、結果的に、議長国としての面目を保ったといえる。

しかしながら、名古屋議定書では途上国にも一定の配慮を示しており、曖昧な表現のため各国による解釈に幅が出てくることが予想される。また、多国間利益配分メカニズム等の今後の課題が含まれている。2011年2月2日から、国連本部において名古屋議定書の署名が始まっており、当日にコロンビア、ブラジル、イエメン、アルジェリアの4カ国が、続いて、メキシコ、ルワンダが議定書に署名を行った⁸。名古屋議定書は、「50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日以後90日目の日に効力を生ずる」（第33条）こととなっている。

COP10では、名古屋議定書の締約国会議（COP1/MOP）のための政府間委員会が設置され、2012年10月にインドで開催されるCOP11までに、2回の会合が予定されている。2011年6月に開催予定の第1回委員会では、ABSクリアリング・ハウス（第14条）、能力構築（第22条）、意識啓発（第21条）、遵守促進の手続きとメカニズム（第30条）が議論されることになっている。また、2012年4月に予定されている第2回委員会では、議定書発効後の予算、資金供与メカニズム（第25条）、資金動員ガイダンス、COP/MOPの規則・議題（第26条）、多国間利益配分メカニズム、その他が議題にあがっている。このように、名古屋議定書でABS問題が解決したわけではなく、新たなスタートラインに立ったということを強調しておきたい。



COP10会場



10月29日全体会合

⁸ 2011年3月7日現在。

1-3. ABS 名古屋議定書の概略*

1. はじめに

COP10 において採択された名古屋議定書については、採択直後からほとんどのメディアにおいて、名古屋議定書が、アクセス及び公正かつ衡平な利益配分のための国際ルールを定めているとか、提供国の事前同意（PIC）を義務付けているとか、提供者との間に個別の利益配分契約（MAT:相互に合意した条件）を結ぶことを義務付けているとかの解説がされてきている。しかし、それらは正確ではない。

恐らく、名古屋議定書の第 5 条及び第 6 条から上のような誤った解説を引き出してしまっているものと思われる。確かに、それらの条文に上のような趣旨の文言は含まれているのはあるが、そこで注意すべきは、同じ文言は生物多様性条約（CBD）の第 15 条でも用いられていることである。そうすると、第一に、それらの文言に上のような解釈の根拠を求めるのだとしたら、その義務はすでに CBD が定めていることになってしまい、名古屋議定書は不要になる。もちろん、CBD のそれらの文言は上のような義務は定めておらず、名古屋議定書の同じ文言も上のような義務は定めていないのである。第二に、同じことを別の法律や条文が重複して定めることはないため、類似している文言にとらわれず、後述するような新たな規定内容に注目しなければならない。

このように、公正かつ衡平な利益配分のためのルールも、PIC や MAT の義務付けも、これまでと同様に各国の国内法が定めるものであり、名古屋議定書にはそのような義務付け規定は置かれていない。したがって、PIC や MAT の義務に反したとしても、それは当該国内法の違反であり、名古屋議定書違反にはならない。

それでは名古屋議定書は何を定めているかということ、正に、そのような国内法違反を、国境を越えて例外的に追及できるようにする制度を作り上げたのである。

2. 名古屋議定書が定めていること

名古屋議定書は、遺伝資源の提供国の国内法に域外効力を与えることと、そのための条件と手続を定めるという特異な形態をとっている。ボン・ガイドラインでは不十分であるという開発途上国の主張は、まさにこのことに関係していた。法的拘束力のある文書でない限り、国内法に域外効力を与えることはできないからである。名古屋議定書がこうした特異な形態をとっているため、域外効力の条件や制限をめぐって最後まで対立が続いていたのである。

名古屋議定書は、具体的には、第一に、遺伝資源の提供国の国内法の国境を越えた遵守確保制度を樹立した。他国の法律の効果を強制することは国家主権に反するために交渉は難航した。

第二に、懸案であった派生物問題の解消と利益配分の対象範囲の確定という重要な役割を果たした。具体的には、「遺伝資源の利用」という用語を定義することによって「遺伝資源の利用から生じる利益」という用語の解釈を提示し、MAT によって定められた場合には、配分す

* 執筆者：磯崎博司（上智大学大学院 地球環境学研究科 教授）

べき利益の対象範囲に派生物が含まれ得ることを明確にしたのである。

第三に、伝統的知識の取り扱いは CBD においては国内レベルであるが、名古屋議定書はそれを遺伝資源に準じて国際レベルに引き上げた。

第四に、大航海時代まで遡って利益配分を義務付けるという開発途上国の主張を退ける一方で、任意拠出に基づくグローバル資金メカニズムについての検討義務を定めた。

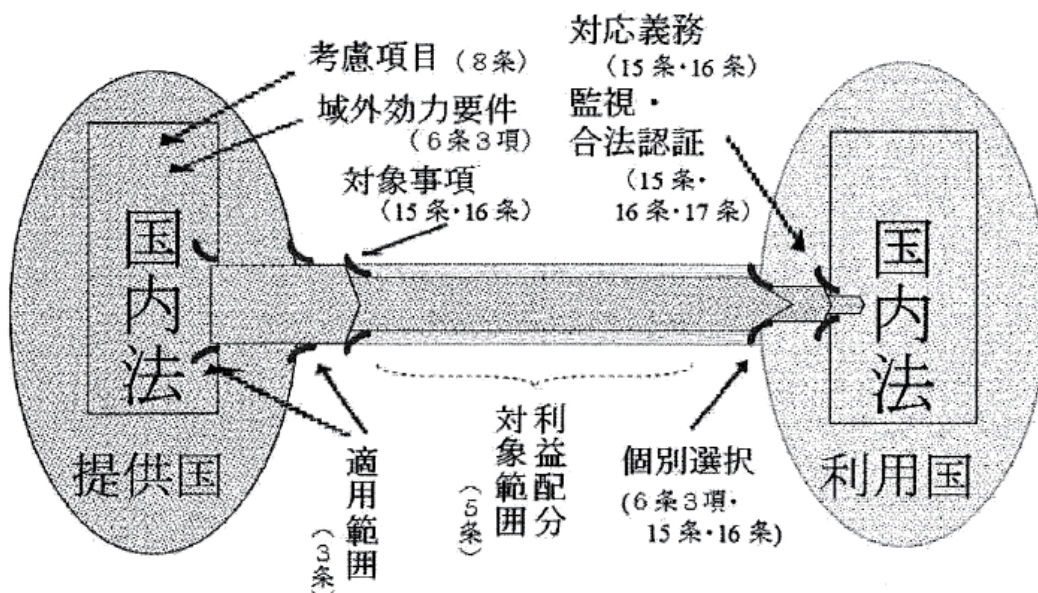
第五に、生物多様性の保全が前提的な基本目的であることを再確認するとともに、ABS による資金（グローバル資金メカニズムを含む）を生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に振り向けるよう奨励している。

3. 名古屋議定書の主要規定

以上のように、名古屋議定書は、開発途上国の主張に沿って例外的な制度を樹立しているが、他方で、先進国の主張に沿って、現在の国際社会の基本原則・国際法原則に基づいた様々な条件や制限が設定されている。以下では、対立の大きかった主要論点ごとに、規定内容を分析してみる。

(a) 適用範囲

第 3 条は、適用範囲を、CBD の枠内の遺伝資源及びそれに付随する伝統的知識、並びに、それらの利用から生じる利益配分であると定めている。したがって、遺伝資源については CBD と同じであるが、伝統的知識については、CBD 第 8 条(j)に比べて、その取り扱い保証は国際レベルに引き上げられている。また、第 4 条は、専門的な分野を扱うほかの条約との相互支持的关系を定めている。



適用範囲に関しては、ヒトの遺伝資源、ヒトに対する病原体、領域外の遺伝資源、南極に存在する遺伝資源、食品などの産品、専門的条約の対象の遺伝資源、議定書発効以前に取得された遺伝資源などの取り扱いには、最後まで対立が続いた。これらの対立していた論点のほとんど

どは、適用範囲を定めている第3条では触れられていない。

適用除外や特例が明記されていない場合は一般原則に従うこととなるため、議定書発効以前に国際移転された遺伝資源への遡及適用は否定されており、また、ほかの条約との関係では特別法及び後法が優先するという事となる。

(b) 派生物：利益配分の対象範囲

派生物については、利益配分の対象範囲と、取得規制の対象範囲という2つの側面をめぐって対立があった。まず、利益配分の対象範囲については、派生物の定義を中心に、何からの利益か、どこまで対象になるかをめぐって対立が続いていた。派生物を通じて利益配分の対象範囲を拡大しようとする開発途上国の主張は、天然資源に対する恒久主権の主張と良く似ている。

ところで、利益配分の対象範囲に派生物を含めることに対して、先進国や企業が反対したと言われることが多いが、実はそうでもない。先進国や企業は、業種や分野により利用形態が大きく異なるため、また、派生物という概念がきわめて広義であり定義が難しいため、選択的な例示にとどめること、及び、派生物を含める場合もあり得るが、それについては国際法や国内法ではなく個別利用ごとのMATにおいて定めることを主張していたのである。

それに加えて、派生物を対象にすることには法的な問題がある。というのは、開発途上国は、派生物には、生物組織に加えて、化学物質、加工品又は情報などが含まれると主張していた。ところが、まず、CBD第15条7項は、「遺伝資源」の利用から生じる利益を配分の対象にしている。次に、CBD第2条において、「遺伝資源とは」「遺伝の機能的な単位を有する」素材であると定められている。ということは、派生物のうちで遺伝の機能的な単位を有しないものは遺伝資源ではないため、その利用から生じる利益はCBDの対象外となる。

この指摘に対して、開発途上国は「遺伝資源の利用」に派生物の生成、抽出や分析が含まれるため、利益配分の対象であると主張するようになった。つまり、「遺伝資源」「の利用から生じる利益」と読むのではなく、「遺伝資源の利用」「から生じる利益」と読むという解釈である。これに対して、先進国や企業も、遺伝資源というよりは派生物が利用対象であることも現実にはあるため、強い反対はしなかった。そのため、2010年7月のモンテリオール会合では、「派生物」という語に伴う上記のような問題を避けるために「派生物」という語は用いず、「遺伝資源の利用」を定義するとともに、個別のMATに基づくことを明記するという妥協案が浮上した。

第5条はその延長上にあり、また、それらの用語の定義を置いている第2条(c)、(d)及び(e)も同様である。それらを連続的に読めば、MATにおいて合意されれば、派生物から生じる利益も配分対象にすることができるようにされており、CBDとの齟齬も生じない。したがって、第5条は外見上はCBD第15条7項を繰り返しているように見えるのであるが、それは、第2条とリンクして、懸案であった利益配分の対象範囲を具体化するという重要な役割を担っている。冒頭で指摘したように、この条文はMATの締結を義務付けているわけではないのである。

(c) 派生物：取得規制の対象範囲

他方、もう一方の派生物問題は、国内法による取得規制の対象範囲に派生物を含めることで

ある。開発途上諸国は、利益配分だけでなく取得規制（ABS の BS だけでなく A）の対象範囲にも派生物を含めるべきと主張し、第 6 条、第 15 条及び第 17 条に、遺伝資源とともに派生物という用語を挿入するよう求めた。

これに対して、先進諸国は、CBD 第 15 条 1 項は「遺伝資源」を対象にしており、上記定義のように「遺伝資源」に含まれない「派生物」は対象でないこと、また、特に、それは、第 15 条及び第 17 条が定める外国法の効力の受け入れ義務の中身を実質的に拡大してしまうこと、さらに実際にも、「派生物」に対する外国法の取得規制（PIC）の合法確認は法技術的に困難であることなど、主に法的観点から反対した。

この取得規制の対象範囲についても、上記(b)についてとられた解釈定義にならって、派生物という語を用いずに双方の見解に沿う文言の提案が繰り返されたが、それでも合意には至らなかった。最終的に、以下で触れる第 6 条、第 15 条及び第 17 条のそれぞれから「派生物」という用語は削除された。

(d) 国内法に対する要件

第 6 条 3 項は、遺伝資源の取得規制について国内法を整備する際に従うべき項目を定めている。具体的には、法的確実性・透明性、公正かつ恣意的でない規則、申請手続の公表、書面による合理的期間内の決定、許可書または証明書の発給、発給した許可書の ABS クリアリング・ハウス・メカニズム（CHM）への登録、先住民社会が関わる場合の明確な手続、MAT に関する明確な規則と手続などである。

実は、第 6 条 3 項は別の重要な役割を担っており、それは、利用国に対して他国の国内法令などの域外効力の受け入れとそれらの合法確認を義務付けている第 15 条、第 16 条及び第 17 条のための、前提要件を定めることである。具体的には、後述のように、第 15 条と第 16 条のそれぞれ 1 項の「均衡する」という語がこの要件に対応した利用国の選択権を認めている。

ただし、ABS の実体ルールは国内法が定めることを前提にしているため、第 6 条 3 項に定められているのは上記のような手続き的要件、それも ABS 法というよりは一般的な法律のための要件にとどまっている。そうではあっても、開発途上国の法令の手続き面の透明性の向上は、一般的にも利用サイドにとっても望ましいことであろう。

他方、第 8 条は、国内法による取得規制を定める際に考慮すべき特別事情を定めている。したがって、対立が解消されずに適用範囲に関する第 3 条では明記されていないヒトに対する病原体及び食品などの製品の取り扱い、本条に組み入れられたのである。具体的には、それぞれ(b)と(c)において十分な考慮を払うことが求められている。また、科学研究目的の調査については、先進国はそれを重視し国内法要件を定めている第 6 条に組み入れるよう求め、開発途上国は主権的権利に対する制約であるとして反対していた。最終的に、第 8 条(a)として組み入れられることとなり、科学目的の非商業利用に対しては簡易手続きを定めることを検討するよう求めている。

(e) 域外効力の対象事項

第 15 条及び第 16 条のそれぞれ 1 項は名古屋議定書の中核規定であり、外国法の域外効力が

定められている。そこにおいては、域外効力の対象となる事項は、遺伝資源が PIC に従って取得されてきていること及び MAT が成立していたことの 2 点だけとされており、さらに、それらの事項が法令または規制的要件として定められていることが必要とされている。

これら対象事項のうち、MAT は過去の事実の確認であるが、PIC については、それが付与されたという過去の事実の確認にとどまらず、PIC に従って遺伝資源が取得されてきていることという PIC 付与後のある程度の期間にわたる状況確認を要する。同様に、伝統的知識の場合には、当該先住民社会による PIC 又は承認に従って、及び彼らの関与を得て、取得されてきていることの確認が求められている。そのため、確認すべき事項は、提供国の法令や規制的要件がどのような規定を置いているか、PIC 付与に当たりどのような個別条件が付けられたかという事前特定し得ない事柄によって左右されるものとなっている。伝統的知識の場合は、さらに、先住民社会の決定権者、その意思決定の手続きなどに左右される。

また、PIC や MAT の根拠は「法律」または「規制的要件」によるとされているため、法律以外による場合や慣習法による場合なども対象にしなければならない。さらに、その対象となる国は単に「他国」とされているため、問題とされる遺伝資源の直接の「提供国」に限られなくなる。そのため、再輸出の場合には、再輸出以前の輸出国や原産国の規制要件についての遵守確保も求められる可能性があり、実行可能性や法的安定性に対する懸念が生じ得る。

とはいえ、上記のように対象事項は極めて限定されており、しかも、内容的にもそれほど厳しくない。そもそも、提供国においてはその国内法に従うことは当然であるため、そのような国内法に従い慎重かつ誠実に行動する企業を想定すれば、本条の域外効力による影響はそれほど大きくないと言えよう。

(f) 対応義務

上記(e)の対象事項について、同じ第 15 条 1 項は、利用国に対して、自国内で利用される遺伝資源を対象に、適切、効果的かつ均衡する、法的、行政的又は政策的な措置をとるよう義務付けている。また、第 16 条 1 項は、伝統的知識について同様の対応義務を定めているが、「適切な場合には」という制約が重ねてかけられている。これらの対応義務は、主権国家として譲れない点、すなわち、外国法の受け入れの際の選択権を前提としている。

具体的には、「適切」と「均衡する」という語が利用国による一般的及び個別的な選択権を認めていると、EU をはじめとして先進国は解釈している。上記(d)において指摘したように、「均衡する」という語に基づいて、利用国は、提供国の法令等が第 6 条 3 項の明確性・透明性要件に合致しているレベルに応じて対応措置のレベルを変えることができるとされる。さらに、「適切」、「効果的」、「均衡」という 3 条件はすべて成立しなければならないため、それらのいずれかに当たらない措置をとることは義務付けられていない。他方で、対応措置の形態は裁量的であるため、「法的」、「行政的」または「政策的」措置の、いずれでも良い。そのため、外国法に対応するためのこの義務もそれほど大きいとは言えない。

(g) 利用国における違反对応措置

第 15 条及び第 16 条のそれぞれ 2 項は、PIC 又は MAT に関する規制的要件の違反が明らか

になった場合に、利用国に、適切、効果的かつ均衡する措置をとることを義務付けている。これら 3 条件は上記と同じであり、利用国内の社会規範や法制度との調和を前提とすることができる。したがって、当該外国法令の下での制裁措置を前提とする義務はない。

また、それらの条の 3 項は従来型の協力規定であり、提供国においてその国内法令違反に対して訴追などの措置がとられている場合で要請があったときに、行政及び司法分野で、可能な範囲内で適切な場合に協力するよう、利用国に義務付けている。

(h) 監視・認証制度

監視・認証制度は、最も合意が難しかった項目である。開発途上国は上記(f)の対応義務の確保のための一手段として厳格な監視・認証制度を求め、チェックポイントとしては、ABS 窓口機関、研究機関、研究成果出版団体、知的財産権審査機関、許認可審査機関などのリストアップを主張した。さらに、原産国を含めること、伝統的知識を含めること、知的財産権の審査時点を含め起源(origin)の開示を義務付けること、開示違反への措置を定めること、特許審査における開示違反の場合は却下すべきことなどを主張した。そして、そのような強制開示違反の際の措置も提案した。

これに対して、先進国は、特許法の改正を伴うような制度、また、強制的な制度については反対するとともに、不特定の外国法の合法確認を国内法の許認可基準として定めるのには無理があること、例示されているチェックポイントは適切でなくリストアップは不要であることを主張した。

この項目をめぐる対立が厳しくなった背景には、ここで検討されている監視・認証制度が通常監視・認証制度と同じではないことがある。通常は品質規格に基づくのであるが、ここでの制度は外国法令に基づく規制的要件の遵守確認を目的とするため、必然的に外国法の受け入れという法的性格を有しているのである。さらに、第 15 条及び第 16 条のそれぞれ 2 項と 3 項の規定が、確認されまたは疑われている違法に基づく個別的対応であるのに対して、ここでの制度は一般的に合法確認を求めることになる。

最終的に採択された第 17 条においては、最低 1 所のチェックポイントによる監視・認証制度を構築することが各国に義務付けられている一方で、チェックポイントのリストは削除された。したがって、その制度の導入とチェックポイントの設定には、各国の裁量が認められており、制度の性格も強制ではなく任意である。そのため、特許法の改正を伴うわけではなく、認証を伴わない遺伝資源などの許認可や流通を容認することができ、認証を伴わない資源を取引するリスクを考慮して購入者が選択する制度とすることも可能である。

ただし、第 17 条 1 項(a)には設定すべきチェックポイントの条件が明記されており、PIC・MAT 及び利用に関する情報を対象にすべきこと、それらの情報の提示を要請すること、提示違反の場合の措置をとること、各利用段階について監視を行うことなどが定められている。そのため、実効的に機能するチェックポイントの設置と運用という実質的な義務を果たさなければならない。また、同項(b)は、MAT 中にその履行状況についての報告義務規定を含めるよう奨励している。

同条 2 項は、第 14 条に定められている CHM を通じた提供国からの PIC 情報を国際的に認められた遵守認証とすると定めており、その 4 項には、最低限必要とされる情報項目が定められている。上記の第 15 条及び第 16 条の下での措置は実効面での課題も多いことから、この国際認証が活用されることになると思われるため、CHM の整備を進める必要がある。

4. その他の規定

伝統的知識及び先住民については、CBD に比べてそれらの位置付けと保証度合いが引き上げられている。しかしながら、「確立された権利に関する国内法令に従い」、また、「取得を認めるための確立された権利を有する場合に」というよう文言が使われており、先住民所在国の国家主権が色濃く示されている。CBD 第 8 条(j)が「国内法に従い」という条件を定めているだけであるのに比較すると、先住民の権利はかえって限定されてしまったと言えよう。

過去に国際移転された遺伝資源への遡及適用については、そのような資源を対象とする資金メカニズムに関する第 10 条が政治決着の中心条項として採択された。しかし、そのメカニズムの検討と具体化は今後の課題とされている。

名古屋議定書の中心目的は、外国法の域外効力の受け入れを義務付けるものである。第 14 条は、その前提となる CHM について定めており、いわば、この議定書の基盤メカニズムである。そのため、必要かつ十分な情報交換が確保されるように構築し改善をしていく必要がある。

第 22 条及び第 23 条は、能力構築及び技術移転について触れている。能力構築及び技術移転は CBD 全体の残された課題であるため、今後、PIC や MAT との関わりを含めて重要性を高めてくると思われる。

5. おわりに

名古屋議定書は、ABS 問題の外縁部分、すなわち、国境を越える遵守確保のための手続きを定めているに過ぎない。そのため、名古屋議定書及びその周辺部分において、具体的な事例に基づく問題解決型の法制度整備を進める必要がある。それには、MAT の国境を越えた遵守確保、法律や契約に疎い社会的弱者に対する支援、公益団体による団体訴訟の検討などが含まれよう。その中には、ABS 問題にとどまらず、契約法、経済法、環境法及び人権法上の政策課題が関係してくるものがあるため、広い観点からの法政策的検討が必要とされる。

他方で、そこから中心部分に向かって、提供国における国内法・行政制度の整備とそのため
の支援、標準的・調和的な ABS 国内法令の提示、分野別の標準的 MAT の検討、目的外使用や
目的変更への対応措置の検討などを進める必要がある。このプロセスは以上のプロセスと相ま
って、ABS 問題の中心部分、すなわち、ABS そのもののルールを定めている各国の国内法の
整備と調和につながることもなり、究極的には、環境・経済・社会的に健全な利用の促進と
公正かつ衡平な利益配分の確保との実現が可能となる。

1-4. 名古屋議定書 JBA 日本語訳

生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及び
その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する

名古屋議定書

(JBA 日本語訳)

NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND
EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE
CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY

2011年1月31日



財団法人バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

まえがき

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY）」（略称、名古屋議定書）が2010年10月29日、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された。

財団法人バイオインダストリー協会（JBA）生物資源総合研究所は、名古屋議定書の速やかな普及に寄与するために、「名古屋議定書 JBA 版日本語訳（初版）」を作成し、2010年11月26日、ウェブ・サイト「生物多様性条約（CBD）に基づく生物資源へのアクセスと利益配分—企業のためのガイド—」（<http://www.mabs.jp/>）に掲載した。

その後、生物多様性条約事務局より名古屋議定書の条文番号等の修治や、JBA 事務局内での校正に基づき初版を改訂した。改訂版は JBA による 2011 年 1 月 31 日版日本語訳であり、我が国政府による公定訳ではない。

この改訂に対して、法律的地見地から上智大学の磯崎博司教授より貴重な助言を頂いたことを付記する。

尚、ここに掲載した名古屋議定書英文は、国際連合法務部ウェブ・サイト

<http://treaties.un.org/doc/Treaties/2010/11/20101127%2002-08%20PM/Ch-XXVII-8-b.pdf>

（最終訪問日：2011年1月28日）

から入手したものである。

2011年1月31日

財団法人バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

担当：炭田精造

野崎恵子

藪崎義康

渡辺順子

目次

前文	
第1条	目的
第2条	用語
第3条	適用範囲
第4条	国際協定及び国際文書との関係
第5条	公正かつ衡平な利益配分
第6条	遺伝資源へのアクセス
第7条	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス
第8条	特別な考慮
第9条	保全及び持続可能な利用への貢献
第10条	地球規模の多国間利益配分の仕組み
第11条	国境を越えた協力
第12条	遺伝資源に関連する伝統的知識
第13条	各国の政府窓口及び権限ある国内当局
第14条	アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び情報の共有
第15条	アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
第16条	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
第17条	遺伝資源の利用のモニタリング
第18条	相互に合意する条件の遵守
第19条	モデル契約条項
第20条	行動規範、ガイドライン及び優良事例及び/又は基準
第21条	意識啓発
第22条	能力
第23条	技術移転、協働及び協力
第24条	非締約国
第25条	資金供与の制度及び資金
第26条	この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
第27条	補助機関
第28条	事務局
第29条	モニタリング及び報告
第30条	この議定書の遵守を促進する手続及び仕組み
第31条	評価及び再検討
第32条	署名
第33条	効力発生
第34条	留保
第35条	脱退
第36条	正文
附属書	金銭的及び非金銭的利益

生物の多様性に関する条約の

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という）の締約国として、

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分が、条約の主たる目的三つのうちの一つであることを想起し、また、議定書が条約の枠組みの中でこの目的の実施を追求することを認識し、

各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することを再確認し、かつ条約の規定に従い、

条約第 15 条を更に想起し、

条約第 16 条及び第 19 条に従い、開発途上国において遺伝資源に付加価値を付けるための研究能力及び技術革新能力を構築するために実施される技術移転と協力が、持続可能な開発に果たす重要な貢献を認識し、

生態系と生物多様性の経済的価値についての公衆の自覚、並びにこの経済的価値を生物多様性の管理者と公正かつ衡平に配分することが、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用の第一の動機付けになることを認識し、

アクセスと利益配分の果たし得る役割、すなわち生物多様性の保全及び持続可能な利用、貧困撲滅並びに環境の持続可能性に貢献し、それによりミレニアム開発目標の達成に貢献するという役割を認識し、

遺伝資源へのアクセスと当該資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分との結びつきを認識し、

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関し、法的確実性を確保することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者間の相互に合意する条件の交渉において、衡平さ及び公正さを促進することの重要性を認識し、

アクセスと利益配分において女性が不可欠の役割を果たすことを同じく認識し、また、生物多様性保全のための政策決定及び実施のすべての段階における女性の完全な参加が必要であることを確認し、

条約のアクセスと利益配分に関する規定の効果的な実施を更に支援することを決意し、

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識が国境を越えて存在している場合、又は事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合に、当該遺伝資源及び伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に対処するには、革新的な解決策が必要であることを認識し、

食料の安全保障、公衆衛生、生物多様性の保全、気候変動の緩和及び適応にとって、遺伝資源が重要であることを認識し、

農業生物多様性の特殊な性質、その固有の特徴及び固有の解決策を必要とする問題を認識し、

食料及び農業に用いられる遺伝資源に関するすべての国の相互依存性ととも、世界の食料の安全保障の達成にとって、並びに貧困緩和及び気候変動との関連における農業の持続可能な開発にとってのその特殊な性質及び重要性を認識し、またこの点に関して、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約及びFAO食料農業遺伝資源委員会の根本的役割を認識し、

世界保健機関の国際保健規則（2005年）と、公衆衛生対策及び対応のためにヒト病原体へのアクセスを確保することの重要性とに留意し、

アクセスと利益配分に関し、他の国際的な協議の場において現在行われている作業を認識し、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の下で設置されたアクセスと利益配分に関する多国間システムが条約と調和して策定されたことを想起し、

アクセスと利益配分に関する国際文書が、条約の目的を達成するために相互補完的であるべきことを認識し、

条約第8条(j)は、遺伝資源に関連する伝統的知識、並びに当該知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する条項であり、そのため同条の関連性を想起し、

遺伝資源と伝統的知識の相互関係、両者が原住民の社会及び地域社会にとって不可分の性質を持つこと、並びに伝統的知識が生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び当該社会の持続可能な生計にとって重要であることに留意し、

遺伝資源に関連する伝統的知識が原住民の社会及び地域社会により保有され又は所有される状況が多様であることを認識し、

原住民の社会及び地域社会において、遺伝資源に関連する伝統的知識の正当な保有者をこれら社会内において特定することは当該社会の権利であることに留意し、

遺伝資源に関連する伝統的知識が生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する豊かな文化遺産であることを反映して、各国における保有状況が、口承、文書又はその他の形式によるなど特有のものであることをさらに認識し、

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に留意し、

この議定書のいかなる規定も、原住民の社会及び地域社会の既存の権利を縮小又は消滅させるものと解してはならないことを確認し、

次のとおり協定した。

第1条

目的

この議定書は、遺伝資源及び技術に対するすべての権利を考慮し、遺伝資源への適切なアクセス及び関連する技術の適切な移転、並びに適切な資金供与などにより、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することを目的とし、もって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献しようとするものである。

第2条

用語

条約第2条に定義する用語をこの議定書に適用する。またこの議定書の適用上、

- (a) 「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。
- (b) 「条約」とは、生物の多様性に関する条約をいう。
- (c) 「遺伝資源の利用」とは、条約第2条に定義するバイオテクノロジーの応用を通じたものも含め、遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為をいう。
- (d) 条約第2条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。
- (e) 「派生物」とは、生物資源若しくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む。

第3条

適用範囲

この議定書は、条約第15条の適用範囲内の遺伝資源及び当該遺伝資源の利用から生じる利益に適用する。そのほかこの議定書は、条約の適用範囲内の遺伝資源に関連する伝統的知識及び当該伝統的知識の利用から生じる利益にも適用する。

第4条

国際協定及び国際文書との関係

1. この議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りではない。本項の規定は、この議定書と他の国際文書との間に序列をつけることを意図するものではない。
2. この議定書のいかなる規定も、締約国が、他の特定分野のアクセスと利益配分に関する協定をはじめ、他の関連する国際協定を策定し及び実施することを妨げるものではない。ただし、それらの協定が条約及びこの議定書の目的を支持しかつこれに反しないことを条件とする。
3. この議定書は、この議定書に関連する他の国際文書と相互補完的に実施される。当該国際文書及び関連する国際機関の下で進められている有用で関連のある作業又は慣行に対しては、相当の注意を払うべきである。ただし、当該作業又は慣行が条約及びこの議定書の目的を支持しかつこれに反しないことを条件とする。
4. この議定書は、条約のアクセスと利益配分に関する規定を実施するための文書である。特定分野のアクセスと利益配分に関する国際文書で、条約及びこの議定書の目的に合致し及びこれに反しないものが適用される場合には、当該国際文書の対象となる特定の遺伝資源に関しては、当該文書の目的上、この議定書は当該文書の締約国には適用されない。

第5条

公正かつ衡平な利益配分

1. 条約第15条3及び7に従い、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生じる利益は、当該資源を提供する締約国（当該資源の原産国又は当該資源を条約の規定に従って取得した締約国）と、公正かつ衡平に配分される。当該配分は相互に合意する条件で行う。
2. 各締約国は、原住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源の利用から生じる利益を、当該遺伝資源に対するそれらの社会の確立された権利に関する国内法に従い、相互に合意する条件に基づいて、関係する社会と公正かつ衡平に配分することを確保することを目的として、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
3. 上記1の規定を実施するため、各締約国は適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
4. 利益には附属書に示すものをはじめ、金銭的利益及び非金銭的利益を含めることができる。ただし、これに限るものではない。
5. 各締約国は、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益を、当該伝統的知識を保有する原住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分するために、適宜、立法上、行政上、又は政策上の措置をとる。当該配分は相互に合意する条件で行う。

第6条

遺伝資源へのアクセス

1. 天然資源に対する主権的権利を行使するに当たり、また、アクセスと利益配分に関するその国の法律又は規制要件に従い、利用を目的とした遺伝資源へのアクセスには、当該資源を提供する締約国（当該資源の原産国又は当該資源を条約の規定に従って取得した締約国）が別段の決定を行う場合を除き、その国の事前の情報に基づく同意を必要とする。
2. 国内法に従い、各締約国は、原住民の社会及び地域社会が遺伝資源へのアクセスを付与する確立された権利を有する場合には、当該資源へのアクセスに関して、原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与を得ることを確保することを目的として、適宜、措置をとる。
3. 上記1の規定に従い、事前の情報に基づく同意を求める各締約国は、次のことを行うため、適宜、立法上、行政上又は政策上の必要な措置をとる。
 - (a) アクセスと利益配分に関する自国の法律又は規制要件の法的な確実性、明確性及び透明性について定める
 - (b) 遺伝資源へのアクセスに関する公正かつ非恣意的な規則及び手続について定める
 - (c) 事前の情報に基づく同意の申請方法についての情報を提供する
 - (d) コスト効果の高い方法及び合理的な期間内に、権限ある国内当局の書面による明確かつ透明な決定について定める
 - (e) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠及び相互に合意する条件を設定したことの証拠として、許可証若しくはそれに相当するものをアクセスの時点で交付することを定め、並びに、その旨を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に通報する

(f) 該当する場合には、及び国内法に従い、遺伝資源へのアクセスに関する原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認を得るための、及び彼らの関与に関する基準及び／又は手続について定める

(g) 相互に合意する条件を要求し設定するための明確な規則及び手続を定める。当該条件は書面で定め、特に以下を含めることができる

- (i) 紛争解決条項
- (ii) 利益配分の条件、これには知的財産権に関連するものも含む
- (iii) のちに第三者による利用がある場合の条件
- (iv) 意図が変更された場合の条件（該当する場合）

第7条

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス

国内法に従い、各締約国は、原住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが、当該原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与を得て行われること、並びに相互に合意する条件が締結されていることを確保することを目的として、適宜、措置をとる。

第8条

特別な考慮

各締約国は、アクセスと利益配分に関する自国の法律又は規制要件を策定し実施する際に、次のことを行う。

(a) 特に開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励するような条件を整える。それには、研究の意図の変更に対処する必要性を考慮した上で、非商業目的での研究のためのアクセスに関する簡素化された措置を含む。

(b) 国内又は国際的に定められる現在の又は急迫した緊急事態であって、ヒト、動物又は植物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の注意を払う。締約国は、遺伝資源への迅速なアクセスの必要性及び当該遺伝資源の利用から生じる利益の迅速で公正かつ衡平な配分（特に開発途上国において、必要とする人々への安価な治療へのアクセスを含む）の必要性を考慮することができる。

(c) 食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれが食料の安全保障に果たす特別な役割に考慮する。

第9条

保全及び持続可能な利用への貢献

締約国は、遺伝資源の利用から生じる利益を生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に振り向けるよう、利用者及び提供者に奨励する。

第 10 条

地球規模の多国間利益配分の仕組み

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、又は事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合に、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。この仕組みを通じて遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者が配分する利益は、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を地球規模で支援するために用いる。

第 11 条

国境を越えた協力

1. 同一の遺伝資源が、複数の締約国の領域内にある生息域内に認められる場合、当該締約国は、この議定書を実施するため、該当する場合には関係する原住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。
2. 遺伝資源に関連する同一の伝統的知識を複数の締約国内にある一つ又はそれ以上の原住民の社会及び地域社会で共有している場合、当該締約国は、この議定書の目的を実施するため、関係する原住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。

第 12 条

遺伝資源に関連する伝統的知識

1. 締約国は、この議定書に基づく義務の実施に当たり、遺伝資源に関連する伝統的知識に関し、国内法に従い、適宜、原住民の社会及び地域社会の慣習法、共同体規約及び手続を考慮する。
2. 締約国は、関係する原住民の社会及び地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝統的知識の潜在的な利用者に対し、当該知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する利用者の義務について、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を通じて提供される手段を含め、情報を提供する仕組みを設置する。
3. 締約国は適宜、原住民の社会及び地域社会（これらの社会の女性を含む）による次のものの策定を支援するよう努める。
 - (a) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する共同体規約
 - (b) 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための、相互に合意する条件に関する最低要件
 - (c) 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益配分に関するモデル契約条項
4. 締約国は、この議定書の実施に当たり、条約の目的に従い、原住民の社会及び地域社会の内部及び相互間で行われてきた遺伝資源及び関連する伝統的知識の慣習的利用及び交換を、可能な限り、制限してはならない。

第 13 条

各国の政府窓口及び権限ある国内当局

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関して一つの政府窓口を指定する。この各国の政府窓口は、次のような情報を提供する。

(a) 遺伝資源へのアクセスを求める申請者を対象とし、事前の情報に基づく同意の取得及び相互に合意する条件の設定（利益配分を含む）のための手続に関する情報

(b) 可能な場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを求める申請者を対象とし、原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与を適宜得るための手続、並びに相互に合意する条件（利益配分を含む）の設定のための手続に関する情報

(c) 権限ある国内当局、関連する原住民の社会及び地域社会、並びに関連する利害関係者に関する情報

各国の政府窓口は、事務局との連絡について責任を負う。

2. 各締約国はアクセスと利益配分に関する一つ又はそれ以上の権限ある国内当局を指定する。権限ある国内当局は、適用される各国の立法上、行政上又は政策上の措置に従い、アクセスの付与に対して、又は該当する場合にはアクセス要件が満たされたことの書面による証拠の交付に対して責任を負い、かつ、事前の情報に基づく同意の取得及び相互に合意する条件の設定に関して適用可能な手続及び要件について助言する責任を負う。

3. 締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の双方の機能を果たす単一の組織を指定することができる。

4. 各締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、事務局に対し、政府窓口及び権限ある国内当局の連絡先情報を通報する。締約国は、複数の権限ある国内当局を指定する場合には、その通報と共に、これらの当局のそれぞれの責任に関する関連情報を事務局に連絡する。それに該当する場合、当該情報においては、少なくともどの権限ある当局が、求められている遺伝資源に責任を負うかを特定する。各締約国は、その政府窓口の指定の変更、又は権限ある国内当局の連絡先情報若しくは責任の変更がある場合には、直ちにそれを事務局に通報する。

5. 事務局は、上記 4 の規定に従って受領した情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を通じて提供する。

第 14 条

アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び情報の共有

1. 条約第 18 条 3 に基づく情報交換の仕組みの一部として、この議定書により、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を設置する。このクリアリング・ハウスは、アクセスと利益配分に関する情報を共有する手段としての役割を果たす。特に、各締約国から提供されたこの議定書の実施に関連する情報について、利用の機会を提供する。

2. 各締約国は、秘密情報の保護が損なわれることなく、この議定書により要求される情報並びにこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の下した決定に従って要求される情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。この情報は以下を含む。

- (a) アクセスと利益配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置
 - (b) 各国の政府窓口及び権限ある国内当局に関する情報
 - (c) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠及び相互に合意する条件を設定したことの証拠としてアクセスの時点で交付される許可証又はそれに相当するもの
3. 追加的な情報には、入手可能な場合及び適宜、次のものを含めることができる。
- (a) 原住民の社会及び地域社会の関連する権限ある当局、そう決定したことに関する情報
 - (b) モデル契約条項
 - (c) 遺伝資源をモニターするために開発された方法及びツール
 - (d) 行動規範及び優良事例
4. 「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」の運用方法は、その活動に関する報告書を含め、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において検討し及び決定し、その後継続して見直す。

第 15 条

アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守

1. 各締約国は、相手方締約国のアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件が要求するとおり、自国の管轄内で利用される遺伝資源へのアクセスが事前の情報に基づく同意に従って行われており、かつ相互に合意する条件が設定されていることを規定するための、適切で効果的かつ釣合いのとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
2. 締約国は、上記 1 の規定に従ってとられた措置への不遵守の場合に対処するため、適切で効果的かつ釣合いのとれた措置をとる。
3. 締約国は、上記 1 に規定するアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件への違反の申立てがあった事案において、可能な限り及び適宜、協力する。

第 16 条

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する

国内の法律又は規制要件の遵守

1. 各締約国は、原住民の社会及び地域社会の所在地である相手方締約国のアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件が要求するとおり、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが、原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与に従って行われており、かつ相互に合意する条件が設定されていることを規定するための、適切で効果的かつ釣合いのとれた立法上、行政上又は政策上の措置を適宜とる。
2. 各締約国は、上記 1 の規定に従ってとられた措置への不遵守の場合に対処するため、適切で効果的かつ釣合いのとれた措置をとる。
3. 締約国は、上記 1 に規定するアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件への違反の申立てがあった事案において、可能な限り及び適宜、協力する。

第 17 条

遺伝資源の利用のモニタリング

1. 遵守を支援するため、各締約国は、遺伝資源の利用をモニターするため及び当該利用に関する透明性を高めるための措置を適宜とる。当該措置は以下を含む。

- (a) 次のような一つ又はそれ以上のチェックポイントを指定すること
 - (i) 指定されたチェックポイントが適宜、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定及び／又は遺伝資源の利用についての関連情報を収集し又は受領する。
 - (ii) 各締約国は、適宜、及び指定されたチェックポイントの固有の性質に応じて、遺伝資源の利用者に対し、指定されたチェックポイントにおいて上記 (i) の規定に定める情報を提供するよう求める。各締約国は、不遵守の場合に対処するため適切で効果的かつ釣合いのとれた措置をとる。
 - (iii) 当該情報は、国際的に認知された遵守証明書がある場合にはそこから得られるものも含め、秘密情報の保護が損なわれることなく、適宜、関連する国内当局、事前の情報に基づく同意を付与する締約国及び「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。
 - (iv) チェックポイントは効果的でなければならず、この(a)の規定の実施に関連する機能を有するべきである。チェックポイントは、遺伝資源の利用に関したものであり、又は特に、研究、開発、技術革新、商業化前、商業化というあらゆる段階での関連情報に関するものであるべきである。

(b) 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件の中に、報告要件などにより、当該条件の実施に関する情報を共有するための規定を含めることを奨励すること

(c) コスト効果の高い通信手段及びシステムを利用することを奨励すること

2. 許可証又はそれに相当するものが第 6 条 3(e)に従って交付され、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」でその情報が利用可能になった場合、この許可証又はそれに相当するものは、国際的に認知された遵守証明書を構成する。

3. 国際的に認知された遵守証明書は、事前の情報に基づく同意を付与する締約国のアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件が要求するとおり、当該証明書の対象となる遺伝資源へのアクセスが事前の情報に基づく同意に従って行われており、かつ相互に合意する条件が設定されていることを示す証拠となる。

4. 国際的に認知された遵守証明書には、秘密でない場合には、次の最低限の情報を含める。

- (a) 交付当局
- (b) 交付日
- (c) 提供者
- (d) 証明書の固有の識別記号

- (e) 事前の情報に基づく同意の付与を受けた個人又は組織
- (f) 証明書が対象とする事項又は遺伝資源
- (g) 相互に合意する条件が設定されたことの確認
- (h) 事前の情報に基づく同意が取得されたことの確認
- (i) 商業的及び／又は非商業的な利用

第 18 条

相互に合意する条件の遵守

1. 第 6 条 3 (g) (i) 及び第 7 条の実施に当たり、各締約国は、遺伝資源及び／又は遺伝資源に関連する伝統的知識の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件の中に、適当な場合には、紛争解決に関する次のような規定を含めることを奨励する。

- (a) 紛争解決の手續において従う管轄権
- (b) 準拠法；及び／又は
- (c) 仲介又は仲裁など裁判外紛争解決の選択肢

2. 各締約国は、相互に合意する条件から生じた紛争において、適用される管轄要件と両立する形で、自国の法制度の下で助力を求める機会があることを確保する。

3. 各締約国は以下について、適宜、効果的な措置をとる。

- (a) 司法へのアクセス
- (b) 外国の判決及び仲裁判断の相互承認並びに執行に関する仕組みの利用

4. この条の有効性は、この議定書の第 31 条に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が検討する。

第 19 条

モデル契約条項

1. 各締約国は、相互に合意する条件に関する分野別及び分野横断的なモデル契約条項の策定、更新及び利用を、適宜、奨励する。

2. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、分野別及び分野横断的なモデル契約条項の利用について定期的に状況調査する。

第 20 条

行動規範、ガイドライン及び優良事例及び／又は基準

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関連する自主的な行動規範、ガイドライン及び優良事例及び／又は基準の策定、更新及び利用を、適宜、奨励する。

2. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、自主的な行動規範、ガイドライン及び優良事例及び／又は基準の利用について定期的に状況調査し、個々の行動規範、ガイドライン及び優良事例及び／又は基準の採択を検討する。

第 21 条

意識啓発

各締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の重要性並びに関連するアクセスと利益配分問題について、意識啓発のための措置をとる。当該措置には、特に次のものを含めることができる。

- (a) この議定書（その目的を含む）の普及促進
- (b) 原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者の会合の開催
- (c) 原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者のための相談窓口の設置及び維持
- (d) 各国のクリアリング・ハウスを通じた情報普及
- (e) 原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者と協議の上で、自主的な行動規範、ガイドライン及び優良事例及び／又は基準の普及促進
- (f) 適宜、国内的、地域的及び国際的な経験交換の促進
- (g) 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者及び提供者に対するアクセスと利益配分に関する義務についての教育及び訓練
- (h) この議定書の実施における原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者の関与
- (i) 原住民の社会及び地域社会の共同体規約及び手続に関する意識啓発

第 22 条

能力

1. 締約国は、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国においてこの議定書を効果的に実施するため、既存の世界的、地域的、準地域的及び国内の機関及び組織を通じるなどにより、能力構築、能力開発並びに人的資源及び制度上の能力強化に協力する。これに関連して、締約国は、原住民の社会及び地域社会、並びに非政府組織及び民間部門を含む関連する利害関係者の関与を促進するべきである。

2. 開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国の条約の関連規定に基づく資金に対する必要性については、この議定書を実施するための能力の構築及び開発に当たり十分に考慮される。

3. この議定書の実施に関連する適切な措置の根拠として、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国は、自国の能力の自己評価を通じ、国としての能力構築の必要性及び優先事項を特定するべきである。その際に当該締約国は、女性の能力構築の必要性及び優先事項を重視しつつ、原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者が特定した彼らの能力構築の必要性及び優先事項を支援するべきである。

4. この議定書の実施を支援するに当たり、能力の構築及び開発については、特に次の主要分野に取り組むことができる。

- (a) この議定書を実施する能力及びこの議定書の義務を遵守する能力
- (b) 相互に合意する条件を交渉する能力
- (c) アクセスと利益配分に関する自国の立法上、行政上又は政策上の措置を策定し、実施し及び執行する能力
- (d) 国が自国の遺伝資源に付加価値を付けるために自国の研究能力を開発する能力

5. 上記1～4の規定に基づく措置には、特に次のものを含めることができる。

- (a) 法律及び制度の整備
- (b) 相互に合意する条件を交渉するための訓練など、交渉における衡平さ及び公正さの促進、
- (c) 遵守のモニタリング及び執行
- (d) アクセスと利益配分活動における、利用できる最善の通信手段とインターネットを利用したシステムの採用
- (e) 評価方法の開発及び利用
- (f) 生物探査、それに関連する調査及び分類研究
- (g) 技術移転並びに当該技術移転を持続可能にする基盤及び技術的能力
- (h) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に対するアクセスと利益配分活動の貢献の促進
- (i) アクセスと利益配分について、関連する利害関係者の能力を高めるための特別な措置
- (j) 遺伝資源及び／又は遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに関し、当該社会内の女性の能力強化に重点を置いて、原住民の社会及び地域社会の能力を高めるための特別な措置

6. 上記1～5の規定に基づいて国レベル、地域レベル及び国際レベルで実施された能力の構築及び開発の取組に関する情報は、アクセスと利益配分のための能力の構築及び開発に関する協働及び連携を促進するため、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供すべきである。

第23条

技術移転、協働及び協力

条約第15条、第16条、第18条及び第19条に従い、締約国は、この議定書の目的を達成する手段として、バイオテクノロジー研究を含む技術的及び科学的な研究及び開発のプログラムにおいて協働し及び協力する。締約国は、条約及びこの議定書の目的を達成するための健全で存続できる技術的及び科学的基盤を開発し及び強化できるようにするために、後開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上締約国及び移行経済締約国による技術へのアクセス、並びにこれらの国々への技術移転を促進し及び奨励することを約束する。可能であって適当な場合、こうした協働による活動は、遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国又は条約の規定に従って遺伝資源を取得した締約国）において及びそれら締約国と共に行う。

第 24 条

非締約国

締約国は非締約国に対し、この議定書を支持し、適切な情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供することを奨励する。

第 25 条

資金供与の仕組み及び資金

1. 締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第 20 条の規定を考慮する。
2. 条約の資金供与の仕組みは、この議定書の資金供与の仕組みとなる。
3. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の第 22 条に規定する能力の構築及び開発に関し、締約国会議による検討のために上記 2 の資金供与の仕組みについての指針を提供するに当たり、資金に関する開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国の必要性、並びに原住民の社会及び地域社会、これらの社会内の女性を含む、の能力構築の必要性及び優先事項を考慮する。
4. 上記 1 の規定に関し、締約国は、この議定書を実施するために必要な能力の構築及び開発に関する要件を特定し及び実施する開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国の取組において、これらの国が抱える必要性も考慮する。
5. この議定書が採択される前に合意されたものも含め、締約国会議の関連する決定における条約の資金供与の仕組みに関する指針は、この条の規定について準用する。
6. 先進締約国はまた、二国間の、地域的な及び多国間の経路を通じて、この議定書の規定を実施するための資金及びその他の資源を供与することができ、開発途上締約国及び移行経済締約国はこれを利用することができる。

第 26 条

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

1. 締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。
3. 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議のビューローの構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員と交代する。
4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。この

議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により与えられる任務を遂行し、及び次のことを行う。

- (a) この議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。
- (b) この議定書の実施のために必要と認められる補助機関を設置すること。
- (c) 適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用すること。
- (d) この議定書の第 29 条に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
- (e) 必要に応じ、この議定書の実施のために必要とみなされるこの議定書及びその附属書の改正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び採択すること。
- (f) この議定書の実施のために必要なその他の任務を遂行すること。

5. 締約国会議の手續規則及び条約の財政規則は、この議定書の下で準用する。ただし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除く。

6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合は、この議定書の効力発生の日の後に予定されている最初の締約国会議の会合と併せて事務局が招集し、開催する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて開催する。

7. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき、又はいずれかの締約国から書面による要請があり、事務局がその要請を締約国に通報した後六カ月以内に、締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

8. 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであって条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた団体又は機関は、国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいずれであっても、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、この条に別段の定めがある場合を除くほか、上記 5 に規定する手續規則に従う。

第 27 条

補助機関

1. 条約によって又は条約の下で設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づく場合を含め、この議定書のためにその任務を遂行することができる。当該決定ではいずれも遂行すべき任務を特定する。

2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、上記補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

3. 条約の補助機関がこの議定書に関する事項についてその任務を遂行するときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する当該補助機関のビューローの構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員と交代する

第 28 条

事務局

1. 条約第 24 条によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。
2. 事務局の任務に関する条約第 24 条 1 は、この議定書について準用する。
3. この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において必要な予算措置について決定する。

第 29 条

モニタリング及び報告

各締約国は、この議定書に基づく自国の義務の履行状況をモニターし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔及び形式で、この議定書を実施するためにとった措置についてこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第 30 条

この議定書の遵守を促進する手続及び仕組み

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し及び不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための制度的な仕組みを検討し、及び承認する。これらの手続及び仕組みには、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める。これらの手続及び仕組みは、条約第 27 条に基づく紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

第 31 条

評価及び再検討

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の 4 年後に、及びその後はこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔で、この議定書の有効性についての評価を行う。

第 32 条

署名

この議定書は、2011 年 2 月 2 日から 2012 年 2 月 1 日までニューヨークにある国際連合本部において、条約締約国による署名のために開放しておく

第 33 条

効力発生

1. この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による 50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。
2. この議定書は、上記 1 に規定する 50 番目の文書の寄託後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後 90 日目の日、又は条約が当該国若しくは機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に、効力を生じる。
3. 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、上記 1 及び 2 の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第 34 条

留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第 35 条

脱退

1. 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から 2 年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。
2. 当該脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後 1 年を経過した日、又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に、効力を生ずる。

第 36 条

正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてここに明記する日にこの議定書に署名した。

2010年10月29日に名古屋で作成した。

附属書

金銭的及び非金銭的利益

1. 金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。
 - (a) アクセス料金、又は収集若しくはその他の方法で取得した標本ごとの料金
 - (b) 前払い金
 - (c) マイルストーン支払金
 - (d) ロイヤリティー支払金
 - (e) 商業化の場合の実施許諾料
 - (f) 生物多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金へ支払う特別料金
 - (g) 給与及び相互に合意する場合には特惠条件
 - (h) 研究資金
 - (i) 共同事業
 - (j) 関連する知的財産権の共同所有

2. 非金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。
 - (a) 研究開発成果の共有
 - (b) 科学的研究開発プログラム、特にバイオテクノロジー研究における協働、協力及び貢献。可能な場合、これは遺伝資源を提供する締約国で行う。
 - (c) 製品開発への参加
 - (d) 教育訓練における協働、協力及び貢献
 - (e) 遺伝資源の生息域外施設への入場許可及びデータベースへの受け入れ
 - (f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最惠条件（合意する場合には、譲許的及び特惠的な条件を含む）による知識と技術の移転、特に、遺伝資源を利用する知識と技術（バイオテクノロジーを含む）の移転、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する知識と技術の移転
 - (g) 技術移転のための能力の強化
 - (h) 制度的な能力の開発
 - (i) アクセス規制の管理と執行の能力を強化するための人的及び物的資源
 - (j) 遺伝資源に関連する研修で、遺伝資源を提供する国の全面的な参加を得て行うもの。これは、可能ならば当該提供国の国内で行う。
 - (k) 生物学的目録と分類研究を含め、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する科学情報へのアクセス
 - (l) 地域経済への貢献
 - (m) 保健及び食料安全保障のような優先度の高い必要性に沿った研究で、遺伝資源を提供する締約国内での遺伝資源の利用を考慮して行うもの
 - (n) アクセスと利益配分の協定から生じる組織上、職業上の関係及びその後の協働の活動
 - (o) 食料及び生活の安全保障上の利益
 - (p) 社会的認知
 - (q) 関連する知的財産権の共同所有

1-5. 北京報告: 中国の民族植物学

「第5回民族植物学国家シンポジウム並びに第4回アジア・太平洋民族植物学フォーラム」

2010年9月10日～13日、中国民族植物学会と中国民族大学（MUC: Minzu University of China）の共催による標記シンポジウム（The Fifth National Symposium on Ethnobotany, and The Fourth Asia-Pacific Forum on Ethnobotany）が北京の湖厦大飯店（Hubei Hotel）において開催された。我が国からは本事業タスクフォースの最首太郎委員（水産大学校）が出席し講演した。

1. プログラム

（日程と報告タイトル、セッション毎のテーマ等）

第1日目（2010年9月10日）

■ 民族植物学（Ethnobotany）と伝統的知識（TK: Traditional Knowledge）に関するトレーニングコースプレシンポジウム（中国語のみで英語通訳なし）

参加者：中国民族大学／MUC 学部学生対象

報告タイトル：

- 民族植物学とその現代的応用
- 民族植物学と植物資源の保護
- 土地賃貸規制の最新の形態としての絶滅危惧種の保護
- モンゴルの民族植物学の研究と利用
- 医療経験の発見と資源の民族的医療への持続的利用に関する研究
- 現代民族植物学
- 中国における農業的文化的遺産のための発掘と保護

第2日目（2010年9月11日、於北京湖厦ホテル会議場）

■ 第5回民族植物学国家シンポジウム

セッション1／民族植物学に関する研究の進歩と TK の国際的集中地

セッション2／民族植物学の進展と TK の応用

第2セッションの「TK の保護とアジア太平洋地域における利益配分の実行（Session 2 Traditional Knowledge Protection and Practices of Benefit-sharing in Asia-pacific Region）」において、「日本におけるアクセスと利益配分（ABS）の実施（ABS practice in Japan, by Prof. Taro Saishu, from National Fishery University, Japan.）」に関して、「日本における ABS 政策と遺伝資源法制に関する経験」と題し最首委員が報告した。

セッション3／民族学的伝統医薬に関する研究の進歩

第3日目（2010年9月12日）

セッション 4/TK と生物多様性の保全

セッション 5/TK 並びに関連する遺伝資源から生じる利益配分の保護

■ 第 4 回アジア太平洋民族植物学フォーラム

セッション 1/アジア太平洋地域における民族植物学の現状と進展の傾向

セッション 2/TK の保護とアジア太平洋地域における利益配分の実行

2. 結果及び考察

● 考察 1: 「民族植物学」の概念について

このシンポジウムとフォーラムの共通テーマは「民族植物学と伝統的知識 (TK)」である。ここにいう民族植物学という概念は、社会科学と自然科学の間にある学際的研究分野であり、人類と植物との関係を模索していると説明される。本シンポジウムにおいて主催者側から説明された民族植物学の概念は以下のようなものである。すなわち、民族植物学の研究は薬用植物の発見とその利用に関する知識に緊密に基づいている。ここにいう「知識」とは伝統的中国医薬 (TCM: Traditional Chinese Medicine) と民族医薬を含む中国の伝統医薬 (処方も含む) を指す TK であり、この知識を伝承、保有してきた者として「民族」という概念が用いられている。

そもそも、「民族植物学」という用語は 1896 年にアメリカの植物学者によって最初に用いられ、民族植物学の調査は、北アメリカの先住民族間の有益な植物に関する情報の文書化に始まったとされる。その後、歴史的には、民族植物学は、植民地時代の西側諸国による産業のための植物資源の開発並びに近代プランテーション農業における遺伝資源の探査にそって発展してきたとされる (第 1 日目第 1 セッションの報告「30 年に渡る中国における民族植物学の発展のレビューと展望」より)。

中国における民族植物学の発展は、文化大革命以後、西洋医学に代えて中国医学に力点が置かれたことを受けて、中国国内の諸民族が自らの伝統医学・伝承医学に基づいて使用している薬物としての民族薬物 (ethnic medicine) に関する研究・調査として発展してきたものらしい。とりわけ、学問分野としての民族植物学は、1980 年代に中国科学アカデミーに関連機関 (1987 年の崑明植物研究所の設立) が創設されて以降、その調査研究が進められてきたといわれる。1993 年の生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity) の発効と相前後して、植物性遺伝資源やその利用に関する TK が議論されるようになり、中国医学や民族薬物の分野が中国政府から注目されるようになった。これ以後今日まで、30 年に渡り、中国の民族植物学は基礎的、記述的なものから量的研究、応用分野にまで拡大し、植物資源の持続的利用、生物多様性の保全、文化的多様性の保全にまで及んでいる。

● 考察 2: シンポジウム・フォーラム参加者の特性について

第 5 回民族植物学国家シンポジウム並びに第 4 回アジア・太平洋民族植物学フォーラムの合同開催ということもあり、参加人数約 200 名 (内報告者数 40 名) を数える大規模なシンポジ

ウムであった。また、そのテーマから、参加者のほとんどが民俗学、民族植物学、薬学、薬用植物学を専門とする研究者がほとんどであった。そのため、報告中に用いた、CBD、ABS (Access & Benefit Sharing)、IR (国際的制度、International Regime) といった用語やその背景に十分な理解が得られたとは思われない。

また、参加者の国籍から考えると、前述のとおり、参加者のほとんどは中国国内の大学等の研究機関からのものであったが、それ以外の参加者・招待者の国籍からみるとタイ国とインドの研究者が若干名いた（その他米国、英国、スリランカ、マレーシア各1名）。これらタイ国、インド、中国の3国に共通することは、いずれも数千年の歴史をもつ伝統医学の保有国であり、CBDの発効以後、遺伝資源やTKの保護を目的とする国内法を整備してきている。例えば、アーユルベダ (Ayurveda) を有するインドは2004年に「生物多様性法」を制定しており、タイ国は同様に1999年に「植物品種保護法」と並んで「知的伝統医療保護促進法」を制定している。また、中国も中国版特許法ともよぶべき「中国専利法」を1985年以来施行し、今日に至るまで1993年、2001年、2009年と3回の改正、施行を経てきている。とりわけ、2009年の第3次改正においては「遺伝資源の保護」に関する規定が新たに導入されている。このような背景から、中国は民族植物学の名の下に、薬用植物の利用に関する知識をTKとして、その保護だけでなくその利用から生じる利益配分のためのアジア地域の世論を形成する意図が伺える。

● 考察3：CBD/ COP10（第10回締約国会議）との関連性について

中国における民族植物学の生成と発展は1993年のCBDの発効に呼応しているように見える。実際、本シンポジウム・フォーラムに際しても、「このTKの問題は、目下のところ、CBD関連会議やTRIPS、WIPOにおいて議論されているところである。とりわけ、CBDは遺伝資源と関連するTKの利益配分のための国際的制度について交渉している。そこで、このシンポジウムは来る2010年10月18日～29日、名古屋におけるCOP10でのABS問題に貢献するものと期待されている。」と述べて、CBD/COP10との関連を明確にしている。

また、「民族植物学の研究を高め、TKの適用と発展を促進することは重要である。同時に、TKの保全と承継同様その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するためには、実際的で適切な措置がとられなければならない。」と述べて、中国国内の民族の伝承医療における薬用植物の利用に関する知識は中国のTKとして利益配分の対象となると提唱されている。

このことの中国の対外的「戦略」としての意義はどこにあるのであろうか。対内的には少数民族の伝承的民族医薬に対する配慮を示すことにより、中国全土に渡る民族の団結を強化する。伝統的中国医療・医薬における薬用植物の利用に関する知識（処方）を中国のTKとして、その対価を主に韓国、日本に対して要求するという考え方が一つにはある。この場合、その請求には遡及的効果が求められるだけに、この考え方は現実的ではないかもしれない。なぜならば、過去のどの時点にまで遡るのかという問題については、少なくともCBDが成立発効した1993年まではそれ以後同様に、これまで日本の製薬企業が入手してきた原材料については、契約に基づいて対価が支払われている。また、このような主張自体、とりわけ江戸時代以降中国医学に基づいて日本において発達させてきた和薬の存在を無視していると言わざるをえない。さら

に和薬の発達に多大なる影響を与えたとされる後漢の時代の医方書である「傷寒論」や「金匱要略」は、インドのアーユルベータ同様既に公刊されたものであり、知的財産権上の保護の対象とはならない。

実際、第2セッションにおいては5名全員の報告後にパネルディスカッションの時間がもたれたが、日本における中国の薬用植物並びにその利用としての漢方の製法に関して、これをTKとしてとらえた場合に、これに対する利益配分を日本はどのような考えているのかという質問を受けた。実際、日本には漢方の製造販売を行っている民間企業は存在し、そのような企業は質問にあるような「非難」を憂慮している。この質問には、CBD並びに目下検討中の「名古屋議定書」の観点から、生息域外(ex-situ)の遺伝資源並びにこれに関連する(associated)TKにかかわるものであり、条約もしくは「議定書」の遡及適用の問題であるとした上で、その遡及的効力は合理的範囲内のものであり、中国のもつ4000年から5000年の歴史を遡ることはできない旨回答した。このように中国より伝来した漢時代の伝統医療・医薬に基づいて、とりわけ江戸時代より日本国内で独自に発達してきた日本型伝統医薬に利益配分を求めることは現実的ではないであろう。

むしろ、中国の狙いは、伝統的医薬市場における伝統的医薬に関する中国の国内標準の国際標準化ではないかとの指摘もある。確かに、中国医薬だけでなく、日韓の伝統薬を含めた伝統医薬の市場において、中国の国内標準を国際標準とすることは、薬品の規格を中国の処方主流とすることになるから、市場において中国は優勢になることが見込まれる。中国のしたたかな戦略が伺い知れる思いがする。

1-6. 韓国における ABS と生物遺伝資源政策の動向

2010年10月7日に韓国のソウルにおいて、韓国環境省(Ministry of Environment)主催による「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)の意識啓発のための第3回国際セミナー」¹が開催された。JBAの炭田は本セミナーに招聘され、「ABSの実施における日本の経験」について講演した。その際に得た韓国のABS及び生物資源機関に関連した情報について報告する。

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)の意識啓発のための第3回国際セミナー

本セミナーは韓国環境省主催、教育科学技術省、外務貿易省、食料農林水産省、知識経済省、厚生省、国土交通海事省、山村開発庁、林野庁、知財庁及び食品医薬庁の協力の下に開催された。これらは生物多様性条約(CBD)に関与するすべての省庁を網羅していると考えられる。参加者は政府関係者、公的機関、大学、産業界等の約150名であった。産業界からの参加者はそれほど多くはなかった印象である。冒頭の開会挨拶はDr. Kim Chong-chun(国立生物資源研究所所長、後出のNIBRの記述を参照)が環境大臣に代わって行い、その中で「CBD-ABS交渉等を契機に韓国は生物資源政策を再検討している」と述べた。セミナーの最初の講演者であるMr. Kim Chan-woo(韓国環境省国際協力局長)²はCBDへの韓国代表団の中でABS交渉を担当している。セミナーでは「ABSガイドブック」(2010年3月2日、環境省、主に韓国語で記載)が配布された。その中には、日本(METI, JBA 関連)、EU、オーストラリア、インド、その他の国でのABS実施状況が説明されている。

セミナーの講演³とパネル討論の内容は、これまでABSに長くたずさわってきた専門家にとっては特段に目新しいことは少なかった。韓国ではまだABS問題の認識度は十分に高くなく、環境省は関係者に対しABS知識の普及啓発に努めている段階にあると思われる。これは我が国にとっても、程度に違いがあるかもしれないが他人事ではない。

セミナー後のDr. Kim Chong-chunとMr. Kim Chan-wooとの懇談の中で、韓国環境省がアジア最大級規模の生物資源研究所を設置し生物資源政策を推進していることが話題に上り、見学することになった。

2. 韓国の生物資源機関

2-1. 韓国環境省の生物資源研究所(National Institute of Biological Resources, NIBR⁴)

Dr. Kim Chong-chunの勧めにより、仁川にあるNIBRを訪問した。NIBRは2007年3月に、環境省の傘下で、韓国固有の生物資源のための研究所として設立された。その基本的な機能は韓国の生物資源の固有種の調査、研究、保存、管理である。また、NIBRは生物資源の重

¹ 韓国環境省セミナー”Learning Global Response Strategies for Changing Biological Resource Market- 3rd International Awareness-raising Seminar for Access to Genetic Resources and Benefit Sharing (ABS)”

² 彼はCOP10名古屋において、COPの次期ビューローメンバーに任命された。

³ 講演者：「ABSに関するイントロダクションとABS作業部会における交渉の動向」、Kim Chan-woo、韓国環境省国際協力局長；「オーストラリアにおけるバイオディスカバリーの管理：遺伝資源—アクセスと利益配分」、Geoff Burton, 国連大学；「CBD-ABSの実施における日本の経験」、炭田精造, JBA；「国際的なABS紛争と解決の事例」：Yoo Joo-young, Central International Law Firm

⁴ <http://www.nibr.go.kr/english/main/main.jsp> (2010年12月1日アクセス)

要性や、その保全と持続可能な利用の必要性に関して、社会の自覚を啓発するため、展示や学習プログラムによる一般大衆のための教育センターとしての役目も担っている。さらに、注目すべきことは、「基礎的及び応用研究用の素材と野生種に関する情報を提供することにより、バイオテクノロジー産業を支援する」という、日本で言えば経済産業省的な機能も備えており、その目的のため、2010年春に「野生生物遺伝資源センター」をNIBRの内部組織として設置した。また、NIBRには生物多様性に関する政策提言を行う機能もあり、研究所のスタッフはCBD-ABSの会合にも出席している。以下に研究所の概要を述べる。

(1) 機能・組織・国際協力活動

① 機能

- 生物資源の収集、保存及び管理。
- 固有種に関する調査と研究を行うとともに指導的な生物学研究機関と協力する。
- 基礎及び応用研究用の生物資源と野生種に関する情報を提供することにより、バイオテクノロジー産業を支援する。
- 生物資源のための国家データベースを確立する。
- 生物多様性に関する政策提言を行う。
- 展示と教育プログラムを提供する。

② 組織

研究所長の下に以下の部門があり、約180名のスタッフが勤務している。

- 企画・展示部門：研究企画、生物資源調整、展示・教育の各セクション。CBD等の国際業務もこの部門が担当している。
- 生物資源研究部門(研究者：60～70名)：維管束植物、非維管束植物、脊椎動物、非脊椎動物の各セクション。
- 行政サービス・セクション
- 野生生物遺伝資源センター(研究者は約15名)。

③ 国際協力

下記の海外機関とMOUを締結し協力している。

- 中国：昆明植物学研究所、植物学研究所ハーバリウム(北京)(中国科学アカデミー)
- ロシア：生物学・土壌科学研究所、生物有機化学太平洋研究所(ウラジオストック)
- カンボジア：林業省
- ベトナム：生態学生物資源研究所(ベトナム科学技術アカデミー)
- 日本：茨城自然博物館

(2) 保存設備とコレクション

① 保存設備

- スペースとして6,526m²を擁し、アジアで最大である。
- 19の最新保存設備があり、最大で1,100万点の標本を収容する能力がある。

② 現在のコレクション

- 2009年12月現在で、175万点の標本(167のタイプ標本を含む)があり、57万の標本に

ついて生物学的情報が NIBR データベースに保存されている。

(3) 研究と調査

① 研究プロジェクト

現在、約 15 の研究・調査プロジェクト(例、韓国の固有種の調査、国家的生物資源データベースの作成、分子系統解析、遺伝資源バンクの構築、民族生物学的資源調査)が動いている。

② 研究設備

最新鋭機器と施設を備え、形態学、解剖学、植物化学、分子系統学、ゲノム工学による掘り下げた研究を行っている。

(4) 展示と教育

① 韓国原産種に属する 6,453 点の標本がショーケースに展示され、年間 30 万人以上の訪問者がある。NIBR は一般公衆が直接の学習経験により生物多様性保全の重要性に関する理解を深めることを推進している。

② 教育

一般公衆が韓国の固有種の真価を理解することを目標として、幼稚園児、学童、青年、成人、家族向けそれぞれの教育プログラムを提供している。また、専門家教育として、大学や研究機関との協力により、大学生・大学院生用のインターンシップ・プログラム、教師用プログラム、NIBR ガイド用研究プログラムを提供している。

2-2. 韓国研究素材中央センター(Korea National Research Resource Center, KNRRC⁵)

環境省管轄下の生物資源研究所とは別に、韓国教育科学技術省は、2008 年に、研究素材中央センター(Korea National Research Resource Center, KNRRC)を設立した。KNRRC 所長のメッセージ(ホームページ参照)によると、研究素材(主に生物資源であるが、一部、鉱物資源等も含む)へのアクセスと効率的な利用のために世界各国は熾烈な競争状態に入っている。日本や中国と比べて、韓国の科学インフラへの投資が不十分であるとの危機意識が示されている。この認識にもとづいて、KNRRC が設立された。

CBD の ABS 会合における韓国の能動的な姿勢が近年、顕著に高まってきたことが注目されていたが、韓国国内ではこのような具体的な動きが進んでいたのである。

おわりに

韓国は、政府の政策により生物遺伝資源センターや ABS に関する研究基盤を急速に整備しつつある。生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)に至る数年の国際交渉の過程で、韓国代表団の能動的な取組姿勢が注目されたが、その背後には韓国政府のビジョンと強い意思があり、それが反映されたためだと思われる。

日本と韓国双方にとって、サイエンスとバイオ産業における友好的関係強化と相互発展のために、今後も互いを知るための交流を丹念に積み重ねることが重要であると思われる。

⁵ <http://www.knrcc.or.kr> (財団法人 研究素材中央センター)
日本語頁あり (<http://www.knrcc.or.kr/japanese/index.jsp>) (2010 年 12 月 1 日アクセス)

2. 生物多様性条約「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に関する情報発信と COP10 名古屋のための啓発活動

生物多様性条約（CBD）の「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的制度（IR）」に関する議定書交渉、また遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報を海外遺伝資源利用者に広く発信し、さらに、COP10 名古屋のための CBD/ABS の理解の促進及び情報共有のために、JBA は下記オープン・セミナー等を開催した。さらに COP10 後には、採択された名古屋議定書の概要を報告し解説した。

	セミナー等の名称	開催日	開催場所
2-1-1	JBA オープン・セミナー「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況:カリ報告」	2010 年 4 月 22 日	JBA 会議室(東京)
2-1-2	JBA オープン・セミナー「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況:モントリオール報告」	2010 年 8 月 27 日	鉄鋼会館(東京)
2-1-3	BioJapan 2010 スポンサーセッション 生物多様性条約と企業戦略	2010 年 9 月 30 日	パシフィコ横浜(横浜市)
2-1-4	九州大学有体物管理センター主催、JBA 共催 シンポジウム「どうする、生物資源！大学における 管理と活用の今後-生物多様性条約・名古屋 議定書採択を受けて-	2011 年 2 月 22 日	九州大学医学部百年講堂 (福岡市)
2-1-5	外部機関での講演 ●北陸合同バイオシンポジウム ●富山県バイオ産業振興協会平成 22 年度バイ オテクノロジー講演会 ●AIST 関西懇話会 2010 第 3 回講演会	2010 年 11 月 12 日 2011 年 2 月 8 日 2011 年 3 月 11 日	福井県あわら市 富山市 奈良市
2-2	日本・中国 2 国間ワークショップ 「中国における生物資源アクセス規制の現状と 将来」	2010 年 6 月 25 日	東京八重洲ホール(東京)

2-1. COP10 名古屋に向けての情報発信と「遺伝資源へのアクセス手引」の普及活動等

2-1-1. JBA オープン・セミナー「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況:カリ報告」

1993 年に発効された生物多様性条約(CBD)は、2010 年 10 月に名古屋で開催される第 10 回締約国会議（COP10）において節目の年を迎える。COP10 での重要議題の 1 つとされる「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」に関し長期にわたり国際交渉が行われてきたが、3 月の第 9 回 ABS 作業部会(コロンビア・カリ)ではじめて議定書案(共同議長テキスト案)が提示された。

そこで、2010 年 4 月 22 日、JBA は JBA 会議室において、「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況」と題したオープン・セミナーを開催し、第 9 回 ABS 作業部会(ABS-WG9)の結果を広く関係者に報告した。あわせて、CBD を遵守した海外遺伝資源アクセス情報と留

意点、JBA の支援活動等について説明した。

(1) プログラム

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1. ABS 国際交渉の最新動向－第 9 回 ABS 作業部会報告 | (財)バイオインダストリー協会 炭田精造 |
| 2. 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 | (財)バイオインダストリー協会 渡辺順子 |

(2) 講演概要

講演 1：「ABS 国際交渉の最新動向－第 9 回 ABS 作業部会報告」（資料 1 参照）

ABS に関するこれまでの議論の経緯と概要を解説し、ABS-WG9 の結果を報告した。今回の会合は、本年 10 月に名古屋で開催される COP10 へ向けた最後の公式作業部会であり、ABS に関する国際的制度（IR）案を策定することを目的としている。

会合開催日の前に、前回の作業部会（ABS-WG8、2009 年 11 月）で出来上がった ABS-IR のオペレーショナル・テキスト案（大量の留保事項が付された 61 頁に及ぶ文書）に代わる、共同議長による議定書草案（議長テキスト）が提示された。そして準備会合において、このテキストをベースに共通理解の醸成へ向け議論をすることが了承された。

本会合では各国が様々な意見を主張し、その結果、修正版議長テキストが出された。しかし意見交換が再開されるも、先進国と途上国の意見の隔たりは大きく、収束には至らなかった。

会合最終日に善後策で難航した。そこで、日本が資金拠出を申し出て、6 月以降に第 9 回 ABS 作業部会の再開会合を開催することが決定された。我が国の資金拠出表明は各国からは大きな歓迎を受け、当面の難局を回避して閉会することができた。

4 月 8 日には、議定書草案（16 頁からなる議長テキスト）が CBD ホームページに掲載された。このテキストは、未だ交渉の議論はされていないものであり、今後の議論を予断するものではないという性格で、今後の交渉のベースとして活用することとなっている。以下、会合の論点を記す。

- 第 3 条「適用範囲」

途上国側は、CBD 発効以前に取得された遺伝資源についても適用するべきと主張。先進国側は、議定書が発効した後に義務が発生するべきと主張。

- 第 4 条「利益配分」

途上国側は、利益配分の対象に遺伝資源のみならずその派生物（derivatives）も含まれることを明記すべきと主張。一方、先進国側は、生物多様性条約に基づき「遺伝資源」のみを対象とすべきであると主張した。

- 第 5 条「遺伝資源へのアクセス」、第 12 条「ABS 国内法の遵守」、第 13 条「遺伝資源の利用に関するモニタリング、追跡及び報告」

途上国側は、資源利用国が提供国の国内法を遵守して遺伝資源を取得、使用することの確保のための措置をとり、その実効性を確保するために、利用国でチェックポイント（知的財産権

申請、製品の許認可、研究助成、等)を設置し、アクセス許可や証明書の当局への開示を義務化することを主張した。

一方、先進国は、このような要求への対応を検討する前提として、「提供国において国内法が整備され、それが透明性の高いものである必要がある。さらに遺伝資源利用者への対応は、利用国内の制度に応じて柔軟性を確保できるものでなくてはならない」と主張した。

講演 2 「海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援」 (資料 2 参照)

CBD 第 15 条やボン・ガイドラインの重要ポイントを示し、海外遺伝資源へのアクセスに関する国際ルールを解説した。また、バイオパイラシー問題について注意を喚起し、法律上のトラブルや社会的非難に遭遇しないようにするために、我が国の作成した「遺伝資源へのアクセス手引」を解説した。さらに、JBA が実施している海外遺伝資源アクセスを支援するための活動を紹介した。

資料 1

1. これまでの経緯

2

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

1

生物多様性条約 (CBD)
1993年12月29日発効、加盟: 193カ国

生物多様性条約
第10回締約国会議
(COP10・名古屋 2010)

CBDの目的

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (経済条約的性格)

2010年以降の戦略目標

3

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

2

CBD-ABS関連会議日程

2008	2009	2010
5月 19-30日 COP9 (ケック)	4月 2-8日 ABS-WG7 (ケック)	10月 16-29日 COP10 (名古屋)
	11月 2-8日 8-J-WG6 (ケック)	3月 22-29日 ABS-WG9 (ケック)
	11月 9-15日 ABS-WG8 (ケック)	
12月 2-5日 TEG 1 分野別 77国+地域 (ケック)	1月 27-30日 TEG 2 法令遵守 (ケック)	
	6月 16-19日 TEG 3 技術的知識 (ケック)	
COP10に向けて意見の集約		

4

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

3

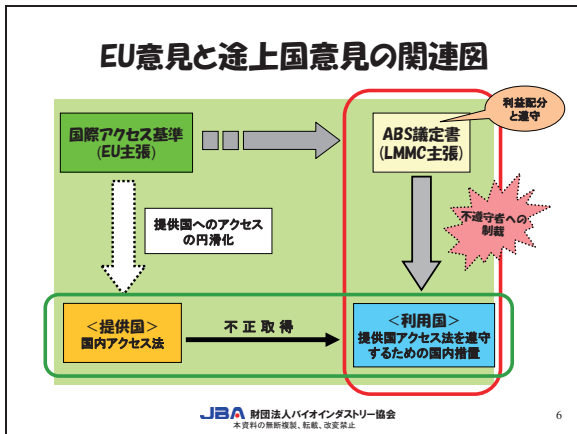
先進国と途上国の意見の対立
2009年11月 (ABS-WG8) 時点

	メガ多様性同志国家グループ (議長国: ブラジル)	欧州連合 (EU)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセス規制は提供国の主権的権利である。 ● 主権侵害は受け入れられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセスなければ利益も発生しない。アクセスの円滑化が必要。 ● 「国際アクセス基準」を提案。
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令で利益配分を確保すべき。 ● 技術移転や資金メカニズム等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益配分は契約ベースが基本。 ● 分野別の契約条項メニュー等の開発が有用である。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 「提供国の国内法」を遵守しない利用者がいる場合、利用国はその者に対し行政的・法的措置をとるべき。 ● 提供国はアクセス許可証明書を発行。利用国は、利用者の特許出願、製品許可申請時にその証明書の開示を義務づける国内措置をとるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供国の国内法が「国際アクセス基準」と整合性を持つならば、その国内法の違反者に対して、利用国は国内措置をとることを検討する。 ● 特許出願における出所開示制度はWIPOへ提案済みである。

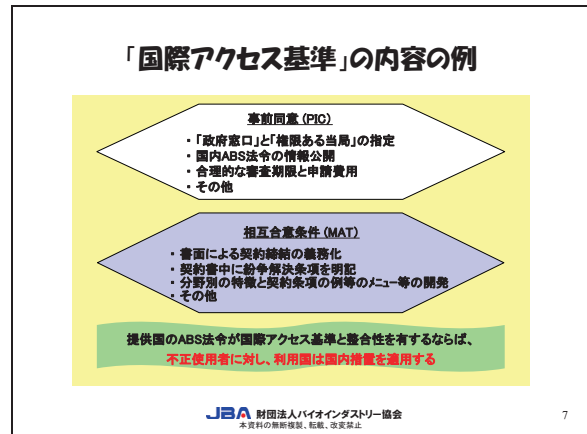
5

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

4



5



6

前回の作業部会の結果 (2009年11月9-15日、ABS-WG8)

- 膨大なボリュームの未交渉文書が作成された。(61頁、3,000箇所以上の留保事項)
- 文書の法的性格：「議定書へ志向との理解が支配的」と共同議長が表明。
- COP10までの時間と作業量から見て、着地の見通しが困難な状態で閉会。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

7

ABS-WG8以降のスケジュール

- 共同議長フレンズ会合
(2010年1月26-29日、カナダ・モントリオール)
- 共同議長と地域間の非公式協議
(2009年3月16-18日、コロンビア・カリ)
- 今回会合 (ABS-WG9)
(2010年3月22-28日、コロンビア・カリ)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

8

2. ABS-WG9(カリ会合) (2010年3月22-28日)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

9

WG9(カリ会合)の経過

- 3月19日：初版議長テキストが配布される。
- 3月20日：準備会合で、「議長テキストをWG9の議論のベースにする」ことを各国が了解。
- 3月22日：WG9会合を開始。各国が様々な意見を主張。
- 3月25日：修正版議長テキストを配布。意見交換を再開するも、26日深夜、対立が高揚し会合は頓挫。
- 3月28日：善後策で難航。日本が資金拠出を申し出て、6月下旬にWG9の継続会合の開催を決定。当面の難局を回避して閉会。
- 4月8日：議定書草案（議長テキスト）がCBDホームページにアップされる。
<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/nf-2010-066-abs-en.pdf>

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

10

議長テキストの構成

条項	タイトル
1条	目的
3条	適用範囲
4条	利益配分
5条	遺伝資源(GR)へのアクセス
6条	研究と緊急事態への考慮
9条	GRIに関連する伝統的知識(TK)
10条	政府窓口と権限ある国内当局

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

12

11

議長テキストの構成

条項	タイトル
11条	ABSクリアリング・ハウスと情報共有
12条	ABS国内法の遵守
13条	遺伝資源の利用に関するモニタリング、追跡および報告
14条	相互合意条件(MAT)の遵守
15条	モデル契約条項
18条 & 18条bis	能力 & 技術移転と協力
付属書 I	金銭的・非金銭的利益
付属書 II	遺伝資源の典型的な利用例

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

13

12

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/nf-2010-066-abs-en.pdf>

アクセス 第5条	<p>2. 各国は次の措置を取る。</p> <p>(a) アクセス規制の法的確実性、明確性、透明性確保</p> <p>(b) PIC申請方法の情報周知</p> <p>(c) 当局によるPIC決定を書面で適時に発行</p> <p>(d) PIC証明書又は許可書の発行</p> <p>(e) 原住民及び地域社会のPICプロセスへの関与の基準設定</p> <p>(f) MAT設定のルールと手続きの確立</p> <p>3. PIC決定をクリアリング・ハウスに掲載</p>
---------------------	--

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

14

13

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/nf-2010-066-abs-en.pdf>

利益配分 第4条	<p>2. 遺伝資源及び派生物(発現、複製、特性付け、またはデジタル化のようなテクニックを通じて作成された)の利用から生じる利益の配分を確保するための措置を取る。GRの典型的な利用は付属書IIのリストを考慮に入れる。本リストは科学技術の進歩を考慮に入れ、定期的に見直す。 (付属書II: 典型的な遺伝資源の利用例)</p> <p>3. 利益配分は、CBD 8 (j)、15.1、19条の規定を含め、相互に合意する条件に基づく。利益は金銭的利益および非金銭的利益を含む(付属書Iを参照)。</p>
---------------------	---

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

15

14

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/nf-2010-066-abs-en.pdf>

遵守 第12条	<p>1. 遺伝資源を利用する際には、提供国の国内法に基づき、PIC、MATを取得することを、利用国の国内において周知させる措置を取る。</p> <p>2. 提供国の国内法を遵守しない場合は、利用国内において措置を取る。</p> <p>3. 提供国から国内法違反の主張がある場合には、加盟国は協力する。</p>
--------------------	---

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

16

15

議長テキスト

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/nf-2010-066-abs-en.pdf>

第13条	<p>1. チェックポイントの設置と開示の義務化： 提供国により発給された遺伝資源(派生物も含む)のアクセス許可又は証明書を利用国の特許庁、公的研究機関、研究成果出版社、製品許可当局に対し開示する。</p>
-------------	---

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

17

16

議長テキストの骨子

制度の要素	要点
目的 (1条)	● 遺伝資源(GR)の利用から生じる利益配分の確保し、CBDの目的に貢献する
範囲 (3条)	● CBDの範囲内でのGRおよびGRの利用から生じる利益 ● GRに関連した伝統的知識(TK)およびTKの利用から生じる利益
アクセス (5条, 5条b/c)	● ABS要件の法的確実性、明確性、透明性のための措置等をとる ● 「国際アクセス基準」に言及する文言はない
利益配分 (4条)	● GRおよびTKの利用から生じる利益配分 ● 派生物を含めGRの利用から生じる利益配分確保のための措置を義務化
法令遵守 (12条)	● 提供国の国内法を利用国において遵守させるための利用国政府の措置
契約遵守 (14条)	● 提供国による利用国内裁判所へのアクセスの円滑化、外国裁判所の判決と仲裁判所の相互承認と執行の円滑化のための措置、その他
GRの利用のモニタリング、追跡、報告 (13条)	● GRおよび派生物の利用をモニターする措置をとる。それは、利用国内の権限ある当局、研究助成機関、出版社、特許庁、製品許認可当局をチェックポイントとして指定し、出所開示を義務化する措置を含む
伝統的知識 (9条)、他	● 議定書の全体に、遺伝資源に関連した伝統的知識を機能的に組み入れる
能力構築 (18条, 18条d/e)	● 国の能力構築の必要性と優先順位の設定、技術移転、技術協力、資金援助
法的性格 (1条)	● 目的に「議定書」と明記

JBA 財団法人バイオインダストリー協会 18
本資料の無断複製、転載、改変禁止

17

3. 今後の予定と見通し

JBA 財団法人バイオインダストリー協会 19
本資料の無断複製、転載、改変禁止

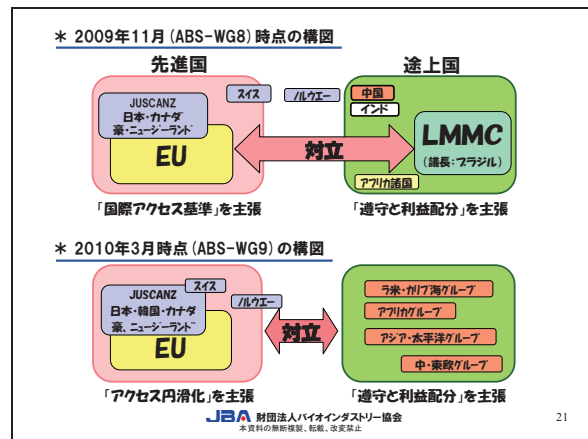
18

今回の新しい動き

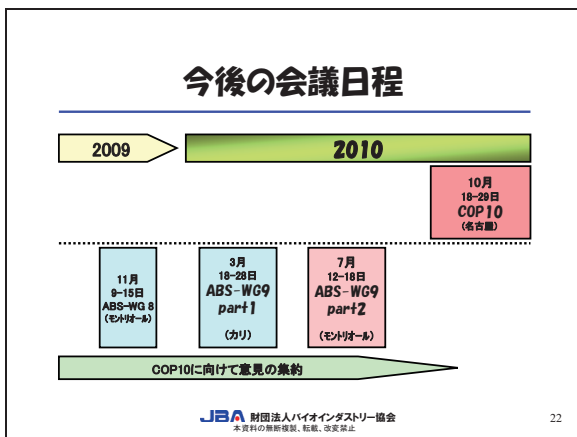
- **ブラジル**が謎の動き (代表団の中核の3名が異動となり欠席) (LMMCの存在感が希薄化)
- **アジア・太平洋グループ**: **マレーシア**が途上国意見を主導。韓国が積極姿勢を示す
- **アフリカ・グループ**: 今後の不確定要素か?

JBA 財団法人バイオインダストリー協会 20
本資料の無断複製、転載、改変禁止

19



20



21

「COP10の結果は予断を許さない」

- 議長テキスト「議定書案」は出来た。ただし、これは「加盟国の交渉を経た文書」ではない。
- 主要論点について、途上国と先進国の意見の隔たりは、依然として、大きい。
- COP10前の実質的交渉は、次の会合(6月下旬、7日間)しかない。
- 次回会合が終わるまでは予断はできない。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会 23
本資料の無断複製、転載、改変禁止

22

資料 2

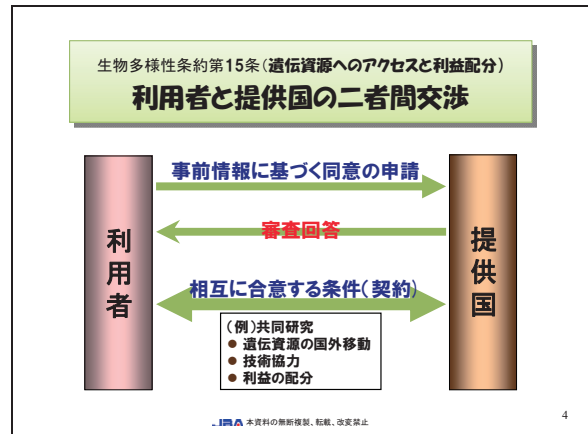
1. 遺伝資源アクセス・ルールの重要ポイント

**生物多様性条約第15条
遺伝資源へのアクセスと利益配分**

- 遺伝資源に対する原産国の主権的権利
- 提供国(原産国)と利用者間での事前同意
- 利益は相互に合意する条件で配分

3

1



2

**生物多様性条約第8条(j)項
伝統的知識(TK)の尊重**

- 原住民、地域社会のTKを尊重する
- TKの利用がもたらす利益の衡平な分配を奨励する

5

3

留意事項

- 遺伝資源と伝統的知識に対して適用される
- 商業用にも、学術研究にも適用される
- カルチャー・コレクション、植物園等の保存機関の資源にも適用される
- 遺伝資源を直接収集しない場合(仲介者経由で入手)でも影響を受けることがある

6

4

各国のABS国内法の整備

ABS国内法を策定している国はCBD加盟国193カ国の内、約10%とされる。

- インド、エチオピア、ケニア、コスタリカ、タイ、パナマ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、マラウイ、マレーシア(サラワク州、サバ州)、南アフリカ、等
- 豪州(連邦政府、Queensland州、北部準州)、ノルウエー、

7

5

ボン・ガイドライン

- CBDに基づく任意の国際ガイドライン
- 1998年に審議開始、2002年、COP6で採択
- 目的:
ABS国内法策定、利害関係者(資源提供者と利用者、原住民・地域社会)のための多目的な指針
- JBA仮訳:
<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>

8

6

先進国企業・大学・研究機関等への糾弾： “バイオパイラシー問題”

- NGOsが「バイオパイラシー」として、先進国企業・大学・研究機関などを糾弾
- 途上国政府によるクレーム

🌿 情報の収集：
特許出願情報や年次報告書等

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

7

バイオパイラシーとは何??

- 生物多様性条約の原則に従わない行為?
- 資源国の国内法令に従わない行為?
- 契約に違反する行為?
- 知的財産権を出願すること?
- 他に?・・・、大航海時代の資源の収奪??

↓

共通の理解がない

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

8

2. 遺伝資源のアクセス手引

手引作成の背景

- 遺伝資源利用者にとっての難題
 - * アクセス手続きが不透明
 - * 提供国: 厳しいアクセス規制の主張
- 遺伝資源提供国の矛盾
 - * 「遺伝資源へのアクセスがなければ、配分されるべき利益もない」

↓

遺伝資源の提供者と利用者の双方にとって、何も生み出さない!

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

9

「遺伝資源へのアクセス手引」 基本的考え方

海外遺伝資源にアクセスするには、まず、

- 提供国の国内法の遵守
提供国が定めている国内法令、行政措置等に従うことが大前提

国内法、行政措置等がない場合には、

- CBD、ボン・ガイドライン推奨のルール
契約交渉の際にはCBDやボン・ガイドラインで推奨されているルールが重要な意味を持つ

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

10

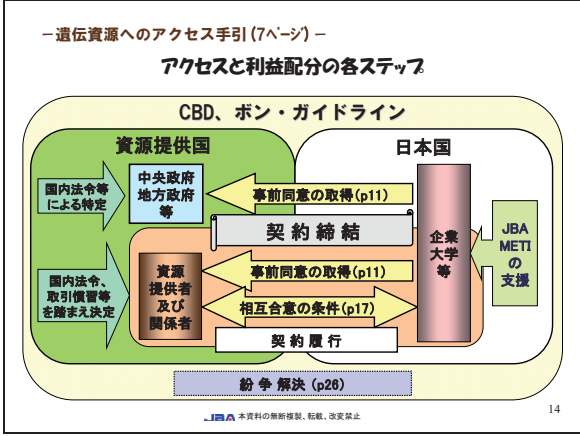
「遺伝資源へのアクセス手引」

利用者のための解説

- CBD関連条項や国際的に議論されている主なポイントを解説
- トラブルを避ける事例を掲載

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

11



12

3. 海外遺伝資源の利用に関するJBAの支援活動

ブックレット等の出版とCBD-ABSの理解促進

- 1999年:
「遺伝資源アクセスに関するガイドブック」
- 2000年:
「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」
- 2002年:
「ホン・ガイドライン」日本語訳
- 2005年:
「遺伝資源へのアクセス手引」
- 2009年:
「もう一つの生物多様性のおはなし -Win-Winな関係-」

15

JBAの支援活動

- 遺伝資源アクセス情報提供
 - ・専用website(<http://mabs.jp/>)
 - ・オープンセミナー
- 相談窓口の開設
 - ・アドバイスを無料&守秘で提供
- 海外アクセスルートの開拓
 - ・2国間ワークショップ
 - ・現地調査
- 国際交渉への参加
 - ・ABSタスクフォース
 - ・国際交渉会議への参加

16

13

14

2-1-2. JBA オープン・セミナー「COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況:モントリオール報告」

2010年3月のABS-WG9(コロンビア・カリ)で議定書案(共同議長テキスト案)がはじめて提示され、今後の交渉のベースとなる16頁の「議定書草案」に集約された。これを基に交渉のための再開会合が、カナダ・モントリオールにて、7月に開催された。

この結果を遺伝資源アクセスに係る関係者に報告し、法的な論点と課題を解説するために、7月27日、JBAはオープン・セミナーを開催した。あわせて、CBDを遵守した海外遺伝資源アクセス情報と留意点、JBAの支援活動等について説明した。

(1) プログラム

1. ABS 国際交渉の最新動向ー第9回 ABS 再開作業部会報告	(財)バイオインダストリー協会 炭田精造
2. ABS 国際的制度の法的論点と課題	上智大学大学院地球環境学研究科 教授 磯崎博司
3. 海外遺伝資源利用の際のアクセス情報と JBA の支援活動	(財)バイオインダストリー協会 藪崎義康

(2) 講演概要

講演1: 「ABS 国際交渉の最新動向ー第9回 ABS 再開作業部会報告」(資料1参照)

本年3月のカリ会合の議定書草案(16頁からなる議長テキスト)を基に議論することが了承され、各国との個別協議が実施された後、再開会合がスタートした。逐条審議されるも途上国と先進国の根本的な意見の相違は変わらず、重要事項の文言の合意はなく、議論の進捗はなかった。結局、重要論点の議論を将来に留保したまま「交渉中の議定書案」という形で閉会となったが、この第9回作業部会はさらに継続され、日本の資金拠出により9月に Interregional negotiation group 会合を開き、COP10 前の最後の調整を行うことが了承された。

主な重要論点は、第3条「適用範囲」、4条「利益配分」、第5条「遺伝資源へのアクセス」、第6条「研究と緊急事態の考慮」、12条「ABS国内法の遵守」、第13条「遺伝資源の利用に関するモニタリング、追跡及び報告」である。

さらに、他の国際協定との関係について、途上国側は、このABS議定書をABSに関する包括的議定書とみなしこれに整合する形で他の国際協定においてもABSを実施するべきであると主張している。しかし、先進国側は、国際協定は相互に支持的であるべきであり、ABS議定書を他の協定に優先させることは不適切であると主張した。

講演2：「ABS国際的制度の法的論点と課題」（資料2参照）

生物多様性条約は南北問題の中心的課題である。現在ABS国際的制度（ABS-IR）の交渉において争点となっているのは、その規制内容ではなく、遺伝資源提供国の国内法を利用国で実施させることを認めるか否か、さらに認める場合にはどのような手続きによるのかという、極めて法的・技術的な事柄である。

途上国は自国の法律を、国境を越えて他国（利用国）に適用する（域外適用）ことを強固に主張している。ここには、遺伝資源を利用する側として、私企業の契約の自由・営業の自由等の行為を制約するABS法を日本が策定することが可能かどうかという、非常に大きな課題がある。日本国内の法制度の問題を、ABS-IRによって突きつけられているというのが現在行われている交渉なのである。

提供国側の国内法の域外適用を避けながら、類似の効果を持つ制度を模索し、法的確実性を確保できる制度の設計を考える必要がある。

資料1

1. これまでの交渉の背景

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

2

生物多様性条約(CBD)
1993年12月29日発効、加盟：193カ国

**生物多様性条約
第10回締約国会議
(COP10・名古屋 2010)**

↓

遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

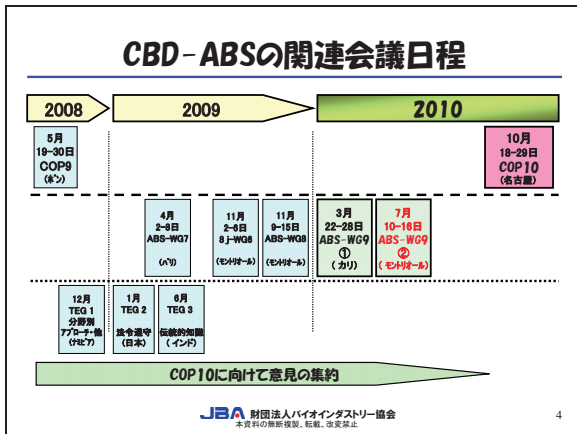
2010年以降の戦略目標

CBDの目的

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 構成要素の持続可能な利用
- 3) **遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分**
(経済条約的性格)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

3



3

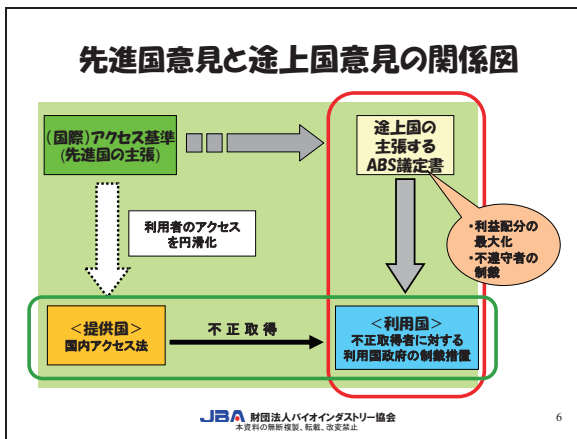
意見の比較

2010年3月(ABS-WG9①)時点

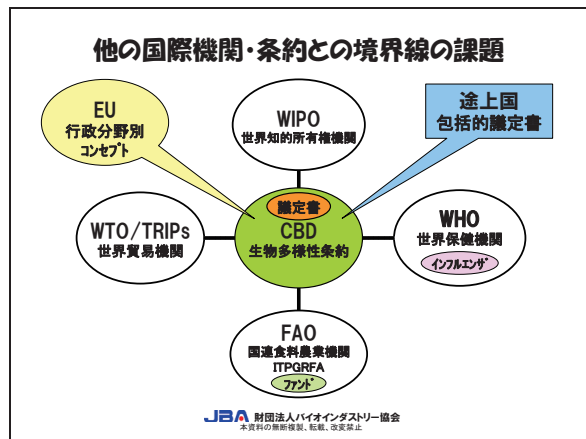
	途上国	先進国
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセス規制は、提供国が主権の権利で決めることである。 ●CBD発効以前に取得した遺伝資源にも適及適用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスなければ利益も発生しない。アクセスの内消化が必要。 ●提供国の国内アクセス枠組みの整備が重要だ。
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ●派生物の利益配分について、議定書で規定すべき。 ●技術移転、資金メカニズム等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●派生物の利益配分は、契約において交渉すべき。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ●提供国資源の不正取得者に対し、その利用国が制裁措置をとるべき。 ●提供国はアクセス許可証明書を発行。 ●利用国は、国内にチェックポイントを設置し、利用者に対し、証明書の開示を義務づけるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●提供国資源の不正取得者に対し、その利用国は、提供国の国内枠組みの態様に比例して、適当な国内措置を検討する。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

4



5



6

2. ABS-WG9②の結果概要

(2010年7月10-16日)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

7

- ### ABS-WG9②の経過
- 7月8-9日：議長が非公式会合を開催。「カリ会合の議長テキストを今回の議論のベースにしたい」と加盟国に打診。各国が了解。また、各国と個別協議を実施。
 - 7月10-15日：開会后、1条から逐条ごとの交渉を開始。しかし、途上国と先進国の意見の根本的な相違は変わらず、重要条項の文言の合意はほとんど進捗しなかった。
 - 7月16日：重要論点の議論を将来に留保したまま、「交渉中の議定書草案」の形にして、閉会。9月に会合を再開し、最後の調整を試みる予定。
- JBA** 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

8

交渉中テキストの構成

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

条項	タイトル
1条	目的
3条	範囲
3条 bis	他の国際条約との関係
4条	利益配分
5条	遺伝資源 (GR) へのアクセス
5条 bis	伝統的知識 (TK) へのアクセス
6条	[非商業的] 研究と緊急事態 [への考慮]
9条	遺伝資源に関連する伝統的知識
10条	政府窓口と権限ある国内当局

 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

9

交渉中テキストの構成

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

条項	タイトル
11条	ABSクリアリング・ハウスと情報共有
12条	ABS[国際法と]国内法の遵守
13条	遺伝資源[とTK]の利用に関するモニタリング[、追跡]および報告
[13条 bis]	義務的開示要件の不遵守
14条	相互合意条件の遵守
[14条 bis]	国際ABSオプス・パーソン]
15条	モデル契約条項
18条	能力
18条 bis	技術移転と協力
付属書 I	金銭的・非金銭的利益


 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

10

交渉中テキスト

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

第3条 範囲	<ul style="list-style-type: none"> • CBDの範囲内にあるGRおよびGR [or派生物] の利用から生じる利益。 • CBDの範囲内にあるGRに関連するTKおよびそのTKの利用から生じる利益 • 議定書の [発効後or発効以前] に取得したGR • [CBD発効前に取得し、継続的にまたは新たに利用しているGR&TKから生じる利益] • [以下を対象から除外する、 or 含める] <ul style="list-style-type: none"> ① ヒトGR、② 加盟国の管轄外にあるGR、 ③ FAO-ITPGRFAの付属書IのGR、 ④ コモディティーとして利用するGR、⑤ ヒト病原体、 ⑥ 南極地域内にあるGR]
-------------------	--


 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

11

交渉中テキスト

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

第4条 利益配分	<p>2. 加盟国は、適宜、 [相互に合意する条件に従って] 遺伝資源の利用から生じる利益の配分を確保するための [立法的、行政的または政策的] 措置をとる。</p> <p><small>今回議論された新しい文例：[遺伝資源の利用とは、CBD第2条に定義されたバイオテクノロジーの応用を含め、遺伝素材/生物資源の遺伝的および生化学的makeup/組成に関する研究開発の実施およびその後の応用と商業化を含む/意味する]</small></p> <p>3. 利益配分は、CBD 8 (j), 15, 16, 19条の規定を含め、相互に合意する条件に基づく。利益は付属書Iにリスト化された金銭的利益および非金銭的利益を含む</p> <p><small>(JBA注：案文には、カリ合会の議長テキスト案第4条の文書も留保されている)</small></p>
---------------------	---


 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

12

交渉中テキスト

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

第5条 アクセス	<p>2. 加盟国は、適宜、次の措置をとる。</p> <p>[(a) 国家のABS要件の法的確実性、明確性、透明性を確保] [(a bis) 内外からのABS申請等の間での公平な扱い] (b) PIC申請方法の情報の周知 (c) 当局によるPIC決定を書面で費用効果的かつ適時に発行 [(c bis) 国内法により、非商業利用に対する簡素な手続き] [(d) PIC付与決定の証拠としての証明書又は許可書の発行] (e) 原住民及び地域社会がPICに関与する基準と手順の設定 (f) MATの要求と設定のための 明確なルールと手続きの確立 (g) 適当な行政上又は裁判上の上訴手続き</p> <p>3. 加盟国はPIC決定をクリアリング・ハウスに掲載する。</p>
---------------------	---


 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

13

交渉中テキスト

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

第6条 研究と緊急事態 [の考慮]	<p>2. 加盟国は国内ABS法の策定と実施において:</p> <p>(a) [非商業研究目的のアクセスに対する簡素な措置を含め] 生物多様性関連の研究を [円滑化、] 促進する条件を創出する</p> <p>(b) [WHO, IPPC, WAHO等の国際機関や条約の範囲の、公衆衛生に対する懸念のある病原体は、それら機関の病原体共有と利益配分に関する規則、手続き、慣行により、緊急にアクセスを提供する]</p> <p>(c) 食料と農業にとつての遺伝資源の重要性と食料安全保障や気候変動への適応と軽減における役割を考慮する</p> <p>(d) 議定書の実施等において分野別アプローチを考慮する。</p> <p>[公平な利益配分に関する適切な規定がなければ、いかなる分野、いかなる利用に対しても特別の考慮を払わない]</p>
------------------------------	---

 財団法人バイオインダストリー協会
本資料の無断複製、転載、改変禁止

14

交渉中テキスト

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

第12条 遵守

- 各加盟国は、自国の管轄下で利用される遺伝資源 [派生物、TK] について、提供国の国内ABS規制要件により、PICに従って取得したこと、MATを設定したことを規定する適当で、効果的で、釣り合いのとれた措置をとる。
- 前項に従って採用された措置を遵守しない状況に対処するために、加盟国は適当で、効果的で、釣り合いのとれた [立法上、行政上、政策上の] 措置をとる。
[加盟国は、不正取得された遺伝資源を提供する加盟国の国内ABS枠組みが、不正取得の時点で、第5条(2)に適合していなかったならば、そのような措置をとることを差し控えてもよい]
- 提供国 [原産国] の国内ABS法 [、CBDおよび議定書] の違反の主張がある場合には、加盟国は、適宜、協力する。

16

交渉中テキスト

UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2/Rev.1

第13条 遺伝資源利用のモニタリング

- 加盟国は、第12条(1)の下で遵守をサポートするために、遺伝資源 [派生物、TK] の利用をモニター [追跡、報告] する措置を、適宜とる。
そのような措置は以下を含む：
(a) チェックポイントの特定と設置：
提供国により発行された遺伝資源 [派生物も含む] のアクセス証明書を (利用国の) 以下に対し開示する [例]：
権限ある当局、公的研究機関、出版団体、特許庁・植物品種当局、製品許可当局
- 第5条(2)により発行されクリアリング・ハウスへ登録された証明書を国際的に認知された証明書 (IRC) とする。
- IRCをPIC取得とMAT設定を遵守した証拠とする。
[4. 国際的に認知された証明書の記入項目]

17

15

16

双方の綱引きの狙い

条項	途上国	先進国
範囲 (3条)	● 包括的に広くなり、他の条約に利益配分原則を浸透させたい	● CBDの外延を明確にし、他の条約と相互に棲み分けするのが筋だ
利益配分 (4条)	● 「派生物」を条文中に明記し、利益配分の対象を最大化したい	● 派生物は、MAT(契約)の下で、ケース・バイ・ケースに扱うのが筋だ
アクセス (5条)	● 提供国内のABS規制のあり方は、主権的権利の問題だ	● 提供国内のABS法令の整備が重要。そこから議論を始め得る
緊急事態 (6条)	● 途上国内の研究開発への貢献に考慮すべき	● 食料安全保障、公衆衛生等に対して、特別の考慮をすべき
法令遵守 (12条)	● 提供国内での不正取得を防ぐため、利用国が措置をとるべき	● 提供国内での規制の整備状況とリンクさせて利用国措置を検討する
資源利用のモニタリング (13条)	● 利用国内で不正取得を監視させ、利益回収を最大化したい	● 5条と12条に基づき、現行制度で可能な範囲で、適宜、対応する

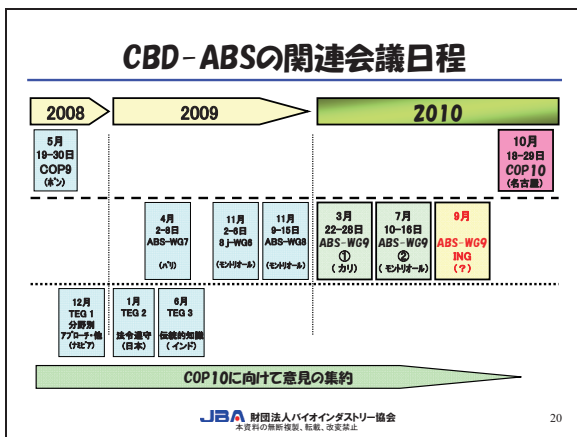
18

3. 今後の予定

19

17

18



COP10での結果は??

- 「議長テキスト案」から「交渉中議定書案」まで進んだことは、一定の成果である。
- しかし、重要な論点について、途上国と先進国の意見の隔たりの根が深く、大きい。
- 9月の会合(未定)で、大幅な調整ができるかどうか、カギである。
- COP10の行方は予断できない。

21

19

20

資料 2

問題と解決手段

- 問題とされる事例、 大航海時代
19世紀、W W II 以後、バイオテック時代
- 生物多様性条約 1993
問題事例？ その解決手段
- ボンガイドライン 2002
問題事例？ その解決手段
- 想定問題への解決手段？

1

ジーンバンクにある資源

- 生物多様性条約 交渉段階
生息域外保管されている遺伝資源
適用対象に、遡及適用を主張
- 最終的に遡及せず(15条3項)
- ナイロビ会議最終文書の決議3の4項
生息域外保管の遺伝資源の
再取得または利用 残された課題
- ITRGR MLS 部分的対応 残りへの対応

2

恒久主権の主張

- 1960-70年代
石油などの地下鉱物資源に対して
- 新国際経済秩序の提唱
- 資源ナショナリズム
- 遺伝資源に対して、恒久主権
- 派生物、次に続く利用行為にも、産物にも

3

15条3項への対応

適用対象(15-3)

対象外

4

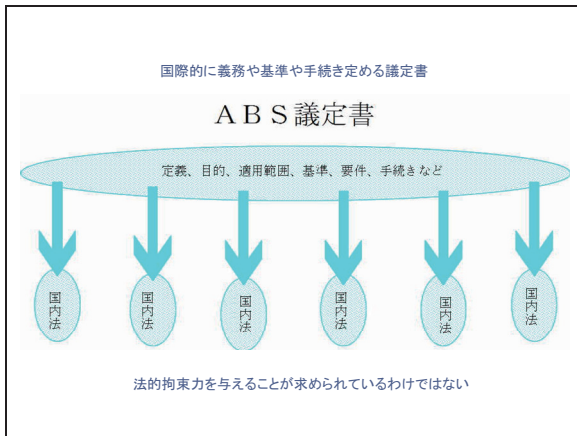
目的外使用

- バイオパイラシー事例の多くは
目的外使用
目的変更
- 意図的な場合 非意図的な場合
- そのための解決手段
主に契約レベル
団体訴訟
強行法規 ... 域外適用

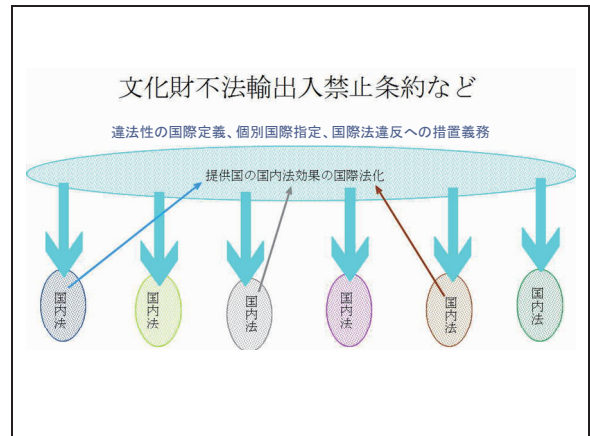
5

それぞれの国にそれぞれのABS国内法

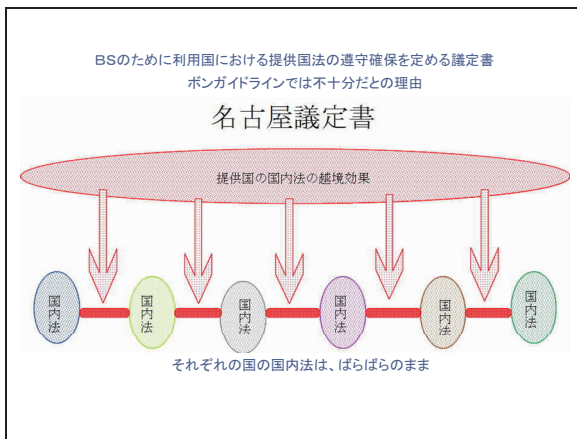
6



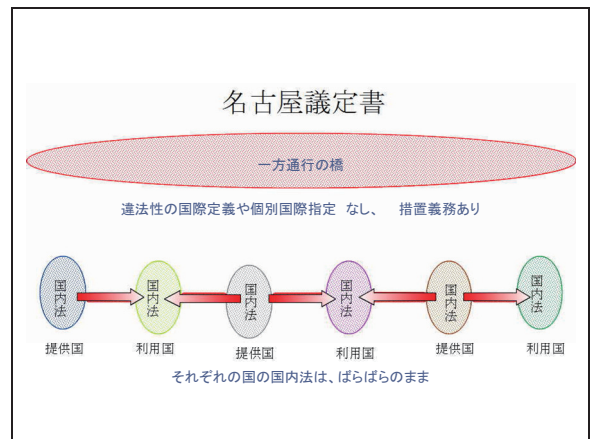
7



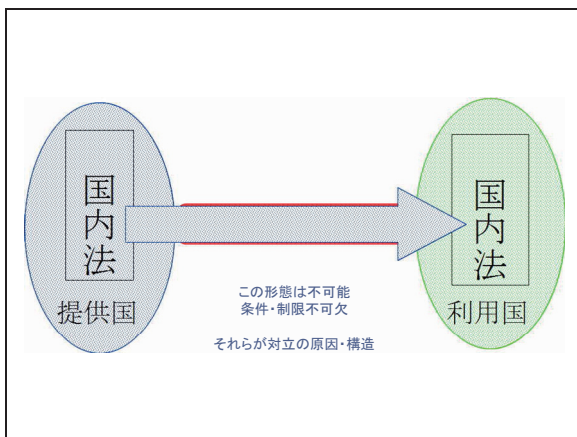
8



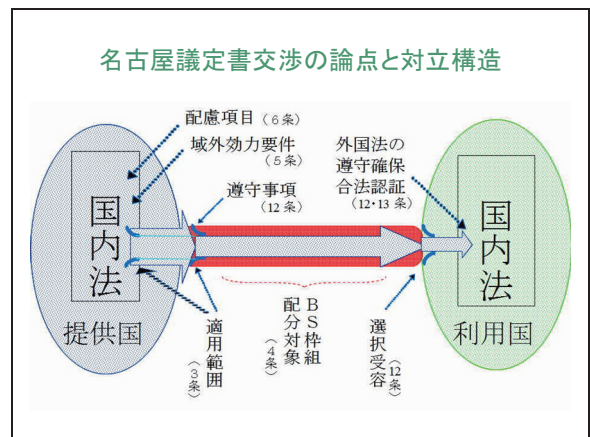
9



10



11



12

<p>ARTICLE 5</p> <p>ACCESS TO GENETIC RESOURCES</p> <p>1. In the exercise of its sovereign rights over its natural resources [and subject to its national legislation], access to its genetic resources, [their derivatives and/or associated traditional knowledge] shall be subject to the prior informed consent of the [Party providing such resources][country of origin], unless otherwise determined by that Party [and in accordance with Article[s] 9(d) and] 15 of the Convention).</p> <p>2. [Parties requiring prior informed consent,][Unless a Party waives its sovereign right through a national decision posted on the Access and Benefit-sharing Clearing-House,] Parties shall take the necessary legislative, administrative or policy measures, as appropriate, [with the aim,] to:</p>

13

<p>ARTICLE 6</p> <p>[CONSIDERATIONS RELEVANT TO [NON-COMMERCIAL] RESEARCH AND EMERGENCY SITUATIONS]</p> <p>In the development and implementation of their national legislation on access and benefit-sharing, Parties shall:</p> <p>(a) Create conditions[, including simplified measures on access for non-commercial research purpose,] to [facilitate,] promote and encourage [non-commercial] biodiversity-related research, considering its importance for the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components, taking into account Article 12(b) of the CBD; and</p>
--

14

<p>ARTICLE 12</p> <p>COMPLIANCE WITH [INTERNATIONAL AND] NATIONAL LEGISLATION ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING</p> <p>1. Each Party shall take appropriate, effective and proportionate measures to provide that genetic resources[, (their derivatives) and associated traditional knowledge] utilized within its jurisdiction have been accessed in accordance with prior informed consent and that mutually agreed terms have been established, as required by the domestic access and benefit-sharing regulatory requirements of the other Party [country of origin].</p> <p>2. Parties shall take appropriate, effective and proportionate [administrative or legal][legislative, administrative or policy] measures to address situations of non-compliance with measures adopted in accordance with paragraph 1. [Parties may refrain from taking such measures if the domestic access and benefit-sharing framework of another Party providing the misappropriated genetic resources at the time of misappropriation was not in conformity with Article 5(2).]</p> <p>3. Parties shall, as appropriate, cooperate in cases of alleged violation of the [national legislation] [, Convention and Protocol] on access and benefit-sharing [of the [country][Party] providing genetic resources][country of origin].</p>

15

<p>ARTICLE 13</p> <p>MONITORING[, TRACKING] AND REPORTING THE UTILIZATION OF GENETIC RESOURCES [AND ASSOCIATED TRADITIONAL KNOWLEDGE]</p> <p>1. Parties shall take measures, as appropriate to monitor[, track and report] the utilization of genetic resources[, its derivatives and associated traditional knowledge] to support[, <i>inter alia</i>,] compliance [with prior informed consent requirements and mutually agreed terms] [to support implementation] [under Article 12(1)] [in order to enhance transparency [and build trust between providers and users]]. Such measures [could] include:</p> <p>(a) The identification and[, where appropriate,] establishment of [appropriate] check points [and [mandatory] [disclosure][information] requirements [including] any [permit,] certificate [or equivalent] that was granted in accordance with Article 5, paragraph 2(d)] [at[, for example]:</p>

16

2-1-3. バイオ・ジャパン 2010、スポンサーセッション「生物多様性条約と企業戦略」

2010年9月29日～10月1日、パシフィコ横浜にて開催された BioJapan 2010 の中で JBA は標記セミナーを開催した（9月30日）。

2010年は国際生物多様性年であり、生物多様性条約（CBD）の第10回締約国会議（COP10）が10月に愛知県名古屋市で開催される。COP10では、生物多様性の損失速度を著しく減少させるという2010年目標（2002年に採択）が達成されず、次期10年の目標に合意することが大きな課題となっているが、意欲的な目標を掲げる欧州連合等の先進国と、実現可能な目標とし資金援助を求める開発途上国との間で、交渉は難航することが予想される。このポスト2010年目標とともに、COP10で注目を集めている課題が、CBDの第3の目的である「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」に関する国際的制度の検討である。2006年のCOP8では国際的制度に関する検討・交渉を2010年のCOP10までに完結させることが決定として採択された。

JBA は、CBD 発効時から、この遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する事業を継続して実施してきており、我が国で COP10 が開催されるこの時期に、「生物多様性と企業戦略」と題するセッションを企画し、本課題の重要性を周知することにした。

(1) プログラム

司会・モデレーター: 谷田部雅嗣 NHK 解説委員

1. 経団連自然保護協議会の生物多様性保全活動

石原 博 (経団連自然保護協議会 企画部会長兼政策部会長、住友信託銀行 企画部 社会活動統括室 審議役)

2. 食品企業における海外遺伝資源の利用

安田源太郎(カルピス(株) 発酵研究所 主任)

3. 大学における遺伝資源の取り扱いと産学連携

深見克哉(九州大学 知的財産本部 教授)

パネルディスカッション: 「研究・企業活動と生物多様性条約」

(2) 講演概要

本セッションでは、NHK 解説委員の谷田部雅嗣氏にモデレーターをお願いし、幅広い観点からの議論展開を図った。矢田部氏には、「生物多様性条約の概要」と題して、条約の採択から今日に至る経緯を平易に導入して頂いた。続いて、石原氏には、「企業活動(産業界)と生物多様性との関わり」と題して、経団連自然保護協議会の自然保護基金を通じた生物多様性への取組み、経団連による生物多様性宣言・行動指針、さらに、ビジネスと生物多様性のつながりを念頭に置いた「生物多様性民間参画パートナーシップ」の概要を紹介して頂いた。

アクセスと利益配分に関しては、企業及び大学のそれぞれの立場から、CBD に基づく海外遺伝資源の効率的利用事例を紹介して頂いた。まず、カルピス株式会社発酵応用研究所の安田氏には「食品企業における海外遺伝資源の利用」と題して、製品評価技術基盤機構(NITE)の微生物探索スキームを活用して、モンゴル国に固有の発酵微生物の分離・同定、乳発酵性や香气成分産生能の評価を実施した結果を発表して頂いた。最後に、九州大学知的財産本部兼有体物管理センターの深見氏に「九州大学における遺伝資源の取り扱いと産学連携」と題して、九州大学が取り組んできた遺伝資源の保全と活用、有体物管理センターによる CBD に関連する支援活動、及びネパールとの国際研究協力の進展状況を紹介して頂いた。

各講演を終えた後、谷田部氏の司会で、生物多様性をどう受けとめるか、COP10 への期待・対応、生物多様性はビジネスになるのかについて、パネル討論を行った。短時間ではあったが、具体的な事例の紹介、パネル討論により、CBD に対する視野が深まったと思われ、COP10 を直前に控え時機を得た企画となった。

2-1-4. シンポジウム「どうする、生物資源！大学における管理と活用の今後－生物多様性条約・名古屋議定書採択を受けて－」

2011年2月2日、九州大学医学部百年講堂（福岡市）において、九州大学有体物管理センター主催、JBA 共催による標記シンポジウムが開催された。

(1) プログラム

開会挨拶 久原 哲 九州大学有体物管理センター センター長	
講演 1. 生物多様性条約 COP10 の結果概要について	岡田正孝 METI
講演 2. ABS 名古屋議定書は何を定めているのか	磯崎博司 上智大学大学院
講演 3. 遺伝資源アクセスの基本事項と JBA の支援活動	藪崎義康 JBA
講演 4. ABS の研究活動への影響について	田中一成 文部科学省
講演 5. 大学における研究と海外生物資源に関する課題	深見克哉 九州大学有体物管理センター
パネルディスカッション: 大学の研究や産学連携への名古屋議定書採択の影響を予測する モデレーター: 鈴木睦昭 国立遺伝学研究所、パネラー: 講演者	
閉会挨拶 吉村 淳 九州大学大学院 農学研究院長	

(2) 講演概要

経済産業省岡田氏はCOP10名古屋の結果を報告した。特に、ABSに関しての名古屋議定書の概要、及び重要ポイントを解説した。上智大学の磯崎教授は、まず、COP10のABS報道の誤解点（名古屋議定書は、アクセス及び公正かつ衡平な利益配分のための国際ルールを定めている、提供国の事前同意を義務付けている、提供者との間に個別の利益配分契約を結ぶことを義務付けている等々の誤った解説）を指摘した。その上で、「名古屋議定書は何を定めているのか」と題し、「名古屋議定書は、遺伝資源の提供国の国内法違反を、国境を越えて例外的に追及できるように提供国の国内法に域外効力を与えること、そのための条件と手続を定めるという特異な形態をとっている」と、条項を示しながら解説した。JBA藪崎は、海外の遺伝資源を利用する際の留意点を解説し、JBAの海外遺伝資源へのアクセスに関する支援活動を紹介した。文科省の田中氏は、名古屋議定書のアカデミアへの影響について推測し、ネガティブと捉えずポジティブ思考で発想の転換が必要であるとした。さらに、大学も分野別などで連携し対処していく必要があると語った。九州大学の深見教授は、CBD及び名古屋議定書の条項に対応させて大学における海外生物遺伝資源の問題を取り上げた。そして現在九州大学で実施されている生物遺伝資源の管理について、さらに負荷の高い海外資源の利用交渉の実例として、ネパールとの遺伝資源活用プロジェクトを紹介した。最後に有体物管理センターの組織体系、素材移転に関する将来の連携構想について語った。

2-1-5. 外部機関での講演

COP10 において名古屋議定書が採択された後、JBA に下記の講演依頼があり参加した。① 2010 北陸合同バイオシンポジウム（主催：富山県立大学生物工学研究センター、石川県立大学生物資源工学研究所、福井県立大学生物資源学部、2010 年 11 月 12 日）、②富山県バイオ産業振興協会平成 22 年度バイオテクノロジー講演会「生物資源へのアクセスの国際ルールと産業利用」（主催：富山県バイオ産業振興協会、2011 年 2 月 8 日）、③AIST 関西懇話会 2010 第 3 回講演会（主催：AIST 関西懇話会、2011 年 3 月 11 日）。

2010 北陸合同バイオシンポジウム報告

「北陸合同バイオシンポジウム」は、北陸地区（富山県、石川県、福井県）のバイオテクノロジー・バイオサイエンス分野の研究者（大学院生を含む）が研究成果を発表することにより、相互理解・情報交換といった交流を深め、さらには共同研究を模索・発展することを目的に、定期的で開催されているシンポジウムである。当初、富山県立大学（生物工学研究センター）と石川県立大学（生物資源工学研究所）の交流から発足したものであり、現在では福井県立大学（生物資源学部）が参加している。

「2010 北陸合同バイオシンポジウム」は、2010 年 11 月 12 日～13 日、福井県立大学が中心となり、公立学校共済組合芦原保養所「芦泉荘」を会場にして開催された。

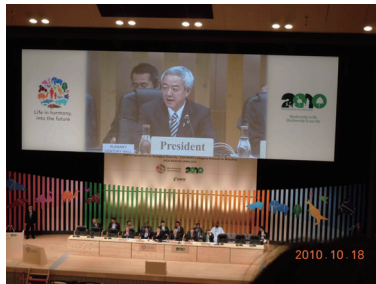
シンポジウムは、4 題の特別講演、15 題の口頭発表、44 題のポスター発表から構成された。なお、特別講演は、「北陸地区におけるバイオ研究のパワーとその源泉」（東レ先端融合研・京都学園大：清水昌教授）、「微生物研究雑感」（石川県大：熊谷英彦教授）、「グリーンサステイナブル志向社会を攻めの視点でとらえたプロセス R&D 戦略」（カネカ：高橋里美シニアフェロー）、「**Biocatalysis and Analysis Facile Determinations of Enantiomeric Purities: Amino Acids, Amino Alcohols and Pharmaceuticals**」（ドイツ・ベルギッシュ・ヴッパータル大：Manfred P. Schneider 教授）であった。

JBA は、「海外の生物遺伝資源を利用する研究者の方へ：生物多様性条約下の国際ルール」と題して口頭発表を行った。「生物多様性条約」（1993 年 12 月発効）、「ボン・ガイドライン」（2002 年 4 月採択）、「遺伝資源へのアクセス手引」（2005 年 4 月）に基づき、海外の遺伝資源へアクセスする際の留意点を解説するとともに、本シンポジウム開催の直前に、名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で最終的に採択された「アクセスと利益配分に関する名古屋議定書」の概略についても紹介した。今回のシンポジウム出席者の講演内容からすると、地場産業の振興が主であり、海外からの生物遺伝資源を用いた研究は必ずしも多いと思えなかったが、出席者の高い関心がうかがえた。バイオ産業の基盤となる研究開発の場に、生物多様性条約に基づく生物遺伝資源へのアクセスに関する基本的な考え方を浸透させることは、将来の産業化に極めて重要であることから、今後とも、研究者を対象とした普及活動を継続していきたい。

資料：富山県バイオ産業振興協会平成22年度バイオテクノロジー講演会での発表
演題：生物多様性条約と海外遺伝資源へのアクセス（スライド抜粋）

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する 名古屋議定書

- COP10(<http://www.cbd.int/cop10/>)
 - * 2010年10月18～29日に名古屋で開催
 - * 179の締約国・地域、国際機関・企業・市民団体等1万3千人以上が参加
 - * ABS名古屋議定書、ポスト2010目標(愛知ターゲット)等47の決議を採択



JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

31

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する 「名古屋議定書」の採択

- 生物多様性条約では、遺伝資源から生じる利益を資源の提供者と利用者との間で公正・衡平に配分するべき旨を規定している
- しかし、途上国は、先進国企業による遺伝資源の不正な取得が依然として行われており、利益配分が十分担保されていないと主張。このため、利益配分のための法的拘束力のある枠組みを強く要望。一方、先進国側は、そもそも遺伝資源取得の際のルールすら確立されていない国が多い中、アクセス手続きの明確化等を求めており、2002年の交渉開始以来、議論が対立していた
- COP10直前の準備会合や、COP期間中の会合を通じて約3週間にわたり精力的に交渉が行われたが、議定書の対象範囲や、遺伝資源の利用国で実施する措置などで対立は解消されず、COP10最終日まで合意は得られなかった
- COP10最終日に我が国より「議長提案」を各国に提示し、全体会合に諮ったところ、様々な意見があったものの、最終的には各国に受け入れられ、「名古屋議定書」として採択された
- 採択された名古屋議定書は、概ね我が国の立場を反映した内容となっているが、**遺伝資源の利用国において資源の利用をモニターする制度**についても規定しており、今後、我が国が議定書として批准するためには、国内での担保措置について検討・整備を進めることが必要。COP10直後の記者会見では、**環境大臣から新法の制定を検討する旨が表明された**

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

32

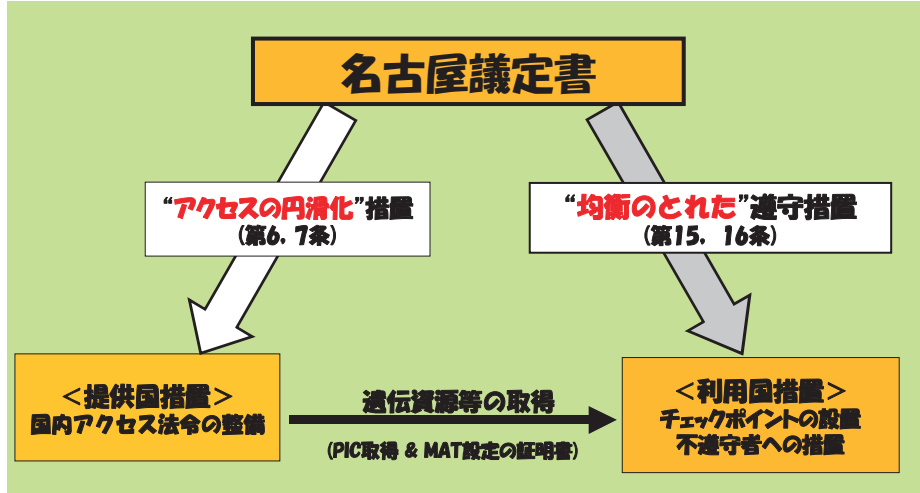
名古屋議定書の要旨(1)

- **第1条(目的)**
遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分する。これにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。
- **第2条(用語)**
「**遺伝資源の利用**」とは、遺伝資源の遺伝的・生化学的組成に関する研究開発を実施することを意味する。
「**野生生物**」とは、生物遺伝資源の遺伝子発現や代謝の結果生成する天然に存在する化合物を指し、遺伝機能を持たないものも含む。
- **第3条(適用範囲)**
生物多様性条約第15条の範囲にある**遺伝資源と**その利用から生じる利益、および、**遺伝資源に関連する伝統的知識と**その利用から生じる利益に適用する。
- **第4条(国際協定・国際文書との関係)**
- **第5条(公正かつ衡平な利益の配分)**
遺伝資源の利用とそれに続く採掘・商業化より生じる利益は、相互合意条件に基づき公正かつ衡平に配分される。
各国は適宜、立法上、政策上必要の措置をとる。
遺伝資源と関連する伝統的知識の利用により生じる利益は、国内法に従って相互合意条件に基づき公正かつ衡平に配分される。各国は適宜、立法上、政策上必要の措置をとる。
利益には金融的利益と非金融的利益が含まれる(附属書で例示)。
- **第6条(遺伝資源へのアクセス)**
利用のために**遺伝資源へアクセスする場合、各国の法制度に基づき、事前同意を必要とする。**事前同意を求める各国は、**透明性確保のため、立法上、政策上必要の措置をとる。**
- **第7条(遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス)**
- **第8条(特別な考慮)**
非商業目的の研究利用に簡易な措置を含め、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する研究を奨励、促進する。人や動物の健康に脅威や損害を与えたり、著し過ぎた悪影響に適切に配慮する。そのために、**遺伝資源が迅速に利用でき、利益配分の必要性を考慮することが出来る。**
食料・農薬用の遺伝資源の重要性、食料保障における役割を考慮する。

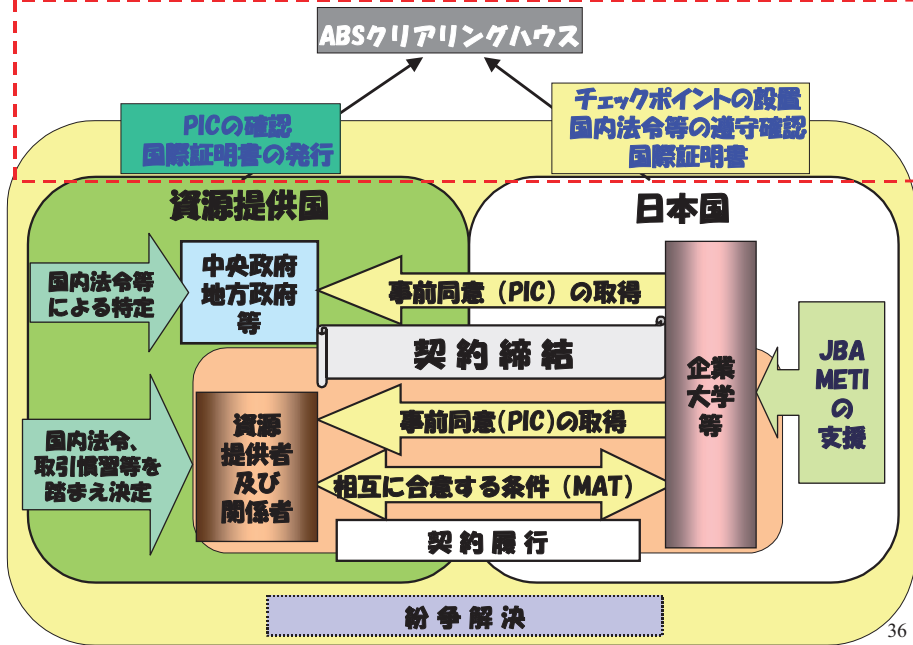
名古屋議定書の要旨(2)

- **第9条(保全と持続可能な利用への貢献)**
- **第10条(多数国間の利益配分メカニズム)**
国境を越えて存在する、あるいは、事前同意を得ることができない**遺伝資源および**関連する**伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を**実現するための、**透明性の多数国間利益配分メカニズム**の必要性と方法を検討する。本利益は生物多様性の保全およびその構成要素の持続可能な利用を支援するために用いる。
- **第11条(国境を越えた協力)**
- **第12条(遺伝資源に関連する伝統的知識)**
- **第13条(各国の政府窓口と権限ある国内当局)**
- **第14条(アクセスと利益配分プラットフォームと情報共有)**
生物多様性条約で規定される**プラットフォームメカニズム**として、**アクセスと利益配分に関するプラットフォーム**を設置し、情報の集約を行う。
- **第15条(アクセスと利益配分に関する国内法・規制要件の遵守)**
国内で利用される**遺伝資源が、提供国の国内法に従って事前同意され、相互に合意した条件で契約されるよう適切かつ効果的で均等のどれに措置を実施する。**
各国は上記が遵守されない場合の**適切かつ効果的で均等のどれに措置を実施する。**
- **第16条(遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内法・規制要件の遵守)**
- **第17条(遺伝資源の利用のモニタリング)**
各国は、**遵守を支援するために、遺伝資源の利用をモニターし、透明性を高めるための措置を速直実施する。**こうした措置には、**一つ以上のチェックポイント**の指定、**遺伝資源利用者・提供者からの情報提供と共有等**が含まれる。
遺伝資源のアクセスの際に発行された証明書で、プラットフォームで公開されたものは国際証明書となる。
- **第18条(相互に合意する条件の遵守)**
- **第19条(モデル契約条項)**
- **第20条(行動規範、ガイドラインとベストプラクティス、基準)**
- **第21条(意識啓発)**
- **第22条(能力構築)**
- **第23条(技術移転、協働と協力)**
- 以下、省略

名古屋議定書の構造



アクセスと利益配分の各ステップ(名古屋議定書発効以降)



遺伝資源に関連する伝統的知識 (traditional knowledge associated with genetic resources)

- 名古屋議定書では、**伝統的知識に関する規定が詳細かつ拡大しており、「国内法に従って」との前提があるものの、遺伝資源とほぼ同じ扱いに**
- **アクセス**(第7条): PIC+MAT
- **利益配分**(第5条5): 立法上、政策上必要な措置、配分はMATで
- **遵守措置**(第16条): 適切かつ効果的で均衡のとれた措置 – 本条の実施については議定書31条記載の再検討においてWIPO等の議論を踏まえて評価する – (COP10決議に記載)
- その他: **国境を越えた協力**(第11条)、**多国間利益配分メカニズム**(第10条)、**原住民・地域社会の慣習法等の尊重**(第12条)、**ABSクリアリング・ハウスへの情報提供**(第14条)など

コモディティ(一般貿易取引商品)か？ 生物遺伝資源か？

- 貿易取引品を商慣行に従い輸入し販売する場合は問題とならないが、これを遺伝資源として利用する場合には**目的外使用**に該当する
- また、関連する**伝統的知識**がある場合、別途注意を要する
- (手引・問7)ある固有種の植物を観賞用に購入した。帰国後、これを研究に使用したところ、固有種特有の成分を発見した。これを商品化する場合、PICを取得する必要があるか？

2-2. 日本・中国 2 国間ワークショップ

「中国における生物資源アクセス規制の現状と将来」

－中国が起草中の“生物遺伝資源アクセス国内法”の実施上の問題点の分析－

2010年6月25日、東京八重洲ホールにおいて、JBAは「中国における生物資源アクセス規制の現状と将来」と題するワークショップを開催し（下記プログラム参照）、中国の法律専門家と情報交換を行った。

JBAと中国とは、これまで、2009年9月4～5日に中国北京市で開催されたワークショップ「伝統的知識と関連する生物資源の利益配分と文書化」への参加を含め、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関して数度の相互交流を行ってきた。

近年、中国は改正特許法における特許出願者の遺伝資源の出所開示等を含め、ABSに関する制度を急速に整備しつつある。本稿はワークショップにおける中国の専門家の講演に基づき、中国が起草中のABS国家管理ルールの考え方や、実施上の問題点の分析について報告する。

プログラム

- | | |
|------------------------|--|
| 1. イントロダクション | 炭田精造（財）バイオインダストリー協会 |
| 2. 中国のABS国内法と規制の現状について | Dr. XUE Dayuan
Professor and Chief Scientist, School of Life and Environmental Science, Minzu University of China, Beijing, China |
| 3. 中国が起草中の新ABS国内規制について | Dr. QIN Tianbao, Professor
School of Law, Wuhan University, Wuhan, China |
| 4. ABS規制の実施における問題点の分析 | Dr. CUI Guobin, Associate Professor
School of Law, Tsinghua University, Beijing, China |

1. 中国におけるABS政策の経緯¹

1-1. 生物資源の保護及び管理の強化に関する国務院通知（2004年3月）

国務院は生物資源の保護及び管理の強化に関する通知を公布した。この通知ではABSと密接に関連した具体的な政策が示されている。

① 生物資源の輸出許可に関する仕組みや規則の改善

生物資源の輸出の管理と監督を強化する。中央政府の部局間や中央政府と地方自治体の間で、

¹ Dayuan Xue & Lijie Cai: China's Legal and Policy Frameworks for Access to Genetic Resources and Benefit-Sharing from their Use, *Review of European Community and International Environmental Law (RECIEL)*, Vol. 18, No. 1, 2009. (<http://www.nies.org/nies/new/uploadpic/201025533232012.02.pdf>) (2010年12月17日アクセス)

関係する情報を共有できるよう全国規模のネットワークを設置する。中国国内における外国の機関又は個人による生物資源へのアクセスは、中央政府の関係部局の許可を得なければならず、関係する情報やデータの写しを提出しなければならない（同通知第 6 項）。

② 輸出入される生物資源に関する調査及び検査制度の確立

生物資源を国外に持ち出し、郵送及び輸送する場合には、国の関係当局の許可を得なければならない。保護種又は絶滅危惧種の輸出には、絶滅危惧種の国際取引の承認を得るために国の機関の許可を得なければならない（同通知第 7 項）。

③ 生物資源を用いた国際協力における管理の強化

生物資源を用いて国際協力プロジェクトを実施し、あるいは生物資源を外国の機関又は個人に提供する際には、双方の責任、権利及び義務を明記した契約を締結しなければならない。中国の研究機関及び人員の研究への協力と参加から得られる利益配分が保証されなければならない。研究活動は基本的に中国国内で実施されるものとする（同通知第 8 項）。

④ 関係法令の整備

生物資源の採取、取引や交換、及び生物資源を用いた研究開発活動を規制するため、現行の法令を拡充し、あるいは必要に応じて新たな法令を整備する取り組みを進める。野生の生物資源を直接的に商業目的で利用することを厳しく制限し、栽培又は飼育された資源を利用することを奨励する（同通知第 13 項）。

1-2. 環境保護の強化及び科学発展ビジョンの実施に関する国務院決定（2005 年 12 月）

国務院は環境保護強化及び科学発展ビジョンの実施に関する国務院決定を公布した。この決定で、遺伝資源の利用から生じる利益配分や生態学的補償の仕組みを早急に確立するよう要請している。

中国は生物資源の保護と管理のために部局間委員会²を設置している。これは環境保護部 (Ministry of Environmental Protection) が中心となって運営され、農業、林業、科学技術、発展改革、財政、商務 (国際貿易) 等の関係部局³が参加して、遺伝資源の保護と管理に関する政策や法令の策定と実施を調整している。

1-3. 中国の生物資源の保護及び利用に関する国家計画（2007 年 11 月）

環境保護部⁴は、生物資源に関する 2 年間の全国調査を基に、生物資源の保護及び利用に関する国家計画を発表した。重点活動 6 は ABS に対応するもので、次の措置やプロジェクトを今後 10 年間で実施することになっている。

- ① 生物資源及び関連する伝統的知識 (Traditional Knowledge, TK) に関する知的財産権の保護のシステムを設ける。

² 注：日本の中央政府の省庁間委員会に相当

³ 注：それぞれ、省庁に相当

⁴ 注：当時の国家環境保護総局

- ② 特許の申請者に対して遺伝資源の出所を開示し、原産地証明又は出所の合法性の証明を提示することを義務付ける制度を確立する⁵。
- ③ 遺伝資源及び関連する TK へのアクセスに関する情報を処理し保存する機関やクリアリングハウス・メカニズムを確立する。
- ④ 遺伝資源及び TK の目録を作成し、それらの保護を支援するデータベースを確立する。

1-4. 中国の生物多様性国家戦略草案と行動計画（2008年～2009年）

戦略案では、今後5年間でこの目標を達成するためにかなり包括的な法制度と仕組みを確立し、これらの法律や仕組みを実施するために今後10年間で実際的な措置を講じることを提案している。この段階での主な行動として次のものがある。

- ① 遺伝資源を保存するシステムを確立する。
- ② ABSを管理・規制する機関を含むシステムを確立する。
- ③ 遺伝資源の輸出入を管理するシステムを確立する。

2. 中国が起草中の「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国家管理ルール」(National Management Rules on Access to Biological Genetic Resources and Benefit Sharing)(以下、ABS国家管理ルール)の考え方

2-1. 現在のABS法制度の欠点

① ABS行政システムの欠落点

ABSについて中央集権的体制がない。中央政府にABSを統括する省がなく、多くの場合、地方自治体レベルで運用されている。

② 現在の法制度の欠落点

- ABSを専門とする包括的な法令がない：現行の法令の大部分は個別分野の資源管理に対処するものである。例：種子法、野生生物保護法、野生植物保護条例、牧畜法。
- 規制されていない遺伝資源がある。例：水産生物遺伝資源、微生物遺伝資源、花卉植物遺伝資源、経済的価値を持つ野生動物遺伝資源等に適用される法令はない。

③ 現在の法令の欠落点

内容については、リスト化されていない種(species)や利益配分に関する記述がない。権利義務関係については、所有権や利害関係者に関する記述がない。行政面では、ABSや事前の同意についての規定が不十分である。実施については、総論として漠然と述べられ、執行力が弱い。

2-2. ABS国家管理ルールの構造

①内容：保全、アクセス、利益配分、移転を対象とする、②法律文書としての要素、③過去の国内法の慣例、④他国及び国際交渉の経験、を考慮して国内法の構造を検討中である。

⁵ 注：改正特許法における特許出願者の遺伝資源の出所開示要件等に関して次の文献を参照。田上麻衣子（2009）遺伝資源及び伝統的知識に関する中国の動向、バイオサイエンスとインダストリー、Vol.67 No.7, 358-363

ABS 国家管理ルール草案の目次：

- | | | |
|-----------------|-----------|--------------|
| 1. 総則 | 2. 制度上の措置 | 3. 生物遺伝資源の保全 |
| 4. 生物遺伝資源へのアクセス | 5. 利益配分 | 6. 輸送、輸入及び輸出 |
| 7. 法的責任 | 8. 追加条項 | |

2-3. ABS 国家管理ルールの重要ポイント

① 目的

a. 生物遺伝資源の保全を促進し、b. 生物遺伝資源へのアクセスを規制し、c. 公正で衡平な利益配分を確保し、d. 社会的及び経済的に持続可能な開発を達成すること。

② 基本原則

a. 効果的な保全、b. 持続可能な利用、c. 科学的な管理、d. 公正で衡平な利益配分

③ 法的ヒエラルキー

新しい ABS 国家管理ルールは条例 (Ministerial Rules) の形式をとり、「生物遺伝資源の管理に関する中華人民共和国条例 (Regulation)」と呼ぶ。

④ 制度上の措置

権限の分担についての指針：関係当局の管轄権の範囲については現状を維持する。

原則：調整は関係当局間で統一的に行う。

権限：環境保護部 (Ministry of Environmental Protection) を主たる調整機関とする。

農業部 (Ministry of Agriculture) と国家林業局 (SFA) を権限ある当局とする。

⑤ 調整、諮問、及び管理のための組織

管理組織：環境保護部の下で国家 ABS 局 (National ABS Office) が管理を担当する。

調整組織：国家 ABS 委員会 (National ABS Committee) が調整、企画、特定とモニタリング、リスト、能力構築、国際協力、その他について調整する。

諮問組織：科学技術補佐委員会 (Subsidiary Committee on Science and Technology, SCST) が科学的な助言とサポートを行う。

⑥ ABS 許認可手続き

申請 (受理) → (SCST への) 諮問 → 審査 → 許可

⑦ 中国人による学術目的及び商業目的の生物遺伝資源アクセス

- 学術目的のアクセス：地方自治体レベルでの申請及び登録とする。
- 商業目的のアクセス：地方自治体レベルで申請と審査を行い、中央政府レベルで許可を行う。
- 目的の変更：再申請を行う。

⑧ 外国人によるアクセス

- 中央政府で申請 (受理)、審査、許可を行う。輸出申請もアクセス申請時に行う。
- 中国人と外国人間での R&D 協力についても同上の手続きとする。

⑨ 利益配分

- アクセス申請者と権限ある当局の間で ABS 契約を結ぶ。
- 中国人による学術目的のアクセスについては、利益配分の義務を免除する。
- 金銭的利益又は非金銭的利益：利用者と提供者間でバランスを保つ。

⑩ 地域社会の利益

- 町村役場を地域社会の代表とする。
- 町村役場の事前同意 (PIC) を得る。
- あらかじめ固定した率の利益を町村役場に直接、支払う。

3. 中国の ABS 規制の実施における問題点の分析⁶

3-1. 生物多様性に関する中国の既存国内法⁷

① 中国における既存の国内法と条例

森林法 (the Forestry Law) (1984, 最近の改訂 1998)、草地法 (1985, 最近の改訂 2002)、漁業法 (1986, 最近の改訂 2004)、野生動物保護法 (1988)、環境保護法 (1989)、種子法 (2000, 最近の改訂 2004)、家畜育種法 (2005)、自然保護区条例 (the Regulation on Nature Reserve) (1986, 最近の改訂 2004)、野生植物保護条例 (the Regulation on the Protection of Wild Plants) (1997)、野生薬用資源保護条例 (the Regulation on the Protection of Wild Medicinal Resources) (1987)、絶滅危惧野生動植物相輸出入条例 (the Regulation on the Import and Export of Endangered Wild Fauna and Flora) (2006) 等。

② 生物資源の所有権

一般には国家が野生生物資源を所有する。例外として、地方の共同体、自然人あるいは法人が所有することが出来る。関係する法令に従って、国家と民間セクターの間で生物資源を取引することができる。

③ 既存国内法における利益配分ルール

- 既存法は主に所有権と保全問題に焦点を置いている。
- 大半の国内法には利益配分要件がない。
- 二つの例外
 - a) 家畜育種法 (第 16 条)：保護リストに記載されている遺伝素材を輸出するときは、利益配分のアレンジと政府の許可が必要である。
 - b) ヒト遺伝素材条例 (the Regulation on Human Genetic Materials) (第 19 条)
ドナーの PIC と政府の許可が必要である；派生する発明は中国人研究者と外国人パートナーが共有するべきである。

⁶ 注：ここに述べた論点は講演者の私見であり中国政府の公式見解でない。

⁷ 注：Laws を国内法、Regulations を条例と訳した。

3-2. 特許法における開示ルール

① ABS と特許法：2008 年特許法と 2010 年特許法のための実施ルール

- 2008 年特許法第 5 条 2 項

関係法(relevant laws)又は条例(regulations)に違反する方法で得られた又は利用された遺伝資源、に基づいた(based on, relying on)発明創出に対して特許権は与えられない。

- 2008 年特許法第 26 条 5 項

遺伝資源に基づいた発明について、出願人は遺伝資源の直接出所(direct source)及び原出所(original source)を出願文書で述べなければならない。もし出願人が原出所を述べることができないならば、その理由を述べねばならない。

② 2008 年特許法第 5 条 2 項の範囲

- 「遺伝資源」：2010 年特許法第 26 条のための実施ルール

特許法で言及されている遺伝資源とは、ヒト、動物、植物あるいは微生物から派生する素材等であり遺伝の機能的単位を含み、現実の又は潜在的な価値を有するもの、を意味する。

- 「Relying on」

特許法で言及されている遺伝資源に relying on してなされた発明創出とは、遺伝資源の遺伝の機能的単位を利用することにより達成された発明創出、を意味する。

③ 「国内法(Laws)又は条例(regulations)」

- a) NPC(全国人民代表大会⁸)とその常務委員会によって制定された法(Laws)及び国務院(State Council)による条例(regulations)のみを指す。

- b) 特定の ABS ルールをもつ国内法：2005 年家畜育種法第 16 条

- c) 関連しているが適用されない低レベルの規制：

1998 年ヒト遺伝資源に関する暫定措置(The Interim Measures on Human Genetic Resources、*IMHGR*)：厚生省と科学技術省の共同発布

- d) ABS ルールを持たない他の国内法と条例：「3-1 生物多様性に関する中国の既存国内法」を参照

- e) 将来の最も重要な条例：「2. 生物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国家管理ルール」を参照

④ 2005 年家畜育種法第 16 条(Stock-breeding Law of 2005, Art.16)

- a) 保護リストに含まれている家畜又は家禽を中国から輸出する場合、又は外国の機関又は個人と協力して中国国内において研究又は利用する場合は、申請者は地方自治体の家畜及び獣医行政部局に申請書を提出し、同時に、国家との利益配分に関する計画を提出するものとする。

- b) 新たに発見された家畜又は家禽遺伝資源は国家家畜家禽委員会によって評価される前には、中国から輸出すること又は外国の機関又は個人と協力して中国国内において研究又は利用することは認められない。

⁸ 注：日本の国会に相当

⑤ 1998年ヒト遺伝資源に関する暫定措置 (IMHGR)

- 第4条：国家は特定の地域における重要な家系と遺伝資源に関する報告登録システムを採用する。特定の地域における重要な家系と遺伝資源を発見又は保有する機関又は個人は直ちに關係する部局へ報告するものとする。いかなる機関又は個人も、許可なくして、いかなる形においても、ヒト遺伝資源をサンプリング、収集、取引、輸出してはならず、それらを中華人民共和国の領土外へ持ち出してはならず、あるいは他国に提供してはならない。
- 第11条1項：中国のヒト遺伝資源が国際協力プロジェクトに関係している場合には、中国側協力当事者は然るべき許可申請の正規の手続きをとる責任を有するものとする。
- 第19条1項：もし協力から生ずる成果に特許性がある場合は、特許は双方の当事者によって共同で出願され、その結果としての特許権は両者によって所有されるものとする。
- 第12条：中国のヒト遺伝資源が關係する国際協力プロジェクトについて正規の許可申請をする際には、申請書に記入し、次の文書を添付することとする。
 - ヒト遺伝素材のドナー及び又はその法的代理人の事前同意書⁹
 - 契約書草案
 - 審査許可部局の要求するその他の文書

⑥ 2008年特許法第26条5項

- 遺伝資源に基づいた (based on) 発明について、出願人は遺伝資源の直接出所 (direct source) 及び原出所 (original source) を出願文書で述べなければならない。もし出願人が原出所を述べることができないならば、その理由を述べねばならない。
- 直接出所：申請者がその資源を得た所。
- 原出所：その資源が生息域内 (in situ) で収集された所。
- 第26条5項に違反したことによる法的結果：
 - a) 特許法のための実施ルール第44条(予備審査)、第52条(本審査)：出願申請は拒絶される。
 - b) 一度付与されたら、無開示のために無効化することは出来ない。
- 影響を受ける特許出願：非常に限定されている。約1000~2000出願/年程度か。

⑦ 課題

- 第5条2項の違反は、どの程度、特許の無効化につながるのか？
- 機関の問題：
 - a) 生物資源はふつう第三者機関(例：ジーンバンク、仲介者)によって収集される。
 - b) 特許申請者はこれらの機関による違反に対して責任がない。
- 開示要件には牙(実効性)がない(第26条5項)
 - a) 無開示に対する法的結果が十分に深刻でない。
 - b) もっと良い選択肢：特許の無効化、又は行政責任。
- 化学合成：生物資源から単離、精製した遺伝子、化合物を化学的に合成した場合はどう扱うか。

⁹ 講演者注：ドナーとの利益配分の要件はない。

3-3. 遺伝資源へのアクセスと利益配分

- ① 中国で ABS 国家管理ルールの起草作業が進捗中である。中国は CBD に基づくアプローチを採用する可能性が大きい。
- ② 生物資源に対する CBD の事前 (ex ante) アプローチ
 - 所有権 (Property right) と契約の組み合わせである。
 - 生物資源の所有権 (ownership) を有形財産として確認する。
 - 利益配分は所有権 (Property right) (現実的支配) を基礎にして扱う。
- ③ CBD の事前アプローチはなぜ法的に良くないのか？
 - 強制的な事前の PIC 取得と MAT 設定のための費用がかかる：
 - a) 生物資源に実際にアクセスする前に正式手続きが必要。
 - b) 資源提供者との連絡が容易でない。
 - c) 多くのプロジェクトのうちごく一部が商業的に成功し配分可能な利益を生むに過ぎない。
 - 遺伝資源の移動を管理するための費用がかかる：
 - a) 遺伝資源がひとたび一方の契約者の管理下からはずれると保護は終る。
 - b) 複数の当事者が遺伝資源にアクセスする時、第三者に資源提供し契約違反をしたのは誰かを知るのが困難となる。
 - 抜け穴 (Loopholes) :
 - a) 知財権保護を求めない者は利益配分をしないのか？
 - b) 知財権の保護期間はいつ終了するのか？
 - c) 遺伝資源に relying on する技術を利用する第三者。
- ④ もっと良い代案はあるか？
 - 所有権 (Property right) と特別の権利 (sui generis right) による事後 (ex post) アプローチ
 - a) 生物資源に関して特別の権利を創設し、遺伝資源に relying on する発明の商業化から第三者を排除する。
 - b) 著作権の様な保護を行い、登録を必要としないこととする (anti-copying)。
 - c) 特別の権利と所有権が遺伝資源において共存する。
 - d) 遺伝資源へのアクセスは所有権法の伝統的なルールに従う。特別の権利の立法ではない。
 - CBD と比較すると、
 - a) 強制的な PIC が不要。
 - b) 事前の利益配分協定が不要。
 - c) 知財権保護を求めることは自由。
 - d) 遺伝資源を取引することは自由 (所有権法のルールに従う)。
 - e) 遺伝資源の出所又は原産地を開示する必要性はあるかもしれない。

3-4. 伝統的知識 (TK)

- ① 定義

a) WIPO の定義(以下)は機能しない。

TK とは伝統的な文脈における知的活動の結果生じる知識の内容又は実質に言及したものであり、TK システムの部分形成するノウハウ、技能、技術革新、慣行及び学識、原住民と地域社会の伝統的な生活様式を具現する知識、あるいは世代間で伝えられる成文化された知識システムに含まれる知識を含む。TK は特定の技術分野に限定されず、農業、環境、医学の知識、並びに、遺伝資源に関連した知識を含んでも良い。”Revised provisions for the Protection of Traditional Knowledge Policy Objectives and Core Principles” *WIPO/GRTKF/IC/9/5(2006)*

b) この講演の対象は、技術的な有用性を持つ知識のみとし、遺伝資源に関連しているか否かを問わない。

② TK の型とその保護モデル案(講演者の分類法)

a) 私的に保有される TK : 企業秘密モデル+特許モデル(これよりも良い選択肢はない)。

b) 小さな社会(communities)又はグループに保有される TK :

- 企業秘密モデル+特許モデル (適用出来るかもしれない)。
- 守秘要件を緩和してもよい。

c) パブリック・ドメインにある TK(一般公衆によく知られている) :

- ある程度の道徳的権利は考慮されるかもしれない。
- コスト効率的な保護モデルがない。
- TK を議論するとき、不幸にしてたいていの TK 擁護者はこの型の TK を意図している。

③ パブリック・ドメインにある TK を再規制することの困難さ

a) 国内の文脈で、TK 保護をどのようにして正当化するか

- その持ち主の社会的な特別の身分に基づく所有権か?
- 有用性(Usefulness or Utility)それ自身では正当化できない:すべての基礎科学的知識は有用であるが保護できない。
- 周辺に追いやられた少数グループに対する財政的な援助は、彼らの TK を保護するよりもコスト効率的である。

b) 特許法と TK 保護をどのように調和させるか :

- TK に基づいた発明は有限の保護期間を有する。
- その保護期間が切れる時、その発明はパブリック・ドメインに入るのか否か?
- パブリック・ドメインにある技術の自由な利用が脅威にさらされるかも。

c) 模倣をいかに証明するか(TK と派生的発明の関連性)

- 特許法:「権利一体の原則(all elements rule)」がある。
- TK 保護:「TK からのインスピレーション」は容易に追跡出来ない。
- 「権利一体の原則」を適用しないなら、どこに終結点があるのか?

d) 地方にある研究産業の競争力に対する脅威

- 外国企業と地方の研究機関の間の共同研究プロジェクト。
- 実例: 伝統的な中国医学と、日本・韓国・シガポール・香港・中国系市民を擁するすべ

ての国々との競争。

e) その他の難題

- TKの所有権(ownership) : 利益配分のコストが利益を上回る時は、権利を与えない方が効率的。
- 保護期間(term of protection) : 永久保護か?、TKを再発明する者はいないと仮定すべきか?

おわりに

中国はABS国家管理ルールの策定に向けて現在、作業中である。これまでに得られた情報を踏まえると、中国のABS国家管理ルール草案は次のような特徴を持つ。

- ① 中央政府の環境保護部¹⁰が全体調整の役割を担当し、ABSについて中央集権体制をとる。
- ② 中国人(内国人)に対するABS手続きと外国人に対するABS手続きを異なったものにする。
- ③ 外国人は中央政府に申請し許可を得なければならない。
- ④ 利益配分は、申請者と権限ある当局間での契約による。

「中国のABS規制の実施における問題点の分析」の講演内容は、中国の専門家間で考え方に多様性があることを示している。中国には我が国や欧米先進国の知財権の考え方と共通した考えをする専門家もいることを示している。中国の経済的発展とともにこのような人々の比率も増えるであろうことは容易に想像できる。

日本と中国双方のバイオサイエンスとバイオ産業における円滑な関係の深化と相互発展のためには、変化する状況を念頭に置き、二国間交流による「互いを知る努力」を積み重ねることが必要である。

¹⁰ 注 : 日本の環境省に相当

2-3. 海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口

相談窓口の活動についての平成 22 年度（2010 年）の結果を報告する。比較のため、平成 21 年度分も併記した（表 1 参照）。相談受付件数は、平成 22 年度は 101 件（平成 23 年 3 月 11 日現在）であった。相談案件の対象国、相談者の帰属する産業等の分野、相談者の帰属組織別に結果をまとめた。

- 対象国としてアジア・大洋州への関心は従来どおり高かった。他に、アフリカに関する相談が増えた。これには ODA に関連した生物資源の利用と移動に関する相談が多かった。
- 分野としては、メディアと学術関連の相談が増加した。産業セクターでは、創薬・和漢薬、健康食品、化学品・バイオ燃料、知的財産、化粧品等が上位を占めた。メディアの取材は 2010 年 10 月の生物多様性条約の第 10 回締約国会議（COP10、名古屋）に関するものである。
- 相談者の帰属組織は大企業が最も多かったが、大学・公的機関から相談が確実に増える傾向を示した。過去 6 年間の相談受付件数（図 1）は、本年度で累計 316 件（平成 23 年 3 月 11 日現在）に達した。

図 1 アクセス相談件数の推移（2005 年度～2010 年度）

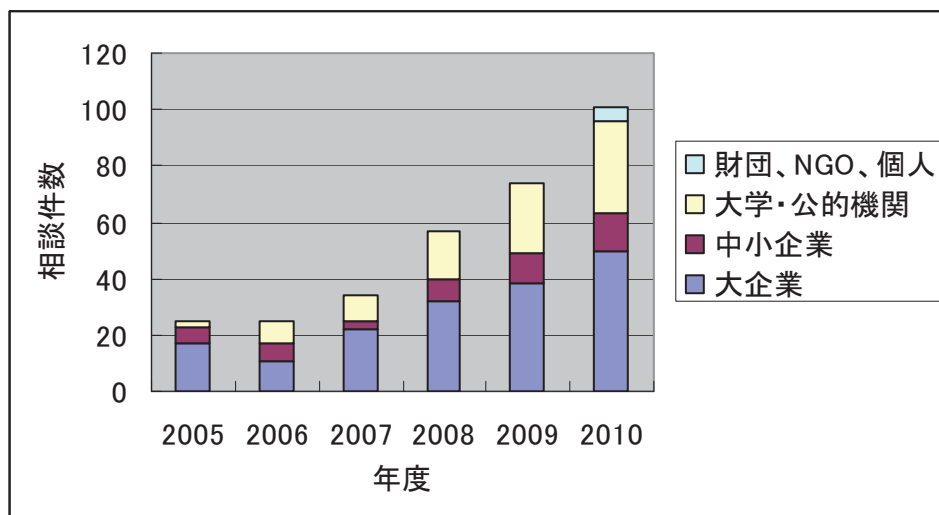


表1 相談のまとめ

	平成 22 (2010) 年度	平成 21 (2009) 年度	平成 22 年度の傾向
対象国	<p><u>アジア・大洋州(33):</u> ベトナム(8)、インドネシア(6)、中国(5)、タイ(4)、フィリピン(4)、オーストラリア(3)、マレーシア(3)、台湾(2)、日本(2)、ラオス(2)、その他(5)</p> <p><u>アフリカ (13):</u> ガーナ(5)、ボツアナ(3)、ケニア(2)、その他(3)</p> <p><u>中南米(5):</u> ブラジル(2)、ペルー(1)、アルゼンチン(1)、アンデス条約(1)</p> <p><u>欧州(4):</u> イタリア(2)、フランス(1)、スペイン(1)</p> <p><u>北米(5):</u> カナダ(1)、米国(4) (カッコ内は延べ数)</p>	<p><u>アジア・大洋州(31):</u> インドネシア(7)、タイ(6)、中国(4)、マレーシア(3)、シンガポール(3)、ベトナム(3)、フィリピン(2)、インド(2)、オーストラリア(1)、ネパール(1)</p> <p><u>中南米(9):</u> ブラジル(4)、ペルー(2)、エクアドル(2)、チリ(1)</p> <p><u>欧州(6):</u></p> <p><u>北米(5):</u> カナダ(4)、米国(1) (カッコ内は延べ数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象国としてアジア・大洋州への関心が最も高い(特定された国の 55%)。 ● アフリカへの関心が高まった。
分野	<p>メディア(27)、学術(基礎研究)(23)、創薬・生薬(11)、政府・関連機関(11)、健康食品(8)、化学品・バイオ燃料(6)、知的財産(5)、化粧品(3)、分析(2)、その他(5)</p>	<p>健康食品(14)、学術(基礎研究)(8)、化学品・バイオ燃料(7)、創薬(6)、化粧品(5)、分析(4)、メディア(6)、その他(14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアの取材と学術関連の相談が増加した。 ● 産業セクターでは、創薬・和漢薬、健康食品、化学品・バイオ燃料、知的財産、化粧品等が上位を占めた。
帰属組織	<p>大企業(50)、 大学・公的機関(33)、 中小企業・ベンチャー(13) 財団・NGO・個人(5)</p>	<p>大企業(31)、 大学・公的機関(23) 中小企業・ベンチャー(11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大企業に次いで大学・公的機関からの相談数が上昇した。

3. 生物多様性条約「アクセスと利益配分」に関するアーカイブ^(1991年～2011年) 名古屋議定書採択に至るまでの会議の変遷:日本の対応と (財)バイオインダストリー協会の役割

はじめに

生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)は、その第1条で、①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、及び③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現するという三つの目的を示している。このうち、特に③は経済活動に対して影響を及ぼすと考えられる。

1987年6月、国連環境計画(UNEP)の下に、生物多様性を保全する措置等について検討するための専門家会合の設置が決定された。これを皮切りにCBD策定に向けての作業が始まったのだが、当初は、生物多様性保全のための取組に重点が置かれ、「公正かつ衡平な利益の配分」という言葉は登場していない¹。

ところが、その作業過程において、生物多様性に富む国(主として開発途上国)の遺伝資源へのアクセスの確保が先進国のバイオ産業にとって重要であることに着目した開発途上国側が、「生物多様性の保全に関する責務を開発途上国側だけに負わせ、遺伝資源に由来する利益を先進国が独占するのは公平性を欠く」という主張を展開した。その結果、遺伝資源の利用から生まれる「利益の配分」という概念が重要な交渉上の争点として浮上したのである²。

最終的には、開発途上国に環境保護のインセンティブを与え、先進国自身のアクセスを確保するための妥協案として、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(アクセス及び利益配分(Access to genetic resources and benefit sharing、ABS))」という考え方が導入され、CBDの目的の一つとして、第1条に盛り込まれたのである。これにより、生物多様性の保全を意図していたはずのCBDが、経済問題としての側面も持つようになったといえる³。

ABSに関する原則はCBD第15条と第8条(j)で規定されているが、ABSを確保するための締約国の措置については各締約国の裁量に任されており、具体的な義務が国際的規定となっているわけではない。開発途上国は、CBD第15条と第8条(j)の規定だけで十分としたわけではなく、遺伝資源へのアクセスから得られる利益配分を確保するために、議定書を含め何らかの措置が必要であるという主張をCBD関連会議の場で表明してきた。しかし、利益配分を確保するためにはCBD自身にどのような問題点があり、それを現実的に解決するにはどのような選択肢があるのか、という実質的なところまで踏み込んだ議論はなく、水掛け論のような議論が延々と続いた。各国の主張すべてを条文案という形で並記した文書ができたのは、名古屋で

¹ 嶋野武志、長尾勝昭(2005)「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応①」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 63(6) pp63-65

² 大澤麻衣子(2002年)「生物多様性条約と知的財産権—環境と開発のリンクがもたらした弊害と課題」、国際問題 9月 No.510 pp56-69

³ 脚注1に同じ。

の CBD 第 10 回締約国会議 (COP10) 開催日が一年以内に迫った 2009 年 11 月の作業部会であった。COP10 では具体的な内容を含む国際的制度 (International Regime、IR (選択肢の中には議定書も含まれる)) に関する議論が行われ、2010 年 10 月 29 日「名古屋議定書」が採択された。

以下に CBD 採択から「名古屋議定書」採択 (2010 年 10 月 29 日) までの ABS に関する国際交渉の中身の変遷 (表 1 参照)、我が国の対応、及び (財) バイオインダストリー協会 (JBA) による生物遺伝資源アクセス問題への支援の歴史を概観し記録する。

表 1 生物多様性条約におけるアクセスと利益配分の議論の推移

年	月	会合	開催地	決定事項等
1992	6	国連環境開発会議 (UNCED)	リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)	・CBD を採択(5 月)、UNCED で署名開放(6 月)。 ・1993 年 12 月 29 日 CBD が発効。
1994	11-12	COP1	ナッソー(バハマ)	・ABS 関連はまだ正式議題に上らなかった。
1995	11	COP2	ジャカルタ(インドネシア)	・ヒト遺伝資源を対象外とすることを決定。
1996	11-12	COP3	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	・世界微生物株保存連盟(WFCC)が微生物遺伝資源の ABS に関する非公式ワークショップを開催。
1998	5	COP4	プラティスラバ(スロヴァキア)	・ABS が初めて COP の正式議題となり、ABS 専門家パネルの設置を決定。
1999	6	CBD 運用関連中間会合	モントリオール(カナダ)	・ABS 専門家パネル会合(1)の指針を提供。
	10	ABS 専門家パネル会合(1)	サンホセ(コスタリカ)	・①研究・商業目的の ABS の取決め、②国・地域レベルの ABS 措置、③規則手続と奨励措置、④能力構築、を議論(結果を COP5 に報告する)。
2000	5	COP5	ナイロビ(ケニア)	・ABS ガイドライン(ABS-GL)の策定のため、作業部会(ABS-WG)の設置を決定。
2001	3	ABS 専門家パネル会合(2)	モントリオール(カナダ)	・ABS-GL の基礎となる要素について議論(結果を ABS-WG1 に送る)。
	10	ABS-WG1	ボン(ドイツ)	・ABS-GL 案を作成(結果を COP6 に送る)。
2002	4	COP6	ハーグ(オランダ)	・ABS-GL 案を修正後採択(ボン・ガイドライン)。
	8-9	持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)	ヨハネスブルク(南アフリカ)	・ABS 確保のための国際的制度(IR)を、ボン・ガイドライン(B-GL)を念頭に CBD の枠組みの中で、交渉することを決定。
	10	スコーピング会合	クアラルンプール(マレーシア)	・「利用者側措置」の具体的内容が明確化。
2003	3	多年度作業計画会合(MYPOW)	モントリオール(カナダ)	・IR 検討のプロセスと主要要素を ABS-WG2 で議論することを要請 ・加盟国に B-GL の実施経験の提出を要請。
	12	ABS-WG2	モントリオール(カナダ)	IR の検討プロセスと主要要素を議論。
2004	2	COP7	クアラルンプール(マレーシア)	・IR 検討に係る ABS-WG への委任事項(TOR)を決定(2 回の ABS-WG 開催を含む)。
2005	2	ABS-WG3	バンコク(タイ)	・議論は入り口で南北対立し各国の主張を並記。 ・既存制度では解決できない問題点解明のため、ギャップ分析を行うことを決める。 ・知的財産権制度における遺伝資源の出所開示、国際的に認知された証明書(国際認証)を議論。
2006	1-2	ABS-WG4	グラナダ(スペイン)	・議論膠着が継続。各国の主張を並記し新テキストを作成。COP8 に送る。 ・事務局にギャップ分析の完成を要請。 ・国際認証の技術的な検討を推奨。
	3	COP8	クリチバ(ブラジル)	・ABS-WG の IR 交渉作業を COP10 前までに完結することを命令。 ・国際認証に関する技術専門家会合(TEG)の開催を決定。

年	月	会合	開催地	決定事項等
2007	1	TEG:国際認証	リマ(ペルー)	・遺伝資源等の原産地・出所・法的由来の国際認証に関する選択肢を技術面から検討。
	10	ABS-WG5	モントリオール(カナダ)	・議論の集約不調。各国意見を列挙した 2 つの資料文書 (information document)を作成。
2008	1	ABS-WG6	ジュネーブ(スイス)	・「COP9 決議案」及び「IR 主要要素の検討案」を作成。COP9 に送る。
	5	COP9	ボン(ドイツ)	・IR の内容の審議は見合わせ COP10 に至る IR 交渉の作業行程表を作成。 ・3 回の ABS-WG 開催と 3 回の TEG の開催を決定。
	12	TEG:コンセプト等	ウイントフック(ナミビア)	・コンセプト、用語、作業定義、分野別アプローチについて専門家が議論。
2009	1	TEG:遵守	東京(日本)	・遵守について専門家が議論。
	4	ABS-WG7	パリ(フランス)	・IR の目的、範囲、遵守、利益配分、アクセスについて交渉するも集約は不調。各国主張を並記。
	6	TEG:TK	ハイデラバード(インド)	・遺伝資源に関連する伝統的知識について議論。
	11	ABS-WG8	モントリオール(カナダ)	・IR の性質、伝統的知識、能力に係る意見と ABS-WG7 結果への追加意見をすべて並記。
2010	3	ABS-WG9	カリ(コロンビア)	・共同議長による議定書草案(議長テキスト)が提出され議論。
	7	再開 ABS-WG9	モントリオール(カナダ)	・ABS-WG9 の議定書草案(議長テキスト)について交渉。その結果、「交渉中議定書草案」が作成された。
	9	地域間交渉グループ(ING)会合	モントリオール(カナダ)	・「交渉中議定書草案」について交渉を継続。
	10	再開 ING 会合	名古屋(日本)	・「交渉中議定書草案」について交渉を継続したが、議定書草案は未完成のまま作業を終了した。
		再々開 ABS-WG9	名古屋(日本)	・再開 ING から「交渉中議定書草案」の報告を受け、未完成の結果を COP10 に送ることを確認した。
		COP10	名古屋(日本)	・ABS 非公式協議グループ(ICG)を設置し、交渉を継続したが、合意に達しなかった。 ・最終的に COP10 議長がクリーンな議長テキストを作成し、全体会合において「名古屋議定書」として採択。

コラム

国際的な議論が進む一方で、各国レベルでは開発途上国を中心に ABS 国内法の制定が進められた。主要なものとして以下のものがある⁴。

フィリピン	大統領令 247(1995 年)、共和国法 9147(2001 年)、生物探査活動ガイドライン(2005 年)
アンデス諸国	アンデス協定決定 391 号(1996 年)
コスタリカ	生物多様性法(1998 年)
アフリカ統一機構	アフリカモデル法(1998 年)
タイ	タイ国知的伝統医療保護促進法(1999 年)
ブラジル	暫定措置令 2186-16(2001 年)、大統領令第 5459 号(2005 年)
ペルー	集団知識法(2002 年)
インド	生物多様性法(2002 年)、生物多様性規則(2004 年)
南アフリカ	生物多様性法(2004)
オーストラリア	クイーンズランド州 Biodiscovery 法(2004 年)、北部準州 生物資源法(2006 年)

⁴ これら国内法の運用状況は下記文献を参照されたい。

Kathryn Garforth *et al.*, *Overview of the National and Regional Implementation of Access to Genetic Resources and Benefit-Sharing Measures*, 3rd edition (Centre for International Sustainable Development Law (CISDL), 2005), p. 100 (http://www.cisdll.org/pdf/ABS_ImpStudy_sm.pdf) (2010 年 8 月 23 日アクセス)

第1章 ボン・ガイドラインの策定まで(COP1~COP6)

■ CBD 第1回締約国会議 (COP1、1994年11月28日~12月9日、ナッソー(バハマ))⁵

CBDは1993年12月29日に発効し、COP1が1994年11月にバハマの首都ナッソーで開催された。COP1では、手続き規則、拠出金の分担割合等の基本案件に関する暫定措置や中期作業計画の議論が行われた。バイオセーフティーに関する議定書の必要性と態様(CBD第19条3)の検討のために作業グループを設置して、COP2を目標に作業を行うことが決まった。ABSに関しては、まだ正式の議題には上らなかった。なお、バイオセーフティー議定書の交渉がCOP2以降、ABSに先行して進むことになるが、その進行過程はABS交渉者にとって他山の石として参考にされることになる。

日本ではCBD採択前夜の1991年度からアジア諸国における研究開発基盤形成に関する基礎調査が行われた⁶。これがその後の海外との研究協力プロジェクトの基本理念となった。1993年度において、(財)バイオインダストリー協会(JBA)は、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)を経由して、通商産業省(現、経済産業省)から政府開発援助(ODA)による「生物多様性保全と持続可能な利用等に関する研究協力」プロジェクトを受託し、タイ、インドネシア、マレーシアを対象国とし、1993年度から1998年度まで実施した。

当時、既に生物資源へのアクセスは保有国の資源ナショナリズムもからんで極めてデリケートな問題であった。したがって、日本の関係者は短兵急に物事を運ぶのではなく、相手国とCBDに基づいた相互認識を共有し、コンセンサスを形成することから始めたものである⁷。

■ CBD 第2回締約国会議 (COP2、1995年11月6~17日、ジャカルタ(インドネシア))⁸

ヒトの遺伝資源がCBDの枠内に含まれないことを再確認した⁹。また、COP3への準備として、CBD第15条の実施のための立法、行政または政策上の国内措置策定の選択肢に関する加盟国の見解を編纂するために、各国政府に対して、国内措置に関する情報をすみやかにCBD事務局へ送付するよう要請した。

■ CBD 第3回締約国会議 (COP3、1996年11月4~15日、ブエノスアイレス(アルゼンチン))^{10, 11}

COP3のサイドイベント(非公式行事)として開催されたワークショップで、今後COPと

⁵ 五十嵐卓也(1995)「生物多様性条約締約国会議に出席して」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 53(1) pp63-65
⁶ 「熱帯地域の生物多様性保全と利用等に関する基礎調査」、通商産業省委託、(財)バイオインダストリー協会実施、平成4年3月

⁷ 石川不二夫(1995)「熱帯資源と日本—生物多様性条約の時代を迎えて」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 53(6) pp64-67

⁸ 五十嵐卓也(1996)「生物多様性条約第2回締約国会議におけるバイオセーフティー議定書の検討」バイオサイエンスとインダストリー Vol.57(1) pp49-52

⁹ COP2 Decision II/11、

“2. Reaffirms that human genetic resources are not included within the framework of the Convention.” (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=7084>) (2010年8月22日アクセス)

¹⁰ 五十嵐卓也(1997)「コップ・スリーに出席して… 発効後3年の薄幸」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55(1) pp44-46

¹¹ 炭田精造(1997)「微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提言が本格登場—生物多様性条約第3回締約国会議から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 55(2) pp81-82

して微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関してどのように取り組んでゆくべきかに関する提言¹²が、CBD事務局と世界微生物株保存連盟(WFCC)等の協力により作成され、公表された。それ以前まで、CBDでの議論では生物といえばもっぱら動物や植物が念頭にあり、微生物に特定した議論はなされなかった。CBDの全条文の中にも微生物という言葉は皆無に等しい。

微生物遺伝資源へのアクセス問題はCOPの正式議題の対象ではなかったが、このワークショップは日本からの参加者に大きなインパクトを与えた。なぜなら、日本のバイオ産業の国際的な優位性の相当な部分が、伝統的に微生物資源の探索と利用技術にあり、微生物系統保存機関(カルチャーコレクション)や自然界から微生物を探索する行為がCBD第15条の原則の下でどのように規制されるかは、保存機関のみならず企業や研究機関に対して大きな影響を与え得る問題と考えられるからである。

COP3でのWFCCワークショップのニュースは、日本のバイオ産業界や学界の関係者に速やかに伝えられた。振り返ってみると、COP3でのこの出来事は、日本のバイオ産業界がABS問題に関して早期から意識を高め、真剣に取り組む重要な契機となった。

コラム COP3

CBD第3回科学技術助言補助機関(SBSTTA)¹³会議の際のイベントとして、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関するワークショップが世界資源研究所(World Resource Institute, WRI)によって開催された。東南アジア(マレーシア、フィリピン、ラオス)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国際自然保護連合(IUCN)、NGO((財)バイオインダストリー協会(JBA)はNGOとして参加した)、英国Kew植物園等のABS専門家が参加し、現状の概観と今後の方向が熱っぽく議論された¹⁴。

■ CBD第4回締約国会議(COP4、1998年5月4～15日、ブラティスラバ(スロヴァキア))¹⁵

COP4においてABSが初めてCOPの正式議題となり、CBD第15条(遺伝資源の取得の機会)を実施するための立法上、行政上又は政策上の措置に関して議論が始まった。

その結果、加盟国の意見の相違が明らかになってきた。多くの開発途上国は、遺伝資源アクセスとその利用から得られる利益配分に関する国内法の整備の必要性を強調した。スイス、フランス等は、法的拘束力は持たないが、ABSを確保するための最低限度の基準を意味する行動原則(code of conduct)あるいはガイドライン(guideline)の必要性を表明した。米国は、利益配分のための最も効果的な方法は自発的な契約レベルの合意であることを強調し、利益配分

¹² UNEP/CBD/COP/3/Inf.19 "ACCESS TO MICROBIAL GENETIC RESOURCES" (October 29, 1996) (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-03/information/cop-03-inf-19-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

¹³ CBD第25条に規定された「科学技術助言補助機関(Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice)」

¹⁴ 炭田精造(1997)「生物多様性条約第3回SBSTTA会議報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 55(11) pp63-64

¹⁵ 最首太郎(1998)「遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる議論の法的側面—第4回生物多様性条約締約国会議から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 56(11) pp53-56

の合意規定のための多国間の試みに反対の意見を表明した¹⁶。議論の結果、ABSの実施を促進させるための知恵を専門家に求めることとし、ABSに関するABS専門家パネルを設置することが決定された。

もう一つの論点は、CBD発効以前に取得されていたコレクションはCBD適用の対象となるか、という点であった。多くの開発途上国はこれをCBDの対象とするよう提唱したのに対し、先進国側は対象としないことを主張した。先進国の主張は条約不遡及の原則¹⁷に基づいている。結局、本問題については合意に至らず、さらに情報を収集し議論を継続することになった。

■ CBD運用関連中間会合（1999年6月28～30日、モントリオール(カナダ)）^{18, 19}

COP4以降の条約実施状況のレビューとCOP5（2000年）の予備作業のため、中間会合が開催された。その実質的課題の一つとしてABSが議論された。注目すべき点としては、アフリカグループ（代表国：マリ）がABSに関する議定書の策定を提案したことである。また、CBD発効以前に取得されていたコレクションの件は、事務局が作成する質問状による情報収集の継続が決定された。

■ 第1回ABS専門家パネル（1999年10月4～8日、サンホセ(コスタリカ)）^{20, 21}

COP4の決定を受け、第1回ABS専門家パネルが開催された。44カ国から44名の専門家、12名のオブザーバー（国際機関、原住民団体、産業界、NGOの代表等）、ホスト国（コスタリカ、スイス）等が参加した。日本政府の推薦する（財）バイオインダストリー協会（JBA）の専門家も44名の中の一人としてCBD事務局によって選出された。

会合では、①ABSの取決め、②国・地域レベルでの立法上等の措置、③規制手続きと奨励措置、④能力構築、の四議題について議論された。

CBDが発効してかなりの時間が経つにもかかわらず、現状では多くの国においてABS国内法が整備されていない。本会合では、各国がABS措置を確立するために何をどうすればよいかという点が、議論の焦点であった。成果として、「締約国は、ABS措置のための国内窓口と権限ある当局を配置すべきである」、「COPにガイドラインを検討してもらうために、本パネル会合の議論を反映した文書を提出する」等の点で合意が得られた。

¹⁶ 米国はCBD非加盟国であるが、この当時の会議では非加盟国が意見を活発に表明することに対して許容度が高かった。

¹⁷ 条約法に関するウィーン条約(条約法条約)第28条「条約は、別段の意図が条約自体から明らかである場合及びこの意図が他の方法によって確認される場合を除くほか、条約の効力が当事国について生ずる日前に行われた行為、同日前に生じた事実又は同日前に消滅した事態に関し、当該当事国を拘束しない。」「(条約法条約)とは、条約に関する国際法上の諸規則を法典化し、一般条約として1969年に国連条約法会議が採択した条約である)

¹⁸ 「III-1. 生物多様性条約運用関連中間会合」平成11年度 特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp73-94、平成12年3月、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会

¹⁹ 最首太郎（1999）「生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)中間会合報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 57(9) pp55-56

²⁰ 「III-2 生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル会合」平成11年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp95-154、平成12年3月、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会

²¹ 安藤勝彦（2000）「生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 58(1) pp59-61

■ CBD 第 5 回締約国会議 (COP5、2000 年 5 月 15～26 日、ナイロビ(ケニア))^{22, 23}

COP5 での遺伝資源アクセスに関する議論の主要な焦点は、「ABS に関するガイドライン」、
「知的財産権と TRIPS 協定²⁴、及び CBD の関連条項との間の関係」等であった。

「ABS に関するガイドライン」については、遺伝資源提供国の法的措置を補完するために、
先進国において法的規制措置が必要であると強調する開発途上国もある一方、多くの国が ABS
に関する専門家パネルの報告²⁵を高く評価し、柔軟性のある ABS 国際ガイドラインの作成の重
要性を支持した。結果として、ABS を促進するためにガイドライン草案を作成することが合意
され、草案を次回の COP6 に提出することが決定された。そのため、COP の下に ABS 作業部
会 (ABS-WG) を設置し草案作成に集中するとともに、専門的な議論が必要な際にも ABS-WG
を活用することが可能な体制をとることとした。また、今後の議論すべき内容を明確にした上
で、第 2 回 ABS 専門家パネル会合を開催することが決定された。その結論を ABS-WG に送り、
それを参考にしてガイドライン草案を作成しようというものである。

また、COP は加盟国に対して ABS の「政府窓口」(National Focal Points)と「権限ある国
内当局」(Competent National Authorities)の指定を要請することを決め、当局の名称と住所
を届け出ることを求めた。

▶ 知的財産権と CBD の関連条項との関係

議論の焦点は、世界知的所有権機関 (WIPO) での先進国の知的財産権に関する考え方と、
開発途上国側が主張する原住民や地域社会が持つ有益な知識、工夫、慣行等 (伝統的知識
(Traditional Knowledge, TK)) に対する考え方の差異であった。多くの国が様々な意見を
述べたが、一般に先進国は WIPO の重要性を認識するとともに、第 8 条(j)項との整合性は、今
後 WIPO や他の関連機関と情報交換し調整してゆくべきと主張した。開発途上国側は、第 8
条(j)項に関連する TK の保護及びその利用から生じる利益の衡平な配分を保証する固有の制度
(*sui generis system*) の導入を主張した。先進国側は固有の制度 (*sui generis system*) の導
入は時期尚早であり、今後、これに関する情報を広く集めつつ慎重に進めるべきであるとの意
見を述べた。

TRIPS 協定に関して最も問題となったのは、CBD 第 8 条(j)項に係る TK の保護とその
利用から生じる利益の衡平な配分について、TRIPS 協定における知的財産権との整合性を今後
どのようにとるかという点であった。開発途上国側からの意見としては、そのための固有の制
度 (*sui generis system*) あるいは TK の国際的登録制度の制定などがあつた。しかし先進国
側は、TK の定義、その帰属、その保護の在り方等不明な点が多く、それら問題点を解決する

²² 「II-10 生物多様性条約に関する第 5 回締約国会議報告—遺伝資源へのアクセスについて」平成 12 年度 特定商品
輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp244-252、平成 13 年 3 月、日本貿易振興会 (財)バイオインダストリー協会
²³ 安藤勝彦、炭田精造 (2000) 「生物多様性条約に関する第 5 回締約国会議報告 遺伝資源へのアクセスについて」、
バイオサイエンスとインダストリー Vol. 58(8) pp61-64

²⁴ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (The Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property
Rights、1995 年 1 月 1 日発効) (http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/trips/ta/mokuji.htm) (2010 年 8 月 22
日アクセス)

²⁵ UNEP/CBD/COP/5/8 “Report of the Panel of Experts on Access and Benefit-Sharing”
(<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-05/official/cop-05-08-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

ことなくそのような制度を創設することはできないと主張した。他方、CBD 第 8 条(j)項並びに関連する条項は知的財産権の問題と密接に関わっていることから、CBD が TRIPS 理事会にオブザーバーとして参加できるように要求することが承認された。

▶ 国連食糧農業機関 (FAO) の食料農業のための植物遺伝資源と CBD との関係

FAO と CBD との問題に関しては、各国から、CBD は他の機関と共同して FAO の問題を議論し CBD との適切な整合性をとるよう要望が出された。FAO 代表者から、「この問題に関しては 1995 年からメンバー国 161 カ国で調整を進めてきたが、対象作物の特殊性から議論は難航している。基本的には CBD に沿う形で解決策を模索しており、今年中には President Report を出したい」との表明があった。CBD 発効以前に取得され、FAO 食料農業植物遺伝資源に関する委員会で検討されていない生息域外コレクションについては、COP4 決定の IV/8 第 2 項、及び中間会合 2 の勧告 3 を受け、アンケート調査を実施し情報を収集することが了承された。

コラム COP5

(1) インドネシアの提唱

COP5において、インドネシア代表はABSガイドラインの作成に当たって、開発途上国が単独で作業するのではなく、開発途上国と先進国とが協力するイニシアチブを CBD 全加盟国に対し提唱した。日本代表団はこの提案に賛同し、インドネシアに協力したい旨、直ちに表明し、COP5の3カ月後にはインドネシアに日本から第1回ミッションを派遣した。日本は、ASEAN 諸国や先進国が参加する多国間会合を想定していたが、実際に行ってみると、参加したのは日本(経済産業省と(財)バイオインダストリー協会(JBA))とインドネシアのみであり、結果的に二国間協力になった。数回の合同会合の後、2002年、両国の合意した ABS 原則は、両国の研究協力「微生物資源に関する(独)製品評価技術基盤機構(NITE)-インドネシア協同プロジェクト」の MOU(覚書)という形で実現した。

(2) スイスとコスタリカ共催のサイドイベント

スイスとコスタリカが、「ABS ガイドラインの開発」に関するセミナーをサイドイベントとして開催した。日本は「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」(JBA 作成、英文版)を公式会議の中で政府代表が紹介するとともに、関係資料をロビーで配布した。また、非公式な情報交換で JBA が注目したのは、スイス等がアクセスに関する「仲介メカニズム」の役割の可能性に関心を持っていることであった。JBA では、かねてから CBD に基づいた ABS の流れを促進する効果を持つものとして公的な仲介メカニズムというコンセプトを検討していた。JBA の活動に注目したスイスのシンクタンクから意見交換と協力の提案があった。なお、日本の場合、この考えは「遺伝資源へのアクセス促進事業」として、後日、実現することになる。

■ 第 2 回専門家パネル (2001 年 3 月 19~22 日、カナダ(モントリオール))^{26, 27}

COP5 は第 1 回専門家パネルの報告を高く評価し、ABS ガイドライン草案の作成に合意した。これを受けて第 2 回専門家パネルが開催され、50 カ国 50 名の専門家、22 名のオブザーバー(国

²⁶ 「3-1-1 生物多様性条約 ABS に関する専門家パネル第 2 回会合」平成 13 年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp113-160、平成 14 年 3 月、日本貿易振興会 (財)バイオインダストリー協会

²⁷ 安藤勝彦 (2001) 「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ガイドライン作成の動き-ABS 専門家パネル第 2 回会合報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 59(8) pp69-71

際機関、原住民団体、産業界、NGO の代表) 等が参加した。日本政府の推薦する (財) バイオインダストリー協会 (JBA) の専門家も 50 名の一人として選出され参加した。

ABS ガイドライン草案作成の目的は、締約国や利害関係者のため、立法上、行政上、政策上の措置のため、又は契約作成のためのガイドを提供することである。

本会合では、第 1 回専門家パネル会合の結果を踏まえた上で、①ABS における遺伝資源提供側と利用側の経験に関する評価、②ABS 過程における利害関係者の関与に関するアプローチの明確化、③CBD の枠組みの下で ABS に対応するための補助的選択肢の検討、を行った。

議論を通じて明確化された要素、及びガイドライン草案作成に当たって重要と考えられる要素を取りまとめた。本会合の結果は ABS-WG1 (2001 年 10 月、ボン (ドイツ)) に送られた。

■ 第 1 回 ABS-WG (ABS-WG1、2001 年 10 月 22～26 日、ボン(ドイツ))²⁸

本会合は COP5 (2000 年 5 月) の決定に基づいて開催され、その結果は、COP6 (2002 年 4 月) に送られた。会合では、先進国 (日本、EU、スイス等) と開発途上国間の意見の隔たりが大きく、COP6 でも議論が難航することが予想された。

国際ガイドラインの草案の作成、能力構築のための行動計画の作成、ABS における知的財産権の役割に関する意見の取りまとめが行われた。この会合で作成されたガイドライン草案の主要なポイントは以下のとおりである。

- ① 特徴: 各国行政府による施策の立案、及び民間での契約の作成時に使用し得る柔軟な指針。任意のガイドラインであり、経験等に基づき見直しを行う。
- ② 範囲: CBD の対象となる全ての遺伝資源及び関連する TK、その利用から生じる利益を対象とする。ヒトの遺伝資源を除く。CBD 発効以前の遺伝資源は含めない。派生物 (derivatives) と産物 (products) については合意に至らず、カギ括弧つきで留保した。

また、知的財産権の申請時に遺伝資源の原産国の開示を奨励すること等も盛り込まれた。

当初案の「その他の規定」の中に、ABS 国内法等の違反に対する罰則措置についてかなり詳細なパラグラフがあったが、原則のみを述べる表現にすることで合意に至った。なお、本会合において日本は積極的に議論に参加し、ガイドライン草案の作成を支持した。

■ CBD 第 6 回締約国会議 (COP6、2002 年 4 月 7～19 日、ハーグ(オランダ))^{29, 30}

ABS 議題の目玉は、「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」(略称「ボン・ガイドライン³¹」) 案が採択されるか否かであった。開発途

²⁸ 「3-1-2 生物多様性条約 ABS に関する Ad hoc 作業グループ会合」平成 13 年度 特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp161-183、平成 14 年 3 月、日本貿易振興会・(財) バイオインダストリー協会

²⁹ 「1-1-1-1 生物多様性条約第 6 回締約国会議 (COP6) 報告」平成 14 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託報告書 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」平成 14 年度報告書 pp5-30、平成 15 年 3 月、(財) バイオインダストリー協会

³⁰ 炭田精造 安藤勝彦 谷 浩 (2002) 「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインの採択 - 生物多様性条約第 6 回締約国会議 (COP6、ハーグ) から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 60(6) pp62-63

³¹ *Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization* (2002) (<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

上国と先進国との間で激しい議論が展開されたが、終盤が近づいて双方が譲歩し、採択された。

▶ 審議の経過

先進国側はボン・ガイドライン案の自発的指針としての価値を評価し、COP6での採択を目指そうという声が強かった。開発途上国側は、利用国の遵守責任を強化すべきとの意見が強かった。コンタクト・グループや議長フレンズ・グループが設置され、意見の集約が試みられた³²。以下の論点を紹介する。

▶ ボン・ガイドラインの遵守のため、利用国の責任をどのように強化するか？

コンタクト・グループ会合において、メキシコとコロンビアが利用国の責任の強化を主旨とする新しい文案を提出し、ボン・ガイドライン草案への追加を強く要求した。追加のためにはボン・ガイドライン案の内容に大幅な変更を加えなければならないため、新提案に対し長い議論が行われた。結局、メキシコ・コロンビア提案を相当に修正することで落ち着いた。

メキシコ・コロンビア提案の背景には、メキシコを議長国とするメガ多様性同志国家 (Like-minded Megadiverse Countries, LMMC) グループが、COP6に2カ月前の2002年2月に結成されたことがある。その宣言書 (カンクン宣言³³) が CBD 事務局を通して COP6 参加者に配布された。それによると、LMMC は、利用国に ABS の遵守を強制できる国際的制度 (IR) の設置を目指す、とある。後述するように、2002年8～9月に開催された持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD) 以降、LMMC は CBD の交渉の舞台で、利益配分の確保のための議定書の策定を主張し連携行動を展開していくこととなる。

▶ 遺伝資源の「派生物と生産物」をボン・ガイドラインの範囲に含めるか？

開発途上国側は、ボン・ガイドライン案の範囲 (Scope) に遺伝資源を基にした派生物や製品も含めるべきとし、派生物等が利益配分の対象となることを明確に位置づけるべきであると主張した。先進国側は、「ボン・ガイドラインの範囲はその親条約である CBD の範囲よりも広くはできない。また、遺伝資源を基にした派生物や製品の定義や範囲は、個々のケースによって変わり得るから、利益配分に関わる問題は個別の契約の中で考慮されるべきである」と主張した。

(財)バイオインダストリー協会 (JBA) による日本語訳は、JBA のウェブサイト (<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>) で閲覧可能。(2010年12月24日アクセス)

³² 検討すべきテーマが細分化されている場合などに、テーマを特定分野に限定したグループを編成して意見集約の効率化を図ろうとすることがある。その際に設置されるグループを、親グループと区別して、慣習的に「コンタクト・グループ」と呼ぶ。コンタクト・グループの会合は、他の会合との重複の少ない時間帯をぬって機動的に行われる。それでも意見集約が困難な場合は、最小人数の「議長フレンズ」(Friends of Chair) 会合を設置し、打開案を探ることがある。

³³ カンクン宣言 (Cancun Declaration): 2002年2月18日にメキシコのカンクンにおいて、高度の生物多様性を有する12カ国 (ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ) の環境大臣及び専門家が集まり、「メガ多様性同志国家 (LMMC) グループ」の結成を宣言し、毎年、会合を開催することを決めた。同グループは、①生物多様性の原産国の正当な利益を守るには、現在の国際条約等では限界があることを懸念し、②グループの共通の利益を振興するための仕組みとして国際会議での交渉で共同戦線を形成し、③生物多様性の利用から生ずる利益の公平な分配を有効に守るための国際的制度の設置を目指した事業等を推進する、ことを目的としている。*Cancun Declaration of Like-Minded Megadiversity Countries* (2002), (<http://www.lmmc.nic.in/Cancun%20Declaration.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

長く激しい議論の末、ボン・ガイドラインの範囲から「派生物と生産物」を削除する代わりに、ボン・ガイドラインの「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms、MAT)」の項の例示的リストの中で「派生物と生産物」を取り上げることで決着した。

▶ 用語の定義をどう扱うか？

定義の議論には長時間を要することが予想されるため、慎重な手続きが必要なことに先進国と開発途上国側双方が合意し、議論を先送りすることになった。

▶ ABS における「知的財産権の役割」、「能力構築等を含む他のアプローチ」について

開発途上国は、特許の出願明細書に遺伝資源や TK の原産国を開示することを義務化すべきであると主張したが、先進国側はこの件については知的財産権分野に専門知識を有する WIPO で議論すべきことであると主張した。アプローチとして、ABS を確保するそれ以外の措置としてどのようなものがあり得るのかについては ABS-WG で議論を継続することとした。

コラム COP6

- (1) オーストラリアが ABS 国内法の法案を 2002 年内に議会に提出すると発表した。先進国として ABS を法制化する世界最初の例となる。
- (2) サイドイベントの一つとして、国連大学高等研究所 (UNU-IAS、本部は日本) 及び (財) 地球環境戦略研究機関 (IGES、東京) が「ボン・ガイドライン：政策立案者の道具箱」と題するワークショップを開催した。(財) バイオインダストリー協会 (JBA) 及び (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) の専門家も講演者として参加し、ABS 活動の成果を発表した。これを契機に、日本の ABS 関係者がサイドイベントを活用して積極的に国際発信することとなる³⁴。

³⁴ 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子 藪崎義康 (2007) 「シリーズ：JBA の 20 年 生物資源戦略の実行 - 生物多様性条約の下でのあゆみ -」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 65(12) pp32-37

第2章 ABSに関する国際的制度をめぐる議論

■ 持続可能な開発に関する世界サミット (World Summit on Sustainable Development、WSSD、2002年8月26日～9月4日、ヨハネスブルク(南アフリカ))³⁵

2002年8月の世界サミット(WSSD)において、G77+中国とLMMC(17カ国³⁶)は、ボン・ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな制度の策定を求めた。南北間の論争の末、「国際的制度(IR)」の交渉を始めることが決定された。

WSSDは、リオ・サミット(1992)³⁷から10年目に当たる2002年に、1992年当時の計画の見直しや新たに生じた課題等について議論するために開催された会合である。WSSDは、各国の首脳レベルの会議であり、強い政治的意義を有するものであった。日本からは当時の小泉総理大臣をはじめ外務大臣、環境大臣ほかが参加した。WSSDにおいて、生物多様性の保全と利用も一つの重要な問題として討議に時間が割かれた。その中で、ABSに関する問題も議論されたが、その交渉は最後まで難航した。

LMMCやアフリカ諸国を中心とする開発途上国側は、COP6で策定されたボン・ガイドラインには法的拘束力がないのでABSのための措置として不十分であり、「法的拘束力を有する新たな国際的制度(legally-binding international regime)」の制定が必要であることを強く主張した。先進国側は「ボン・ガイドラインの効果を判断できない段階で、新たな国際的制度(IR)を構築することについて交渉する必要性には同意できない」として、結論は閣僚級会合まで上げられた。閣僚級会合において、深夜にわたる数次の交渉が重ねられ、最終的に、WSSDの実施計画パラグラフ44(o)「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進し保護するための国際的制度(IR)の交渉を始める」³⁸として決定された。

この合意により、ABSを確保するための措置としての「国際的制度(International Regime)」という言葉が国際的に公式に認知され、CBDの枠内で交渉されることが決定された。この意味でWSSDはABS分野における歴史的な出来事であった。

WSSD実施計画パラグラフ44(o)をめぐる議論のポイントは、法的拘束力のある国際的制度について交渉するのか、否か、という点であった。開発途上国は、Negotiate legally binding international regime という表現を盛り込むことに最後まで固執したが、先進国側は、前述した理由によりこの表現を盛り込むことに反対した。結局、何らかの国際的制度の交渉をスタートさせることを最大の成果として取りまとめた意向を有していた議長(南アフリカ外相)から、legally binding という表現を削除するとの提案がなされ、合意に至ったのである。この経緯か

³⁵ 「1-1-2-1. ヨハネスブルグ・サミット報告」平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp32-42、平成15年3月、(財)バイオインダストリー協会

³⁶ ボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが設立当初(12カ国)後に新しく加わった。

³⁷ 1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(UNCED)、いわゆる「地球サミット」。

³⁸ “Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources:”

(<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N02/636/93/PDF/N0263693.pdf?OpenElement>) (2010年8月22日アクセス)

ら明らかな通り、そもそも国際的制度とはどのような性格のものなのか、またどのような課題をどのように解決するのかという共通認識は存在せず、議論の行方は混沌としたままであった。

特記すべきことは、WSSD の開催されていた 2002 年 9 月頃の日本の国内では、(財) バイオインダストリー協会 (JBA) が「JBA 日本語訳 ボン・ガイドライン」³⁹のチェックを終え、国内の普及活動をまさに開始しようとする段階にあった。

コラム 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合⁴⁰

WSSD の 1 カ月後の 2002 年 10 月 7～9 日、国連専門機関による ABS 関連の標記国際会議⁴¹が開催され、(財) バイオインダストリー協会 (JBA) も参加した。その席上で、メキシコとペルーの中心的な ABS 専門家が「利用者側措置 (ユーザー・メジャー)⁴²」についての考えを発表した。それによると、利用者側措置は自発的システムと法的拘束力を持つ措置に分けられ、各種の選択肢が挙げられている⁴³。COP6 (2002 年 4 月) におけるボン・ガイドラインの審議の過程で、メキシコ、コロンビア、ペルーなどが行った「利用国政府の責任」についての主張を、この「利用者側措置」の内容と比較すると、開発途上国側の考え方を推察する上で参考になる。

■ 多年度作業計画会合 (MYPOW、2003 年 3 月 17～20 日、モントリオール(カナダ))⁴⁴

国際的制度 (IR) について 2003 年 3 月の中間会合 (MYPOW) で意見交換されたが、先進国と開発途上国間での基本的意見の違いは明確であった。

開発途上国は、法的な拘束力 (legally binding) のある国際的制度 (IR) の策定について、2003 年 12 月に開催される第 2 回 ABS-WG から交渉を開始すべきであると主張した。一方、先進国は、2004 年 3 月に開催される COP7 までは、ボン・ガイドラインの残された論点と実施のみを検討すべきであると主張した。結局、本会合では次の事項が合意された。

- ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長に提出する。
- 締約国等は、ABS の国際的制度 (IR) のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、第 2 回 ABS-WG 会合の前に、事務局長に提出する。
- 締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。
- 締約国は、第 2 回 ABS-WG において、国際的制度 (IR) のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 に対して今後の進め方をアドバイスする。

³⁹ <http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>

⁴⁰ 「1-1-2-2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合」平成 14 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書、pp43-52、平成 15 年 3 月、(財) バイオインダストリー協会

⁴¹ クアラルンプール・マレーシアで開催された。参加国(18 カ国): 日本、マレーシア、スペイン、ペルー、米国、コスタリカ、イタリア、タイ、メキシコ、インド、カザフスタン、インドネシア、エチオピア、フィリピン、ケニア、サモア、モリシャス、カナダ。

⁴² Charles V. Barber, Sam Johnston, and Brendan Tobin, *User Measures -Options for Developing Measures in User Countries to Implement the Access and Benefit-sharing Provisions of the Convention on Biological Diversity* (UNU/IAS, 2003), p. 37 (http://www.ias.unu.edu/binaries/UNUIAS_UserMeasuresReport.pdf) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁴³ 安藤勝彦 炭田精造 (2003) 「遺伝資源利用に関する新たな国際規制案が浮上 新コンセプト『利用者側措置 (ユーザー・メジャー)』とは?」、バイオサイエンスとインダストリー Vol. 61(4) pp55-56

⁴⁴ 平成 14 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業の報告書

- COP7 で、本問題に関して今後の対応を検討する。

■ **第2回 ABS-WG (ABS-WG2、2003年12月1～5日、モントリオール(カナダ))**^{45, 46}

国際的制度 (IR) 交渉に関する ABS-WG への委任事項 (Terms of reference、TOR) 草案の作成がこの会合の最重要課題であった。COP6 と WSSD の決定事項を踏まえ、国際的制度 (IR) の性格 (Nature)、範囲 (Scope)、諸要素 (Elements) 等をどのようなものとするかについて議論が行われた。法的な性格が最大の争点であり、「法的拘束力を持つ国際的制度 (IR) を策定すべきか、否か」の議論となったが、開発途上国と先進国の間で何らの合意もできなかった。その他の多くの論点についても合意できず、両論並記 (合意できない箇所は留保を示すカギカッコを付す) のテキストしか作成できなかった。そのテキストのまま、COP7 に提出されることになった。

以下に双方の主張のポイントを述べる。

開発途上国側の主張：WSSD の決定に基づき、直ちに法的拘束力のある国際的制度 (IR) の交渉を開始すべきである (表 2 参照)。アフリカ諸国は、さらに、国際的制度 (IR) 実施の能力構築のための技術協力の必要性を強調した。

表 2 LMMC の見解 (メキシコ政府作成)

- (1) 法的拘束力を持つ国際的制度 (IR) の採択を目的とする「政府間交渉委員会」の設置を COP7 において決定することを推奨する。
- (2) 法的拘束力を持つ国際的制度 (IR) は以下の点を含むべきである：
- ① 提供国の国内法を利用国が遵守することを確保するための条項
 - ② 遺伝資源及び関連する TK の法的出所証明の開発
 - ③ モニタリング・遵守・執行のメカニズム
 - ④ 利用者側措置の更なる促進
 - ⑤ 利益配分の条項 (特に、金銭的及び非金銭的利益、技術移転を含む)
 - ⑥ 遺伝資源に関連した TK に対する原住民・地域社会の権利の保護
 - ⑦ CBD の枠内で国際的制度 (IR) を実施する手段
 - ⑧ 能力構築の措置

先進国側の主張：ボン・ガイドラインの実施を始めたばかりであるから、今は実施の推進に専念すべきである。法的拘束力のある国際的制度 (IR) は、過剰な規制により遺伝資源へのアクセスを阻害し、本来、生み出し得る利益すら生み出せなくする可能性も懸念される。まずは既存の制度では解決できない問題は何かについて整理を行い、真に必要な措置を検討するべきである。また、国際的制度 (IR) は法的拘束力の有無を限定しているわけではなく、ボン・ガイド

⁴⁵ 「2-1. 生物多様性条約第2回 Ad hoc アクセスと利益配分 (ABS) 作業部会会合」平成 15 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託事業報告書 pp59-68、平成 16 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会、

⁴⁶ 炭田精造 安藤勝彦 渡辺順子 (2004) 「遺伝資源アクセスと利益配分に関する国際規制は必要か? 生物多様性条約第 2 回 Ad hoc ABS 作業部会会合から」、バイオサイエンスとインダストリー Vol.62(3) pp59-60

ライン、TRIPS 協定、WIPO 等の既存の枠組みの効果的活用も含むものであり、WSSD の合意が、即、法的拘束力のある国際的制度 (IR) の交渉の開始を意味するものではない。

日本は、以下の内容を骨子とする主張を行い、ノン・ペーパー⁴⁷を条約事務局に提出すると共に、会場ロビーで配布した。

「国際的制度 (IR) がいかなるものになるとしても、現状把握と問題点の明確化により、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。何らかの制度を構築する議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定することや、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること等が重要である」

日本の意見は国際的制度 (IR) の実効性、実現可能性等を強調したもので、以後の交渉過程で他の先進国もしばしば使う表現となった。

また、国連大学高等研究所 (UNU-IAS) 主催のサイドイベントにおいて、(財) バイオインダストリー協会 (JBA) からの参加者は、東京で両者が共催した ABS 国際シンポジウムの成果を発表した。

解説 何が問題なのか？

開発途上国は既存の制度ではバイオパイラシー(生物資源に関する海賊行為)を防げないと主張する。バイオパイラシーという言葉は定義されていないが、①CBD に違反する行為、②遺伝資源提供国の国内法に違反する行為、③原産国の遺伝資源や TK を用いて、原産国に無断で関連特許を出願する行為、等を含むと考えられる。

CBD 第 15 条第 1 項が確認しているように、各国は ABS に関する国内法を整備することが可能である。しかし、開発途上国側は、「提供国側が国内法を制定してもそれは国外では適用されないから、ひとたび遺伝資源が国外に持ち出されたなら、提供国はその遺伝資源の移動、情報公開、譲渡等について把握することができず、モニターする権利もない」と主張する。これに対して、先進国側は、「COP6 (2002 年 4 月) で採択されたボン・ガイドラインの普及をまず行うべきである。その経験を踏まえて、ボン・ガイドラインの効果を評価した後で、次のステップを検討するべきである。ボン・ガイドラインの普及の実施を始めて間もない今の段階(2003 年 12 月時点)で、法的拘束力を持つことを特定した国際的制度 (IR) の検討に入るという提案は受け入れられない」と主張する。

■ CBD 第 7 回締約国会議 (COP7、2004 年 2 月 9～20 日、クアラルンプール(マレーシア))^{48, 49}

国際的制度 (IR) の検討に関する ABS-WG への TOR が合意された。TOR に従い COP8 までに 2 回の ABS-WG 会合を開催することとなった。

COP7 決定のための文書の作成作業が行われたが、ABS-WG2 における議論の状況が劇的に変化することはなく、交渉は難航した。8 回のコンタクト・グループ会合の結果、「ABS-WG に対し、国際的制度 (IR) の検討プロセス、性格、範囲、考慮すべき要素について具体的に検

⁴⁷ Position Paper on Access and Benefit Sharing (Japan), Nov. 14, 2003

⁴⁸ 「2-3. 生物多様性条約第 7 回締約国会議」平成 15 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp74-79、平成 16 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会、

⁴⁹ 炭田精造 安藤勝彦 渡辺順子 (2004) 「遺伝資源アクセスと利益配分に関する新国際規制は継続審議へ 生物多様性条約第 7 回締約国会議 (COP7) より」、バイオサイエンスとインダストリー Vol.62(6) pp49-50

討するマンドートを与える。COP8 までに少なくとも ABS-WG 会合を 2 回開催する」ことを骨子とする COP7 決定によりよく合意した。

▶ 議論のポイント

国際的制度の性格：「国際的制度（IR）は一連の原則、規範、規則及び意思決定手続きを有する一つあるいは複数の文書から構成され、法的拘束力の要否についても検討すること」とされた。しかし、法的拘束力の是非は容易に結論が得られないとの認識が加盟国間で共有されたため、議論を先送りにすることで決着した。

派生物の取り扱い：「CBD 及びボン・ガイドラインのいずれの範囲においても、派生物は対象とされていない。その定義もない。したがって、国際的制度（IR）の範囲から派生物を外すべきである」とする先進国と、「派生物こそ利益を生む源泉である。派生物をはずせば利益配分の確保ができない」とする開発途上国との対立が続いた。数次にわたる会合の結果、派生物を国際的制度（IR）の範囲からは外すが、「遺伝資源、派生物、産物の商業化から生じる利益配分を確実にする措置」を国際的制度（IR）の「考慮すべき要素」の一つとして明記することで決着した。

この頃から、自発的な ABS 実施ツールの開発を目指す国々が現れた。スイス経済省は、ボン・ガイドラインを基礎とした「ABS 管理ツール」（実務的基準を目指す）を開発するプロジェクトを立ち上げた。ベルギー政府は、EU 委員会の資金助成による「微生物遺伝資源に関する ABS システム(MOSAICS)」の開発を目指すプロジェクトの開始を決めた。日本（経済産業省と（財）バイオインダストリー協会（JBA））は遺伝資源の利用者が心得るべき指針（開発途上国のいう「利用国措置」の一種に相当する）に特化した「遺伝資源へのアクセス手引」の作成を準備中であった。（財）バイオインダストリー協会（JBA）はスイス、ベルギーの各プロジェクトに参加し情報と経験を共有した。

■ 第 3 回 ABS-WG（ABS-WG3、2005 年 2 月 14～18 日、バンコク(タイ)）^{50, 51}

COP7 決定に基づき議論が行われたが、何らの合意もできず、両論並記（合意できない箇所は留保を示すカギカッコを付す）の議長テキストしか作成できなかった。

国際的制度（IR）の性格について、開発途上国側は「直ちに法的拘束力のある国際的制度（IR）の交渉を開始すべきである」と主張し、先進国は「既存の制度では解決できない問題の有無の分析（ギャップ分析）を行い、その結果を確認した上で真に必要な措置を検討すべきである」と主張した。また、派生物の扱いをめぐる従来の意見の対立が再燃した。その他、テキストの細部にわたって意見が対立し、深夜に及ぶ交渉が続けたが進展はなかった。各国は妥協案の作成を断念し、今後の交渉の選択肢という位置づけですべての考え方を議長テキストに載せるこ

⁵⁰ 「2-1. 生物多様性条約第 3 回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会報告」平成 16 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp63-66、(財)バイオインダストリー協会、平成 17 年 3 月

⁵¹ 炭田精造（2005）「生物多様性条約第 3 回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会会合報告」、バイオサイエンスとインダストリー Vol.63(5) pp61-63

とで合意した。

知的財産権に関する原産国・出所の開示の問題についても、これまでの意見の対立が繰り返された。結局、「締約国は、遺伝資源と TK に関する特許出願時の原産国・出所の開示に関する国内の法的制度の取組を、CBD の求める事前の情報に基づく同意 (PIC) や MAT の措置を支える一つの措置として導入することを考慮することが勧められる」との文言で落着させ、この問題の分析を続けることとした。

▶ 特記事項

開会声明の中で、UNEP 事務局代表が「TRIPS 協定は CBD が定めている ABS の条文をなし崩しにしている」と発言した。この発言に対して先進国が反発し、最終日の全体会合において、「TRIPS と CBD は整合性があり、何ら悪影響を及ぼしているものではない」ことを主張した。開発途上国側は UNEP の見解を支持し、TRIPS によって保護されている知的財産権が遺伝資源に係わる地域社会等の権利を著しく侵害していると主張した。結局、すべての見解が議事録に記載されることになった。

初日の一般声明では、EU が WIPO に対して提出した「原産国・出所の開示に関する提案」⁵²について言及した。日本は、ABS を促進させるための利用国側措置として、「遺伝資源へのアクセス手引」⁵³を作成したことを発表した。

(財) バイオインダストリー協会 (JBA) と国連大学高等研究所 (UNU-IAS) がサイドイベントを共催した。両者が東京で共催した ABS 国際シンポジウムの成果を報告すると共に、(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) の専門家が「NITE-インドネシア共同プロジェクト」を紹介した。このサイドイベントに各国政府代表、産業界、NGO 等から多数の参加があり会場は満席となった。

解説 特許関連の議論に関する新たな動き

開発途上国は、提供国から取得した遺伝資源に関する発明を特許出願する場合には、出願書に当該遺伝資源の出所を記載することを義務づけるというスキームの必要性をかねてから、CBD のみならず WIPO や TRIPS 協定等の国際フォーラムで主張してきた。特許情報は公開されるため、開発途上国にとって自国の資源がどのように使われているか、情報を追跡することができるという観点である。さらに、開発途上国は遺伝資源関連の特許出願の際には、当該資源の提供国の同意を得て利用したことを証する文書を添付することを法的に義務づけることを内容とするスキームも提案している。

このような動きは、COP4 の頃から開発途上国の主張として存在していたが、2004 年 12 月に、EU が WIPO に対し本件に関する提案をしたことにより新たな局面を迎えた。EU 提案の骨子は以下のとおりである。

- ① 遺伝資源を利用した発明の特許出願の際、出所の開示を法的に義務化する。

⁵² EU は 2004 年 12 月、WIPO に対して特許出願書類中に遺伝資源及び関連する TK の出所の記載を義務化することについての提案をした。「Proposal of the European Community and its Member States to WIPO (Received 16.12.04) *Disclosure of origin or source of genetic resources and associated traditional knowledge in patent applications*」(http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european_community.pdf) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁵³ 「遺伝資源へのアクセス手引」(<http://www.mabs.jp/archives/tebiki/index.html>) (2010 年 12 月 27 日アクセス)

- ② 開示の対象は当該発明に直接使用 (directly based on) した遺伝資源に限定する。
- ③ 発明に直接使用した遺伝資源の出所開示ができなかったり拒否したりする場合には、特許の手続きを進めない。出所が不明の場合にはその旨を宣言すればその限りではない。
- ④ 虚偽の出所開示をした場合には、特許法とは別に罰則を設ける。特許の効力には影響を及ぼさない。

■ 第4回 ABS-WG (ABS-WG4、2006年1月30日～2月3日、グラナダ(スペイン))⁵⁴

国際的制度 (IR) の議論が継続されたが、議論の推移は、前回のバンコク会合 (ABS-WG3) での対立状況を再現したものであった。前回会合の結果はまったく生かされることなく、同じ議論が繰り返された。唯一とも言える進展は、国際認証に関する技術専門家グループの設置に関する議論であった。先進国は、国際認証に関する実用性、費用対効果の検証が必要であるため更に情報収集をするべきであり、また、これは特許出願手続とは切り離して検討するべきであると主張した。開発途上国側は、国際認証は違法なアクセスに対して法的手段を講じることが可能となるように法的拘束力を付与したシステムとするべきである、と主張した。両者間の主張の差は極めて大きかったが、「技術専門家グループを設置し、CBD 第 15 条及び第 8 条(j) 項の目的を達成するため、態様、目的、実用性、実施可能性、コストなどを考慮した国際認証システム案を作成する」ことを COP8 に提言することとなった。この合意が ABS-WG4 の唯一の具体的な成果であったといえる。

その他、COP8 に対して以下を提言することになった。

- ① 国際的制度 (IR) に関する議論の結果 (内容のほとんどすべての項目に留保を示す括弧が ついた議長テキスト) を附属書として提出する。
- ② COP8 後に、ABS-WG 会合を再度招集し国際的制度 (IR) の議論を継続する。
- ③ 事務局長にギャップ分析を完成させるよう要請する。

コラム ABS-WG4

日本は、会合初日の一般声明の中で、ABS を促進させるための効果的な手段として、経済産業省と (財) バイオインダストリー協会 (JBA) が作成した「遺伝資源へのアクセス手引」による ABS の普及の取組、開発途上国の能力構築に向けた JICA-JBA の研修活動、(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) の海外との二国間研究協力の例などを紹介した。政府ブースから、上の取組に関するペーパーのほか、英語版「遺伝資源へのアクセス手引」を配布した。また、国連機関ブースから、JBA・国連大学高等研究所 (UNU-IAS) 合同シンポジウム (2005 年 10 月開催) 及び UNU-IAS・JBA 共催横浜ラウンドテーブル (2005 年 3 月開催) の Proceedings を配布した。

⁵⁴ 「2-1. 生物多様性条約第4回 Ad hoc アクセスと利益配分 (ABS) 作業部会報告」平成 17 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託事業報告書 pp42-49、(財) バイオインダストリー協会、平成 18 年 3 月

■ CBD 第 8 回締約国会議 (COP8、2006 年 3 月 20～31 日、クリチバ(ブラジル))⁵⁵

国際的制度 (IR) の検討作業をいつ迄に完了させるかの期限について議論され、最終的に、「COP7 決定 (VII/19D) の TOR に従って国際的制度 (IR) の交渉を継続し、COP10 までのできる限り早い時期に ABS-WG の作業を完了させる」ことで合意に至った。これは国際的制度 (IR) 交渉における一つの区切りをつけるという意味で特記されるべきことである。第 9 回締約国会議 (COP9) までの二年間に二回の ABS-WG を開催することで合意した。

また、遺伝資源の原産地/出所/法的由来の国際的に認知された証明書 (国際認証システム) の問題を検討するために、技術専門家会合 (TEG) を設置することについて合意が得られた⁵⁶。

■ 第 5 回 ABS-WG (ABS-WG5、2007 年 10 月 8～12 日、モントリオール(カナダ))⁵⁷

本作業部会会合と次回会合 (ABS-WG6) を 1 つの連続した会合とみなして、作業の配分を行うことが会合冒頭で決められた。会合の主な目的は、国際的制度の要素である、①利益の公正・衡平な配分、②遺伝資源へのアクセス、③遵守 (a. 遵守を支援するための措置、b. 原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書 (国際認証)、c. モニタリング、執行、紛争解決)、④TK、⑤能力構築、について検討することであった。

本会合で、EU が国際的制度 (IR) の具体的な内容に踏み込んだ新たな提案をした。すなわち、
① ABS 国内法に関する「最小限の国際要件」を設定する、
② 提供国の国内法が最小限の国際要件を満たす場合は、この国内法に違反した利用者に対して、利用国は不正取得を防止するための国内措置を検討する、
③ 利益配分のための標準的な選択肢を開発する、
④ 分野別の標準的な素材移転契約 (MTA) を開発する。

①はアクセス手続きの適正化につながり、②は「最小限の国際要件」が基礎になって、国内遵守措置を利用国が受け入れ得る法的な素地をつくり、③と④は利益配分の現実的な実施を円滑化する、等の利点が期待されるコンセプトと思われた。他方、その解釈次第では過剰規制となる懸念があり更なる文言の検討を要するが、これまでの国際交渉の膠着状況から抜け出し、提供側と利用側の双方がこのコンセプトの原則さえ受け入れれば、新しい交渉段階に進み得るという展望を与える提案であった。

しかし、開発途上国は EU 提案に応じる姿勢を示さなかった。この提案に対して、①利益配分の最小条件 (または基準)、及び②能力構築と技術移転の最小要件、を主張し対抗した。

⁵⁵ 「2-2. 生物多様性条約第 8 回締約国会議－遺伝資源へのアクセスと利益配分－」平成 18 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託事業報告書 pp42-49、(財)バイオインダストリー協会、平成 19 年 3 月

⁵⁶ この国際認証システムに関する TEG は、2007 年 1 月 22～25 日にペルーのリマにて開催された。会合報告は、下記報告書を参照。

「平成 18 年度 環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業) 委託事業報告書」、pp89-104、平成 19 年 3 月、(財)バイオインダストリー協会 (http://www.mabs.jp/archives/reports/index_h18.html) (2010 年 8 月 25 日アクセス)

⁵⁷ 「1-2. 生物多様性条約第 5 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 19 年度環境対応技術開発等 (生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業) 委託事業報告書 pp5-25、(財)バイオインダストリー協会、平成 20 年 3 月

各国による議論の後、共同議長から2つの文書(a、b)が提出された。(a)は、各国による議論に基づき、ある程度議論の収束が図れた事項、及び収束が図れていない事項を列挙したものである。(b)は、本会合では何ら議論されなかったにもかかわらず、あたかも議論された体裁で作成された文書であり、開発途上国側の意見の方を多く反映していた。これら文書をめぐり各国の議論が紛糾した結果、これら文書は資料文書(Information Document)という位置づけとし、次回会合(ABS-WG6)の参考⁵⁸に供するが、今後の交渉のベースとして用いないこととなった。

日本は、本会合において2つの文書⁵⁹をCBD事務局に提出し、また、3つの文書⁶⁰を会議場外で配布し好評を得た。

■ 第6回 ABS-WG (ABS-WG6、2008年1月19～25日、ジュネーブ(スイス))⁶¹

会合に先立ち、共同議長は非公式協議を開催し次の2点を説明し了解を得た。

- ① ABS-WG6では国際的制度の「性質、範囲、目的、主要な構成要素」を議論する。特に、国際的制度の「目的、主要な構成要素」に関しては、コンタクト・グループを設置する。
- ② 本作業部会による、COP9からCOP10前までの作業計画に関する草案を作成する。

▶ 国際的制度(IR)の性質

共同議長が国際的制度(IR)の性質として、法的拘束力を持たせる、自発(任意)的なものとする、又は、両者の組み合わせとする、という三つの選択肢案を提示したが、意見を集約できる状況にはならなかった⁶²。結局、各国から提案されたすべての選択肢と議長案を並記し、「こ

⁵⁸ UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/1 (November 26, 2007) *Co-Chairs' Reflections on Progress Made by the Working Group on Access and Benefit-Sharing at its Fifth Meeting*

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-01-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/2 (November 26, 2007) *Co-Chairs on Proposals Made at the Fifth Meeting of the Working Group on Access and Benefit-Sharing*

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-02-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

⁵⁹ ① UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2/Add.2 (October 5, 2007) *Implementation of the CBD and the Bonn Guidelines in Japan* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-02-add2-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

② UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1 (October 3, 2007) *Discussion Paper submitted by Japan on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance*

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-04-add1-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

⁶⁰ ① UNU-IAS & JBA (2007) *Collaborative Work on ABS Cases Studies in Progress*

② METI and JBA (2006) *Guidelines on Access to Genetic Resources For Users in Japan*

③ Mikihiro WATANABE, Yuki NANJO and Riichiro OKAWA (2007) *Issues to be addressed in Discussions on a Certificate – Verifying Effectiveness, Discussion Paper*

⁶¹ 「1-3. 生物多様性条約第6回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成19年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp26-37、(財)バイオインダストリー協会、平成20年3月

⁶² アフリカグループと LMMC は利用国と提供国の双方に強制力を持つ、単一で法的拘束力のある枠組みであるべきと主張した。遺伝資源の利用に基づく利益配分を実現し、不正使用(misappropriation)をなくすためには、任意の措置では不十分で、法的拘束力のある措置が必要である。これにより、契約における弱者の保護、国際的な安定性と予見性が担保されることになる。また、利益配分メカニズム(技術移転、情報共有、能力構築等の非金銭的利益配分を含む)を効率的に実施するためにも、法的拘束力のある制度が必要である。ブラジル、エチオピア等が同様の趣旨の発言を行った。ノルウェーは、いくつかの要素は法的拘束力を持つべきとし、CBD 下での議定書の作成を提案した。EU 提案は、いくつかの措置は法的拘束力を有し、いくつかは任意とするとしたが、性質を議論する前に国際的制度(IR)の実質的な議論が必要である、とした。カナダ、ニュージーランド、オーストラリアも同様の主張を行った。スイスは、国際的制度(IR)は他の既存国際制度と調和した

れらは議論、交渉、あるいは合意のなされたものではない」という但し書きを付記し COP9 に送ることとした。

▶ 国際的制度 (IR) の範囲

共同議長案が提示され各国が意見交換を行った。「派生物を範囲に含めるか」、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR) 等の既存の国際条約との関係をどうするか」、「定義が必要か」等について各国の意見に大きな隔たりがあった⁶³。時間の制約から、詳細な議論を避け、「これらは議論、交渉、あるいは合意のなされたものではない」と付記した上で、共同議長案と各国の提案⁶⁴を並記し COP9 へ送ることとした。

国際的制度 (IR) の「目的と主要な構成要素」に関するコンタクト・グループを開催し、これに特化した議論を行った。

▶ 国際的制度 (IR) の目的⁶⁵

枠組みとして検討されるべきとした。日本は、利益配分を実現するためには、遺伝資源へのアクセスを促進すべきであり、ボン・ガイドラインに基づく資源各国の国内法の整備、各国法に基づく契約、及び国際私法で対応可能とした。

⁶³ EU、カナダ、オーストラリアは COP7 決定 19D の TOR (terms of reference) に範囲が記載されており、これは CBD 発効以前の遺伝資源には遡及せず、派生物は含まず、他の条約に抵触しないものであるとした。スイスは、CBD における遺伝資源の定義の解釈に合意することが必要で、他の国際機関で実施中の作業を侵害してはならないとした。LMMC は、派生物が除外されると国際的制度 (IR) の意義が弱まるとした。アフリカグループは、生物資源、遺伝資源、TK、派生物をすべて範囲に含めるべきとし、ITPGR で規定される植物遺伝資源も食料・農業用の目的のみを除外すべきとした。コロンビアやペルーは国際的制度 (IR) と ITPGR の補完性を主張した。中国も、ヒトを除くすべての遺伝資源、TK、派生物を範囲とするが、派生物の明確な定義が必要との発言を行った。

⁶⁴ オプション 1: すべての生物資源、遺伝資源、派生物、製品、及び関連する TK に関して、CBD 発効以前・以降にかかわらず、これらの商業的及びその他の利用により生じた利益を対象とするが、ITPGR にリスト化されるものは条約の目的内であれば除外する。

オプション 2: 他の国際義務を条件とし、CBD に包含されるすべての遺伝資源と関連する TK、工夫及び慣行とし、ヒト遺伝資源、主権の及ばない遺伝資源は除外する。

オプション 3: CBD の関連する条項に従い、遺伝資源へのアクセスと利益の公正かつ衡平な配分を対象とし、CBD 発効以前に入手した遺伝資源、ヒト遺伝資源を除外し、他の機関・条約には特に配慮する。

オプション 4: ヒト遺伝資源を除くすべてのタイプの遺伝資源及び派生物、遺伝資源及び派生物に関連した TK を対象とするが、IPTGR の利益配分条項を除外しない。

オプション 5: CBD に包含されるすべての遺伝資源、関連する TK、工夫及び慣行と、これらの商業的利用及びその他の利用から生じる利益をカバーし、ヒト遺伝資源を除く。

オプション 6: すべての遺伝資源、派生物、及び派生物を与える関連する TK は CBD の適用範囲内とすべき。

オプション 7: 国内法・国際法、その他国際義務に従って、環境上適正に利用するための遺伝資源・関連する TK へのアクセス及び複数の国での利用を円滑にするための条件、遺伝資源と関連する TK の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の公正かつ衡平な配分に適用される; ITPGR を侵害せず、WIPO 及び CGRFA (Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture、食料農業遺伝資源委員会) の作業を考慮すべき; ヒト遺伝資源、CBD 批准以前に取得されてから生息域外で育成された遺伝素材、既に原産国によって自由な利用に供されている遺伝素材、は除外する; 国際的制度 (IR) の適用範囲を定めるために、「遺伝資源の利用」という用語を明確にする必要がある。

⁶⁵ 共同議長が提示した案(「特に遺伝資源へのアクセスを促進し、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、CBD の 15 条及び 8 条(j)項並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施する」)に基づき、コンタクト・グループでの議論が開始された。共同議長の提示案に対し先進国は支持を表明した。しかし、LMMC とラテンアメリカ・カリブ海グループ (GRULAC) は、「不正使用を防止し、資源提供国の国内法や規則に対する利用国における遵守を保証することにより、遺伝資源、派生物、関連する TK の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の効果的、公正かつ衡平な配分を確保する」ことを目的とすべきと主張した。アフリカグループは、「特に遺伝資源と関連する TK、派生物、製品への透明性あるアクセスを規制し、それらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための条件及び措置を確保することにより、CBD の 15 条、8 条(j)項、1 条、16 条、及び 19.2 条、並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施するとともに、不正使用を防止する」と提案した。IIFB (International Indigenous Forum on Biodiversity) は、原住民と地域社会の権利を考慮することを追加するように提案した。

国際的制度（IR）の目的として、開発途上国側は利益配分の促進、不正使用の防止、CBD 遵守の確保を挙げた。先進国側は、COP7 決定 VII/19D の TOR に従い、CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項の実施、条約の三つの目的の支援を主張した。共同議長が議長草案を提示したが、議論が収束せず、最終的にこれらすべての提案を取り込んだ留保（括弧）つきのテキストとして、COP9 へ提案することとなった。

▶ 国際的制度（IR）の主要な構成要素の小項目の分類

この会合では主要な構成要素の議論に最も多くの時間がかけられた。コンタクト・グループを開催し、①公正で衡平な利益配分、②遺伝資源へのアクセス、③遵守、④遺伝資源に関連した TK、⑤能力、の各項目の下のそれぞれ小項目について、「加盟国で当面の検討対象として合意できるもの（ブリック）」と「それ以外のもの（プレット）」への分類作業を目指した。この分類は項目の重要度の差異を表わすものでないが、作業の膠着状態から抜け出すための素地をつくり、その後の交渉作業を前進させようという一つの工夫であった。これは国際的制度（IR）の構成要素の内容の方向性に直接かかわる議論ではないため、議論の過度な紛糾は抑えられ分類作業は進捗した⁶⁶。

▶ COP9 から COP10 前までの作業計画草案

⁶⁶ 公正かつ衡平な利益配分：ブリックとして、「アクセスと利益配分のリンク」、「MAT に基づき配分されるべき利益」、「金銭的及び／または非金銭的利益」、「技術へのアクセスと移転」、「MAT に基づく研究開発成果の共有」、「研究活動への効果的な参画及び／または研究活動における共同開発」、「交渉における対等性を促進するためのメカニズム」、「意識啓発」、「MAT 策定への原住民・地域社会の参画・関与及び TK 保有者との利益配分を確保するための措置」が残った。また、プレットとして、「国際的な最低限の条件・基準の開発」、「利用ごとの利益配分」、「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展のために向けられる利益」、「原産地が明確でないか、複数の国にまたがる場合の多国間利益配分」、「複数の国がかかわる場合に対応する信託基金の設立」、「MTA に含まれることが見込まれるモデル条項及び標準的な利益のメニューの開発」、「ボン・ガイドラインの更なる活用」が挙げられた。

遺伝資源へのアクセス：ブリックとして、「締約国にアクセスを決定する主権的権利と権限があることの認識」、「アクセスと利益の公正かつ衡平な配分とのリンク」、「アクセス規則の法的確実性、明確性及び透明性」が残った。また、プレットとして、「アクセスに関する規則の無差別適用」、「国の管轄を越えて遵守を支援するための国際アクセス基準（国内アクセス法の調和を必要としないもの）」、「国際的に開発されたモデル国内法」、「管理及び取引コストの最小化」、「非商業目的の研究に対する簡素なアクセス規則」が挙げられた。

遵守：ブリックとして、「意識啓発活動」、「情報交換のための仕組み」と「国内の権限ある当局によって発行された国際的に認知された証明書」、及び「遵守を執行するためのツールの開発」が合意された。また、プレットとして、「遵守を奨励するためのツールの開発」、「遵守をモニターするためのツールの開発」、「遵守を執行するためのツールの開発」、「保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置」が挙げられた。

伝統的知識（TK）：ブリックとして、「CBD8 条(j)項に基づいて TK の利用から生じる利益を TK の保有者と公正かつ衡平に配分することを確保するための措置」、「TK へのアクセスが共同体の手続きに従って行われることを確保するための措置」、「利益配分の取り決めの中で TK の利用に対応するための措置」、「ABS に関連した研究における TK の尊重を確保するためのベストプラクティスの特定」、「MTA のモデル条項の開発における TK の組み入れ」、「共同体の手続きに従ってアクセスを許可する個人又は当局の特定」、「TK の保有者の承認を得たアクセス」、「不正な手段又は強要による TK へのアクセスの禁止」が挙げられた。また、プレットとして、「TK にアクセスが行われる際の TK の保有者（原住民の社会及び地域社会を含む）による PIC、及び当該保有者との MAT」、「締約国が国内法及び政策を策定することを支援するための国際的に開発されたガイドライン」、「関連する TK の有無及び TK の保有者について、国際的に認知された証明書が作成されたことの宣言」、「TK から生じる利益の共同体における配分」が挙げられた。

能力構築：ブリックとして、「国内法制度の開発、契約交渉等の交渉への参加、情報通信技術、評価方法の開発と利用、生物探索・関連研究・分類学研究、遵守のモニタリングと執行、持続可能な開発のためのアクセスと利益配分の使用など、関係するすべてのレベルにおける能力構築のための措置」、「能力構築の最小要件のためのガイドラインとして使用される国内の能力自己評価」、「技術移転及び技術協力のための措置」、「原住民の社会及び地域社会の能力構築のための特別な措置」が挙げられた。また、プレットとして「財政メカニズムの設立」が挙げられた。

次回作業部会(COP10 前)の議論のベースとして、どの文書を用いるかに関して対立があった。先進国は COP7 決定 VII/19D の TOR を提案し、開発途上国は COP8 決定 4A を主張したが、結局、これらは並記された。作業スケジュールとしては、COP9 と COP10 の間に 2 回 (ABS-WG7、ABS-WG8) の作業部会を開催する草案として COP9 へ送られることとなった。これらの結果は、ABS-WG6 の報告書⁶⁷の付属文書として COP9 へ送られた。

今回の会合では、議論の膠着状況から、少しではあるが変化が見られた。国際的制度の構成要素についての議論で検討の優先順位が整理され、不十分ではあるが今後の議論の手順について道筋をつけた。しかし、「先進国と開発途上国の間での主張の隔たり」は依然として大きく、EU の新しいコンセプトの提案も開発途上国側は受け入れを拒否し、実質的な交渉の進展はなかった。議論を先送りしたまま、COP9 以降の手続き上の道筋をつけることで作業の進捗を図ったというのが、本会合の結果である。

コラム ABS-WG6

サイドイベントとして、(財)バイオインダストリー協会(JBA)は「認証の議論における優先項目—実際性、実現可能性と意思決定プロセス」と題するワークショップを開催した。また、JBA と(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の ABS 活動、経済産業省-JBA による英語版「遺伝資源へのアクセス手引」、「認証に関する議論(Discussion Paper: Issues to be Addressed in Discussions on a Certificate - Verifying Effectiveness)」等の資料を配布し、地道な活動を継続した。

■ CBD 第 9 回締約国会議 (COP9、2008 年 5 月 19～30 日、ボン(ドイツ))⁶⁸

次期締約国会議 (COP10) は、2010 年 10 月に愛知県名古屋市において開催されることが公式に決まった。COP10 では「ABS に関する国際的制度 (IR) の検討」が 2 大テーマの一つとなる予定であり、日本の CBD 歴史上では画期的な出来事となる。日本は、経済産業省と(財)バイオインダストリー協会 (JBA) が中心となり、企業や研究者などの遺伝資源利用者を対象に、他の先進国に先駆けて、利用者側措置としての「遺伝資源へのアクセス手引」を開発し着実に実施するなど、多くの ABS 関連活動を地道に推進してきた。また、その成果を国連大学高等研究所 (UNU-IAS) などと協力し、国際的発信にも努めてきた。これらが ABS の分野における日本の国際的評価に寄与したと思われる。

ABS は COP9 の重要議題として位置づけられていたが、COP9 への準備作業に当たった ABS-WG6 の検討結果が示すように、国際的制度 (IR) の内容の交渉に入ることは現実的に無理であった。残された選択肢は、「COP10 までのできる限り早い時期に ABS 作業部会の作業

⁶⁷ UNEP/CBD/COP/9/6 (January 31, 2008) *Report of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing on the Work of Its Sixth Meeting* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/official/cop-09-06-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁶⁸ 「1-3. 生物多様性条約第 9 回締約国会議—遺伝資源へのアクセスと利益配分—」平成 20 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp11-20、(財)バイオインダストリー協会、平成 21 年 3 月

を完了させる」というマンドート(COP8 決定)を実行するための作業行程を作成する議論に専念することであった。

▶ **COP10** に向けた作業行程

COP10 の 6 カ月前までに ABS-WG を三回と、ABS-WG8 までに技術専門家会合(TEG)を三回開催するという最終案が作成され、議論が行われた。1 年 6 カ月の期間内に ABS-WG と TEG を合わせて計六回の会合を開催することは、加盟国と条約事務局にとって前代未聞のハード・スケジュールである。また、経費の実質的な支出者である主要先進国側にとっては大きな財政的負担となる。長い議論の末、開催時期、場所、検討事項も含めて、COP9 として下記のとおり合意された⁶⁹。

会合	年月	開催地	検討事項
ABS-WG7	2009 年 4 月	パリ(フランス)	目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
ABS-WG8	2009 年 11 月	モントリオール(カナダ)	(法的)性格、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
ABS-WG9	2010 年 3 月	カリ(コロンビア)	WG7 と WG8 の会合結果の統合
第 1 回 TEG	2008 年 12 月	ウイントフック(ナミビア)	コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ
第 2 回 TEG	2009 年 1 月	東京(日本)	遵守
第 3 回 TEG	2009 年 6 月	ハイデラバード(インド)	遺伝資源に関連する伝統的知識

日本は、遵守に関する TEG の東京での開催、また ABS-WG 開催への 5 万ドル拠出を表明するなど、COP10 招聘国として作業工程の作成に積極的に貢献した。

■ **第 7 回 ABS-WG (ABS-WG7、2009 年 4 月 2～8 日、パリ(フランス))**⁷⁰

加盟国の提案した条項案に基づき、事務局が、これらの文言自体には触れることなく項目別に分類、整理した文書(編纂文書)を作成した。作業部会での議論は、この編纂文書(「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」の五項目からなる)をベースにして行われた。

共同議長提案により、三段階のアプローチ(①各項目に関して、この会合での追加分を含めすべての条項案をテキストに盛り込む、②出来たテキスト案に関する意見表明、③テキスト案の交渉)をとることになった。

特記すべきことは、EU は、既に ABS-WG5 及び 6 で表明していたように、国際アクセス基準の設置に加盟国が合意するのであれば、遺伝資源提供国の国内法がこの基準に適合する範囲内において、その国内法を遵守しない利用者に対して、利用国として国内措置(法的に拘束力を持つ措置を除外しない)の設置を検討する用意があると表明した。これは、「アクセス」と「遵守」をリンクさせて議論することを意味した。

LMMC に代表される開発途上国側は、遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約の認めた

⁶⁹ UNEP/CBD/COP/DEC/IX/12 (October 9, 2008) COP9 Decision IX/12 *Access and benefit-sharing Access and benefit-sharing*, (<http://www.cbd.int/decisions/cop9/?m=COP-09&id=11655&lg=0>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁷⁰ 「1-2. 生物多様性条約第 7 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 21 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp5-22、(財)バイオインダストリー協会、平成 22 年 3 月

主権的権利であるとして、EU 提案に反対した。「遵守」に関するコンタクト・グループの議論で、「アクセス」と「遵守」をリンクさせたくない LMMC が EU に反発し、作業を中断せざるを得ない状態になった。

コンタクト・グループ議長は収拾策を模索するため日本を含む少人数の会合を開き協議した結果、「ブリック」と「ブレット」という項目の区分をなくすことで（これにより、国際的制度（IR）の当面の検討範囲を広くとれる点で開発途上国側は歓迎し、手続き上は「アクセス」と「遵守」をリンクさせて議論することが可能になる点を、EU や日本等の先進国は歓迎した）、作業の再開が合意された。以降は、各国の主張を括弧付きでほぼ機械的に挿入するという作業が淡々と進行した。

こうして、各国のすべての主張を反映させたテキスト（オペレーショナル・テキスト）が作成された⁷¹。これは 2,000 以上の括弧が付いたものであった。このことは、この時点に至っても、各国の意見に大きな隔たりがあり、それを集約することは容易なことではないことを示すものであった。共同議長は「アクセス」、「利益配分」、「遵守」に関して追加の条項案の提案があれば、次回会合の開催 2 カ月前までさらに受け付けると表明した。

■ 第 8 回 ABS-WG (ABS-WG8、2009 年 11 月 9～15 日、モントリオール(カナダ))⁷²

会合前日の非公式協議の中で、共同議長は「法的性格」に対する加盟国の考え方を共有するために会合初日に議論を行い、加盟国の「共通の理解」を報告書に記載したいと表明し、了解された。

ABS-WG8 が開始され、「(法的) 性格」、「TK」、「能力」が議論された。「利益配分」、「アクセス」、「遵守」について、加盟国からの追加提案も議論された。

国際的制度の「(法的) 性格」について「法的拘束力を持つ」、「法的拘束力を持たない」、「両者の組み合わせ(一部に法的拘束力を持つ)」という 3 つの選択肢があるが、議論をするのではなく、各国の考え方を聞きたいとし、各国からの発言があった。しかし、それらの発言は従来のものとほとんど差はなかった。一点だけ違う点は、本会合の最終日の時点では、テキスト案は各国のすべての主張を並記したものであり、「奨励義務」という緩やかな拘束力しか課さない条項も含まれていたことである。そのため、先進国側からは「法的性格は各規定の内容を議論した後で決めるべき」とする一方で、「法的拘束力を持つ制度に無条件で反対する」という意見は出なかった。

その後、共同議長は非公式な意見の交換を進め、会合最終日になって、「(前略) 本作業部会は (中略) 国際的制度の交渉は CBD 下の議定書草案を最終化することを目指す、という支配的な共通理解を共有している (後略)」という議長所見を口頭で読み上げた⁷³。これにより、国

⁷¹ UNEP/CBD/WG-ABS/7/8 (May 5, 2009) *Report of the Seventh Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, Annex* (<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-08-en.doc>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁷² 「1-3. 生物多様性条約第 8 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成 21 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス事業)委託事業報告書 pp23-33、(財)バイオインダストリー協会、平成 22 年 3 月

⁷³ “Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all regions and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group (WG) shares the preponderant understanding, that for the purposes of

際的制度の「(法的)性格」についての議論は締めくくられた。

この結果、国際的制度の各項目(目的、適用範囲、性格、主要な構成要素(利益配分、アクセス、遵守、TK、能力))について加盟国すべての意見が網羅され、約3,800の括弧がついた全61頁の文書⁷⁴が出来上がった。本会合の報告書に附属書Iとして添付されたため、「モントリオール附属書」と呼ばれる。この会合以降は、国際的制度の各項目についての追加提案を原則として受け付けないこととなった。ただし、国際的制度の前文、定義等の上記各項目に当てはまらない事項については、加盟国に対して意見の提出が要請された。

ABS-WG9(2010年3月、カリ・コロンビア)では、モントリオール附属書をベースとして、各項目を統合した(consolidate)テキストを作成するために、COP10前の最後の交渉が行われることになる。

▶ ABS-WG8 と ABS-WG9 の間の会期間会合について

モントリオール附属書のページ数と括弧の数から判断して、ABS-WG9(会期は7日しかない)で統合文書案を作成するのは物理的に困難であろうことは明らかであった。共同議長は、この状況の下で有志の加盟国から財政的支援が得られることを前提に、ABS-WG9までの期間に、共同議長が主宰する二つの非公式な会期間協議の場、すなわち「議長フレンズ会合」⁷⁵及び、「共同議長による地域間非公式協議(Co-Chairs Informal Interregional Consultations)」⁷⁶を開催することを提案し、各国は了解した。

■ 第9回 ABS-WG (ABS-WG9、2010年3月22～28日、カリ(コロンビア))

2010年3月19日、議定書草案(議長テキスト初版)が各国のABS-WG関係者に対し条約事務局からインターネットで配信された。日本代表団の分隊は、3月19日にカリのホテル到着直後に、このことを知った。関係者は急遽、その夜のうちに精力的に内容の検討を行った。他国の代表団も同様の状況であったに違いない。翌3月20日に、共同議長との非公式協議が開催され、各国は「議長テキストをカリ会合の議論のベースにしたい」との説明を共同議長から受けた。これに反対を唱える国は一国もなかった。錯綜した内容のモントリオール附属書とそれまでの紛糾した過程を熟知しているABS関係者にとっては、時間的な制限を考えると、この附属書を議論のベースにしても、COP10前の最後の作業部会であるカリ会合において、ま

completing its mandate and subject to the agreement that the Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the International Regime aim at finalizing a draft protocol under the CBD. The WG confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the 10th COP on the adoption of such a protocol.”(聴取者の筆記による記録)

⁷⁴ UNEP/CBD/WG-ABS/8/8 (November 20, 2009) *Report of the Eighth Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, Annex*

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-08/official/abswg-08-08-en.pdf>) (2010年8月22日アクセス)

⁷⁵ 構成メンバーは、①共同議長が選出した締約国代表18名、②COP9及びCOP10議長国(ドイツと日本)から代表各1名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界、学界から代表各2名とする。国際的制度(IR)交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索することを目的とする。

⁷⁶ ABS-WG9直前に三日間の予定で開催する。構成メンバーは、①五つの国連による地域交渉グループから各グループが指名する25名、②同じグループからオブザーバー(アドバイザー)各2名ずつの10名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各2名、④COP9及びCOP10議長国から代表各1名とし、国際的制度の前文テキスト、定義、関連規定について協議することを目的とする。

まった内容の草案を作成できる可能性は現実的には極めて小さいと予想していたに違いない。この状況を克服し得る「妙手」は、すっきりした内容の議長テキストをカリ会合前に出すことであるが、それが最後のタイミングで現実起こったのである。議長と条約事務局も同様に考えて、準備していたに違いない。その結果、すべての関係者が、「取りあえず、この議長テキストをベースに議論を行うことが、現実的には最善の選択である」と判断したのである。

カリ会合が始められ、議長テキストの内容について各国が意見表明をするセッションが続けられた。これは意見表明であり、「交渉」ではなかった。意見交換の結果に基づき、会合 3 日目に議長テキストの修正版が配布された。「議長テキスト修正版」に基づき、各国による意見表明が再開された。先進国側から、自国の意見がテキスト修正版には公平に反映されていないとの指摘が、相次いで出された。特に、「利益配分」の条項での「派生物」への言及とその内容が重大な問題であること、及び「遵守」の条項において、利用国の管轄内における提供国の国内法の遵守措置についての言及内容が深刻な問題を生むとして、主な議論の対象となった。その後、加盟国による意見交換が深夜まで続けられたが、双方の意見の対立が激化し、会合が頓挫するに至った。翌日は、事態を收拾するための非公式な折衝が続けられ、多くの時間が費やされた。最終日になって、会合報告書の採択をめぐり、議定書草案（議長テキスト修正版）をどう扱うかについて事態が再び紛糾した。その結果、①議長テキスト修正版が「まだ交渉されたものではない」ことを報告書本文の中に明記する、②報告書本文の中に各国の意見を追記し公正な反映に努める、という処置を取った上で、議長テキスト修正版を報告書の附属書⁷⁷（表 3 参照）として添付することで落ち着いた。

もう一つの問題は、次回の会合についてであった。最後の公式作業部会会合は終了したが、議長テキスト修正版をベースに各国が交渉した上で COP10 に結果を送ることが必要である、とすべての加盟国が認めていた。どのような形式の会合をいつ開催することが可能か、各種の案が模索されたが、結局、カリ作業部会の続編会合が必要であり、時期としては 6 月あるいは 7 月しかない、ということになった。問題は、公式会合ではないために必要予算が確保されていないことであった。事務局長によれば、最も安上がりなのは事務局のあるモントリオールであるが、それでも最低 1 億円が必要とのことであった。しかし、現議長国ドイツを含め、先進国側のどこからも資金拠出を提案する国が出ないまま、会合終了時間が迫った。焦燥感が漂い始める中、日本代表が挙手し、資金拠出を申し出た。会場に大きな拍手が沸き上がり、ABS-WG9 再開会合⁷⁸の開催を決定し、閉会となった。

COP10 での結果がどうなるかは将来の問題であるが、COP10 名古屋に向けて円滑な議論の場をつくることに貢献することが次期議長国の責任であるとする日本の姿勢は大きな国際貢献であり、日本の外交イニシアチブとして特筆されるべき出来事であった。

⁷⁷ UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 (April 26, 2010) *Report of the First Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, Annex*

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-09/official/abswg-09-03-en.pdf>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

⁷⁸ 2010 年 7 月 10～16 日、カナダのモントリオールにて開催。Resumes WG ABS9 - Documents

(<http://www.cbd.int/doc/?meeting=ABSWG-09-2ND>) (2010 年 8 月 22 日アクセス)

表3 議定書案（議長テキスト）の構成

条項	表題	条項	表題
前文		第 12 条	アクセスと利益配分に関する国内法令の遵守
第 1 条	目的	第 13 条	遺伝資源の利用のモニタリング、追跡、報告
第 2 条	用語	第 14 条	相互に合意する条件の遵守
第 3 条	適用範囲	第 15 条	モデル契約条項
第 4 条	公正かつ衡平な利益配分	第 16 条	行動規範とベスト・プラクティスの基準
第 5 条	遺伝資源へのアクセス	第 17 条	啓発向上
第 5 条 bis	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス	第 18 条	能力
第 6 条	研究と緊急事態に関する考慮	第 18 条 bis	技術移転と協力
第 7 条	保全と持続可能な利用への貢献	第 18 条	非締約国
第 8 条	国境を越えた協力	第 19 条～第 31 条	議定書実施の資金、制度、手続き、等々
第 9 条	遺伝資源に関連する伝統的知識	附属書 I	金銭的及び非金銭的利益
第 10 条	政府窓口と権限ある国内当局	附属書 II	遺伝資源の典型的なリスト
第 11 条	ABS クリアリング・ハウスと情報交換		

➤ 先進国と開発途上国の意見の主な対立点（表 4 参照）

(1) アクセス

EU のポジション

- ① 遺伝資源へのアクセスがなされた後でのみ利益配分を実現できる。したがって、アクセスと利益配分とはリンクさせて扱うべきである。
- ② 遺伝資源へのアクセスを円滑化するために、法的な確実性、明確性、透明性のある措置をとるべき。
- ③ 提供国は他国からアクセスする利用者間での差別をするべきではない。
- ④ 非商業目的でアクセスする際の簡素な行政的手続き等のベスト・プラクティスに関して情報交換をするべきである。
- ⑤ 政府窓口と権限ある当局の指定、国内 ABS 枠組みの公表、契約締結の義務化等を規定する国際アクセス基準が必要である。これは国内法の国際的な画一化を意図するものではない。

LMMC のポジション

- ① 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、派生物、TK へのアクセスを決定する権限は政府に存し、これは国内法による。

(2) 利益配分

EU のポジション

- ① 遺伝資源へのアクセスがなされた後でのみ利益配分を実現できる。アクセスと利益配分とはリンクさせて扱うべき。

- ② 利益配分における金銭的及び非金銭的利益の組み合わせは利用分野により異なるから、各分野の特質を考慮すべきである。MAT 等を含める可能性のある分野別モデル条項のメニューと典型的な遺伝資源利用事例のインベントリーは有用である。

LMMC のポジション

- ① 利益配分を確保する措置を国内法で規定し、これを MAT と PIC に取り入れるべき。
- ② 各国は利益配分のための信託基金を含む、資金メカニズムを設置すべき。
- ③ 他国の遺伝資源、派生物、TK を利用して技術開発を行う国は、提供国に対して、これらを用いた技術へのアクセス、その技術の共同開発と移転を円滑化するための法令上、行政上、政策上の措置をとるべき。
- ④ 遺伝資源に関連する TK から生ずる利益配分の条件は、国内法に従い、原住民等の参加と関与を確保する措置をとり MAT で規定するべき。

(3) 遵守

EU のポジション

- ① 遵守を奨励するために、CBD に関する「意識向上活動」が必要である。遺伝資源利用者のための行動規範の開発、見直し、最新化をするべき。
- ② 遺伝資源の不正使用 (misappropriation) とは、国際アクセス基準に合致している国内法の下で当局の PIC を得ないで取得すること、又は契約書を締結せずに取得することを言う。契約違反は既存のルールがあるので議論の範囲外とするべき。
- ③ 今後の国際交渉のカギは、提供国の国内アクセス法と利用国の遵守措置をどのように関連づけるかにある。これを検討する際、国際アクセス基準の開発が重要になる。
- ④ 国際アクセス基準の開発を提供国が受け入れるならば、EU は利用国での法令遵守措置に法的拘束力を付与する可能性を排除しない。
- ⑤ 権限ある当局が PIC を書面で発行し、これを CBD 事務局のクリアリング・ハウスに登録すれば「国際的に認知された証明書」とみなす。
- ⑥ 研究助成機関は、遺伝資源利用者に対して提供国の ABS 要件の遵守を義務化すべき。
- ⑦ 特許出願における原産地・出所の開示に関して、EU は WIPO に提案を出した (2004 年 12 月)。EU は TRIPS 協定を改定し、遺伝資源提供国・出所の開示の義務化要件を含めることに同意している。EU は WIPO 提案を実質的に超える提案をする予定はない。

LMMC のポジション

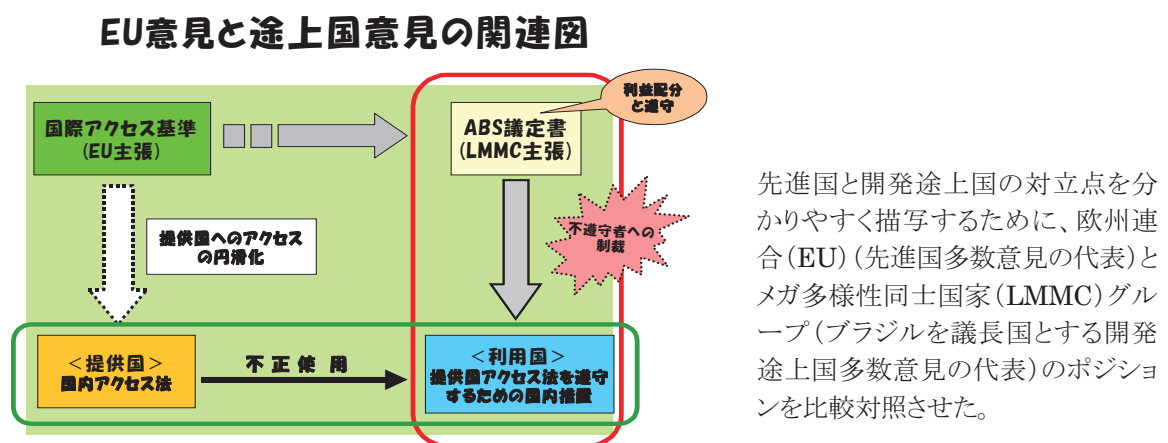
- ① 各加盟国は ABS 政府窓口と権限ある当局を設置すべき。
- ② 各国は管轄下の遺伝資源利用者が提供国の国内法を遵守することを確保すべき。提供国の国内法に違反した場合は、利用国政府が制裁と救済を確保する有効な措置をとるべき。
- ③ 各加盟国は権限ある当局を通じて遵守証明書を発行するべき。これを国際的に適用可能とするべき。各利用国はこの証明書のチェックポイント (例、税関、特許当局、製品許認可当局、商業目的の登録所等) を設置するべき。

- ④ CBD 事務局に ABS クリアリング・ハウスを設置し、ABS 国内法と国際的制度 (IR) の遵守のモニタリング、ABS 関連情報の提供 (例、ABS 国内法、国際協定、ABS 契約違反者の名前)、遵守証明書の登録等を行うべき。
- ⑤ 遺伝資源、派生物、関連する TK の原産地・出所を知的財産権出願や製品許認可申請時に開示し、かつ提供国の PIC、MAT 及び利益配分の遵守の証拠を添付すべき。これらを開示しない者に対して、各国は行政上・刑法上の措置をとり、不遵守あるいは虚偽情報開示は行政上及び司法上の措置により知的財産権及び製品許可を取消すべき。

表 4 先進国と開発途上国の主な意見の対立点

	メガ多様性同土国家グループ (議長国: ブラジル)	欧州連合(EU)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス規制は提供国の主権的権利である。 ・主権侵害は受け入れられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスなければ利益も発生しない。アクセスの円滑化が必要。 ・「国際アクセス基準」を提案。
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で利益配分を確保すべき。 ・技術移転や資金メカニズム等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益配分は契約ベースが基本。 ・分野別の契約条項メニュー等の開発が有用である。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・提供国の国内法を遵守しない利用者がある場合、利用国はその者に対し行政的・法的措置をとるべき。 ・提供国はアクセス許可証明書を発行。利用国は、利用者の特許出願、製品許可申請時にその証明書の開示を義務付ける国内措置をとるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供国の国内法が国際アクセス基準と整合性を持つならば、その国内法の違反者に対して、利用国は国内措置をとることを検討する。 ・特許出願における出所開示制度は WIPO へ提案済みである。

図 1 国際アクセス基準(EU 提案)と利用国内の遵守措置(LMMC 提案)の関連図



第3章 最終局面の交渉と名古屋議定書の採択

■第9回 ABS-WG 再開会合(ABS-WG9 resumed)(2010年7月10～16日、モントリオール(カナダ))⁷⁹

ABS-WG9(カリ)の議長テキストをベースとして、カリで採用された地域間交渉グループ(Interregional Negotiating Group、ING)方式(カリ方式)を踏襲し議論を開始した。それまでに議論の対象となっていない条項については合意が進んだ。主要な議論対象のうち、派生物に関しては「遺伝資源の利用」の定義案を、適用範囲に関しては「他の条約との関係」の文言案を、ABS 国内法令の遵守に関してはそのコンセプトの文言案を、それぞれ明確化することにより、交渉進捗の糸口が見え始めた。しかし、適用範囲における議定書の遡及性、アクセスにおける病原体による緊急事態、遵守におけるモニタリング・チェックポイント・開示要件、TKにおける公的に入手可能(publicly available)なTK等については、開発途上国と先進国間の基本的見解の相違は埋まらなかった。

交渉は期待されたほどに進捗しなかったが、カリ会合と異なる点は「交渉中の議定書草案」が作成されたことであった。

今後の進め方の議論において、カリ会合に続き、再び日本が財政的支援を申し出た。これを契機として、9月にING会合を開催し交渉の打開を図ることが合意された。

■地域間交渉グループ会合(ABS-WG9-ING)(2010年9月18～21日、モントリオール(カナダ))⁸⁰

会合に先立って、共同議長は、①COP10ではABSのみならず他に多数の議題があるため各国代表にとってABS議定書交渉に専念することは物理的に困難である、②したがって、前回会合の「交渉中の議定書草案」をベースに本会合で議定書案を完成させることに全力を尽くし、結果を10月16日のABS-WG9再々開会合(名古屋)に提出すること、③本会合と10月16日の間に更に交渉の機会を設けることは考えていないとの趣旨を説明した。

前回会合の「交渉中の議定書草案」をベースにカリ方式で粘り強い交渉が続けられたが、主要な条項についての交渉の膠着状態は解けなかった。特に、アフリカグループは利益配分(第4条)について、この時点においても、「利益配分の遡及性(例えば大航海時代まで遡及)、生息域外コレクション、利益配分に対する多国間アプローチ」等の主張について譲歩しなかった。彼らは政治的決着を目指すとの意図を表明していた。交渉が進捗しないまま閉会の時が近づいた。日本代表はCOP10期間中の会場施設と食堂は夜間でも利用可能にしてある旨を説明し、最後の最後まで交渉打開の努力をすべきであるとの姿勢を堅持した。

⁷⁹本会合の報告書は、下記を参照。

UNEP/CBD/COP/10/5/Add4 (28 July 2010) *Report of the Second Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing*,

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-05-add4-en.doc>) (2010年11月18日アクセス)

⁸⁰本会合の報告書は、下記を参照。

UNEP/CBD/WG-ABS/9/ING/1 (21 September 2010) *Report of the Meeting of the Interregional Negotiating Group (Advance unedited)*,

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-ing-01/official/abswg-ing-01-report-en.doc>) (2010年11月18日アクセス)

ING 会合は 21 日午後 1 時に閉会し、その直後、各国代表団の団長はニューヨークに向けて移動した。それはニューヨーク国際連合本部での第 65 回国連総会の前夜祭として、22 日に「国際生物多様性年」を記念したハイレベル・イベントが予定されており、それに出席する自国閣僚に ING の各国代表団団長が 21 日夕刻から同伴するためであった。

■地域間交渉グループ再開会合(ABS-WG9-ING resumed)(2010 年 10 月 13～16 日、名古屋(日本))

9 月 27 日に突然、CBD 事務局から ABS 関係者に対し、「9 月 22 日の国連本部での生物多様性に関するハイレベル・イベントに絡めて開催された閣僚級朝食会での協議で、ING 再開会合を 10 月 13～15 日に名古屋で開催することが決まった」との通知が送付された(Notification No. 2010-181⁸¹)。COP10 を目前に控えた最後の交渉である ING 再開会合がトップダウンで決められたのであった。かくて、同時開催中のカルタヘナ議定書 COP-MOP5 と重複しない時間帯をぬって ABS 議定書案の交渉が続けられた。交渉は予定を 1 日延長して 10 月 16 日の午前中まで続けられたが、主要な条項についての合意を進捗させることは出来なかった。この会合は ABS 議定書交渉の実質的な進捗よりも、COP10 での決着に向けた主要加盟国の閣僚レベルの政治的意思の表明が真の狙いであったのかも知れない。

■第 9 回 ABS-WG 再々開会合(ABS-WG9 second resumed)(2010 年 10 月 16 日、名古屋(日本))⁸²

10 月 16 日の午後、ABS-WG9 の再々開会合が開催された。ING による作業結果の最終報告に基づき、COP10 に過去 2 年間の結果を報告することが確認され会合は簡潔に終了した。7 年間にわたる ABS-WG での国際レジーム交渉は最終的には合意に至らなかったが、この会合をもって ABS-WG は「COP10 前までに国際レジームの交渉作業を完了する」というマンデートに基づく任務を完了したのである。

■CBD 第 10 回締約国会議(COP10)(2010 年 10 月 18～29 日、名古屋(日本))

COP10 全体会合の開会后、他の部会から独立した ABS 非公式協議グループ(Informal Consultative Group、ICG)の設置が決定され、旧 ABS-WG 共同議長が ICG 共同議長に指名された。ICG の任務は ABS 議定書の採択を目指した交渉を行うことであった。

ICG 会合は 10 月 18 日から開始され週末と昼夜を問わず毎日、続行された。論点ごとの小人数グループを設置し、相互理解を深めながら合意を目指す協議が並行して続けられた。主要論点である「利用国における遵守措置(第 13 条)」、「遺伝資源の利用と派生物(第 2 条及びテキスト全体)」、「伝統的知識」、「病原体による緊急事態(第 6 条)」については、COP10 最終日の前日である 10 月 28 日午後に至っても合意に達しなかった。28 日夕刻に開かれた全体会合にお

⁸¹ <http://www.cbd.int/doc/notifications/2010/ntf-2010-181-abs-en.pdf> (2010 年 11 月 18 日アクセス)

⁸² 本会合の報告書は、*Report of the Third Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing*, UNEP/CBD/COP/10/5/Add.5 (17 October 2010) (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-05-add5-en.doc>) (2010 年 11 月 21 日アクセス)

いて、COP10 議長は「ICG に対して 28 日 24 時まで合意した議定書案の提出を要請する。もし 24 時まで合意に達しない場合は、COP10 議長がクリーンな議定書案(議長テキスト)を作成し、29 日朝に各地域グループとの非公式協議に入る」と伝えた。ICG は残された時間ぎりぎりまで交渉を続けたが合意に達せず、共同議長は 24 時に会合の終了を宣言し、結果を COP10 議長に報告した。宿舎への帰途につく ICG の交渉者達の口から、「COP10 で ABS 議定書が採択されないことがこれで確定的になった」とのつぶやきが聞かれた。

他方、議長国日本と条約事務局の少数の関係者は、このあと 29 日の未明までオフリミットの室の中で作業し、議長の指示通り、クリーンな議定書案(議長テキスト)を作成したのであった。

29 日朝の出来事について述べる前に、少し時間を巻き戻して、閣僚級会合 (Ministerial Segment、MS) の経過を説明する。10 月 27 日から MS が始まり、122 名の閣僚と 4 名の国家元首が参加した。MS の開会式において、国連本部代表や各国の閣僚は ABS 議定書、ポスト 2010 戦略目標等の採択への強い期待感を述べるとともに、もし採択に失敗すれば CBD のみならず国連の環境に関する多国間メカニズムの信頼性が重大な危機にさらされるとの懸念をにじませた。菅首相は本分野における開発途上国の発展の援助のために、日本は 3 年間で 20 億 US ドルを支出することを発表した。28 日に閣僚級による非公式協議が行われた。29 日朝に COP 10 議長は各地域グループにクリーンな ABS 議定書案(議長テキスト)を非公式に手渡した。各地域代表はそれを持ち帰って検討した後、議長に対し非公式に合意の意向を伝えた。これを踏まえて、ABS 議定書採択に向けての非公式な調整が全体会合の直前まで続けられた。

▶ 議定書の採択

COP10 最後の全体会合が 29 日午後 11 時過ぎから始まった。ABS 議定書案の審議に入ったが、数カ国(キューバ、ボリビア、ベネズエラ、ナミビア、中東欧グループ代表)が議長テキストの内容に不満が残るとして議事録に記録することを要請した。ただし、議定書の採択を妨害する意思はないことを表明した。欧州連合は「ABS 議定書、ポスト 2010 年目標、及び資金動員戦略」の 3 点をワンセットとして採決に付すべきと主張した。1 件ごとの採決を主張する国との意見を調整するため、議長は「1 件ごとに賛成を“確認”した後、3 点セットとして 1 件ずつ採決に付す」という手順を提案し混乱を収めた。緊迫する中で ABS 議定書の採決に入った。息詰まる瞬間の後、「異議なしとして採択する」と議長が発声し、満場の会議室に木槌の音が響いた。各国代表は一斉に起立し、名古屋議定書(正式名称は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書⁸³⁾)の採択⁸⁴⁾を拍手で祝福した。時計は 10 月 30 日午前 1 時 30 分を指していた。

⁸³ 英語名は、"Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity"
(財)バイオインダストリー協会(JBA)による日本語訳は、ウェブサイト(<http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>)で閲覧可能。(2011 年 2 月 9 日アクセス)

⁸⁴ COP10 Decision X/1. *Access to genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from their utilization* (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=12267>) (2010 年 12 月 27 日アクセス)
国連法務部による名古屋議定書の 6 カ国語の認証謄本は、下記 URL を参照のこと。
<http://treaties.un.org/doc/Treaties/2010/11/20101127%2002-08%20PM/Ch-XXVII-8-b.pdf> (2011 年 1 月 5 日アクセス)

▶ 議定書の要点

議定書の構成を表 5 に示し、その要点を表 6 にまとめた。「国際アクセス基準」という文言がカリ会合で消えて以来、「アクセス」条項と「遵守」条項のリンクは明示的でなくなったが、議定書第 15 条の「釣合いのとれた (proportionate) 措置」という表現の中にそのコンセプトの原点が生かされている。つまり、提供国のアクセス措置(第 6 条)と釣合いをとる形で、利用国による遵守措置(第 15 条、16 条)が実施されるのである。遵守のチェックポイントの設置を義務化するが具体的機関を例示しないことで決着した。用語(第 2 条)として「遺伝資源の利用」が定義され、この定義に基づき、相互に合意する条件の下に利益配分を決めることが明示された(第 5 条)。アフリカグループが主張した多国間による利益配分の仕組み(第 10 条)が今後の検討課題として挿入された。国際的に認知された遵守証明(国際認証)については、当局が PIC 取得と MAT 設定について証明した許可書を発行し CBD 事務局の ABS クリアリング・ハウスに登録すれば認知されることとなり、現実的な手続きとして決着した。

表 5 名古屋議定書の構成

条項	表題	条項	表題
前文		第 14 条	アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び情報の共有
第 1 条	目的	第 15 条	アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
第 2 条	用語	第 16 条	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
第 3 条	適用範囲	第 17 条	遺伝資源の利用のモニタリング
第 4 条	国際協定及び国際文書との関係	第 18 条	相互に合意する条件の遵守
第 5 条	公正かつ衡平な利益配分	第 19 条	モデル契約条項
第 6 条	遺伝資源へのアクセス	第 20 条	行動規範、ガイドライン及び優良事例及び/又は基準
第 7 条	遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス	第 21 条	意識啓発
第 8 条	特別な考慮	第 22 条	能力
第 9 条	保全及び持続可能な利用への貢献	第 23 条	技術移転、協働及び協力
第 10 条	地球規模の多国間利益配分の仕組み	第 24 条	非締約国
第 11 条	国境を越えた協力	第 25 条～第 36 条	議定書実施の資金、制度、手続、等々
第 12 条	遺伝資源に関連する伝統的知識	附属書	金銭的及び非金銭的利益
第 13 条	各国の政府窓口及び権限ある国内当局		

▶ 名古屋議定書に関する今後の予定

名古屋議定書は、2011 年 2 月 2 日～2012 年 2 月 1 日にニューヨークにある国際連合本部にて署名のために開放された。その後 50 カ国が批准・受諾・承認・加入した日から 90 日目に発効することになる。また、名古屋議定書に関する政府間委員会 (Intergovernmental Committee, IGC) が発足し、第 1 回 COP-MOP の開催に向けて準備作業を行うことになる。IGC の第 1 回

会合は 2011 年 6 月 6～10 日、第 2 回会合は 2012 年 4 月 23～27 日にそれぞれ開催される。
さらに、COP11 は 2012 年 10 月 8～19 日にインドで開催されることになった。

表 6 ABS に関する名古屋議定書の要点

条項		要点
用語(第 2 条)		<ul style="list-style-type: none"> 「遺伝資源(GR)の利用」とは、条約第 2 条で定義されたバイオテクノロジーの応用等を通じて、GR の遺伝的及び又は生化学的な組成に関する研究及び開発を行うこと
適用範囲(第 3 条)		<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 15 条の範囲内の GR、及び GR に関連した CBD の範囲内の伝統的知識(ATK)の利用から生じる利益 他の国際協定等との相互支持関係を確認(第 4 条)
アクセス (第 6 条、第 7 条、第 8 条)		<ul style="list-style-type: none"> GR と ATK へのアクセスのための法的な確実性、明確性、透明性のための措置 非商業目的の研究、公衆衛生上の緊急事態、食料安全保障への特別の考慮
利益配分(第 5 条)		<ul style="list-style-type: none"> GR 及び ATK の利用から生じる利益を、相互に合意した条件で公正・公平に配分する その実施のために、各国は適宜、措置をとる 利益配分の例示的リスト(附属書)あり
遵 守	法令遵守 (第 15 条、第 16 条) 契約遵守 (第 18 条)	<ul style="list-style-type: none"> GR 及び ATK に関し、提供国の国内法に従った PIC 取得と MAT 設定を、利用国内においてチェックするための効果的で釣合いのとれた措置をとる MAT に紛争解決条項を含めることを奨励 各国で適宜、効果的な措置をとる
	GR 利用のモニタリング (第 17 条)	<ul style="list-style-type: none"> GR 利用のモニタリング等のため、利用国内に1か所以上のチェックポイントを設置し、所定情報を収集・受け付ける 国際遵守証明の認知要件と開示項目を特定
遺伝資源に関連する伝統的知識(第 12 条)		<ul style="list-style-type: none"> 国内法に従い、原住民社会と地域社会の慣習法等を考慮
能力構築(第 22 条、第 23 条)		<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の自己評価により能力構築ニーズと優先順位を特定
多国間利益配分の仕組み (第 10 条)		<ul style="list-style-type: none"> 国境を越えて存在する GR と ATK に関する利益配分の仕組みを今後検討

おわりに

名古屋議定書の採択は、これまでの CBD-COP では通常、見られない手法を用いて劇的に達成された。通常的手法とは、加盟国政府代表としての行政官が交渉を行い、ボトムアップによるコンセンサスの形成を目指す方式である。しかし、今回は、通常的手法と閣僚級非公式協議という政治家の影響力を行使したトップダウンの手法とを併用した方式が使われた。この方式が考案され、かつ、現実に機能した大きな理由として、「もし COP10 が失敗すれば国連の環境に関する多国間メカニズム自体の信頼性が地に落ちる」という強い危機感を各国環境省の閣僚レベルが共有していたことが挙げられよう。

国際レジーム交渉の草創期に開催された第 2 回 ABS-WG(2003 年 12 月)において、LMMC 代表のメキシコは国際レジームの要件として 8 項目を挙げた(表 2 を参照)。この原点に立ち帰って眺めると、名古屋議定書は LMMC の宿願を反映していると解釈することが可能である。他方、名古屋議定書とボン・ガイドラインを比較すると、法的拘束性を除けば両者はよく似た内容であり、先進国側にとっても議定書の国内実施時に可能な裁量の幅を考慮すれば、受け入れ可能な範囲内に達していたと解釈できる。各国共にそれぞれの不満はあるにせよ、議定書の内容が各国政府で合意に踏み切れるものであったといえよう。

議長国日本は COP10 の成功に向けて、国内においても、また他の加盟国との協力においても、それぞれの立場の者がそれぞれ全力を尽くしたことは議論の余地がない。

これらすべての要因が相乗的にプラスの方向へ働いた結果、幸運の女神が COP10 に対しほほ笑んだのであろう。

付録 1. 遺伝資源へのアクセス促進事業委員会年表(委員名簿)

平成 10 年度(1998 年)～平成 22 年度(2010 年)

(アウエオ順)

年度 (平成)	事業名	委員		オブザーバー	JBA 事務局
1998 (10)	生物資源 総合研究 所・生物多 様性委員 会第一分 科会 (ABS 問題 への対応)	安藤勝彦 伊藤 進 江崎正美 遠藤 衛 岡崎尚夫 奥田 徹 最首太郎 関 達治 望月保弘 渡邊和男	協和発酵工業株式会社 花王株式会社 藤沢薬品工業株式会社 株式会社海洋バイオテクノロジー研究所 三共株式会社 田辺製薬株式会社 水産大学校 大阪大学 味の素株式会社 近畿大学	(通商産業省) 堅尾和夫 森田 深 山口隆司	石川不二夫 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
1999 (11)	特定商品 輸入実体 調査研究 (生物多様 性条約アクセ スと利益配 分委員会)	安藤勝彦 遠藤 衛 岡崎尚夫 岡崎尚良 奥田 徹 菊池 久 最首太郎 菅原秀明 鈴木健一朗 竹内昌男 富田房男 中瀬 崇 波多野和徳 望月保弘 与儀重男 渡邊和男	協和発酵工業株式会社 株式会社海洋バイオテクノロジー研究所 三共株式会社 武田薬品工業株式会社 田辺製薬株式会社 通産省・製品評価技術センター 水産大学校 国立遺伝学研究所 理化学研究所 (財)発酵研究所 北海道大学 理化学研究所 (財)発酵研究所 味の素株式会社 通産省・製品評価技術センター 近畿大学	(通商産業省) 大神広記 堅尾和夫 川端尚志 福井 悟 山口隆司 渡辺久也	石川不二夫 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
2000 (12)	特定商品 輸入実体 調査研究 (生物多様 性条約アクセ スと利益配 分委員会)	安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 最首太郎 菅原秀明 鈴木健一朗 竹内昌男 富田房男 橋本正敬 望月保弘	協和発酵工業株式会社 岩手大学 玉川大学 水産大学校 国立遺伝学研究所 理化学研究所 (財)発酵研究所 北海道大学 日本エタノール株式会社 味の素株式会社	(通商産業省) 堅尾和夫 谷 浩 根上雄二 福島伸享 与儀重雄 渡辺久也 (特許庁) 高倉成男 日夏貴史 前川慎喜	石川不二夫 炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
2001 (13)	特定商品 輸入実体 調査研究 (生物多様 性条約アクセ スと利益配 分委員会)	新井好史 安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 最首太郎 鈴木賢一 二村 聡 渡邊和男 渡邊幹彦 渡辺吉雄	大正製薬株式会社 協和発酵工業株式会社 岩手大学 玉川大学 水産大学校 山之内製薬株式会社 (株)ニムラ・ジェネティク・ソリューションズ 筑波大学 日本総合研究所 メルシャン株式会社	(通商産業省) 根上雄二 福島伸享 (特許庁) 高倉成男 田口 傑 (製品評価技術基盤機構) 今井 要 長谷川義基 (財)知的財産研究所 大澤麻衣子	炭田精造 玉手幸子 渡辺順子

年度 (平成)	事業名	委員		オブザーバー	JBA 事務局
2002 (14)	特定商品 輸入実体 調査研究 (ABS 紛争 事例研究)	新井好史 最首太郎 佐竹元吉 山名美加 渡邊和男 渡部博光	大正製薬株式会社 水産大学校 日本浴用剤工業会 (財)国際高等研究所 筑波大学 中央大学	(経済産業省) 谷 浩 福本征吾 (九州大学) 大澤麻衣子	炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
	生物多様 性条約に 基づく遺 伝資源へ のアクセス促 進事業	安藤勝彦 磯崎博司 市川静代 井上恵雄 奥田 徹 加藤 忍 小林東洋彦 小松かつ子 佐竹元吉 鈴木賢一 鈴木健一朗 鶴海泰久 東久保和雄 渡部博光 渡邊幹彦	協和発酵工業株式会社 岩手大学 吉原法律事務所 花王株式会社 玉川大学 高砂香料工業株式会社 高砂香料工業株式会社 富山医科薬科大学 日本浴用剤工業会 山之内製薬株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 藤沢薬品工業株式会社 株式会社資生堂 中央大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 亀井明紀 谷 浩 福本正吾 (特許庁) 高倉成男 (製品評価技術基盤機構) 須藤 学 (株式会社資生堂) 橋爪宏和	炭田精造 玉手幸子 渡辺順子
2003 (15)	生物多様 性条約に 基づく遺 伝資源へ のアクセス促 進事業	穴澤秀治 磯崎博司 井上恵雄 大澤麻衣子 奥田 徹 小林東洋彦 小松かつ子 最首太郎 佐竹元吉 鈴木賢一 東久保和雄 日野資弘 福原信裕 森岡 一 吉田賢三郎 渡部博光 渡邊幹彦	協和発酵工業株式会社 岩手大学 花王株式会社 九州大学 玉川大学 高砂香料工業株式会社 富山医科薬科大学 水産大学校 お茶の水女子大学 山之内製薬株式会社 株式会社資生堂 藤沢薬品工業株式会社 三井化学株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 中央大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 坂本貴則 嶋野武志 長尾勝昭 宮本岩男	安藤勝彦 炭田精造 玉手幸子 藪崎義康 渡辺順子
2004 (16)	生物多様 性条約に 基づく遺 伝資源へ のアクセス促 進事業	穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 大澤麻衣子 奥田 徹 小林東洋彦 小松かつ子 最首太郎 佐竹元吉 佐山和彦 嶋野武志 鈴木賢一 武田 穰 西澤義則 日野資弘 森岡 一 吉田賢三郎 渡邊和男 渡部博光 渡邊幹彦	協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 京都大学 玉川大学 高砂香料工業株式会社 富山医科薬科大学 水産大学校 お茶の水女子大学 株式会社資生堂 長崎大学 山之内製薬株式会社 名古屋大学 花王株式会社 藤沢薬品工業株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 筑波大学 中央大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 河内幸男 高木美香 長尾勝昭 (特許庁) 大江麻弥子 高橋宣博	井上恵雄 炭田精造 玉手幸子 藪崎義康 渡辺順子

年度 (平成)	事業名	委員		オブザーバー	JBA 事務局
2005 (17)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 大野彰夫 奥田 徹 小林東洋彦 最首太郎 佐竹元吉 佐山和彦 鈴木賢一 武田 穰 田中隆治 田上麻衣子 西澤義則 森岡 一 吉田賢三郎 渡邊和男 渡邊幹彦	六番町総合法律事務所 協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 三共株式会社 玉川大学 高砂香料工業株式会社 水産大学校 お茶の水女子大学 株式会社資生堂 アステラス製薬株式会社 名古屋大学 サントリー株式会社 東海大学 花王株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 筑波大学 株式会社日本総合研究所	(経済産業省) 河内幸男 高木美香 前田 淳 (特許庁) 大江麻弥子 中屋祐一郎	井上恵雄 炭田精造 玉手幸子 藪崎義康 渡辺順子
2006 (18)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 大野彰夫 岡崎尚夫 奥田 徹 加藤 浩 川本敬二 小林東洋彦 最首太郎 佐竹元吉 佐山和彦 武田 穰 田中隆治 田上麻衣子 西澤義則 森岡 一 吉田賢三郎 渡邊和男 渡邊幹彦 渡辺祐二	六番町総合法律事務所 協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 第一三共株式会社 東京農工大学 玉川大学 政策研究大学院大学 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 高砂香料工業株式会社 水産大学校 お茶の水女子大学 株式会社資生堂 名古屋大学 サントリー株式会社 東海大学 花王株式会社 味の素株式会社 カネボウ株式会社 筑波大学 株式会社日本総合研究所 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 但馬敏郎 西嶋英樹 前田 淳 (特許庁) 佐橋美雪 中屋祐一郎 (農林水産省) 荒田耕士朗	井上恵雄 炭田精造 玉手幸子 藪崎義康 渡辺順子
2007 (19)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 穴澤秀治 安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 鴨川知弘 川本敬二 最首太郎 佐山和彦 武田 穰 田上麻衣子 西澤義則 森岡 一 渡邊幹彦 渡辺祐二	六番町総合法律事務所 協和発酵工業株式会社 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 水産大学校 株式会社資生堂 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 味の素株式会社 株式会社日本総合研究所 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 桐原 浩 但馬敏郎 西嶋英樹 (特許庁) 塩見篤史 山内今日子 (農林水産省) 浅野孝治 (外務省) 堀内千保	炭田精造 野崎恵子 藪崎義康 渡辺順子

年度 (平成)	事業名	委員		オブザーバー	JBA 事務局
2008 (20)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	秋廣道郎 浅間宏志 安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 嶋川知弘 川本敬二 木内文之 最首太郎 佐山和彦 柴田明徳 武田修己 武田 穰 田上麻衣子 西澤義則 深見克哉 安枝 寿 渡邊幹彦 渡辺祐二	六番町総合法律事務所 株式会社ウチダ和漢薬 (独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 (独)医薬基盤研究所 水産大学校 株式会社資生堂 神戸大学 株式会社ツムラ 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 九州大学 味の素株式会社 名古屋大学 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 浅野義人 石川高志 作田竜一 (特許庁) 津幡貴生 山内今日子 (農林水産省) 浅野孝治 (厚生労働省) 牧野友彦	炭田精造 野崎恵子 藪崎義康 渡辺順子
2009 (21)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	安藤勝彦 磯崎博司 奥田 徹 嶋川知弘 河瀬眞琴 川本敬二 最首太郎 柴田明徳 武田修己 武田 穰 田上麻衣子 西澤義則 深見克哉 福永佐和子 松井和彦 渡邊幹彦 渡辺祐二	(独)製品評価技術基盤機構 明治学院大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ (独)農業生物資源研究所 川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 水産大学校 神戸大学 株式会社ツムラ 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 九州大学 株式会社資生堂 味の素株式会社 名古屋大学 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 浅野義人 石川高志 作田竜一	炭田精造 野崎恵子 藪崎義康 渡辺順子
2010 (22)	生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	安藤勝彦 井内龍二 磯崎博司 奥田 徹 嶋川知弘 河瀬眞琴 最首太郎 佐々木博美 柴田明徳 鈴木睦昭 武田 穰 田上麻衣子 西澤義則 深見克哉 福永佐和子 松井和彦 渡邊幹彦 渡辺祐二	(独)製品評価技術基盤機構 井内国際特許事務所 上智大学 玉川大学 株式会社サカタのタネ (独)農業生物資源研究所 水産大学校 ロート製薬株式会社 神戸大学 国立遺伝学研究所 名古屋大学 東海大学 花王株式会社 九州大学 株式会社資生堂 味の素株式会社 名古屋大学 アステラス製薬株式会社	(経済産業省) 浅野義人 岡田正孝	炭田精造 野崎恵子 藪崎義康 渡辺順子

付録 2. 生物多様性条約に関する国際会合と JBA 出席者名簿

1994 年～2011 年

(アウエオ順)

年	月	会合	開催地	JBA 出席者
1992	6	国連環境開発会議 (UNCED)	リオ・デ・ジャネイロ (ブラジル)	—
1993	10	第 1 回政府間委員会	ジュネーブ(スイス)	—
	12	< CBD 発効 >		
1994	6-7	第 2 回政府間委員会	ナイロビ(ケニア)	(五十嵐卓也(通産省))
	11	COP1	ナッソー(バハマ)	(五十嵐卓也(通産省))
1995	11	COP2	ジャカルタ(インドネシア)	石川不二夫、酒井 迪、依田次平
1996	8	第 1 回専門家諮問グループ会合	ニューヨーク(アメリカ)	鈴木武夫
	11	COP3	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	炭田精造
1997	9	第 3 回 SBSTTA	モントリオール(カナダ)	炭田精造
1998	5	COP4	プラティスラバ(スロヴァキア)	最首太郎、炭田精造
1999	6	CBD 運用関連中間会合	モントリオール(カナダ)	最首太郎、炭田精造
	10	ABS 専門家パネル会合(1)	サンホセ(コスタリカ)	安藤勝彦
2000	3	8j-WG1	セビリヤ(スペイン)	最首太郎
	5	COP5	ナイロビ(ケニア)	安藤勝彦、炭田精造
2001	3	ABS 専門家パネル会合(2)	モントリオール(カナダ)	安藤勝彦
	10	ABS-WG1	ボン(ドイツ)	炭田精造
2002	2	8j-WG2	モントリオール(カナダ)	最首太郎
	4	COP6	ハーグ(オランダ)	安藤勝彦、炭田精造
	9	持続可能な開発に関する世界 サミット (WSSD)	ヨハネスブルグ(南アフリカ)	(谷 浩(経産省))
	10	スコーピング会合	クアランプール(マレーシア)	安藤勝彦、炭田精造
2003	3	多年度作業計画会合 (MYPOW)	モントリオール(カナダ)	炭田精造、渡辺順子
	12	ABS-WG2	モントリオール(カナダ)	安藤勝彦、炭田精造、渡辺順子
		8j-WG3	モントリオール(カナダ)	最首太郎、渡邊幹彦
2004	2	COP7	クアランプール(マレーシア)	安藤勝彦、炭田精造、渡辺順子
2005	2	ABS-WG3	バンコク(タイ)	最首太郎、炭田精造、渡辺順子
2006	1	8j-WG4	グラナダ(スペイン)	最首太郎
	1-2	ABS-WG4	グラナダ(スペイン)	炭田精造、藪崎義康、渡辺順子
	3	COP8	クリチバ(ブラジル)	炭田精造、藪崎義康、渡辺順子
2007	1	TEG: 国際認証	リマ(ペルー)	渡邊幹彦
	10	ABS-WG5	モントリオール(カナダ)	炭田精造、藪崎義康、渡辺順子、 渡邊幹彦
		8j-WG5	モントリオール(カナダ)	炭田精造
2008	1	ABS-WG6	ジュネーブ(スイス)	炭田精造、藪崎義康、渡邊幹彦
	5	COP9	ボン(ドイツ)	炭田精造、藪崎義康、渡邊幹彦
	12	TEG: コンセプト等	ウイントフック(ナミビア)	安藤勝彦

年	月	会合	開催地	出席者 (JBA)
2009	1	TEG:遵守	東京(日本)	磯崎博司
	4	ABS-WG7	パリ(フランス)	炭田精造、藪崎義康
	6	TEG:TK	ハイデラバード(インド)	—
	11	8j-WG6	モントリオール(カナダ)	最首太郎、田上麻衣子
		ABS-WG8	モントリオール(カナダ)	磯崎博司、炭田精造、藪崎義康
2010	3	ABS-WG9	カリ(コロンビア)	磯崎博司、炭田精造、藪崎義康
	7	再開 ABS-WG9	モントリオール(カナダ)	磯崎博司、炭田精造、藪崎義康
	9	地域間交渉グループ(ING)会合	モントリオール(カナダ)	炭田精造、藪崎義康
		再開 ING 会合	名古屋(日本)	磯崎博司、炭田精造、野崎恵子、藪崎義康、渡辺順子
	10	再々開 ABS-WG9	名古屋(日本)	磯崎博司、炭田精造、野崎恵子、藪崎義康、渡辺順子
		COP10	名古屋(日本)	磯崎博司、炭田精造、野崎恵子、藪崎義康、渡辺順子
2011	2	名古屋議定書に関する国際諮問会議	チェンナイ(インド)	炭田精造

略語

COP1	生物多様性条約第1回締約国会議
SBSTTA	科学技術助言補助機関
ABS	アクセスと利益配分
ABS-WG1	アクセスと利益配分に関する第1回作業部会
8j-WG1	生物多様性条約第8条(j)項に関する第1回作業部会
TEG	技術専門家会合
TK	伝統的知識

付録 3. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【1】(平成 10～14 年度)

1. 平成 10 - 14 年度(1998-2002 年)JBA 生物資源総合研究所事業の概要

平成 年度 (西暦)	委員会	目的	活動	
			国内: 生物多様性条約(CBD)アクセスと利益配分(ABS)に関する情報発信と理解の促進	国際: CBD 関連会合への参加
10 (1998)	生物多様性委員会	海外生物遺伝資源への円滑なアクセス促進のための指針を、生物多様性条約の趣旨と条項に沿った枠組みの中で構築し広める	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝資源アクセスに関するガイドブック作成のための準備(調査・研究) 	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD 第 4 回締約国会議(COP4) (ブラティスラバ・スロヴァキア、1998 年 5 月)
11 (1999)	生物多様性条約アクセスと利益配分委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD や関連する他の国際機関等での議論の内容、欧米や開発途上国等の動きなどに関する情報収集を行い、我が国に及ぼす影響分析と我が国の選択肢などの検討を行う ●CBD/ABS に関する情報発信と、生物遺伝資源利用者の CBD/ABS に対する理解の促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドブック「遺伝資源アクセスに関するガイドブック」発行(1999 年 6 月) ●JBA 生物資源フォーラム「生物資源へのアクセス問題の最前線ー遺伝資源アクセスに関するガイドブックの説明ー」開催(1999 年 9 月) ●日本企業に対して生物遺伝資源アクセスと利用に関するアンケート調査を実施(1999 年 9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD 運用関連中間会合(モントリオール・カナダ、1999 年 6 月) ●第 1 回 ABS 専門家パネル会合(サンホセ・コスタリカ、1999 年 10 月) ●CBD 第 1 回 Ad hoc 第 8 条(j)作業部会(8j-WG1) (モントリオール・カナダ、2000 年 3 月)
12 (2000)	生物多様性条約アクセスと利益配分委員会		<ul style="list-style-type: none"> ●小冊子「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」(日本語版及び英語版)発行(2000 年 1 月) ●我が国の中核的生物資源機関設立に関する生物資源ワークショップ開催(3 回) ●BioJapan 2000 シンポジウム「生物資源アクセスー現状と将来」開催(2000 年 9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●COP5 (2000 年 5 月、ナイロビ・ケニア) ●第 2 回 ABS 専門家パネル会合(モントリオール・カナダ、2001 年 3 月)
13 (2001)	生物多様性条約アクセスと利益配分委員会		<ul style="list-style-type: none"> ●東京国際シンポジウム「CBD 下での日米欧産業界の生物遺伝資源アクセス戦略」開催(2001 年 11 月) ●NITE 生物資源機関に対して我が国産業界の要望を提出(2001 年 8 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD 第 1 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会(ABS-WG1)参加(ボン・ドイツ、2001 年 10 月) ●8j-WG2(モントリオール・カナダ、2003 年 12 月)
14 (2002)	ABS 紛争事例研究会	生物遺伝資源と伝統的知識へのアクセスとその商業化から生ずる利益の配分における紛争処理についての事例研究を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●輸出入の対象となる生物遺伝資源や伝統的知識等へのアクセスと利益の配分における紛争処理の事例を研究し分析 ●生物遺伝資源や伝統的知識等へのアクセスと商品化から生ずる利益の配分に関する内外の法規制と手続き等の動向を調査 	

2. 平成10-14年度（1998-2002年）事業の詳細

生物多様性条約(CBD)アクセスと利益配分(ABS)に関する情報発信と理解の促進(セミナー等の開催) (1999-2001年)

開催日	開催場所	セミナー等の名称	演題	演者	所属
平成11年 9月10日 (1999年)	ワークス・サポート・センター (東京)	JBA生物資源フォーラム「生物資源へのアクセス問題の最前線—遺伝資源アクセスに関するガイドブックの説明—」	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝資源アクセスに関するJBAガイドブック99について ●生物多様性条約をめぐる最新の動向—遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる議論の法的側面 ●パネルディスカッション: <ul style="list-style-type: none"> ➢ アジア微生物ネットワークについて ➢ OECD生物資源センターの公的支援に関する専門家会合での議論 ➢ アクセスと利益配分に関するJBAの方針案 	安藤勝彦 最首太郎 石川不二夫(モデレーター) パネリストは講演者と、 鈴木健一郎 奥田 徹 炭田精造	協和発酵工業㈱ 国立水産大学校 JBA 理化学研究所 田辺製菓㈱ JBA
平成12年 6月4日 (2000年)	国際協力事業団東京研修センター (東京)	第1回生物資源ワークショップ: 新時代型生物資源センターを日本はいかに構築するか	司会 <ul style="list-style-type: none"> ●生物資源機関の建設と今後の予定 ●我が国のカルチャーコレクションの歴史と現状 ●アジア微生物ネットワークプロジェクトと今後の課題 ●OECDによる新時代型生物資源センター(BRC)の考え方 ●パネルディスカッション: 	富田房男 杉上孝二 駒形和雄 鈴木健一郎 菅原秀明 渡辺 信(モデレーター) パネリストは講演者と 北本 豊 竹内昌男 小松泰彦 西山 徹 安藤勝彦 炭田精造	北海道大学 製品評価技術センター 東京農業大学 理化学研究所 国立遺伝学研究所 日本微生物資源学会 日本学術会議 (財)発酵研究所 特許微生物寄託センター 味の素㈱ 協和発酵工業㈱ JBA
平成12年 9月28日 (2000年)	京王プラザホテル(東京)	BioJapan 2000 「生物資源アクセス—現状と将来」	<ul style="list-style-type: none"> ●植物遺伝資源へのアクセスと利益配分—世界の現状と将来 ●インドネシアにおけるアクセスと利益配分の政策 ●マレーシアにおけるアクセスと利益配分の政策 ●タイにおけるアクセスと利益配分の政策 ●貿易と生物遺伝資源の知的財産権的側面 	岩永 勝 Wahono Sumaryono Latif Ibrahim Sutat Sriwatanapongse 高倉成男	農林水産省国際農林水産業センター インドネシア科学技術応用評価庁 マレーシア科学技術環境省 タイ科学技術開発庁 特許庁、京都大学

開催日	開催場所	セミナー等の名称	演題	演者	所属
平成 12 12 月 8 日 (2000 年)	東京都中小 企業会館講 堂 (東京)	第2回生物資源ワークショップ: 生物資源機関の将来像に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ●OECD/BRC タスクフォースの検討状況と欧米の生物遺伝資源機関の現状 ●学術の立場から我が国における中核的生物資源センターの在り方を考える ●中核的生物資源機関の運営の方向について 	菅原秀明 篠田純男 杉上孝二	国立遺伝学研究所 日本学会会議微生物学研究 連絡委員会 製品評価技術センター
平成 13 年 2 月 21 日 (2001 年)	東京プリンスホ テル (東京)	第3回生物資源ワークショップ: 産業界の望む生物資源機 関とは何か	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝資源へのアクセスに関する国際動向 ●東南アジアとの ODA 研究協力の経験から ●生物資源機関(BRC)の機能整備と今後の予定 ●提案:BRC に対する産業界の期待について 	A. H. Zakri 炭田精造 杉上孝二 明石邦彦	国連大学高等研究所 JBA 製品評価技術センター 味の素㈱
平成 13 年 11 月 26 日 (2001 年)	如水会館 (東京)	東京国際シンポジウム「CBD 下での日米欧産業界の生 物遺伝資源アクセス戦略」 (JBA と(独)製品評価技術 基盤機構(NITE)の共催)	<ul style="list-style-type: none"> ●新薬とそのリード化合物の豊かな資源としての天然物 ●酵素の探索と遺伝資源アクセス ●メルク社における天然物からの医薬 ●グラクソ・ウエルカム社とシンガポール天然物研究所の天然物アクセス戦略 ●創薬、経済発展及び保全: 米国際協力生物多様性計画(ICBG) ●熱帯アジア諸国にリード化合物を求めて 	後藤俊男 佐々美賀子 Fernando Pelaez Antony Buss Flora Katz 二村 聡	藤沢薬品工業㈱ Novozyme A/S、デンマーク Merck, Sharp & Dohme de España、スペイン Centre for Natural Product Research、シンガポール National Institute of Health、アメ リカ (株)ムラ・ジェネティック・ソリューションズ

付録4. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業年表【2】(平成14~22年度)

1. 平成14-22年度(2002-2011年)JBA生物資源総合研究所事業(経済産業省委託「CBDに基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」に基づく)の概要

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤の整備					(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	ボンガイdra イン(BGL)	日本語版「遺 伝資源への アクセス手引」	遺 伝 資 源 へのアクセス 相談窓口	海外遺伝資源国情 報の発信	海外遺伝資 源利用に関 するアンケート 調査	生物多様性条約(CBD)関連会 合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2 国間ワークショップ 及び 2 国間会合 等の開催
14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ●BGLの日本語訳作成 ●BGLの説明会開催:1回 ●出前セミナー:1回 					<ul style="list-style-type: none"> ●CBD 第6回締約国会議(COP6)(ハーグ・オランダ、2002年4月) <ul style="list-style-type: none"> ➢COP6において UNU/IAS と IGES 主催のサイドイベント「The Bonn Guidelines: Tool Kits for Policy Makers」にスピーカーとして参加 ●遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合(クアラルンプール・マレーシア、2002年10月) ●2010年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合(モントリオール・カナダ、2003年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ペルー ABS 専門家講演会(2002年11月) ●JBA/NITE 国際シンポジウム「生物多様性条約と知的財産権—医薬品・化粧品等ビジネスへのインパクト」(2002年11月) ●JBA・国連大学高等研究所 Joint seminar on ABS(2002年12月) 	<p>モンゴル マレーシア ベトナム インドネシア シンガポール タイ インド</p>	<p>マレーシア・日本 ベトナム・日本</p>
15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ●BGL 普及のオープンセミナー開催:4回 ●出前セミナー:1回 ●国内での招待講演 5回 			<ul style="list-style-type: none"> ●ABS 専用ウェブサイトの開設 ●ABS に関する各国の国内法、国際地域協定、国際ガイドライン等の資料集作成 	第1回調査	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD第2回Ad hocアクセスと利益配分作業部会(ABS-WG2)(モントリオール・カナダ、2003年12月) <ul style="list-style-type: none"> ABS-WG2 において UNU/IAS 主催のサイドイベント「User Measures」で公演 ●CBD 第3回 Ad hoc 第8条(j)作業部会(8j-WG3)(モントリオール・カナダ、2003年12月) ●COP7(クアラルンプール・マレーシア、2004年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性条約は遺伝資源アクセス規制と商業化をいかに両立させるのか?(2003年9月) ●東南アジアワークショップ「貿易、バイオテクノロジーと持続可能な開発」(2004年1月) 	<p>インドネシア シンガポール ベトナム</p>	<p>タイ・日本 日本・ベトナム 日本・モンゴル</p>

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤の整備					(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	ボン・ガイドライン(BGL)	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」	遺 伝 資 源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源 国 情 報の発信	海外遺伝資源利用に関するアンケート調査	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2 国間ワークショップ及び 2 国間会合等の開催
16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ●BGL 普及のオープンセミナーの開催:3 回 ●出前セミナー:1 回 	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の作成 (2005 年 3 月公表)		ウェブ・サイト更新		<ul style="list-style-type: none"> ●ABS-WG3 (ハンコク・タイ、2005 年 2 月) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ABS-WG3 において、JBA-国連大学高等研究所共催サイトイベント「Results of the International symposium: ABS, experience, lessons learned and future vision」開催 ➢ ABS-WG3 において、日本の「遺伝資源へのアクセス手引」の英文抜粋版を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界知的所有権機関(WIPO)専門家を囲むインフォーマルセミナー「特許出願・原産国開示・伝統的知識に関する現状(2004 年 8 月)」 ●遺伝資源アクセスと利益配分: 各国の経験、教訓、将来ビジョンー医薬、化粧品、バイオビジネス業界のための最前線情報ー(2004 年 10 月) ●横浜ラウンドテーブル「公正かつ衡平な利益配分に向けてー生物多様性条約の下にボン・ガイドラインの効果的な実施のための手段」(2005 年 3 月) 	モンゴル ベトナム イギリス フランス スイス	オーストラリア・日本 ミャンマー・日本 日本・インドネシア
17 (2005)	<p>日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「遺伝資源へのアクセス手引」の普及のためのオープンセミナーの開催:6 回 ●BioJapan 2005 シンポジウム「原産国開示の義務化はバイオビジネス戦略を変える」開催(2005 年 9 月) ●出前セミナー:1 回 ●日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の英語版作成(2006 年 2 月公表) 		●相談窓口の開設 ●相談件数: 25 件	ウェブ・サイト更新	第 2 回調査	<ul style="list-style-type: none"> ●8j-WG4 (グラナダ・スペイン、2006 年 1 月) ●ABS-WG4 (グラナダ・スペイン、2006 年 1 月) ●COP8 (クリチバ・ブラジル、2006 年 3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外遺伝資源アクセス: 日米欧企業とアジア資源国の取組の最前線(2005 年 10 月) ●横浜ラウンドテーブル「生物多様性条約の目的の遵守を推進するためのアクセスと利益配分の統治」(2006 年 2 月) 	インドネシア オーストラリア	日本・インドネシア 日本・ベトナム

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤の整備			(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情報の発信	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2 国間ワークショップ及び 2 国間会合等の開催
18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 「遺伝資源へのアクセス手引」の普及: 大学TLO 知財関係者向けオープンセミナーの開催:4 回 BioJapan 2006 シンポジウム「生物資源とバイオベンチャー」開催(2006 年 9 月) 出前セミナー:1 回 	相談件数: 25 件	ウェブ・サイト更新	<ul style="list-style-type: none"> 原産地/出所/法的由来の国際的認証に関する技術専門家会合(リマ・ペルー、2006 年 1 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な認証システムに関する情報交換会(2006 年 10 月) 東京ハイレベル専門家会合ーABS 問題への取組(2007 年 2 月) 横浜ラウンドテーブル「遺伝資源へのアクセスと利益配分の推進における生物資源探査の役割」(2007 年 3 月) 	ベトナム オーストラリア タイ マレーシア ニュージーランド	日本・インドネシア 日本・中国 日本・ネパール 日本・オーストラリア 日本・モンゴル 日本・インド 日本・ブータン
19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> CBD、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及、海外遺伝資源国の規制措置に関する情報提供のためのセミナー等の開催:3 回 BioJapan 2007 「アジアの生物資源戦略ー巨竜・中国及び巨象・インドと日本の共栄のシナリオ」開催(2007 年 9 月) 2008 年日本農芸化学会大会シンポジウム「生物遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる国際動向:我が国の企業・大学における生物資源を用いる研究は大丈夫か」開催(2008 年 3 月) 海外での招待講演:3 回(インドネシア、中国、インド) 国連大学高等研究所との共同研究「ABS 事例研究」開始 	相談件数: 34 件	ウェブ・サイト更新	<ul style="list-style-type: none"> ABS-WG5(モントリオール・カナダ、2007 年 10 月) 8j-WG5(モントリオール・カナダ、2007 年 10 月) ABS-WG6(ジュネーブ・スイス、2008 年 1 月) <p>➤ ABS-WG6 において、サイトイベント「Priorities in discussions on a certificate」開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクセスと利益配分・国際的制度の主要要素に関する情報交換会(2007 年 11 月) 国際ワークショップ「遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施におけるインドの経験」(2007 年 12 月) 横浜ラウンドテーブル「ブラジルにおけるアクセスと利益配分措置の実施」(2008 年 2 月) 	中国 インドネシア インド ドイツ ベルギー	

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤整備			(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情報の発信	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2 国間ワークショップ及び 2 国間会合等の開催
20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連大学高等研究所との共同研究「ABS Case Study」(英文)発表 ●CBD、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及、海外遺伝資源国の規制措置に関する情報提供のためのセミナー等の開催:3 回 ●BioJapan シンポジウム「健康食品と生物多様性条約」開催(2008 年 10 月) ●出前セミナー:4 回 	相談件数: 57 件	<ul style="list-style-type: none"> ●英語版ウェブ・サイトの作成 ●ウェブ・サイトの改良、階層の再構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●COP9(ボン・ドイ、2008 年 5 月) ●技術専門家会合(ウイントフック・ナミビア、2008 年 12 月) ●技術専門家会合(東京、2009 年 1 月) ●ABS-WG7(パリ・フランス、2009 年 3-4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●非公式国際ワークショップ東京「法律専門家非公式会合ーABS 遵守問題への取組」(2008 年 9 月) ●海外コンサルタントの講演会及び意見交換会(2008 年 10 月) ●国際ワークショップ「ABS の議題を前進させるために: 分野別アプローチについて得た事例と教訓」(2008 年 11 月) ●海外コンサルタントの講演会及び意見交換会(2009 年 1 月) 	ベトナム ベルギー イタリア タイ マレーシア インドネシア インド	日本・インド 日本・カンボジア
21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ●CBD、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及、海外遺伝資源国の規制措置に関する情報提供のためのセミナー、シンポジウム等の開催:5 回 ●国内での招待講演:2 回 ●出前セミナー:5 回 ●海外での招待講演:1 回(北京) ●広報ツール小冊子「もう一つの生物「多様性のおはなしーwin win な関係ー」の作成・配布 <p>【その他】 CBD/ABS に関する国際的制度の在り方に対する日本のバイオ産業界の意見をとりまとめ、関係省庁に発信(2009 年 10 月)</p>	相談件数: 74 件	ウェブ・サイト更新	<ul style="list-style-type: none"> ●「伝統的知識と関連する生物資源の利益配分と文書化」ワークショップ(北京・中国、2009 年 9 月) ●8j-WG6(モントリオール・カナダ、2009 年 11 月) ●ABS-WG8(モントリオール・カナダ、2009 年 11 月) ●ジャカルタ会合(CBD 事務局主催):ABS ビジネス及び科学対話(ジャカルタ・インドネシア、2009 年 12 月) ●アクセスと利益配分に関するアジア地域協議(シエムリアップ・カンボジア、2009 年 12 月) ●ABS-WG9(カ・コロンビア、2010 年 3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●スペイン政府法律顧問の講演会及び意見交換(2009 年 10 月) ●海外コンサルタントの講演会及び意見交換会(2009 年 12 月) ●国際ワークショップ「アクセスと利益配分に関する国際レゾーム」(2010 年 3 月) 	中国 カナダ	日本・ベトナム

平成 年度 (西暦)	(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤整備			(2) 国際動向の実態把握		(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援	
	日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及	遺伝資源へのアクセス相談窓口	海外遺伝資源国情報の発信	生物多様性条約(CBD)関連会合への参加	国際シンポジウム等の開催	海外現地調査	2 国間ワークショップ及び 2 国間会合等の開催
22 (2010)	<p>ー特に COP10 に関する活動ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オープンセミナー、シンポジウム開催:5 回 ●BioJapan 2010 シンポジウム「生物多様性条約と企業戦略」開催(2010 年 10 月) ●国内での招待講演:7 回 ●メディア対象説明会:3 回 ●出前セミナー:7 回 ●海外での招待講演:2 回(北京、ソウル) <p>【その他】 CBD/ABS に関する「コロンビア・カ合会の議定書案(議長テキスト)」に対する日本のバイオ産業界の意見をとりまとめ、関係省庁に発信(2010 年 6 月)</p>	相談件数: 100 件	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブ・サイト更新 ●名古屋議定書 JBA 日本語訳をウェブ・サイトに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●再開 ABS-WG9(モントリオール・カナダ、2009 年 7 月) ●地域間交渉グループ会合(モントリオール・カナダ、2010 年 9 月) ●地域間交渉グループ再開会合(名古屋、2010 年 10 月) ●再々開 ABS-WG9(名古屋、2010 年 10 月) ●COP10(名古屋、2010 年 10 月) ●名古屋議定書に関する国際諮問会議(チェンナイ・インド、2011 年 2 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●COP10 サイドイベント(NITE と共催) 「ABS に関する日本の経験」(2010 年 10 月) 	中国 韓国	日本・中国

2. 事業の詳細（平成14-22年度（2002-2011年））

(1) アクセス実施に必要な国内の制度・基盤整備

① ボン・ガイドライン(BGL)の普及セミナー(2002-2005年)

開催日	後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成14年 7月17日 (2002年)		JBA会議室 (東京)	生物多様性条約とBGL	<ul style="list-style-type: none"> ● BGLの英文原文に基づき事務局草稿訳を作成 ● BGLに至るまでの経緯、BGLの内容を解説し、出席者からのコメントを求めた 	炭田精造	JBA
平成15年 6月19日 (2003年)	経済産業省生物化学産業課	東京国際フォーラム (東京)	生物多様性条約とBGL	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物資源利用に関する新たな国際的ルールへの策定—最新の動向と我が国の政策— ● BGLと生物資源アクセスの実際 ● NITE生物資源センターと生物資源アクセス 	亀井明紀 炭田精造 原山重明	経済産業省(METI) JBA 製品評価技術基盤機構(NITE)
平成15年 11月14日 (2003年)		JBA会議室 (東京)	生物資源へのアクセスと利益配分の国際交渉に対する我が国産業界からの意見	● ABS Ad hoc 会合(モントリオール)における我が国の基本的ポジションについて	長尾勝昭	METI
平成16年 1月16日 (2004年)	特定非営利活動法人北海道バイオ産業振興協会(HOBIA)	ホテルポールスター札幌 (札幌市)	生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール—BGLと最新の動向—	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 ● 生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール 	炭田精造 安藤勝彦	JBA JBA
平成16年 1月30日 (2004年)	特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議、大阪大学生物工学国際交流センター	大阪国際交流センター (大阪市)	生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール—BGLと最新の動向—	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 ● 生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール 	炭田精造 安藤勝彦	JBA JBA
平成16年 7月8日 (2004年)	NPO バイオものづくり中部、名古屋大学大学院生命農学研究科	ホテルグランドコート名古屋 (名古屋市)	生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオ分野における知的財産権の南北問題 ● 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 ● 生物資源へのアクセスと利益配分の国際的ルール 	武田 穰 炭田精造 安藤勝彦	名古屋大学 JBA NITE
平成16年 12月3日 (2004年)		八重洲博多ビルホール (福岡市)	生物資源へのアクセスと利益配分の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● Introduction ● 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する我が国の政策の動向について ● 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 ● 生物資源へのアクセスと利益配分の国際的ルール 	最首太郎 嶋野武志 炭田精造 安藤勝彦	水産大学校 長崎大学 JBA NITE

開催日	後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 3 月 8 日 (2005 年)		ハレス宮城野 (仙台市)	生物資源へのアクセスと利益配分の 国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する我が国の政策の動向について 生物資源をめぐる国際動向と今後の課題 生物資源へのアクセスと利益配分の国際的ルール 	嶋野武志 炭田精造 安藤勝彦	長崎大学 JBA NITE

② 日本版「遺伝資源へのアクセス手引」の普及セミナー(2005 - 2011 年)

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 5 月 20 日 (2005 年)		如水会館 (東京)	遺伝資源へのアクセスにかかる手 引について	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について 遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	河内幸男 長尾勝昭 炭田精造	METI METI JBA
平成 17 年 6 月 24 日 (2005 年)	NPO 近畿バイオインダス トリ振興会議後援	大阪科学技 術センタービ ル(大阪市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手 引について	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について 遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	河内幸男 炭田精造 渡辺順子	METI JBA JBA
平成 17 年 7 月 15 日 (2005 年)	NPO バイオものづくり 中部後援	中部経済産 業局庁舎 (名古屋市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手 引について	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について 遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	前田 淳 炭田精造 渡辺順子	METI JBA JBA
平成 17 年 9 月 7 日 (2005 年)		パシフィック横浜、 (横浜市)	BioJapan 2005 シンポジウム「原産国 開示の義務化はバイオビジネス戦略 を変える」開催	<ul style="list-style-type: none"> 海外遺伝資源を用いた発明の特許出願：原産国開示の義務化の議論とビジネス戦略 Discussion of Origin or Source of Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge in Patent Applications – An Analysis of the Proposal of EC and its Member States to WIPO 産業界の視点 バイオ特許をめぐる攻防：生物探査かバイオパイレーシーか 	炭田精造 JOSEPF Straus 大野彰夫 田上麻衣子	JBA Max Planck Institute 三共株 東海大学
平成 17 年 9 月 16 日 (2005 年)	特定非営利活動法人 北海道バイオ産業振興 協会(HOBIA)共催	ホテルホールスタ ー札幌 (札幌市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手 引について	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について 遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 遺伝資源へのアクセスとアグリ事業 	前田 淳 炭田精造 渡辺順子 富田房男	METI JBA JBA HOBIA
平成 17 年 11 月 18 日 (2005 年)		中国経済産 業局 (広島市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手 引について	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について 遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	炭田精造 藪崎義康 渡辺順子	JBA JBA JBA
平成 17 年 12 月 16 日 (2005 年)		九州経済産 業局 (福岡市)	遺伝資源へのアクセスにかかる手 引について	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる我が国の政策について 遺伝資源へのアクセスの手引に関する説明 遺伝資源アクセスを支援するための JBA の活動について 	炭田精造 藪崎義康 渡辺順子	JBA JBA JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成18年 8月25日 (2006年)	有限責任中間法人 大学技術移転協議会	東京大学山 上会館 (東京)	海外の遺伝資源を研究に利用 する際の国際ルール—大学の研究 者・知財関係者のために—	<ul style="list-style-type: none"> ● Introduction ● 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 ● 研究者を支援するための JBA の活動について ● 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	前田 淳 炭田精造 渡辺順子 安藤勝彦	METI JBA JBA NITE
平成18年 9月15日 (2006年)		大阪国際会 議場 (大阪市)	BioJapan 2006 シンポジウム「生物 資源とバイオベンチャー」開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 欧米及び我が国における天然物創薬の動向 ● マレーシアにおける生物資源探索ビジネス 	奥田 徹 発 正浩	玉川大学 ニムラ・ジェネティ ック・ソリューション ズ JBA
平成18年 10月12日 (2006年)	有限責任中間法人 大学技術移転協議会、 大阪大学先端科学イ ノベーションセンター、大阪 大学知的財産本部	大阪大学先 端科学イノ ベーションセンター、大阪 大学知的財産本部 (大阪市)	海外の遺伝資源を研究に利用 する際の国際ルール—大学の研究 者・知財関係者のために—	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 ● 研究者を支援するための JBA の活動について ● 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	炭田精造 渡辺順子 安藤勝彦	JBA JBA NITE
平成18年 11月15日 (2006年)	有限責任中間法人 大学技術移転協議会、 北海道大学知的財産 本部	北海道大学 百年記念会 館 (札幌市)	海外の遺伝資源を研究に利用 する際の国際ルール—大学の研究 者・知財関係者のために—	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 ● 研究者を支援するための JBA の活動について ● 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	炭田精造 渡辺順子 安藤勝彦	JBA JBA NITE
平成18年 12月5日 (2006年)	有限責任中間法人 大学技術移転協議会、 九州大学知的財産本 部、九州大学農学研 究院有体管理センター	九州大学国 際ホール (福岡市)	海外の遺伝資源を研究に利用 する際の国際ルール—大学の研究 者・知財関係者のために—	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 ● 研究者を支援するための JBA の活動について ● 我が国公的機関による海外機関との共同研究の事例 	藪崎義康 渡辺順子 安藤勝彦	JBA JBA NITE
平成19年 9月21日 (2007年)		パシフィコ横浜 (横浜市)	BioJapan 2007「アジアの生物資源 戦略—巨竜・中国及び巨象・インド と日本の共栄のシナリオ—」	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国・インドと連携して目指す我が国バイオ産業の発展 ● 中国の生薬事情—薬用資源植物の調査研究から ● インドの研究開発の視座から—CSIR のケース中心に— 	八山幸司 小松かつ子 山名美加	METI 富山大学 大阪工業大 学大学院
平成20年 2月27日 (2008年)	(財)知的財産研究所	(財)知的財産 研究所会 議室 (東京)	遺伝資源アクセスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源アクセスに係る国際交渉と我が国の施策について ● 遺伝資源等をめぐる知財問題の論点と課題 ● 海外遺伝資源の利用者に対するバイオインダストリー協会の支援活動 	西嶋英樹 田上麻衣子 藪崎義康	METI 東海大学 JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成20年 3月28日 (2008年)		名城大学天 白キャンパス (名古屋市)	日本農芸化学会2008年度大会シ ンポジウム 「生物遺伝資源アクセスと利益配分 をめぐる国際動向:我が国の企 業・大学における生物資源を用 いる研究は大丈夫か」	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源アクセスに係る国際交渉と我が国の施策(カルタヘナ法もから めて) ● バイオインダストリー協会による生物遺伝資源利用者の支援活動 ● NITEの海外微生物探索 ● 大学における遺伝資源の管理とその活用事例 ● 熱帯の微生物資源探索に関するマレーシアとの共同研究 	西嶋英樹 炭田精造 安藤勝彦 深見克哉 永井浩二	METI JBA NITE 九州大学 アステラス製薬 (株)
平成20年 10月15日 (2008年)		パシフィック横浜 (横浜市)	BioJapan シンポジウム「健康食品と 生物多様性条約」	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康食品素材探索と生物多様性条約 ● 国内自給率向上を目指した薬用植物の大規模機械化栽培研究 	森岡 一 柴田敏郎	味の素(株) 医薬基盤研 究所
平成20年 11月13日 (2008年)	富山大学知的クラスター 創成事業(第II期)広 域化プログラム	富山県民会 館 (富山市)	海外の遺伝資源を研究に利用す る際の国際ルールー大学の研究 者・知財関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引 ● 研究者を支援するためのJBAの活動について ● 薬用植物分野における海外機関との共同研究の事例 ● 微生物分野における海外機関との共同研究の事例 	炭田精造 藪崎義康 小松かつ子 安藤勝彦	JBA JBA 富山大学 NITE
平成20年 12月5日 (2008年)	JBA・名古屋市立大学 主催	名古屋市立 大学病院 (名古屋市)	COP10 パートナー事業 衣食住から考える企業と生物多 様性	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然物創薬:生物多様性からのヒント ● 作物遺伝資源の管理と参加型開発ー農の世界の視点からー ● 生物多様性条約 COP10 名古屋に向けて:遺伝資源アクセスと利益 配分(ABS)の国際ルール 	奥田 徹 西川芳昭 炭田精造	玉川大学 エデュケーショナ ル サポートセンタ ー JBA
平成21年 2月3日 (2009年)		TKP 日本橋ビ ジネスセンター (東京)	生物多様性条約 COP10 名古屋に 向けた最新状況と海外の遺伝資 源へアクセスする際の国際ルールー研 究者と企業等の関係者のためにー	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物資源へのアクセスと ABS の議論について ● 遵守に関する基本解釈と国際議論の最新状況ー専門家会合(東 京)の報告 ● COP10 の国際交渉に向けての世界の産業界の意見 ● 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	作田竜一 磯崎博司 炭田精造 藪崎義康	METI 明治学院大 学 JBA JBA
平成21年 7月22日 (2009年)		JBA 会議室 (東京)	生物多様性条約 COP10 名古屋に 向けた最新状況と海外の遺伝資 源へアクセスする際の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性条約と ABS の議論について ● 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	作田竜一 藪崎義康	METI JBA
平成21年 10月16日 (2009年)		アクロス福岡 (福岡市)	生物多様性条約 COP10 名古屋に 向けた最新状況と海外の遺伝資 源へアクセスする際の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性条約と ABS の議論の現状 ● 大学における遺伝資源(海外由来を含む)の管理と海外戦略 ● 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	炭田精造 深見克哉 藪崎義康	JBA 九州大学 JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 21 年 10 月 23 日 (2009 年)	関西学院大学総合政策学部メディア情報学科、甲南大学フロンティア研究推進機構、関西大学法学研究所インド・南アフリカ財産的情報研究班	関西学院大学大阪梅田キャンパス (大阪市)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● アフリカにおける遺伝資源活用の可能性ー南アフリカの事例を中心に ● 生物多様性条約と ABS の議論の現状 ● 製品評価技術基盤機構(NITE)におけるアジア各国との微生物探索に関する共同研究について ● 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	M. L. Shrestha 炭田精造 須藤 学 藪崎義康	甲南大学 JBA NITE JBA
平成 21 年 12 月 15 日 (2009 年)		大手町サンスカイルーム (東京)	生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況	<ul style="list-style-type: none"> ● ABS 国際交渉の最新動向ー第 8 回 ABS 作業部会報告 ● 第 6 回生物多様性条約第 8 条 j 項(伝統的知識)作業部会報告 ● 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	炭田精造 田上麻衣子 藪崎義康	JBA 東海大学 JBA
平成 22 年 1 月 26 日 (2010 年)		京王プラザホテル (東京)	ABS の ABCーよくわかる生物多様性条約ー	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法制度 ● 生物遺伝資源と経済的価値 ● これまでの経緯と最新情報 ● 生物多様性条約と伝統的知識について ● 大学における生物資源の取り扱いと課題 ● 遺伝資源の産業利用のための NITE の役割 ● 食品企業における海外遺伝資源へのアクセスと利用について ● 製薬産業における遺伝資源利用の実例 	磯崎博司 渡邊幹彦 炭田精造 田上麻衣子 武田 稷 安藤勝彦 安田源太郎 渡辺裕二	明治学院大学 名古屋大学 JBA 東海大学 名古屋大学 NITE カルピス(株) アステラス製薬(株)
平成 22 年 4 月 22 日 (2010 年)		JBA 会議室 (東京)	COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況: 報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ABS 国際交渉の最新動向ー第 9 回 ABS 作業部会報告 ● 海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報と JBA の支援 	炭田精造 渡辺順子	JBA JBA
平成 22 年 5 月 29 日 (2010 年)	日本菌学会	玉川大学 (東京)	日本菌学会第 54 回特別シンポジウム「大学研究者とアマチュアのための生物多様性条約～2010 年名古屋 COP10 をこらんで」	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性条約ー特に ABS に関してー ● 大学における海外の遺伝資源の管理と活用 ● 生物多様性条約と海外微生物探索 	炭田精造 深見克哉 安藤勝彦	JBA 九州大学 NITE
平成 22 年 7 月 27 日 (2010 年)		鉄鋼会館 (東京)	COP10 名古屋に向けた ABS 国際交渉の最新状況ーモニター報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ABS 国際交渉の最新動向ー第 9 回 ABS 再開作業部会報告 ● ABS 国際的制度の法的論点と課題 ● 海外遺伝資源利用の際のアクセス情報と JBA の支援活動 	炭田精造 磯崎博司 藪崎義康	JBA 上智大学 JBA
平成 22 年 8 月 27 日 (2010 年)		学術総合センター (東京)	CBD/ABS シンポジウム「生物多様性条約交渉の現場から」	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性条約交渉とその歴史的背景 ● 生物資源戦略と実践ー生物多様性条約の時代を迎えて ● 生物多様性条約における ABS の議論と我が国の対応 	高倉成男 石川不二夫 炭田精造	明治大学 JBA JBA

開催日	共催、後援	開催場所	名称	演題	演者	所属
平成 22 年 10 月 1 日 (2010 年)		パシフィコ横浜 BioJapan 展 示会ホール内セ ミナー会場 (横浜市)	生物多様性条約と企業戦略	モデレーター <ul style="list-style-type: none"> 経団連自然保護協議会の生物多様性保全活動 食品企業における海外遺伝資源の利用 大学における遺伝資源の取り扱いと産学連携 	谷田部雅嗣 石原 博 安田源太郎 深見克哉	NHK 経団連自然 保護協議会 カルピス㈱ 九州大学
平成 23 年 2 月 22 日 (2011 年)	九州大学有体物管理 センター主催、JBA 共催	九州大学医 学部百年講 堂 (福岡市)	どうする、生物資源！ 大学における管理と活用の今後 －生物多様性条約・名古屋議定 書採択を受けて－	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約 COP10 の結果概要について ABS 名古屋議定書は何を定めているのか 遺伝資源アケサの基本事項と JBA の支援活動 ABS の研究活動への影響について 大学における研究と海外生物資源に関する課題 	岡田正孝 磯崎博司 藪崎義康 田中一成 深見克哉	METI 上智大学 JBA 文科省 九州大学

(2) 国際動向の実態把握

国際シンポジウム等の開催(2002 - 2010 年)

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 14 年 11 月 13 日 (2002 年)	ペルー ABS 専門家講演会 (JBA 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ペルーの伝統的知識保護制度のあり方、知的財産権と伝統的知識—特にペルーでの米国企業との交渉の例について— 	B. Tobin	Asociacion para la Defensa de los Derechos Naturales, Peru
平成 14 年 11 月 14 日 (2002 年)	JBA/NITE 国際シンポジウム「生物多様性条約と知的財産権—医薬品・化粧品等ビジネスへのインパクト—」 (JBA 主催、NITE 協賛) (東京赤坂プリンスホテル、東京)	<ul style="list-style-type: none"> Setting the Scene: 知的財産権と伝統的知識 伝統的知識保護のための国際的制度に向けて 薬用植物に関する伝統的知識の保護—タイ国の視点 知的財産権と利益配分措置の実施—イリノイ大学—ベトナム—ラオス間の米国 NIH プロジェクト(ICBG)の経験 化粧品ビジネスにおける天然物 伝統的医薬ビジネスにおける天然物 	山名美加 B. Tobin Tanit Changthavorn D. Soejarto	(財)国際高等研究所 自然権保護協会、ペルー BIOTEC、タイ イリノイ大学、米国
平成 14 年 12 月 16 日 (2002 年)	JBA・国連大学高等研究所 (UNU/IAS) Joint Seminar on ABS (JBA 会議室)	<ul style="list-style-type: none"> Opening remarks Traditional Knowledge in the Pantanal Region in Brazil and Potential Usage in Modern Medicine Equitable Sharing of Benefits Arising from Utilization of Genetic Resources in Brazil Access and Benefit sharing in Brazil 	磯崎博司 Paulo Teixeira Sergio Peña-Neira Sofia R. Hirakuri	岩手大学 Federal University of Mato Grosso-UFMT, Brazil UNU/IAS UNU/IAS
平成 15 年 9 月 30 日 (2003 年)	生物多様性条約は遺伝資源アクセス規制と商業化をいかに両立させるのか？ (JBA 主催、UNU/IAS 共催) (国連大学ウタクト・ホール、東京)	<ul style="list-style-type: none"> 基調講演: 生物多様性条約はどのように採択されたのか、そして、どこへ向かうのか？ Setting the Scene—遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際動向 天然物リードへのアクセスと利益配分戦略—医薬品業界の視点 遺伝資源の商業的利用—米国イエローストーン国立公園の事例 遺伝資源へのアクセスと利益配分政策—マレーシアの視点 R&D 振興と両立する生物多様性国内法の制定 欧州におけるアクセスと利益配分政策の動向—知的財産権からの視点 遺伝資源へのアクセス問題に対する欧米産業界の見解 	V. Sanchez 磯崎博司 A. Buss J. Varley M. B. Osman G. Burton J. Straus T. Jacob	刊商業会議所、元刊国大使、刊 岩手大学 MerLion Pharma、シンガポール イエローストーン国立公園、米国 マレーシア国民大学、マレーシア 環境・遺産省、オーストラリア マックスプランク研究所、ドイツ 国際商業会議所アクセススクワース議長、デュボン、米国

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 16 年 1 月 12～14 日 (2004 年)	東南アジアワークショップ 「貿易、バイオテクノロジーと持続 可能な開発」 (UNU/IAS・JBA・ASEAN Secretariat・ベトナム天然資源環 境省・ベトナム環境保護局 共 催) (Horison Hotel、ハノイ・ベトナム)	<ul style="list-style-type: none"> • Key Note Speech: The Need for Capacity Building in Emerging Issues of Science and Technology • Trade Dispute Surrounding Beef Hormone Case and GM Food • Biotechnology Transfer to Developing Countries: Cases in Southeast Asian Countries • Country Report • The Biosafety Protocol and Developing Countries • Introduction to Problems and Issues between Cartagena Protocol on Biosafety, SPS and the Codex Alimentarius • Country Report • The Future of Biotechnology and Developing Countries • Bioindustry Development and CBD – Japan’s Country Report • Country Report • Managing Risk in the ASEAN Context • Labelling, Biosafety and Trade • Country Report • TRIPs and the Emerging International Rules on the Commercialization of Genetic Resources: The FAO International Treaty and the CBD • WIPO and CBD Approaches to the Protection of Traditional Knowledge • Country Report 	<p>M.G.K. Menon</p> <p>D. M. Supperamiam 渡邊和男</p> <p>R. Letchumanan W. B. Chambers</p> <p>A. Sasson 炭田精造、安藤勝彦</p> <p>F. C. Low S. Johnston</p> <p>W. B. Chambers</p> <p>A. Kambu</p>	<p>UNU/IAS</p> <p>WTO、マレーシア 筑波大学</p> <p>ブルネイ、カンボジア ASEAN Secretariat UNU/IAS</p> <p>インドネシア、ラオス UNESCO JBA</p> <p>マレーシア、ミャンマー 科学技術環境省、マレーシア UNU/IAS</p> <p>フィリピン、シンガポール UNU/IAS</p> <p>UNU/IAS タイ、ベトナム</p>
平成 16 年 8 月 31 日 (2004 年)	世界的な所有権機関(WIPO) 専門家を囲むインフォーマルセミ ナー (鉄鋼会館、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • 特許出願・原産国開示・伝統的知識に関する現状 	S. Bhatti	WIPO、スイス
平成 16 年 10 月 29 日 (2004 年)	遺伝資源アクセスと利益配分: 各 国の経験、教訓、将来ビジョン ー医薬、化粧品、バイオビジネス 業界のための最前線情報ー (JBA 主催、UNU/IAS 共催) (東京プリンスホテル、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • Setting the Scene • マレーシアと日本との生物資源アクセスと利益配分の経験 • インドネシアと日本との生物資源アクセスと利益配分の経験 • オーストラリアの海洋生物資源へのアクセスと利益配分の経験 • 化粧品ビジネスにおける原料へのアクセスと利益配分 • フィリピンの生物資源へのアクセスー大統領令以降の動向 • タイの生物資源へのアクセスー生物多様性条約加盟(2003 年)後の動向 • 酵素ビジネスにおける生物資源の利用と利益配分における経験 	<p>磯崎博司</p> <p>S. Johnston</p> <p>Baskaran Krishnapillay</p> <p>Amin Soebandrio</p> <p>E. Illidge</p> <p>D. Hircock</p> <p>Jose Maria Ochave</p> <p>Jade Donovanik</p> <p>A. Bergman</p>	<p>明治学院大学 UNU/IAS</p> <p>マレーシア国立森林研究所</p> <p>インドネシア研究技術省</p> <p>オーストラリア国立海洋科学研究所</p> <p>Aveda 社、米国</p> <p>弁護士、フィリピン政府顧問</p> <p>弁護士、タイ政府顧問</p> <p>ノボザイム・ジャパン(株)</p>

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 2 月 16 日 (2005 年)	ABS-WG3 サイトイベント: Results of the International Symposium: ABS, Experience, Lessons Learned and Future Vision (JBA、UNU/IAS 共催) (バンコク・タイ)	Co-chairs <ul style="list-style-type: none"> • Symposium results • ABS experience of NITE Panelists Closing remarks	A. Zakri 炭田精造 S. Johnston 安藤勝彦 磯崎博司	UNU/IAS JBA UNU/IAS NITE タイ、マレーシア、オーストラリア 明治学院大学
平成 17 年 3 月 11 日 (2005 年)	横浜ラウンドテーブル「公正かつ 衡平な利益配分に向けてー 生物多様性条約の下に BGL の効果的な実施のための手 段」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> • 原産国証明書の経済的論理 • WIPO 内部における原産国表示の最近の議論 • 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する日本の新しい手引 	Jose Carlos Fernandez A. Taubman 長尾勝昭	キシコ国立生態学研究所 WIPO、スイス METI
平成 17 年 10 月 28 日 (2005 年)	海外遺伝資源アクセス:日米欧 企業とアジア資源国の取組の 最前線 (JBA 主催、UNU/IAS 共催) (東京プリンスホテル、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源の利用と利益配分における産業界の事例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製薬業界の事例 ➢ 酵素業界の事例 ➢ 米国産業界の事例 特別講演「中国における遺伝資源アクセスの現状」 <ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源アクセスと利益配分にかかわる資源国の取組 <ul style="list-style-type: none"> ➢ インドネシアの事例 ➢ タイの事例 ➢ マレーシアの事例 ➢ フィリピンの事例 	鈴木賢一 L. Lange L. Feisee 張 新軍 Sugiono Moeljopawiro Banpot Naponpeth Eileen Yen Ee Lee Manuel Bravo	アステラス製薬㈱ Novozymes、デンマーク Biotechnology Industry Organization (BIO)、米国 清華大学、中国 インドネシア農業省 カセサート大学、タイ サラワク生物多様性センター、マレーシア フィリピン環境天然資源省
平成 18 年 2 月 16 日 (2006 年)	横浜ラウンドテーブル「生物多様 性条約の目的の遵守を推進 するためのアクセスと利益配分 の統治」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> • スイス版の「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する管理ソール」 • アクセスと利益配分における能力構築と遵守の確保 • 日本の遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する手引 	G Greene S. Johnston 前田 淳	Stratos Inc、カナダ UNU/IAS、横浜 METI

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 18 年 10 月 4 日 (2006 年)	国際的な認証システムに関する 情報交換会 (鉄鋼会館・東京)	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な認証システムについて 遺伝資源及び関連する伝統的知識への無許可のアクセス及び不正利用に関するクレームの分析 	T. Young	トーマング環境コンサルティング (前 IUCN 環境法センター法律家)
平成 19 年 2 月 8、9 日 (2007 年)	東京ハイレベル専門家会合－ ABS 問題への取組 (グランドホテル・東京、東京)	<p><u>Session 1: ABS Challenges in National and International Policy</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Overview on ABS Issues Implementation of ABS Provisions: A Japanese Perspective An Australian Perspective: Its All about Understanding Risk <p>• A Swiss Perspective addressing the elaboration of an international regime on Access and Benefit Sharing</p> <p>• Access to Genetic Resources and Benefit sharing: Canadian Perspectives</p> <p><u>Session 2: ABS Challenges for Research Institutions</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Claims without Boundaries: Can We Define Genetic Resources and Stop the Bleeding? Access and Benefit Sharing: A Public Service Collection Perspective National Biological Resource Centers: The Principle and Roles for Microbiology Community <p><u>Session 3: ABS Challenges for Users</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Micro-organisms Sustainable use and Access management Integrated Conveyance System CBD and ABS: from scientific needs to public perceptions – road models for the Pharmaceutical Industry Access and Benefit Sharing Regime; considerations of the seed industry <p><u>Session 4: ABS Challenges in Economics, Equity and Other Aspects</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Economic Aspects of ABS – The Ways to Optimize the Benefits Equity and Motivation: Practical Building Blocks for a Fair and Functional ABS Regime <p><u>Session 5: General Discussion</u></p>	磯崎博司 炭田精造 G Burton R. Lamb A. Seel L. Hirsch D. Smith 鈴木健一朗 P. Desmeth T. Henkel Anke van den Hurk 渡邊幹彦 T. Young	明治学院大学 JBA Jean Shannon and Associates, Australia Federal Office for the Environment, Switzerland Environment Canada Smithsonian Institution, U. S. A CABI Bioscience UK Centre, U. K. NITE BCCM, Belgium InterMed Discovery, Germany Plantum NL, The Netherlands ㈱日本総合研究所 Consultant, International and Environmental Law and Policy

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 19 年 3 月 1 日 (2007 年)	横浜ラウンドテーブル「遺伝資源へのアクセスと利益配分の推進における生物資源探査の役割」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> Emerging Issues in Bioprospecting: Lessons for ABS Current Status of Natural Product Drug Discovery in EU/US and Japan Traditional Knowledge based Bioprospecting for Health and Livelihood Security of Communities: Innovative Participatory Methods and Models Bioprospecting, Access to Genetic Resources and Benefit Sharing Role of Bioprospecting in furthering ABS: Issues, Concerns and Prospects in Bioprospecting Implementation of ABS Provisions – A Japanese Perspective 	Balakrishna Pisupati 奥田 徹 Padma Venkatasubramaniam Witoon Lianchamroon Alphonse Kambu 炭田精造	UNU/IAS、横浜 玉川大学学術研究所 Foundation for Revitalisation of Local Health Traditions、インド Biodiversity Action Thailand、BIOTHAI、タイ いしかわ国際協力研究機構 JBA
平成 19 年 11 月 28 日 (2007 年)	アクセスと利益配分・国際的制度の主要要素に関する情報交換会 (鉄鋼会館、東京)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者側措置と ABS レジームの機能性 国際的 ABS レジームの要素 	T. Young	トーマン環境コンサルティング (前 IUCN 環境法センター法律家)
平成 19 年 12 月 17、18 日 (2007 年)	国際ワークショップ「遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施におけるインドの経験」 (インド政府環境森林省主催、JBA、UNU/IAS 協賛) (クラリッジホテル、ニューデリー・インド)	<ul style="list-style-type: none"> Access and Benefit Sharing of Genetic Resources – Issues and Challenges from a Global Perspective The International Regime – An Overview Implementing the ABS Provisions - Importance of the International Certificate Historical Overview on Development of ABS Legislation and Protection of Traditional Knowledge in India Biodiversity Act and Rules – Elements and Provisions Implementation of National Biodiversity Act and the Rules – Issues and Experiences Links between Biodiversity Act and Plant Variety Protection Act Japan's ABS Guidelines and Experiences Future Dimensions on ABS Considerations for Traditional Knowledge Linkages in Dealing with ABS Provisions Global Experience with ABS – Emerging Evidence from India and South Africa 	A. H. Zakri B. Pisupati B. Dhar S. Arora S. Kannaiyan K. Venkataraman D. S. Raj Ganesh S. Sumida B. Pisupati V. K. Gupta Sachin Chaturvedi	UNU/IAS UNEP Indian Institute of Foreign Trade Ministry of Environment and Forests National Biodiversity Authority National Biodiversity Authority Protection of Plant Variety and Farmers' Rights Authority JBA UNEP Council of Scientific and Industrial Research Research and Information System for Developing Countries

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 20 年 1 月 22 日 (2008 年)	ABS-WG6 サイドイベント: Priorities in discussions on a certificate (ジュネーブ、スイス)	<ul style="list-style-type: none"> • Japan's Activities to implement ABS • Practicality, Feasibility, and Decision making Processes 	炭田精造 渡邊幹彦	JBA (株)日本総合研究所
平成 20 年 2 月 29 日 (2008 年)	横浜ラウンドテーブル「ブラジルに おけるアクセスと利益配分措置 の実施」 (JBA と UNU/IAS の共催) (UNU/IAS、横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> • Implementation of Access and Benefit Sharing Measures in Brazil • Japan's ABS Guidelines and Experiences • A Comparative Analysis of Brazil and India's ABS Policies 	Tony Gross 炭田精造 S. Subramanian	ブラジル政府環境省、ブラジル JBA UNU/IAS
平成 20 年 9 月 30 日～ 10 月 1 日 (2008 年)	非公式国際ワークショップ東京 「法律専門家非公式会合－ ABS 遵守問題への取組」 (ホテル・オークラ東京ベイ、浦安市)	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Compliance and Enforcement in Japan - Foreign Judgment Recognition – • Compliance with Access and Benefit-Sharing - An EC Perspective • Compliance Mechanisms within the ABS Regime – A Swiss Perspective • Towards Regional Common Pools of Genetic Resources – A View from Academia • Informal Legal Expert Workshop Addressing Access and Benefit Sharing Compliance Issues - A Pharmaceutical Industry Perspective • Informal Legal Expert Workshop Addressing Access and Benefit Sharing Compliance Issues -An International Chamber of Commerce Perspective • ABS Compliance: Legal Issues in the International Regime Negotiations • A U.S Perspective • New Zealand Perspectives • The Convention on Biological Diversity – Getting the Balance Right An Australian Perspective • Building the International ABS on the Basis of Contracts and Contract Law: Critical Issues to be Addressed 	炭田精造 磯崎博司 Mathias Buck Christian Kilchhofer Gerd Winter David Rosenberg Michael D. Hauser Anne Daniel Kathryn Youel Page Warren Waetford Brett Walker Tomme R. Young	JBA 明治学院大学 DG-ENV, European Commission Federal Office for the Environment, Switzerland University of Bremen, Germany IFPMA & GSK International Chamber of Commerce Department of Justice, Canada Department of State, USA Ministry of Foreign Affairs & Trade, New Zealand CSIRO, Australia Consultant, International Environmental Law and Policy
平成 20 年 10 月 24 日 (2008 年)	海外コンサルタントの講演会及び 意見交換会 (JBA 会議室)	Applying Commercial Law and Contracts to ABS—Objectives and Benefits for Users	Tomme R. Young	Consultant, International Environmental Law and Policy

開催日	名称	演題	演者	所属
平成 20 年 11 月 28 日 (2008 年)	国際ワークショップ「アクセスと利益配分の議題を前進させるために: 分野別アプローチについて得た事例と教訓」 (JBA と UNU/IAS の共催) (国連大学「エリサ・ヘスローズ・ホール」、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • Learning by sharing: Experiences from sharing <i>ex-situ</i> collections of genetic resources and its relevance to current ABS discussions • Providing Access and Sharing of Benefits: Experiences from the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture • Sharing what we know: WIPO's Progress towards linking ABS and TK agendas • Options for benefit sharing – Benefit sharing under the ABS of CBD 	David Smith Marie Schloen Begona Venero Suneetha Subramanian	World Federation of Culture Collections ITPGRFA WIPO UNU/IAS
平成 21 年 1 月 20 日 (2009 年)	海外コンサルタントの講演会及び意見交換会 (JBA 会議室)	Australian ABS Law and Administration: A Model Law and Approach?	Geoff Burton	Jean Shannon and Associates (JSA)、オーストラリア
平成 21 年 10 月 2 日 (2009 年)	スペイン政府法律顧問の講演会及び意見交換会 (東京ステーションコンファレンス、東京)	EU Proposal in the Negotiation of the International Regime on ABS	Alejandro Lago Candeira	Universidad Juan Carlos、スペイン政府法律顧問、スペイン
平成 21 年 12 月 21 日 (2009 年)	海外コンサルタントの講演会及び意見交換会 (JBA 会議室)	Components of a Fair and Streamlined Compliance-Regime	Tomme R. Young	Consultant, International Environmental Law and Policy
平成 22 年 3 月 1、2 日 (2010 年)	国際ワークショップ「アクセスと利益配分に関する国際レジーム」 (外務省・経済産業省・JBA 共催) (京王プラザ東京、東京)	<ul style="list-style-type: none"> • ABS-IR の国際交渉の現状と展望: 共同議長フレンズ会合をうけて • ABS-IR に対する国際商工会議所の見解 • ABS-IR と知的財産制度との関連: 米国産業界の視点 • CBD/ABS プロセスにおける国際商工会議所の役割 • ABS に関するビジネスとサイエンスの対話(2009 年ジャカルタ)の報告 • ABS-IR に対する製薬産業界の見解 • ABS-IR に対する種苗産業界の見解 • 産業界から見た ABS-IR と伝統的知識の関係 	Timothy Hodges Fernando Casas Michael Hauser Jon Santamauro Daphne Young-d'Herve Geoff Burton Brendan Barnes Anke van der Hurk Manisha Desai	ABS 作業部会共同議長、カナダ ABS 作業部会共同議長、コロンビア 国際商業会議所、アメリカ BIO/PhRMA、アメリカ 国際商業会議所、フランス JSA、オーストラリア 欧州製薬工業協会、ベルギー 国際種苗教会、オランダ イーライ・リリー社、米国
平成 22 年 10 月 19 日 (2010 年)	COP10 サイドイベント: ABS に関する日本の経験 (NITE 共催) (COP10 会場、名古屋市)	<ul style="list-style-type: none"> • モデレーター • Japan's measures to implement CBD/ABS • ABS case study: Joint research projects on microbes with Asian countries • Indonesia-Japan collaborative research on taxonomy and ecology of fungi and actinomycetes in Indonesia • Paradigm shift in access to genetic resources: an example of Mongolia-Japan collaboration on diversity of Mongolian microorganisms 	炭田精造 薮崎義康 安藤勝彦 Yantiyati Widyastuti Tsetseg Baljinoiva	JBA JBA NITE Indonesian Institute of Sciences (LIPI) Mongolian Academy of Science (MAS)

(3) 日本企業による海外の生物遺伝資源へのアクセス実施の支援

2 国間ワークショップ及び2 国間会合の開催(2002 - 2010 年)

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 14 年 10 月 3 日 (2002 年)	マレーシア・日本 (JBA・UNU/IAS・マレーシア 科学技術環境省共催) (クアラルンプール・マレーシア)	遺伝資源アクセスから生ず る便益	<ul style="list-style-type: none"> International governance of biodiversity, particularly the Bonn Guidelines Utilization of Bioresources in Malaysia Japan's initiatives in developing tool kits for implementing the Bonn Guidelines 	A. H. Zakri A. Latif Ibrahim 炭田精造	UNU/IAS BIOTEK, MOSTE JBA
平成 15 年 3 月 5 日 (2003 年)	ベトナム・日本 (JBA・ベトナム国家大学ハノイ 校(VNU)バイオテクノロジーセ ンター(BTC)共催) (ハノイ・ベトナム)	バイオインダストリーの発展	<ul style="list-style-type: none"> Current Status and Strategy of Bioindustry in Vietnam Overview of the Outline of Biotechnology Strategies Status and Trend of Japan's Bioindustry An Introduction to Vietnam Type Culture Collection (VTCC) Diversity of Lower Organisms and Bioactive Compounds from Macro fungi NITE Biological Resource Center Research Activities and Strategies of the Institute of Biotechnology toward Bioindustry Natural Product Research and its Strategies Experiences and Future Strategy for Development Japan's Private Sector - A Case of Kao Corporation 	Le Minh Sat 鈴木一司 炭田精造 Nguyen Lan Dung Trinh Tam Kiet 安藤勝彦 Le Tran Binh 奥田 徹 Nguyen Thu Van 井上恵雄	ベトナム科学技術省科学技 術管理局 METI JBA VNU/BTC VNU/BTC NITE ベトナム科学技術センター・バイ オテクノロジー研究所 玉川大学 ベトナム国立ワクチン・バイオ製 品公社 花王株式会社
平成 15 年 7 月 19 日 (2003 年)	タイ・日本 (JBA・タイ国遺伝子工学バイ オテクノロジーセンター (BIOTEC)共催) (パタヤ・タイ)	微生物資源の戦略的マネ ージメントに関する二国間 ダイアログ	<ul style="list-style-type: none"> 日本・タイ 両国における微生物資源へのアクセス・ルールと規制の現状 微生物遺伝資源へのアクセスの主要な障害物 問題の解決に向かって 	日本側参加者 11 名 タイ側参加者 23 名 特別参加:3 名 英国 1 名 米国 1 名 中国 1 名	JBA、NITE、大阪大学、国 立遺伝学研究所、在タイ関 係者 BIOTEC、マヒドン大学 ロンドン大学 バンコク大学 中国科学院

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 15 年 9 月 2 日 (2003 年)	日本・ベトナム (虎ノ門パステラル、東京)	バイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するか？－生物遺伝資源利用の視点から－	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナムのバイオインダストリー政策と現状 ● ベトナムの微生物資源について ● 酢酸菌の培養とその応用 ● 製菓産業における天然物からのリード探索とその戦略 	Le Minh Sat Nguyen Lan Dung Pham Thanh Ho 鈴木賢一	ベトナム科学技術省科学技術管理局 ベトナム国家大学ハノイ校 ベトナム国家大学・ホーチン校 山之内製菓(株)
平成 16 年 3 月 3 日 (2004 年)	日本・モンゴル (鉄鋼会館、東京)	モンゴルとその有用生物資源について	<ul style="list-style-type: none"> ● モンゴルの伝統医薬と有用生物資源について ● モンゴルにおける有用植物の現状 	小松かつ子 Javzan Batkhuu	富山医科薬科大学和漢薬研究所 モンゴル国立大学生物学部
平成 16 年 11 月 11 日 (2004 年)	オーストラリア・日本 (JBA・オーストラリア連邦政府 産業観光資源省共催) (ブリスベン・オーストラリア)	持続可能な生物資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ● JBA's Objectives from the Workshop ● Overview of Status of Australian and State and Territory Legislation Relating to Bioprospecting ● Queensland Bioprospecting Legislation ● Draft Northern Territory Bioprospecting Legislation ● Marine Biotechnology Research undertaken by the Australian Institute of Marine Science (AIMS) 	炭田精造 G Burton S. Coke G Leach W. Dunlap	JBA Dept. of Environment and Heritage Queensland Dept. of State Development and Innovation. Biodiversity Conservation NT Dept. of Business, Industry and Resource Development AIMS

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 16 年 11 月 24 日 (2004 年)	ミャンマー・日本 (JBA、製品評価技術基盤 機構(NITE)、ミャンマー教育 省共催) (ヤンゴン・ミャンマー)	バイオインダストリーの発展	<p><u>Session 1: Policy and Strategy on Biotechnology</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Policy and Strategy on Biotechnology • How will Genome Analysis contribute to the Usefulness of Biological Resources? NITE-DOB's Endeavor • Japan's Bioindustry-Current Trend and Future Prospect <p><u>Session 2: Legal and Regulatory Systems to Implement the Convention on Biological Diversity</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Legal and Regulatory Systems to Implement the Convention on Biological Diversity • Domestic Laws for Accesses and Benefit- Sharing <p><u>Session 3: Microbial Resources</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Beginning of Biotechnology Development Centre in Patheingyi University • Research Cooperation between Myanmar and Japan <p><u>Session 4: Medicinal Plants</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Medicinal Plants • Research Cooperation between Myanmar and Japan <p><u>Session 5: Plant Sciences</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • Plant Sciences • Research Cooperation between Myanmar and Japan 	<p>Daw Tin Nwe 磯野克己</p> <p>炭田精造</p> <p>Daw Than Nwe</p> <p>磯崎博司</p> <p>Daw Aye Kyi</p> <p>安藤勝彦</p> <p>Daw Aye Kyi 佐竹元吉</p> <p>U Zennith Oo 渡邊和男</p>	<p>ヤンゴン大学動物学部 NITE</p> <p>JBA</p> <p>ヤンゴン大学法学部</p> <p>明治学院大学</p> <p>パテイン大学植物学部</p> <p>NITE</p> <p>ヤンゴン大学植物学部 お茶の水女子大学</p> <p>マウピン大学植物学部 筑波大学</p>
平成 17 年 2 月 2 日 (2005 年)	日本・インドネシア (鉄鋼会館、東京)	インドネシア植物遺伝資源 (農業・園芸・薬用)への アクセスと持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • インドネシアの植物遺伝資源へのアクセスと持続可能な利用 • インドネシア香辛料・薬用作物研究所 	<p>炭田精造</p> <p>Sugiono</p> <p>Moeljopawiro</p> <p>Maharani Hasanah</p>	<p>JBA</p> <p>インドネシア農業省植物品種 保護センター</p> <p>インドネシア香辛料・薬用作物 研究所</p>

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 17 年 9 月 28 日 (2005 年)	日本・インドネシア (鉄鋼会館、東京)	インドネシア生物資源への アクセス・ルールに関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Draft Act on Conservation, Utilization and Access to Genetic Resources • Government Regulation on Bio-prospecting for Health (Draft) • Topics for Discussion: Genetic Resource Exploration and Utilization and Their Reports (Draft of Ministerial Regulation), and IAARD 2005-2009 Strategic Plan 	炭田精造 Soenartono Adisoemarto Amin Soebandrio Sugiono Moeljopawiro	JBA インドネシア Naturindo 協会 インドネシア研究技術省 インドネシア農業省植物品種 保護センター
平成 17 年 11 月 29 日 (2005 年)	日本・ベトナム (JBA、NITE、ベトナム国家 大学ハノイ校バイオテクノロジーセ ンター(VNUH/CBT)、ベトナム 厚生省国立薬物研究所共 催) (鉄鋼会館、東京)	バイオ産業で日本とベトナム はいかに協力する か？－微生物及び薬用 植物資源の利用の視点 から－	<ul style="list-style-type: none"> • 統計数値から見たベトナムのバイオ産業の潜在力 • ベトナムの薬草医療に関する政策と規制 • ベトナムの薬用植物材料と医薬の管理及び開発 • ベトナムにおける微生物の分類学的及び生態学的研究とその利用に関する共同研究プロジェクト • ベトナム国家大学校ハノイのバイオテクノロジーセンターの活動 	Nguyen Lan Dung Le Luong Dong Nguyen Huu Dong 安藤勝彦 Duong Van Hop	VNUH ベトナム厚生省伝統医薬局 ベトナム厚生省薬物研究所 NITE VNUH/CBT
平成 18 年 6 月 21 日 (2006 年)	日本・インドネシア (東京国際フォーラム、東京)	インドネシア生物資源と産 業利用作物 (Estate Crops) へのアクセス・ルール に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Recent Status of Policy and Regulatory Systems on Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in Indonesia • Recent Status of Policy and Regulatory Systems on Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in Indonesia • The Activities of the Indonesian Center for Estate Crops Research and Development (ICERD) 	炭田精造 Amin Soebandrio Sugiono Moeljopawiro Bambang Prastono	JBA インドネシア研究技術省 インドネシア農業省バイオテクノ ロジー・遺伝資源研究センター インドネシア農業省産業利用 作物中央研究所

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 18 年 7 月 5 日 (2006 年)	日本・中国 (鉄鋼会館、東京)	中国の生物資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan Recent Status of Policy and Regulatory Systems on Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in China Status of Policy, Regulatory Systems and IPR Issues on Traditional Knowledge in China, Focusing on Medicinal 	炭田精造 Dayuan XUE Xuezhong ZHU	JBA Institute of Environmental Science, State Environmental Protection Administration of China, Beijing Intellectual Property Department, Huazhong University of Science and Technology, Wuhan
平成 18 年 7 月 27 日 (2006 年)	日本・ネパール (虎ノ門パストラル、東京)	ネパールの生物資源へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> Introduction ネパールの生物資源へのアクセスと利益配分に関する政策と規制制度 ネパールの生物多様性、特に植物資源の多様性について ネパールと日本のパートナーシップの現状と将来 	炭田精造 K. C. Paudel K. R. Rajbhandari M. L. Shrestha	JBA Ministry of Forests and Soil Conservation, NEPAL Department of Plant Resources, Ministry of Forests and Soil Conservation, NEPAL 甲南大学
平成 18 年 8 月 29 日 (2006 年)	日本・オーストラリア (全日空ホテル、東京)	ABS 作業部会、COP 等の議論の方向性についての意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ABS 作業部会、COP 等の議論の方向性についての意見交換 	G. Burton D. Datton B. Walker 前田 淳 炭田精造 渡邊幹彦	オーストラリア環境遺産省 オーストラリア外務貿易省 Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation (CSIRO) METI JBA ㈱日本総合研究所
平成 18 年 9 月 27 日 (2006 年)	日本・モンゴル (JBA・NITE 共催) (虎ノ門パストラル、東京)	モンゴルの生物資源へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> Introduction モンゴルの生物多様性と植物資源 モンゴル国の生薬資源の現状と資源植物の品質：甘草と麻黄 NITE とモンゴルの微生物資源プロジェクトについて モンゴルの微生物相 	炭田精造 Javzan Batkhuu 小松かつ子 安藤勝彦 Tsetseg Baljinova	JBA モンゴル国立大学生物学部 富山大学和漢医薬学総合研究所 NITE モンゴル科学院

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 18 年 12 月 8 日 (2006 年)	日本・インド (虎ノ門パステラル、東京)	インドの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分政策に関する最新動向	<ul style="list-style-type: none"> ● Introduction ● インドの遺伝資源へのアクセスと利益配分政策の最新動向 (インド生物多様性法に基づく遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する許認可手続について、インドの伝統的知識デジタルライブラリー(TKDL)について) 	炭田精造 D. D. Verma	JBA Ministry of Environment & Forests, India
平成 18 年 12 月 26 日 (2006 年)	日本・ブータン (JBA 会議室)	ブータンの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する許認可手続	<ul style="list-style-type: none"> ● National Biosafety Framework of the Kingdom of Bhutan, August 2006 ● Draft Rules and Regulations of the Biodiversity Act of Bhutan, 2003 ● Japan's Domestic Measures for Access and Benefit-sharing of Genetic Resources 	Karma C. Nyedrup Ugyen Tshewang 炭田精造	National Environment Commission, Bhutan National Biodiversity Center, Ministry of Agriculture, Bhutan JBA
平成 20 年 9 月 18 日 (2008 年)	日本・インド (弘済会館、東京)	インドにおける遺伝資源アクセス等の規制とバイオテクノロジーの動向	<ul style="list-style-type: none"> ● Introduction ● インドの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分の国内法について ● インドにおける応用微生物学とバイオテクノロジーの最新動向 	炭田精造 K. Venkataraman P. Gunasekaran	JBA 国家生物多様性総局 事務局長 Madurai Kamaraj 大学 生物科学部学部長
平成 20 年 12 月 10 日 (2008 年)	日本・カンボジア (JBA 会議室)	日本・カンボジア 2 国間会合	● カンボジアの生物多様性政策、及び遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)に関する政策	Ms. Somaly Chan Mr. Pisey Oum	環境省国際条約生物多様性課課長 環境省国家プロジェクト・コーディネーター
平成 22 年 2 月 23 日 (2010 年)	日本・ベトナム (鉄鋼会館、東京)	バイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するか？ — 生物多様性国内法及び微生物の研究開発の視点から—	<ul style="list-style-type: none"> ● Introduction ● ベトナムの生物多様性法について ● 微生物バイオテクノロジー研究所(IMBT)のバイオ産業開発のための能力強化 	炭田精造 Le Thanh Binh Duong Van Hop	JBA Biodiversity Conservation Agency, Ministry of Natural Resources & Environment Institute of Microbiology & Biotechnology (IMBT), Vietnam National University Hanoi

開催日	2 国間	名称	演題	演者	所属
平成 22 年 6 月 25 日 (2010 年)	日本・中国 (東京八重洲ホール、東京)	中国における生物資源 アクセス規制の現状と将来	<ul style="list-style-type: none"> • Introduction • 中国の ABS 国内法と規制の現状について • 中国が起草中の新 ABS 国内規制について • ABS 規制の実施における問題点の分析 	炭田精造 XUE Dayuan QIN Tianbao CUI Guobin	JBA Minzu University of China Wuhan University Tsinghua University

付録 5. 生物多様性条約に関する国際会合出席報告書(1994 年～2010 年)

報告書 No.	開催年月	会合報告名	掲載頁
[1]	1994.11	COP1	156
[2]	1995.11	COP2	162
[3]	1996.08	第 1 回専門家諮問グループ会合	167
[4]	1996.11-12	COP3	170
[4]-1		COP3 報告	170
[4]-2		COP3:微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提 言が本格登場	173
[5]	1997.09	第 3 回 SBSTTA	181
[6]	1998.05	COP4	184
[7]	1999.06	CBD 運用関連中間会合	187
[8]	1999.10	ABS 専門家パネル会合(1)	190
[9]	2000.03	8j-WG1	194
[10]	2000.05	COP5	198
[11]	2001.03	ABS 専門家パネル会合(2)	203
[12]	2001.10	ABS-WG1	207
[13]	2002.04	COP6	208
[13]-1		アクセスと利益配分(遺伝資源へのアクセスと利益配分に関す るボン・ガイドラインの採択)	208
[13]-2		伝統的知識の保護と知的財産制度(第 6 回生物多様性条約 締約国会議(COP6)の議論から)	211
[14]	2002.08-09	持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)	215
[15]	2002.10	遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に 関するスコーピング会合	222
[16]	2003.03	2010 年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合 (MYPOW)	227
[17]	2003.12	ABS-WG2	233
[18]	2003.12	8j-WG3	240

報告書 No.	開催年月	会合報告名	掲載頁
[19]	2004.02	COP7	244
[20]	2005.02	ABS-WG3	249
[21]	2006.01	8j-WG4	252
[22]	2006.01-02	ABS-WG4	255
[23]	2006.03	COP8	262
[24]	2007.01	遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する 技術専門家会合	267
[25]	2007.10	ABS-WG5	279
[26]	2007.10	8j-WG5	295
[27]	2008.01	ABS-WG6	298
[28]	2008.05	COP9	306
[29]	2008.12	生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野 別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合	314
[30]	2009.01	生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」 会合	317
[31]	2009.04	ABS-WG7	320
[32]	2009.11	8j-WG6	334
[33]	2009.11	ABS-WG8	340
[34]	2010.10	COP10 名古屋議定書への道	本報告書 1-2 参照

略語

COP1	生物多様性条約第1回締約国会議
SBSTTA	科学技術助言補助機関
8j-WG1	生物多様性条約第8条(j)項に関する第1回作業部会
ABS-WG1	生物多様性条約アクセスと利益配分に関する第1回作業部会

[1] COP1*

1994年11月28日～12月9日、ナッソー・バハマ

はじめに

生物多様性条約第1回締約国会議は、1994年11月28日～12月9日にバハマ国の首都ナッソーで開催された。開催までの経緯は、木誌94年9月号(p.52)を御参照いただきたい。(編者注：後述の「参考資料」を参照)

我が国代表団は、外務省地球規模問題課の金森課長、小東氏、在ケニア大使館の塚本氏の3名で手続規則、資金、事務局等に関する案件を担当し、環境庁自然環境調査室の星野氏が科学技術助言補助機関(SBSTTA)及び締約国会議の中期作業計画を担当し、筆者が中期作業計画の中でも特にバイオセーフティー議定書を担当した。最後の2日半を費やした閣僚級会合では、76の国・機関・団体の代表が演説を行ったが、我が国の代表団長である国連代表部(在ニューヨーク)の小和田大使は、43番目に登壇した。なお、このほかに環境庁、農水省各2名も参加し、総勢10名となった。

1. 会議概観

(1) 投票方法、拠出金分担割合といった重要基本案件について合意が得られず、第2回締約国会議までの暫定措置がとられた。さらに、資金供与制度の運営組織として地球環境ファシリティー(GEF)の暫定的地位を、また、恒久的事務局機関として指名された国連環境計画(UNEP)についても暫定事務局としての地位を、それぞれ第2回締約国会議まで延長させることとなった。一方、肝心の中期作業計画は、1995年と96年における作業課題が過多で非現実的なものとなってしまった。

(2) 拠出金分担割合、中期作業計画における知的所有権問題の扱い、バイオセーフティー議定書等の案件で、ブラジルの態度が非常に強硬であった。

(3) 第2回政府間会合(1994年6月ナイロビで開催)で細々と始まった日・米・加・豪・ニュージーランドによる協議グループ(JUSCANZ、ジャスカンズ)は、今回、スイス、メキシコ、会議後半からアイスランド及び(国民投票でEU不参加を決めたばかりの)ノルウェーが加わって、豪大使ウェンズレー女史の見事なリーダーシップの下、EUと対等に発言する非EU先進国グループとしての地位を確立した。

このJUSCANZ+は、26日夕刻を皮切りに、毎朝、そして必要に応じて集まり、情報・意見交換を行い、案件によっては、EUと協議してOECD統一案をつくった。今後も第2回締約国会議の準備のために連絡を密にするとともに、気候変動枠組み条約や砂漠化防止条約でも同様の連携をとることが確認された。

(4) 米国は、条約未批准のためオブザーバー参加となり、投票権はなかったものの、これまで同様、法律家を含む大規模代表団を送り込み、非公式協議の多くの案件で活躍した。

(5) UNEPとバハマ政府の共催、カナダ環境産業協会の運営によって生物多様性技術フェアが開催さ

* 五十嵐卓也(1995)「生物多様性条約締約国会議に出席して」バイオサイエンスとインダストリー Vol.53(1) pp63-65

れた。場所は、本会議場の後方 1/3 ほどと狭かったが、15 コマ・2 日間で 1 セッションとして計 3 セッションで、政府系・非政府系、国レベルから国際レベルまでの機関・団体が多様な展示発表や資料配布を行った。

カナダからは、複数の地域・環境情報システムをはじめ多くの出展があった。EU は、環境保全、バイオテクノロジー規制等の施策を説明した多数のカラー小冊子を配布し、人気を集めた。米国バイオ産業協会（BIO）は、貧弱な展示に加え用意した提言文の部数の少なさから存在感がなかった。

なお、日本からの出展がないことに驚く声を聞き、内外の理解を得ることに日頃あまり力を注いでいない我が国機関・団体の性に思い至った。また、地元学校の生徒たちが先生に引率されて見学に来ていたのが印象的だった。

2. バイオセイフティー議定書について

(1) まず、G77+中国（発展途上国グループ）又は EU が本件を独立の議題として扱うよう提案するものと事前に予想されたが、27 日の非公式協議では、何等の発言もなかった。28 日の本会議では、ブラジルが「第 2 回政府間委員会の報告書を審議する中で、本件を適切に扱うべき」と発言し、スウェーデンがこれを支持したが、結局本件は、締約国会議の中期作業計画の審議の中で扱われることとなった。

(2) 本会議に引き続いて行われた全体委員会では、第 2 回政府間委員会のときと同様、G77+中国が議定書の作成をただちに開始すべしと主張した。

スロバキアは、東欧グループを代表して、議定書が合意されるまで遺伝子組換え生物の環境放出を見合わせるよう主張したが、これは、グリーンピースの主張と同様である。なお、批准国でないためかロシア代表団の姿はなかった。これに対して、国連工業開発機関（UNIDO）は、組換え作物やバイオレメディエーションの重要性を訴え、環境放出の見合せに反対した。

議長は、「条約第 19 条³¹の実施のための作業グループを設置して第 2 回締約国会議を目標に検討すべきというのが大方の意見である」と議論を総括したが、JUSCANZ+としてもこれは不可避であるとの認識であった。

(3) 全体委員会に設けられたコンタクト・グループでの最大の争点は、議定書の必要性の検討から行うのか、議定書の内容の検討をすぐに行うのかという点であり、次の大きな争点は、この検討において、リスクアセスメントの知識・経験、ガイドライン・法制度、国際機関等の専門知識のレビューを行うか否かであった。

議論は、しばしば深夜に及んだが、両争点とも、OECD 側の主張が入れられ、満足できる結果となった。特に前者については、3 日深夜、豪ウエズレー大使とケニアのオングリ大使との膝詰めの協議で決着したことが印象に残っている。

筆者も議論に貢献すべく、初期の段階で、専門家グループ設置に関する論点を整理した個人的メモを JUSCANZ+ 蘭・英の担当者に手渡している。

¹ 締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続(特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様について検討する。

(4) 知識・経験のレビューの要否の議論と併せ、こうした検討の場となる専門家グループのあり方を巡る議論がなされ、①open-ended なのか、②会合の期間・回数、③準備のためのより小さな専門家グループの設置とその人数、④事務局の役割、⑤会合経費を事務局予算で十分カバーできるのか、先進国等の任意の資金貢献に依存するのかなどが論点となった。

なお、ブラジル及びスウェーデンは、⑤について、最終の全体委員会や本会議においても事務局予算の再検討の必要性を訴えた。

(5) 以上の結果、政府が指名する専門家による open-ended の 1 週間の会合を 1995 年に 1 回開催して議定書の必要性・態様を検討し、第 2 回締約国会議に報告書を提出すること、その際、必要に応じて、バイオセーフティー分野の現存の知識・経験・法制度（締約国や国際機関等の意見を含む）について検討すること、暫定事務局は、円滑な検討に資するため関連情報を提供し、かつ、この会合の準備のため地域バランスをとった 15 人の政府指名の専門家からなるパネルを設置し、必要に応じて現存するリスクアセスメントの知識・経験、ガイドライン・法制度の検討を踏まえ、専門家会合に背景説明文書を提出することが合意された。

(6) 7 日には、蘭・英政府主催のバイオセーフティー・ガイドラインに関する（自由参加の）ワークショップが開催され、第 2 回政府間委員会で配布されたものと同じのガイドライン案が配布された。

ガイドライン作成の必要性について、議定書の作成には時間がかかること、議定書が作成されても、その実施には、より詳細なガイドが必要なこと、能力構築の取組の前提となること、ただし、議定書を代替しようとするものでないことが説明された。

筆者の質問に対し、①ガイドラインの修正版は、クリスマス前に UNEP に提出し、UNEP から配布される予定であり、②OECD ガイドラインと比べると、能力構築、データベース整備による情報提供等の幅広い取組を求めている点で異なり、③制限の対象となる生物は、リストでなく性質で規定する予定である旨回答があった。

なお、参加したグリーンピース、フレンズ・オブ・ジ・アース等の NGO からは、名称が技術的ガイドラインなのに技術的詳細が少ないとか、EC のバイオテク規制法もそうだが、貿易規制の条項がないといった批判が出た。彼らが別の場所で配布したペーパーでは、UNEP がガイドライン作成に協力していること自体を批判している。さらに、彼らが主催したワークショップやペーパーでは、1994 年初めオレゴン大学のインガム教授等のグループが作物廃棄物をエタノールに変換するよう設計された遺伝子組換え細菌の実験中、その細菌が土壌中の有益な菌根菌を半分に削減するという全く予期しない副作用を発見し、米生態学会で発表したということを取り上げ、議定書の作成を強く求めていた。

3. 今後の予定・対処

(1) 1995 年には、次回締約国会議までに、5 地域（アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧その他）各 3 カ国計 15 人の専門家からなるパネル会合（1 回とは限らない）と 1 週間の専門家会合が開始される。アジア地域会合において、我が国は、フィリピンの立候補辞退もあって、中国・インドと並んでパネルの専門家の指名権を確保した。

ついては、派遣する専門家の早急な決定、旅費の確保等の準備が必要である。この専門家は、バイオテクノロジーや生態学の知識だけでなく、規制等の行政面にも明るいことが望ましい。検討のポイントは、遺

伝子組換え生物の環境放出が生態系に及ぼす影響をいかに評価するかであるので、例えば、「バイオテクノロジーそのものは安全であり、問題は病原性微生物の扱いである」といった認識では対処できない。

奇しくも 1995 年には、生物兵器禁止条約でも、検証制度導人のため議定書の作成もにらみつつ、特別部会で検討が行われる。通産省は、出席すべき会合にはしかるべき者を送り、時期を逸せず我が国の態度を表明するつもりであるので、JBA 関係各位におかれても真剣な対応をお願いしたい。

なお、パネル会合は 5～6 月頃、専門家会合は 9 月頃が予想され、開催場所としては、スペイン、エジプト、南アフリカが意思表示をしている。

(2) 次回締約国会議は、最終本会議でのインドネシアの立候補を受けて、95 年 11 月 6～17 日に同国で開催される。また、科学技術助言補助機関 (SBSTTA) の会合は、95 年 9 月 4～8 日にパリで開催される。

参考資料 第 2 回生物多様性条約政府間委員会* : 1994 年 6 月 20 日～7 月 1 日、ナイロビ・ケニア

はじめに

1992 年 5 月 22 日にナイロビにて生物多様性条約の合意テキストが採択された。条約は、同年 6 月 5 日から 1 年間、署名のために開放され、167 カ国・1 団体の署名を得た。我が国は、1992 年 6 月 13 日に署名し、1993 年 5 月 28 日に受諾した。

条約は、1993 年 12 月 29 日に発効した。1994 年 7 月 1 日現在の批准等は、64 カ国・1 団体であり、地域別の内訳は、アジア 10、アフリカ 13、西欧 12、東欧 6、アングロ米 1、ラテン米 14 及びオセアニア 9 となっている。

第 1 回締約国会議 (COP) の準備のため、1993 年 10 月 11～15 日にジュネーブにて第 1 回政府間委員会が、また、1994 年 4 月 11～15 日にメキシコシティにて政府間科学専門家会合が開催された。

さらに、1994 年 6 月 20 日～7 月 1 日にナイロビにて第 2 回政府間委員会が開催され、筆者は、その第 2 週 6 月 27 日から出席した。我が国代表団の構成は、外務省総合外交政策局地球規模問題課から金森課長と小東事務官、環境庁自然保護局計画課から星野審査官、通商産業省から筆者、農林水産省農蚕園芸局種苗課から前川係長及び在ケニア日本国大使館から塚本一等書記官。

なお、第 1 回 COP は、1994 年 2 月 28 日～12 月 9 日にバハマ国ナッソーで開催される。

1. 第 2 回政府間委員会の全体の様子

多くの重要事項、特に、ワーキンググループ (WG) II で議論された資金メカニズムや WG I で議論されたバイオセーフティー議定書を巡って先進国グループと途上国グループが鋭く対立し、合意形成には至らなかった。しかし、論点が整理されて、第 1 回 COP における議論の道筋をつけることができたといえる。

我が国は、地域別会合では、西欧その他のグループ (WEOG) にオブザーバー参加するとともに、非 EU 先進国グループ (日・米・加・豪・NZ; 通称 JUSCANZ) で頻りに非公式会合をもって意見交換・対処戦術のすり合せを行った。一方、EU としても非公式会合をもち、全体会合や WG にてしばしば声明を出した。

* 五十嵐卓也 (1994) 「第 2 回生物多様性条約政府間委員会に出席して」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.52 (9) pp52-53

アジアグループの会合は、日本の存在のためか開催されず、代わって、発展途上国の集まりである G77+ 中国の会合がアフリカグループやラテンアメリカグループとは別途に開催され、全体会合や WG ではインド、ブラジル、ケニア等がその有力なスポークスマンとなった。

次に、今回会合の議題のうち、バイオインダストリー関連のものについて、その議論の概要を紹介する。

2. バイオセーフティー議定書の必要性の検討

(1) この議題の条約上の根拠は、第 19 条 3 であり、関連条文として第 8 条(j)及び第 19 条 4 がある。

(2) インド、ブラジル、ケニア等は G77+ 中国を代表し、(スウェーデンをはじめとする) 北欧及び NGO に支持されて、「議定書の必要性は大多数の国によって合意されているので、議定書策定作業に直ちに入るべき」と主張した。一方、JUSCANZ は、科学的知見の集積に基づいてステップ・バイ・ステップで議定書の必要性を検討すべきと主張。両グループの間において、(北欧を除く) EU 諸国は、技術的ガイドライン案を共同で作成・提出した英・蘭を核としつつも、議定書の必要性の検討に対する考え方は一様ではない。

結局、第 1 回 COP で本件を議題として取り上げるべき旨が合意されたに留まった。

(3) インド等の発言からすれば、第 1 回 COP では、途上国グループの動議によって議定書の必要性がまず議決されるおそれが十分にある。このため、我が国は、米・加・豪・NZ と緊密な連携を保って、英、蘭等の取込みも考慮しつつ、議定書の態様及び内容について検討していく必要がある。

その際、途上国グループの主張の背景には、本件を核物質や有害化学物質と同一視し、規制体制整備が不十分な途上国が先進国の危険な実験のフィールドにされると思い込んでいることにも配慮する必要がある。

3. 生息域外遺伝資源の所有及びアクセス

(1) そもそも、本件の議論の根拠は、条約の規定ではなく、ナイロビ最終議決書の決議 3 の 4.(a)であり、更に遡れば、FAO (国連食糧農業機関) の植物遺伝資源委員会が運営する「植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のためのグローバル・システム」で扱っている案件である。

(2) FAO 植物遺伝資源委員会の「植物遺伝資源に関する国際申合せ」の 1996 年を目標とする改訂作業と密接な連携をとるために、第 1 回 COP に FAO を招致すべきことが合意された。

(3) 先進国は、FAO と国際農業研究協議グループ (CGIAR) との協調によって植物遺伝資源へのアクセスが保証されていることを評価する発言をした。

一方、スウェーデン及び途上国は、本件を第 1 回 COP の議題とすべきこと、COP が FAO 植物遺伝資源委員会の国際申合せの改訂作業を強く支援すべきこと、また、生息域外コレクションの利用から得られる利益について、原産国もその配分を受けるべきであり、そのため議定書等何らかの法的枠組みが必要であることを主張した。

(4) 一部の途上国及び NGO は、次のような議論を展開した。

- ①微生物遺伝資源及びヒト遺伝子も議論の対象に含める。
- ②国際コレクション、政府コレクション及び民間コレクションの所在を明らかにする。
- ③それらコレクションの内容に関する情報へのアクセスを可能にする。
- ④それらコレクションの複製を原産国に設ける。
- ⑤それらコレクションの利用から得られる利益を原産国に配分する。

(5) ちなみに、条約に規定する、遺伝資源の取得の機会を提供する条件は、おおむね以下のとおりである。

- ①条件を相互に合意【第 15 条第 4 項】
- ②事前通知・事前同意【第 15 条第 5 項】
- ③遺伝資源を基礎とする科学的研究活動への遺伝資源提供国の十分な/効果的な参加/同国での実施【第 15 条第 6 項、第 19 条第 1 項】
- ④遺伝資源の研究開発の成果・遺伝資源の利用から生ずる利益の、相互に合意する公正かつ衡平な条件による、遺伝資源提供国への優先的配分【第 15 条第 7 項、第 16 条第 3 項、第 19 条第 2 項】
- ⑤さらに、伝統的な生活様式を有する原住民社会・地域社会の知識・工夫・慣行に着目して遺伝資源の取得を行う場合には、当該国の国内法令に従い、当該知識・工夫・慣行を尊重し、その利用がもたらす利益の衡平な配分に留意する必要【第 8 条(j)】

備考:ナイロビ最終議決書について

1992 年 5 月 22 日の「生物多様性条約の合意テキストの採択会議の最終議決書」のことを「ナイロビ最終議決書」とも呼ぶ。そのうち、決議 3 は、「生物多様性条約と持続可能な農業の促進との相互関係」についてである。決議 3 の 4.の内容は、次のとおり。

「食糧及び持続可能な農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のためのグローバル・システム」における植物遺伝資源に関する未解決の問題、特に次のことの解決策を探求する必要性を認識する。

- (a) この条約に従って獲得されたのではない生息域外コレクションへのアクセス
- (b) 農民の権利の問題

4. 農民の権利や類似グループの権利

(1) そもそも農民の権利の議論の根拠も、条約の規定ではなく、ナイロビ最終議決書の決議 3 の 4.(b)であり、更に遡れば、FAO 植物遺伝資源委員会が運営する前述の「グローバル・システム」で扱っている案件である。

しかし、条約第 8 条(j)の「伝統的な生活様式を有する原住民社会・地域社会の知識・工夫・慣行の利用がもたらす利益の配分」の問題との区別が難しく、多くの混乱がみられた。少数民族問題の観点からの発言も少なくなかった。

(2) 農民の権利については、日、米、加、EU をはじめ先進国は、既存の知的所有権制度と矛盾しないように、また、FAO での議論と重複のないようにすべき旨を主張した。さらに、我が国は、知的所有権として取り扱うのは不適當である旨を主張した。

しかし、インド、ケニア、ブラジル等は、スウェーデン及び NGO の支持を受け、新たな知的所有権として取り扱うことや FAO 植物遺伝資源委員会で検討している国際基金の設立も含めて、幅広い利益配分方式を検討すべきこと、第 1 回 COP において条約事務局に本件について更に調査するよう指示すべきことを主張した。

[2] COP2*

1995年11月6～17日、ジャカルタ・インドネシア

はじめに

生物多様性条約第2回締約国会議（COP2）は、1995年11月6～17日にインドネシア共和国ジャカルタ市で開催された。今回、条約第19条3¹のいわゆるバイオセーフティー議定書について、その原案作成のための「オープンエンドの特別作業グループ」（WG）²の設置が決定された。今回の決定に至るまで、条約交渉以来、UNEP 第四パネル、第2回政府間委員会、第1回締約国会議（COP1）、バイオセーフティー専門家パネル会合（カイロ会合）、オープンエンドのバイオセーフティー専門家グループ会合（マドリード会合）などで検討が重ねられてきた。

1. 議決の内容

本件に関する議決は、13パラグラフの前文、3パラの本文、10パラの附属書「WGの委任事項」から成っている。やや長いが、以下に全文を紹介する。

(1) 前文 締約国会議は、

- ①生物多様性条約第19条3を想起し、
- ②第19条3と同条4との関連を認識し
- ③第18条(g)と第19条3との関連も認識し、
- ④COP1における議決 I/9 を想起し、
- ⑤マドリード会合による COP2 への報告書と勧告を検討し、
- ⑥環境と人の健康のための十分な安全対策を講じながら開発され利用されるならば、モダン・バイオテクノロジーは、人類の福祉にとって大きな可能性をもつことを認識し、
- ⑦モダン・バイオテクノロジーにより改変された生物（LMO）の放出の経験が比較的短期間であること、使用された種と特性が比較的少数であること、そして、多様な環境（特に中心的原産地や遺伝的多様性の中心地）での経験が欠如していることを考慮すれば、相当の知識の蓄積にもかかわらず、特に当該生物と環境との相互作用の分野で、重大な知識の空白があることが分かってきたことも認識し、
- ⑧生物多様性の保全と持続可能な利用に与える LMO の影響に関連する、現存の国内、地域的及び国際的な、規制や法的拘束力のある措置を更に分析する必要があることに留意し、
- ⑨バイオセーフティーに関する国際活動は、バイオテクノロジーの安全性確保を目的とした国際協力の展開のための効率的・効果的な枠組みを提供すべきであり、この安全性確保は、モダン・バイオテクノロジーによる LMO であって環境上の悪影響（生物多様性の保全と持続可能な利用に対して及び得るもの）を与える可能性のあるものの移送、取扱い及び利用について、人の健康に対するリスクを考慮し、条約第18条(g)と第19条4も考慮して、効果的なリスク評価とリスク管理を行うことによって達成すべきことを確認し、
- ⑩モダン・バイオテクノロジーによる LMO であって生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについては、その影響に関連する国際協定が現存するが、いずれも当該 LMO

* 五十嵐卓也（1996）「生物多様性条約第2回締約国会議におけるバイオセーフティー議定書の検討」バイオサイエンスとインダストリー Vol.54 (1) pp49-52

¹ 生物多様性条約第19条3¹締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく同意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

² オープンエンドとは、参加者に制限（特に人数の制限）を設けないことをいう。

の越境移動を特に扱っておらず、よって、この問題に重大な注意を払う必要があると考え、
⑪マドリード会合に出席した代表団の大多数が、バイオテクノロジーの安全のための国際的枠組みとして、生物多様性条約に基づくバイオセーフティ議定書の策定に賛成したことを考慮し、
⑫「UNEP バイオテクノロジーの安全性に関する国際技術ガイドライン」を至急完成させることの重要性と、これがバイオセーフティ議定書の策定と実施に貢献するであろうことを強調し、しかし、これが当該議定書の策定と締結を妨げないことに留意し、
⑬提案された UNEP ガイドラインを含むバイオセーフティ・ガイドラインが、議定書策定中の暫定的仕組みとして、そして議定書完成後は、議定書を補完するために利用できる（リスクの評価・管理、十分な情報システムの設立、バイオテクノロジーの専門的人材の開発のための各国の能力の開発を容易にする目的で）であろうことに留意し、

(2) 本文（締約国会議は、）

①改変生物の移送、取扱い及び利用の分野における、バイオセーフティ議定書の策定の交渉過程を通じて、上述の懸念の解決策を求める（同議定書は、越境移動 **transboundary movement** に特に焦点を当て、モダン・バイオテクノロジーにより改変された生物であって生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについてのもので、特に「事前の情報に基づく合意 **advance informed agreement**」（AIA）のための適当な手続の検討に着手する）ことを決定し、
②この議決の附属書の委任事項に従って運営する WG を締約国会議の下に設置することを決定し、
③次回締約国会議前に少なくとも 1 回、可及的速やかに WG 会合ができるよう、必要な手続を行うことを条約事務局長に要請する。

(3) 附属書「WG の委任事項」

①WG は、政府や地域的経済統合機関が指名する代表者（専門家を含む）で構成すること。
②WG は、本議決の本文パラ 1 に従い、以下のことを行うものとする。
(a)優先事項として、マドリード会合報告書の附属書 I の第 1 節、第 II 節及び第 III 節パラ 18(a)³の中の適当な要素に基づき、議定書の態様と要素を詳細検討する。
(b)パラ 18(b)⁴の中の要素と、適当ならば、その他の要素の包含について検討する。
③議定書の原案の作成は、優先事項として、以下のことを行うものとする。
・原案作成過程で取り上げられる主要概念と用語を詳細検討する。
・AIA 手続の形態と範囲の検討を行う。
・本件に関係する、モダン・バイオテクノロジーによる LMO の種類を明らかにする。
④議定書は、それが有効に機能するためには、締約国が国内措置を設定又は維持する必要があることを考慮したものとなるべきである。しかし、当該国内措置がないことが議定書の策定、実施及び適用範囲を妨げてはならない。
⑤議定書は、「環境と開発に関するリオ宣言」⁵にうたわれた諸原則、特に原則 15 の予防的アプローチを考慮するとともに、以下のとおりとする。

³ マドリード報告書の附属書 I の第 III 節パラ 18(a)は、次の 9 項目を記載。①LMO に関するあらゆる活動（研究開発、取扱い、移送、利用と廃棄を含む）、②LMO の越境移動（LMO の意図せざる越境移動や、それが及ぼし得る悪影響を含む）、③中心的原産地や遺伝的多様性の中心地での LMO の放出、④リスク評価・管理のための国内体制、⑤AIA のための手続、⑥一般公開された情報の交換の円滑化（地域社会への情報提供を含む）、⑦バイオセーフティに必要なあらゆる能力構築、⑧実施体制、⑨用語の定義

⁴ マドリード報告書の附属書 I の第 III 節パラ 18(b)は、次の 3 項目を記載。①社会経済的検討、②責任と補償、③財政的問題

⁵ 1992 年 6 月、国連環境開発会議 UNEDO で採択された。前文と 27 の原則から成る。

- (a)条約の範囲を越えない。
- (b)この分野における他の国際的な法的措置にオーバーライド又は重複しない。
- (c)見直しの仕組みを規定する。
- (d)効率的で効果的なもので、バイオテクノロジーの研究開発への不必要な悪影響を最小限にするようにし、技術アクセス・移転を不当に妨げない。

⑥条約の規定は、議定書にも適用する。

⑦原案作成過程では、現存の国内や国際的な法制の分析によって明らかにされた、現存の法的枠組みにおける空白を十分考慮する。

⑧議定書を批准する条約締約国の数が可能な限り最大となるよう、すべての締約国が誠実に協力し、十分に参加する必要があることを、原案作成過程の指針とするものとする。

⑨原案作成過程は、利用可能な最高の科学的知識・経験とその他の関連情報に基づいて実行される。

⑩議定書を策定する過程は、WGによって緊急案件として実行されること。WGは、以後の各締約国会議に進捗に関して報告する。WGは、1998年に作業を完了するよう努めること。

2. 会議の流れ

(1) 全体会合 Plenary

締約国会議としての最終決定を行うのは、全体会合である。その運営に当たる役員 Bureau として、議長 President、副議長 vice Presidents、書記 Rapporteur が置かれる。今回、議長に選出されたホスト国インドネシアの環境担当国務大臣をはじめ、5地域から2名ずつ計10名の役員が選出された。

(2) 全体委員会 Committee of the Whole

保全と持続可能な利用に関する個別の案件を検討したのは、全体会合に置かれた全体委員会である。その議長 Chairman には、役員メンバーから加の環境省生物多様性・環境保全局長が選出された。

バイオセーフティーについては、7日午後と8日午前に、25カ国（うち先進国は、我が国を含む6カ国）と5NGO（うち産業NGOは、BIOとGIBP）から意見が表明された。

(3) コンタクト・グループ Contact Group (CG)

案件ごとに分かれて実質の議論を行うため、9日の役員会議で、オープンエンドのCGの設置が決定された。COP1では、三つのCGが置かれたが、今回は、予算、バイオセーフティー、資金、森林・海洋の四つが置かれ、議長には、役員メンバーからそれぞれ、イギリス、インドネシア、アンティグア・バーブダ、インドが指名された。CGにおける議論は、公式文書に記録されないが、今回は、NGOの出席が認められた。

なお、これらCGのほかにも、科学技術助言補助機関や資源アクセス・知的所有権の問題に関し、全体委員会議長主催の起草グループも設けられた。

バイオセーフティーCGでは、10日、三つの議決案（G77・中国、EU、ノルウェー）と四つのコンセプトペーパー（スイス、日、豪、米）が提出され、さらに、ニュージーランド（NZ）とハンガリー（東欧代表）から意見表明があった。これらを一つの文書に統合する作業を行うため、起草グループの設置が合意された。同グループの構成は、G77・中国が最大17名、EUが5名、ノルウェー、スイス、日、豪、米、NZ、ハンガリーが各1名、計29名である。

(4) 起草グループ Drafting Group

11日、起草グループ会合の冒頭、議長は、各国1名の発言者の氏名を登録させ、NGOを退室させた。統合作業は、まず、G77・中国案をベースに行われ、次いで、EU案をベースに行われた。

13～15日の議論は、連日深夜に及んだが、マドリード報告書や条約の文章を援用しての駆け引きに終始し、科学的・技術的観点からの議論は全くなかった。

G77・中国の出席者は、日を迫うごとに減少し、スポークスマンのフィリピンにインド、マレーシア、韓国、コロンビアなどのごく少数の国となった。

15日午後には、EUとG77・中国との全面対決で議論は暗礁に乗り上げ、CG段階での合意が危惧された。16日午後の全体委員会の直前になって、ようやく、議長テキストを合意した。

(5) 採択

議長テキストは、CGの形式的な全体会合で合意された後、全体委員会に議決案として提出され、異議なく採択された。さらに、最終目17日午後の全体会合でも異議なく採択された。

3. 議論の要点

(1) EUとG77・中国との全面対決

EU(代表：オランダ、イギリス)とG77・中国(代表：フィリピン)が議定書の範囲やWGの作業スケジュールなどについて全面対決した。EUは、LMOの越境移送 trans boundary transfer に議定書の範囲を限定し、WGの作業を1998年に終え、続く締約国会議で採択すべきと主張。G77・中国は、条約にいうLMOの移送、取扱い及び利用に関する議定書についてCOP3までにWGを最低2回開催して検討すべきと主張。EUが明快な案を提示したのに対し、G77・中国は、グループ内の多様な意見をまとめきれないためか、なるべく結論をWGに先送りしたいとの意向がうかがわれた。

(2) 争点となった国際移動問題

① 「越境移送」と「越境移動」一議決の本文パラ1

EU案の「越境移送」は、LMOの意図しない移動を含まないが、ノルウェーは、そうした限定のない「越境移動」を主張した(G77・中国とスイスが支持)。結局、EUは、「越境移送」を断念し、より範囲の広い「越境移動」を受け入れた。

② AIAとPIC一議決の附属書のパラ2(b)

G77・中国案は、議定書への包含を検討すべき「その他の要素」として「事前の情報に基づく同意、prior informed consent」(PIC)¹を特記したが、ノルウェーは、AIAとPICの違いが不明であるとして削除を主張した(EUなどが支持)。結局、G77・中国は、PICの特記を断念した。

なお、他の国際措置におけるPICでは、輸入を一方的に拒否できるが、AIAは、新しい語であり、PICより穏やかなものだとの説がある。

③ 現存の国際措置の分析の必要性

一議決の前文パラ8、パラ10と附属書のパラ7

ノルウェー案は、LMOの越境移動を特に扱ったものは現存せず、関連の国際措置などのさらなる調査の必要性はないとした(G77・中国が支持)が、豪と米のペーパーは、現存の国際措置などの分析が必要とした(EUなどが支持)。結局、分析の必要性があることと、越境移動を特に扱ったものが現存しないことの両方を記述することで妥結した。

④ 「オーバーライド」と「重複」

一議決の附属書のパラ5(b)

EU案は、議定書が同じ分野の他の国際措置にオーバーライド/重複しないこと(米、豪、NZと我が国が支持)とした。ノルウェーは、「オーバーライドしないこと」と「重複しないこと」は別のこととし、前者の代替として条約第22条1の規定の準用を提案した。G77・中国は、後者だけで十分とした。結局、EU案を若干修正して合意した。

¹ PICの例が生物多様性条約にもある。第15条5「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。」

(3) その他の議論

①議定書の必要性について、G77・中国案は、「議定書の必要性を認識」、EU案は、「議定書の必要性があると結論」としたが、必要性について何も記述していないノルウェー案を踏まえる形で合意した。
②ハンガリーは、LMOだけでなく、その生産のための biological entities（例えば、DNA、RNA、ベクター）も議定書の対象とすべきと主張したが、WGで検討すればよいとして支持されなかった。
③WGの開催時期、開催場所、議長人事については、何も決めていない。条約事務局の場所が今回、加・モンテリオールに決定し、仮往まいのジュネーブから引っ越すため、WGの開催が遅れるとの予想がある。ホスト国が議長を務めたカイロ会合やマドリード会合と異なり、本WGは、1998年のCOP4まで同一人が議長を務めることになるだろう。

(4) 加、豪、NZ、スイスの態度

当初、これらの国は、国際移動に限定した議定書に到達するために、マドリード報告書の9項目¹をCOP2で絞り込む方がよいのか、WGで絞り込む方がよいのか、方針を決めかねているように思われた。

(5) 米の態度

米は、議定書の必要性を科学的には認識せず、議定書策定を政治的に決定したことにしたいとの立場から、G77・中国案の「議定書の必要性を認識し」を「議定書の策定を決定し」に書き換えることを希望した。

さらに、LMOの輸出の新たな障壁となるような議定書の回避に重点を置き、①国際移動問題とAIA（又はPIC）とは切り離す（輸出通報制度だけ設ければ、後はWTO協定の枠内で輸入国側が対応すればよい）、②議定書は、WTO協定のような既存の貿易協定にオーバーライドしないこと、③WGに貿易問題の専門家を加えるべきであるとの考えであった。日・米・豪・NZの打合せ会では、WTO協定の衛生植物検疫措置協定SPSや国際植物防疫条約IPPCでは足りない点をまず明らかにすべきであると力説していた。

なお、米国政府内で環境保護派との意見の対立があるため、積極的発言はできないとのことであり、マドリード会合に比べおとなしかった。

(6) G77・中国の態度

G77・中国の中で我が国に考えが近いのは、韓国、中国、ブラジルと思われるが、中とブラジルは沈黙を守り、韓国は、G77内で孤軍奮闘していた。COP1やマドリード会合で活躍したアフリカやラテンアメリカ諸国は、森林・海洋、資源アクセスなどのグループを優先したためか、出席は少なかった。

4. 今後の課題

国内規制を含む範囲の広い議定書を望む、多くの途上国は、各先進国やOECDに蓄積された知識・経験を必ずしも十分に理解していないと思われる。我が国として、WGでの交渉と並行して、関係省庁・関係団体が直接に、又はOECDやUNEPの活動を通じて、こうした途上国への啓蒙、教育、技術移転などによる能力構築支援を積極的に推進することが肝要である。UNEPにおけるガイドライン案と関連の能力構築の在り方の検討にも、もっと注目すべきであろう。

なお、今回もそうであったが、途上国は、国外から入ってくるLMOのバイオセーフティー問題と国外に持ち出される遺伝資源・利益配分問題をセットで考えている。国際社会でバイオの海賊行為biopiracyのそしりを受けないよう、我が国の企業や研究機関の自覚、的確な時代認識が求められる。

¹ 脚注5に同じ。

[3] 第1回専門家諮問グループ会合*

1996年8月1～2日、ニューヨーク・アメリカ

はじめに

生物多様性条約は一種の枠組条約だけに、その運用については、締約国間の協議で具体的なルールや手続の詳細が定められねばならない。したがって、その過程で調整の役を務める条約事務局の仕事が極めて重要になってくる。一方、条約の主旨にある生物の多様性と、その持続可能な利用及び遺伝資源から生ずる利益の公平な分配などは、国を越えて将来の企業活動に深くかかわる問題でもある。そこで事務局長Juma博士は事務局と産業界との密接な交流の重要性を主張しており、その意図を汲みとった秘書役のBen-Eli博士は条約の運用戦略の作成について事務局を補佐するためのconsultative expert groupを産業界の人材を含めて編成することを提案した。今夏に、その第1回の会合が開催され筆者が参加したので、その概要をここに報告する。

1. 会合開催までの経緯

Ben-Eli博士の提案に同意したIBFメンバーは、SAGB代表のDickson氏が中心になり人選に当たったようである。本年（1996年）6月、Dickson氏より第1回の会合が8月初めにあるので、日本からは筆者を指名したとの連絡があった。同月20日付けで、会合のイニシアティブをとるSSRC（Social Science Research Council）から正式な参加依頼を受け、JBAの要請もあったので出席を受諾した。7月末のバイोजパン開催期間中に、ようやく、会合用の資料の一部^{1,2}が郵送されてきた。したがって、会合のための準備は、7月12日のJBAで行われた関係者との打合せとJBAからの資料に基づいてまとめた筆者の英文³について石川専務から得たコメントだけであり、極めて心細いものであった。しかし、バイोजパンに来日していたDickson氏との意見交換の機会は大変有用であった。ニューヨークに着いた7月31日の夜、翌日の会合に用いるためのBen-Eli博士の56ページにもわたる部厚い資料⁴がホテルの部屋の前に置かれていたのには驚いた。

* 鈴木武夫（1996）「生物多様性条約のための Consultative Expert Group 第1回会合」バイオサイエンスとインダストリー Vol.54 (11) pp53-55

¹ A Review of Science Issues for the Convention on Biological Diversity. A background paper for the meeting of the SSRC Biodiversity Initiative working groups, prepared by Arun P. Elhance, Program Director, Social Science Research Council with David C. Major Program Director, Social Science Research Council in consultation with Michael U. Ben-Eli, The Cybertec Consulting Group, Inc. July 1996

² The Convention on Biological Diversity and its relationships with major related convention and institutions. A background paper for the meeting of the SSRC Biodiversity Initiative working groups, prepared by Lee A. Kimball, visiting fellow, Overseas Development Council in consultation with Michael U. Ben-Eli, The Cybertec Consulting Group, Inc. July 1996

³ 鈴木 Report, Viewpoint of Japanese Industries on Biosafety - Points to be Commented - , Takeo Suzuki, Kyowa Hakko Kogyo Co., Ltd.

⁴ Social Science Research Council, “Meeting the Challenge” Strategic Consideration for Developing a Modus Operandi for Convention on Biological Diversity, August 1996, prepared by Michael U. Ben-Eli, The Cybertec Consulting Group, Inc. July 1996

2. 会合の概要

(1) 全体会合

8月1日、ニューヨーク市街からハドソン河に沿って25マイルほど北へ行ったロックフェラー財団の広大な所有地にあるPocantico Conference Centerで会合は行われた。

出席者の総員は22名で、その顔ぶれは、主に国連関係者、大学教授、政府関係者及びSSRCのメンバーであり、産業界からはBIOのGodown氏と筆者だけで、SAGBのDickson氏は急な事情で欠席であった。条約事務局が産業界との交流の重要性を唱えていた事からすると、この顔ぶれには意外な感じがした。また、アメリカからの参加者が多く、他はノルウェー、コスタリカ、カナダ、イギリス及び日本から各1名ずつと、ブラジルからの2名であった。

会合は歓迎昼食会の後、2時からSSRCのPrewitt社長が議長を務め、ラウンド・テーブルで全体会合から始まった。まず、一人一人、自己紹介と生物多様性条約に対するコメントを述べ、3分ぐらいで終わる人から15分以上も論ずる人がいて、このセッションだけで2時間近くが費やされてしまった。筆者は、自己紹介に続き、生物多様性条約が企業にとって重要なだけに、国連の関係者や条約事務局は、企業の実態についての正しい知識を持ってほしいことなどを述べ、約3分間で最初の義務を果たした。

休憩の後、4時ごろからBen-Eli博士によって、例の部厚い資料「Meeting the challenge」⁵を用いた論説があり、その後、全員でその論説に対する質問と討論が夕刻6時過ぎまで続いた。Ben-Eli博士の資料は、BIOなどの支援を得て、生物多様性条約の特質とその戦略的運用方法について、各界の権威64名余の意見を聴取した上で博士自身がまとめられた、示唆に富んだものである。後日、全文が和訳される予定であるが、その中で、本会合の目的は、生物多様性条約が21世紀に向かっての革新的な国際条約であるために、決定的に重要な戦略的運用に関する方法論を条約事務局に提示することであり、本条約の運用がまだ初期にある今こそ論議するにタイムリーであると述べている。また、論議に際して、本条約の特性、特に弱点にも焦点を当てて論ずることの重要性を指摘している。具体的には、次の三つのテーマが対象となった。すなわち、

- ① 科学的知見を政策立案に可能な限り採用し、組み入れるための最良の方法、
- ② 企業の役割を明確化すると共に、それを促進するための最良の方法、
- ③ 生物多様性に関連する他の先行条約との関係を明確化すること、

全員での討議は途絶えることなく続き、議長が、やっとの思いで夕刻6時過ぎに終了を告げた。そして、ロックフェラー家三代にわたる邸宅跡などの見学と、ゴルフ場もある広大な敷地内の散策は、議論での熱気を冷ますのに大変役に立った。夕食後は、非公式で続きの議論が食卓を囲んで行われ、10時近くになって、やっと自室に戻ることができた。

(2) グループ討議

翌8月2日は、9時から、3グループがテーマごとに分かれて討議が行われた。サイエンス関連は座

⁵ 脚注4に同じ。

長のSchei氏 (Direktor for Nature Management, Norway) 以下7名、産業関連は、Choucri女史 (Prof.MIT) を座長に計6名、そして他の条約関連はCampeau氏 (Ambassador, Montreal) 以下7名であり、Ben-Eli博士は産業関連へ、Prewitt社長はサイエンス関連に加わった。筆者は産業関連でBIOのGodown氏の隣に席をとった。討議の途中で筆者の準備した英文の意見書⁶を座長に提示し、それが全員に配布された。座長のまとめに少しは役立ったようである。

産業関連グループのうち企業関係者は2名だけで、他は国連関係者と大学教官であったためか、討議は、企業と条約との関係について原則論から始まり、両者の相互関係の環を全体的にプラスにするための“who”、“what”、“how”について議論された。そのうちの“what”についての討論で、企業が条約側に与え得るものと、条約側から企業が得るものに分け、後者について条約の運用政策に企業が参画することで市場活動が広範に改善される可能性のあること、重要な資源に関する情報が常に得られること、さらに、パブリック・アクセプタンスが得られやすいこと等が挙げられた、そして“how”では、企業代表を条約の戦略的運用に計画段階から参加させることで、企業と条約関係者との連係に相乗効果が期待され、企業にとっては、結果として経済的なメリットを得ることになるなどが指摘された。上述の議論に基づいて事務局への要望をまとめて、グループ討議は12時半に終了した。

昼食後は、グループごとに座長が、それぞれの討議のまとめを全員の前で報告し、質問と討議がグループごとに繰り返された。

サイエンス部門での討議は、生物多様性の評価について、その技術開発の必要性と、評価にプライオリティーが及ぶ範囲及び科学面から条約の運用を支援するための機構 (SBSTTA, Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice : 科学及び技術上の助言に関する補助機関) について、それを有効に機能させるための事務局の能力向上などが主なものであった。また、他の条約との関連については、将来は統合の方向で議論がなされたように思う。

会合は、更に続くけはいではあったが議長の強腕でようやく夕刻5時過ぎに終了し、やっと、30時間に及ぶ拘束から解放された。

おわりに

生物多様性条約の運用に懸念される多難さから見てコンサルタントグループの役割は安易なものではないと思われた。今会合のまとめ⁷は、9月12日付けで受領しているが、本年 (1996年) 11月のCOP3に向かって、SBSTTA会合ですでに有効利用されたとのことである。

企業にとっても本条約が、21世紀の活動に避けて通れない課題を提示するものだけに、今後はIBFが企業代表として、より積極的に条約運用政策に関与することが必要であると思われる。

⁶ 脚注3に同じ。

⁷ Social Science Research Council, Biodiversity Initiative, Chairmen Report, Working Group Meeting, Pocantico Conference Center, New York 1-2 August, 1996

[4] COP3

1996年11月28日～12月9日、ブエノスアイレス・アルゼンチン

[4]-1 COP3 報告*

はじめに

1996年11月4～15日にアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催されたCOP3に出席した。

これまでは、バイオセーフティー議定書を巡る議論に絞って紹介してきたが、すでに同議定書作業のための作業部会が動き始めており、今回は、ほとんど問題にならなかった。このため、本稿では、発効後3年が経った生物多様性条約の全般について、感じるところを述べてみたい。

1. コップ・スリーは京都で開催？

出発前に課の同僚からは「コップ・スリーって確か1997年に京都でやるんでしょ」と言われた。気候変動枠組条約は、生物多様性条約と同じく1992年6月のアンセド¹で署名式が行われたが、そのコップ・スリー（COP3：第3回締約国会議）が我が国で開催されることもあり、生物多様性条約に比べ我が国政府における知名度は高い。別の例を挙げると、両条約とも条約の下にサブスタ（科学技術助言補助機関²）を設置し、また、資金供与制度の運営組織として暫定的にGEF地球環境ファシリテーターを指定しているが、生物多様性条約の方が「へえ、気候変動と同じだね」と言われてしまう。

思うに、気候変動枠組条約は、目的が明確に絞られ、先進国主導で議論が進展しているのに対し、生物多様性条約は、「生物の多様性」という概念の難しさもさることながら、目的が幅広く全貌把握が困難で、しかも、開発途上国主導で議論が停滞している。このあたりに、生物多様性条約に対するファミリーアリティの欠如の理由がありそうだ。

2. アジェンダ21一家の長男

アジェンダ21の全部に目を通された読者がいらっしやるだろうか。これは、21世紀に向けた行動計画で、第1部「社会的・経済的側面」が第1～8章、量的に大半を占める第2部「開発資源の保護と管理」が第9～22章、第3部「主たるグループの役割の強化」が第23～32章、第4部「実施手段」が第33～40章という構成である。筆者がまともに読んだのは、第15章「生物多様性の保全」と16章「バイオテクノロジーの環境上適切な管理」だけである。

非難を覚悟で「アジェンダ21一家」を概観すると、第38章に基づき国連の経済社会理事会に設置されたCSD（持続可能な開発委員会）が家長に相当する。

第9章はオゾン層保護のためのウィーン条約、モントリオール議定書、気候変動枠組条約が担当。第11章は森林原則声明、IPF（政府間森林パネル）、国際熱帯木材協定が、第12章は砂漠化防止条約が、第14章はFAOが、第15章はワシントン条約、ラムサール条約、ボン条約が担当。第17章は国連海洋法条約、GPA-LBA（陸上活動からの海洋環境保護のための世界行動計画）、マルポール条

* 五十嵐卓也（1997）「コップ・スリーに出席して……発効後3年の薄幸」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (1) pp44-46

¹ ブラジル・リオデジャネイロで開催されたUnited Nations Conference on Environment and Development 国連環境開発会議、別名、リオの地球サミット。ここで、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」及び「森林原則声明」が採択され、2条約の署名が開始された。

² 生物多様性条約ではSBSTTA、気候変動枠組条約ではSBSTA。

約、ロンドン条約、HNS条約が担当。第19章はIPCS(化学物質の安全に関する国際プログラム)、ロンドン・ガイドラインとそのPIC条約化が、第20章はバーゼル条約が担当。

さらに、第2章はWTOの貿易環境委員会が、第6章はWHOが、第33章はODA超大国ニッポン、IDA国際開発協会、GEFが担当。

生物多様性条約の守備範囲は、もちろん第15、16章が中心となるが、第11～14、17、18章の個別生態系の問題も扱っている。CSDの検討と呼応して、SBSTTA第1回会合やCOP2では海洋・沿岸域の生物多様性を、SBSTTA第2回会合やCOP3では農業や森林の生物多様性を議論した。今後は、乾燥地、山岳、内陸水系の生物多様性を議論する計画になっている。

生物多様性条約は、その前文がリオ宣言やアジェンダ21の要約版のようになっており、アジェンダ21の第1、3、4部の問題さえも扱うことになる宿命にあるようだ。第26章「住民とその社会」を例にとれば、この条約には、住民の知識に関して第8条(j)、第10条(c)、第17条2、第18条4の規定がある。COP3には住民団体が大挙出席し、代表者が壇上で声明を読み上げ、住民問題のための作業部会の設置を求めた。協議の結果、これら規定の実施に関する5日間のワークショップをCOP4までに開催することが決議された。

以上のようにアジェンダ21に盛られた幅広い問題を扱う生物多様性条約は、「アジェンダ21一家」の長男に相当するといえるだろう。

3. 途上国からの異議申立て

開発途上の貧困・人口爆発及びバイオテクノロジーの急速な進歩は、遺伝資源を巡る「開発途上国＝生物資源所有者」と「先進国＝資金・バイオテクノロジー所有者」との対立を先鋭化させた。先進国主導で形成された遺伝資源に係る既存の貿易、知的財産権、バイオセーフティーなどの国際ルールに開発途上国が異議を申立て、変更を迫ったのである。生物多様性条約は、こうした遺伝資源を巡る南北問題の解決を目指したものであるが、大枠について合意しただけで、実施のための詳細な規定は、締約国間の交渉やCOPでの検討に委ねている。これもまた枠組条約なのである。

(1) バイオパイラシー

遺伝資源は人類共通の財産であるという従来の考え方に代わり、生物多様性条約によって、遺伝資源を保有する個々の国の主権が確立された。遺伝資源の取得について、条件の相互合意、事前の通知・同意が義務化された。さらに、遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分に努めること、また、国立機関が実施する研究の場合には、当該資源提供国の研究参加と同国における実施に努めることも規定された。

開発途上国や多くのNGO(特に住民団体)は、先進国の企業や研究機関がバイオプロスペクティング(bioprospecting: バイオ資源探査)において遺伝資源を国外に無断で持ち出し、これを元に研究開発して特許を取得しても当該資源原産国に利益を配分しないことをバイオパイラシー(biopiracy: バイオ海賊行為)と呼んで糾弾している。1995年には、インドの伝統的薬用樹インドセンダン(neem tree)からの抽出物に対する先進国企業の特許取得が、バイオパイラシーの象徴的事例として非難を集め、同年9月のNature誌でも大きく取り上げられた。インドでは、ターメリック製剤などについても同様の問題が起きており、これに対抗するため、植物に対する特許を認めていない同国の特許法を改正するとともに、住民の知識の文書化を進めるべきとの指摘もある。

(2) バイオ植民地主義、バイオ帝国主義

COP3の前後に、インターネットの生物多様性メーリングリストを通じて、「パプア・ニューギニア

原住民の血液から作った細胞株について米国 NIH が特許 (# 5,397,696) を取得したが、非難を浴びて、世界人権デーに合わせて放棄する。」とのニュースが流された。一方、COP3 で原住民団体が主催したワークショップには、「珍しい白血病にかかり脾臓摘出手術で命を救われたが、本人の知らないうちに脾臓組織から細胞株を作られ、UCLA 医療センターの研究者とサンド社によって特許 (# 4,438,032) を取得された。カリフォルニア州最高裁は、体から取り出されたら自分の細胞であっても所有権はないとの判断を示した。」という話の主人公ジョン・ムーア氏が出席している。

これも一種のバイオパイラシーであろう。一部の NGO は、これをバイオ植民地主義やバイオ帝国主義と呼び、特に、1991 年から始まった、数年がかりで世界各地の種族から血液、組織、毛髪を試料を集め、細胞株を作るという HGDP (ヒトゲノム多様性プロジェクト) に対して反対運動を展開しているようだ。

なお、生物多様性条約では、1995 年 11 月の COP2 において、ヒト遺伝資源は条約の対象ではないことが確認されている。

(3) 原住民の知識、農民の権利

原住民社会が伝統的に保持してきた遺伝資源の保全と持続的利用に関する知識や、農民が無意識のうちに行ってきた遺伝資源の保全や品種改良などの貢献 (いわゆる「農民の権利」問題) を知的財産として認知し、その権利を保護するための新たな枠組みを確立しようとする動きも強まっている。

COP3 では、知的所有権が条約の目的に与える影響に関して次のようなケーススタディを実施するよう、各国政府や関連の国際機関に勧めることが決議された。

- ①現存の知的所有権制度が、技術移転の円滑化において、また、遺伝資源・原住民の知識へのアクセスやそれから生じる利益の衡平な配分を規定する取決めにおいて果たす役割について検討する。
- ②知的所有権、例えば、特別な (*sui-generis*) 制度やその他の保護形態の開発について検討する。

(4) 社会の健康まで考慮したバイオセイフティー

バイオテクノロジーが単なる学術研究の段階にとどまっている時代には、そうした研究を実施できる先進国のバイオセイフティー制度について、整備の在り方を OECD で検討するだけで十分だった。しかし、学術研究の成果が作物などの一般商品の開発に応用され、開発途上国を市場化するようになると、バイオセイフティーの対応能力のない開発途上国は、モダン・バイオテクノロジーによって改変された生物が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼすのではないかと強い懸念を示すようになった。このため、こうした改変生物の国境を越える移動について「事前の情報に基づく同意」制度を設けることを中心とする、バイオセイフティー議定書の作業が進められている。

COP3 では、業界団体を除く NGO がモンサント社の組換えダイズを例に、議定書発効までの改変生物の環境放出の中止や改変生物を使用した製品への表示を求めた。議場外では、エチオピア環境保護局がアフリカ地域の要請を受けてまとめた議定書案を配布した。同案の作成には、代表的な NGO であるサード・ワールド・ネットワークから資金が流れている。その内容は、読むと気分が悪くなるほど過激である。

1996 年 7 月のバイオセイフティー作業部会第 1 回会合で、アフリカ地域のある代表は、「環境の健康を保護し、人間の健康を保護するなら、社会の健康も保護すべき」として、社会経済的考慮を議定書に盛り込むよう求めた。また、米国のある NGO の代表は、「改変生物による隣国への間接的な影響、例えば、改変生物によって国境近くの農業生態系が破壊され、発生した難民が隣国に流入するような場合も考慮すべき」と主張した。まさに、生物多様性条約の会議ならではの発言であろう。

[4]-2 COP3 : 微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提言が本格登場*

はじめに

1996年11月4～15日にブエノスアイレスにおいて、生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity) の第3回締約国会議 (COP3) が開催された。COP3において、微生物遺伝資源へのアクセスと、そこから生ずる成果の共有に関して、今後 COP として具体的にどのような取り組みでゆくべきかに関する提言が、CBD 事務局と世界生物株保存連盟 (World Federation for Culture Collections, WFCC) 等が協力して作成したペーパーを通して公表された¹。これは微生物系統保存機関 (カルチャーコレクション) への利用者のアクセスを生物多様性条約第15条 (遺伝資源の取得の機会、表1参照) の枠組みの中でどう扱うかという規制の問題であり、カルチャーコレクションを利用する研究者や企業にとって、今後、見過ごせない問題と思われる。

表1 生物多様性条約 (一部抜粋)

第15条 遺伝資源の取得の機会
1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
(2、3、略)
4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、括弧の条の規定に従ってこれを提供する。
5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
(6、略)
7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、(中略)適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

1. カルチャーコレクションと生物多様性条約

カルチャーコレクションは微生物株を系統的に保存し、基礎研究や産業応用のために、利用者に対して、原則として自由にこれを提供するという重要な役割を担っている。現在、世界の58カ国に484のカルチャーコレクションがあり、81万株余りの微生物株が保存されている (WFCC 調べ)。そして、利用者の33%は産業界関係者である²。

これら微生物株の提供にあたって、国際的な協定によって定められている場合以外は、利用者には、利用の最終目的や用途を記述するという制限条件はこれまで課されていない。

上に述べた国際的な協定による規制とは、例えばブダペスト条約 (Budapest Treaty, 1980) に基づく特許微生物の扱いに関する規制や、検疫目的による病原微生物の扱いに関する規制などがある。

* 炭田精造 (1997) 「微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有に関する提言が本格登場 生物多様性条約第3回締約国会議から」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (2) pp81-82

¹ Access to Microbial Genetic Resources (UNEP/CBD/COP/3/Inf.19, 29 October 1996), Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, Buenos Aires, 4-15, November 1996

² Access to EX-Situ Microbial Genetic Resources within the Framework to the Convention on Biological Diversity. Background to the UNEP/CBD/COP/3/Inf.19 Information Document, World Federation for Culture Collections, 1996.

しかしながら、生物多様性条約の発効に伴い、上記以外の微生物についても、同条約の発効日（1993年12月29日）より後に、締約国から入手した微生物株については、同条約第15条（表1）の規制の対象になる。

第15条の骨子は、①遺伝資源の扱いは原産国（country of origin）の主権に属し、②そのアクセスは原産国と利用者との間で事前通知により合意した条件によって行われ、③その結果生ずる成果は両者により公平で平等な条件で共有される、というものである。

このような遺伝資源の扱いは、生物多様性条約をまだ批准していない唯一の先進国であるアメリカにおいても、Yellowstone 国立公園のケース（表2）が示すように、今後、普及してゆく可能性がある。

表2 微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有

－アメリカの例－
<p>Polymerase Chain Reaction (PCR) のベースとなった酵素は1965年にアメリカの Yellowstone 国立公園（公園）で分離され、カルチャーコレクションに保存されていた <i>Thermus aquaticus</i> の菌株に由来すると言われる。公園の規則に抜け穴があったため、公園の事前許可なしに、PCR が商業化され関係企業は利益を得た。</p> <p>公園はその後、規則を改定し、すべての標本を公園の所有物として、その利用者に対しては、材料移転協定 (Material Transfer Agreement) に基づき、公園との事前同意（ロイヤリティによる成果の共有を含む）なくしては、商業的な開発をできないことを明確にした。</p>

2. WFCC による提言

WFCC は生物多様性条約第3回締約国会議において、今後、微生物遺伝資源の問題に特定した議題を設けるべきだと提言した⁴。これまで、同会議では、動物や植物を中心にした議論が進められてきており、微生物に特定した議論はなされなかった。その状況下では、次のようなリスクがある。

①論議が動物・植物をイメージしてなされるため、微生物特有の問題が忘れられ、微生物関係者にとって不利な結論が導き出されるリスク

②他方、もし微生物の論議を開始すれば、政治的な紛糾にまきこまれ「寝た子を起こす」ようなデメリットが生ずるリスク

WFCC はこのジレンマの中で①を選び、微生物遺伝資源の問題に正対することとしたことを示している。

今後の具体的な進め方の案として、微生物関係者を含む学際的専門家グループを設置し、①既存のカルチャーコレクションのシステムの中に「アクセスと成果の共有」の手続を取り入れるための指針の作成、②微生物遺伝資源の入手や移転を行う際の協定 (Agreements) のヒナ型の作成、③入手や移転後の状況を追跡 (tracking) するシステムの設置方法、④これらを満足するカルチャーコレクションの登録 (認証) 制度の設置の妥当性、などを検討することを提言している (表3)。

³ Lyle Glowka, The Convention on Biological Diversity: Issues of Interest to the Microbial Scientist and Microbial Culture Collections, Presented to the Eighth International Congress for Culture Collections, 26 August 1996.

⁴ 脚注1、2に同。

表3 世界生物株保存連盟 (WFCC) の提言の骨子¹

<p>1 生物多様性条約締約国会議は微生物に関する問題を検討すべきである。例えば、作業計画に微生物に特定した議題を設けるべきである。</p> <p>2 能力構築の観点から既存カルチャーコレクションと新興カルチャーコレクションとの間の連携を奨励すべきである。</p> <p>3 微生物分野専門家が、今後の論議に参加することを奨励すべきである。</p> <p>4 学際的専門家グループを設置し、微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有の問題に関して、以下のこと等を検討すべきである。</p> <p>(イ) 既存カルチャーコレクションのシステムの中にアクセスと成果の共有の手続を組み入れることを目的とした指針(又は自発的行動規範)の作成</p> <p>(ロ) 同微生物遺伝資源の入手協定 (Acquisition Agreement) や移転協定 (Material Transfer Agreement) のヒナ型の作成</p> <p>(ハ) 微生物遺伝資源の入手と移転を追跡するための管理・情報システムの設置方法</p> <p>(ニ) 微生物遺伝資源へのアクセスと成果の共有の条項を満足するカルチャーコレクションの登録(又は認証)制度を設置することの妥当性</p>
--

おわりに

上に述べた状況が我が国の関係者にとって何を意味するのだろうか?少なくとも、以下のことは考慮に入れる必要があると思われる。

- ① 我が国が微生物学ないし、その産業利用において世界的に有数な実績をもつ以上、生物多様性条約の枠組みの中での論議が開始されれば、それを避けて通るわけにはいかない。
- ② 微生物遺伝資源へのアクセスとそこから生ずる成果の共有の道筋を明確にすることは、海外資源へのアクセスという側面と共に、微生物資源保有国としての我が国の国益を守るという側面もある。
- ③ したがって、今後の国際的な論議に備えて、我が国のとるべき立場を整理しておくことが必要となろう。

次回の締約国会議は1998年5月4~15日にスロバキア(ブラティスラバ)において開催される予定である。また、科学技術助言補助機関(SBSTTA)第3回会合は1997年9月にカナダ(モントリオール)で開催される。

.....

編者記: COP3の後、下記の二つの重要な国際ワークショップが開催された。

- ① 1997年7月、UNIDO(国連工業開発機構)のアレンジにより、フィリピン政府と先進国専門家による「バイオインダストリーの振興に関する諮問会議」がマニラで開催された。その会合の後、「遺伝資源の持続的利用に関するワークショップ」が開催され、フィリピン政府が大統領令(Executive Order 247)による遺伝資源アクセスへの規制を施行したことを説明した。(資料1)
- ② 1998年8月12日に世界系統保存株連盟(World Federation for Culture Collections, WFCC)主催による「微生物遺伝資源の経済的価値」に関するワークショップが開催された。このワークショップは、WFCCがCOP3に対して行った提言のフォローアップである。(資料2)

次頁にこの二つのワークショップの報告書を資料として掲載する。

¹ 脚注1、2に同。

資料 1. 生物遺伝資源への嚴重なアクセス規制をフィリピンが施行—マニラ諮問会議とダバオワークショップから*

はじめに

今回、UNIDO (国連工業開発機構) のアレンジにより、(1997 年) 7 月 3 日から 4 日にフィリピン政府と先進国専門家とのバイオインダストリーの振興に関する諮問会議がマニラで開かれた。ついで、7 月 7 日から 11 日に、政府・民間・大学関係者による“遺伝資源の持続的利用”に関するワークショップ (WS) がミンダナオ島のダバオで開催された。それらのハイライトについて報告する。

専門家諮問会議(マニラ)

フィリピン及び事務局側参加者: 科学技術省、貿易産業省、国立生物工学・応用微生物学研究所、バイオテクノロジー協会、フィリピン産業連合会、UBIDO 事務局、国際科学・ハイテク研究所 (UNIDO 傘下)

外国専門家側参加者: 欧州委員会 (未来技術予測研究所)、生物多様性条約 (CBD) 事務局、イギリス王立植物園、JBA (筆者)

☆要旨 (問題点と専門家側によるアドバイス)

- ① 科学技術省は UNIDO 等と協力してバイオ産業の振興策を模索している。しかし、資金など多くの面で難問がある。⇒投資銀行に当たることを検討してはどうか。
- ② 産官学の連携体制が不十分である。バイオテクノロジー協会は存在するが、産業界単独型であり弱体である。⇒産官学連携のメカニズムを考えたらどうか。
- ③ バイオの国家戦略の設定について。⇒自国の現状に応じたバイオ技術の応用対象の選択が重要。一見華やかな先進国型産業 (例えば医薬産業) に目を奪われるのは賢明でない。

遺伝資源の持続的利用に関する WS (ダバオ)

参加者: 前記のマニラ専門家諮問会議の参加者の他に、フィリピン環境・天然資源省、農林・天然資源研究開発評議会 (PCARRD) 等の関連省庁、シャーマン製薬、英国 Strathclyde 大学医薬研究所 (SIDR)、シンガポール大学天然物研究所などの熱帯生物資源探索機関・企業、タイ、インドネシア、マレーシア、インド、韓国などの域内諸国、フィリピンの NGO (SEARICE) 等を含む 66 名が参加した (内、フィリピン人は 45 名)。

テーマとしては、遺伝資源の持続的利用 (特にバイオプロスペクティングと呼ばれる熱帯生物資源探査) について、政策上、技術上、経済上、及び実務上の観点から講演と討議が活発に行われた。

☆要旨

- ① フィリピン政府が、大統領令 (Executive Order 247) により遺伝資源アクセスへの厳しい規制を施行したことを説明。環境・天然資源省を中心に関連省庁と NGO などによって構成される委員会がこれを担当している。これは事前同意、生物資源の所有権、成果分配、技術の無償移転、罰則などを具体的に明文化しており、遺伝資源の利用者 (外国人であるかフィリピン人であるかを問わず) にとって、極めて厳しい内容となっている (表 1)。
- ② タイは、この大統領令に盛られた考え方は、フィリピンのみならず ASEAN 諸国間で原則合意していると表明。タイでも規制案のドラフティングを終了し閣議で審議中と報告。科学技術開発庁 (NSTDA) の下に生物多様性を担当するセンターを設立する構想らしい。
- ③ バイオプロスペクター企業又は機関 (米国シャーマン製薬、英国 Strathclyde 大学医薬研究所、シンガポール大学分子・細胞生物研究所など) がビジネス・スキームを説明。その行動原則は CBD に適合して

* 炭田精造 (1997) 「生物遺伝資源への嚴重なアクセス規制をフィリピンが施行—マニラ諮問会議とダバオワークショップから」バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (9) pp53-54

おり透明性がある。これらの機関は NGO の質問に対して極めてオープンに情報を開示していた。

- ④ バイオプロスペクティングに関する産業界の活動について、産官学それぞれから発表があったが、立場により認識に著しい差があることが明確になった。途上国や CBD 事務局(特に法律家)は産業界の R&D 活動は極めて高水準と思っている。産業界はこの種の R&D 活動には波があるが、現在は低調だと思っている。国別に見ると、欧米は、日本の R&D 活動は特に微生物と海洋生物分野において高水準でシステマティックであり、しかもこっそり行っていると思っているふしがいしばしば感じられた。一方、フィリピンなどアジアの途上国から日本に対する批判はなく、むしろ友好的であった(JICA などの日本の ODA プロジェクト受益者から個人的感謝を何度となく受けた)。
- ⑤ 筆者からは、日本は国内的な研究開発として微生物の産業的応用でユニークな成果を上げてきたが、国外でのバイオプロスペクティングの活動は欧米と比べて低調であると思うと表明した。また、JBA の活動やチェンマイとジャカルタでの国際フォーラムでの勧告文を紹介し、CBD に沿った日本の努力の一端を述べた。

おわりに

フィリピンによる遺伝資源アクセスへの厳しい規制の意味するもの

- ① 日本は生物多様性条約を批准しておりこれを遵守する義務がある:フィリピン政府の決定した規制がいかにも厳しいものであっても、条約に基づく正当な行為であり、これを遵守する義務がある。もしこれに違反した企業・機関があり、それが立証されれば、国際的に痛烈な批判を浴び制裁を受けるであろう。
- ② 今後の状況により規制の制度は変化する:規制の狙いの一つに経済的利益の還元がある。フィリピン当局は強い規制により、遺伝資源の使用による一時金、商品化の際のロイヤリティー収入や無償の技術移転などによりバイオテクノロジー産業を振興したいと公言している。しかし、結果は逆かもしれない。強い規制により先進国の企業が寄り付かなくなるかもしれない。ちなみに、この規制は大統領令であり、このため議会を経ないで改訂が可能である。先進国企業の資金や技術の導入をめぐる途上国間にも競争があり、今後の状況により規制の程度は変化するであろう。
- ③ 遺伝資源の規制に関する精通度が先進国企業の競争力を決める一つの要因となる:途上国の規制や国情に精通した企業は、これらに疎い企業よりも研究開発で有利な立場に立つであろう。したがって、この規制は企業戦略に影響を与えるであろう。
- ④ 理論構築と情報開示の必要性:産官学を問わず遺伝資源を扱う国際共同研究において、そのスキームについて生物多様性条約及び相手国の規制制度に整合した理論構築に神経を使うことがいっそう必要になるであろう。また得られた結果を上手にしかもタイミングよく発表する PR の技術が重要になるであろう。

表 1 生物遺伝資源へのアクセスに関するフィリピンの大統領令の骨子

範囲	公共地にあり個人、組織(外国人、国民あるいは官民を問わず)等が使用を意図する生物遺伝資源(ただし私有地で自然に生育する生物遺伝資源も含む)の発見、探索、使用(伝統的使用を除く)を目的としたすべての活動
所管官庁	省庁間生物遺伝資源委員会(環境天然資源省、農務省、外務省、国立博物館、学界、科学技術省、厚生省及び非政府組織(NGO)の代表からなる)が審査する
事前同意	生物遺伝資源の取得に関する活動の意図と範囲を事前に公的に告示し関係当局・地域住民代表・個人等から同意を得ることが必要
研究協定	事前同意に基づき、所定の条項(下記の例示参照)を含む学術研究協定、又は、商業研究協定を結ぶ(費用の支払い・エコロジー債権の購入を含む)
特記事項	① 収集した標本はフィリピン政府の国有財産となる ② フィリピン政府と国民は当該研究から生じる標本とデータ・情報に対して完全なアクセスを認められる

	③ 成果は公平に分配する。(開発した)技術は国内的に商業利用する場合、開発者にロイヤリティーを支払うことなくフィリピン政府に提供される ④ 規制の範囲としては生物遺伝資源そのもののみならず、その副産物及び誘導体も含まれる ⑤ NGO が研究協定の遵守状況の監視に協力する ⑥ 違反者は刑法により処罰するとともに国連などの場で名を公表する
--	---

資料 2. 微生物遺伝資源の経済的価値とは何か？ ハリファックス・ワークショップから*

はじめに

1998年8月12日、カナダのハリファックスにおいて世界系統保存株連盟(World Federation for Culture Collections, WFCC)主催により“微生物遺伝資源の経済的価値”に関するワークショップ(WS)が開催された。JBAからは菅原秀明教授(国立遺伝学研究所)及び筆者が出席した。また、米国、ドイツ、英国、オランダ、オーストラリア、中国、カナダ等のカルチャーコレクション(CC)、国際機関(OECD、CBD、NCTAD、FAO)、大学、産業界等から関係者約70~80人が参加した。

微生物遺伝資源の経済的価値を明確にできれば、その保全のための予算獲得や菌株移転に伴う交渉において利益配分やロイヤリティーの算定等に役立つであろう、というのが開催趣旨である。WFCCは一昨年、生物多様性条約(CBD)の締約国会議に対して提言を行ったが(編者注:本アーカイブ【4】-2参照)、このWSはそのフォローアップである。

経済的価値の議論は、科学・技術という範囲を超え政治的な要素の絡んだ極めて複雑な問題であるため、バランスのとれた議論が必要である。JBAは来年に開催が予定されているCCの公的支援に関するOECD東京ワークショップを視野に入れ、欧米のCC関係者との交流を深めると共に、バランスのとれた議論にすることに寄与すべく、このWSに参加した。

WSでは経済的価値の議論からは多くを期待できない、むしろCCの一層の充実が必要であるという認識で収束した。以下に特記すべき論点を紹介する。

1. 今後のカルチャーコレクションの在り方(ドイツからの問題提起)

微生物遺伝資源の価値に関して、CCの立場から Stackebrandt 氏(DSMZ)が次のような問題提起を行った。

- 自然界に生息している状態のままの微生物は遺伝資源としての価値はない。
- 微生物の価値は、菌株の分離、分類と同定、保存等により付加される。
- 菌株の価値はそれが広く分譲される(売れる)ことにより維持される。売れなければその価値は急激に下がる。

同氏はCC運営の財政面に言及し、菌株の保存と分譲の収支について次のような試算を示した。

- あるCCの保存株数を1万株とする。
- 1株につき年に20アンプル作成するとして400万ecu(欧州貨幣単位)の経費が必要である。
- 60~80%(平均70%)の株には3~5年間、分譲ニーズがないことが経験上分かっている。3,000株について、合計1万アンプル/年を50ecu/アンプルで分譲したとして、50万ecuの収入になる。

* 炭田精造 (1998) 「微生物遺伝資源の経済的価値とは何か？ ハリファックス・ワークショップから」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.56(11) pp57-58

- これは経費の 12.5%を回収したに過ぎない。
- したがって、分譲ニーズの高い株の比率を高めない限り、保有株数を多くすればするほど多くの経費がかかる(生物多様性やゲノミックスの研究が進めば進むほど、CC の保有株数は多くなり経費が増加する)。また、このような状況に対する解決の試案として、同氏は以下のことを挙げた。
- 収支効率アップへの工夫として、例えば、未同定菌株については分類同定を進め付加価値を上げる、同定前の株には安価な保存方法を採用する(例:液体窒素法)。
- CC を多様性 CC(diversity collection)と収入用 CC(income collection)に(概念上)分け、多様性 CC への政府援助を強化する。
- 微生物の採集活動をハーモナイズする(微生物に関する専門性、地域性等による国際分業の意味と思われる)。
- 潜在的に価値があると思われる株(例えば、産業界が興味を待つ未同定株)を保存するのは誰の役割か？何を基準に誰がリスクを負うか？組織化を検討すべき問題である。

以下は筆者の得た情報によってまとめたものである。先進国の CC は競争型 CC と非競争型 CC に分けられる(表 1)。競争型 CC はよく売れる株を重視し収支効率アップを図る。収支効率アップに貢献しにくいものの優先順位は下げる。その代わりに、研究の戦略的提携などベンチャー企業的手法で経営効率アップを図る。競争型 CC は企業的な視点から、他の CC を競争相手とみなす傾向が強い。非競争型 CC は公共的観点から収支効率アップのみに偏らず可能な範囲で多く保存しようとする。分類学等の基礎研究も重視する。これらは公的財源によって運営される。競争型 CC と非競争型 CC の間には時としてかなりの確執があるように見える。

2. 遺伝資源の国際価格はどうか変遷するか？

この論点に関して Vogel 氏(エクアドル在住の米国人経済学者)は現実的な見解を発表した。

- 微生物を含む土壌の採取には僅かのコストしかかからない。
- 微生物の分離と同定によって付加価値がつくが、(開発途上国には)コストが高すぎる事業である。
- 遺伝資源の国際カルテルができない限り、市場原理により微生物遺伝資源の価格は土壌の採取に要するコストを少し上回るまで下がる。

同氏によれば、生物多様性条約の利益の配分に関する考え方の論議において、経済学者が参加しなかったため原理的に間違った結果をもたらした。経済学的には、利益の配分に関しては生物資源利用税のような国際的課税システムの方が機能するであろう、と言う。

ところで、中南米では遺伝資源の国際カルテル的性格を目指すアンデス条約に基づく 391 号決定が発効している(表 2)。生物資源の分野でも OPEC(石油輸出国機構)のように少数の国が国際価格をコントロールする可能性はあるのか？現在、アンデス条約 391 号決定はあまり機能していないと言われる。しかし、CBD でのバイオセーフティー議定書の議論で明らかのように、開発途上国の論理は先進国の常識とは大きく異なる場合がある。今後の動きを注視すべきである。

おわりに

- 欧米は遺伝資源を国家戦略の問題として位置付けている。

欧米先進国は 21 世紀を視野に入れ、ゲノミックス分野での国際的大競争、生物多様性条約をベースとした遺伝資源の囲い込み等の時代の動きに対応し、遺伝資源を国家戦略の問題と位置付けている。それは ATCC の機構改革と新立地(1998 年)、英国の CC 統合戦略(1996 年)、ヨーロッパ CC の情報ネットワークによる統合の試み(現行の CABRI プロジェクト)等に現れている。

- OECD 東京ワークショップ(1999 年)の意味

欧州の CC は非競争型の典型であり、アメリカの ATCC は競争型の典型である。両者とも明確な自らの哲学を待っている。では、欧米と比べ歴史が浅く規模で劣る我が国の CC は今後どのような道を歩むべきなのか？

来年の 2 月 17～18 日には、CC の公的支援に関する OECD 東京ワークショップが通産省で開催される。また、その前日には WFCC-MIRCEN World Data Centre for Microorganisms 主催(一般公開)の“21 世紀における微生物資源センター”が開催される(九段会館)。これらの会議は我が国の CC 関係者が欧米の動きに接し、自ら将来を考える良い機会である。

表 1 競争型と非競争型カルチャーコレクション(CC)の比較

	競争型 CC	非競争型 CC
主な財源	自力獲得	公的資金
体質	企業原理型 他の CC と競争的	公共型 他の CC と協力的
特徴	経済効率の重視 研究の戦略的提携	公共有用性の重視 自力研究の重視
具体的 CC の例	ATCC(アメリカ)	DSMZ(ドイツ) CBD(オランダ) BCCM(ベルギー)

表 2 アンデス条約 391 号決定の骨子

391 決定の発効	1996 年 7 月 17 日(条約は 1969 年から存在)
条約加盟国	ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ(5 カ国)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源へのアクセスを扱う唯一の地域条約 ● 加盟国間で最小限度の共通アクセスルールを設定 ● ルールの詳細は加盟国の国内法で規定するが、391 号決定の基準を下回ることはできない(地域カルテル的性格) ● 生物資源から得た利益を加盟国間で分配するメカニズムとしてアンデス基金の創設を検討中 ● アンデス条約理事会を通じて、加盟国内での規制、アクセス申請、協定、承認、棚上げなどの状況を速やかに他の加盟国に連絡する(48 条、49 条)
現実の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 加盟国間で条約実施状況の情報交換が不足しており、十分に機能する段階にはまだ達していない

[5] 第 3 回 SBSTTA*

1997 年 9 月 1～5 日、モントリオール・カナダ

背景

「生物多様性条約」締約国会議に対して科学上及び技術上の助言をする補助機関 (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の第 3 回会合 (SBTTA3) が 1997 年 9 月 1 日から 5 日までカナダのモントリオールで開催された。SBSTTA の目的は science-base の立場から生物多様性の保全と持続的利用の科学技術的側面について論議することである。日本からは農水省、環境庁、林野庁、水産庁、及び非政府組織 (NGO) として JBA (筆者) が出席した。

議題は以下のように後半な範囲にわたった。

①クリアリング・ハウス・メカニズム (ホームページによる情報システム) のパイロット・フェーズでの実施に関する報告、②SBSTTA の作業と有効性、③内陸水の生態系、④沿岸海洋域の生物多様性、⑤森林の生物多様性、⑥農業の生物多様性、⑦指標とモニタリング。

本報告では当協会関係者にとって直接関係すると思われる案件に絞って報告する。

要旨

1. 遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関するワークショップ

世界資源研究所 (World Resource Institute、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関してアクティブな代表的 NGO の一つ、略称 WRI) の C. Barber 氏の司会により、以下のスピーカーによる現状説明と質疑応答が行われた。

- ① Manokaran 氏 (マレーシア森林研究所、FRIM) : マレーシア政府は今年 8 月に、「遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する国内ワークショップ」を開催した (WRI、IUCN (World Conservation Union、世界最大の自然保護に関する NGO)、Kew 植物園などの専門家がリソース・パーソンとして参加した)。この WS の結果等に基づき、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関するマレーシア政府の政策方針、及びそれを実施するためのガイドライン (モデル協定書を含むらしい) を現在ドラフト中である。
- ② ラオス政府総理府は現在、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する政府方針をドラフト中である。
- ③ フィリピン政府 (欠席のため WRI の Barber 氏が代行説明) は現行の遺伝資源へのアクセスに関する大統領令に対して、国内の研究者が不満を表明するとともに、外国企業のアプローチも少なくなった。政府として大統領令の改定の可能性を含め今後の対応方法について、WRI などに助言などの協力を求めている。
- ④ Tobin 氏 (ペルーの NGO) の報告によれば、ペルーでは原住民 (インディオ) の伝承医薬の知識に対するアメリカ官学産プロジェクト (NIH をリーダーとし、ワシントン大学とモンサント社が担当) によるアクセスとその成果の分配に関してかなり込み入った論議があった。結局、

* 炭田精造 (1997) 「生物多様性条約第 3 回 SBSTTA 会議報告」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.55 (11) pp63-64

know-how のライセンスという考えを導入しペルーとアメリカは合意に達した。

- ⑤ IUCN の Glowka 氏は遺伝資源へのアクセスと成果の分配の規制に関する各国の最近の状況についてレビューした。フィリピン政府、アンデス条約加盟国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）などの先鋭なグループから穏健なグループまで 5 種のカテゴリーに分類して説明した。また、深海微生物（特に熱水鉱床の微生物の産業利用の観点から）の所有権の帰属について国際法で規制すべしという持論を聴衆に訴えた（潜在的に日本などがターゲットである）。
- ⑥ Kerry ten Kate 女史（英国 Kew 植物園）は「遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する産業界の対応状況」に関する WRI 調査の中間報告を行った。「フィリピンの大統領令」に対して欧米の企業が不満を示していることが報告された。
- ⑦ UNCTAD（国連貿易開発会議）の Castro 氏が「BioTrade プロジェクト」について説明した。このプロジェクトは、いかにすればバイオビジネス企業との連携により生物多様性の経済的ポテンシャルを開発できるか、をテーマに、①市場調査と政策分析、②それらのインターネットによるサービス、③国別プログラム、などから成る総合計画を実行し、バイオ製品とサービスのビジネスへの投資を高め新しい市場や事業を創造することを企図している。

2. C. Barber (WRI) との面談

Barber 氏から筆者に対して個人的な話し合いの申し入れがあり、1 時間 30 分ほど意見を交換した。

- ① WRI は来年の 1 月下旬、遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する東アジア地域ワークショップを企画中である（彼の示した参加国リスト案には東南及び東北アジアの主要国が載っていた）。
- ② これは、「フィリピンの大統領令」の施行によって触発されたものであるが、フィリピンのみが対象ではなく東アジア全体が対象であり、上級者レベルの会合としたい。
- ③ 本件について別途、WRI 日本代表から通産省にも既にお願ひしたはずであるが、JBA 及び日本企業にもぜひ参加して欲しい。特に海洋バイオ研究所（MBI）について言及があった。既に B 氏は MBI がパラオと行っているプロジェクトに関して予備知識を持っていた。
- ④ 当方は、本件は持ち帰り検討すると返答した。
今の状況から判断すると、日本がこの提案から逃げれば、アジアでの議論から取り残されるのみならず、東南アジアや欧米の諸国からの評判が相当低くなる。日本の対場から見ればバイアスを持っている人たちがいるであろうが、十分に準備を行った上で、本件に正対すべきと思われる。

3. マレーシアの Zakri 教授（マレーシア国民大学、UKM）との面談

Zakri 教授から夕食に招かれ 2 人でゆっくり話し合う時間を持った。教授の話は次のようなものであった。

- ① マレーシアは現在進行中の日・マ研究協力プロジェクトを高く評価しており、本プロジェクトの終了後も協力関係の維持を期待している。
- ② 遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する政策論議は今後とも重要であり、WRI が企画中の東アジア地域 WS に日本はぜひ参加すべきである。

- ③ マレーシア政府は「フィリピンの大統領令」のような規制をする方針は考えていないし、ASEAN 諸国でそのような合意があるとは Zakri 教授自身は聞いていない。
- ④ バイオの安全性についてはガイドラインを簡素な形で法制化する予定である。そうしないとマレーシアでは外国に遵守させることを期待できない。
- ⑤ SBSTTA3 のあと Zakri 教授はブラジルへ行き、第三世界科学アカデミー賞を受賞の予定である。ちなみに Zakri 教授は SBSTTA3 の議長の任務を中立の立場から立派に遂行した。

4. 遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する「産業界とのインフォーマルな意見交換」

最終日に Barber 氏とその NGO 仲間により標記の WS が開催された。ポイントは開発途上国と多国籍企業の間で遺伝資源へのアクセスと成果の分配に関する協定が締結されても「先進国企業側がそれを守っているという保証がないから、企業が自発的な遵守表明を行う」メカニズム（例えば、化学品安全性のレスポンシブル・ケアのような）を作ったらどうか、というものであった。

- ① 当方としては、日本では契約書に署名するという行為はそれを誠実に実行する意思表示であり、それ以上更に遵守表明することはむしろ誤解を招くから、好ましくないと表明した。
- ② フランス（政府機関）は遺伝資源の「供給者と受領者」の関係はケースにより逆転するから「先進国企業側」のみ保証を要求するのは筋が通らないと主張した。
- ③ カナダ政府は、作物種子の流通システムを例に引き、現在の慣行で問題なく流通が行われていることを強調した。
- ④ 開発途上国側（特に植民者の搾取による苦い体験を持つインディオなど）には先進国企業に対する根強い不信感がある。

5. 次回の SBSTTA 会合の予定

1999 年春、ドイツで開催する。ちなみに、ドイツ政府は SBSTTA の「クリアリング・ハウス・メカニズム」の WS を今年、ドイツで主催した。

[6] COP4*

1998年5月4～15日、ブラティスラバ・スロバキア

はじめに

1998年5月4日より15日にかけて、第4回生物多様性条約締約国会議がスロバキア共和国の首都であるブラティスラバにおいて開催された。いくつかの主要な議題の中から遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から生ずる利益の配分の問題に関して、議論の進捗状況を素描し今後の議論の方向性を法的観点から推測することとする。

1. 作業部会における議論の経緯

第4回生物多様性条約締約国会議(COP4)は、全体をWG(Working Group)-1とWG-2に分け、それぞれが担当する議題に関する事項を更に個々のContact Groupに分けて議論を進めた。

「利益配分(benefit sharing)」に関する議論は、WG-1より5月11日午前中の第6会期より議題として検討される予定であったが、同議題に加えて生物多様性条約(CBD)第8(j)項(原住民の知識)に関する議論も同様に担当するWG-1は、前会期より継続された第8(j)に関する議論を優先的に議論したため、実際には11日午後の第7期より議論される運びとなった。

議論は、翌12日の午前午後のそれぞれ第8、9期を経て5月14日にFriends of Chairによるdraft decisionの起草が開始された。

このdraft decisionは、COP4の最終日である翌15日に、Informal Groupの提案を入れた形で採択された。

2. 主な論点1：資源取得の機会(アクセス)と利益配分に関する途上国の戦略

(1) 取得の機会並びに利益配分に関するアプローチの相違

利益配分に関連する事項は以下の3点に分けられて議論された。即ち、①第19条(バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分)に基づくバイオテクノロジーがもたらす利益の配分を促進し推進するための手段(UNEP/CBD/COP/4/21)、②遺伝資源から生じる利益の公正かつ衡平な配分に取り組むための手段(UNEP/CBD/COP/4/22)、③第15条(遺伝資源の取得の機会)を履行するため、適宜、各国が立法上、行政上、政策上の措置を整備する際にとり得る選択に関する締約国の見解の編纂(UNEP/CBD/COP/4/23)、である。

この議題に関して、条約内容の実施のための措置として、資源アクセスとそこから得られる利益の配分のための国内法の整備の必要性が発展途上諸国の多くの代表から表明された。

他方、日本は条約実施のために国内法上の立法措置の必要性が強調されることは適切ではない旨指摘し、条約に規定されるその他の行政上、政策上の措置について考慮されるべきであると主張した。また、国内の立法上の措置の必要性とは別に、資源の提供と使用に関する最低限度の基準を意味する国際的行動準則(Code of Conduct/Guideline)の必要性がスイス、フランスより表明された。

これに対して米国は、利益配分のための最も効果的な方策は自発的、契約的合意であることを強調し、利益配分合意規定のための多数国間の試みに反対の意思表示をした。

* 最首太郎(1998)「遺伝資源アクセスと利益配分をめぐる議論の法的側面 第4回生物多様性条約締約国会議から」バイオサイエンスとインダストリー Vol.56(11) pp53-56

(2) 締約国の裁量的措置としての国内法の整備の意味

CBD は枠組み条約であり、締約国は条約内容を実施するための立法措置をとる義務はない。条約内容の実施は、締約国会議の決定や議定書に委ねられている。即ち、CBD においては、第 15 条 7 項（遺伝資源の取得の機会）、第 19 条（バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分）において、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関しては、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行うもの」と規定されるのみで、具体的にとられるべき措置に関しては締約国の裁量に委ねられている。

そのような意味での措置として、作業部会での議論においては次の三つの方式が挙げられた。即ち、①国内法の整備、②ガイドライン／行動規範（Code of Conduct）、③契約レベルの合意形式、である。

①のアプローチに関して、現在のところ、もっぱら遺伝資源へのアクセス、成果物の配分に関する国内法を整備している国はまだ少ない¹。今後整備されるべき国内法の内容としては、配分される利益とは何か、アクセス並びに配分のための手続・条件といったものが予想される。

かかる条件としては、金銭的配分率のみならず、人的訓練、機材の提供に加えて技術移転をも「利益配分」の一環として国内法に規定される可能性がある²。とりわけ技術移転に関しては、途上国の利益を一層保護するために、CBD は「技術への接近と移転」を要求している（第 16 条「技術の取得の機会及び移転」）。しかし同時に、「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」旨規定されてもいる。（第 16 条 2 項）

したがって、資源提供国は技術移転をも利益配分の一環として国内法に取り込むにせよ、知的所有権に関する国際的保護をまったく無視することはできない。この場合、資源提供国が取り得る方策としては以下のような場合が考えられる。即ち、アクセスに関しては、国内の権限ある当局の許可制あるいはかかる機関への届出制の対象とする。この場合、許可もしくは届出の対象となっていない資源（したがって、違法アクセスによって取得された、あるいは、その可能性のある資源）からの成果物には知的所有権の保護は認めないという場合である³。このように、資源提供国は、国内法規定の実行力を知的所有権の保護によって担保しようとするのが考えられる。

さらに、国内法による取得の機会並びに利益配分に関する規制の方式としては、①直接規制方式と②間接規制方式の 2 方式に大別できる。直接規制方式とはフィリピンの大統領令 247 号にみられるように、遺伝資源取得の機会から配分に関することがらすべてを法令によって規定する方式である。これは事実上遺伝資源国有化令に近い効果を有すると思われる。間接規制方式とは、例えば CBD 第 15 条にあるように取得の機会並びに配分に関しては「相互に合意する条件で行う」ものとし、このような条件を、資源提供国（もしくはその機関）を一方当事者とする契約⁴の形態で行う。そして、かかる契約の締結を条件として資源へのアクセスを許可するというものである。直接規制方式ではすべての遺伝資源並びにすべての資源利用者に対して一律の条件を適用することとなり、合意形成過程における柔軟性に欠ける。ひいては資源使用者側の資源利用を阻害する可能性がある。

¹ フィリピン、アンデス条約諸国の例が CBD 事務局には報告されている。UNEP/CBD/COP/4/22, para.26

² UNEP/CBD/COP/4/22, para 15

³ 知的所有権が認められない場合として、原子力の利用や一部の医薬品の場合が挙げられる。生物多様性の観点から、遺伝資源の利用に関しても同様に知的所有権が及ぶべきか否かについては議論がある。

⁴ かかる契約の形態としては素材移転契約、共同研究開発契約等が考えられる。

3. 主な論点 2 : 既得資源に対する CBD の適用について

draft decision の起草から採択に至るまでの過程における最大の論点は、CBD 効力発生以前にすでに取得されていた collection は CBD 適用の対象となるかという点であった。これに関して、Group77、中国、エチオピア、ルワンダ、インド、トルコはかかる collection は CBD の対象とするよう提唱したのに対して、EU、日本、スウェーデン、オーストラリアはこれに反対し関連パラグラフの削除を求めた。この件に関しては、コンセンサスには至らず、当該パラグラフは括弧付きのまま残された。

最終日の draft decision の採択に際しては、採択のために地理的配分に考慮されて形成された Informal Group からの提案を受けて、事務局に対して以下のように要請されるべく決議された。即ち、CBD の効力発生以前に既得された collection に関する情報を収集するための中間会議の開催、また、民間、公的部門だけでなく原住民よりの代表も認めた地理的にバランスのとれた専門家会議の設立による、アクセス、利益配分に関連する措置に関する検討、さらに、国内的、地域的レベルでの資源の経済的評価、資源アクセス、利益配分のためのメカニズムの形成のための財政的措置等である⁵。このような内容の草案採択には、日本は最後まで、CBD 締結以前の既得 collection に関するパラグラフには反対したが、最終的には譲歩を余儀なくされた。

既得 collection に対する CBD の適用の主張は、CBD に遡及的効力をもたせることを意味する。この問題は、遺伝資源の開発から得られる成果物に関して一定の利益配分が認められることを前提として、提供国の遺伝資源に対する権利が時間的に過去のどの時点まで認められるかという問題である。

この点に関して条約法条約⁶第 28 条においては、条約の時間的適用範囲に関して、「別段の意図が条約自体又は他の方法によって確認されないかぎり、条約はその効力が当該当事国について生じる以前に行われた行為又は生じた事実等に関しては適用されない (条約法条約第 28 条)」という条約不遡及の原則が規定されている。したがって、CBD の遡及的適用の主張に対しては、CBD も条約の一つである以上、条約法条約の規定との抵触について合理的説明が求められるべきであろう。

結びに代えて

資源提供国と資源利用者の関係は、遺伝資源をその主権的管轄下に置く発展途上国と資源開発からの商業的利益をめざす先進国側民間企業との関係にほかならない。遺伝資源を石油と同様の天然資源として、そこからできるだけ多くの利益を得ようとするのが途上国側の戦略としてうかがえる。確かに、遺伝資源から得られるであろう利益配分は途上国の経済的発展に貢献するであろうし、生物の多様性の保全にも貢献するものと思われる。しかしながら、商業的開発の確立が数万分の一ともいわれる遺伝資源は、その開発に多くの時間、労力、資本を必要とし、その意味で資源それ自体の価値は潜在的なものでしかない。それ故、これをその価値が顕在化している化石燃料資源と同様にみなすことはできない。このような遺伝資源に対して、より多くの利益配分を勝ち取るために厳格に過ぎる法的規制を課すことは、資源使用者による開発にとって阻害要因となり、結果として、資源提供国側を利益配分から遠ざけることとなるのではないかと懸念される。

遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分の問題は、生物多様性の保全・生物資源の持続的利用と並んで CBD の主たる目的の一つに挙げられていながら、この問題が締約国会議の議題として取り上げられたのは今回が初めてである。今後の議論の方向性とその内容が注目される。

⁵ UNEP/CBD/COP/4/IV/8

⁶ 条約に関する国際法上の諸規則を法典化し、一般条約として 1969 年に国連条約法会議が採択した条約

[7] CBD 運用関連中間会合^{*,*}

1999年6月28～30日、モントリオール・カナダ

はじめに

1998年5月に開催された第4回生物多様性条約締約国会議（COP4）において採択された制度的事項と作業計画に関する決定IV-16に基づく中間会合が、6月にモントリオールにおいて開催された。この会合の目的は、COP4以後の条約の実施状況のレビューと来る2000年に予定されるCOP5のための予備作業にあり、実質的議題としては条約の実施状況と作業計画のレビューに並んで遺伝資源へのアクセスと利益配分が挙げられるが、議論の関心は後者に寄せられた。

前者の議題に関しては、生物多様性条約（CBD）実施状況改善のための措置として、COP4決定の実施状況の改善、財政機構等の制度に対する期待、政策策定のための科学的情報・基礎の活用必要性、条約実施のための下部組織（subsidiary body）の創設の可能性等が議論された。

参加者の関心を集めた後者の議題に関しては、今後COP5でアクセス、COP6で利益配分とそれぞれ議論される予定であるが、そのための予備作業が1999年10月にコスタリカにおいて開催予定である専門家会合（Expert Panel on Access and Benefit Sharing）で開始される。今回の中間会合はこの専門家会合の指針を提供するものとして位置付けられる。

以下、アクセスと利益配分に関する議題に焦点を当てて会議の報告とする。この議題はさらに以下に述べる三つに分けられたが、実質的な議論は前述の専門家会合において開始されるものとし、今回の中間会合では事務局側が準備した資料に基づき専門家会合において検討されるべき論点が確認、指摘された。

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分の取決め、並びにオプションの検討に関するレビュー

この議題に関する実質的な議論は本年（1999年）10月に行われる専門家会合でなされるものとし、議論は主にこの専門家会合の構成、運用、議題に関してなされた。アクセスと利益配分に関する取決めを促進するためのオプションを大別するならば以下のとおり。

- ① 立法に関する地域的アプローチも含めた、国内法制方式
- ② 「相互に合意する条件」と事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent）による促進措置
- ③ Code of Conduct 方式

個々のオプションに関する議論は、資源提供国側、利用国側の相違、内容としての技術移転、知的財産権保護との調整、原住民の知識の保護等の観点から更に細分化されて検討されることとなるであろう。

* 「III-1. 生物多様性条約運用関連中間会合」平成11年度 特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp73-94、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成12年3月

* 最首太郎（1999）「生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）中間会合報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.57(9) pp55-56

注目すべき点としては、アフリカグループを代表してマリがアクセス・利益配分に関する議定書の作成を提案したことである。この提案は新たなオプションとして拘束力をもつルールづくりを意味している。

またこれらの議題を検討する専門家会合に関しては、以下のとおり決定された。即ち、その構成については、参加する専門家の数は 50 名以内とし、地域的機構を含む他の国際機関の代表はオブザーバーとして参加する。議題としては、①科学的並びに商業目的のアクセスと利益配分（現行のアクセスと利益配分に関する契約的取決め、並びに指針となる原則あるいは Code of Conduct のレビューを含む）、②PIC、衡平な利益配分と相互に合意する条件に関する、国内的・地域的レベルにおける法的・政策的措置のレビュー・知的財産権と *sui-generis* systems に関する法制、③Capacity Building（遺伝資源の同定、評価、価値の付与のためのもの。ABS 取決めのための交渉力。技術移転に関する検討も含む）、④インセンティブ措置、規制措置、評価措置のレビュー、遺伝資源へのアクセスの促進などが挙げられた。

2. CBD 発効以前に取得された生息域外(ex-situ)コレクションへの CBD の適用の可能性について

CBD 発効以前に取得された生息域外コレクションのうち、FAO の食料農業遺伝資源委員会の対象とならないコレクションに CBD を遡及して適用できるかという問題に関して、アフリカグループ等途上国側は ex-situ コレクションにも CBD を適用することにより、遺伝資源原産国の権利として利益配分を主張しようとしている。他方、先進国側はそのような遡及適用はそもそも国際法上認められないものであり、一度そのような適用を認めるならば遺伝資源にかかわる権利義務関係が複雑になることから、途上国の主張に反対しているのが現状である。この問題に関しては、かかるコレクションの現状を把握するために、事務局より質問状が締約国だけではなく関係各機関に送付されている。これに対する回答は、5 カ国と、FAO、International Plant Genetic Resources Institute、Botanic Gardens Conservation International、International Species Information System、World Federation of Cultural Collections より寄せられた。今会合の最終勧告案では、事務局が作成する質問状による情報収集の継続が決定された。

3. 知的財産権並びに TRIPs 協定の関連規定と CBD との関係

この議題に関する論点は大別すると以下の 2 点である。①GATT/WTO 体制と CBD の条約関係の整合性に関する問題、②CBD 第 8 条(j)項に規定される原住民の伝統的知識の保護に関する問題である。

それぞれの論点に関して敷衍して説明を加えるならば、①に関しては、技術へのアクセス並びに移転に関する CBD 第 16 条には知的所有権の遵守がうたわれている。WTO/GATT 体制の知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は特許制度等によるバイオテクノロジーを含む技術の包括的国際的保護を内容としている。したがって、いずれかの締約国が遺伝資源利用のための技術にアクセスする場合には、TRIPs 協定の関連協定との整合性が問われるわけである。②に関しては、CBD 第 8 条(j)項に規定される原住民

あるいは地域社会への利益配分をどのように実施していくべきなのかに関して、従米の知的所有権とは異なる新たな保護の形態を *sui-generis system* として構築し、これに基づいて利益配分を奨励すべきであるとする考え方が途上国を中心に優勢である。

前者に関しては本年（1999年）10月のABS専門家会合において、後者に関しては2000年1月に行われる予定である第8条(j)項の実施に関する open-ended の ad hoc 作業部会において、議論されることとなっている。

今回の中間会議での決定事項は以下のとおりである。

TRIPs 協定と CBD 間の相互支援の確保の必要性／生物多様性と衡平な利益配分に関する知的財産権の実施の調査／TRIPs 理事会への CBD のオブザーバーの地位を緊急に確保する／CBD の関連規定の認識と CBD と TRIPs 規定間の関係調査のために WTO を招聘する／第8条(j)項に関して目下行われている作業と、*sui-generis* のような制度の重要性を認識する／WIPO 並びに WTO によってなされた作業を緊密にフォローし、関連する場合には CBD の観点から情報提供する（伝統的知識に関する事項を含む）。

結びに代えて

以上のような各議題、とりわけ三番目の議題に関して、議場での途上国側の特徴的な発言が意味するところを推測するならば、以下のとおりである。①に関連して、TRIPs 協定第27条に規定される特許対象からの除外の範囲を拡大することにより、とりわけ技術移転の際の、TRIPs 協定関連規定との抵触を避け¹、②に関しては、FAO/IU の（農民の権利²）に基づく *sui-generis system* を構築し、これに基づいて利益配分を主張する。さらに、このような内容をもつ CBD/ABS を議定書化することにより締約国を法的に拘束する。以上が途上国・資源提供国側のシナリオではないかと思われる。

¹ TRIPs 協定第27条は「特許の対象」を規定している。この規定の中には、特許の適用除外も規定されている。特許の保護から除外される限りにおいては、CBD に規定される技術移転にかかわる知的財産権保護との関連で問題は生じない。とりわけ、第27条(b)項に規定される微生物並びに微生物学的方法は特許の対象となるため、バイオテクノロジー関連の技術移転にアクセスする場合、この規定に抵触する可能性がある。

² FAO は 1983 年 Global System on Plant Genetic Resources と呼ばれる植物遺伝資源保全機構を設立した。これは、植物遺伝資源委員会と International Undertaking (IU) という法的には拘束力のない一種の枠組みより成り立っている。この IU の中に規定される「伝統的農民の権利」とは、植物遺伝資源の質的向上への貢献に対する植物生殖質保有者への保証・報酬として位置付けられている。

【8】 ABS 専門家パネル会合(1)*, *

1999 年 10 月 4 日～8 日、サンホセ・コスタリカ

はじめに

1999 年 6 月に開催された生物多様性条約 (CBD) 中開会合において決定された専門家委員会 (Expert Panel on Access and Benefit Sharing) が、この (1999 年) 10 月 4～8 日にかけて中米コスタリカで開催された。この委員会の目的は、来る 2000 年 5 月 15～26 日にナイロビで開催される第 5 回締約国会議 (COP5) のための予備作業として、生物多様性条約中間会合で合意されたアクセスと利益配分に関して以下の 4 つの議題を専門家の立場から論議してもらい、COP5 での議論の基礎にしようというものである。

- ①研究・商業目的のアクセスと利益配分の取決め
- ②国及び地域レベルでの立法上、行政上、牧策上の措置についての検討
- ③規制手続と奨励措置の検討
- ④能力構築 (Capacity Building)

本委員会のメンバーは、締約国会議の決定事項 IV/8 及び中間会合の勧告 2 に従い、各国政府が私的あるいは公的機関からノミネートした専門家によって構成された。82 カ国から 303 名がノミネートされたが、中間会合での専門家の数は 50 名程度という決定事項に従い、CBD 事務局によって 51 カ国 51 名に絞られた。しかしながら、最終的に参加したのは 44 カ国の 44 名であった¹。また、本委員会開催主催国であるコスタリカから 6 名、スイスから 2 名が参加し、オブザーバーとして、United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)、Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)、World Intellectual Property Organization (WIPO)、Global Environment Facility (GEF)、Consultative Group for International Agricultural Research (CGIAR)、World Conservation Union (IUCN)、The General Secretariat of the Andean Community、Indigenous People's Biodiversity Network、International Centre for Rain Forest Conservation and Development (IWOKRAMA)、World Resources Institute (WRI)、Max-Planck Institute of Foreign Public Law and International Law、Novartis Seed AG から各々 1 名、合計 12 名が参加した。

会議は第一日目の午前中に開会式があり、全体会議の議長としてコスタリカの Medaglia 氏とスイスの Girsberger 氏が、ラポーターとして南アフリカの Wolfson 女史が選出され承認された。午後からは 4 つのワーキンググループに別れ、上記 4 議題についてのブレインストーミングがなされた。続いて、2 日目の午前の全体会議で本会議の進め方について議論され、本会合では、2 つのグループ

* 「III-2. 生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル会合」平成 11 年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp95-154、日本貿易振興会 (財)バイオインダストリー協会、平成 12 年 3 月

* 安藤勝彦 (2000) 「生物多様性条約アクセスと利益配分に関する専門家パネル報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.58(1) pp59-61

¹ 編者注: 日本からは安藤勝彦氏(協和発酵工業(株))が出席した。

(WG-1、WG-2) に別れ、WG-1 ではマレーシアの Zakri 教授を議長として上記議題の 1 を、WG-2 ではロシアの Kalakoutskii 氏を議長として 2 と 3 を各々議論し、上記議題 4 については両グループで話し合うこととなった。筆者は、WG-2 に振り分けられたが、以下に他の議題も含めて本委員会での議論内容を報告する。

1. 研究・商業目的のアクセスと利益配分の取決め

この議題は、WG-1 で論議された。論議の内容は、以下の 3 点に絞られた。

- ①アクセスに関し相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms、MAT) と契約の手順
- ②利益配分オプションとメカニズム
- ③原産国を明らかにすることを促進するための方法

しかしながら、最終的には、上記③は、WG-2 の議論内容と重なるということで、WG-2 の議題として回された。また、上記②に関しては、利益配分の金銭的及び非金銭的利益配分のオプションが例示されただけで、委員会のキーコンクルージョンには盛り込まれなかった。①の MAT に関しては、これが遺伝資源アクセスの契約過程の核心であることを認識し、生物多様性条約のアクセスと利益配分の履行を保証するのに重要な要因であるとの認識が必要であることが確認された。また MAT においては、遺伝資源供給国の政策上のそして行政上の同意を尊重しなければならず、また、その措置は最小限の処理コストを探究すべきであると提言された。

2. 国及び地域レベルでの立法上、行政上、政策上の措置についての検討

この議題は、WG-2 で論議された。論議の焦点は、①アクセスの立法化と規制措置、②事前同意 (Prior Informed Consent、PIC) の概念と手続、③知的財産権 (IPR)、の 3 点に絞られた。

①アクセスの立法化と規制措置

アクセスと利益配分措置に関する立法、行政、政策的取組を至急講じるように提言された。即ち、各国は生物多様性条約の下に、アクセスと利益配分に関する立法上、行政上、政策上の措置をとる必要がある。この措置は各国における生物多様性戦略の構成要素であるべきであり、これによって保全と持続可能な利用が保証される。

②事前同意 (PIC) の概念と手続

PIC は、アクセスと利益配分措置において核心となる要素であり、その手続において、即ち、PIC を得るためには、利用側から提供側へ科学的、商業的情報や、関係する社会上の、文化上の並びに環境上の問題などの情報を与えなければならない点が強調された。

③知的財産権 (IPR)

IPR の議論は、時開の制約上本会合では議論しない旨が最初の日に事務局から述べられていたが、委員から会期中に議論するべきとの強い要望があり、3 日目の全体会議で、急遽、事務局から IPR を議論する小グループを設立したいとの提言があった。しかし、このテーマは WG-2 テーマであり、この全体会議が始まる前の WG-2 の会合で、WG-2 のなかに IPR を議論する小グループの設立が合意されていた。全体会議では、IPR 小グループ設立に関して紛糾したが、最終的には、事務局は IPR

小グループ設立の提言を撤回した形となり、WG-1からの参加も認める形でWG-2のIPR小グループによってIPRに関する論議がなされた。IPR小グループでの結果は、最終日に報告された。即ち、知的財産権はアクセス及び利益配分契約の履行に影響する可能性があることを認識し、契約内容の目安として以下の4点を上げた。

- (a) 倫理的な問題を勘案するため、遺伝資源の用途を規制すること
- (b) 遺伝資源及びそれに関連する知識の慣習的な利用の継続を保證するための規定を設けること
- (c) 知的財産権の実施及び利用の規定には、共同研究、取得した発明に対して何らかの権利を作用させる義務又はライセンスを提供する義務を盛り込むこと
- (d) 知的財産権の共同所有の可能性について考慮すること

また、契約上の取決めは、国内法及び国際法と一貫したものでない点も言及された。しかしながら、最終的には本委員会では何らの結論に達することができず、締約国会議に対しては、これらの問題について更に踏み込んで検討してほしいという要望の提示で終わった。WG-2のIPRの小グループは、EUがメインにその議論を進めたが、全体会議では、合意のための最終調整ができなかった。

本会議を通じて、IPRの議論を含めてアクセスと利益配分措置の遂行に当たっては、原住民並びに地域住民の参加の重要性が常に強調されていた。原住民並びに地域住民とのかわりあいにて特に問題となるのは、CBD第8条(j)項に規定される原住民の伝統的知識の保護とCBD第16条の知的所有権の遵守の条項の整合性をどのようにとるかという点である。この点に関しては、本会議においてIPR小グループから提案された「伝統的知識の登録制度」は、両条項をうまくすり合わせる一つの方策と考えられ、COP5でのこの議論の行方を見守りたい。

3. 規制手続と奨励措置

この議題は、WG-2で論議される予定であったが、ほとんど議論する時間はなかった。結論としては、このテーマを目的としているSBSTTA (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice (科学及び技術上の助言に関する補助機関))で論議して欲しいという提言になった。また、ブラジルから、遺伝資源の経済価値については、今回一切論議されなかったが、今後、継続論議してほしいとの一文を最終報告書に載せることが要求され、認められた。

また、「原産国を明らかにすることを促進するための方法」に関しては、特許に原産国とそのアクセス番号を明記するよう勧告したらどうかという意見が出ていたが、最終報告書には盛り込まれなかった。

4. 全体をとおして

今回のアクセス及び利益配分措置に関する専門家委員会においては、事務局は、とにかくまずアクセスに関する部分だけでも提言を出してほしいという意向が強く、そのため利益配分に関する論議は時間的にも充分でなく、それに関する提言は抑えられた。アクセスで問題となっているのは、CBDが発効してかなりの時間が経つにもかかわらず、多くの国においてそれに関する国内法の整備がなされていない点である。それゆえ、アクセス、持続可能な利用が滞っており、それによって生み出され

る利益配分も停滞しているという結果を招いている。本委員会では、事務局の意向もあり、各国がアクセスと利益配分措置を確立するために何をどうするのかという点が論議の焦点であった。したがって、最終報告書に述べられた「締約国は、アクセスと利益配分措置のための自国の 1 ヶ所の中心拠点と正当な権限のある管轄庁（複数も可）を配置すべきである。」という提言は、本委員会での重要ポイントである。また、委員会は、CBD 事務局に、締約国会議において PIC、MAT を反映したガイドラインを考えてもらうために、本専門家委員会での意見を反映した締約国会議の検討案を作成するよう要請した。

その他、Capacity-building に関して、以下の 4 点の必要性が提言された。

- ① 情報管理並びに生物資源の評価とインベントリー
- ② 契約交渉力
- ③ アクセスと利益配分措置を策定するための法案作成力
- ④ 遺伝資源に関連する伝統的知識の保護に関する *sui-generis* 制度の開発

そのための措置として、委員会は事務局に対して、地球環境ファシリティー事務局と協議し、その財政機構及びその他の関連する組織及び民間部門からの支援を含めて、能力構築の必要性に対応する方法に関して締約国に検討を求めるための提案書を作成するよう求めた。

また、アクセスと利益配分の取決めにおいては、情報に関する事項は避けて通れない要因であり、利用者の団体・機関／遺伝資源のためのマーケット／非金銭的利益配分／利益配分の新しいメカニズム／奨励措置／定義の明確化／*sui-generis* 制度／仲介者の情報の必要性が述べられ、事務局は締約国会議に向けて情報の必要性への対応に着手する提言書を準備するよう求められた。このような情報を効果的に提供することは、適切にアクセスと利益配分措置が講じられることにつながり、そのためには、現在すでにあるこれに関する実際の契約例や行動指針、自発的なガイドラインなどは、PIC や MAT の作成を含めて、そのための参考になると考えられる。

おわりに

COP5 に向けての専門家委員会での議論内容を報告してきたが、各国が今後アクセスのための国内法を策定するに当たっては、例えば遺伝資源を科学研究目的で利用するのか商業目的で利用するのかによって、提供側と利用側との契約内容は変わってくるべきであろうし、本委員会でも様々な遺伝資源の利用者の存在を考えた時、PIC や MAT の内容も場合場合によって変わってくるとの結論で合意している。但し、科学研究目的、商業目的という分け方では、バイオセイフティーの二の舞になるのではという懸念の声もあった。本専門家委員会は、何かを決定するための集まりではなく、ここでの議論は COP5 での議論の基礎となるもので、すべての決定は COP5 に委ねられている。おそらく、COP5 ではアクセスを中心に議論され、COP6 で利益配分の議論へと展開するものと思われるが、生物多様性条約の特にアクセスと利益配分に関する問題は、企業にとっては避けて通れない問題であり、企業の参加なくしては達成できない問題である。したがって、今後の動向を注意深く見守る必要があるとともに、企業側からの積極的な発言も重要である。

[9] 8j-WG1^{*,*}

2000年3月27～31日、セビリア・スペイン

はじめに

標記の作業部会会合が2000年3月27日から31日、スペインのセビリアで開催された。会議はSub-Working Group(SG-1)とSub-Working Group(SG-2)の二つの作業部会に分かれて討議を進めた。それぞれが担当した議題はSW-1では伝統的知識(Traditional Knowledge、TK)のための法的並びにその他の適切な形態による保護の展開、作業計画の要素としての原住民・地域社会の参加のための機構、利益配分、法的要素であり、SW-2では、やはり作業計画の要素としてCBD第8条(j)項並びに関連規定に関する現状、保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行、情報の交換と普及、モニタリング(monitor)に関して検討された。二つの作業部会によるこれらの作業の結果は勧告として、来る(2000年)5月15日から26日にかけてケニアのナイロビに於いて開催される第5回締約国会議(COP5)の討議に付される。

CBD第8条(j)項並びに関連規定は、CBD締結以前の交渉のときより議論の対象でありCBD発効以来これまで4度に渡る締約国会議並びにSBSTTA会合等において議論されてきた。とりわけ、1997年11月24日から28日にかけてスペインのマドリードにおいては伝統的知識と生物多様性に関するワークショップが開催され、そこでは第8条実施のための「作業計画書(これについては後述3)」が採択されている。この作業計画書の内容は多岐に渡っており、この分野の議論の方向性を示している。また、以下に述べる個々の議題にみるように、今回の会合もこの計画書の内容にそったものになっている。

以下、会議の内容として主な論点とそこにおける議論を紹介し、簡単なコメントを付すこととする。

1. 原住民・地域社会間の協力強化のための方策

この分野において目下行われている支援措置として、関連する原住民・地域社会に関する国際会合の開催、情報のネットワーク化や地域計画等がある。このような原住民・地域社会間の国際的協力関係を開始し維持していく上で抑制要因となるものとして、資金の不足、情報交換のための機構の不十分性、国際機構間の関連活動の調整の不適切性、伝統的儀典やネットワーク化された情報、意思決定並びにコンセンサス構築への接近に対する意識あるいは理解の欠如が指摘されている。

この議題は、3月27、30、31日の本会議の席で討議された。注目すべき発言としては、「熱帯雨林原住民国際同盟」より原住民としての承認(recognition)の問題が提起されたことに加えて、活動調整の改善、国際会合への出席、計画開発のための特別な訓練、遺伝資源アクセスに関する交渉のた

* 「II-9. 生物多様性条約(CBD)における伝統的知識の保護—CBD第8条(j)項に関する作業部会会合報告—」平成12年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp238-243、日本貿易振興会(財)バイオインダストリー協会、平成13年3月
* 最首太郎(2000)「生物多様性条約における伝統的知識の保護 CBD第8条(j)項に関する作業部会会合」バイオサイエンスとインダストリー Vol.58(7) pp54-56

めの原住民・地域社会への能力構築と財政支援に対しては一般的に支持されたことである。

最終勧告案では以下のような内容が挿入されることとなった。

- 原住民・地域社会組織の締約国会議への参加の増大
- 締約国に対する原住民・地域社会間の国際的協力強化の要請
- 協力と情報の交換を促進するために原住民・地域社会によって管理決定される文化的に適切な協定の必要性
- 国内の生物多様性に関わる活動の展開と実施への原住民・地域社会の効果的参加促進のための能力強化
- 必要とされる財政支援の拡大

2. 原住民・地域社会の知識、Innovations、慣行の保護のための法的並びに他の適切な形態の適用と発展

この議題に関する作業部会の作業は、現行の法的並びに他の形態の保護をどのようにして原住民・地域社会の知識、innovations、慣行に適用するかということと、既存の法制では対応できない可能性がある分野を対象とする新たな形態の保護をどのように展開していくかということについて議論することにある。またこの目的のために、関連する事例（case studies）について検討することも作業内容に含まれている。

ここでいう法的拘束力をもつ法的形態の保護とは以下のものをいう。すなわち、条約上の知的財産権（Intellectual Property Rights、IPR）制度、*sui generis* systems、事前の情報に基づく同意（PIC）をも内容とするアクセスと利益配分に関する国内法制、契約上の合意、慣習法並びにコモンロー制度等である。他方、法的拘束力を有しない保護制度とは、自発的ガイドライン、Code of Conduct を指す。

この議題は SW-1 において討議されたが、一般に既存の適切な保護の形態の効果を評価するための事例の必要性が強調されただけで、前述の作業部会の作業内容としての TK の保護と IPR との関係、主張される *sui generis* system の内容等についての議論はあまりなされなかった印象がある。TRIPS 協定との関連では、既存の IPR 制度との調和あるいは相互補完性（mutually supportive）が強調され、例えばエチオピアは TRIPS 協定第 27 条 3(b) のレビューは生物多様性に関連する伝統的知識保護のための *sui generis* system が確立するまで延期されるべきである旨示唆した。

以上のような議論の経緯から最終勧告案では以下のような内容となった。

- 法的並びに他の保護の形態の効果を評価するための事例研究の要請
- 他の国際機関の活動を事務局がレビューする
- *sui generis* system の承認と COP での調査研究結果を WTO、WIPO へ伝達すること
- CBD8 条(j)項を他の IPR 関連の国際協定と相互補完的なものとする
- ABS 専門家会合の勧告を採り入れながら、伝統的知識保護のための国内法制を見直し発展させる
- 情報、経験の共有
- 伝統的知識の国内登録制度の促進

3. 第8条並びに関連規定に関する作業計画の進展

提示された作業計画は、伝統的知識に関するマドリード作業部会から継承された以下の7つの要素からなる。

- 原住民・地域社会の意思決定への参加制度（機構）
- 第8条並びに関連規定の現状
- 保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行
- 衡平な利益配分
- 情報の交換と普及
- モニタリングの要素
- 法的要素

また個々の計画要素の下にはこれを実施する上での特定の課題（tasks）が配置されており、これらは全部で18ある。これらの課題はCOP、SBSTTA、CBD事務局、アドホックな作業部会、その他の国際機関が担うべく配分されている（ref. ALLOCATION OF TASKS/UNEP/CBD/WG8J/1/3）。

最終勧告案にみる個々の要素に対する特徴的な部分は以下のとおりである。

- 原住民・地域社会の意思決定への参加制度（機構）

原住民・地域社会のCBD実施に関するあらゆる段階での実質的参加の促進。そのような参加の制度的保障として、TK使用に関する意思決定における能力の強化、実施、立案における参加制度の発展、原住民・地域社会における専門家の育成、女性の参加の促進等。
- 第8条並びに関連規定の現状

TKに関する現状の報告書の準備。
- 保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行

TKを尊重し保持していくためのガイドラインの作成。
- 衡平な利益配分

TKの使用における衡平な利益配分、PIC、原産国の義務等を確保する制度、国内法制の創設のためのガイドラインの作成。
- 情報の交換と普及

原住民・地域社会と連携をとるためのクリアリング・ハウス・メカニズム（CHM）内におけるfocal pointの確認。
- モニタリングの要素

文化的、環境的、社会的影響を評価するためのガイドラインと報告のための基準の作成。
- 法的要素

第8条(j)項との調和の観点からTKに影響を与え得るような文書、とりわけIPR関連文書の評価。並びに*sui generis system*を含む第8条(j)項実施のための法的機構（制度）樹立のためのガイドラインの作成。

4. 所見・感想

- 伝統的知識 (TK) の保護の形態について、途上国は *sui generis system* の一形態として TK の保護のための国内法を制定することにより、TK の利用に関わる法的権利義務関係を生じさせようとする意向である。他方これに対してアメリカは伝統的知識の保護には同意するものの、かかる保護は既存の IPR 制度上の措置、例えば Trade Secret、商標の保護等の措置でも可能であり、必ずしも *sui generis system* として国内法化することの必然性はない旨主張した。

この点について敷衍するならば、途上国はこのような形で *sui generis system* を構築することにより TRIPS 協定第 27 条 3 項 b との抵触を避けようとする狙いもあるように見受けられる。また、途上国側が *sui generis system* アプローチにこだわるもう一つの理由が推察できる。それは、TK の保護を既存の IPR 制度に依るには権利保持者の同定の問題があることに加えて、TRIPS 協定を遵守するような形で国内法を整備することは、同時に、外国から入ってくるバイオ関連先端技術の保護をも義務付けられてしまうことになる。遺伝資源関連の技術移転に関しては無償のそれを関連 CBD 規定 (第 16 条 2 項、5 項) の解釈上主張している途上国にはこのような事態は受け入れられない。

そこで、遺伝資源並びに遺伝資源の利用に関連する TK には従来の IPR とは別な形態の法的保護制度を *sui generis system* として主張しているのではないだろうか。

- 利益配分に関しては、原住民・地域社会の定義、特定の困難は一部締約国、WIPO から指摘された。この問題に関しては事例研究の集積を待たなければならない旨のコンセンサスが得られた。
- 原住民・地域社会代表の COP における意思決定過程への参加は、前述のように、その定義、特定の困難などの理由もあり、引き続き検討課題とされた。
- TK の扱い方あるいはアクセスの問題に関しては、多くの国からガイドライン作成の指摘がなされた。とりわけこの問題に関して注目すべきは、ペルーが伝統的知識の登録制度を設定したことについて言及したことである。
- 原住民族側は本会合に先立ち 3 月 24 日から 25 日にかけて生物多様性に関する原住民フォーラムを開催しており、そこで本会合での議論に備えて基本的な対策を講じてきている。具体的には、IPR、人権、貿易、観光、ジェンダー論等の問題を作業部会において討議するべく働きかけ、議論の対象領域を拡大しようとしている。因みに、この第 4 回原住民フォーラムの主な内容は以下のとおり。

原住民の知識における集団的権利の承認、意思決定過程への参加の権利、PIC と知識へのアクセスを拒否する権利、遺伝資源と TK とに対する補償 (repatriation)、原住民の女性の知識の役割。

おわりに

全体に関しては、議論の対立が予想される論点としての IPR 関連の議題については実質的な議論がなされたとは思えない。むしろここでの「大枠的」結論と前回 (1999 年 10 月) コスタリカで開催された専門家会合での結論をもって COP5 で激しい攻勢をかけてくることが予想される。

[10] COP5^{*,*}

2000年5月15～26日、ナイロビ・ケニア

はじめに

2000年5月15日から26日にかけて、第5回生物多様性条約締約国会議（COP5）がケニアの首都ナイロビで開催された。本会議では、「遺伝資源へのアクセス」や「生物多様性条約（CBD）第8条(j)項」など、15議題が論議された。本報告では、その内の「遺伝資源へのアクセス」を中心に議論の内容を素描するとともに、その議論の今後の方向性を述べる。（現在177カ国が本条約に加盟している）

1. アクセスと利益配分の論議

COP5は、第1日目（15日）の午前と午後及び第2日目の午前に全体会議が開催され、その後、Working Group 1（WG-1）と2（WG-2）に分かれ各々の議題を論議し、さらに個々の議題についてContact Groupが設立され議論が進められた。遺伝資源へのアクセスに関するWG-2の会議は、第2日目の午後3時からジャマイカのElaine Fischer議長のもとに開始され、以下の3点に分けて議論された。また、遺伝資源へのアクセスに関するContact Groupの議長はマレーシアのZakri教授が務めた。

- 1) アクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing、ABS）のアレンジメント
- 2) 知的財産権とTRIPs協定及びCBDの関連する条項間の関係
- 3) 条約発効以前に取得されたものでFAO食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会で検討されていない生息域外コレクション

1) ABSのアレンジメント

ABSの論議においては、「フォーカルポイントの設置」「ABSに関する国内法及びガイドライン」「FAO食料及び農業のための遺伝資源とCBDとの関係」「情報提供と能力構築」「知的財産権」「今後の進め方」の6点がその焦点となった。

①遺伝資源へのアクセスに関するフォーカルポイントの設置

日本、EU、韓国、アメリカ、スロベニア及びケニアは、各国が遺伝資源アクセスのためのフォーカルポイント並びに正当な管轄当局を明確にすることを支持した。フィリピンは、フォーカルポイントと地域住民との対応の困難さを述べたが、CBD事務局もフォーカルポイント明示の必要性を述べ、最終的には以下のように決定された。

- a) 締約国会議は締約国に対し、その管轄権内にアクセス及び利益配分のアレンジメントのための、

* 「II-10. 生物多様性条約に関する第5回締約国会議報告—遺伝資源へのアクセスについて」平成12年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp244-252、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成13年3月

* 安藤勝彦 炭田精造（2000）「生物多様性条約に関する第5回締約国会議報告 遺伝資源へのアクセスについて」バイオサイエンスとインダストリー Vol.58(8) pp61-64

あるいはそのようなアレンジメントに関する情報を供給するための1カ所のフォーカルポイントと1カ所のあるいはそれ以上の管轄当局を、適切に、指定することを要求する。

- b) 締約国会議は締約国に対し、事務局にそのフォーカルポイントと責任当局の名称と住所を届け出ることを要求する。

フォーカルポイントの設置に関しては、これにより今後、締約国による遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施が円滑になることが期待でき、COP5での大きな成果の一つであった。

②ABSに関する国内法及びガイドライン

アルゼンチンは、ABSは経済的利害関係を有するものであり、国内法にはこの点に十分注意を払うべきと述べた。インド及びナイジェリアは、遺伝資源提供国の法的措置を補完する遺伝資源利用国における法的措置並びに規制措置が必要であると強調した。エチオピア及びペルーは、提供国における強固な規制措置の必要性を主張した。ポーランドは、ABS政策はその国の生物多様性戦略及び行動計画に反映されるべきと主張した。

多くの参加者は、ABSに関する専門家パネルの報告(UNEP/CBD/COP/5/8)を高く評価するとともに、CBDにおけるABSの重要性、ABSに関するフレキシビリティのある国際的ガイドラインの作成並びにABSにおける相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms、MAT)の重要性を支持した。特に、スイスは国際的ガイドラインを早急に作るべきと主張し、メキシコはすべての国の標準的法律となるべき行動指針を作成すべきと主張した。また、EU、コスタリカ、ケニア、中国、パキスタン、ポーランド、ボリビア、ソロモンアイランド及びスロベニアは、事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent、PIC)はアクセスにおける核心でありその重要性を強調した。

ABSのアレンジメントに関しては、基本的には各国の国内法で規定されるべきものであるが、国によっては自由度のない厳格な国内法が制定され得る。したがって、今回採択された決定文に「ABSに関する立法上、行政上、政策上の措置は、CBDの目的を推進するため…、柔軟に推進することが必要である、ことに留意する」という文言の意味は大きい。

③FAO食料及び農業のための遺伝資源とCBDとの関係

FAOとCBDとの問題に関しては、ブラジルからFAOはCBDに整合させるべきであるとの意見が述べられた。コロンビア、中国及びエルサルバドルからは、他の機関と共同してFAOの問題を論議し、CBDとの適切な整合性を取る旨の要望が出された。また、ペルー、ボリビア、スイス、アルゼンチンからもFAOの問題が提示され、議長の要請により、翌日の会議の冒頭にFAOは、「この問題に関しては、1995年から、メンバー国161カ国で調整を進めてきたが、対象作物の特殊性から議論は難航しているが、基本的には、CBDに沿う形で解決策を模索しており、今年中にはPresident Reportを出したい。」と述べた(UNEP/CBD/COP/5/12)。

④情報提供と能力構築

締約国の多くは、CBDに関する国内法の制定の必要性を考えているものの、開発途上国からは、そのためのコンサルテーション並びに能力構築の必要性を求める声が強かった。ガーナは、専門家パネル報告に述べられている能力構築の必要性を訴え、トーゴ、ヨルダン、マラウイなどからも能力構

築の必要性が述べられた。また、パプアニューギニアは、能力構築の必要性とともに、CBD 事務局に対して関連する情報の提供を求めた。なお、専門家パネルで提案された能力構築のポイントは以下の通りである。

- (a) 生物資源の評価及び目録作製並びに情報管理
- (b) 契約交渉力
- (c) アクセス及び利益配分の措置を策定するための法案作成力、
- (d) 遺伝資源に関連する伝統的知識の保護のための手段。

⑤知的財産権

中間会合の勧告 3 を受け、WG-2 の会議において、多くの国が知的財産権 (IPR) に関する意見表明を行った。論議の焦点は、先進国主導で進めている WIPO での IPR の考え方と、特に開発途上国側が主張する原住民や地域のコミュニティーが持つ有益な知識、工夫、慣行の伝統的知識 (Traditional Knowledge, TK) に対する考え方のギャップの点であった。多くの国から様々な意見が述べられたが、一般に、先進国は WIPO の重要性を深く認識するとともに 8 条(j)項との整合性は今後、WIPO や他の関連機関と情報交換し調整していくべきとの考え方であった。他方、途上国側は、8 条(j)項に関連する伝統的知識の保護並びにその利用から生じる利益の衡平な配分を保証する特別の制度 (*sui generis* システム) の導入を主張した。また、エクアドルはペルーが提案した TK の国際的登録制度を強力に支持した。アメリカは *sui generis* システムの導入は時期尚早であり、広くこれに関する情報を集め慎重に進めるべきであるとの意見を述べた。また、CBD 事務局は、WG-2 の会議において TK は IPR では充分保護できないとの認識を示した。

生物多様性条約第 8 条(j)項の伝統的知識とは: 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫、及び慣行を有するものの承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

⑥今後の進め方

全体的に専門家パネルの報告書の評価は高く、中国、コロンビア、ブラジル、韓国、EU、ソロモンアイランド、トーゴ、マラウイなどから専門家パネルの継続が要請された。また、イランからは、前回の専門家パネルの構成比率を見ると途上国が少なく、次回の専門家パネルにはより多くの途上国を含めるべきとの意見が述べられた。ソロモンアイランド及び MAORI PEOPLE の代表は、専門家パネルと 8 条(j)項に関する Working Group とのリンケージを求めた。EU は、広域の参加者から構成される ad hoc Open-ended Working Group の設立を要請し、デンマーク、イラン、ノルウェー及びスイスは、これに賛同を示した。日本は、専門家パネルの活動を評価するものの、今後の開催においてはその議論の内容を明確にし、継続するかどうかを慎重に考えてほしい旨の意見表明をした。そして、最終的には、議論の内容を明確にした上で、アクセスと利益配分に関する専門家パネルを再召集することが決定された。また、同時に、政府機関、原住民及び地域住民、非政府機関、企業及び科学並びに学術研究機関の参加者から構成される ad hoc Open-ended Working Group の設立が決定さ

れた。専門家パネルでの結論をこのワーキンググループに報告し、それを受けたワーキンググループでの協議の結果を、生物多様性条約の第6回締約国会議において論議するための叩き台にしようというものである。

2) 知的財産権と TRIPs 協定及び CBD の関連する条項の関係

この問題に関しては、先に述べた知的財産権での議論と重複するところがあるが、TRIPs 協定 (the Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights) に関しては、WG-2 での議論でインドから TRIPs の第29条の特許出願人に関する条件の中に遺伝資源の原産国の明示を盛り込むべきだと提案された。しかし、第29条は、その発明をその技術分野の専門家が実施できる程度に明確且十分に開示することを要求するものであり、発明の実施に影響を与えるものではない原産国開示をこの条項に要求することは適切とはいえないとして、この提案は却下された。また、仮にこれを認めた場合でも、技術分野による差別を禁止する TRIPs 協定第27条1項に違反するものと考えられる。ところで、CBD 第8条(j)項並びに関連する条項は知的財産権の問題と密接に関わっていることから、CBD が TRIPs 協議会にオブザーバーとして参加できるように求めることが承認された。

3) 条約発効以前に取得されたもので FAO 食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会で検討されていない生息域外コレクション

生物多様性条約第4回締約国会議第IV/8決定第2項及び中間会合の勧告3を受け、標記の生息域外コレクションに関して論議された。ポーランドは様々な問題が内在するので、最初の段階としてこれに関する情報を最大限集めることが大切であると述べ、インド、中国及びトーゴは、これに関してはすでに作成されているアンケート (UNEP/CBD/ISOC/L.5) を実施して情報を集めるべきであると主張した。日本は、このアンケート調査はあくまでもボランティアベースで行うことを文言として明記すべきであると主張した。また、ロシア及びコロンビアは、それら情報のデータベースの構築、生息域外コレクションの国際センターの設立をそれぞれ提案した。日本は、条約発効以前の生息域外コレクションに関する調査のような条約の遡及効果を含む可能性のある活動には反対であると主張した。フィリピンは、条約発効以前の生息域外コレクションの取扱いに関するプロトコルの作成準備に着手するよう主張したが (実際、最初の決定文草稿には、これに関するガイドラインを発展させるための検討を、今後の ABS 専門家パネルに求める内容の一文があった)、日本が主張した条約の遡及適用につながりかねない問題を含むため、フィリピンの提案は却下された。最終的には、アンケート調査を実施し情報を収集することが了承された。

2. スイス・コスタリカ主催のセミナー

第2日目の午後1時から3時までスイス及びコスタリカ主催のランチタイムセミナー (Developing International Guidelines for Genetic Resources Access and Benefit Sharing) が開催された。コスタリカから、1999年10月にコスタリカで開催された ABS に関する専門家パネル (UNEP/CBD/COP/5/8/Annex IV) において、スイスから自主的に報告された ABS に関するスイスガイドラインの評価、ガイドライン作成におけるフレキシビリティ及び MAT の重要性、学術研究利用と商業利用の異なる取扱いの可能性が述べられた。また、コスタリカでは CBD に関係する国内

法制定にはガイドラインが必要であり、特に植物においては保護対象植物とそれ以外を分けて考える特別なアレンジメントを考察中である旨の報告があった。続いて、スイスからスイスガイドラインについて説明があった。パネリストからは、バランスの取れた良いガイドラインとの評価や *ex situ* に関して述べられておらず更に詳細な戦略が必要、地域住民の完全参加の要望などの意見が出された。また、我が国は、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」（JBA 作成、英文版）を紹介するとともに、このパンフレットを参加者に配布した。

おわりに

COP5 での遺伝資源アクセスに関する論議の主要な焦点は、「遺伝資源のアクセスに関するフォーカルポイントの設置」「ABS に関するガイドライン」「知的財産権」の 3 点であった。特に、知的財産権の論議にはかなりの時間を割いたが、これに関して、最も問題となっているのは、CBD 第 8 条 (j) 項に係る TK の保護とその利用から生じる利益の公正な配分について、TRIPs 協定における知的財産権との整合性を今後どのようにとるかという点である。これについては、今後、WIPO での議論を見守る必要があるが、現在提案されている解決策としては、そのための *sui generis* システムあるいは TK の国際的登録制度の制定などがある。しかし、TK の定義、その帰属、その保護の在り方等不明な点が多く、それら問題点を解決することなくそのような制度を創設することはできないと考えられる。

また、今回は議論の主要な焦点とはならなかったが、ロビーでの非公式な情報交換並びに議論のなかで注目を集めたのは、アクセスに関する「仲介者 (Intermediaries)」の役割である。遺伝資源の提供者とその利用者との仲立ちを務める仲介者の役割が、アクセスと利益配分の流れをスムーズにする効果を持つものとして今後、クローズアップされてくると思われる。

アクセスと利益配分の議論は、今後、専門家パネルが再召集され、そこでの議論の結果が *ad hoc* Open-ended Working Group に提出され、2002 年に開催される生物多様性条約に関する COP6 でのアクセスと利益配分に関する議論の叩き台となる。そこでの議論の主要点は以下の通りであり、最終的には、その結果を基に ABS ガイドラインあるいは ABS 国内法を発展させていこうというものである。

*PIC 及び MAT のための条件

*利害関係者 (stakeholders) の役割、義務及び参加

*生息域内及び生息域外保全及びその持続的利用に関連する技術移転や共同研究開発などを通じての利益配分のためのメカニズム

*知的財産権の問題に関する WIPO による作業を考慮しつつ、生物多様性の保全と持続的利用に
関係する伝統的生活様式を具象化している原住民や地域のコミュニティーの知識、工夫、慣行
の尊重、保全と維持を保証する措置

*能力構築

また、COP5 では利益配分に関しては、深く議論されなかったが、COP6 では利益配分に関しても主要議論の対象となる予定である。生物多様性条約が、特に近年は、南北間の経済条約の様相を顕著に呈してきた。したがって、産業界においても今後の動向に注目する必要があるだろう。

[11] ABS 専門家パネル会合(2)*, *

2001年3月19～22日、モントリオール・カナダ

1999年10月に中米コスタリカで開催された生物多様性条約(CBD)のアクセスと利益配分(ABS)に関する専門家パネル(The Panel of Experts on Access and Benefit-Sharing)(UNEP/CBD/COP/5/8)は、2000年5月にナイロビで開催されたCBDの第5回締約国会議(COP5)において非常に高い評価を受け、本専門家パネルの第2回会合が開催されることになった(COP5決定事項V/26A)。第2回会合は、2001年3月19日～22日にかけてモントリオールで開催された。本会合の主要議題は以下に示す3点である。

議題1：遺伝資源へのアクセスと利益配分における利用者及び提供者の経験に関する評価

議題2：遺伝資源へのアクセスと利益配分の過程における利害関係者のかかわり合いに関するアプローチの明確化

議題3：生物多様性条約の枠組み下でアクセスと利益配分に対応するための、補足的選択肢の検討
本会合のメンバーは政府から推薦された専門家の中からCBD事務局が地域、所属などのバランスを考慮して指名した専門家から構成された。CBD事務局は60カ国60名を指名したが、最終的には50カ国50名の専門家が出席した¹。また、その他オブザーバーとして国際機関、NGO、企業などから総計22名が参加した。

会議は第1日目の午前中に開会式があり、全体会議の議長としてコスタリカのMedaglia氏とスイスのGirsberger氏が、ラポーターとして南アフリカのWolfson女史が選出され承認された。初めにCBD事務局のZedang事務局長の挨拶があり本会合開催に当たっての経緯と本会合への期待が述べられ、続いて本会合のアジェンダ(UNEP/CBD/EP-ABS/2/1)が採択された。次に、世界知的著作権機関(WIPO)事務局及び国連食糧農業機関(FAO)の事務局から、最近の動向が報告された。

本会議の進め方に関して、議長提案により二つのワーキンググループ(WG)に分かれ、WG-1ではロシアのKalakoutskii博士を議長として前記議題1を、WG-2ではスリランカのWickramasinghe女史を議長として前記議題2を論議し、前記議題3については全体会議で論議することとなった。筆者は、WG-2に振り分けられたが、以下にWG-1の議題も含めて本会合での議論の内容を報告する。

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分における利用者及び提供者の経験に関する評価

第1日目の全体会議では、オーストラリア、ボリビア、インド及び南アフリカからCBDをめぐる最近の動向が報告され、WG-1ではそれら報告を基にABSに関する国際的なガイドラインあるいは他のアプローチを発展させるための基礎となる要素について、以下に示す四つのサブグループに分かれて論議された。

* 「3-1-1. 生物多様性条約ABSに関する専門家パネル第2回会合」平成13年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp113-160、日本貿易振興会(財)バイオインダストリー協会、平成14年3月

* 安藤勝彦(2001)「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ガイドライン作成の動き—ABS専門家パネル第2回会合報告」バイオサイエンスとインダストリー Vol.59(8) pp69-71

¹ 編者注：日本からは安藤勝彦氏(協和発酵工業(株))が出席した。

- a. 能力構築
- b. 立法上、行政上、政策上の措置へのアクセス
- c. 事前同意
- d. 知的財産権

2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分の過程における利害関係者のかかわり合いに関するアプローチの明確化

全体会議を基に以下に示す三つのサブテーマに分けて論議された。

- a. 利害関係者の明確化
- b. 利害関係者のかかわり合いに関する事例
- c. 利害関係者のかかわり合いのためのアプローチの明確化

3. 生物多様性条約の枠組み下でアクセスと利益配分に対応するための補足的選択肢の検討

第1日目の全体会議でスイスのKopse氏から報告された"the Swiss draft Guidelines on Access and Benefit-sharing regarding the Utilization of Genetic Resources"とイギリスのten Kate女史から報告された"Guidelines and Complementary Measures in Access and Benefit-sharing"を参考に、本議題に関するドラフト作成グループが組織され、その結果を基に全体会議がもたれたが、本専門家パネル第2回会合の焦点はすべてこの議題に集約されていた。即ち、議題1及び2で明確化された要素並びに本専門家パネル第1回会合の結果を基に、議題3でABSの国際ガイドラインの概要を規定したのである。本会合ではABS国際ガイドライン作成に当たっての要素も承認された。

4. ABS 国際ガイドライン作成に当たって

(1) 背景

ABS国際ガイドライン(以下、ガイドライン)は締約国を援助する目的で作成されるものであり、立法上、行政上、政策上の措置あるいは契約作成のための一つの選択肢として提供されるものである。あくまでも自発的なものであり、締約国の政策を規定するものではない。

(2) ガイドラインの構成要素

①目的: ガイドラインを作成する目的は、遺伝資源へのアクセスと利益の公正で衡平な配分を促進することであり、それによって生物多様性の保全と持続的利用が可能となる。しかしながら、各国の状況の違いもあることから、アクセスと利益配分を促進するために途上国の能力構築に資するような仕組みを規定することも必要であろう。また、CBDの条項の実施に対して各国が正しく理解することも重要であろう。

②主要な特徴: 専門家パネルでは、ガイドラインは自発的、利便的、実用的、受容的、補足的なものでなければならないと結論した。自発的とは、そのガイドラインが遺伝資源の利用者及び提供者に対しての自発性を促すものであることを言う。遺伝資源の利用を最大限にし適用範囲を広くするために、ガイドラインは単純で融通性があり透明性のある、即ち利便性のあるものでなければならない。また、そこに述べられる要素は実行するために実際的であるべきで、取引コストを下げるものであり、政府、利用者及び提供者の承諾を迅速に得るような受容性を有するものであり、また、他の関連

する国際機関と調和し、相補的でなければならない。

③要素：本専門家パネルにおいて明確化したように、ガイドラインに含まれるべき主要な要素は、事前同意（PIC）、提供者と利用者が相互に合意する条件（MAT）、利害関係者の役割と責任、利用者の責任、提供者の責任、利益配分、能力構築、知的財産権などである。

特に今回の専門家パネルでは、利害関係者の役割と責任に関して新たな展開を見た。第1回の専門家パネルでは、遺伝資源へのアクセスと利益配分が促進されない原因の一つは、アクセスの管轄部署が各国で明確になっていない点であることが指摘され、2000年5月に開催されたCOP5では、以下の点が要請されていた。

**** 遺伝資源へのアクセスに関する窓口の設置 ****

A: 締約国会議は締約国に対し、その管轄権内にアクセス及び利益配分のアレンジメントのための、あるいはそのようなアレンジメントに関する情報を提供するための1カ所の政府窓口（National Focal Point、NFP）と1カ所あるいはそれ以上の権限ある国内当局（Competent National Authorities、CNA）を、適切に、指定することを要請する。

B: 締約国会議は締約国に対し、事務局にその政府窓口と権限ある国内当局の名称と住所を届け出ることを要請する。

しかしながら、2000年12月の時点で、CBD事務局にこれらを届け出たのはわずか13カ国にすぎない。本専門家パネルでは、この原因をNFPとCNAの役割が明瞭になっていない点にあると考え、これらの役割とその責任を以下のように定めた。

NFP：各国の政府窓口は、PICとMATを得るための手順並びにCNAを明確にし、それら手順に関しての情報の流れを明らかにすべきである。

CNA：各国の権限ある国内当局は、立法上、行政上及び政策上の措置に従ってアクセスの適用を決定するための責任があり、次のような点に関して助言する責任がある。

- a. PICを得るための請求とMATの請求
- b. ABS合意の実施
- c. 交渉の過程における助言
- d. 合意の是認
- e. アクセスされた遺伝資源の保全と持続的利用

利益配分に関しては、ガイドラインの記述内容までは限定しなかったが、基本的には配分される利益の種類、時期、配分の仕組みをMATで定めるべきであると結論した。そのうちの利益配分の仕組みとしては、トラストファンド、ジョイントベンチャー、優先権のある条件をもつライセンスを含む商業化製品から生じる利益や、科学研究及び技術開発における十分な協力を含めるべきであり、これらは生物多様性の保全と持続的利用を促進するように使用されるべきである。また、紛争が生じた場合に解決するための方法もMATで明確にすべきである。

ABSにおける知的財産権（IPR）に関しては、マルチセクターによる協力の下に今後とも調整していかななければならないが、この点に関するガイドラインの性格は、信頼を築き上げるため、及びCBDの条項（特に、8条(j)項、15条、16条、19条）の実施を増進するための手段となろう。本専門家パネルでは、次のような点を考慮して、ガイドラインの作成に当たるべきであると結論した。

- a. アクセスと利益配分の契約合意の中に、利害関係者の権利を保護するための手段を保証するた

めの適切な IPR 条項を含むこと

- b. 現在の IPR との調和のために、関係する国内及び地域の知的財産法の中の、関連する条項及び CBD の 15 条をサポートすること
- c. 遺伝資源と関連する伝統的知識 (TK)、新制度及び慣習の保護のために必要なその他の措置、並びに IPR の利用
- d. TK 保有者の権利を実施するためにその保有者の必要とする能力を増強するための措置
- e. 知的財産権の適用審査のための現在の手続の下での TK 及び遺伝資源の適切な認識と考察を保証する措置

(3) その他

ガイドラインはあくまでも広く適用できる一般的な基本的要件に留め、特殊なケースについてはガイドラインの付属書類で処理する。遺伝資源の範囲としてはヒトの遺伝資源は含まず、IU の食料及び農業のための植物遺伝資源も含まない。しかし、ガイドラインの適用は IU によって示された枠組みと矛盾しないようにしなければならない。また、ガイドラインの内容は CBD の第 8 条(j)項の WG での結論を考慮し、原住民及び地域住民の慣行及び慣習を侵害してはならない。

おわりに

今回の会合は、総じて穏やかな会合であったと言える。参加したほとんどのメンバーが第 1 回会合のメンバーであり、友好関係が深くなっていったということもあるが、前回の会合でともすれば激しい論戦となった伝統的知識と知的財産権の問題が、伝統的知識に関しては 2002 年 2 月に開催される CBD 第 8 条(j)項の WG で論議され、知的財産権については WIPO の政府間委員会の議論を見守るという状況になったためであろう。議題 3 における全体会議では、国によって状況が異なるので統一したガイドラインが作れないという意見も出たが、ABS に関する国際ガイドライン作成には反対する意見は出なかった。これは、この国際ガイドラインが締約国をサポートする自発的な性質のものであり、規定するような性質のものではないという基本前提があったためであろう。また前回の会合と同様に今回の会合でも、開発途上国あるいは原住民及び地域住民の参加者から能力構築に対する要望が強く訴えられた。

本会合の内容は 2001 年 10 月 22 日からドイツで開催される Ad-Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing (WG-ABS) で報告され、専門家パネルでの結論をもとに議論が継続され、その結果が、2002 年 4 月にオランダで開催される生物多様性条約第 6 回締約国会議 (COP6) での議論の基礎となる。

WG-ABS 並びに COP6 では加盟国は ABS 国際ガイドラインの作成に向けて深く議論してゆくと思われるが、専門家パネルと異なり今度は交渉が主となる会議となるので、その動きを注意深く見守る必要がある。特に注意しなければならない点は、この流れが、バイオセイフティーの議定書作成の流れと極めて類似している点である。生物多様性条約の特にアクセスと利益配分に関する問題は、企業にとっては将来にわたって重要な問題となることは必至であり、避けて通れない問題である。また、ABS をうまく機能させるためには企業の参加なくしては達成できない問題でもある。したがって、企業としても最初から ABS の議論の輪の中に入っていることが重要であり、また、企業側からの積極的な発言も重要であろう。

[12] ABS-WG1*

2001年10月22～26日、ボン・ドイツ

CBD 第5回締約国会議（COP5、2000年5月）の決定に基づき、2001年10月22～26日、本作業グループがボン（ドイツ）で開催され下記の結果を得た。この結果は、2002年4月にハーグ（オランダ）で開催予定のCOP6に提出され審議される。

先進国（日本、EU、スイス等）と途上国の間に意見の隔たりがあり、COP6でも議論が難航すると予想される。我が国の対応について周到な準備が必要と思われる。

特記事項：アクセスと利益配分に関する「自発的認証システム」の必要性が述べられている。これに関し、スイスが場外で初期の研究成果（ABS認証システム¹）を公表した。

主な論点：

1. 国際ガイドライン（GL）案の作成について

- ① GLの性格：自発性、簡便性、実用性、透明性、進化性等が重視された。
- ② 用語の定義：stakeholders、voluntary、nature等の基本的な定義が未決着である。
- ③ GLの範囲：
 - CBD以前の遺伝資源を含めないことで決着した。
 - 遺伝資源の他にその派生物（derivatives）と産物（products）を含めるか否かについては未決着となった。カギ括弧つきでCOP6での審議に供される。
- ④ ABSに関する認証システム：アクセスと利益配分に関する証明及び「認証制度」はボランティアと明記することで決着した。
- ⑤ 途上国側は罰則等の規定を強調したが、原則論に留めることとした。

2. ABS措置における知的財産権の扱い

伝統的知識保護のために国際的メカニズムの在り方、特許出願書に原産国を明記することを義務付けるべきか否か等の議論がなされたが、世界知的所有権機関（WIPO）との相互協力によって推進することとした。米国 BIO も議論に参加した。

3. 能力構築と行動計画

本件に関するワークショップを、2002年2月に生物多様性条約第8条(j)項（伝統的知識）に関する作業グループの会合に合わせて開催する予定である。

* 「3-1-2. 生物多様性条約ABSに関するAd hoc作業グループ会合」平成13年度 特定商品輸入実態調査研究に関する調査研究報告書 pp161-183、日本貿易振興会（財）バイオインダストリー協会、平成14年3月

¹ 上記報告書「3-3.ABS認証システムに関するスイス案」pp291-373を参照。

[13] COP6

2002年4月7～19日、ハーグ・オランダ

[13]-1. アクセスと利益配分(遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインの採択)^{1, 2}

はじめに

生物多様性条約の第6回締約国会議(COP6)が、2002年4月7～19日、オランダのハーグ市で開催され、176カ国、約2000人余(日本からは総勢50余名が登録)が参加した。「遺伝資源に関するアクセスと利益配分(ABS)」は、COP6での16議題のうち、3主要議題の一つであった。ABS議題の目玉は、ボン・ガイドライン(GL)案が採択されるか否かであった。GLに可能な限り強制力を持たる文言を多く入れたい途上国と、自発性、柔軟性、実践性、簡素化を重視する先進国との間で、ハードな議論が展開された。しかし、終盤が近づいて双方が譲歩し、採択されるに至った。次回の締約国会議(COP7、2004年)はマレーシアがホスト国になることが決まった。

1. 審議の経過

第1日の全体会合では、会議の組織的進め方を決めたと、二つの作業部会(Working Groups、WG1とWG2)に分かれてテーマごとの審議が開始された。ABSはWG2に所属した。一般的意見表明の段階において、先進国と途上国の間に、次のような意見の違いがあることが明らかになった。

- 日本を含む先進国側は、ボンGL案の自発的指針としての価値を評価する。本COP6ではボン会合で積み残された懸案事項を解決し、採択を目指そうという声が強かった。
- 途上国側は、遺伝資源の利用者がボンGLを遵守するよう、利用国に拘束力を持たすべきとする意見を表明した。

これまでの締約国会議のように今回も、議論が難航しそうな場合は、それを乗り切るため次のような手順がとられた。「全体会議ー作業部会ーコンタクト・グループ(Contact Group、CG)ー議長の友人達(Friends of Chairman、FC)という四層の組織を作り、それぞれ段階的に代表者の数を絞って、機動的に組み合わせながら会合を開き、合意点にたどり着こうとするものである。

WG2議長であるFisher, E.女史(ジャマイカ)は、ABSに関するCGの設立を決め、CGにおいて掘り下げた議論をすることとした。CG共同議長として、途上国側からはTobin, B.氏(ペルー)が、先進国側からはKopse, A.氏(スイス)が指名された。CG会合は他の会合の少ない時間帯をぬって連日行われるとともに、夜の部は深夜まで続いた。CG会合が膠着した時は、更に人数を少なくして、週末を含めFC会合を持った。炭田(JBA)もこれに加わった。

¹ 「1-1-1-1. 生物多様性条約の第6回締約国会議(COP6)報告」平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp5-8、(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

² 炭田精造 安藤勝彦 谷 浩(2002)「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインの採択ー生物多様性条約第6回締約国会議(COP6、ハーグ)から」バイオサイエンスとインダストリー Vol.60(6) pp62-63

長時間にわたる議論の相当な部分は、政治的駆け引きによる意図的な引き延ばしもあってか、実質の少ない議論に費やされた感が強いので割愛し、以下の論点を紹介する。

(1) GLの遵守のため利用国の責任をどのように強化するか？

メキシコ、ブラジル、コロンビア等のリーダーシップにより、2002年2月にメキシコで「メガ多様性同志国家グループ」が結成された。その宣言書がCBD事務局を通して参加者に配布された（参考資料参照）。これによると、生物多様性の原産国が団結して、ABSの遵守を利用国に強制する力を持つ国際的ABS制度の設置を目指している。本CG会合において、メキシコとコロンビアは、遺伝資源利用国の責任の強化を主旨とする新しい文案を提出し、GLへの追加を強く要求した。先進国側は、GL案の内容に大幅な変更を加える新たな提案に反対し、長い議論となった。結局、メキシコとコロンビアの案を相当程度に削除することで今回は落着した。しかし、この議論は将来再燃するであろうとの印象を受けた。

(2) 遺伝資源の「派生物と生産物」(derivatives and products)をGLの範囲に含めるか？

途上国の多くは、ボンGL案の範囲に「派生物と生産物」を含めるべきであると主張した。一方、先進国側は、GLの範囲はその親条約であるCBDの範囲よりも広くできないはずであるという主張をした。我が国より、化学における派生物の意味を解説したところ、流れが変わり、途上国はGLの範囲から「派生物と生産物」を削除することに合意した。しかし、GLの別の文脈で、例示的にこの文言を使うことで、先進国側も譲歩した。

(3) 用語の定義をどう扱うか？

本件の議論には慎重な手続が必要なことに先進国・途上国側双方が合意し、当面はGLの本文から切り離し、議論を先送りすることにした。今後、作業部会を2年以内に開催することとし、そこでの議題に入れることとした。

2. ABSにおける「知的財産権の役割」、「能力構築等を含む他のアプローチ」について

GLとのパッケージとして上記のテーマも議論された。

- 途上国は、特許の出願明細書に遺伝資源や伝統的知識の原産国の明記を義務付けることを主張したが、先進国側は、それはWIPOで論議すべきことであるとした。CBD締約国会議としては、途上国の希望を踏まえ、WIPO、TRIPSなどの関連会議にCBD事務局が出席することを支持した。
- ABSのための途上国の能力構築に関するWorkshopの開催には、多くの国が賛同した。また、国によって原住民の問題への意見が異なることが判明した。例えば、先進国でも先住民の有無により見解が異なる。日本側は、途上国の能力構築への協力は遺伝資源へのアクセスと利益配分を促進する上で重要であるとし、ボンGLの実施のための能力構築を優先するべきであるとした。

3. 「国連大学によるサイドイベント」で日本が存在感を示す

国連大学高等研究所(UNU/IAS)及び(財)地球環境戦略研究機関(IGES)が、「The Bonn

Guidelines: Tool Kits for Policy Makers」と題するサイドイベントを、11日の昼食時間を利用して開催した。UNU/IAS 所長の Zakri 教授によって趣旨説明がなされたあと、以下の発表があった。会場には50人近くが集まり、立ち見の状態であった。ten Kate, K.女史（英国キュー植物園）は「ボン・ガイドライン行政官のための道具箱」、磯崎博司教授（岩手大学）は「紛争処理メカニズムについて」、炭田精造（JBA）は「生物資源センター（BRC）を介したABSシステムについて」、Barber, C. V.氏（International Marinelife Alliance）は「海洋生物資源管理について」、また、安藤（独）製品評価技術基盤機構；NITE）は生物遺伝資源センター（NBRC）の設立、NITE とインドネシア技術評価応用庁（BPPT）との共同研究に関する覚え書きの締結について紹介した。NITE 作成の紹介資料800部を、本会場並びにCOP6会場で配布したが、瞬く間になくなってしまい関心の高さがうかがわれた。

おわりに

以上のように、途上国は自発的GLでは満足せず、今後、利用国に対して法的強制力を持つ制度の設置を目指すと思われる。2年以内に開かれる作業グループ会合で、この議論が再燃するのは必至と思われる。もう一つの注目すべき動きは、オーストラリアがABS法制化のために、2002年中に法案を議会に提出すると発表したことである。これは先進国として世界最初の例となる。ABSに関する国際的な動きは急速に変化しつつある。我々はこの動きを把握しつつボンGLを十分に消化し、途上国が保護主義に偏らないよう、各国との協力関係の実績を着実に積み重ねることが重要であると思われる。

参考資料：「メガ多様性国家同志グループ」の結成（カンクン宣言：Cancun Declaration）

2002年2月18日にメキシコのカンクンにおいて、12のメガ多様性国家（ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ）の環境大臣及び専門家が集まり、「メガ多様性同志国家グループ」の結成を宣言し、会合を毎年開催することを決めた。来年はペルーがホスト国となる。

同グループは、①生物多様性の原産国の正当な利益を守るには、現在の国際条約等では限界があることを懸念し、②共通の利益を振興するための協調メカニズムとして、国際会議で共同戦線を形成し、③生物多様性の利用から生ずる利益を公平に分配することを、有効に守るための国際的制度の設置を目指した事業等を推進する。

[13]-2. 伝統的知識の保護と知的財産制度(第6回生物多様性条約締約国会議(COP6)の議論から)^{1, 2}

はじめに

「知的財産権 (IPR) 制度」と生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity, CBD) 第8条(j)項に基づく「伝統的知識 (TK) の保護」との関係に関しては、今後の国際的な議論の結果次第では、医薬、化粧品、香料、機能性食品、植物育種等に関係するバイオ産業関係者が大きな影響を受ける可能性がある (表1)。CBD8条(j)項についてのこれまでの議論を踏まえ (表2)、CBD 締約国会議の第6回会議 (COP6、2002年4月8～19日ハーグで開催) において包括的な議論がされた。その結果の概略を報告する。

1. 「TKの保護」における現在の IPR 制度の有効性

途上国側の主張には、TKを保護するには現在の IPR 制度では不十分かつ不相当であり、TK保護のため「固有の制度」(*sui generis system*) を創設する必要があるとの思いが根底にある。COP6では、国際機関との関係、国内立法等による TK 保護、IPR 制度による保護のための措置等について議論され、次のような合意がなされた。

(1) 国際機関との関係

- COPは、世界知的所有権機関 (WIPO) と相互支援的に協力する。具体的には、WIPOのTKに関する政府間委員会 (政府間委員会) が原住民・地域社会の一層効果的な参加のため、引き続き努力するとともに、TK保護のメカニズム (例、IPR出願書にTKの起源を開示) を検討することを勧める。
- COPは、アフリカ統一機構 (Organization of African Unity) が現在の作業を継続するとともに、CBD事務局がアフリカモデル法 (The African Model Law: The Protection of the Rights of Local Communities, Farmers and Breeders, and for the Regulation of Access to Biological Resources) 実施促進の奨励・援助を勧める。
- COPは、世界貿易機関 (WTO) 及びWIPOがTK保護のための国内法・その他の措置に関する情報をCBD事務局に対し、提供することを勧める。
- COPは、WIPOに対し、政府間委員会が作成したTK保護に関連する文書を、CBD事務局にも送付することを要請する (第8条(j)項作業部会で使うため)。
- COPは、開発途上国等によるTK保護メカニズムの設置・維持や、原住民・地域社会によるTK保護の能力構築のために、国際機関や各国政府に対し、技術や財政上の援助を開発途上国等に提供することを勧める。

(2) 国内立法等によるTKの保護

- COPは各国政府に対し、適切なアプローチの組合せ (現在の IPR 制度、固有の制度、慣習法、契約による合意、TKの登録制、ガイドライン等) に基づいて、かつ関連した国際機関の支持を得

¹ 「伝統的知識の保護と知的財産制度 第6回生物多様性条約締約国会議(COP6)の議論から」平成14年度特定商品輸入実態調査に関する調査研究報告書 pp333-339、日本貿易振興会 (財) バイオインダストリー協会、平成15年3月

² 最首太郎 炭田精造 (2002) 「伝統的知識の保護と知的財産制度 COP6 の議論から」 バイオサイエンスとインダストリー Vol.60(9) pp48-50

て、TK 保護戦略を策定し実施することを勧める。

- COP は CBD 事務局に対し、各国政府によって提出された TK 保護の法令や措置に関する情報の編纂を継続し、それをクリアリング・ハウス・メカニズム (CHM) 等を通じ各国に供することを要請する。
- COP は各国政府に対し、TK 保護措置 (特に TK の登録制) の設置や調整を推進するために、三者間 (IPR 当局、CBD 窓口当局及び原住民・地域社会) の連携関係を確立する措置を取ることを奨励する。
- COP は各国政府、原住民・地域社会及び関係機関に対し、次のようなケーススタディや関連情報を、CBD 事務局に提出することを勧める (事務局はこれを編纂し CHM を通じて配布する)。
 - ① 原住民・地域社会の慣習法の性格、(原住民自体の) 多様性、(原住民の) 国内法上地位
 - ② 原住民・地域社会による TK 保護戦略の開発 (特にそのアプローチ、実施方法、経験した問題点)、
 - ③ 「IPR 当局—CBD 担当当局—原住民・地域社会」間の連携関係の確立
 - ④ 域内で調整された固有の制度の実施経験
 - ⑤ TK 保護に関する研究者や学術機関の活動
- COP は各国政府と関係国際機関に対し、締約国間での TK の保護に関する解釈や応用についての紛争を処理する手続や、メカニズムの設置のフィージビリティに関する情報の提出を勧める。

(3) 「固有の制度」

- COP は作業部会に対し、特に次の問題に焦点を合わせて、TK 保護のための「固有の制度」の問題に取り組むことを要請する。これは WIPO の政府間委員会や他のプロジェクトの作業を考慮に入れて行うものである。
 - ① 用語の明確化
 - ② 原住民、地方、国内及び域内の現在の「固有の制度」の編纂と評価
 - ③ 地方レベルでの「工夫」の管理システムの研究、及び現在の国内・国際的 IPR 制度に対する関係
 - ④ そのような作業を更に行う必要性
 - ⑤ 「固有の制度」の開発において考慮すべき主要な要素の特定
 - ⑥ TK の利用から生じる利益の衡平な配分

(4) IPR 制度による TK 保護のための措置

- COP は各国政府に対し、国際機関の助力や原住民・地域社会の参加を得て、TK を保護する手段としての既存の IPR 制度、契約方法、並びに現在開発中の新しいシステムの有効性を評価するため、パイロット・プロジェクトを企画することを奨励する。
- COP は各国政府に対し、IPR の申請に際して TK の起源の開示を奨励する。
- COP は各国政府に対し、IPR の申請に際して事前同意と相互に合意する条件に関する CBD の条項を考慮することを奨励する。
- COP は各国政府に対し、WIPO の助力を得て、特許出願における新規性と進歩性の検討において TK を考慮に入れることを勧める。

2. TK の現状と動向に関する報告書の作成

作業計画の第 1 段階として、①報告書の概略、②報告書の分量と範囲、③全体の論理構成、④情報源と入手可能性、⑤起草の方法と手段、⑤財源、等の項目が採択された。COP は CBD 事務局に対

し、この第1段階の報告書を作成し、次回の作業部会会合に提出することを要請した。

3. 開発の影響評価の実施勧告

COP は、産業利用による開発行為が原住民・地域社会に与える影響の評価を実施するための勧告を採択した。COP は作業部会に対して、次回の作業部会会合でガイドラインの作成作業を継続し、その結果を COP7 に提出することを要請した。また、各国に対しては、ガイドラインが完成するまではこの勧告に正当な敬意を払うことを勧めた。

4. 原住民・地域社会が参加するためのメカニズム

COP は CBD 会合への原住民参加を促進するための財源の確保、COP におけるテーマごとの窓口の役割と責任を明確にするための専門家グループの創設、他の環境条約事務局との協調と協力を、CBD 事務局に要請した。また COP は各国に対し、国内の経験、事例研究、最善の慣行、得られた教訓等に関する情報を CBD 事務局に提出することを推奨した。また CBD 事務局に対しては、これらの情報をもとに報告書を作成し、加盟国の参考に供することを要請した。

おわりに

① COP における TK 保護の議論では、「現状と動向」の広範囲な情報収集をすべき段階にある。第1段の報告書は2年後には出ると思われるが、TK 保護の国際的合意が形成されるにはかなり長い時間がかかると考えられる。

② CBD の COP は、WIPO の政府間委員会が TK 保護のメカニズムを検討することに対し、相互支援的に協力することになっており、我が国でも WIPO 等での議論を注意深くフォローする必要がある。

③ TK の保護には国際問題と国内問題がある。COP での議論は国際問題であり、原住民・地域社会と彼らが属する国家の関係は国内問題である。TK 保護の実施の議論を COP の議題とするまでは、原住民等と国家の利害は一致してきたかもしれないが、両者の関係は必ずしも一枚岩ではない。例えば、TK の登録制度構築のために TK のデータベース化をする場合に、その管理は個々の国家の管轄にゆだねるべきであるとの主張があるかもしれない（国家は遺伝資源と同様に、TK に対する管轄権を主張する可能性が考えられる）。これは、原住民・地域社会に対する利益配分において国家が介入することを意味する。また、代表権に関して、「誰がどの原住民・地域社会を代表するのか?」、「その代表権を誰が認定するのか?」という問題も起こるであろう。国際的には、COP での TK 保護の政策決定過程に原住民の参加を認めることにより、代表の平等性が確保される一方で、国内的には国家と原住民の間に対等な関係が維持できない場合も生じ得るかもしれない。この視点から、COP の決定に基づく CBD の運用が今後どのように変化するのか注目したい。

表1 TK へのアクセスと利益配分(ABS)のための包括的法制度案(ペルーの NGO の考え方)³

原住民又は地域社会	伝統的な意思決定権限と慣習法・慣行の維持、活性化 ABSに関する共同体のプロトコールの採用 原住民固有の法案の作成 原住民の公平原則の特定 契約交渉スキルの開発 TK 保護に対する既存の知的財産権 (IPR) の潜在的有用性の調査
提供国・原産国	原住民の事前同意 (PIC) を必要とするアクセス措置の慣習法・慣行による採択 固有の制度を開発するための参加型プロセスの確立 モニタリングと見直しプロセスに関する固有の制度の採用 紛争解決メカニズムの設置又は維持 先行技術の口述証拠を許容するための国内 IPR 法の改正
受入国・利用国	TK の輸入と利用を規制する法律の採択 IPR 申請の受理・手続の前提として PIC の証拠呈示を要件とすることを採択する。 生物多様性条約 (CBD) 第 15 条、16 条、及び 19 条に基づく義務を遵守するための法律的、行政的、又は政策的措置の採択 TK の商業的又は科学的な不正使用の防止・緩和のために利用できる既存の法的措置の開示
科学目的又は商業目的の利用者	TK の受入れ及び利用の条件として PIC の証拠を要求される。 TK 保持者の慣習法・慣行や原産国の法律の遵守を要求される。 PIC を証明するすべての契約の記録とコピーを維持する。 原住民の TK が公知であるか否かを問わず、彼らの利益を認識し行動規範を採用する。
CBD、気候変動枠組み条約、砂漠化防止条約、UNESCO、WIPO、その他の国際機関	原住民・地域社会の TK の権利を認識し保護するため以下の国際的枠組み制度を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> 慣習法・慣行の遵守を促進する。 TK の輸入と利用の PIC を得るために、受入国・利用国による措置の採択を促進する。 原住民・地域社会の慣習法・慣行、既存の公平法に関する比較研究から集めた公平原則を指針として紛争解決メカニズムを開発する。 国際法上の義務の公平な実現を監視するためのオンブズマン事務所を設置する。 IPR が CBD の目的に資し、国連国際人権規約を遵守することを保証するため、国内及び国際的な制度を見直す。

表2 CBD8 条(j)項に関する議論の系譜

1995.11.6~17 COP2(ジャカルタ)	すべての利害関係者(stakeholders)、特に原住民・地域社会との協議の要請を内容とする IPR に関する決定 II/12 を採択。
1996.11.4~15 COP3(ブエノスアイレス)	CBD 第 8 条(j)項の実施のための国内的立法措置の促進を要請する内容の決定 III/14 を採択。
1997.11.24~28 ワークショップ(マドリッド)	原住民の参加、知的財産権との関連性等の問題に言及した報告書(マドリッドレポート)を作成。
1998.5.4~15 COP4(ブラティスラバ)	決定 IV/9 で、8 条(j)項に関する作業計画の実施のためのアドホック作業部会 (WG) の設置を議決。
2000.3.27~31 WG1 会合(セビア)	8 条(j)項の実施のための具体的措置として作業計画を検討。原住民の参加、公平な利益配分、TK の現状と動向等の議題が挙げられた。また、「TK 保護のための法的並びにその他の適切な形態の適用と開発」の検討に際して、「固有の制度」の問題も俎上に上る。
2000.5.15~26 COP5(ナイロビ)	決定 V/16 において、8 条(j)項の実施のための作業計画を承認。また、事例研究と「固有の制度」についても検討。
2002.2.4~8 WG2 会合(モントリオール)	TK の現状と動向に関する報告書作成計画、開発の影響評価の実施勧告、原住民・地域社会の参加措置、TK の保護における IPR の有効性の 4 テーマについて検討を加えた。

³ Tobin B. (2001) "Redefining Perspectives in the Search for Protection of Traditional Knowledge: A Case Study from Peru." RECIEL, 10 (1)より抜粋。

[14] 持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)*

2002年8月26日～9月4日、ヨハネスブルグ・南アフリカ

2002年8月26日～9月4日、南アフリカ共和国・ヨハネスブルグにおいて持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development、WSSD）が開催された。1992年の国連環境開発会議（UNCED、「地球サミット」）から10年目に当たる本年に、UNCEDで採択された行動計画「アジェンダ21」を包括的に見直すとともに、新たに国際社会が直面している問題等について議論することにより21世紀における環境分野での国際的取組の指針を示すことを目的とした。各国からは首脳クラス、我が国からは小泉総理、川口外務大臣、大木環境大臣、海部元総理、大島経済産業副大臣等が参加した。

WSSDでは、「政治文書」及び「世界実施文書」と合意文書ではない「約束文書」が採択された。分野別の行動計画を記載する「世界実施文書」は、これまで準備会合を4回開催して議論を進めてきた。

「生物多様性」に関しては、「(2010年までの)生物多様性の損失停止計画」と「利益配分のための国際的な制度の構築」の2点について合意が得られていなかったが、今回の会合において、次のとおり合意が得られた。

【2010年までの生物多様性の損失の停止（パラ42）】

（生物多様性条約の3つの目的（生物多様性の保全、持続的利用、遺伝資源の利用による利益の公正かつ衡平な配分）をより効率的かつ一貫した形で実施するためには、また、2010年までに現在の多様性損失速度を著しく減少させるためには、新たな又は追加的な資金及び技術資源を途上国に提供する必要があり、また、あらゆるレベルにおける以下の行動が必要である。

(A more efficient and coherent implementation of the three objectives of the Convention and the achievement by the 2010 of a significant reduction in the current rate of loss of biological diversity will require the provision of new and additional financial and technical resources to developing countries, and includes action at all levels to;)

【利益配分のための国際的な制度の構築（パラ42(o)）】

ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するための国際的な制度について、生物多様性の枠組み内で交渉する。

(Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources:)

議論の概要

1. 第4回会合までの概要

(1) 【(2010年までの)生物多様性の損失の停止（パラ42）】

*「1-1-2-1. ヨハネスブルグ・サミット報告」平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp32-42、(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

本年（2002年）4月の生物多様性条約締約国会議（COP6）の決定事項から、生物多様性の損失を2010年までに停止（損失割合を低下）させるという内容を引用しようとするEUに対し、G77、Like Minded Mega-diverse Countries（メガ多様性同志国家、LMMC）は開発が制限されることを懸念、「損失を防ぐための手段（instruments）」を用意することを理由に、先進国からの支援が見込めることから、より柔軟な書きぶりである「ハーグ閣僚宣言」の引用を主張した。なお、米国は年限の記載に反対していた。

EU案	「2010年までに、多様性損失割合を低下させることを達成する。」 [Achieving significant reduction in the current rate of biodiversity loss [by 2010], actions are required at all levels to:]
G77案	「現在の警戒すべき生物多様性の損失を防ぐための手段を用意する。」 [With a view to having instruments in place to stop the current alarming biodiversity loss [by 2010], actions are required at all levels to:]
米国案	EU案、G77案から「2010年までに」を削る。

(参考)

生物多様性条約(CBD)/COP6(02年4月)

決定事項

VI/26. Strategic Plan for the Convention on Biological Diversity

11. Parties commit themselves to a more effective and coherent implementation of the three objectives of the Convention, to achieve by 2010 a significant reduction of the current rate of biodiversity loss at the global, regional and national level as a contribution to poverty alleviation and to the benefit of all life on earth.

ハーグ閣僚宣言

15. We call upon the World Summit on Sustainable Development to:

(d) Reconfirm the commitment to have instrument in place to stop and reverse the current alarming biodiversity loss at global, regional, sub-regional and national levels by the year 2010.

Like Minded Mega-diverse Countries (LMMC)

2002年2月18日、メキシコのカンクンにて、メガ多様性国家12カ国の環境大臣が「Likeminded mega-diverse countries group」の結成を宣言し、カンクン宣言(Cancun Declaration)¹を取りまとめ、毎年閣僚及び専門家レベルの会合を開催することを決めた。

ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ(後にボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わった)

カンクン宣言(Cancun Declaration)

生物多様性の原産国の正当な利益を守るには現在の国際条約等では限界があることを懸念し、共通の利益を振興する協調メカニズムとして、国際会議で共同戦線をはり、生物多様性の利用から生ずる利益を公平に分配することを有効に守るための国際的制度の設置を目指した事業等を推進することを合意した旨を宣言として取りまとめた。”international regime”に関する項目は次のとおり。

h) Seek the Creation of an international regime to effectively promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising from the use of biodiversity and its components. This regime should

¹ CANCUN DECLARATION OF LIKE-MINDED MEGADIVERSITY COUNTRIES
(<http://www.lmmc.nic.in/Cancun%20Declaration.pdf>) (2010年7月9日アクセス)

contemplate, inter alia, the following elements: certification of legal provenance of the biological material, prior informed consent and mutually agreed terms for transfer of genetic material, as requirements to the appreciation and granting of patents, strictly in accordance with the conditions of access agreed by the countries of origin.

(2) 【利益配分のための国際的な制度の構築 (パラ 42(o))】

本年 4 月の生物多様性条約締約国会議 (COP6) において、生物遺伝資源から得られる利益を均等に配分するために「ボン・ガイドライン」が作成されたが、当ガイドラインには法的拘束力がないことから新たな国際的な制度の設立を求める G77、LMMC に対し、我が国、EU 等は、ボン・ガイドラインの成果を判断できない段階で、新たに国際的な制度を構築について交渉する必要性について同意できないことから対立していた。

[(o) 生物多様性とそのコンポーネントから生じる利益を、公正な配分を促進・保護するための、「国際的な制度」の設立について交渉する。]

[Negotiate the creation of an international regime to effectively promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefit arising from the use of biodiversity and its components;]

2. 非公式協議 (24 日)

(1) 【(2010 年までの) 生物多様性の損失の停止 (パラ 42)】

26 日からの本会合に先がけて開催された非公式会合において、議長から、生物多様性条約第 6 回締約国会議において既に採択されている「2010 年までに現在の生物多様性損失速度の大幅な減少を達成する。」(EU 提案) が適切である旨発言があった。これに対し、ノルウェー、EU が支持し、前回のバリ会合で年限(「2010 年までに」)の記載を強く反対していた米国も同調したことから、合意されるかと思われたが、アルゼンチン (G77 代表) が G77 の中で協議が必要である旨表明し、合意に至らなかった。

(2) 【利益配分のための国際的な制度の構築 (パラ 42(o))】

議長から、G77/China が提案している「国際的な制度の構築」の必要性について合意されていないことに加え、必要性については生物多様性条約において議論することが適当であることから、このパラを削除する旨提言があったが、アルゼンチン (G77/China 代表) が G77 の中で協議が必要である旨表明し、合意に至らなかった。

3. 閣僚会合 (30 日)

エジプト (G77 代表) から、生物多様性の損失の減少に関する年限の記述をなくし、利益の配分や資金・技術支援を記述 (パラ 42)、”the creation of”を削り、「生物多様性の枠組み内で」交渉する (パラ 42(o)) の提案がなされた。

42. Achieving a significant reduction in the current rate of biodiversity loss through the three objectives of the Convention, namely conservation, sustainable use of biological diversity and the fair and equitable sharing of benefits arising from genetic resources, with the provision of financial and technical support to developing countries, will require action to:

(o) Negotiate [the creation of] an international regime [in the context of CBD] to effectively promote and

safeguard the fair and equitable sharing of benefit arising from the use of biodiversity and its components;

G77 提案はパラ 42(o)において軟化がみられるものの、パラ 42 は生物多様性条約第6回締約国会議 (CBD/COP6) の決定案より後退することになるため、カナダ、EU 等から、年限の記述をなくすことは、受け入れられないとの発言があった。議長は、カナダ代表をファシリテータに指名し、調整を図るよう指示した。

4. 閣僚会合 (31 日)

(1) 31 日 11:00~12:30 に、急遽サブグループが設置された。サブグループでは議論を行わず、ファシリテータを任せられたカナダ代表が各国の意見をまとめて、閣僚会議に報告することとされた。サブグループでは各国は従来どおりの主張を繰り返した。

我が国からは、次のとおり発言を行った

【(2010 年までの) 生物多様性の損失の停止 (パラ 42)】

EU の「2010 年までの多様性損失割合を低下させることを達成する」との提案を支持する。

【利益配分のための国際的な制度の構築 (パラ 42(o))】

- “international regime”の内容が明確でないことから、その必要性について判断ができない。
- COP4、COP5 において議論した結果、遺伝資源のアクセスを促進するためにはガイドラインが最も適当であるとの合意が得られた。ボン・ガイドライン (2002 年 4 月採択) の成果を判断できない段階で、新たに国際的な体制の構築について交渉することは、ボン・ガイドラインをないがしろにするものであり、同意できない。
- ボン・ガイドラインには “Evolutionary Approach” (key future 7(f)) が定められていることから、新たな制度を検討するのではなく、まずボン・ガイドラインの改訂、追加等を検討するべきである。

(2) サブグループの終了直後(12:45)に、閣僚会議においてカナダからファシリテータ案が表明された。

42. Mindful of these objectives, and the need for financial and technical support to developing countries achieving a significant reduction in the current rate of biodiversity loss by 2010 include action at all levels to:

(o) Effectively promote the fair and equitable sharing of benefit arising from the out of the utilization of genetic resources through negotiation within the context of CBD, including further deliberations with respect to an international regime.

“negotiation”、“an international regime”の記述が気になるものの、最終テキストとしては適当であると思われたが、16:00 から再開された会議において、メキシコ (LMMC 代表) がファシリテータ案は受け入れられないとして、大幅に変更した対案を示した (17:15)。

42. Achieving a significant reduction in the current rate of biodiversity loss by 2010, through providing new and additional financial and technical resources to countries of origin, in particular developing countries, and negotiate an international legally binding regime to effectively promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefit arising from the use of biodiversity and its components, within the CBD. To pursue these objectives actions are required at all levels to:

上記の LMMC 案はこれまでの議論を反映しておらず、(パラ 42) と (パラ 42(o)) を併せてあり、”to countries of origin, in particular developing countries”や”an international Legally binding regime”等、全く受入れ不可能な文言が挿入されているため、ノルウェー、豪州、デンマーク (EU 代表) から LMMC 案は受け入れられないとの発言が相次いだため、再度、サブグループが設置され、ファシリテータ案と LMMC 案について議論を行った結果、19:00 までにカナダとメキシコが共同提案をまとめることになった。

(3) 22:15 から閣僚会議が再開され、カナダとメキシコの共同提案について議論が行われた。カナダ、メキシコから共同提案の説明の後、各国から意見が出された。

【2010 年までの生物多様性の損失の停止(パラ 42)】

A more efficient and coherent implementation of the three objectives of the Convention and the achievement by the 2010 of a significant reduction in the current rate of loss of biological diversity will require the provision of new and additional financial and technical resources to developing countries, and includes action at all levels to:

【利益配分のための国際的な制度の構築(パラ 42(o))】

Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, [a legally binding] [an] international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources:

EU、米国が”a new and additional”への対案を提案した。また、大木環境大臣が”a legally binding”を削除し、”international regime”を”international arrangement”に変更することを提案したところ、アルゼンチン (G77 代表) が”a legally binding”の削除に合意するかわりに”international regime”の維持を提案した。EU がこれを支持したが、メキシコ、インドが”a legally binding”の維持に固執した。

(4) 議論が膠着したところで、ズマ議長 (南ア外相) が「オリジナルテキストから”a legally binding”を削除したもので合意が得られると、今夜は大きな進展があったと言えるのだが。」と発言したところ、会場から拍手が沸き起こり、23:30、閣僚会議において合意が成立した。

まとめ

1. 今後の方策

(1) ”new and additional financial and technical resources to developing countries” (パラ 42) について

生物多様性条約第 20 条 2 ”new and additional financial resources to developing countries”を引用したものであるが、”the three objectives of the Convention”のみならず、新たに”the achievement by the 2010 of a significant reduction in the current rate of loss of biological diversity”にもかかる。具体策等については、CBD/COP7 の Budget で議論されることになる。

第二十条 資金

2. 先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること、及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的

な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第一回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検査し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。

(2) 国際的制度 ”International regime” (パラ 42) について

① 4月のCBD/COP6において、メキシコから「LMMCは、ボン・ガイドラインは Legally Binding でないため、更なる Multilateral Mechanism が必要であることを確認した」との報告があった。また、カメルーン (Africa Group 代表) 及びトーゴから Legally Binding な Mechanism が必要である旨の発言があった。したがって、2年後に開催される COP7 では、Legally Binding な Agreement の策定に向けた交渉となることが予想されていたことから、今回、WSSD において”International regime”が実施文書に挿入されたことも、予想されていた流れの一つと言える。

② “International regime”の内容については、「カンクン宣言」にある原産地証明、遺伝資源の国境移動の際の事前通報制度 (prior informed consent)、相互承認条件 (mutually agreed terms)、特許申請に”Country of Origin”の記載、さらに、CBD/COP6 において LMMC&G77 が主張した違法取引の取り締まりや、製品認証手続、IPR 承諾メカニズム等が予想されるが、例えば、特許申請に”Country of Origin”の記載を義務付けることになると TRIPS との調整が必要になる。さらに、知的財産権の取扱いや Traditional knowledge の取扱いなどまで含むものになる可能性がある。

③ 遺伝資源のアクセスが進まない理由の一つに、途上国からの遺伝資源の持ち出しについてのルールが明確でないことがあることから、一定の国際的なルールは、アクセスの促進に有効かもしれないが、アクセスを促進するためには、二国 (二者) 間の自由な取引を阻害するべきではない。

④ 我が国としては、Legally Binding が必要と主張されることが予想される項目について、その feasibility、影響等を検討するとともに、”International regime”が、遺伝資源のアクセスに悪い影響を与えないように、ad-hoc Working Group の議論を誘導するとともに、LMMC の動向を注視する必要がある。まずは、11月に来日する Brendan Tobin 氏 (ペルー) に”International regime”の内容について聴取することが必要である。

⑤ また、現在進めているインドネシア、マレーシア、ミャンマー、ベトナム等とのバイラテラルな協力による”Win-win model”を確立することが重要である。互いの理解を深め、ビジョンを共有することにより、アクセスを推進し遺伝資源を最大限に有効利用することが、両国のみならず、全世界の利益になるというモデルを、遅くとも CBD/COP7 までに確立し、ABS の議論をリードしていくことが必要である。

2. 所感

(1) 今回の会合では、LMMC の強硬な姿勢が際だった。2月のLMMC結成後、4月のCBD/COP6、6月のバリ会合と徐々に強引さを増し、今回は G77 が降りてもなお、強行に主張を繰り返す状況があり、プレナリーにおいては閣僚会合の合意に対し、さらに文言を追加しようとするところがあった。

(2) 会議当初、非公式会合までは、パラ 42 は COP6 の決定事項である「2010 年までに、多様性損失割合を低下させることを達成する。」(EU 案)、パラ 42(o)は削除されると思われた。しかしながら、最終的に LMMC 及び G77 の意見が大幅に受け入れられた要因は、次の理由であると思われる。

① LMMC&G77 は頑なに事務レベルでの協議を拒み、閣僚会議での決着を望んだ。これは事務レベル協議では、バリテキストや CBD/COP6 がベースとなり”new and additional financial and technical resources”や”regulatory binding”については議論さえできないため、わざと議論を拒否したものである。

② ファシリテータ (カナダ) 案が表明された際に、休憩中に対案を作成し、議論の巻き返しを図った。ファシリテータ案は ”an international regime”の記述があるものの、先進国側にとって最終テキストとしては適当であると思われたが、これに対し LMMC は、わざとこれまでの議論を反映していない強硬な案を会場に配付することにより、妥協点を自分達に引きつけることに成功した。

③ LMMC が示した対案により議論が膠着した後、カナダとメキシコが共同提案を作成することになったが、先進国と途上国の共同提案ではなく、ファシリテータと途上国の共同提案になってしまった。カナダはファシリテータであり、先進国からも参加させるべきと主張したが、途上国から強い反対があったため断念したが、懸念したとおりの結果となった。

(3) 会議場の外で LMMC&G77 に対し、”International regime”に反対する理由として、次のとおり説明した。

① “International regime”はアクセスを阻害する恐れが大きい。また、TRIPS や WIPO との調整が必要になり、交渉に時間がかかることが予想される。

② 我が国は、ボン・ガイドラインに従い、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、ベトナム等とのバイラテラルにおいて、アクセスを推進し、Benefit を share するための”Win-win model”の確立を模索している。

③ Benefit を share するためには、まず、Benefit を生むことが必要である。Benefit を生むためには、user (製薬、食品、化粧品企業等) のアクセスが推進されることが必要であるが、そのために両国の実状に応じたルールを構築しようとしているところであり、アクセスを阻害するような規制が導入されることは好ましくない。

④ また、関係国が”International regime”に過剰な期待を持ち、完成を待つことにより、フィリピンやアンデス諸国のようにアクセスを制限することを懸念している。

⑤ したがって、新たに”International regime”を確立するのではなく、まず、「ボン・ガイドライン」を必要に応じ改正するべきである。

上記の説明を何度も繰り返すうちに、エチオピアから協力関係の設立について打診があり、(エチオピア遺伝資源の持ち出しを禁止しているが、政府の許可があれば持ち出すことができるが、何らかの協力関係が築けないか。)、南アからは、アジアのみならず南アをアフリカのモデルケースとして協力関係を築けないかとの打診があった。また、メキシコも我が国の取組に興味があると語っていた。

[15] 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合*

2002年10月7～9日、クアラルンプール・マレーシア

遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合が2002年10月7日から9日にかけてマレーシアの首都クアラルンプールで開催された。本会合は、国連大学高等研究所（UNU/IAS）、国連環境計画（UNEP）及び現地組織（マレーシア国民大学（UKM）、及びマレーシア遺伝学会）によって組織されたものであり、専門家による意見交換を目的としている。

参加者は、生物多様性条約におけるアクセスと利益配分問題に関する専門家であり、マレーシア、日本、スペイン、ペルー、米国、コスタリカ、イタリア、タイ、メキシコ、インド、カザフスタン、インドネシア、エチオピア、フィリピン、ケニア、サモア、モーリシャス、カナダから総勢36名が参加した。3日間という短い期間であったが、その間に全体会合を5回開催し、小グループに分かれての会合を1回開催し、意義深い意見交換がなされた。

1. 経緯

2002年4月にオランダ・ハーグで開催された生物多様性条約に関する第6回締約国会議（COP6）において、「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン（以下、ボン・ガイドライン）」が採択された。ボン・ガイドラインはABSの複雑な問題に対して締約国の助けとなることが十分に期待されるが、締約国はボン・ガイドラインを正しく遂行するためには、地方、国、地域並びに国際レベルにおいて、利害関係者の能力を強化する必要があると認識している。

そこで、COP6において、ボン・ガイドラインを実行するために各国が必要とする能力構築に関して論議するためのAd Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing（WG）を再召集し、その結果を2004年にマレーシアで開催が予定されているCOP7で報告することとなった（決定事項VI/24A 8項）。さらに、このWGでの会合をより有効なものとするために、専門家によるABSのための能力構築に関するワークショップが2002年12月に開催された。

2. 能力構築の優先事項

本会合では、生物多様性条約におけるアクセスと利益配分（ABS）に関する問題に関して、どのように能力構築を達成すべきかという観点から議論を重ねたが、最も問題となったのは、その要求される能力構築の内容及びその優先順位が国によって異なるという点であった。しかしながら、たとえそうであるにしろ必要とされる普遍的な要件はあり、本会合では、以下に示す点における能力構築の必要性について合意した。

- a) すべての段階において、決定機構への利害関係者の効果的参加
- b) 交渉技術の普及促進
- c) 関連する情報の効果的連絡、特に、現在進行中の国際的経過や関係する国際決定のより効果的普及

*「1-1-2-2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分のための能力構築方法に関するスコーピング会合」平成14年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp43-52、(財)バイオインダストリー協会、平成15年3月

- d) アクセスと利益配分問題の基本的認識の普及促進
- e) アクセスと利益配分規則のための現在の立法上の及び政策上の枠組みの評価
- f) 関係する政府研究機関同士の協力
- g) 輸入されたすべての遺伝資源が提供者の要求通りに入手され利用されることを確かにする措置の発展、及びそれらの要求が無視された場合の法的救済を確かにする措置の開発
- h) 遺伝資源の持続的利用並びに知識を高める技術の開発
- i) 遺伝資源に関する現状のマーケットの認識、情報収集、及び解析の普及促進

3. 能力構築のためのツール

会合での論議において、必要とされる能力構築に対処するには様々なツールが必要であることが認識された。そして、要求される基本的なツールとしては、以下の項目が挙げられた。

- a) 現状の文書の収集並びにこれらの文書の評価（例：法律、最良実施、契約書、国内及び地域ガイドライン、慣習法及び慣例）
- b) ケーススタディ
- c) 知的財産権措置に関する手引き書、及び新制度のための他の措置
- d) モデルとなる注釈付きの規定の枠組み
- e) 実際のあるいはモデルとなる契約書あるいは素材移転合意書の収集
- f) ABS の登録及び証明システムに関する情報並びに ABS の他の新しい措置に関する情報
- g) セミナー、ワークショップ及びトレーニングの開発
- h) トレーニング手引き書及びプログラム
- i) 交換プログラム
- j) 提携、ネットワーク及び協力関係
- k) 国際、地域、国及び地方レベルにおけるクリアリング・ハウス・メカニズム
- l) 視聴覚及び他のマルチメディア機材
- m) 教材

4. ツールを開発するためのメカニズム

実際に、能力構築に対処するツールをどのように実現させていくかについては、財政的にも難しい問題があるが、本会合では、今回の結果を生物多様性条約の事務局に提出し、今後開催される ABS のための能力構築に関する専門家によるワークショップ並びに WG に役立ててもらふこととした。

5. 利用者側措置

今回の会合を通じて気になったことが 2 点ある。第 1 点は、access and benefit sharing (ABS) regime という言葉が会合の中で普通に使われるようになったという点である。これで思い出すのは、2002 年 8 月に南アフリカで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」、いわゆるヨハネスブルグ・サミットである。この会議の生物多様性条約に関する議論において、利益配分のための国際的な制度の構築について「ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するための国際的な制度 (international regime) について、生物多様性条約の枠組み内で交渉する。」ことが合意されたが、この一文を巡っては、法的拘束力のある国際的な制度 (legally binding international regime) の文言にすべしという意見も出され、紛糾した経緯がある。最終的には法的拘束力の文言は削除されたが、特に途上国側ではその国際的な制度は法的拘束力を持つとの意識が潜在的に残っている。したがって、ABS regime といった場合も、その

意識の底には ABS に関する国際的に法的拘束力を持った制度との思いがあり、今回の生物多様性条約第 7 回締約国会議 (COP7) では、そのような提案がなされてくるかもしれない。しかしながら、ABS の問題は、基本的には遺伝資源利用者と遺伝資源提供国との二国間の関係にあり、遺伝資源提供国間には関連する制度の整備段階の差異が大きく、現状においては ABS 制度に国際的法的拘束力を持たせることは混乱のもとになりかねない。

本会議で行われた小グループでのブレインストーミングは 4 つのグループに分かれて、それぞれ「国家政策と国内法」「利用者側措置」「科学と技術」「利害関係者の参加促進」の 4 つのテーマで行われたが、気になる第 2 の点は、この「利用者側措置 (User Measures)」というテーマが出てきたことである。

利用者側措置とは、遺伝資源あるいは伝統的知識の利用者による「事前の情報に基づく同意」、「相互に合意する条件」及び「利益配分」に関する義務の遵守を推進するために意図される立法上、行政上及び政策上の包括的な措置として理解されるものである。生物多様性条約第 15 条 3 項には「この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第 19 条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。」と述べられている。この条約 (第 15 条、第 16 条、第 19 条) が適用されるのは、遺伝資源の提供国が「遺伝資源の原産国である締約国」又は「条約の規定に従って遺伝資源を獲得した締約国」である場合に限定されている。したがって、ある締約国の利用者が原産国の同意なくして取得した遺伝資源を第三者に提供した場合には規定がないということになる。また、原産国から違法に外に流失した遺伝資源に対しても本条約は何も定めていない。このような現状から、利用者側措置に対する考え方、例えば、利用者に渡った他国の遺伝資源の法的根拠の証明書やそれを検査する原産国の権利などに関する利用国側における措置が検討されるべきではないか、という考え方が出てきたものと思われる。

生物多様性条約のアクセスと利益配分に関する制度については、ボン・ガイドラインを促進するための能力構築について今後論議が重ねられるものの、アクセスと利益配分制度を法的拘束力のある国際的な制度にしようとする動きはますます激しくなってくるものと思われる。同時に利用者の措置を規定する動きが始まろうとしており、これについては今後とも注意深く見守る必要があると同時に、日本国内においてもそれらについて深く論議を進め、日本の考え方を国際舞台の場で発言していくことが肝要と考えられる。

補遺として、本スコーピング会合のブレイン・ストーミング・セッションで議論された利用者側措置の資料を添付する

補遺：利用者側措置 (User Measures)

1. 緒言

1. 本書に示される利用者措置は、予想される制度の示唆的なリストとして記載されるものであり、さらに分析が必要である。生物多様性条約 (CBD) の目的の実現を推進するため、それらの措置の潜在的な有用性を検証する作業に着手する必要があり、そこではその機能性、費用対効果、透明性、及び特に ITPGREFA など他の国際的な義務との両立性が考慮されることになる。

2. 利用者措置とは、遺伝子資源と伝統知識の利用者による事前のインフォームドコンセント (PIC)、相互合意条件 (MAT) 及び利益配分 (BS) に関する義務の遵守を推進するために意図される法律、行政及び政策上の包括的な措置として理解されるものである。これらの措置は民間部門又は公共部門のいずれかによって適用できるものであり、義務的な措置又は自発的な措置の両方が考えられる。措置の一層の有効性と効率を推進するため、それらには奨励制度を盛り込むべきである。

3. 提供者及び利用者に関する措置は、互いに補完しあうものでなければならない。すなわち、利用者措置では提

供者措置の支援を目指し、またその逆も目指すべきである。この補完性を確保するため、提供者と利用者に関する規定の間には、「橋渡しの仕組み」を確保する上で多国間協定が要求される場合もあるだろう。

2. 措置

2.1 事前のインフォームドコンセント、相互合意条件及び利益分配を推進する措置

2.1.1 事前のインフォームドコンセントを支援する措置

場合に応じて先住民社会や地域社会を含め、資源を提供する提供者及び／又は契約当事者から事前のインフォームドコンセントを取得した上で遺伝子資源の利用を奨励することを目指した措置(追跡管理の仕組み)。

- a) 法的根拠の証明書
- b) 実施可能な確認項目
 - i. 知的財産権 (IPR) 手続
 - ii. 製品承認手続
 - iii. 研究助成金申請書
 - iv. 輸入手続
 - v. 植物の検疫手続
 - vi. 科学の学術図書における審査手続
 - vii. 製品開発申請書(臨床試験など)
- c) 記録の管理
 - i データベースの利用及び良好な記録管理の慣行
 - ii 管理機構の要件
- d) 検査の権利
- e) 材料のその後の利用に対処する措置
- f) 奨励措置
 - i 社会的責任に基づく投資

2.1.2 相互合意条件(MAT)を支援する措置

- a) 公正な取引慣行を推進する措置
 - i. 競争促進法及び取引慣行を規制する法律
 - ii. 健全なコーポレートガバナンス
 - iii. できるだけ実業界の現行規則を利用すること
 - iv. 対価の欠如
- b) アクセス交渉における平等性を推進・確保する措置
 - i. 当事者双方にとって公平な取引だったか
 - ii. 能力開発と交渉のための独立した財源確保
- c) 地域の食糧／健康維持手段の確保を促す措置
 - i. 代替的利益分配手段

2.1.3 衡平な利益分配を推進する措置

- a) 技術移転制度のための奨励措置と基準(戻し税など)
- b) 知的財産権制度の見直し(CBD 知的財産権のトレードオフの解明、革新技术を報奨するための別のオプションの設定)

2.2 関連問題: 関連伝統知識

2.2.1 現行制度の改善

- a) 伝統知識に対する IPR 付与の防止(既知の発明の評価)
- b) データベースへのアクセス
- c) 本国への返還

2.2.2 新たな手段

- a) 使用する権利の証明(法的根拠の考え方の延長)
- b) 伝統知識に対する祖先の権利を主張する手段(著作者人格権)
- c) 公知となっている伝統知識の利用に関する基準
- d) 後続権／再販権

2.3 介入措置

2.3.1 執行手段

アクセスと利益分配契約の侵害申立てに対処するための契約当事者間の協力

- a) 法律の抵触の問題への取組
 - i. 国際間
 - ii. 慣習法の適用
 - iii. 州政府 対 連邦政府
- b) 紛争解決制度
 - i. 仲裁と調停
 - ii. 裁判での解決
 - iii. 他の紛争解決手段
 - iv. 何が証拠かの定義
 - v. 準拠法の選択
- c) 救済措置への迅速なアクセス
 - i. 資金調達
 - ii. 手続の簡便さ
- d) 外国の判決の執行
 - i. 利用国による侵害申立ての調査
 - ii. 提供国のための推進措置

2.3.2 認識

遺伝子資源へのアクセスに関する義務に関する潜在的な利用者、規制機関及び一般(国際社会と国内)への情報提供の仕組み

- a) 提供対象
 - i. 民間部門(利用国における零細企業、化粧品、植物、生物工学その他の生物多様性に関連する業界)
 - ii. 公共部門(商取引、知的財産権、関税、製品承認、研究助成金援助機関、農業、水産業、環境、司法、立法に関連する部門)
市民(メディアを含む)
学会(大学、植物園、現地以外の収集家)
- b) 優先度
 - i. 現在、利用国には事前のインフォームドコンセントを実施する手段がなく、特に利用者は CBD の要件を理解していない。誤解や無知が存在する。
- c) 手段には、以下の項目の認識と解明を推進する措置も含めるべきである。
 - ii. ABS
 - iii. IPR と生物多様性
 - iv. 慣習法と信条

2.3.3 提供者のための情報

- a) 相互合意条件(MAT)に関する提供者への情報
 - i. 提供国に利用者措置を通知する手段
 - ii. 利用者から(契約条件、行動規準、アクセスと利益分配に関する規則を遵守する機関の自発的な証明制度、製品証明)
 - iii. 利用国から(施行中の規則と他の措置に関する情報)
- b) 利益分配に関する提供者への情報
 - i. 市場
- c) 執行に関する情報
 - ii. 裁判手続
 - iii. 訴訟に関する私権
 - iv. 救済措置
 - v. 裁判での解決
 - vi. 代わりの紛争解決制度

[16] 2010年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合 (MYPOW)*

2003年3月17～20日、モントリオール・カナダ

2003年3月17～20日、カナダのモントリオールにて「Open-ended inter-sessional meeting to consider the multi-year programme of work for the Conference of the Parties up to 2010 (MYPOW)」が開催された。この会合は2002年4月にハーグ（オランダ）で開催された COP6 の決定事項 VI/28-3 に従い「2010年までの締約国会議の作業計画」を検討するために設置されたものである。

2002年8月にヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) においてとりまとめられた「実施計画」の、生物多様性条約に関する20項のうち、「2010年までの締約国会議の作業計画」と同様に大きな議論となった「アクセスと利益配分に関する国際的な制度 (International regime on access and benefit-sharing)」についても議論することとされた。議題は以下のとおり。

- ・ 条約プロセスに関連する WSSD の結果の分析
- ・ 条約と戦略計画の実施
- ・ 2010年までの締約国会議の多年次作業計画
- ・ 技術移転と技術協力の法的及び社会経済的側面
- ・ アクセスと利益配分に関する国際的制度

1. 「アクセスと利益配分に関する国際的制度」結果の概要

会合では、途上国が、法的な拘束力 (legally binding) のある国際的制度 (International regime) (議定書) の策定について、本年 (2003年) 12月に開催される「アクセスと利益配分に関する第2回作業部会 (ABS-WG2)」から交渉を開始すべきであると主張した。

一方、先進国は、来年 (2004年) 3月にクアラルンプールで開催される COP7 までは、ボン・ガイドラインの残された論点と実施のみを検討すべきであると主張し、途上国側と対立した。

今回の会合で合意された事項は次のとおりである。

- ① ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長 (Executive Secretary) に提出する。
- ② 締約国等は、ABS の国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、ABS-WG2 の前に、事務局長に提出する。
- ③ 締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。
- ④ 締約国は、12月の ABS-WG2 において、国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 対して今後の進め方をアドバイスする。
- ⑤ COP7 で、本問題に関して今後の対応を検討する。

2. MYPOW 結果の概要

(1) 総会 (3月17日)

- ・ 冒頭、Hans Hoogeveen 議長 (オランダ) の開会挨拶に続き、Hamdallah Zedan CBD 事務局長、

* 平成14年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業の報告書

Paul Chabeda UNEP 事務局長代理、から挨拶が行われ、2010 年までに生物多様性の損失速度の大幅な減少を達成させるという WSSD 実施計画の CBD 関係の主要目標の達成に向けた取組の重要性、CBD の将来に向けた戦略的アプローチの必要性、アクセスと利益配分に関する国際的な制度構築の重要性、が強調されたほか、「バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書」が本年（2003 年）5 月 22 日の「生物多様性のための国際日」の前に発効することを期待する、等の発言があった。

- 2 つの作業グループ (MYPOW/1/Add.1, Corr.1) が設置され、作業グループ 1 において「技術移転と技術協力の法的及び社会経済的側面」、「アクセスと利益配分に関する国際的な制度」が、また、作業グループ 2 において「条約プロセスに関連する WSSD の結果の分析」、「条約と戦略計画の実施」及び「2010 年までの締約国会議の多年次作業計画」がそれぞれ取り扱われ、毎日作業グループ会合の後に総会を行い、それぞれの作業グループの進捗状況を報告する、という変更が合意された。また、作業グループ 1 の議長に Desh Deepak Verma 氏 (インド) が、作業グループ 2 の議長に Gordana Beltram 女史 (スロベニア) が選出された。
- UNDP 及び世界知的所有権機関 (WIPO) より、それぞれ本年 (2003 年) 3 月 2-4 日にかけてロンドンで開催された「ヨハネスブルグ後の生物多様性」に関する会合及び WIPO の知的所有権に関する CBD との協力、等に関する報告が行われた。
- 「アクセスと利益配分」に関する各国の発言 (発言順)

カメルーン (アフリカグループ代表)	International Regime は、法的拘束力のあるものとする。その策定作業には、原住民と地域社会の参加が必要。(リベリア、タンザニア、ケニア等が支持)
メキシコ (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • Megadiverse Countries¹⁵ カ国は、全世界に存在する生物遺伝資源の 70%、人口の 45%を占める。 • 提供国と利用国の利益配分が衡平でないことを懸念する。衡平な利益配分が確保されない限り、アクセスの促進が進まないことに気づくべきである。このため、International Regime には、法的拘束力が必要である。 • 原住民と地域社会の伝統的知識を保護するメカニズムも必要である。
ギリシャ (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • WSSD において取りまとめられた実施計画は、生物多様性条約の今後の検討に方向性を示すものとして評価できる。 • 44(n)に従い、ボン・ガイドラインの幅広い実施と、作業の継続が必要。 • 44(o)の International regime の検討については、WTO、WIPO、FAO 等の関係する国際機関との協調が重要。
スイス	International Regime の策定より、ボン・ガイドラインの実施が優先されるべきである。
ブラジル	メキシコを支持。COP7で議定書策定を開始するべきとの提案をまとめるべきである。
オーストラリア	WSSD で決定された作業計画は、「法的拘束力のある」International Regime を要求していない。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> • 原住民と地域社会の伝統的知識を保護するために、各国がアクセスと利益配分に関する法律を整備することを推奨した。また、近隣の国とフレームワークを形成することにより実効性が向上する。 • ボン・ガイドラインはボランティアであるが、ボランティアな Regime では、bio-piracyを防ぐことは不可能である。

(2) Opening Plenary に続いて Working Group1 「アクセスと利益配分(UNEP/CBD /MYPOW/ 6)」が開催された。各国の発言 (3 月 17、18 日) は次のとおり。(発言順)

カメルーン	International Regime は、法的拘束力のあるものとする。(タンザニア、リベリア、スーダン、トーゴが支持)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン・ガイドラインは非常に有用である。 ・ International Regime の内容として想定される要素は、ボン・ガイドライン、食料と農業のための植物遺伝資源条約(ITPGR: the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture)、WIPO における作業等において既に実行されている。
ジャマイカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン・ガイドラインの幅広い実施と強化が必要である。 ・ 12月のABS-WG2においては、決定に従いCOP6で議論が及ばなかった“Use of terms”を議論するべき。 <p>【ジャマイカ代表 Irene Fisher は、COP6 の ABSWG の議長】</p>
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・ WSSD で決定した International Regime の検討を、早急に開始するべき。12月のABS-WG2に対し、検討開始の明確な Recommendation を提出するべき。 ・ Regime は、遺伝資源の国境を越える移動について、PIC (Prior informed consent: 事前の情報による当該締約国の同意(条約第15条第5項))、MAT (Mutually agreement Terms: 相互に合意する条件(条約第15条第4項))及び原住民と地域社会の伝統的知識の保護(条約第8条(j)項)を内容とする議定書とするべき。
エジプト	カメルーンを支持。ボランティアなガイドラインによる衡平な利益配分は現実的ではない。International Regime は法的拘束力を付与するべきである。
日本	我が国は、ボン・ガイドラインの普及を図っているところ。International Regime の交渉を開始する前に、ボン・ガイドラインの普及の促進及びその結果の分析が必要である。
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン・ガイドラインをベースにして法的拘束力のある国際的制度を作るべきである。COP7 で review が必要。 ・ PIC に基づいたアクセスと、技術移転と Capacity Building を含めた利益配分を内容にするべき。
ギリシャ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン・ガイドラインの実施により経験を積むことが必要である。 ・ COP6 の決定事項(VI/24 A,7)に従い、ボン・ガイドラインの更なる検討を優先するべき。 ・ また、WTO、ITPGR、WIPO 等の既存の作業との協力を促進するべき。 ・ 将来は透明性と実効性のある国際的制度にすべきである。
ケニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン・ガイドラインは各国がそれぞれに取り組むものであり、国境間移動の規制を行うために、International Regime は必要。 ・ PIC と MAT を内容とする議定書の策定を COP7 に提案するべき。
キューバ	ABS-WG においては、ボン・ガイドラインと ITPGR の施行状況について報告を受け、既存の規則を再検討することが必要。
アルジェリア	カメルーンを支持。in-situ(生息域内)のみならず、ex-situ(生息域外)の遺伝資源も対象にするべき。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ International Regime の内容が明確になる前に、法的拘束力があるか否かについて決定することは不可能である。 ・ ヨハネスブルグでの大臣レベル会合の最終段階で、International Regime から“legally binding”が削られたことから、WSSD の実施計画は、法的拘束を求めている。 ・ International Regime は、契約遵守の保証を内容とするべき。
ブラジル	生物遺伝資源をもとに作られた薬などから得られた利益は、提供者と利用者間で衡平に分配されていない。また、生物多様性条約の発効後も、アマゾンにおいて bio-piracy が行われており、こうした事実がアクセスを困難にしていることから、アクセスを促進するためには法的拘束力のある International Regime が必要となる。
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノルウェー、カナダ、日本、ジャマイカ、ギリシャを支持。 ・ ボン・ガイドラインを策定するまで6年を費やした。COP6 の決定事項では、ボン・ガイドラインを幅広く実施するとともに強化することが決定している。したがって、12月のABS-WG2に

	おいては、ボン・ガイドラインを議論すべき。
インド	ABS-WG2において、International Regimeの検討を行うとともに、COP7において法的拘束力のあるRegimeの設立の検討することをRecommendationに記載すべき。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> WSSDで決定されたInternational Regimeについては、ボン・ガイドラインの強化も含めて、検討を進めるべき。 法的拘束力を前提とした制度に係る交渉自体がWIPOにおける作業に影響を及ぼすのみならず、ビジネスにも不確実をもたらす恐れがあることを留意すべき。
ブルキナファソ	International Regimeは、遺伝資源へのアクセスの促進と、衡平な利益配分の確保の両方を含むべき。
エルサルバドル	<ul style="list-style-type: none"> International Regimeは、ボランティアな制度では機能しない。法的拘束力があるものとするべき。また、原住民と地域社会の伝統的知識を保護するための制度とするべき。 各国が、遺伝資源の保護に関し、適切な国内法を採用する権利を確認すべき。
デンマーク	ボン・ガイドラインはCOP4でその策定を行うことが決定された後、COP5、WG等を経、昨年のCOP6で合意されたものであり、加盟国の多大な努力が注がれたものである。しかも、まだ完成していない。12月のABS-WG2は、ボン・ガイドラインの普及促進と遵守に加え、残された問題(Use of Terms)について議論すべき。
ニュージーランド	International Regimeの性格(Nature)ではなく、その範囲(Scope)に議論の焦点を合わせるべきである。
カメルーン	法的拘束力のある国際的制度を確立すべきである。
米国	ヨハネスブルグにおける議論において、各国の大臣は、ブラケットに入っていた“legally Binding”を削ることにより、実施計画の44(o)が合意された。12月のABS-WG2は、ボン・ガイドラインの実施による経験をもとに、ボン・ガイドラインの更なる検討を行うべき。
国際商業会議所 (ICC)	国際的制度に法的拘束力を持たせることは産業の発展を阻害することになる。

18日午前の最後に、メキシコからの議長に対する「どのように取りまとめるのか。」との発言に対し、議長から夕刻に議長ペーパーを提示するとの発言があった。

(3) 3月18日夕刻、二日間に渡った各国からの発言をもとに”Recommendation”を含んだ「議長ペーパー (UNEP/CBD/MYPOW/WG.I/CRP.1)」が配布された。決定事項の概要は、次のとおり。

<ol style="list-style-type: none"> ボン・ガイドラインの実施のための措置に関する情報を、事務局長(Executive Secretary)に提出する。 締約国及び適切な機関は、ABS-WG2の前に、ABSのInternational regimeのプロセス、範囲、要素、態様に関する見解を、事務局長に提出する。 事務局長は、締約国等から提出された見解を編纂し、ABS-WG2に統合したものを用意する。 COP6の決定事項に従い、12月のABS-WG2において、International regimeのプロセス、範囲、要素、態様を検討し、COP7に対して進め方を提言する。

(4) 3月19日、前日夕刻に配布された「議長ペーパー」について、次のとおり議論が行われた。(発言順)

メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 12月のABS-WG2における“International Regime”の検討事項に「性格“nature”」を追加するべき。 COP7において衡平な利益配分のための“International Regime”の交渉を開始するべき。(カメルーン、エルサルバドル、イラン等が支持) 前文に“Legally Binding”を求める意見が出されたことをノートするべき。(リベリア、エル
------	--

	<p>サルバドル、アルジェリア、カメルーン等が支持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “International Regime”のプライオリティー(記載順)を上げるべき。 ・ WSSD の決定に関する第 57 回国連総会の Resolution57/260 に言及するべき。(イラン、ノルウェーが支持)
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月の ABS-WG2 から “International Regime”の検討を開始するべき。(コロンビア、グアテマラ、カメルーン等が支持) ・ 関係する国際機関として、FAO、WIPO、WTO 等のみならず地域の機関にも言及するべき。
EC	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボン・ガイドラインは、“International Regime”の一つに位置付けられることに留意が必要。 ・ WSSD のマンデートは、legally Binding な “International Regime”を意味していない。
エルサルバドル	<p>“International Regime”の範囲は、遺伝資源へのアクセスと衡平な利益配分の両方を含むべきである。(オーストラリア、カナダが支持)</p>
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ MYPOW のマンデートは、プロセスに関するものだけであるため、“International Regime”の交渉開始に言及することに反対。 ・ 各国政府のみならず、条約第 8 条に基づき原住民と地域社会からのインプットが必要である旨記載するべき。 ・ FAO の成果である「食料と農業のための植物遺伝資源条約 (ITPGR)」に言及するべき。(ノルウェー、スイスが支持、ブラジルが反対。)
カメルーン	<p>ボン・ガイドラインの実行に関する情報ではなく、経験についての情報を収集するべき。</p>

(5) 午前の会合が終了した時点で議長フレンズが召集され、各国からの意見をもとに、「議長ペーパー」を修正することになった。16 時から再会されたセッションでは、新たな議長ペーパー “UNEP/CBD/MYPOW/WG.I/CRP.1/Rev.1” が配布された。主な変更点は、次のとおり。

<ol style="list-style-type: none"> (1) 締約国は、ボン・ガイドラインの「実施のための措置」に関する情報ではなく、「利用により得られた経験」についての情報を事務局長に提出する (2) ABS-WG2 で検討する ABS の International regime のプロセス、性格、範囲、要素、態様に加え、「性格 “nature”」を追加。 (3) 原住民と地域社会も、締約国政府と同様に International regime に対する見解を事務局長に提出する。 (4) ABS-WG2 において、International regime のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 に対して進め方を提言する。 (5) COP7 において、International regime についてどのように対応するか更に検討する。

(6) 新たな議長ペーパーに対する議論の概要は次のとおり。(発言順)

スイス	<p>International Regime は、遺伝資源へのアクセスの促進と、衡平な利益配分の確保の両方を含むべき。(エルサルバドルが支持)</p>
メキシコ	<p>議長ペーパーは、パッケージとして受け入れられる。(ジャマイカ、カメルーン、バングラデシュが支持)</p>
EC	<ul style="list-style-type: none"> ・12 月の ABS-WG2 における “International Regime”の検討事項(プロセス、性格、範囲、要素、態様)について、「検討(consider)」を「意見交換(exchange of view)」に換えるべき。 ・また、COP7 での本問題に関する検討においては、各国からの報告のみならず、他のすべての適切なレポートも参考とするべき。

(7) EC の発言の後、議長が休憩とし、その間、関係国が議場内で協議を行った。結局、EC の主張は受け入れられず、そのかわりに、12 月の ABS-WG2 から COP7 に対する「勧告

(recommendations)」を「advice」に変更することで、合意が得られ、プレナリーに送られることになった。

(8) 最終的にとりまとめられた ABS に関する決定事項は次のとおり。

(1) ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長(Executive Secretary)に提出する。
(2) 締約国等は、ABS の国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、ABS に関する Ad Hoc Open-ended WG 第 2 回会合(ABS-WG2)の前に、事務局長に提出する。
(3) 締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。
(4) 締約国は、12 月の ABS-WG2 において、国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 対して今後の進め方をアドバイスする。
(5) COP7 で、本問題に関して今後の対応を検討する。

(9) 総会 (3 月 20 日)

① Hoogeveen 議長の指示により、Verma 作業グループ 1 議長及び Beltram 作業グループ 2 議長からそれぞれの作業グループにおける作業の報告が行われ、それぞれ作業グループ 1 の報告書 (MYPOW/L.1/Add.1) 及び作業グループ 2 の報告書 (MYPOW/L.1/Add.2) が若干の修正の後に採択された。

② ラポラトゥールの Black-Layne 女史より、総会の報告書 (MYPOW/L.1) が紹介された。

③ Hoogeveen 議長より、2010 年目標の達成及びその進展の評価方法に関する勧告案 (MYPOW/L.2/Rev.1) も同報告書に取り込まれるべきである旨の提案が行われ、同報告書は同議長提案とともに採択された。

④ 各地域代表から発言があった。主なものは次のとおり。

カメルーン(アフリカグループ代表)	2010 年までの作業計画を重要視している。
メキシコ(LMMC 代表)	今回の会合は、WSSD で得られた合意を進展させ、非常に重要かつ有意義であり、LMMC にとって意を強くすることが出来た。
ギリシャ(EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> ・EU は、WSSD、CBD、ボン・ガイドラインをサポートする。 ・12 月の ABS-WG2 は、多くのアジェンダがあり、非常にタフな会合になると思われる。

⑤ COP7 のホスト国であるマレーシアより、保護区、エコロジカル・ネットワーク及びコリドーに関するハイレベル・ラウンドテーブルを政府と共催する旨の発言があった。

[17] ABS-WG2*

2003年12月1～5日、モントリオール・カナダ

はじめに

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第2回 Ad hoc 作業部会会合（Ad hoc WG2 会合）が、2003年12月1～5日にカナダのモントリオール（ICAO 本部ビル）で開催され、92カ国、58団体が参加した。日本からは8名（経済産業省生物化学産業課（坂本貴則課長補佐、長尾勝昭係長）、特許庁国際課（渡辺仁多角的交渉室長、高橋宣博企画班長）、製品評価技術基盤機構（山田宗範技監）、JBA（炭田精造、安藤勝彦、渡辺順子））が参加した。

全体会合の議長は Mr. Hans Hoogeveen（オランダ、COP6 議長）、サブ作業部会（SWG）の議長は Ms. Ines Verleye（ベルギー、SWG1）及び Mr. Desh Deepak Verma（インド、SWG2）が務めた。

ABSに関する新しい国際的制度のあり方に関する今後の交渉の Terms of reference の作成が最大の争点であった。本件については2003年3月の中間会合（MYPOW）¹で序盤の意見交換がなされた。本会合においても、前回以来の先進国と途上国間の基本的意見の違いは埋まらず、極めて多くの論点について両論併記つきの議長テキストしか作成できなかった。そのテキストは2004年2月9～20日にマレーシアで開催される生物多様性条約第7回締約国会議（COP7）に提出され、議論のベースとなる。

1. 結果の概要

(1) 各国によるボン・ガイドラインの実施状況

先進国側は CBD、特にボン・ガイドラインの実施状況を説明した。日本は、バイオインダストリー集団研修コース、東南アジアとの ODA プロジェクト、ボン・ガイドラインの国内普及活動、NITE-BRC の活動等の実績を報告した。欧州諸国は特許法の改正による原産国表示への対応、植物園ガイドラインやカルチャーコレクションの行動規範策定等の実績を利用者側措置（ユーザーメジャー）の実施として報告した。スイスは PCT 条約に関するスイス提案のほか、ABS マネージメント・ツール開発プロジェクト²を紹介した。オーストラリアはボン・ガイドラインに基づいた ABS 国内法の実施状況を報告した。（各国からの発言は表1参照）

(2) 国際的制度（International Regime、以下 IR）の議論

IR の性格、態様等が ABS-WG2 会合最大の争点であった。先進国と途上国の間に、以下のような基本的意見の違いがあり、水かけ論の状態であった。（各国からの発言は表2参照）

① 途上国の主張

利益の公平な配分の確保や、海賊行為（バイオパイラシー）の防止等の措置としては拘束力のないボン・ガイドラインでは役に立たない。ヨハネスブルグでの持続可能な開発に関する世界サミット（2002年8～9月）で採択された実施計画のパラ44(o)に基づき、ただちに法的拘束力のある IR の交渉を開始すべきである、とした（「メガ多様性同土国家グループの見解」参照）。アフリカ諸国は、この主張に更に上乗せして、IR を実施する能力を構築するために技術協力が必要であることを

* 「2-1. 生物多様性条約第2回 Ad hoc アクセスと利益配分（ABS）作業部会会合」平成15年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp59-68、(財)バイオインダストリー協会、平成16年3月

¹ “Open-ended inter-sessional meeting to consider the multi-year programme of work for the Conference of the Parties up to 2010”, Montreal, CANADA, Mar. 17-20, 2003.

² このスイスによるプロジェクトの目的は、「組織あるいは機関が、遺伝資源アクセスと利用に関連するすべてのステージで CBD の ABS 条項、特にボン・ガイドラインを実施する際に助けとなる「マネージメント・ツール」を開発し、テストすることである。

主張した。

メガ多様性同土国家グループ³の見解（メキシコ政府の作成による）

1. COP7において、法的拘束力がある IR を採択することを目的とする「政府間交渉委員会」の設置を決定することを推奨する。
2. 法的拘束力がある IR は以下の点を含むべきである。
 - ①（提供国の）国内法を（利用国が）遵守することを確保するための条項
 - ② 遺伝資源及び関連する伝統的知識の法的出所証明の開発
 - ③ モニタリング・遵守・執行メカニズム
 - ④ 利用者側措置の更なる促進
 - ⑤ 利益配分の条項（特に、金銭的及び非金銭的利益、技術移転を含む）
 - ⑥ 遺伝資源に関連した伝統的知識に対する原住民・地域社会の権利の保護
 - ⑦ CBD の枠内で IR を実施する手段
 - ⑧ 能力構築の措置

②先進国の主張

IR はボン・ガイドライン、WTO/TRIPS、WIPO、FAO 等、既存の枠組みの総合的活用を含むものである。ボン・ガイドラインの実施を 1 年半前に始めたばかりであり、更に経験を積むべき段階にある。その経験に基づき既存の制度では解決できない問題があるかどうか確認した上で、真に必要な措置を検討すべきである。

なお、日本は、IR がいかなるものになるとしても、現状と問題点を明らかにし、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。何らかの制度を構築する議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定することや、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること、内外無差別に適用すること等が重要であると主張し、議長テキストの中に盛り込まれた。

(3) 利用者側措置（提供国との事前同意や相互同意条件等を利用国において確保する措置）

- ① 各国に対し引き続き適切で実地的な利用者側措置をとることを奨励する。
- ② Ad hoc WG に対し国際的原産国証明を多国間アプローチも考慮して取り組むことを要請する。
- ③ 知的財産権の出願における原産国開示について WIPO と協力する（賛否両論を併記）。
- ④ 事務局長に対し、各国の協力の下に以下の問題につき情報収集と分析を行うことを要請する。
遺伝資源や TK に関する特定の利用者側措置、各種の国内・域内・国際法令における既存の利用者側措置、不当に行われているアクセスの程度、特定セクターの既存の ABS アレンジメント、不遵守に対する行政的・司法的矯正措置、商業利用と利益創出に関する慣行と傾向、アクセスと利用条件について利用者に法的確実性を保証する措置。
事務局長はこれらの情報を編纂し次回の Ad hoc WG 会合での検討に供すること。
- ⑤ Ad hoc WG 会合に対し、事務局の編纂した資料を分析した結果を COP8 が審議するよう推奨することを要請する。

注：上記の利用者側措置に関するトピックの多くは国連大学高等研究所が作成した資料⁴をベースに

³ メガ多様性同土国家グループは 15 カ国（ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ、マレーシア、ボリビア、フィリピン）で構成される。

⁴ 背景は下記文献を参照のこと。

安藤勝彦 炭田精造（2003）「遺伝資源利用に関する新たな国際規制案が浮上 新コンセプト「利用者側措置（ユーズ・バイヤー）」と

したものである。

(4) その他

① 用語の定義

既存の条約等で使われている用語の定義について引き続き情報を収集し、事務局がとりまとめる。結果を次回の Ad hoc WG 会合に提出し検討を継続する。

② ボン・ガイドライン以外のアプローチ

国際的原産国証明、地域間アレンジ、二国間アレンジ等について、特に運用上の機能性や費用対効果の観点から更なる検証を行う必要がある。各国の見解や既存の制度に関する情報、経験等を事務局に提供し事務局が取りまとめる。

③ ボン・ガイドラインを実施するための能力構築の必要性

Ad hoc WG は、COP7 に対し、ABS の能力構築に関する専門家ワークショップが作成した行動計画案を採択し、適切な実施措置をとるよう推奨する。

おわりに

① ヨーロッパは ABS に関し、自発的に次のような対応をしつつある。

- 原産国表示を行うために特許法を改正。
- 植物園ガイドライン、微生物遺伝資源の行動規範 (MOSAICS) の策定
- ABS マネージメント・ツール (認証制度を想定) の開発プロジェクトを開始
- 国際的原産国証明システムに関する検討を IUCN に委託。

日本はこれらの動きを注視し参考にすべきであると思われる。

② 国連大学高等研究所 (UNU/IAS) が世界のオピニオン・リーダーに浮上してきた。

UNU/IAS の作成資料が Ad hoc WG2 会合での利用者側措置の議論のベースになった。また、UNU/IAS は 3 つのサイドイベントを開催した (炭田も東京で開催した JBA・UNU/IAS 共催による国際シンポジウムの結果報告のためスピーカーとして参加した)。ザクリ所長の手腕により UNU/IAS が ABS に関する世界のオピニオン・リーダーに浮上してきた。特にユーザーメジャーや原産国証明システム等のコンセプトの提唱者であるブレンダン・トビン氏をスタッフとして採用したことが大きい。UNU/IAS と JBA には友好関係があり、互いの立場をわきまえた上での協力は今後とも双方に有益であろう。

表1 ボン・ガイドラインの実施状況：各国からの発言

国	ボン・ガイドライン実施状況
途上国	
アルジェリア	①能力構築の活動をスタートさせた。②法的拘束力のある IR にすべし。
アルゼンチン	①我が国も提供国かつ資源国でもあり、中国と同様の状況である。②現在 ABS に関する国内法はない。③ボン・ガイドラインはうまく働かない。したがって、法的拘束力のある IR が必要である。メキシコ、ブラジルの発言を支持する。
ウガンダ	①途上国の 80%は住民とその地域社会であるが、先進国が CBD を遵守していないことを示す多くの事例がある。②それを防ぐためには IR による法的縛りが必要。③能力構築が必要。④ABS 法のドラフトを作成中
エジプト	特許法の修正を強調。事前の同意 (PIC) の証明、原産国の開示の義務化が特に必要。

エチオピア	①国内法制定のためのドラフトを作成中。②ボン・ガイドラインに法的拘束力を持たせる必要がある。
エルサルバドル	①ABSの国内措置を確立した。②IRが必要である。③regional protocolとの調和が必要である。
ケニア	法制化と実施のためには能力構築が必要。
コスタリカ	①ABS に関する立法を行った。②コスタリカには利益配分についてのいくつかの経験がある。
ジャマイカ	ボン・ガイドラインのコピーを配布した。Material Transfer Agreement (MTA) の登録制度に利用している。
中国	①ボン・ガイドラインの普及を始めている。②PIC に関しては穀物遺伝資源の輸出入において実施している。③更に時間が必要である。④能力構築が必要である。⑤工業分野におけるガイドラインの普及には経験が必要。
チリ	生物探査を規制する法案を草稿中。
トルコ	トルコのジーンバンクを作った。
ナミビア	awareness の喚起が必要であり、ボン・ガイドラインが主要な役割を果たすことを強調した。
ハイチ	①情報が不足している。②整合性のある ABS 国内政策が必要。
パキスタン	国内法制定のためのドラフトを作成中。原住民・地域社会の権利を盛り込む予定。
バングラデシュ	ボン・ガイドラインは国内法制定に役立つ。
ブラジル	①法的拘束力のないボン・ガイドラインでは提供国とその原住民の権利を守りえない。②IR を議論するには異なるアプローチを取るべきである。③今回の会合では Item5 (IR) に専念したい。
南アフリカ	国内法にボン・ガイドラインを入れる。
メキシコ	ボン・ガイドラインに満足していない。
ヨルダン	①ボン・ガイドラインは問題外である。②法制化のために能力構築が必要。
先進国	
アイルランド	利用者側措置を強く支持する。
英国	①ボン・ガイドラインが出来て18ヶ月がたった。今では50カ国以上で国内法を策定したか策定中である。法的拘束力のある IR についてはプラス面とマイナス面の双方を知る必要がある。それを詳細に理解しなければ破綻につながることになる。②ボン・ガイドラインを Web に載せた。③植物園は独自に実施をスタートしている。④政策の枠組みの策定と IPR 委員会の設立に着手した。
EU	①EC では Biodiversity 戦略を打ち出した。②User Measures の実施状況: 植物園、カルチャーコレクション(CC)、農業用植物資源に関するアクセスと利益配分のポリシーを先導的に実施している。MTA、行動規範(Code of Conduct)が重要要素である。これらに関してはサブ・ワーキンググループ I(WG I) で詳細を説明する予定。医薬品業界はまだ本件については初期段階にあり、認識が足りない。③ボン・ガイドラインでの更なる経験が必要である。④IPR のルール、原産国の証明、仲裁メカニズム、利用者の義務に関する認識を高めることが必要。
オーストラリア	①ボン・ガイドラインの実施の一環として、州法の制定を進めている。クイーンズランド州では州法案が2003年11月にパブリックコメントに供された。西オーストラリア州では11月14日に州法案ができた。他の州でも法制化が進行中。②これらの州法は、アクセスを容易にしR&Dを促進することが目的である。③IR については、ボン・ガイドラインでの経験がまだ不足しているので、法的拘束力の有無の議論は時期尚早である。

オランダ	①National policy paper を作成した。②ABS の行動規範と MTA を作成した。③National information center を設立した。
カナダ	①利害関係者へのワークショップ (WS) を開催した。ABS 制度には利害関係者、特に、原住民の参加が重要である。②ABS 国内法を検討中。③本日午後にドキュメントを出す予定。
スイス	①ボン・ガイドラインの普及のため、国家レベルで WS を開催し、幅広い利害関係者(政府、産業界、研究者、植物園、NGO 等)が参加した。②国際レベルでは、ABS の「マネージメント・ツールの開発」のためのフィジビリティスタディーをスタートさせた。
スウェーデン	①研究所、大学等に対して、awareness を喚起するために CBD とボン・ガイドラインの普及に力を入れている。②ABS、伝統的知識(TK)を尊重し、途上国に援助している。
スペイン	①CBD とボン・ガイドラインのセミナーを開催し、意識啓発している。②Web でも公開中。③植物園の ABS ガイドラインを作成した。④ABS を検討し MTA を作成するための省庁間連絡会議を設置した。
デンマーク	①特許法を改正して原産国開示の要件を加えた。②グリーンランド地方にはアクセス法を制定する予定。③User Measures に関しては EU のコミュニケーションペーパーに基づき実施する予定。
ドイツ	①ボン・ガイドラインの普及を行っている。②植物園は CBD、ボン・ガイドラインを履行している。③原産国開示に関しては PCT を研究したい。
日本	途上国の能力構築のために①バイオインダストリー集団研修、②生物多様性に関する共同研究プロジェクト、③NITE 微生物資源センターの設置とそこでの共同研究、を実施した。ボン・ガイドラインの普及のために 8 回の WS を開催、②ボン・ガイドライン日本語訳の Web での公開、を行った。
ノルウェー	①ABS に関する法律案(他国がノルウェーの生物資源にアクセスする際の実施法)を国会に提出した。2004 年 6 月 1 日までに通過の予定。②本年 11 月 25 日、改正特許法が採択され、原産国の開示を行うことになった。違反した場合は、刑法で処理する。③北欧諸国では遺伝資源のレジストリーを開発する予定。④スイスの PCT 提案を支持する。⑤COP7 でのサイドイベントでこれらを報告する予定。
フランス	①CC や植物園で行動規範を実施している。植物園遺伝資源に関する MTA を作った。②フランスの海外領土を対象に ABS に関する情報・コンサルテーションシステムを作った。③国内に関しては家畜、作物、植物園などの遺伝資源の ABS を検討している。－詳細はフランスの Biodiversity Clearing House Mechanism (CHM) を参照せよ。
ベルギー	MOSAICC(微生物の持続可能な利用と取得の管理に関する国際行動規範)プロジェクトの経験を強調した。

表 2 国際的制度に対する各国、各団体からの発言

国	国際的制度についての発言
途上国	
アルジェリア	①ウガンダ、メキシコ、アルゼンチンを支持する。②拘束力を持つ IR を交渉するために COP7 で WG を設置するべきである。③遺伝資源の生産物(products)も対象にするべきである。
アルゼンチン	①メガ多様性同志国家グループ(LMMC)の発言に同意する。②能力構築、資金、技術移転の 3 つの要素が必要である。③IR に拘束力を持たせるべき。④紛争処理措置も必要。⑤原住民・地域社会の権利を保護するべきである。
イエメン	議定書が必要。
ウガンダ	CBD の遵守(compliance)、技術移転の促進、紛争処理(dispute settlement)措置が重要で、これらを透明性ある方法で確保するために法的拘束力のある IR が必要。

エジプト	ウガンダ、ブラジル、マレーシアを支持する。IR に拘束力を持たせることが必要。
エチオピア	①ウガンダを支持する。②IPR の保護のためには PIC の証明、原産国の開示が必要。③既存の多国間紛争処理メカニズムの重要性を指摘
キルギスタン	①ボン・ガイドラインを ABS の実施手段の一つとしてとらえている。②保全の必要性を強調した。
コスタリカ	メキシコを支持する。ただし、拘束力をもたせるか否かは今は重要事ではない。
コロンビア	①国内法だけでは不十分である。②TK 権の確立、原産国開示、能力構築が重要である。③派生物(derivatives)も IR の範囲に入れよ。④IR は拘束力があるものにする事でポジティブな保証となる。⑤COP7 で議定書策定の必要を決定し、次の 2~3 年かけて IR の交渉をすべし。
ジャマイカ	①ブラジル、メキシコを支持する。②契約ベースの ABS では結果を追跡できない。アクセス後のモニターが容易にできることが必要。
セネガル	メキシコ、ウガンダを支持する。
セントルシア	拘束力のある IR が必要。
タンザニア	①メキシコを支持する。②拘束力のある IR が必要。
ナミビア	国内法では不十分。拘束力がある IR が必要。
ネパール	天然物資源の保全には技術移転が必要。
ハイチ	①拘束力を持たせることを支持する。②能力構築、技術移転の措置が必要。
パキスタン	コロンビア、カナダ、メキシコ、ウガンダを支持する。
バングラデシュ	政府間交渉委員会(Intergovernmental negotiating committee)の設置が必要である。
ブラジル	①メキシコを支持する。②アマゾンにある果物等がバイオパイラシーにあっている。
マレーシア	①マレーシアの国内法はボン・ガイドラインに似ている。②問題は生物資源の違法な越境移送である。③バイオパイラシーを防ぐ措置が存在しない以上、法的拘束力のある IR が必要である。④政府間交渉委員会の設置を支持する。
メキシコ	①PICとMATの遵守のために原産国証明(certificate of origin)が必要である。②IRを効果的にするためには、拘束力があるものとする必要がある。③メキシコ提案を配布する予定である。
ヨルダン	紛争処理措置が必要。
リベリア	①拘束力のあるものが必要。②能力構築が必要。③アフリカ統一機構のモデル法に準拠すべし。
先進国	
EU (イタリアが代表)	①2002年のヨハネスブルグ環境サミット(WSSD)の行動計画やIRにコミットしている。IRの性格(nature)は、特に法的拘束力を持つわけではない。②IRの議論に関して、EUは現段階では早まった判断はしない。既存制度の有効性と相乗効果の分析に基づいて検討すべきであると考え。③IRの内容となる要素は次の6つである。即ち、「ボン・ガイドラインの見直し・改定、他のアプローチ、8条(j)項WGからのアウトプット、FAOの植物遺伝資源条約(IT)のMTA、他のイニシアティブ(TRIPs、WIPO、UPOV)の関連した事項、能力構築」である。
オーストラリア	①IRについて:国内法によること、産業界の役割を高めることが必要。②提供側と利用側とのcollaborationの基礎として関係者に信頼感を与えるのがCBDの役割である。③WIPO、TRIPs、ITPGRを踏まえるべきである。④新規なIRを考えるのは時期尚早である。

カナダ	①今後もボン・ガイドラインの実施を継続する。②IR は次の性格を持つべきである。即ち、生物多様性の保全と持続的利用、実際のであり経済的な利益を生むこと、進化が可能で適応性を持つこと、他のイニシアティブ(WIPO など)と相互支持的(mutually supportive)であること、バランスを保つことである。③原住民・地域社会の参加が必要。
韓国	①法的拘束力のある IR にすべきか否かについて決める前に、もっと多くを学ぶことが必要。②ボン・ガイドラインを普及し経験を積むことが必要
スイス	IR は新しい regime ではない。現在のシステムのパッケージを指す。
日本	①ボン・ガイドラインの実施を継続し経験を積むことにより、今後の在り方を考えることが必要。②バイオ産業を対象にした実態調査の結果は、ABS の過度の規制は逆効果であることを示す。生物資源の提供側と利用側が相互理解を深め、ギャップを解消する策を明らかにすることが有効である。③International Regime の法的拘束性を予断する前に、まず規制対象の明確化、実効可能性、内外無差別を確保することを前提に議論を進めるべきである。
ニュージーランド	①IR はすでに存在し進化を遂げている。②もっと経験を積むことが必要。③提供側と利用側とのギャップを埋めるために相互理解が必要。
ノルウェー	①ボン・ガイドラインの実施にもっと時間をかける必要がある。②能力構築が重要。③8 条(j) 項 WG のアウトプットを考慮することも重要である。④そのため、COP7 では本 WG のマンドートを延期することを認めるべきである。
他団体(産業界、国連大学高等研究所、NGO)	
国際商業会議所	①新しい regime の交渉はボン・ガイドラインの実施を停止させることになると懸念する。②新しい regime の交渉を今、行うのではなく、まず、いくつかの選択肢の長所と短所を分別整理すべし。③今後の進むべき方向として、秩序あるプロセスを踏むことが重要。さもなければ、今進んでいるプロセスが停止する。
国連大学高等研究所	①User Measures に関するシンポジウムを各地で開催した(東京では JBA と共催、その他、パリ、ペルー、カリフォルニアの Davis で開催)。②IR は legally binding なものと non-binding なものの両方を含むであろう。③重要な論点は、IR の目的の明確化、技術移転の義務、IPR での原産国開示、追跡手段としての原産国証明、能力構築、である。
NGO	①拘束力のある mechanism を強く支持する。②アフリカグループ、LMMC の発言を強く支持する。③基本原理として、原住民・地域社会の権利を保証することが必要である。④TK は public domain にはなっていない。⑤イタリア、スイス、国連大学高等研究所が WS 開催を援助してくれた。
NGO	①原住民の権利を保証せよ。②ボランティアなガイドラインではだめである。③拘束力を持たせることが人権を保証する。
NGO (SEARICE、フィリピン)	①地域社会が認知されていないことが問題である。②生物資源への越境移送をモニターする必要がある。③違反者は CBD のクリアリング・ハウスで公表すべし。④技術移転のメカニズムを作るべし。⑤利益配分メカニズムを更に詳しく作るべし。⑥ヒトの遺伝資源については現在、規制されていないので規制すべし。
NGO (Edmonds Institute、米国)	生物多様性の保全という文脈で議論すべし。

[18] 8j-WG3*

2003年12月8～12日、モントリオール・カナダ

第3回生物多様性条約第8条(j)項作業部会会合(8j-WG3)が2003年12月8～12日にモントリオール(カナダ)において開催された。この会合では、以下に述べる議題について検討し、検討結果は勧告として採択された後、2004年2月にマレーシアにおいて開催される第7回締約国会議(COP7)に向けて付託された。

検討作業は2つの作業部会(Sub Working Group: SWG I、II)に分かれて進められた。SWG Iには本事業TFの渡邊幹彦委員(日本総合研究所)が、SWG IIは同、最首太郎委員(水産大学校)が参加した。

1. SWG I

ここで取り上げられた議題は以下の4つである。討議の結果、SWG Iはすべての議題を採択した。

(1) 議題4: 「原住民と地域社会による知識・発明・慣習に関する現状と傾向に関する総合報告書(Composite Report on the Status and Trends Regarding the Knowledge, Innovations and Practices of the Indigenous and Local Communities) (以下、報告書)」

報告書は、伝統的知識(TK)の保全と利用のための基礎情報として、①TKの保全/消失の国別報告書、②TK保全制度の国別実施状況、③TKの定義を含む調査の方法論、を主たる内容とし、UNEP(the United Nations Environmental Programme)のWCMC(World Conservation Monitoring Centre)が作成を行ったものである。

SWG Iは、報告書の内容(Phase 1)を評価して採択した上で、COP7以降の作業(Phase 2)についての提案を行った。まず、評価については、報告書の作成において原住民の十分な参加がなかったという指摘や、原住民参加のための翻訳作業の時間的余裕が必要との指摘があったものの、SWG I参加国の間で意見の目立った対立はなかった。また、提案事項としては、①国別報告書は改善が必要であり、WCMCは、COP7以降にそのための作業に早急に取り掛かる必要があること、②Phase 2の円滑な実施のために財政援助・主務機関の特定が必要であること、③実務に役立つ資料の作成を目指すべきこと、が挙げられた。

(2) 議題5: 「アグウェイ・グー・ガイドライン: 開発行為(予定となっているものを含む)による陸上及び水域における神聖なる地域及び原住民と地域社会により伝統的に占有・利用されている地域への文化的・環境的・社会的な影響評価の行動規範への自主的ガイドライン(Akwé: Kon¹ Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment Regarding

* 「2-2. 第3回生物多様性条約第8条(j)作業部会会合」平成15年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp69-73、(財)バイオインダストリー協会、平成16年3月

¹ アグウェイ・グー(agway-goo)と発音。意味は「森羅万象(everything on creation)」。本来は、Mohawk族による用語で、モントリオール近郊に在住するKahnawake communityにより提供された。

Developments Proposed to Take Place on, or which are likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities) (以下、ガイドライン)」

ガイドラインは、聖地及び原住民の占有地での開発行為に対して、事前の影響評価の実施及び推奨される内容を定めたものである。繊細な社会制度や脆弱な生態系にて経済開発プロジェクトが実施される際に、一般に、社会（文化）影響評価（social and/or cultural impact assessment）、経済影響評価（economic impact assessment）、環境影響評価（environmental impact assessment）などが実施される。ガイドラインは、TKの保護を目的として、これら事前の影響評価が single process で効率的良く、かつ、cultural impact assessment に重きがおかれて実施されるように、推奨事項を定めている。

一点注意すべきは、同ガイドラインの「任意性」についてである。結果として、同ガイドラインには、guideline という名称の前にさらに、voluntary という表現が加わり、あくまで自主的なものであり法的拘束力はないことが強調されることとなった。しかしながら、IIFB (The International Indigenous Forum on Biodiversity) より、「同ガイドラインは legally binding であるべき」という意見が発せられた。この意見は、アルゼンチン、カナダ、ケニア、バハマから即座に反対されたことなどから、今後すぐには、legally binding をいう論調にはならないと考えられる。しかし、議場の雰囲気として同意見を主張した IIFB の「発言力」が強かったことから、今後の動向に注意が必要である。

(3) 追加議題：「技術移転及び協力 (Technology Transfer and Cooperation)」

本議題は、「原住民及び地域社会が持つ伝統的かつ創造的技術についての技術移転に関して、原住民や地域社会に十分な配慮がなされるべき」という COP7 への推奨事項である。当初、SBSTTA (the Subsidiary Body on Scientific, Technical, and Technological Advice) が、本議題についての討議を行っていた。しかし、SBSTTA は、第 9 回の会合にて、本議題は 8 条(j)項に関する Ad-Hoc 会合で討議されるのがより適当と考え、同議題は SWG I にて討議にかけられた。同推奨事項は、若干の技術的修正を経て、SWG I にて採択された。

(4) 追加議題：「原住民族問題常設フォーラムによる推奨 (Recommendation of the Permanent Forum on Indigenous Issues (PFI) to the Convention on Biological Diversity)」

PFI は、国連経済社会理事会の下部組織として、2000 年 7 月に設立された。PFI は、同理事会より、原住民族の、経済的・社会的開発、文化的・環境的・教育的・健康・人的権利に関する議論に参加する権限を与えられている。前述の IIFB は、CBD・COP3 の開催時に、原住民の土地・テリトリー・自然資源に関する権利を保護するために組織され、COP5 開催時にアドバイザー・ボディとしての地位を得た。両者は連関を保っている。

同推奨事項は、アグウェイ・グー・ガイドラインの PFI への回覧など、PFI と CBD・8(j)項の関連をより深めることを目的としており、SWG I では問題なく採択された。

尚、SWG I にて、会合全体を通じて、頻繁に発言したのは、メガ多様性同土国家（メキシコが代

表)、IIFB (特に、マレーシア出身者)、リベリア (アフリカグループ代表)、EU (スウェーデン及びイタリアが交替で発言)、カナダであった。

2. SWG II

(1) 議題 6 : 「原住民地域社会の参加のための機構 (Participatory Mechanisms for Indigenous and Local Communities)」

この議題は、さらに以下のようにサブカテゴリーに分けられた。

6.1. 第 8 条(j)項並びに関連規定の目的に関連する事柄への原住民並びに地域社会の効果的参加を促進させるための機構

6.2. 原住民並びに地域社会のための連絡機構

6.3. 生物多様性の保全と持続的利用に関する伝統的知識の維持と適用への原住民並びに地域社会の参加と関与に関連する環境条約間の協力、共同関係

原住民・地域社会の COP、SBSITTA、WG への参加を促進するための実効的措置導入の促進というカナダ提案は同意され、そのための具体的な措置として、自発的な基金制度の創設がアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ウガンダ等から提案された。ただし、基金制度の対象国については、発展途上国に限定するのか、経済的に移行過程にある国 (countries with economies in transition) も含めるのかについては合意が得られず、COP7 における討議に付されることとなった。

所見 : 原住民地域社会の参加のための制度に関連して、CBD 関連会合においては手続上締約国と原住民、地域社会代表とは同じ立場で議論に参加可能である。このような制度は、他の例えば環境条約や持続的発展関連会合においても波及してゆく可能性があると思われる。

(2) 議題 7 : 「原住民並びに地域社会の知識、工夫、慣行の保護のための特別な制度 (Sui generis systems for the Protection of the Knowledge, Innovations and Practices of Indigenous and Local Communities)」

保護のための措置として、とりわけ、TK のデータベース化と登録制度が検討された。これに関しては、原住民側はこのような TK の登録自体よりもこの情報管理が国家によるものであることについて明白な反対の意思表示をした。この問題は、原住民地域社会の権利の性質 (この権利は国内法上の権利か国際法上の権利か?) に関する議論や、TK の利用から生じる利益配分に関する議論とも関連してくるため、最終的な勧告案においても関連諸点については合意は得られなかった。また、WIPO の作業との重複を避けることには多くの代表から同意が得られた。

そこで、最終的に採択された勧告案の主な内容は以下のとおりである。

- ・用語の定義の必要性
- ・以後の関連会合のための用語の定義の蓄積
- ・TK 保護のための国内的・地域的特別な制度に関する情報の収集と蓄積
- ・TK 保護のための特別な制度の要素に関する検討

- ・ 原住民地域社会をも巻き込んだ特別な制度実施のための措置に関する検討
- ・ この分野での WIPO との相互補完的協力関係の維持継続

所見：「特別な制度 (*sui generis system*)」に関する議論においては、*sui generis* な制度の要素として、原住民の慣習法が挙げられた。この点については、不文法である慣習法の法としての認定の問題や慣習法間の効力関係、成文法(制定法)との効力関係の問題が検討されなければならないであろう。また、TK 保護のための措置としての伝統的知識の登録制度あるいはデータベース化については、情報の管理に関する問題が大きいと思われる。この点については、会期中においても国連大学高等研究所 (UNU/IAS) からプレゼンテーションがなされるなど参加者の関心は高い。

(3) 追加議題：「小規模農家、原住民、地域社会並びに農民の権利への遺伝子利用制限技術 (Genetic Use Restriction Technologies、GURTs) の潜在的影響」

この議題検討の背景としては以下のとおりである。GURTs とよばれる一部の遺伝子関連技術は、遺伝的に改変された穀類の利用の増加を促進する。そのため、この技術は育種家等により広く用いられてきた。このような技術の商業化は、原住民の生活への将来の脅威となり得る (ブラジル勧告案) という指摘が前回の COP6 おいてなされた。そこで、GURTs の小規模農家、原住民、地域社会への潜在的社会的影響についての検討が開始される運びとなった。具体的には、農業的生物多様性に関する第 6 回締約国会議決定 VI/5 は AHTEG (Ad-Hoc Technical Expert Group/アドホック技術専門家グループ) に COP7 に先立つ第 8 条(j)項作業部会においてこの件に関して報告するように要請していた。そこで、本会合において AHTEG の報告書に基づいてこの議題は検討された。

検討作業において、IPCB (The Indigenous Peoples Council on Biocolonialism) や IIFB (International Indigenous Forum on Biodiversity) は、原住民を代表して、GURTs のテストと商業化は原住民の生活にとって深刻な脅威をもたらす可能性があることを強調した。また、本会合に先立って提出されたブラジル勧告案は、GURTs の使用の評価のための国家的規制のための枠組みの展開、実際のテストを含む一層の調査の促進、小規模農家や原住民の農業の多様性に逆影響を与えるような商業的利用の不認可を内容とするものであったが、EU はこれに反対して、AHTEG 報告の社会的側面について議論すべきであると主張した。これには、ナミビア、ウガンダ、スイス、IIFB も賛同した。そこで、最終的には、CO7 への勧告には、AHTEG の報告書を検討することが盛り込まれ、この問題は以後の作業部会においても継続して検討される運びとなった。(US は GURTs に関する信頼できる科学的データが不足していることを挙げ、地域社会に対するネガティブな影響を議論するには時期尚早であると述べた。また、FAO は農業生物多様性における GURTs の意味に関する自らの研究に注意を喚起した。)

[19] COP7*

2004年2月9～20日、クアラルンプール・マレーシア

2004年2月9日～20日、クアラルンプール（マレーシア）において生物多様性条約（CBD）第7回締約国会議（COP7）が開催された。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）、伝統的知識、山地生物多様性の保護、保護地域、技術移転及び技術協力、財政予算問題、CBD 戦略計画等が主要議題として議論され COP7 決定として決定された。以下に ABS に関する議論¹について報告する。

1. 概要

(1) 背景・経緯

- ①CBD（1993年発効）は、遺伝資源に対する自国の主権的権利を認めるとともに、遺伝資源の利用から生じる利益を資源提供国にも公正かつ衡平に配分することを規定。ABS に関し、政策立案や契約作成時の任意基準となる「ボン・ガイドライン」が2002年4月の生物多様性条約第6回締約国会議（COP6、於ハーグ）で採択された。
- ②メキシコ、ブラジルを中心とした資源提供国（主に途上国）は、資源提供国への遺伝資源の利用から生じる利益配分を確実・強化するため、法的拘束力（legally binding）のある国際的制度（International Regime、IR）の構築を主張。COP6の決定において、「遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる ad hoc meeting」が設置され、その検討結果を COP7 に報告することとされていた。
- ③遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会合（2003年3月（MYPOW）と12月（ABS-WG2）にモンテリオールで開催）では、当該会合で議論を継続すべきと COP7 に報告することで一定の意見の一致をみたが、その検討範囲に係る委任事項（terms of reference）等について議論が紛糾したため、両論併記やかぎ括弧（bracket）をほとんど残したままの報告書を提出し、COP7 において議論を継続することとされていた。

(2) COP7における議事の進行

- ①多くの議題を処理するために、「全体会合」開催後直ちに2つの作業部会に分けて議論した。ABS問題は「作業部会 II（議長；インド）」において議論が開始され、直ちにスイスとウガンダを共同議長とする「交渉グループ（Contact Group）」が設置され、ABS問題特別作業部会報告書の両論併記やbracketを解消し、「作業部会 II」に COP7 決定文書案として提出する作業を行うこととされた。
- ②「交渉グループ」は、紛糾する文章・パラグラフ毎に関心国同士でドラフト文章を作成・提案させ、それを交渉グループ全体で討議するという方式で計8回の会合を開催した。最終段階では、共同議長が指名した国々により構成された「少人数グループ（Friends of Chair）」が形成され（エチオピア、コロンビア、南アフリカ、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、インド、マレーシア、中国、

* 「2-3. 生物多様性条約第7回締約国会議」平成15年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp74-79、(財)バイオインダストリー協会、平成16年3月

¹ ABS 議論には日本から10名（経済産業省生物化学産業課（長尾勝昭係長）、特許庁国際課（渡辺仁多角的交渉室長、高橋宣博課長補佐、柴田昌弘係長）、農業生物資源研究所（新野孝男上席研究官）、農林水産省農林水産事務局（荒田耕士朗係長）、製品評価技術基盤機構（山田宗範技監）、JBA（炭田精造、安藤勝彦、渡辺順子））が参加した。

EU、ノルウェー、オーストラリア、カナダ、日本の14カ国)、計4回の会合を経てドラフト文章を起草した。(表1参照)

- ③当該ドラフト文章は、「交渉グループ」での議論修正を経て、「作業部会II」に提出された(18日)が、ABS問題特別作業部会の開催頻度を巡って合意が得られず、最終日20日夕方に他分野の収束を待って決着し、同日夜の「全体会合」においてCOP7決定とされた。
- ④また、18日及び19日には閣僚レベルセグメント会合が開催され、「クアラルンプール宣言」を发出。ABS問題に関する事項は、次のとおりである。
- 未締約国等の政府に対してCBDの批准と実施を強く要請。
 - ABSに関する効果的なIRの展開を確固としてコミットするとともに、関連する能力構築努力を支援。
 - 衡平な利益配分、能力構築、環境上健全な技術移転等を促進するため、官民を問わず、あらゆるレベルのパートナーシップを創出・強化。

(3) 各国の主張

- ①資源提供国(メキシコ、ブラジル、アフリカ諸国等途上国)は、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衡平な配分の確保措置や遺伝資源のバイオパイラシーの防止措置としては、任意規定である現行のボン・ガイドラインは不十分であり、即座に法的拘束力のあるIRの交渉を開始すべき」と主張。
- ②資源利用国(EU、カナダ、オーストラリア等先進国)は、「策定間もないボン・ガイドラインの履行が先決であり、ボン・ガイドラインを含めた既存の制度で解決できない問題点の整理が必要。したがって、法的拘束力のあるIRの検討は時期尚早。また、IRは必ずしも法的拘束力があるものである必要はなく、任意の基準や既存の法制度を組み合わせることでも対応可能」と主張。
- ③我が国は、「遺伝資源関連ビジネスの現状と問題点に関する相互理解を行った上で、実行可能な制度構築のための議論が必要。また、利益の公正かつ衡平な配分が行われるためには遺伝資源へのアクセスの促進が前提であり(アクセスなくして配分すべき利益なし)、アクセスの促進と利益配分の両面を確保する措置とすべき」と主張。
- ④南米・アフリカ諸国対先進国という基本的な図式の中でも、微妙にそれぞれの国の立場が異なり妥協点を見いだすまで膨大な時間を要した。アジア諸国では、開催国であるマレーシア、CBD批准間もなく締約国として初参加のタイ、遺伝資源へのアクセスに厳しい態度であるフィリピン、途上国グループのG77諸国のリーダーとして振る舞う中国などが資源提供国側としての発言が多い中で、資源提供国であるインドネシアがIRの検討は時期尚早と主張したことが印象的である。

2. 国際的制度(IR)に関する具体的決定事項

決定事項

COP7において取りまとめられた決定文書に基づき、International regime(IR)の検討プロセス(process)、性格(nature)、範囲(scope)、考慮すべき要素(elements)について、「ABS問題特別作業部会」(the ad-hoc open-ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, ABS-WG)にIRを具体的に検討するマンドートを与え、その結果をCOP8に報告する。上記ABS-WGはCOP8までに少なくとも2回開催する。

(1) 法的拘束力の是非

①CBD 締約国会議 (COP) の下に設置されている、「ABS 問題特別作業部会」(the ad-hoc open-ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, ABS-WG) に IR を具体的に検討するマンデートを与え、その結果を COP8 に報告する。

②ABS-WG に与えられる検討範囲に関する委任事項 (terms of reference) において、IR の「法的性格 (nature)」として、「IR は一連の原則、規範、意思決定手続を有する法的手段から構成され、法的拘束力 (legally binding) の要否についても検討すること」とされた。本件は、モン트리オール会合以来最大の論点であり、容易に結論に至る問題ではないとの認識が共有されたことから、「交渉グループ」において比較的早い段階で決着した。

(2) 実効性・内外無差別性の確保

①具体的な実現手段が想定できない非合理的な主張を抑えるべく、IR は実効性・実現可能性のあるものでなければならないとして、“practicable”であるとするを我が国から提案した。また、我が国企業の活動に障害とならないよう、遺伝資源へのアクセスに際し、自国民と外国人、外国間で差別的制度ではないことを確保するため、“non-discriminatory”とするを我が国から提案した。

②“non-discriminatory”については、自国民優先は当然とするアフリカ諸国等の資源提供国は反発した。EU 等先進国も“non-discriminatory”という用語が法的拘束力のある制度を予見させるとして賛同の発言が得られず、「交渉グループ」において、我が国のみが孤立した (韓国のみが日本提案に賛同の意を発言)。

③マレーシア、ブラジル、エチオピアと我が国で文言を交渉し、“avoid arbitrary treatment.”という事で合意した。マレーシア代表から、我が国との協力関係構築を模索しようとする国立マレーシア大学教授及び科学技術環境省が同席した効果が存在。決議文は、“Recognizing that the regime should be practicable, transparent and efficient and avoid arbitrary treatment consistent with CBD”となった。

(3) 派生物の取扱い

①「CBD、ボン・ガイドラインのいずれにおいても、遺伝資源から産まれる派生物 (Derivatives) は対象とされておらず、その定義も不明確であることから、今後行われる ABS-WG における IR の「範囲 (scope) から外すべき」との先進国の主張と、「派生物こそ利益が生まれる源泉、派生物をはずせば利益配分の確保上意味がない」とする途上国の意見が対立した。

②「少人数グループ」での累次にわたる議論の結果、IR 制度の対象と必ずしなければならない「範囲 (scope)」からは外すが、IR の「考慮すべき要素 (element)」の一つとして、「遺伝資源、派生物、産物 (products) の商業化から生じる利益配分を確実にする措置」と明記することで合意した。

(4) 開催頻度

①IR 構築に向け議論促進を狙い ABS-WG の最低限年 2 回開催を主張する資源提供国側と、CBD 事務局の予算制約からこれを認めない資源利用国側で最後まで対立し合意に至らなかった点。

②財政予算問題など他の分野で残された論点が出そろい収束に向かう最終日夕方の最後の「作業部会

II」の場で、2年後2006年開催のCOP8までに2回開催ということで合意した。1回目はCOP事務局予算で開催し（開催場所としてはスペインが有力）、2回目は自発的に開催を誘致する国の予算で開催されることとなった。CBD批准後間もないタイがABS-WGの開催誘致を積極的に発言していたことから、結局タイの予算拠出で第2回目は賄われるのではないかと推察される。

3. 今後の対応

(1) 次期交渉への準備

- ①次期COP8までの今後2年間は、ABS-WGにおけるIRを巡る議論が白熱化してくることから、その準備を早期に開始することが重要である。その際、ABS-WGの場で如何なる主張を行い、交渉を成功させるかの検討を行う国内における体制整備が重要である。
- ②今回の会合において、アジア諸国との良好な関係が、我が国の主張を通すための重要なファクターであったことから、今後のABS-WGの開催を踏まえ、我が国の主張に賛同できる環境をアジア諸国等との関係で形成しておくことがより重要である。この意味で、NITE主催のアジア専門家会合等、国際会議の場や、国連大学高等研究所やJBAの活動を活用することが重要であろう。
- ③COPやABS-WGの場は、長年本件に携わり経緯に詳しくかつ交渉術に長けた人々が各国代表団を構成している。我が国としても、こうした知見を蓄積できる組織体制と体現できる人材の育成が急務である。

(2) 二国間協力の充実

- ①今回の会合結果に見られるとおり、CBDの枠組みにおけるIRの議論が長期間にわたることが予想されるため、この議論の終息を待つことなく、アジア諸国を中心とした、遺伝資源へのアクセスにかかる二国間プロジェクトを進めていくことは以下の2点において重要な課題である。
 - 我が国企業への円滑な遺伝資源の移転の促進
 - 我が国がCBD、ボン・ガイドラインの規定の要求を満たしたプロジェクトを促進することにより、アジア諸国との良好な連携を生み出し、ひいては、ABS問題を解決するモデルの提示を日本発で行うことができる可能性。
- ②現在、NITEが中心となって実施している二国間協力は、ABS問題を解決する国際的モデルの一つである。NITEが締結しているMOU/PA/MTAは、CBDが要求する「事前の情報提供に基づく同意」と「相互に合意された条件」及びボン・ガイドラインに規定された利益配分方式を満たした遺伝資源へのアクセス・移動であり、同時に、資源提供国側が希望する技術移転と能力構築を実施しているものである。CBD事務局等にNITEモデルとして通報するなど積極的な国際的PRを行うことで、IRに関する抽象的な机上の空論を排除することを狙うべきではないか。
- ③上記のような、NITE等によるプロジェクトをオーストラリア、ラオス、カンボジア等に展開し、タイ、中国、マレーシアとの連携による協力関係が構築できれば、我が国企業への遺伝資源の円滑な移転が促進されるだけでなく、COPの場で強硬論者の資源提供国側を分断できる効果も存在しよう。

表1 COP7におけるABS問題関連会合の開催状況

月日	時間	会議の種類
2月9日(月)	10:00~18:30	全体会合(Plenary)
2月11日(水)	10:00~17:30	作業部会II(Working Group II); ABS問題登場
	20:00~22:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月12日(木)	10:45~12:00	JUSCANZドラフト打ち合わせ会合
	13:00~15:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	17:30~19:00	文章起草少人数グループ(参加自由)
	19:30~20:00	文章起草少人数グループ(参加自由)
	20:00~23:15	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月13日(金)	13:15~15:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	19:00~23:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月16日(月)	10:00~10:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	10:30~13:00	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	13:15~15:00	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
	15:15~18:00	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	19:00~23:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月17日(火)	11:55~14:15	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	16:00~18:30	14カ国少人数グループ(Friends of Chair)
	19:40~23:30	ABS問題交渉グループ(Contact Group)
2月18日(水)	10:00~13:00	作業部会II(Working Group II)
	15:00~18:00	作業部会II(Working Group II)
2月19日(木)	10:00~13:30	作業部会II(Working Group II)
	15:00~17:30	作業部会II(Working Group II)
	20:00~0:30	作業部会II(Working Group II)
2月20日(金)	13:15~13:30	作業部会II(Working Group II)
	15:30~16:30	作業部会II(Working Group II)
		全体会合(Plenary)

注1: 上記記載以外に、全体会合が作業部会終了後開催された(毎日夕方18時過ぎ)。

注2: 2月20日~17日までの間、上記記載以外に作業部会IIが開催された(毎日10時から13時、15時から18時の間)。

注3: 会期中地域グループ会合は毎日定時に開催された。

①8時45分~

JUSCANZグループ

(日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス、ノルウェー、ニュージーランド、韓国、メキシコ)

②9時~

Asiaグループ

(日本、中国、韓国、北東アジアからイラン等中東まで)

[20] ABS-WG3*

2005年2月14～18日、バンコク・タイ

2005年2月14～18日にタイのバンコク（国連会議場）において、生物多様性条約（CBD）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第3回 Ad hoc 作業部会会合（ABS-WG3）が開催され、136カ国政府代表、105諸団体から計491名が参加した。日本は経済産業省、特許庁、農林水産省、製品評価技術基盤機構（NITE）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）からの9名¹が参加した。CBD第7回締約国会議（COP7）の決定事項^{*}に基づき議論が行われた。また、会合3日目（2月16日）の昼食時に、JBAと国連大学高等研究所は共同でサイドイベントを開催した。

以下にABSに関する議論の結果及び今会合における我が国の成果を報告する。

※ ABS-WG3(及びABS-WG4(2006年開催予定、於マドリッド))に与えられたマンドート

COP7において取りまとめられた決定文書に基づき、国際的制度(International regime, IR)の検討プロセス(process)、性格(nature)、範囲(scope)、考慮すべき要素(elements)について、IRを具体的に検討し、その結果をCOP8(2006年開催予定、於ブラジル)に報告する。

1. 結果の概要

(1) 国際的制度 (International regime, IR) の議論

- 法的拘束力のあるIR策定の是非が最大の争点であった。日本を含む先進国（遺伝資源利用国が主）と途上国（遺伝資源提供国が主）との間に、下記①、②のような基本的意見の違いがあり（我が国の主張は③）、その異なる立場からの主張を繰り返すことに終始し、議論は進捗しなかった。
- 会合3日目（2月16日）に、今会合における決定事項を決議する議長テキスト案が配布され、各国意見のとりまとめの調整が行われた。しかし、遺伝資源提供国とその利用国は、その基本的立場の違いによりテキストの細部にわたって対立した主張をし続け交渉は深夜に及んだ。その結果、各国で合意した妥協案の作成を断念し、各国の考え方を今後の交渉の選択肢（option）としてすべて議長テキストに載せるという方式で取りまとめられた。
- 次回会合（ABS-WG4、2006年3月、マドリッド）までに、既存の制度（existing legal instruments）では解決できない問題点を明確にするための分析（gap analysis）を各国が行うことになった。

① 途上国の主張

遺伝資源へのアクセスは既に十分に行われている。一方、利益の公正かつ衝平な配分を確保する措置や、バイオパイラシー防止等の措置が十分ではない。したがって、「直ちに法的拘束力のあるIRの交渉を開始すべきである」とインド、マレーシア、ブラジル等のメガ多様性同土国家グループ²（代表はインド）、ラテンアメリカ・カリブ諸国（代表はエクアドル）、エチオピア等のアフリカ諸国（代

* 「2-1. 生物多様性条約第3回 Ad hoc アクセスと利益配分(ABS)作業部会会合」平成16年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp63-66、(財)バイオインダストリー協会、平成17年3月

¹ 経済産業省生物化学産業課(河内事業環境整備室長、長尾係長)、特許庁国際課(大江係長)、JETROバンコク(松尾知的財産部長、特許庁から出向)、農林水産省先端産業技術研究課(荒田係長)、製品評価技術基盤機構(宮崎バイオテクノロジー本部長、安藤調査官、須藤主査)、(財)バイオインダストリー協会(炭田精造、渡辺順子、最首太郎)。

² メガ多様性同土国家グループは17カ国(ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ)で構成される。

表はエジプト)は強硬に主張した。

今回の会合では、メガ多様性同土国家グループであるメキシコの主張は過去に比べて柔軟になった感があった。また、中国は、法的拘束力のある制度の必要性は認めていたものの、現時点においては困難であることを正式に表明していた。

② 先進国の主張

COP7の決定どおり、既存の制度では解決できない問題の有無を分析 (gap analysis) 確認した上で、真に必要な措置を検討すべきである。

③ 日本の主張

a) IRの是非について

IRがいかなるものになるとしても、現状と問題点を明らかにし、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。また何らかの制度の構築について議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定することや、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること、内外無差別に適用すること等が重要である。

議長テキストのとりまとめに当たり、各国から個別の意見の提出を求められ。我が国からは、「1. IRに関しては法的拘束力の是非について予断しないこと、2. いかなる制度にしても内外無差別性を確保すること」の2点を提出し、今後の交渉の選択肢として議長テキストに盛り込まれた。

b) 派生物 (derivatives) の取扱いについて

我が国を含む先進国は、「CBD、ボン・ガイドラインのいずれにおいても、派生物 (derivatives) は範囲外である。さらにその定義もされていない。したがって、今後行われるABS作業部会会合におけるIRの検討範囲 (scope) から“派生物”を外すべきである」と主張した。一方途上国は、「派生物こそ利益が生まれる源泉であり、派生物をはずせば利益配分の確保上意味がない」と主張し、意見が対立した。

その結果、交渉は未決着となり、いずれの案についても議長テキストに盛り込まれることになった。

(2) 知的財産権に関する議論

① 特許出願時における遺伝資源等の原産国・出所の開示について

ブラジル、コロンビア、アフリカ諸国を中心とする遺伝資源提供国は、遺伝資源に関する原産国・出所の開示の必要性を強調し、本件に関する取組を加速するよう要求した。

一方、日本、EU、カナダ、スイス、オーストラリアは、「各国において更に分析することが必要である。さらに、COP7の決定どおり本件についてはWIPOに委嘱している“分析”の結果を待つべきである」と主張した。

結局、「締約国は、遺伝資源と伝統的知識に関する特許出願時の原産国・出所の開示に関する国内の法的制度の取組を、(CBDの求める) 事前の情報に基づく同意 (PIC) や相互に合意する条件 (MAT) の措置を補足 (support) する一つの措置として導入することを考慮することが勧められる (invite)」との妥協案が決議された。

ただし、本件については“未だ情報や分析が足りない”ということで遺伝資源提供国・利用国共に意見が一致し、次回会合までに更に分析を進めることになった。

なお、本会合初日 (2月14日) の総会の一般声明の中で、EU代表 (オランダ) はEUがWIPOに対して提出した“原産国・出所の開示に関する提案”³について発言したが、具体的な説明には至

³ ECは2004年12月、WIPOに対して特許出願書類中に遺伝資源及び関連する伝統的知識の出所の記載を義務化することにつ

らなかった。

② WTO/TRIPS と CBD の関係について

本会合初日（2月14日）の総会において、UNEP 事務局が開会声明の中で、「WTO/TRIPS が CBD で定められている ABS の条文を形骸化（undermine）せしめている」と発言した。この件に対し、最終日（2月18日）の総会において、日本、EU、オーストラリア、カナダ、アメリカが発し、TRIPS と CBD は整合的であり、何ら悪影響を及ぼしているものではないことを主張した。これに対し、ブラジル等のメガ多様性同土国家グループ、エチオピア等のアフリカ諸国は UNEP の見解を支持し、TRIPS によって保護されている IPRs が遺伝資源に係わる地域社会等の権利を著しく侵害していると発言した。結局、すべての見解が議事録に記載されることになった。

2. 会合での成果

(1) 我が国ガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」の発表

会合初日に行われた各国による一般声明の中で、ABS を促進させるための効果的な手段として、日本政府はガイドラインを作成したことを発表した。さらに、アジア太平洋地域の各国が集まる地域別会合でもその内容を発表した。また、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、韓国代表とは個別に本件について議論し、一定の評価を得ることができた。しかし、罰則付きの法律のような類ではないため、悪意の違反者に対する取扱いが不足ではないだろうか、という意見（マレーシア、インドネシア）も寄せられた。

日本は日本語版「遺伝資源へのアクセス手引」の英文抜粋版 “Draft Guidelines on Access and Benefit-sharing of Genetic Resources (Excerpt)” を作成し、本会合の場外で配布した。

(2) JBA・国連大学高等研究所共催のサイドイベント

JBA と国連大学高等研究所は、会合3日目（2月16日）の昼食時に共同でサイドイベントとしてワークショップ “Results of the International Symposium: ABS, Experience, Lessons Learned and Future Vision” を開催した。各国政府代表、産業界（国際商業会議所、米国製薬協、ファイザー社及びイーライリリー社の法務担当者等）、NGO から 60 名の参加があり、その出席者数はサイドイベントとしては極めて大きな規模と言えるものであった。

JBA・炭田は 2004 年に開催した JBA・国連大学高等研究所合同シンポジウム “「遺伝資源アクセスと利益配分：各国の経験、教訓、将来ビジョン」 - 医薬、化粧品、バイオビジネス業界のための最前線情報 - ”⁴ についてその内容の要点を発表した。また、討論ではマレーシア、タイ、オーストラリア、フィリピンからのパネリストが自国の ABS 促進措置について発表した。

NITE・安藤調査官は、現在進行中の CBD 及びボン・ガイドラインにのっとった ABS 二国間協力 “NITE・インドネシア共同プロジェクト” を紹介し、出席者から高い評価を得ることができた。さらに、会議後、ドイツ及びウガンダ代表から日本との共同プロジェクトの可能性について打診されたことは特筆すべきことである。

いての提案をした。「Proposal of the European Community and its Member States to WIPO (Received 16.12.04) “Disclosure of origin or source of genetic resources and associated traditional knowledge in patent applications”」
http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european_community.pdf (Jan. 19, 2005) (Feb. 2, 2005 アクセス)

⁴ 補足：今回の会合に用意した「JBA・国連大学高等研究所合同シンポジウム 2004, proceedings 最新版」100 冊は、会議場内に設置された展示コーナーに置かれ、完配した。

[21] 8j-WG4*

2006年1月23～27日、グラナダ・スペイン

はじめに

第4回 CBD 第8条(j)項作業部会会合(8j-WG4)が、95の政府代表、原住民・地域社会、NGOを含む約370名の参加者を数えて、2006年1月23日から27日までスペインのグラナダで開催された。

この作業部会は、これまでの議論を踏まえ(表1)、2つの作業部会に分かれて個々の議題を検討し、2006年3月20日から31日にかけてブラジルのクリチバで開催される第8回締約国会議(COP8)に付託されるべき以下の8つの勧告を採択した。それらは、以下のとおりである。

- ・ 作業計画の履行に於ける進捗
- ・ ABSに関する「国際的制度(International Regime, IR)」交渉におけるABS作業部会との協力
- ・ (原住民・地域社会のCBDでの交渉作業への)参加のための機構
- ・ 原住民・地域社会の文化的知的遺産尊重のための「倫理的行動規範」の要素
- ・ 第8条(j)項に関連する「2010年生物多様性目標」に向けての進捗指標
- ・ 伝統的知識保護のための特別な制度(*sui generis* system)の要素
- ・ GURTs(遺伝子使用制限技術)の持つ潜在的な社会経済的影響
- ・ UNPFII(UN Permanent Forum on Indigenous Issues)への勧告
- ・ 伝統的知識の現状と傾向に関する報告書

以下にそれぞれの議題における議論の概略を報告した上で、今後の議論の方向性に関して若干の検討を加えるものである。

1. 作業計画の履行における進捗

第8条(j)項に関する作業計画の実施並びにその関連作業のCBD主要計画への統合に関する議題は第1作業部会によって検討された。各国から寄せられた報告書では、作業計画の実施状況に関する情報が不足していることが判明した。ただし寄せられた報告書では、原住民・地域社会の国内法制度並びに国際的開発政策への参加の制度が強調されている。

保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行に関する作業の開始の必要性に関する議論に対しては多くの反対が寄せられ、削除された。

2. ABSに関する「国際的制度(International Regime, IR)」交渉におけるABS作業部会との協力

IRに関する議論は第1作業部会において検討された。レジーム本体に関する議論は翌週のABS作業部会において議論されるものとして、第1作業部会はこの議題について、以下の2点を中心に検討した。1つは、第8条(j)項作業部会とABS作業部会との協力方法であり、もう1つは、ABS作業部会への原住民・代表の参加の在り方についてである。前者に関しては、両作業部会において作業の重複を避け、第8条(j)項作業部会が集中すべき事項を明確にすること。後者に関しては、国内での原住民・地域社会との事前の協議の必要性、並びに原住民代表を国家代表団に組み入れることが検討された。

最終的な勧告案では、第8条(j)項に関連してIRに組み込まれるべく検討される要素として以下の5点が挙げられた。

- ① 伝統的知識を保有する原住民・地域社会のPIC遵守の確保のための措置

* 最首太郎(2006)「第4回CBD第8条(j)項作業部会会合に出席して」平成17年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業の報告書

- ② IPR 申請に際しての遺伝資源、並びに関連する伝統的知識の原産開示
- ③ 伝統的知識に関する原住民地域社会の権利の承認とその保護
- ④ 慣習法と伝統的文化的慣行
- ⑤ 原住民・地域社会との利益配分確保のための制度

また、2つの作業部会での作業の重複を避ける目的では、以下の点が強調された。

- ① IR の伝統的知識に関連する要素についての第 8 条(j)項作業部会の見解
- ② 伝統的知識保護のための効果的な措置についての経験上の意見聴取のための原住民・地域社会の招聘、並びに、ABS 作業部会における原住民代表の参加の促進のための方法と措置を求めて政府並びに援助機関の招聘
- ③ 原住民代表との事前の協議の促進のための文書の翻訳と連絡の促進
- ④ 第 8 条(j)項並びに ABS 作業部会への国家代表団の中に原住民代表を組み入れることの促進。

IR の交渉に関する ABS 作業部会との協力関係においては、進捗はほとんど見られなかった。

3. 原住民・地域社会の CBD での交渉作業への参加のための制度

第 2 作業部会では、クリアリング・ハウス・メカニズム (CHM) の主要なフォーカルポイントの役割と自発的基金制度について議論した。前者については、原住民・地域社会への情報の伝達の強化、後者については、基金の創設と配分のための優先権について検討された。原住民・地域社会代表が CBD 作業へ参加できるようにするための自発的基金機構の創設に関しては、原住民の参加を向上させることに向けての重要な一歩として認められた。

4. 原住民・地域社会の文化的知的遺産尊重のための倫理的行動規範の要素

「倫理的行動規範」に関しては、第 9 回締約国会議 (COP9) において採択されることを目指していることが確認された。第 2 作業部会では、このためにこの行動規範が対象とする適用範囲、自発的性質等、草案の要素の検討がなされた。最終的な勧告案には、19 の検討課題が挙げられた付属書が添付された。

5. 第 8 条(j)項に関連する「2010 年生物多様性目標」に向けての進捗指標

第 2 作業部会では、「2010 年の生物多様性目標」にむけて進歩を評価するための指標について議論された。現在までの情報不足を理由に提示された指標を承認することなく、とりわけ原住民・地域社会からの情報の蓄積につとめることが合意された。

6. 伝統的知識保護のための特別な制度 (*sui generis system*) の要素

第 1 作業部会の議論は、主に IR の要素と CBD と WIPO との関係について集中した。前者に関しては、インド等が伝統的知識は IR のような法的拘束力をもつ規範で保護されるべきであると主張する一方で、ニュージーランド、カナダは国際的レベルでそのような拘束力をもつ制度をつくることは尚早であると反論した。伝統的知識保護のための特別な法制度の創設は IPR に基づくのか IPR に基づかないのかという議論になり、最終的勧告案にはこの点に関しては括弧つきとなり、COP8 に検討を委ねる格好になった。また、後者の議論に関しては、両者の作業の重複を避け、両機関の関係は相互補完的であること、さらに他の機関との関係では CBD と TRIPS との関係についての WTO での議論の継続について合意された。

7. GURTs (遺伝子使用制限技術) の持つ潜在的社会的影響

第 2 作業部会での議論は、GURTs の性質とその影響力についてなされた。多くの途上国と NGO、原住民グループは、GURTs のような GM 関連技術は GMO 農産物利用を促進させ、GURTs の試験や商業化は将来的に途上国原住民の生活への脅威になりかねないとして、GURTs の試験や商業化

の禁止継続を訴えた。

他方で、オーストラリアはじめ一部の諸国は禁止には反対しながらも、新たな GURTS に関してはケースバイケースの危機管理を要請した。EU は予防的アプローチを強調した。勧告草案においてこれらの論点が検討され、最終的には、新たなカテゴリーの GURTS にはケースバイケースの危機管理の適用、予防的アプローチの採用が承認された。また、GURTS 特許の問題や GURT の世界的モラトリアムの問題に関して WIPO への調査報告の要請が盛り込まれた。このように、WIPO に対して GURTS 特許に関する報告が要請されたが、GURTS に関するモラトリアムの状況はほとんど変わっていない。

8. UNPFII (UN Permanent Forum on Indigenous Issues) への勧告

第 2 作業部会において検討された UNPFII による勧告は修正なく採択され、原住民の慣習法に基づいた特別な保護制度を構築することが第 8 条(j)項作業部会に要請された。また、議論に際しても UNPFII との協力は承認された。

総括

TK の保護と IPR 制度との関連に関しては、2002 年の COP6 において第 8 条(j)項が CBD の主たる議題の 1 つとされて以来、検討すべき事項として、①国際機関との関係、②国内立法等による TK の保護、③固有の制度(*sui generis system*)による TK 保護が挙げられている。この点に関して今回の作業部会での議論の順序に則しているならば、②国内立法等による TK の保護に関しては、やはり 2002 年以後も関連する国内立法措置が執られてきているが、第 8 条(j)項の作業計画の履行の進捗に関して実施状況に関する情報の不足から作業部会としての見解を表明するに至っていない。また、①国際機関との関係については、「IR」に関連して他の国際機関として WIPO や WTO/TRIPS との関係について関心が高まっている。とりわけ、認証制度(*certificate system*)に関する議論は③の固有の制度(*sui generis system*)による TK 保護のための措置として IPR 制度に直接的に影響をもつだけにこれらの機関における議論の進捗に応じて継続的に議論されることになる。

CBD 関連会合としては、この第 8 条(j)項作業部会に引き続き、その翌週から ABS 作業部会、さらに 3 月にはブラジルで第 8 回締約国会議が開催される。この一連の交渉過程の中で最も重要なことは法的拘束力をもつ規範としての「国際レジーム」の策定であろう。バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の採択を彷彿とさせるこのレジームに関する議論は、法的拘束力を持つルールが必要かどうかという議論とは別に、このレジームの中にどのような規範内容を組み込もうかという「エレメント」に関する議論も平行してなされている。このレジーム関連議論の観点から今回の 8 条(j)項作業部会をみるならば、今回の会合は議論の進め方に関して新たな側面を提示したように思われる。それは、原住民・地域社会の代表権の問題である。

多くの場合、遺伝資源の提供国は発展途上国であり、その国内に遺伝資源に関連した伝統的知識(Traditional Knowledge、TK)の保有者として原住民・地域社会を内包している。これまでの CBD 関連交渉の場では概して、提供国と原住民・地域社会とは一体として看做されがちであったかのような観がある。すなわち、提供国は TK の保有者としての原住民・地域社会の意見を考慮して代弁する形で交渉の場に臨んできたかのように思われる。しかし、彼等の TK の保護のための TK のデータベース化に際しては、必ずしも両者の利害、意見が一致しない場合が露呈した。ABS の議論への原住民・地域社会の参加の促進は、提供国に対して原住民・地域社会の側から 2 つの要請がなされている。1 つは、翻訳され彼等に理解できるかたちでの情報に基づく事前の国内的協議であり、他の 1 つは代表団の中に彼等を組み入れることである。これまで、原住民・地域社会はその付与された国籍にはかかわらず、NGO により組織化され、また、CBD 交渉の場に IIFB や UNPFII の参加等により、独立した行為主体としての性質をあらわにしてきた。今後は、提供国、利用者並びにその母国、原住民・地域社会と三者三様の立場から議論される場面も生じるであろう。

[22] ABS-WG4*

2006年1月30～2月3日、グラナダ・スペイン

2006年1月30日～2月3日にスペインのグラナダ（グラナダ展示会議場）において、生物多様性条約（CBD）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第4回 Ad hoc 作業部会（ABS-WG4）が開催され、108カ国政府等（欧州連合を含む）から計478名が参加した。日本は経済産業省、特許庁、製品評価技術基盤機構（NITE）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）からの9名¹が参加した。本会合では、CBD第7回締約国会議（COP7）の決定事項（表1）に基づき議論が行われた。

表1 ABS-WG4 会合に与えられたマנדレート

COP7において取りまとめられた決定文書に基づき、国際的制度（International regime、IR）の検討プロセス（process）、性格（nature）、範囲（scope）、考慮すべき要素（elements）について具体的に検討し、その結果をCOP8（2006年3月20～31日にブラジルのクリチバで開催予定）に報告する。

以下にABSに関する議論の結果及び今会合における我が国の成果を報告する。

1. 結果の概要

ABS-WG4 会合の目的は、(1) 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）、(2) 提供国から移動する遺伝資源の追跡を目的とする国際認証システム（international certificate of origin/source/legal provenance）、(3) 特許出願における遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産国／出所等の開示、等について議論し、2006年3月にブラジルのクリチバで開催される第8回生物多様性条約締約国会議（COP8）にその内容を提出することである。

ABS-WG4 会合の直前、1月29日（日）、JUSSCANNZ 会合（参加国：日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス、ノルウェー、ニュージーランド、メキシコ）が開催され、情報交換を行った。

ABS-WG4 は1月30日（月）に最初の全体会議（Plenary）が招集され、スペインのマルガリータ・クレメンテ女史（Prof. Margarita Clemente）が議長に選出され、アジェンダが採択された。次いで、同議長により合体会合（Committee of the Whole、COW：今回は小作業部会に分けず、両者が合体した部会）が招集され、各国から現状報告がされた。日本は、経済産業省とJBAが作成した「遺伝資源へのアクセス手引」の普及の取組、途上国の能力構築（Capacity Building）に向けた研修活動、NITEの海外との協力の例などを紹介した。

* 「2-1. 生物多様性条約第4回 Ad hoc アクセスと利益配分（ABS）作業部会会合」平成17年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp42-49、（財）バイオインダストリー協会、平成18年3月

¹ 経済産業省生物化学産業課（河内事業環境整備室長、前田係長）、特許庁国際課（守安多国際政策室長、大江係長）、製品評価技術基盤機構（安藤調査官、須藤主査）、（財）バイオインダストリー協会（炭田精造、藝崎義康、渡辺順子）。

【議論の概要】

- 会合は、提供国側が、より確実に利益配分を求めるための措置を確保したいという観点から、直ちに法的拘束力のある IR の策定が必要であると主張する一方、我が国をはじめとする利用国側は、現行のボン・ガイドラインを着実に履行することにより、CBD の目的を達成することが可能であると主張し、意見が対立した。
- 会合の3日目（2月1日）及び4日目（2月2日）には、議長テキストが配布されたものの、議長テキストをベースとして法的拘束力を付与し、直ちに交渉化を宣言するべきであると主張する提供国側と、既存のボン・ガイドライン以上の国際的枠組みを不要と主張する利用国側が対立した。
- 議長は、膠着状態を打開するために、各国地域代表者によるフレンズ・オブ・チェアー会合（日本はアジア地域として出席した）を設置し、妥協案作成のための交渉を行った。未明にまで及んだフレンズ・オブ・チェアー会合の議論を経た結論として、妥協案の作成を断念し、各国の主張を括弧付きで反映させるという方式で採択され、COP8 に対する勧告を行うこととなった。

【決定事項】

- 議長テキストは、論点を括弧付きの状態のまま COP8 に勧告すること。
- IR 策定に関する交渉を妥結させるため、ABS 専門家会合を再度招集するため、早急に作業スケジュールを確定すること。
- 事務局長は、ギャップ・アナリシス（Gap Analysis、問題解決に向けポイントを明らかにするための分析）を完成させること。

2 各議論

(1) 国際的制度 (IR)

IR については、COW の他に、2月2日（木）にもフレンズ・オブ・チェアーが招集され議論された。始めに前回バンコクで開催された ABS-WG3 会合の結果を踏まえて各国が発言した。おおむね途上国側は法的拘束力のある IR の早期作成を強調した一方、先進国側は国内法の整備及びボン・ガイドラインの普及での対応、更に情報を収集し検討が必要な点を強調した。また、ABS-WG3 会合で開始された先進国と途上国の意見の隔たりを分析するためのギャップ・アナリシスを更に推し進めるべきだという意見も出された。

① IR の要素と目的

途上国側は IR の要素及び目的の中に遺伝資源の派生物や産物も対象にすべきであると主張したが、先進国側はそれに反対した。また、途上国側は、遺伝資源とその派生物の不正利用防止、環境に悪影響を及ぼさないアクセス、PIC、MAT 及び国内法の遵守、伝統的知識の保護、技術移転、共同研究、能力構築の促進などを主張した。先進国側は、未だ各加盟国間の意見に隔たりが大きいことから、更に議論が必要であるという立場を堅持した。

② 最初の議長テキスト

2月2日(水)に議長から提出されたテキストは、法的拘束力のある制度 (legally binding regime) への結論を急ぐ案となっていた。これに対して、途上国側はおおむね歓迎したが、先進国側からはこれまでの議論の内容が反映されていないとして不満の声が多くあがった。そのため、議長は各国からテキストの修正意見の提出を求め、それを集約して修正テキストを再度提出することとなった。

③ 修正議長テキスト

翌日2月3日(木)に議長から修正された議長テキストが再度提出され、途上国にはおおむね好評であった。一方、日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、スイス、EUなどの先進国は前日提出した修正意見が反映されていないとして、議長に全文及び指摘する各箇所をブラケット付きにするよう求めた。そのため議長はフレンズ・オブ・チェアー (各地域グループ (JUSSCANNZ、EU、アジア、ラテンアメリカ、アフリカ) より原則2名を選出) を組織し、そこでIRの作成について議論した。

④ COP8 への提言内容

最終的に以下の内容を COP8 に提言することとし、議長テキストはその内容のほとんどにブラケットを付けて付属書 (Annex) として添付することとした。

- 本会合での結論は括弧付にして表書きに付け、COP8 へ提出する。
- IR の作成に関しては ABS 作業部会を再度招集し、早急に本件について協議するための作業スケジュールを決定する。
- 事務局長にギャップ・アナリシスの最終版を完成させるよう要請する。

(2) 国際認証システム

国際認証システムについて、コンタクト・グループを組織して議論を行った。日本は、本システムの実用性、費用対効果の検証が必要とし、さらなる情報の収集を主張するとともに、このシステムは特許出願と切り離して考えるべきだと主張した。他方、途上国側は、国際認証システムは IR の重要な要素であり、法的拘束力を付与し、違法なアクセスに対しては法的手段を講じることが可能となるシステムにするべきであると主張した。

最終的に以下の事項を COP8 に提言することとした。

- 技術的専門家グループを設置し、CBD15 条及び第 8 条(j)項の目的を達成するような態様、目的、実用性、実施可能性、コストなどを考慮し国際認証システム案を作成し、ABS-WG5 会合に提出する。
- 各国政府等と協力し、技術的専門家グループの作業を進める。

(3) 特許出願における遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産国／出所等の開示

本件についてもコンタクト・グループの中で議論を行った。日本は、本件については世界知的所有権機関 (WIPO) の「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)」や TRIPS

の下で検討中であり、本会合で論議すべき問題ではないと主張した。一方、主に途上国側は、特許出願での開示は利益配分を明確にするために必要な措置であると主張した。

最終的に以下の事項を COP8 に提言することとした。

- 適切かつ実用的な措置を論じられるように関係者から意見聴取する。
- IPR 申請時の開示要件に関するブラケット付きの未解決部分については、関係機関から意見聴取し、作業を継続する。
- ABS-WG5 会合で更なる検討をする。

3. おわりに

今回スペインの環境大臣から「法的拘束力のある IR を歓迎する旨の挨拶文」を配布されたためか、議長は先進国側の意見を十分に反映させず、途上国側の意見に歩み寄った形で性急に会議を進めようとする場面が目立った。結果として COP8 へ提出されるテキストのほとんどの部分は意見がまとまらず（表 2 ABS-WG4 会合における各地域のポジション、を参照）ブラケット付きで残された。

➤ メキシコと中国の意見は他の途上国と少し異なっていた

「遺伝資源へのアクセスは既に十分に行われている。一方、利益の公正かつ衡平な配分を確保する措置や、バイオパイラシー防止等の措置が十分ではない。したがって、直ちに法的拘束力のある IR の交渉を開始すべきである」とインド、マレーシア、ブラジル等のメガ多様性同士国家グループ²（代表はインド）、ラテンアメリカ・カリブ諸国、エチオピア等のアフリカ諸国は強硬に主張した。

今回の会合では、メキシコの主張は過去に比べて柔軟になった感があった。また、中国は、法的拘束力のある制度の必要性は認めるものの、現時点では実施は困難であることを表明していた。

➤ 我が国ガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」の発表

会合初日に行われた各国による一般声明の中で、ABS を促進させるための効果的な手段として、日本政府はガイドラインを作成し国内主要都市でオープンセミナーにより普及の努力をしていることを発表した。さらに、日本は日本語版「遺伝資源へのアクセス手引」の英語版“Guidelines on Access and Benefit-sharing of Genetic Resources for Users in Japan”を場外で配布した。

また、“Japan’s Activities to Implement the CBD and the Bonn Guidelines”（表 3 参照）、JBA・国連大学高等研究所（UNU-IAS）合同シンポジウム（2005 年 10 月開催）“海外遺伝資源アクセス：日米欧企業とアジア資源国の取組の最前線”の Proceedings、UNU-IAS・JBA 共催横浜ラウンド・テーブル（2005 年 3 月開催）Proceedings も配布した。

² メガ多様性同士国家グループは 17 カ国(ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ)で構成される。

表2 ABS-WG4 会合における各地域のポジション

地域 論点	JUSSCANNZ	EU	アジア	ラテンアメリカ	アフリカ
国際的 制度 (International Regime, IR)	①議定書の体裁をとるべきでない(標題から legally binding を削除、Nature を保持、Potential elements を保持など)。 ②Facilitated access が重要。 ③Scope に Derivatives & Products を含めない。	①IR は独立した制度と既存制度の並立もあり得る。 ②アクセスと利益配分を均等に扱うべき。 ③Gap analysis の結果を踏まえた議論が必要。	①法的拘束力のある IR が必要(インド、マレーシア、インドネシア等)。 ②能力構築が重要(インドネシア)。 ③GEF の funding を COP8 で提言せよ。	①法的拘束力のある IR が必要。 ②Scope に Derivatives & Products を含めるべき(ブラジル、コロンビア)。 ③Scope をもっと狭めても良い(メキシコ)。 ④能力構築、TK、資金メカを入れよ。	①法的拘束力のある IR が必要。 ②アフリカグループが提出した議定書案を基礎に今後の交渉を進めるべき。
国際証明 制度 (International Certificate of Origin/Source/Legal Provenance)	①実用性、コストなどの技術的研究から始めるべき。 ②ソフトを開発したので各国と共有したい(豪)。 ③既存の関連システムも調べる必要あり(米)。	①IR の重要な要素だが、One-size-fits-all(一律方式)の考えには反対。	①Gap 分析を含め技術的な検討が必要(中国)。 ②遺伝資源の traceability 確保が必要。 ③特許での原産国開示の義務化の trigger とすべき(インド)。	①遺伝資源の traceability が必要。特許での原産国開示の義務化の trigger とすべき(メキシコ)。 ②Derivatives と TK も含めるべき(ブラジル)。	①国際証明制度の検討に賛成。
特許出願 における遺 伝資源の出 所・原産国 開示	①原産国・出所の開示の議論は他のフォーラムでやるべき。	①出願人が知っている範囲で開示する義務を負うことは許容。 ②違反は特許法の枠外で扱う。	①遺伝資源の原産国開示、PIC & MAT の証明書の特許出願時添付を義務化すべき(インド)。	①遺伝資源の原産国開示、PIC & MAT の証明書の特許出願時添付を義務化すべき。	①遺伝資源の原産国開示を義務化すべき。
IR 交渉 プロセスへ の原住民 団体(IIFB) ¹ の関与	①IIFB との非公式な会合ならば良い。 ②Bureau への IIFB の参加には反対。	①人権保護との整合性を重視。 ②Bureau 会合への IIFB の参加を提案。	①IIFB の扱いに関し、インドと中国が慎重意見。	①EU 案に賛成。	①EU 案に賛成。

¹ International Indigenous Forum on Biodiversity

Japan's Activities to Implement the CBD and the Bonn Guidelines

- Highlights -

Japan's Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) has been implementing the Convention on Biological Diversity (CBD) and the Bonn Guidelines. Highlights of our activities in recent years are given below:

1. Implementation of the CBD and the Bonn Guidelines by Public Seminars on Potential Users (Companies and Researchers):

Since the adoption of the Bonn Guidelines in February 2002, we have been steadily implementing them within Japan. For example, in 2004, we organized 8 public seminars in major cities throughout Japan to provide potential users of genetic resources, e.g. companies and researchers, with up-to-date information on the CBD, particularly the Bonn Guidelines in order to enhance awareness of researchers and business people about the CBD matters.

Through these processes, we learned from the users that the Bonn Guidelines are too general in coverage for users of genetic resources. They pointed out a need for more user-friendly and user-specific guidelines.

2. Development of Guidelines on ABS for Users (A User Measure in Japan):

On the basis of the experiences gained during the implementation of the Bonn Guidelines, we decided to develop user-specific guidelines for Japanese companies and researchers. In the middle of 2004, we started working on it in cooperation with Japan Bioindustry Association (JBA). In March 2005, "Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan" (in the Japanese language) was completed, and in April 2005, we officially published the Guidelines in Japan. To promote its dissemination, we, in cooperation with JBA, held public seminars in 6 major cities in Japan, i.e., Tokyo, Sapporo, Osaka, Nagoya, Hiroshima and Fukuoka. Draft English translation was completed in January 2006.

Chronology of the implementation leading to the Japan's Guidelines for Users is given below:

- 2002 The Bonn Guidelines are adopted at COP6 in February.
In September, Japanese translation of the Bonn Guidelines is completed.
- 2003 - 2004 The Bonn Guidelines are disseminated by a series of public seminars (more than 8) and international symposia in major cities in Japan.
In parallel with promotional activities for the Bonn Guidelines, METI started developing

user-specific guidelines in Japan.

- 2005 “Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan” are completed in March, and published by METI on April 1.
Six public seminars are organized in major cities throughout Japan to disseminate the new Guidelines.
- 2006 In January, a draft English translation of the Japan’s Guidelines is completed for distribution

3. Bilateral Workshops with Asian and Oceania Countries:

We have organized bilateral workshops with each of Australia, Indonesia, Malaysia, Mongolia, Myanmar, Thailand and Vietnam, with a view to sharing information and experiences concerning respective national policies, laws and regulatory systems relevant to the CBD and ABS, and thereby deepening mutual understanding.

4. Partnership with Multilateral Initiatives:

JBA has been cooperating with the United Nations University Institute of Advanced Studies (UNU-IAS) headquartered in Yokohama, Japan, by jointly organizing international symposia and roundtables on subjects relating to the CBD and ABS.

JBA’s experts have been cooperating with European initiatives such as EC’s “MOSAICS” project and “ABS Management Tool” project of Switzerland.

5. Group Training Courses in Bioindustries for Capacity building:

We have been conducting “Group Training Course in Bioindustries” in Japan for capacity building. So far, we have invited 170 researchers in biotechnology and officials responsible for biotechnology policy-making from 25 developing countries, namely;

Asia: Bangladesh, China, Indonesia, Malaysia, Nepal, Pakistan, Philippines, Thailand, Turkey and Vietnam

Central and South America: Argentina, Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Cuba, Mexico, Nicaragua, Peru and Uruguay

Africa: Egypt, Senegal and Tunisia

Countries in Economic Transition: Bulgaria, Estonia, Hungary

We plan to continue this program.

[23] COP8*

2006年3月20～31日、クリチバ・ブラジル

1. 生物多様性条約第8回締約国会議（CBD・COP8）の全体概要

- 1) 日程：2006年3月20～3月31日
- 2) 場所：ブラジル・パラナ州・クリチバ市
- 3) 出席者：約4000名。我が国からは、南川・環境省自然環境局長、環境省、外務省、農林水産省、経済産業省（河内室長、前田係長）、特許庁（中屋班長、大江係長）、製品評価技術基盤機構（安藤調査官、須藤主査）、JBA（藪崎義康、渡辺順子）
- 4) 議長：（全体）マリナ・シルバ・ブラジル環境相（Ms. Marina Silva）、（作業部会Ⅰ）マシュー・ジェブ（Mr. Matthew Jebb, Ireland）、（作業部会Ⅱ）セム・シコンゴ（Mr. Sem Shikongo, Namibia）
- 5) 現ビューロー：中東欧（アルバニア、ロシア）、中南米（キューバ、エクアドル）、アジア太平洋（キリバチ、モンゴル）、アフリカ（エジプト、ナミビア）、西欧その他（アイルランド、カナダ）
- 6) 会合：（全体会合）3月20日終日、24日終日、31日午後
（ハイレベル会合）3月27～29日
（作業部会）3月21～24日、27～28日、30～31日
- 7) 決定：計34項目
- 8) 次期ビューロー：中東欧（ウクライナ、クロアチア）、中南米（パナマ、コロンビア）、アジア太平洋（ブータン、イエメン）、アフリカ（カメルーン、ナイジェリア）、西欧その他（カナダ、スペイン）

2. 議題17「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」関連

(1) これまでの経緯

- 1993年12月に発効した生物多様性条約（CBD）は、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」を3つの目的としている。第3の目的である「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」については、遺伝資源に対する自国の主権的権利を認めるとともに、利益配分に関する「ボン・ガイドライン」が策定された（2002年4月、COP6）。
- しかしながら、インド、ブラジル等の遺伝資源提供国（主として開発途上国）は、遺伝資源の利用から生じる利益配分を確実に担保するため、また、いわゆる生物資源の海賊行為を防止する観点から、任意のガイドラインでは不十分で、法的拘束力のある国際的制度を策定することが必要と主張した。
- こうした状況下、COP5（2000年5月、ナイロビ）の決定において、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するアドホック作業部会（ABS-WG）」が設置され、検討結果をCOPに報告することとなった。
- これに対して、我が国をはじめとする先進国は、「ボン・ガイドライン」に基づき、政策立案や契約作成を行うことで、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する措置は可能との立場に立っており、既存制度の問題点の分析が必須であると主張している。
- ABS-WGが設置されてから、COP7までに2回、COP8までに2回、それぞれWGが開催され

* 「2-2. 生物多様性条約第8回締約国会議―遺伝資源へのアクセスと利益配分―」平成18年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp32-39、(財)バイオインダストリー協会、平成19年3月

たが、議論の集約には至っていない。2006年1月開催のABS-WG4でも、議論が紛糾し、多数の括弧を残した報告書をCOP8に提出することとなった。

- この報告書は、「アクセスと利益配分に関する国際的制度」、「遺伝資源の原産地/出所/法的由来の認証システム」、「事前の情報に基づく同意（PIC）及び相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援する措置として特許出願における出所開示」、「戦略的計画：遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標の必要性」の4章から構成された（UNEP/CBD/COP/8/6 Annex 1）。

(2) 交渉の経過

- 会議前に配布された決定案（UNEP/CBD/COP/8/1/ADD.2、上記ABS-WG4のAnnex 1と同じ）に基づき、3月21日開催の作業部会IIで、項目ごとに各国から発言した。
- ただし、「戦略的計画：遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標の必要性」については、ABS-WG5で議論するとし、先送りされた。
- この時点で、「ABSに関する国際的制度」交渉への原住民の参加の可否、及び、「遺伝資源の原産地/出所/法的由来の認証システム」決定におけるAnnexの扱いについて、ノルウェー及びメキシコをそれぞれ代表とする2つのインフォーマル・グループが結成された。
- 3月24日に議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1）が配布され、各国からは議論の結果が十分に反映されていないとの意見があったものの、議長は作業部会で更に発言を求め、修正を行うとして、3月27日開催の作業部会IIで議論を重ねた。
- 3月28日に議長テキスト改訂案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1）が出され、スイス（François Pythoud氏）及びナミビア（Pierre du Plessis氏）を共同議長とするコンタクト・グループが結成され、3月29日に交渉が開始された。
- 3月30日開催の作業部会IIでの議論まで、共同議長を中心として地域グループごとに個別交渉が続けられたが合意に至らず、議長は議論を中断することを宣言した。
- その後も個別交渉が継続され、3月31日に文面の最終的な合意に至り、決定は採択された。（各地域・交渉グループのポジションは表1を参照）

(3) アクセスと利益配分に関する国際的制度（International Regime）

- インド、ブラジル、マレーシア等開発途上国は、法的拘束力のある国際的制度の策定が必須であり、ABS-WG4での結果（Annex）をベースに早急に交渉に入るべきであると主張した。
- また、全体会合の議長であるシルバ・ブラジル環境相が、法的拘束力のある国際的制度の早期策定が2010年目標の達成に資すると発言したことにより、ABSがCOP8の最重要テーマとなった。
- これに対して、我が国をはじめとする先進国は、早急な制度策定に走るべきでなく、「ボン・ガイドライン」の確実な履行を奨励し、現状の問題点の把握、解析を行うことが先決であるとの主張を継続した。一方、ノルウェーだけは途上国側に理解を示し、法的拘束力のある制度もあり得ると支持を示した。
- ABS-WG4での結果（Annex）の扱いにつき、途上国側は、決定に添付し、進行中の交渉ベースとして次回WG5で議論すべきであると主張したのに対して、先進国側は、本Annexが多数の括弧を含んでおり、ABS-WG4の合意ではないとして、決定への添付に反対した。また、その他、ギャップ解析を含む多数の情報の1つとして扱うべきであると主張した。
- 最終的に、Annexは括弧つきのまま添付されたものの、「ABS-WG4での各国見解の羅列に過ぎ

ない (reflects the range of parties views)」との注釈がつけられた。また、Annex は、その他インプット (後述する専門家会合の成果、ギャップ解析の進捗報告、ABS に関する各国インプット等) の 1 つとして扱われることとなった。

- 国際的制度の検討作業をいつ迄に完了させるかの期限を明記するかどうかでも紛糾した。途上国側は早期に完了させることを主張し、議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1) に、「COP9 までの完了を目指して (with a view to its completion by the ninth meeting of the Conference of the Parties)」と記載されたことから、先進国側が反発し、改訂案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1) では、EU 提案による「早期の完了を目指して (with a view to its early completion)」が併記された。コンタクト・グループでも、両者の溝は埋まらなかったが、最終的に、「COP7 の決定記載の委任事項に従って国際的制度の交渉を継続し (continue the elaboration and negotiation of the international regime in accordance with its terms of reference in decision VII/19D)」、「COP10 までのできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる (complete its work at the earliest possible time before COP10)」との文面で合意に至った。
- COP9 までの 2 年間に 2 回の ABS-WG を開催することで合意した。また、2 人の WG 共同議長を指名し、ABS-WG5、ABS-WG6 のそれぞれの議題を明確化することとなった。なお、共同議長には、Fernando Casas 氏 (コロンビア) と Timothy Hodges 氏 (カナダ) が指名された。
- 「ボン・ガイドライン」の実施に関する決定も、本項目「アクセスと利益配分に関する国際的制度」に挙げられていたが、独立した別項目として取り上げられることとなった。なお、各国は、「ボン・ガイドライン」の実施の経験、既存の制度の不足点、国内法における遺伝資源の取扱い、その他 ABS に関する情報を提供することが決議に盛り込まれた。

(4) 遺伝資源の原産地/出所/法的由来の認証システム

- まず、ABS-WG4 の報告に基づき添付された Annex の扱いが議論の対象となった。インフォーマル・グループ (メキシコ議長) で、マレーシアを代表とする途上国側は、Annex の括弧をはずし、交渉の材料として添付することを主張したのに対して、先進国側は、交渉用でない例示的リストに過ぎないと主張した。
- 当初、途上国側は本提案に難色を示していたが、最終的に Annex を全削除し、Annex に関する記載部分も削除することで合意された。
- 本問題を検討するために、技術専門家会合を設置することについてはほぼ賛成が得られた。しかし、CBD 事務局から、アドホック専門家会合とするには人数が 15 人以下に限られるとの説明があり、アドホックとしない専門家会合となった。
- 専門家会合の構成、選抜方法について議論された。議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1) で、「地域バランスに配慮した 25 人+オブザーバー」の提案があった。専門家の選抜方法については、各国が推薦し、事務局長が候補者リストを作成し、ビューローの承認を求めることとなった¹。なお、オブザーバーとして、原住民、産業界、研究機関/学界、植物園等収集機関、関連国際機関等から、7 名を参加させることとなった。
- 専門家会合のマネートについて、「practicality, feasibility, and costs and benefits of the different options」 (ブラジルが提案、EU、カナダ、オーストラリア等先進国を含め、多くが賛同) とし、「technical, scientific and legal input」とする提案が出され、前者は多数の支持で採用され

¹ 我が国からは JBA アクセス促進事業タスクフォースの渡邊幹彦委員が選出された。

たが、後者は技術的で十分となり採用されなかった。

- また、「an international certificate of origin/sources/legal provenance」は CBD の記載に従い、「an internationally recognized certificate of origin/sources/legal provenance」に修正された。
- なお、議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1) には入っていなかったが、途上国側の要求により、「遺伝資源と関連する伝統的知識、並びに派生物 (genetic resources and associated traditional knowledge, and derivatives)」と、括弧つきではあるが、派生物が挿入された。
- しかしながら、最終交渉において、「CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項の目的を達成する (achieving the objectives of Articles 15 and 8(j) of the Convention)」との文言を採用することにより、「派生物」は決定から削除された。

(5) PIC 及び MAT の遵守を支援する措置 (特許出願における出所開示)

- 特許出願における遺伝資源の出所開示に関する議論は、途上国側があくまで CBD の下で行うべきであるとするのに対して、先進国側は、知的財産に関する専門的知見を有する WIPO 等の専門機関に任せるべきであると主張した。
- 本会合でも同じ対立の構図が見られた。途上国側は出所開示問題を国際的制度交渉の一環として捉えるのに対して、先進国側は「国際的制度に含まれる可能性のある要素の一つ」であるとの立場を堅持した。ただ、ノルウェーは歩み寄り可能との姿勢をとった。
- 最初の議長テキスト案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1、3 月 24 日) には「派生物及び製品 (derivatives and products)」の文言が入っていなかったが、途上国側が挿入を要求、先進国側が反発したものの、改訂案 (UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1) では、これら文言が括弧つきで復活するとともに、タイトルを含めたすべての文章に括弧が付された。
- その後の交渉の結果、「CBD の第 15 条及び国内法に基づく遺伝資源及び関連した伝統的知識の利用にあたっては PIC の遵守を支援する措置を引き続き要求する」とし、「これら措置について ABS-WG での検討を継続する」ことで合意された。これにより、「派生物及び製品」の文言は決定から削除された。
- 決定では、遺伝資源の出所開示は国際的制度に含まれる可能性のある要素の一つであることを再確認するとともに、本課題に関する WIPO、WTO での議論に言及しつつ、CBD の第 16.5 条に基づき、関連機関での作業を引き続き依頼することとなった。

(6) その他

- 3 月 27～29 日に開催された閣僚級会合「ハイレベル・セグメント」でも、4 つのパネル討論の 1 つに ABS が挙げられ、議論が行われた (南川局長、河内室長出席)。途上国側からの要望は、能力構築、技術移転が中心であったが、法的拘束力のある国際的制度の必要性も主張された。
- COP9 までに 2 回開催される ABS-WG の 1 回はコア予算から手当てされるが、もう 1 回は各国からの拠出金で開催される。また、認証システムに関する技術専門家会合も各国の拠出による。
- 「議題 18：生物多様性条約第 8 条(j)項及び関連条項」との関連がますます増加している。「第 8 条(j)項及び関連条項」の決定でも、遺伝資源に関連した伝統的知識の保護の在り方、国際的制度としての可能性等について、原住民・地域共同体からのインプットを求めるとともに、国際的制度策定作業への参画を促している。

3. 今後の予定

1) 技術的専門家会合

- 2006 年秋頃に、ペルー・リマで開催（ペルー、スペインが共催）。（ABS-WG5 への報告が可能なように、ABS-WG5 の 6 カ月前迄に開催する）
- これに先立ち国連大学高等研究所が原住民代表を含めた国際的な認証システム問題に関する会合を開催する予定。

2) ABS-WG5

- 2007 年春頃開催。
- 各国、関係者、事務局は、「ABS に関連した国内、地域、国際レベルでの既存の法的及びその他措置に関する情報」（4 カ月前迄）、「ギャップ解析に関する情報」、「遺伝資源の国内法における法的状況」、「CBD 第 15 条の履行における経験、障害、教訓に関する報告」（4 カ月前迄）、「国際的な認証システムについての見解」、「ABS 指標についての見解、情報」を準備する

表 1 COP8 における ABS 関連議題に対する各地域・交渉グループのポジション

地域・交渉グループ*	JUSSCANNZ	西欧、EU	アジア	中南米	アフリカ
① 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度 (IR)	<ul style="list-style-type: none"> • CBD、ボン・ガイドラインの履行に対応可 • 既存制度の問題点解析を優先実施 • ギャップ解析の重要性(日本) • COP9までの完成は現実的でない 	<ul style="list-style-type: none"> • 複数の制度との並立も可能 • ギャップ解析を並行して実施すべき • 法的拘束力のある制度もありうる(ノルウェー) • COP9までの完成は現実的でない 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的拘束力のある制度が必要 • すぐに交渉を開始すべき • COP9までに完了・採択すべき(マレーシア、タイ、フィリピン等) 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的拘束力のある制度が必要 • すぐに交渉を開始すべき • COP9 で採択すべき(ベネズエラ、ペルー、メキシコ等) 	<ul style="list-style-type: none"> • 法的拘束力のある制度は必須 • 現行文書に基づき直ちに交渉を開始すべき(ウガンダ、エチオピア等)
② 遺伝資源の原産地/出所/法的由来に関する国際的な認証システム	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物は削除すべき • 専門家会合は認証システムを検討、派生物の議論は後で十分(オーストラリア) • Annex は合意でなく、情報に過ぎない 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物は削除すべき • 専門家会合の負荷を考慮すれば、まず遺伝資源と関連伝統的知識で十分(スイス) • Annex は交渉用テキストでない 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物も考慮すべき • Annex は ABS-WG4 の成果であり、括弧つきでも残すべき(マレーシア、G77+中国) 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物も考慮すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 派生物も考慮すべき
③ 特許出願における出所開示(事前の情報に基づく同意 (PIC) 及び相互に合意する条件 (MAT) の遵守を支援する措置)	<ul style="list-style-type: none"> • 知財権に関わる問題は WIPO、WTO/TRIPS 等の専門機関で議論すべき • 派生物、製品は削除すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 特許出願の出所開示も IR として考慮可能 • 出願人の知りうる範囲での出所開示義務は許容可能 • 派生物、製品は削除すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBD で議論すべき • 派生物、製品を挿入すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBD で議論すべき • 派生物、製品を挿入すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBD で議論すべき • 派生物、製品を挿入すべき

* COP の地域グループには、アジア太平洋、アフリカ、中南米、中東欧、西欧その他、の 5 グループがあり、その他に、JUSSCANNZ、LMCC (メガ多様性同志国家 : Like-Minded Megadiverse Countries)、G77+中国などの交渉グループがある。日本は、地域グループではアジア太平洋に属するが、交渉グループの JUSSCANNZ を中心に活動している。なお、西欧、EU は地域・交渉グループではないが、便宜上 1 つのグループとみなした。

[24] 遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家会合*

2007年1月22～25日、リマ・ペルー

2007年1月22～25日に、ペルーのリマにて「遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家会合」(Meeting of the Group of Technical Experts on an Internationally Recognized Certificate of Origin/Source/Legal Provenance)が開催された。

生物多様性条約(CBD)各締約国からの2名の推薦枠にて専門家がノミネートされ、最終的には、25名の専門家と7名のオブザーバーが選出され実施された。我が国からは「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業タスクフォース」、及び「遺伝資源の国際的な認証のあり方に関する研究会」の渡邊幹彦委員が25名の一人に選ばれ本会合に出席した。

1. 背景

CBDは、第8回締約国会議(COP8)において、遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証(国際認証)に関する技術専門家グループ(the Group of Technical Expert, GTE)を設置することを決定した(decisionVIII4C)。技術専門家グループは、国際認証の可能オプションについて検討(explore and elaborate possible options)して、この結果をthe Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing(WG)へ報告することとなった(*ibid*)。COPによるGTEへ与えられた検討事項は、表1のとおりである。

表1 検討事項

Mandate is to:	1 Explore and elaborate possible options for the form, intent and functioning of an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance; and 2 Analyse its practicality, feasibility, costs and benefits.
Terms of Reference are to:	(a) Consider the possible rationale, objectives and the need; (b) Define the potential characteristics and features of different options; (c) Analyse the distinctions between the options of certificate of origin/source/legal provenance and the implications of each of the options; and (d) Identify associated implementation challenges, including the practicality, feasibility, costs and benefits of the different options, including mutual supportiveness and compatibility with the Convention and other international agreements.

出所: GROUP OF TECHNICAL EXPERTS ON AN INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATE OF ORIGIN/SOURCE/LEGAL PROVENANCE, PROVISIONAS AGENDA UNEP/CBD/GTE-ABS/1/1

5 October 2006 よりアレンジ

会合は最終的にWGに対する報告書(資料「原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループ会合報告」(JBA 仮訳)参照)¹を取りまとめた。

* 「2-11. 遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家会合」平成18年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp89-104、(財)バイオインダストリー協会、平成19年3月

¹ 報告書自体は、英語の推敲とCBD事務局内の決裁を経て、会合開催後の2月20日にCBDウェブサイトで公表された。Final Report: UNEP/CBD/WG-ABS/5/2 (<http://www.biodiv.org/doc/meetings/abs/abswg-05/official/abswg-05-02-en.doc>) (2007年2月23日アクセス) 一方、本稿は、会合終了時の情報・資料に基づくものである。

2. 会合の進行

会合は、以下のように進行した。(表2)

表2 会合の進行

日程	内容
22 日午前	<ul style="list-style-type: none"> ■事務局挨拶と議長選出。開催地からの選出という慣習を採用し、ペルーの Monica ROSELL が選出された。 ■事務局によるプレゼンテーション。(Executive Secretary Note の確認と解説) ■国連大学高等研究所 Brendan TOBIN によるプレゼンテーション。(本会合に先立って開催された The ABS Dialogues – The Role of Documentation in ABS and TK Governance の結果報告。) ■議題 3.1 Consideration of the possible rationale, objectives and the need for an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance についての討議。
22 日午後	<ul style="list-style-type: none"> ■議題3.2 Definition of the potential characteristics and features of different options of such an internationally recognized certificate、及び議題3.3 Analysis of the distinctions between the options of certificate of origin/source/legal provenance and the implications of each of the options for achieving the objectives of Article 15 and 8(j) of the Convention、が同時に討議。
23 日午前	<ul style="list-style-type: none"> ■議題3.4 Identification of associated implementation challenges, including the practicality, feasibility, costs and benefits of the different options, including mutual supportiveness and compatibility with the Convention on Biological Diversity and other international agreements について討議。
23 日午後	<ul style="list-style-type: none"> ■ Executive Secretary Note 上の V. Potential Characteristics and Features of An Internationally Recognized Certificate について、短い意見に限定して取りまとめを開始。Certificate の Nature 以外は、一通り意見がまとまる。Nature については、voluntary/legally-binding のどちらにするかで、意見が対立し、翌日分科会を開催することになった。
24 日午前	<ul style="list-style-type: none"> ■3つの分科会に分かれ Certificate の Nature が、voluntary/legally-binding/Mixture of those であることを前提にして、certificate の可能なオプションについてまとめた。(筆者は、voluntary の分科会となった。)
24 日午後	<ul style="list-style-type: none"> ■分科会の結果を、全体会合に戻って発表した。 ■結果について、討議がなされ一通り意見が出尽くした。
25 日午前	<ul style="list-style-type: none"> ■事務局が、前日までの討議をまとめた報告書(案)を提出。これについて、確認・修正事項を行う。
25 日午後	<ul style="list-style-type: none"> ■最終的に合意がなされ、会合報告書が採択された。実際の討議結果は、「ANNEX」という形で、会合報告書に含まれる。 ■報告書は、Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing へ提出される。

3. 総括

- ① 本会合は「技術専門家会合」であって、「締約国会議」のような政治交渉の場ではない。これは常に念頭に置かれた。現実的に、各専門家の主張が、所属国の政治的立場と全く無縁となることはないが、討議において、議長・技術専門家ともに、「各自の専門性に従って、certificate の options について検討する」という姿勢が保たれ、分別のある会合となった。
- ② 会合の報告書の評価は、立場によって分かれるであろう。認証に関する議定書を促進すると解釈されるような記述もある。一方、資源提供国に対しての義務も明記された。すべての options を検討する場なので、これは必然的な結果である。
- ③ Certificate を考えるに当たって、重要であるにもかかわらず抜け落ちていた点は、certificate の導入そのものを根本的に正当化する根拠、及び、traceability/tracking system に関して「物の動き」を管理する議論であった。本来は、certificate を導入することが、締約国全体にとって便益をもたらすことが証明されてから内容の吟味に移るべきであるが、それがなされていない。換言

すると、「option なし」も、ひとつの「option」である。また、traceability/tracking system を考える上では、実際の「物」の動きを考える必要があるが、それがあたかも virtual (internet によるシステム) にて解決されるような誤解に立って議論がなされた。

- ④ 発言のバランスが非常に悪かった（詳細後述）。これは通訳の選択などの会合運営の問題もある。同会合が再び開催されるのなら、この点は根本的に改善される必要がある。

4. 報告書の内容に関する特筆事項

- ① 報告書の体裁が（換言すると全体の文脈が）、COP の権限委譲項目より、Executive Secretary Note の影響を受けたものとなっている。例えば、practicability、feasibility、costs and benefits の問題が、他の問題に比して、特に、TK との関連に比して低く扱われている。
- ② 同じ理由により、potential characteristics の問題で、Nature、Scope、Procedure が詳細に記述されている。特に、check point と特許制度が結び付こうとしている。この点は、今後の動向を予想して、対策を立てる上で大変重要である。
- ③ 一方、資源利用国への義務だけでなく、資源提供国に対しても Competent National Authority の整備が必要であるという意識が明示的に扱われたことは歓迎すべきことである。
- ④ Certificate of 「Origin/Source/Legal Provenance」に変わって、Certificate of 「Compliance」という用語と概念への言及が、極めて多かった。

5. 所見

- ① Certificate に関する動き、すなわち、Mega-Diverse 国の一部先導による、法的拘束力を持った international Certificate 設立の動きは、我々の予想以上に進んでいる。したがって、今後の日本の ABS 対策にとって大事なことは、今回の会合の報告書と certificate に関する解釈をいち早く確立し、対策に着手することである。日本からの意見書の提出を極力早めに行うなどの具体的行動が必要である。特に、「日本案は何か」「日本が提唱する代替スキームは何か」「その理論的・実証的根拠は何か」について、提示していかないと、議論が「悪しき certificate」の実現に流れていってしまう。
- ② クスコ宣言などを行った Mega-Diverse 国は必ずしも「一枚岩」ではないと感じた。例えば、アルゼンチンとメキシコは、（少なくとも、本会合に関する限り）必ずしも同調路線を取っていなかった。また、生物多様性法を持つものの、商業アクセスを決して拒絶しないインドと、最初から資源利用国を「Bio-piracy」ととらえるペルーに遠い隔たりを感じた。
- ③ 「一部の Party(-ies)」によるロビー活動が存在する。これは、あえてここで明記しておきたい。これによる悪影響は何らかの形で排除されなければならない。本来公平であるべき国連が管轄する国際条約の場に不適切である。報告書結論に大きな影響を与えた Executive Secretary Note は、このロビー活動から無縁ではない。
- ④ 同じ文脈で、会合中の発言のバランスが悪い。特に、オブザーバー（国連大学高等研究所と米国）の発言が討議をミスリードする嫌いがあった。本会合は、CBD 締約国の技術専門家会合である。したがって、本来、オブザーバーや非締約国の発言は制限されなければならない。そもそも米国は参加資格があるかどうかさえ疑わしい。
- ⑤ 一方、ロシア、仏語圏のアフリカ、中国、東欧からの発言が極端に少なかった。専門家個人の資

質もあるが、これは、会議が英語とスペイン語で実施されたため、語学の制約によるところが大きい。ロシアがもっと発言していたら、会合の結果は違ったものとなったであろう。会合の正式通知では、本会合は、英語で実施されることになっていた。しかし、スペイン語の通訳のみが存在した。ペルー開催での理由と合わせて、南米諸国を有利に働かせるロビー活動の存在を否定できない。

- ⑥ 筆者が、技術専門家として選択されたのは、*economist* という専門性によるものである。したがって、議論の焦点が、費用/便益となった場合には、筆者の意見が最大限受容された。この点では、冒頭に述べたように、本会合は政治交渉の場ではなく、技術専門家会合にふさわしい議論の場となった。一方、国際法の解釈の場になった時には、日本にとって不利な内容であったとしても、法律家の意見に対して、正当な根拠を持って全面的に反論することは困難であった。今後、このような会合にて、他の締約国と対等に議論できる人材をどのように育てるかは、ABS 問題に取り組む上で、重要な課題である。

6. その他

本会合の前日に、同会合と同じ会議場にて、国連大学高等研究所主催により「The ABS Dialogues – The Role of Documentation in ABS and TK Governance」が開催された²。ペルーの先住民族による伝統的知識の有形化³の動向や、情報工学による多量の情報を、インターネットにて *unique* なものとして管理する手法が紹介された。ここでの情報は、会合参加者に対して、「*certificate* は *unique identifier* というもので、安価で容易に管理できる。したがって、*certificate* は費用上問題ない。」という「誤解」を与えてしまった。

【参考文献】

Convention on Biological Diversity (2006) *CONSIDERATION OF AN INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATE OF ORIGIN/SOURCE/LEGAL PROVENANCE - Note by the Executive Secretary, UNEP/CBD/GTE-ABS/1/2, 28 November 2006* (<http://www.biodiv.org/doc/meeting.aspx?mtg=ABSGTE-01> 2007年1月1日閲覧)

² 尚、専門家会合に出席する技術専門家(25人)が、この「催しもの」に招待されたが、実際に参加したのは、10名程度であった。

³ 必ずしも「文書化」ではなく、「有形化」。マルチメディアが利用されている。

配布:一般
UNEP/CBD/GTE-ABS/1/4
2007年1月25日
原文:英語

原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループ
2007年1月22日～25日 於) ペルー、リマ

原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループ会合報告

はじめに

A.背景

1. 原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する技術専門家グループは、生物多様性条約締約国会議(COP)の決定VIII/4Cに従い、2007年1月22～25日までペルーのリマで会議を開いた。この会議はスペイン政府の財政支援を受け、ペルー政府の主催で行われたものである。

2. 決定VIII/4Cの第1節において締約国会議は、「生物多様性条約第15条及び第8条(j)項の目的を達成するため、いずれのオプションが望ましいかについては判断を加えることなく、原産地・出所・法的由来の国際的な認証の様式、趣旨、機能について、考えられるオプションを詳細に調査してまとめ、かつその実用性、実現可能性、費用及び便益を分析するために、技術専門家グループを設置すること」を決定した。このグループは、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対して技術的なアドバイスを提供し、以下の委任事項に従って活動する。

(i) 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性を検討すること

(ii) 国際的に認められた当該認証の各種オプションの特徴と特色を明確にすること

(iii) 原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違い及び生物多様性条約第15条及び第8条(j)項の目的達成に対する各オプションの意味を分析すること。

(iv) 生物多様性条約及びその他の国際協定との相互支援性及び適合性を含め、各オプションの実用性、実現可能性、費用及び便益等、実施上の問題を特定すること。

3. このほか、上記決定の第2節において締約国会議は、「当該専門家グループは、締約国の推薦する地域的にバランスのとれた25名の専門家のほか、特に原住民社会、地域社会、産業界、研究機関や学界、植物園、その他の生息域外コレクション所有者、関係国際機関及び国際協定代表からのオブザーバー7名からなる」ことを決定し、締約国会議議長団の承認を得るために、選定した専門家とオブザーバーのリストを提出して推薦するよう事務局長に要請した。

B.出席者

4. この決定に従い、それぞれの専門性、地域的分布及び性別のバランスをとる必要性を考慮して、各地域の政府推薦の専門家の中から25名が参加者に選ばれた。さらに、原住民社会、地域社会、産業界、研究機関や学界、植物園、その他の生息域外コレクション所有者、関係国際機関及び国際協定代表の中から7名のオブザーバーが選ばれた。選出された専門家とオブザーバーのリストは締約国会議議長団に承認された。

5. 今回の会議には、次の政府から推薦された専門家が出席した。アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、コスタリカ、キューバ、チェコ共和国、欧州委員会、エチオピア、フィンランド、インド、日本、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、モザンビーク、ニジェール、ペルー、ロシア連邦、スペイン、タイ。

6. オブザーバーとしては次の機関の代表が会議に参加した。キュー王立植物園、テプテバ財団、国際商業会議所、国連食糧農業機関(FAO)の食料農業用植物遺伝資源条約事務局、国際植物遺伝資源研究所、米国立衛生

* 注意:本文書は専門家会合終了時の文書の翻訳であり、後日 CBD 事務局より発表された文書(UNEP/CBD/WG-ABS/5/2)の翻訳ではない。

研究所、国連大学高等研究所。このほか、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の共同議長、第8回締約国会議(COP8)議長代表(ブラジル)、第9回締約国会議開催国の代表(ドイツ)が職権上のオブザーバーとして出席した。

議事1. 開会

7. 作業部会は2007年1月22日(月)午前9時に開会した。

8. ペルー国家環境審議会(CONAM)の議長 Manuel Ernesto Bernales Alvarado 氏が会議参加者全員に対する歓迎の辞を述べ、地球上の生物の保全及び持続可能な開発に対する国際社会の責任の重要性と、保全と持続可能な利用によって十分な食糧、高い健康水準及びその他地球の人々に必要なものを十分に確保することの必要性を強調するとともに、遺伝資源へのアクセスとバイオテクノロジーの進歩がこうした目標の達成に不可欠であることを強調した。また今日、開発途上国は、かつてないほどに栄養不良、環境悪化、幼児死亡率の問題に取り組まなければならないが、貧富の差を縮小しなければならないことも改めて表明した。遺伝資源及び情報を通じたバイオテクノロジーの進歩はこれらの目標を達成する鍵であり、それゆえ、遺伝資源の認証の創設が急務であるとも述べた。さらに参加者に対し、実り多き会議になることを念じる旨を述べて、挨拶を終えた。

9. ペルー外務省多国間問題担当次官 Antonio Garcia Revilla 氏が参加者への歓迎の辞を述べるとともに、様々な民族が遺伝資源へのアクセスの利益に公正かつ衡平にあずかれるようにするための重要な交渉プロセスにとって、原産地・出所・法的由来の認証に関する協議が必ず役立つと確信していると述べた。さらに、ペルー政府が今回の協議の妥当性を確信していること、これに尽力することを表明した。だからこそペルーは今回の会議の開催を何の躊躇もなく支援したのであり、それは、専門的で技術的な範囲を扱うゆえに、先進国と途上国との格差を縮める新たな制度の策定に寄与する会議であると述べた。同氏は、緊急を要するこの変革に、参加者が明確なビジョンをもって携わる機会を得たことを指摘した。

10. 条約事務局の副局長 Olivier Jalbert 氏が事務局長 Ahmed Djoghlaif 氏の代理として、ペルー政府に対し、この会議の主催に感謝の意を表明した。また、ペルーの極めて豊かな生物多様性とコロンブス以前のはるか昔にさかのぼる古代文明から受け継ぐ膨大な伝統的知識に鑑み、今回の会議にとってペルーが理想的な開催地であることを指摘した。さらに、この会議の開催を可能にしたスペイン政府の寛大な財政支援に深謝するとともに、スペインが、生物多様性条約の発効以来、アクセスと利益配分及び伝統的知識の分野を含めて、この条約の強力な支援者であることを指摘した。これに関連して、スペインがグラナダ市において、アクセスと利益配分に関する特別作業部会第4回会合と第8条(j)及びその関連条項に関する作業部会第4回会合を主催したことにも触れた。Jalbert 氏は、締約国会議の決定VIII/4C に定められた技術専門家グループに対する委任事項を挙げ、各参加者がその専門知識に基づいて選ばれたことを強調し、「アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会」におけるアクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉を支援するために、上記決定に記載された諸問題に対し、技術的なアドバイスを提供するよう参加者に要請した。

議事2 会議運営に係る事項

2.1. 議長選出

11. 2007年1月22日の開会式で、参加者は Monica Rosell 女史(ペルー)を会議の議長に選出した。

2.2. 議事採択

12. UNEP/CBD/GTE-ABS/1.1として配布された文書の議事案をたたき台として以下の議事を採択した。

1. 開会

2. 会議運営に係る事項

3. 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の様式、趣旨、機能について考えられるオプション。その実用性、実現可能性、費用及び便益の分析。

3.1 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性の検討。

3.2. 国際的に認められた当該認証の各種オプションの特徴と特色の明確化。

3.3 原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違い及び生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項の目的達成に対する各オプションの意味の分析。

3.4 生物多様性条約及びその他の国際協定との相互支援性及び適合性を含め、各オプションの実用性、実現可能性、費用及び便益等、実施上の問題の特定。

4. その他

5. 報告書の採択

6. 閉会

2.3. 作業方法

13. 開会式で当グループは、最初は全員で討議し、必要があれば 2 日目と 3 日目に作業部会に分かれて作業することを決定した。

議事 3. 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の様式、趣旨、機能について考えられるオプション。

その実用性、実現可能性、費用及び便益の分析

14. 1 月 22 日の第 1 回作業では、締約国と利害関係者の提出した提案書と文献をもとに、事務局の代表が原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する検討事項について概説した。続いて国連大学高等研究所の代表が「アクセスと利益配分(ABS)及び伝統的知識(TK)の管理に果たす文書の役割に関する ABS 対話」の結果を発表した。この対話は、技術専門家グループ会議前日の 2007 年 1 月 21 日に、同じくリマで行われたものである。

15. 当グループは、1 月 22 日と 23 日に開かれた 1 回から 4 回目の会議で、議事 3 の 4 つの項目に含まれる次の問題について全員で協議した。

(a) 原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性の検討。

(b) 国際的に認められた当該認証の各種オプションの特徴と特色の明確化。

(c) 原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違い及び生物多様性条約の第 15 条及び第 8 条(j)項の目的達成に対する各オプションの意味の分析。

(d) 生物多様性条約及びその他の国際協定との相互支援性及び適合性を含め、各オプションの実用性、実現可能性、費用及び便益等、実施上の問題の特定。

16. 協議に当たり、当グループは、『原産地・出所・法的由来の国際的な認証の考察

(UNEP/CBD/GTE-ABS/1/2)』及び『締約国、各国政府、原住民社会、地域社会、国際機関及び利害関係者から提出された原産地・出所・法的由来の国際的な認証に関する提出書類集(UNEP/CBD/GTE-ABS/1/3;

UNEP/CBD/GTE-ABS/1/3/Add.1;UNEP/CBD/GTE-ABS/1/3/Add.2 and3)』と題する文書を事前に事務局長から受け取った。

17. 1 月 24 日の 5 回目の会議で当グループは、国際的に認められた認証に関する個別事項、すなわち、対象範囲、認証に含める情報、様式、手続、制度上の措置、効果について考慮しつつ、原産地・出所・法的由来について考えられるモデルを作成するため、3 つの作業部会に分かれることを決定した。1 月 24 日の 6 回目の会議は再び全体会とし、当グループとしての報告書を作成するため、3 つの作業部会の成果を検討した。この日までの協議に基づいて事務局が草案を作成し、その草案に基づいて、1 月 25 日の 7 回目の会議も引き続き全員での協議とした。1 月 25 日の 8 回目の会議で、当グループはその報告書を採択した。この協議の成果を本報告書の附属書に収める。

議事 4. その他

18. 参加者はペルー政府に対して今回の会議主催への謝意を表明するとともに、スペイン政府に対して必要な財政支援提供への謝意を表明した。

議事 5. 報告書の採択

19. 本報告書は 2007 年 1 月 25 日の第 6 回のセッションで採択された。

議事 6. 閉会

20. 慣例となっている挨拶交換の後、作業部会は 2007 年 1 月 25 日(木)午後 6 時に閉会した。

最終報告附属書

2007 年 1 月 25 日

技術専門家グループは、締約国会議の決定 VIII/4C 第 1 節に含まれる各要素に対して情報と指針を提供すべく、検討を行った。以下は、オプションが望ましいものであること又は特定のオプションへの同意に実体的効果を与えないという前提で、検討した結果である。

原産地・出所・法的由来の国際的な認証の理論的根拠、目的及び必要性

検討したいずれのオプションも、生物多様性条約の目的達成に寄与するものでなければならない。当グループは、どの国もみな、遺伝資源の提供国であると同時に利用者でもあることを認識している。

遺伝資源が一たびその提供国を離れてしまうと、国内的な法制度だけでは利益配分を保証するのに不十分である。その点、国内よりも広い ABS 制度の一部である認証は、この制約を減じる重要な手段になると考えられる。

認証は締約国のいくつもの懸念を解消するのに役立つため、他の目的にもかなうものと考えられる。当グループは、このような目的として以下を特定した。

- －法的確実性
- －透明性
- －予測可能性
- －利益配分の促進
- －取引コストと遅延を最小限に抑えた合法的アクセスの促進
- －技術移転
- －不正流用の防止
- －煩雑な手続の最小化
- －各国の法律及び相互に合意する条件(MAT)に対する遵守の支援
- －アクセスと利益配分(ABS)の措置のモニタリングと施行に関する協力の実現及び促進
- －各国の ABS の枠組みの策定促進
- －伝統的知識の保護

このほか、モデルに応じて、認証を導入するメリットには、生物多様性条約の規定に対する一層の遵守の確保、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な配分の支援、異なる管轄区域間での協力の促進などがあると考えられた。さらにまた、遺伝資源へのアクセスプロセスを簡素化することからもメリットが生じるものとみられた。

以上の目的を達成するか否かは、モデルの性質に左右されることになる。

原産地・出所・法的由来の認証に関する各オプションの違いと生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項に対する意味

十分な協議の後、当グループはさらに、原産地・出所・法的由来の認証に関するオプションの定義、類似性、差違について検討した。当グループは、認証の基本的役割が各国の ABS 制度に対する遵守の証拠を提供することにあるとの認識であった。したがってこの認証は、生物多様性条約に基づく国内法に対する遵守証明書と呼ぶのが現実的であることが判明した。

この遵守証明書は、国の適切な枠組みがあるならば、生物多様性条約第 15 条及び第 8 条(j)項の効果的な実施を

支えるものとなる。

国際的に認知された当該認証の各種オプションの特徴と特色

当グループは、この認証の特徴と特色のほか、遺伝資源の利用者と提供者の義務に関してどのようなオプションがあるかを明らかにした。

当グループは、締約国が自国の天然資源に対して主権的権利を有するゆえに、アクセスを規制することができ、遺伝資源及び関連する伝統的知識の規制範囲を決定することができると考えており、この権利により締約国には柔軟性が確保されるとともに各国のアクセス法を統一する必要性がなくなり、それにより実施コストが大幅に削減される。同じくこの主権的権利を有するゆえに締約国は、望むならば、国内制度のなかに派生物を含めることも可能になる。利用者側の措置及びチェックポイントについては、何らかの統一が必要になるのではないかと考えられた。

利益の公正かつ衡平な配分を容易かつ確実なものにするには、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスと利用に関して一段と透明性を確保し、利用国、提供国の双方においてアクセスと利益配分の要件を確実に遵守することが必要である。当グループは、国際的に認識できる標準的特徴を備えた国レベルの認証を導入するとともに、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件をはじめ、国内法に従って遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用をモニターするチェックポイントを利用国で設けることが、上記目標を達成する一つの方法と考えられることに合意した。これには提供国、利用国双方の実施努力が必要となる。

利益の配分と保全及び持続可能な利用とが概念的につながっていることを考えると、生物多様性を保全する国が確実にこの制度の受益者になるようにすることが重要である。

当グループはその委任事項に従い、こうした制度の実用性、実現可能性、費用及び便益を評価し、認証の実施について各種オプションを検討した。それは次のようなオプションである。

- －全提供国で認証の発行を義務付ける
- －認証の発行は提供国の任意とする
- －全利用国に対し、認証を提示するチェックポイントの設置を義務付ける
- －チェックポイントの設置は利用国の任意とする

以上のオプションを組み合わせると、両方を任意とするモデルから両方を義務付けるモデル、任意と義務付けを混ぜたモデルなどが作成できる。

性格について

提示されたいずれのオプションでも、国内 ABS 法に対する遵守証明は、国内法に基づいて任命された権限ある国内当局により発行され、必要に応じて利用国のチェックポイントで検閲される公的書類であると考えられた。

対象範囲について

a) 検討したいずれのモデルについても、原則として、国内法に従ってあらゆる種類の遺伝資源をこの制度の対象に含めることができると考えられた。全提供国での認証発行を義務付ける制度にあつては、その対象範囲は生物多様性条約の対象範囲と同一にすべきである。但し、認証の発行と提示要求を任意とする自主制度にあつては、その対象範囲を生物多様性条約の範囲よりも広くとることが可能である。

提供国は一般的な適用除外、又は健康等の公共の利益の問題に限り、特定目的のための特別な適用除外¹を定めることができると考えられた。

食料及び農業用植物遺伝資源(PGRFA)について当グループは、それが FAO の食料農業用植物遺伝資源条約(ITPGRFA)の範囲に入るものであり、同条約との重複は避けるべきであるとの認識である。

遺伝資源に関する伝統的知識について当グループは、その無形の性質から実務上むずかしい問題が生じる場合

¹ 締約国会議決定 II/11 の第 2 節に従い、ヒトの遺伝資源は生物多様性条約の対象範囲外である。

もあり、その実施には独特の問題があると考えている。原産国は国内法に従い、伝統的知識を認証に含めることを検討すべきである。認証の対象を伝統的知識にまで広げるか否かを決定するには、詳しい調査が必要になるものとみられる。

科学的研究に用いる遺伝資源に認証を適用するか否かを決定するには、科学的研究を妨げずにそのインセンティブになるように、どのような影響が生じる可能性があるかを詳しく評価すべきであると考えられる。研究目的で使用する遺伝資源は対象外とすること、商業活動と非商業活動とははっきりと区別すること、簡略な認証発行手続を設けることなど、様々な方法を検討することができると思われる。

b) 提示されたいずれのモデルについても、認証は、利用国に設置される専用のチェックポイントで要求されるとおり、国内 ABS 法に対する遵守の証拠になるという点では同意がみられた。このチェックポイントは、考え得る一連の用途に関わる遵守をモニターすることを目的として、設置することができる。認証では、国内法に従い、アクセスを得た資源の用途を確定することができる。

各国の認証を国際的に容易に認識できるようにするため、体系的な固有の識別子で特定される認証には、次の情報を最低限含めることが考えられる²。

- － 国の発行当局
- － 提供者詳細
- － 英数字による体系的な固有識別子
- － 関連する伝統的知識の権利所有者詳細(必要に応じて記載)
- － 利用者詳細
- － 認証対象(遺伝資源、伝統的知識の両方又はいずれか一方)
- － アクセス活動の地理的位置
- － 相互に合意する条件へのリンク
- － 許可する用途、利用の制限
- － 第三者に移転する場合の条件
- － 発行日

認証の様式には、国際的に認められた標準様式を用いるのが最適であると考えられる。できれば認証には、必要に応じて、事前の情報に基づく同意(PIC)と相互に合意する条件(MAT)に関する非機密情報を提供する国家データベースへのリンクを記載すべきである。

認証及び PIC と MAT に関する情報の内容を立案する場合、盛り込む情報はチェックポイントの関連要求事項を考慮して判断すべきである。

望ましいのは、固有識別子を用いて自由に閲覧できるリード・オンリー・アクセス型システムが、追加情報を収載する国家データベースに接続していて利用できることである。しかしながら、国によってこのシステムの実施能力には差があることが指摘された。どのようなシステムであれ、紙媒体と電子媒体を混ぜて使える柔軟なシステムにする必要があると思われる。

固有識別子を採用すれば、以後は素材を当該認証にさかのぼって特定することが可能になる。第三者に移転する場合には、その認証との関係及び対象となる資源に適用される相互に合意する条件を維持しなければならない。

遺伝資源の識別を一段階細かくする場合にはある程度標準化することが望ましいが、当初の実行は不可能かもしれない。そのほか、セキュリティ確保に必要な措置を検討すべきであり、こうしたシステムやセキュリティ措置を設けるコストも検討すべきである。

² 例を含む。

認証発行を義務付けない国は、どの国でも標準的な方法を採用することから提供国、利用国双方にもたらされる利益を勘案した上で、任意ベースでの発行を検討したいと考えるものとみられる。

手続について

a) 提供国内での手続

認証発行を担当する国内当局 1 つを指定し、それを国際的な共有データベースに収載すべきである。また各国には、アクセスに関する現行国内制度及び許可、契約書、証明書の発行に関する現行国内制度を拡充するのではなく、現行制度を合理化するように奨励すべきである。

認証発行は利用者の申請で開始される。各国には、当該申請後できるだけ早く認証を発行するように奨励し、認証利用へのインセンティブを高めるため、簡素な手続を設けるように奨励する。認証の申請はできるだけ早い時期に行うべきではあるが、利用者にはいつの時点であっても、つまりチェックポイントで要求された時点であっても、認証を申請できるようにするべきである。そのほか発行は、アクセスの許可又は相互に合意する条件に関する協定によって自動的に開始される行為とすることも考えられる。

b) 利用国内での手続

利用国の権限ある国内当局は、1 以上の国内当局又は主体をチェックポイントに指定し、国際的な共有データベースに収載すべきである。この権限ある国内当局は、利用国が提供国でもある場合にはその国内当局と同一であることが望ましい。

チェックポイントとして以下を特定した。

- 商業的な申請に対する登録拠点(製品承認プロセス等)
- 知的財産権局(特に特許当局や植物品種登録当局)

非商業的な利用の場合は、このほか次のようなチェックポイントを開拓することが考えられた。

- 研究資金出資機関
- 出版社
- 生息域外コレクション

さらに、国内当局をフォーカルポイントに指定することも検討できるものとみられた。チェックポイントでの報告要件に対する意見は千差万別だった。たとえば 1) 中央のクリアリング・ハウス・メカニズムや国内当局への報告は必要ないが、出版物、特許出願書、製品登録申請書には、認証の識別子を明記するよう義務付ける、2) クリアリング・ハウス・メカニズムに報告する等の意見があった。

c) 国際的なレベルでの手続

認証の電子コピー又は認証の固有な識別子を収載する国際的な登録簿があれば、クリアリング・ハウス・メカニズムとして役立つと思われる。各国には、認証を発行したときにこの国際登録簿に通知するよう義務付けることが考えられる。チェックポイントには、認証の提示を受けたときにこの登録簿に通知するよう義務付けることが考えられる。通知手順は簡略なものに合意すればよい。クリアリング・ハウス・メカニズムに保存する情報量についての意見は様々であった。固有識別子のみを収載して発行国のデータベースへのリンクを設けるという意見もあれば、認証に記された情報を全部収載するという意見もあった。

実施のロジスティック面を検討するため、委員会を設置することが考えられた。

認証の発行とモニタリングに関して提供国、利用国双方のプロセスの整合性を図れば、制度全体の効率と法的確実性が高まると考えられる。

違反の効果

法的な効果は、認証提示を求める手続の性質に左右されることになる。認証を要求されているのに提示しない場

合、その法的効果には、認証を適正に提示するまで手続を停止するものからその取消しに至るまで幅がある。不実表示又は偽造の場合の法的効果は、罰金を含む行政処分、刑事制裁、発行国側の訴訟にまで及ぶことが考えられる。任意の制度であれば、法的効果は生じない。

実用性、実現可能性、費用及び便益等の実施上の問題

ある程度の実施コストはかかるものとみられ、特に（国内当局がまだ設置されていない場合には）国内当局の設置、能力構築、提案されている国際登録簿の維持には実施コストがかかるものとみられる。それ以外のコストとしては、機会コスト、直接費用、取引コスト等が考えられる。たとえば利用国、提供国双方で認証の実体審査を必要とするようなモデルや、過剰なまでの追跡、報告、モニタリングを勘案するモデル、必要以上に煩雑な手続を取らせるようなモデル、必要以上に手続を遅らせるようなモデル、研究や製品開発の意欲を削ぐようなモデルの場合、実施コストや機会コストが上昇すると考えられる。

そのほかの実施上の問題やコストは、認証制度の対象となる遺伝資源と対象に入らない遺伝資源との共存、利用国でのチェックポイントの設置、認証を様々な管轄区域にわたって施行する可能性に関連して生じる。

以上のような実施上の問題を検討する場合、国際的な認証は、大幅に取引コストを削減でき、かつ大きな柔軟性（と法的確実性）を確保できる場合に限り、上に挙げた追加コストに見合うものと考えるべきであり、長期的に考えると特に、追加コストに見合うものと考えられる。

そのほか、国際的な認証の場合には、整合性の図られていない国レベルの制度が増大することから生じるコストを回避することができる。

当グループはさらに、実用性、実現可能性、費用及び便益に関し、オプションの予備的な評価を実施した。

評価の重要な要素は、それぞれのオプションが認証制度に対してどの程度まで、取引コストを削減し、当事者間の信頼を築き、生物多様性条約の利益配分規定の効果的な実現を推進する基盤になるかという点になる。

認証制度に使えるオプションを評価しながら、当グループは、提供国での認証発行義務と利用国での認証提示要求義務の水準が高くなるほど、法的確実性が高まることを認識した。逆に、制度の任意性が増すほど、法的確実性が低下すると考えられた。

実現可能性を分析するには、認証を資源の管理・利用制度の一部として位置付けるのに必要な政治的な意思、制度的な能力、文化の変革を検討しなければならない。

生物多様性条約におけるアクセスと利益配分の目的を達成するための認証制度の便益は、利用者側、提供者側双方の参加が増えるにしたがって増大するものとみられる。

当グループは、政府、企業、研究機関、国際機関、先住民社会、地域社会がこうした問題を深く調べるのが有用であると考えている。

能力開発

当グループは、認証制度の効果的な実施を確保する上で能力開発が重要な役割を担うことを認識した。能力開発のコストは国内当局と国際社会とで分担する必要があると考えられる。制度面のコストは国内当局が大部分を負担することになるが、技術専門家の育成と技術的な能力の開発には、国際的な支援が必要になると考えられる。

[25] ABS-WG5*

2007年10月8～12日、モントリオール・カナダ

2007年10月8日～12日にカナダのモントリオール（ICAO本部ビル）において、生物多様性条約（CBD）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する第5回 Ad hoc 作業部会（ABS-WG5）が開催され、91カ国（締約国、EC、米国を含む）、105団体から計425名が参加した。日本は、環境省、経済産業省、特許庁、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）、（株）日本総合研究所（JRI）、（財）バイオインダストリー協会（JBA）からの9名¹が参加した。

今会合は、2008年ドイツで開催されるCBD第9回締約国会議（COP9）までに開催される2つの中間会合（ABS-WG5とABS-WG6）を一連の会合とらえ（議長はCOP8で共同議長としてカナダのHodges氏とコロンビアのCasas氏が決定されていた）、その第1セッションという位置付けであった。また今会合はこれまでの作業部会会合とは異なり、小作業部会に分けずに、最終日まで全体会合（Plenary）という形を通した。

本会合の目的は、(1) 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）の実質的な elements である①利益の公正・衡平な配分、②遺伝資源へのアクセス、③遵守（a.事前の同意（PIC）や相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援するための措置、b.原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書（国際認証）、c.モニタリング、執行、紛争解決）、④伝統的知識（TK）と遺伝資源、⑤能力構築、と(2) ABSに関する指標の必要性と考えるオプション、について検討することであった。

開会、アジェンダ採択後、各国、国際機関、NGOs等から声明・一般コメントが出され、アジェンダにしたがって各議事が進行した。以下に議論の結果を報告する。

1. 結果の概要

今会合においては、議論の進行及び会合成果の扱いをめぐって2つの大きなディベート（下記①、②）があった。一つは会合第1日目のCOP8のAnnex（グラナダ・テキスト）の位置付けに関する議論、もう一つは会合第4日目午後に共同議長から提出された2つのペーパーの扱いに関する議論である。

① メガ多様性同土国家（LMMC）²を中心とする途上国側は、グラナダ・テキストの文言の具体的修正案を提出し、この議論を進めることを提案した。これに対し、オーストラリアは、グラナダ・テキストはCOP8で出されたすべての意見を単に併記しただけのものであり成果物としては認められず、テキストの項目ごとの議論は受入れ難い旨発言した。さらに、オーストラリアは、共同議長に対して、今回どのような作業手順で議論を進めるのかを質問したところ、共同議長は、グラナダ・テキストの修文提案でもその他具体的提案でもいずれも意見として有用である旨答え、会合出席者に対して、意見の一致・共有できる点を提案し対話することを促した。

② 会合での議論を踏まえ、共同議長から2つのペーパー（a）Reflections on progress made by the Working Group on ABS at its Fifth Meeting *Areas of convergence, options, possible tools and concepts for clarification*、（b）Compendium of Proposals made at WGABS-5が提出された。そして、この文書の位置付け及び会合全体としての成果をめぐり議論が紛糾した。

* 「1-2. 生物多様性条約第5回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成19年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp5-25、（財）バイオインダストリー協会、平成20年3月

¹ 環境省自然環境計画課生物多様性地域戦略企画室（鈴木専門官）、経済産業省生物化学産業課事業環境整備室（西嶋室長）、特許庁国際課（塩見課長補佐）、（独）製品評価技術基盤機構（安藤部門長、須藤主査）、（株）日本総合研究所（渡邊幹彦主任研究員）、（財）バイオインダストリー協会（炭田精造、藝崎義康、渡辺順子）。

² Like-Minded Megadiverse Countries は、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ、の17カ国から成る。

(a) は、今会合である程度議論の収束が図れた事項、及び収束が図れていない各国の意見（しかし、各国の意見すべてが網羅されているわけではない）を列挙したものである。修正の必要があるものの、我が国としては受容可能な範囲の文書となっている。(b) は、会合では何ら議論もされず、LMMC をはじめとする途上国の意見を中心に取りまとめたものとなっている。しかも発言者（国、団体）名は記載されておらず、あたかも本会合で議論された体裁になっている。さらに、この文書もまたすべての発言を載せたものではない。

途上国側と EU は議長ペーパーに賛同を表明したが、日本、オーストラリア、ニュージーランド、カナダはこれに反対した。

そして、今会合の成果の取扱いをめぐる議論が紛糾した結果、これら文書は共同議長の責任と権限において作成されたものであり、今会合の報告文書の付属書とはせずに、後日 information paper として配布され³、次回会合（ABS-WG6）の参考文書⁴とすることになった。(a) の文書名は Co-chairs' を付けて「Co-chairs' Reflections on progress made by the Working Group on ABS at its Fifth Meeting」とし、その副題には Potential を付けて「*Potential areas of convergence, options, possible tools and concepts for clarification*」とした。また、(b) の文書名は「Compendium of Proposals made at WGABS-5」から Compendium を削除し、「Notes from the co-chairs on proposals made at WGABS-5」となった。

また、締約国等は、今会合及び ABS-WG6 に関連した意見等を 11 月 30 日までに CBD 事務局へ提出することが要請された。そして、事務局はこれをまとめ、ABS-WG6 までの早い時期に回付することとなった。さらに、共同議長は ABS-WG6 までの間に、各国・地域との非公式な協議を継続することが追加された。

【議論の概要】

- 途上国側は、IR は法的拘束力を持つものであるとし、利益配分の対象には、派生物 (derivatives)、製品 (products)、TK を含めることを主張した。また、国際認証も法的拘束力を持つものであるとした。今会合でも途上国はこれまでの ABS 会合と同様の主張を繰り返し、先進国側と実質的な内容について交渉する姿勢は見られなかった。
- LMMC を代表とする途上国側には、グラナダ・テキストの修正を提案し、その結果を今会合の公式成果物として COP9 へ送ろうとする強い動きが見られた。しかし、グラナダ・テキストの修正については議論されなかった。
- 途上国側は、遺伝資源を利用した特許の出願時にその出所の開示を要件とすることも繰り返し主張した。日本は、本件については世界知的所有権機関 (WIPO) の「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)」や WTO/TRIPS の下で検討中であり、本会合で論議すべき問題ではないと主張し、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、産業界がこれに賛同した。
- 我が国は IR を検討するに当たり、実現可能性、実用性、透明性、経済性が重要である旨を主張し、先進国、産業界から賛同を得た。また、認証における費用対効果の重要性については、オーストラリア、アルゼンチン、産業界等からも賛同が得られた。

³ これら 2 つの文書は、2007 年 11 月 12 日付けで「NOTIFICATION Follow-up to the fifth meeting of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing, Montreal, Canada, 8 to 12 October 2007」として CBD ウェブサイトに掲載された (<http://www.cbd.int/doc/notifications/2007/ntf-2007-143-abs-en.pdf>) (2007 年 11 月 21 日アクセス)。(a) は会合時に配布された文書と同じものである。(b) は当初発言内容のみが羅列してあった文書であったが、オーストラリア代表の求めに応じて、発言国・団体名が明記されたものとなった。また、抜け落ちていた発言も加えられた。

⁴ <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-01-en.pdf> 及び <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-06/information/abswg-06-inf-02-en.pdf> (2008 年 2 月 8 日アクセス)

- EU やオーストラリア等の先進国より IR の具体的な内容として、下記の新たな提案が出された。①Minimum requirement for national access laws、②Minimum international obligation to prohibit the use of misappropriation、③Standardized choices for benefit sharing、④Standard sectoral MTAs
これらについての具体的な説明はなかったが、ABS に関して最小限満たすべき遵守事項のみを国際法等によるスタンダードとして導入しようとする考え方で、国内法を規定する国際法が想定される。
- 一方、マレーシア (LMMC 代表) やナミビア (アフリカ代表) 等の途上国側からは、①Minimum conditions/standards for benefit sharing、②Minimum requirement for capacity-building and technology transfer、等の必要性が述べられた。

【我が国の成果】

- 我が国は、今会合において 2 つの文書「IMPLEMENTATION OF THE CBD AND THE BONN GUIDELINES IN JAPAN」(UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2/Add.2) (資料 1)、と「Discussion Paper submitted by Japan on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance」(UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1) (資料 2) を CBD 事務局に提出した。
- JBA と JRI は、下記の 3 つの文書を会議場外で配布し好評を得た。特に③の discussion paper は、会議出席者の関心が極めて高く、いくつかの国から執筆者へ接触があった。
 - ① UNU-IAS/JBA: Collaborative Work on ABS Cases Studies in Progress (UNU and JBA, 2007)
 - ② Guidelines on Access to Genetic Resources For Users in Japan (METI and JBA, 2006)
 - ③ Issues to be addressed in Discussions on a Certificate – Verifying Effectiveness, Discussion Paper (Mikihiko WATANABE, Yuki NANJO and Riichiro OKAWA, 2007)

2. 各議論

議題 3. 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度

議題 3-1 利益の公正・衡平な配分 (10月8～9日)

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • 法的なあいまいさや取引費用を少なくするための 1 つの方法として、分野ごとの MTA が IR の要素となり得ると提案。 • 情報通信ツールを活用し、提供者・利用者双方に有用な「ABS のための技術ツール」を構築することを提案。 • ギャップ解析の結果から、MTA の標準化が必要であり、それに基づいた標準選択肢を開発すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> • スイスは EU 発言を支持。 • ノルウェーは「標準化 MTA」を支持。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> • 自国におけるアクセス法の導入経験に言及し、「国内法」と「契約」で十分に対応できると主張した。特に、契約の柔軟性を強調し、EU の「標準化 MTA の選択肢」やアフリカの「最小条件(minimum conditions)」に対して、「モデル契約・条項」を提案した。 • 利益配分は事例ごとに異なる。 • IR は既存の法制度を損ねてはならない。国家の主権を侵害したり、動かないようなものしたりする強制は危険である。国内への履行を助けるものでなければならない。 	<p><u>モデル契約・条項について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • マレーシアは反対。 • 日本、韓国は支持。 <ul style="list-style-type: none"> • ニュージーランド、日本、韓国は、IR におけるフレキシビリティの重要性を支持。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> • IR は、フレキシブルであるべきだ。 	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 国家レベルの履行にはフレキシブルなアプローチが必要である。 • バランスのとれた MAT を達成するためには、提供者・受 	

	領者の両者にとって、契約のネゴには能力構築が重要である。	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分は契約や合意によるべきことが CBD に記載されていることから、国内法に基づき、ケースごと、セクターごとに相互に合意する条件を決めることが重要である。 	
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 提供国の国内法では不十分である。 ボン・ガイドラインは法的確実性に欠け、遺伝資源の不正使用(misappropriation)を阻止することができない。 利益配分は PIC・MAT で国内法を遵守すべきだ。 出所開示は議論すべきことである。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 190 カ国が CBD を批准しているが、その内わずか 26 カ国しか国内法を整備していない。また、責任ある当局の登録も限られている現状(ギャップ解析)を例示し、各国法整備の重要性を強調した。 	
韓国	<ul style="list-style-type: none"> IR には柔軟性をもたせることが重要である。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> グラナダ・テキストの文言の具体的修正案を提示し、一部条項は遵守に移動すべきとした。 「派生物」は莫大な利益(huge benefit)のもとであり、すべての利益を得るために派生物は重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> グラナダ・テキストの交渉についての反論: オーストラリア: グラナダ・テキストはすべての意見を併記したものであり、条項ごとの議論は受け入れられない。 スイス: 時期尚早であり、更に議論が必要である。 アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、中国、エクアドル、ナミビア、ペルーはマレーシア発言を完全に支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> アンデス条約には「派生物」が定義されており、IR に残すべきである。 ただし、「派生物、製品」は十分に定義されていない、他の国際貿易法との整合性に注意する必要がある。 country of origin を geographical origin とすべきである。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分こそ IR の中心であり、金銭的・非金銭的利益も含め利益配分に関する最小条件(minimum conditions)を設定すべきである。 派生物及び製品もカバーされるべきである。 特許出願における原産国等の開示は必須であり(これは minimum standard である)、対象として TK も含むべきだ。 国境に生息する(trans-boundary) 遺伝資源には多国間利益配分メカニズムが必要である。 	コロンビア、チリも派生物及び TK の重要性を支持した。
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分としての技術移転が重要である。 派生物は生物資源の代謝物に起因するものである。 	派生物: ペルー支持
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究利用にも利益配分は必要である。 派生物は IR に含まれるべきだ。 	
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分を保証するメカニズムが必要である。 	
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> PIC のための国内メカニズムの遵守が大事である。 利益配分促進のために国レベルでのメカニズムとして、優遇税制も考えられる。 	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究を奨励・促進するために、科学研究を目的とした場合のガイドライン作成を提案。 一律の基準ではうまくいかないため、IR の中で最小基準 	

	<ul style="list-style-type: none"> (minimum standards)をセットすべきだ。 科学研究も利益配分に結びつく場合がある。 利益配分を生物多様性の保全に結びつけよ。 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> 各国法制定だけでは国際的な担保とならず、法的拘束力のあるIRが不可欠である。 ボン・ガイドラインは法的確実性に欠け、遺伝資源の不正使用を止めることはできない。 公正・衡平な利益配分は国内法を遵守し、PIC、MATに基づくものでなければならない。 遺伝資源の出所等の開示は必ず議論しなければならない問題である。 グレナダ・テキストはこれまでの議論の結果を表しており、これに対して具体的提案を行い、交渉を進展させるべきである。 	
コスタリカ	<ul style="list-style-type: none"> IRは法的拘束力のあるものにしなければならない。 	
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 利益配分は義務であり、国内法では十分な利益配分の確保が難しいので、国際的なスタンダードが必要だ。 	
エクアドル	<ul style="list-style-type: none"> PICの最小要件(minimum requirement)が必要。 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> グレナダ・テキストをベースに、更に議論すべきである。 	グレナダ、ウガンダが支持。
団体		
ABIA (American BioIndustry Alliance)	<ul style="list-style-type: none"> BIO(Biotechnology Industry Organization)の一員として、「ビジネスの実態を見て欲しい」と産業界の立場から発言した。 現実ベースの利益配分でなければならない。 IRは、目に見える利益を生み、遺伝資源へのアクセスを奨励するためのプラスとなるインセンティブを与えるような措置でなければならない。 遺伝資源の出所や起源の開示というような条件を特許申請に課すべきではない。 	

議題 3-2 遺伝資源へのアクセス (10月9日)

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> アクセスを促進するためには、法的あいまいさやアクセスに関連した義務条項を少なくし、能力構築することが必要であり、国際的に最小要件(minimum requirement)を決めることが重要である。こうした要件は PIC・MAT の遵守とも関連する。 すべての利用者を平等に扱い、差別してはならない(内外無差別)。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 各国ごとに環境・状況が異なることから、異なるアプローチが必要である。CBD 第 15 条は共通したアプローチを強要していない。自国でも連邦政府と州政府で法制度が異なる(例えば、所有権について、北部準州では州が、クイーンズランド州では土地所有者が個人なら個人、州なら州が所有権者である)ことを示した。 商業利用と非商業利用でアクセスも異なる。 アクセス手続の最小基準(minimum standards)があると良い。 ABS システムは法的確実性を与え、管理はシンプルに、cost effective でなければならない。 	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 自国の取組を例示し、能力構築や理解がアクセス促進に有効であるとした。 	

	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアが例示したトリ・インフルエンザの問題は、セクターごとの解析が必要な例である。トリ・インフルエンザ・ウイルス検体の問題については、公衆衛生とアクセスの関係で 11 月に WHO の政府間会合で議論される。 	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ボン・ガイドラインにも書かれているように、アクセスは促進されるべきで、柔軟に対応する必要があり、最小基準 (minimum standards) が望まれる。 科学研究を目的としたアクセスには迅速な決定システムを作成し、MAT で規定される商業利用を目的としたアクセスとは区別されるべきである。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> IR では利益配分の方が重要である。 締約国は自国の遺伝資源、派生物に主権的権利を有する。 アクセスがあつて利益配分のない例として、トリ・インフルエンザ・ウイルス検体を挙げ、IR が必要であることを強調した。 	ウガンダ、コスタリカ、セントルシア、タンザニア、ブラジル、ペルー、南アフリカ、が、マレーシア発言を支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> CBD には「アクセス」と「利益配分」が併記されているものの、現状ではアクセスは大きな問題ではなく、利益配分の方が重要問題である。 そのためには、「派生物」や「製品」の定義・範囲を明確化すべきであり、「派生物」にはすべての製品が含まれる。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> アクセスと利益配分は表裏一体であり、当然のことながら「派生物・製品」も包含される。したがって、「派生物・製品」もアクセスの対象であるという措置が必要である。 純粹科学研究と商業利用といったアクセス目的は、単に研究者の意図に基づくだけであり、区別できない。したがって、これを分けることは危険である。 遺伝資源と生物資源の相違、域外コレクションへのアクセス、第三者への譲渡に関する措置も必要だ。 	ウガンダ、タンザニア、ブラジル、南アフリカがナミビア発言を支持。
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 利用国の措置が必要である。 PIC と国内法遵守はアクセスの前提条件である。 モニタリングメカニズムの確立が必要である。 	
コスタリカ	<ul style="list-style-type: none"> IR は自国に国内法がない場合、アクセスを管理するガイドンスとなるべきものである。 	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスにはモニタリングが必要である。 IR に、モニター結果を各国報告に記載することを提案した。 	
団体		
国際製薬団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> アクセスに対する過剰な規制は、利害関係者にもたらすであろう利益を減少させる。 重要なのは、アクセスを促進させることである。アクセスなくして利益はない。 	

議題 3-3. 遵守

(a). PIC や MAT の遵守を支援するための措置 (10 月 9 日)

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> PIC には既存の規則と透明性確保で対応可能であるとするものの、COP8 後の議論から法的拘束力のある IR を除外せず、国際的に協力する姿勢である。 MAT は契約と国際私法で、また MTA はモデル条項で対応することができる。 WIPO への開示義務化の提案は PIC 取得の担保になる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用を国際的に定義する議論が必要である。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 遵守は関心事であるものの、やはり国内法の整備が基本であり、遵守に関しては様々なツールがあり得る。 契約違反やバイオパイラシーとして名指しされることが企業・研究所にとって最大の罰則であり、行動規範、ガイドライン、契約等が遵守確保の手段となる。 したがって、モデル契約条項を提案したい。 特許出願における開示の問題は、WIPO や WTO/TRIPs で議論すべきである。 	←カナダ、ニュージーランドが支持。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 自国でアクセスに関する法整備を検討中である。 契約こそが遵守の強力なツールになるとし、EU のモデル条項、標準 MTA の選択肢にも理解を示した。 また、CBD と WIPO は相互支持的 (mutually supportive) であり、開示に関しては、日本、オーストラリア、ニュージーランドと同様に、WIPO/IGC で議論すべきである。 	←ブラジルは反対。
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 利用者側の措置 (PIC、MAT) が重要である。 WIPO、TRIPs に原産国等の開示の義務化を提案した。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 開示の義務化に対して、どの遺伝資源を対象とするか、利益配分をどう定義するか、また開示が PIC・MAT に有効かどうか判らない現状では、開示は出願人にとって負担となり、また、PIC にはビジネス上の機密も含まれることから、かえって遺伝資源の利用を妨げることになる。 開示に関する議論は WIPO、WTO/TRIPs 等の知的財産の専門家に委ねるべきである。 	←カナダ、ABIA が支持。
米国	<ul style="list-style-type: none"> 遵守に関する措置として、PIC、MAT 等が何を意味するか、利用者の啓蒙が重要である。 政府が出資する研究資金取得の場合は、MAT を確認することができる。 特許出願時の開示に関しては、WIPO や WTO/TRIPs で議論すべきであり、PIC 取得や利益配分という目的にはそぐわず、かえってイノベーションを阻害する。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> 各国法制度だけでは遺伝資源が国外に出たからのフォローが不可能なため、原産国、PIC 取得、利益配分に関する遵守条項が IR に必須である。 遵守違反には罰則を科すべきである 不正使用 (海賊行為) を防ぐためには、特許出願や商業化段階に進むときに1つのチェックポイントと考える。 	ペルー、パキスタン、ブラジルが支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> EU の提案する内外無差別は困難である。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> 国境周辺に存在する生物資源へのアクセスで法令遵守が認められず、国際的な取決めが必要である。 法的拘束力のある IR で PIC、MAT、国内法の遵守を担保すべきだ。 特に原住民・地域社会の TK に関係した PIC の取得では、モニターが必要であることから、不正使用を避けるために、特許出願時の原産国等の開示が必要である。 救済及び罰則も必要だ。 	アルゼンチンが賛同
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> PIC、MAT の遵守をモニターするクリアリング・ハウス・メカニズムを提案。 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> CBD 第 16 条 5 項に基づき、本作業部会で知的財産を扱うべきである。 IR には違反に対する罰則と救済が必要である。 	インドが支持。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> タイは TRIPs の改正を求めている。遺伝資源の出所開示は PIC を保証するために、法的拘束力を持たせる必要があ 	

	<ul style="list-style-type: none"> る。 生物探索の際の MAT、利益配分についての条項を IR に加えるべきだ。 PIC 遵守には法的拘束力を持たせるべきだ。 	
インド	<ul style="list-style-type: none"> 自国の法制度に基づき、PIC 取得を担保するためには特許出願の開示義務は不可欠であり、違反の場合は罰則も必要である。 	
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングメカニズムが必要だ。 	
団体		
ABIA	<ul style="list-style-type: none"> 産業界は、ボン・ガイドラインを着実に実行している。したがって、更なる義務的措置は必要ない。 遺伝資源の開示問題については日本を支持する。 遺伝資源、TK、派生物等に関して正確な定義がないのが現状である。 バイオパイラシーとして糾弾されることは企業に多大なダメージを与えてしまう。 アクセスと遵守については内外無差別であるべきだ。 	

(b). 原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書 (10月9~10日)

各国・団体からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> 専門家会合の報告を歓迎する。更なる作業が必要である。 認証は利用者に法的信用性、法的確実性を与えることになろう。 TKも認証システムの対象にすることも今後の課題である。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 契約が法的根拠になり、認証はこれをサポートするものであるが、代替するものではない。 遺伝資源と TK では事情が異なる。 原産地・出所・法的由来の区別が必要である。 認証はすべての遺伝資源の越境移動をカバーできない。 チェックポイントは既存システムで運用可能であろう。 オーストラリアの法律では、私有地に対しては PIC・MAT の取得を義務付けてはいない。 認証に必要な最小要件 (minimum requirements) については、議論 (既存の国際制度との整合性の問題等) が必要である。 日本の発言のとおり低費用でなければ交渉費用が高騰する。 科学研究目的の扱いをどうするかも含め、運営費用について注意深く議論すべきである。 	カナダが支持。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 専門家会合の報告及びオーストラリアの提案が国内法整備に有用である。 カナダ国内法では契約を基本としており、オーストラリアの提案する遵守の認証が好ましい。 	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> 専門家会合での主たる結論に賛成である。 認証の範囲はすべてのアクセスと利益配分をカバーすべきではない。 認証の論理 (rationale) として、次の 4 項目が必要: ① source material の決定、② PIC 取得の確保、③ MAT の履行を促進、④ flexible manner で international standardization を促進。 スイスは、国内特許法改正案で出所の開示を要件とした。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 認証に関する議論を進める上で、認証システム導入に伴う 	アルゼンチン、オーストラリ

	便益の測定、実効性の確認、費用便益分析の実施が不可欠である。	ア、米国、ICC(国際商業会議所)が支持。
米国	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証を導入することの目標は支持できるが、様々な認証システムがあり、それぞれに課題があることから、今後の検討が必要である。 ● 日本の言うように、特にシステム開発費及び維持費を考慮する必要がある。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオパイヤシーが、国内法の無視や必要プロセスのバイパスから生じている。しかし、遺伝資源の国外移動に国内法が対応できないので、国際パスポートとしての認証が必要であり、IRの一部とすべきである。 ● 国内法で除外項目がある場合でも、認証で遵守を確保することができる。認証はパスポートのようなものであり、認証システムは法的拘束力を持つべきで、不正使用を防止するための効果的なメカニズムである。 ● チェックポイント(商業利用は特許出願時、科学研究目的は資金提供時)が必要である。 ● 罰則を伴うべきである。 	アルゼンチン、ブラジル、フィリピン、メキシコ、ブルキナファソ、セネガル、コスタリカ、コロンビアが支持。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> ● マレーシアの発言を支持。 ● 追跡性を促すために認証は必要である。 ● 費用対効果については日本の発言に合意する。 	
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「認証」と「開示」は異なる概念である。誰が認証するか、いつ認証が必要か、罰則をどうするか等を考慮するために、EUの提案を歓迎する。 ● 開示を特許の要件とすべきである。 ● 遺伝資源は国外に出ると追跡できない。したがって、チェックポイントを確立しモニターすべきである。 ● 遵守しないものには罰則が必要だ。 	ウガンダ、セネガルが支持。
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に遺伝資源の越境移動には認証システムが重要で、認証は義務化すべきである。 ● 専門家会合の報告を歓迎する。 ● 認証のオプションとしては原産国の認証が重要である。 	
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証は遺伝資源及び TK のアクセスと利益配分を保証するものであり、IRの一部とすべきである。 ● 守秘義務を課した上での認証システムと各国データベースの統合を提案。 	
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> ● LMMCでマレーシアの発言を支持するものの、オーストラリア、カナダの提案する遵守の認証に意見の合致を覚える。 	
インド	<ul style="list-style-type: none"> ● 自国の法制度に基づき、PIC取得を担保するためには特許出願の開示義務は不可欠で、違反の場合は罰則も必要だ。 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ● (EU、カナダ、オーストラリアに対して)認証は契約の代替でなく、合意と考えることから、IRの中心とすべきである。 ● 法的拘束力、罰則が必要だ。 ● 専門家会合の結果を反映して、利用者・提供者双方が入った各国委員会を組織し、クリアリング・ハウス・メカニズムを導入すべきである。 	
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ● チェックポイントを義務化すべきである。 ● 科学研究には資金提供の際に認証を課すこと、あるいは、権限ある当局が、遺伝資源を利用した科学研究のチェックポイントとなる。 	
団体		
ABIA、ICC	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証は実行性の点で問題がある。 ● 認証のペルー会合には産業界からの参加者が一人のみで、議論のバランスが悪い。 	

	<ul style="list-style-type: none"> • どんな認証システムであっても特許申請に開示要件を義務付けるべきではない。 	
--	--	--

(c). モニタリング、執行、紛争解決 (10月10日)

各国からの発言

国	発言内容
先進国	
ポルトガル (EU 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源利用者への義務として、あいまい性を少なくするために、MTA の選択を標準化することを提案した。 • 既存の契約システムでは不十分である。 • 更なるオプションとして、不正使用の国際的定義を検討することを提案した。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> • 遵守違反のシナリオとして、契約違反や国内法違反が挙げられ、これらをなくすために、契約の有効性を最大限にするメカニズムが必要である。通常は司法へのアクセスで解決でき、連邦法、クイーンズランド州法では罰則が設けられている。(現行の法律で十分とは思わないので更に検討が必要である) • CBD 第 27 条の紛争処理に関しては取引には紛争の可能性がある。 • 法的拘束性についてオーストラリアの利用者は拘束される。 • 不正使用を国際的に定義することについて、現段階では良いか悪いか言えない。窃盗の定義はあり、民法・刑法で対応できる部分もあるし、対象とする遺伝資源の定義も必要である。各国それぞれ自国の法律に基づき対応していることから、不正使用も各国法で対応できるのではないかと。国際的な定義をした場合には、各国法との整合性に留意すべきである。 • 司法へのアクセスについては ABS-WG6 への宿題としたい。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> • 条約加盟国の義務とすると、非加盟国はどう扱われるべきなのか。 • IR と各国の法制度をどう整合させるのか。 • 1993 年以前の遺伝資源を除外することを明確化すべきである。 • 国内制度を整備した国々の経験を活用すべきである。
途上国	
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリングについては、MAT に基づくアクセスと商業化の段階でのタイムラグがあり、重要ではあるが容易ではない。 • 執行については、不正使用は国内法違反に基づくので、パネルを設置して規制の調和を図るべきだ。 • 司法へのアクセス、紛争処理の項は具体的な修正案を提案した。
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> • 費用対効果を考慮する必要がある。 • 訴訟費用を少なくするためには、国際レベルでのモニタリングが必要である。
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> • 本議題は PIC・MAT の遵守とも密接に関係している。 • アフリカ諸国のモニタリング、執行例を示した。 • モニタリング、執行は利用国・提供国双方に必要で、査察、進捗報告、特許開示等が考えられる。 • IR には、CBD に記載された以上に紛争処理が必要である。 • オーストラリアのメカニズムには関心がある。
ツバル	<ul style="list-style-type: none"> • 経験が少ないので、不正使用の具体事例をリスト化してほしい。 • 紛争処理メカニズムが必要だ。
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> • 費用対効果を考慮する必要がある。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> • IR に特許出願の開示義務を入れるべきだ。 • グラナダ・テキストの具体的修正案を提示した。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリングのためにも認証(義務化すべき)が必須である。 • 利用国は紛争処理及び救済のメカニズムを導入すべきだ。

議題 3-4. 伝統的知識と遺伝資源 (10月10日)

各国からの発言

国	発言内容	他からの発言
先進国		
ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> • 本議題は WIPO/IGC での遺伝資源、TK に関する議論や「先住民族 	ウガンダが支持。

(EU 代表)	<p>の権利に関する国連宣言(UNDRIP)とも関連する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • アクセスと利益配分の議論への原住民・地域社会への効率的な参画、ABS-WG と 8j-WG との協力が必要である。 • ①国際認証、②行動規範、③TK 関連の研究・発表、④TK と PIC、⑤TK と MAT、⑥TK と能力構築、を問題点(課題)として列挙した。 	
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝資源と TK のインターフェースにも配慮すべきである。 • 知的財産に関する議論は WIPO や 8j-WG のような適切な場に委ねるべきだ。 	
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> • 自国の地域社会への対応に言及し、TK を単独で扱うか、遺伝資源とリンクさせるべきか、また、来週の WG-8j での進展に期待するとともに、すべてを一律に(one size fits all)は扱えないと発言した。 	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • TK と知的財産に関しては WIPO で議論すべきである。 • IR は柔軟であるべきだ。 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 8j-WG での議論に期待する。 • 知的財産に関する WIPO 等での議論を見守るべきだ。 	
途上国		
マレーシア (LMMC 代表)	<ul style="list-style-type: none"> • 143 カ国が入っている国連宣言(UNDRIP)の重要性を強調し、従来の知的財産権保護は不十分であると発言した。 • グラナダ・テキストの具体的修正案を提案した。 	アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、コロンビア、ペルーが支持。
ナミビア (アフリカ代表)	<ul style="list-style-type: none"> • TK と遺伝資源の関連性から、遺伝資源及びその派生物・製品の場合と同様に、TK にも PIC・MAT が必要である。 • IR が TK に基づく利益配分、知的財産権の保護にも貢献する。 	ウガンダが支持。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • CBD8 条(j)項との関連で、来週に認証に関する議論があることから、8j-WG から新たな IR が提案される可能性がある。 	
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> • TK には長い歴史があり、医薬品の開発にもつながっていることから、原住民・地域社会の権利を尊重すべきである。 • IR は、利用者が原住民・地域社会の権利を尊重すべきであり、違反行為を防ぐようにすべきである。 	

議題 3-5. 能力構築 (10月10～11日)

各国からの発言

国	発言内容
先進国	
スイス	<ul style="list-style-type: none"> • 理解と能力構築に関する認識不足からアクセスと利益配分の実施が遅れている。 • そこで、「ABS 管理ツール」の実証経験を紹介した。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 能力構築はそれ単独ではあり得ない。 • そこで、コロンビアとのプロジェクト、アフリカでのワークショップ開催、ハンドブック作成等の実例を紹介した。
途上国	
グレナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 能力構築のみならず、制度的支援・財政的支援も IR に含まれるべきだ。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • 理解不足も大きな課題であり、能力構築の 1 つとして利用国の支援を期待する。 • IR に、①理解と能力構築、②利用国による能力構築、を加えることを提案した。
その他多くの途上国	<ul style="list-style-type: none"> • 財政的支援を訴えた。

議題 4. 条約の戦略的計画: 進捗状況の今後の評価—遺伝資源へのアクセス及び特に遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の指標の必要性及び考えうるオプション

(10月11日)

共同議長から、今会合は COP9 までに指標を議論する唯一の機会であるとの発言があったが、各国から、具体的提案を行う時期ではなく他に優先的に議論すべき事項があるとの発言が続き、今後改めて議論されることになった。



CBD



**CONVENTION ON
BIOLOGICAL
DIVERSITY**

Distr.
GENERAL
UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2/Add.2
5 October 2007
ORIGINAL: ENGLISH

**AD HOC OPEN-ENDED WORKING GROUP ON ACCESS
AND BENEFIT-SHARING**

Fifth meeting
Montreal, 8-12 October 2007
Item 3 of the provisional agenda*

**COMPILATION OF SUBMISSIONS BY PARTIES ON EXPERIENCES IN DEVELOPING
AND IMPLEMENTING ARTICLE 15 OF THE CONVENTION AT THE NATIONAL LEVEL
AND MEASURES TAKEN TO SUPPORT COMPLIANCE WITH PRIOR INFORMED
CONSENT AND MUTUALLY AGREED TERMS**

Addendum

SUBMISSION BY JAPAN

Note by the Executive Secretary

1. The Secretariat is circulating herewith, as an addendum to the original compilation of submissions on this subject (UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/2 of 20 July 2007), a submission from the Government of Japan on the implementation of the Convention on Biological Diversity and the Bonn Guidelines in Japan.
2. The contribution has been reproduced in the form and language in which it was received.

IMPLEMENTATION OF THE CBD AND THE BONN GUIDELINES IN JAPAN

- Highlights -

Genetic resources are one of the fundamental tools for research in the field of biological sciences as well as for biotechnological applications, which are expected to become a basis for development of key technologies in the twenty first century.

Japan has been actively participating in discussions on “access to genetic resources and benefit-sharing (ABS)” at the meetings of COP of the CBD and Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing. Japan also wishes to build a mutually beneficial relations with countries that provide genetic resources, by facilitating access to genetic resources and implementing fair and

¹ <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-02-add2-en.doc> (2011 年 1 月 26 日アクセス)

* UNEP/CBD/WG-ABS/5/1.

equitable sharing of benefits arising from the use of genetic resources in an appropriate manner.

The Ministry of Economy, Trade and Industry (METI), as one of the competent national authorities on ABS in Japan, has been implementing the Convention on Biological Diversity (CBD) and the Bonn Guidelines in cooperation with the Japan Bioindustry Association (JBA) and the National Institute of Technology and Evaluation (NITE). Highlights of JBA's and NITE's activities in recent years are given below:

1. Japan Bioindustry Association (JBA)

1-1. Implementation of the CBD and the Bonn Guidelines by organizing public seminars for potential users (companies and researchers)

METI and JBA have been steadily implementing the Bonn Guidelines since its adoption in February 2002. For example, in 2003-04, JBA organized more than 8 public seminars in major cities throughout Japan to provide genetic resources users, e.g. companies and researchers, with up-to-date information on the CBD, particularly on the Bonn Guidelines, in order to enhance their awareness of the CBD.

1.2. Development of guidelines on ABS for users in Japan (User measure)

Through the above-mentioned experiences, METI has decided to develop user-specific guidelines for companies and researchers in accordance with the Bonn Guidelines. In the middle of 2004, METI started working on such guidelines in cooperation with JBA. In March 2005, "Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan" was completed, and in April 2005, this Guidelines was officially published by METI and JBA in Japan. To promote its dissemination, JBA held 10 public seminars in 6 major cities throughout Japan, i.e., Tokyo, Sapporo, Osaka, Nagoya, Hiroshima and Fukuoka. Its English translation was completed in February 2006.

Chronology of the implementation leading to the Japan's Guidelines for Users is given below:

2002	The Bonn Guidelines were adopted at COP6 in February. In September, Japanese translation of the Bonn Guidelines was completed.
2003 – 2004	The Bonn Guidelines were disseminated at a series of public seminars and international symposia in major cities throughout Japan. In parallel with those promotional activities of the Bonn Guidelines, Japan started developing user-specific guidelines in Japan.
2005	"Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan" ("Japan's Guidelines") were completed in March, and published on April 1. Six public seminars were organized in major cities throughout Japan to disseminate the Japan's Guidelines.
2006	In February, the English translation of the Japan's Guidelines was completed for distribution. Four public seminars were organized in major cities throughout Japan to disseminate the Japan's Guidelines.
2007	Public seminars are scheduled to take place in Japan, including the one in cooperation with the Japan Society for Bioscience, Biotechnology and Agro-chemistry, and the one with the Japan Institute of Intellectual Property, to disseminate the Japan's Guidelines.

1-3. Bilateral workshops and meetings with Asian and Oceania countries:

METI has organized bilateral workshops and meetings, in cooperation with JBA, with the competent authorities of Australia, Bhutan, China, India, Indonesia, Malaysia, Mongolia, Myanmar, Nepal, New Zealand, Singapore, Thailand and Vietnam with a view to sharing information and experiences concerning the respective national policies, laws and regulatory systems regarding the

CBD and ABS, and thereby deepening mutual understanding.

1-4. Partnership with Multilateral Initiatives:

METI has been supporting international symposia and roundtables on the subjects relating to the CBD and ABS, jointly organized by the United Nations University Institute of Advanced Studies (UNU-IAS) and JBA,

JBA's experts have been cooperating with European initiatives such as EC's "MOSAICS" project and "ABS Management Tool" project of Switzerland.

1-5. Group Training Courses in Bioindustries for Capacity Building:

JBA has been supporting "Group Training Courses in Bioindustries" which have been implemented by JICA for capacity building in developing countries. So far, JBA has invited 180 researchers of biotechnology and officials responsible for biotechnology policy-making from 30 developing countries as follows:

Asia	Bangladesh, China, Indonesia, Kazakhstan, Laos, Malaysia, Nepal, Pakistan, Philippines, Thailand, Sri Lanka, Turkey, Vietnam
Central and South America	Argentina, Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Cuba, Mexico, Nicaragua, Peru, Uruguay
Africa	Egypt, Senegal, Syria, Tunisia
Countries in Econ. Transition	Bulgaria, Estonia, Hungary

2. National Institute of Technology and Evaluation (NITE)

2-1. Pursuant to the CBD and the Bonn Guidelines, NITE Biological Resource Center considers it important to advance cooperative relationships with other countries to ensure stable and smooth access to microbial genetic resources from a standpoint of microbial taxonomy and its various applications.

2-2. NITE has signed memorandums with governmental organizations in six Asian countries, i.e., China, Indonesia, Mongolia, Myanmar, Thailand and Vietnam for the conservation and sustainable use of microbial genetic resources in these countries. In these frameworks, NITE has been conducting joint projects with these countries to study microorganisms from taxonomical and ecological standpoints. Through these joint projects, conditions are created so as to provide benefits to both sides in each stage of the joint projects.

For example, the following activities have been particularly emphasized in the joint projects:

- sharing of research results (sharing of information)
- installation of equipments and delivery of supplies
- collaboration in sampling, isolation and taxonomical characterization (human resource development)
- technology transfer by holding on-site workshops
- technology transfer by inviting researchers to NITE facilities in Japan

2-4. Those activities have contributed to the promotion of smooth access to genetic resources and benefit-sharing on the basis of mutual understanding and goodwill, consistent with the principles of CBD and the Bonn Guidelines.



CBD



**CONVENTION ON
BIOLOGICAL
DIVERSITY**

Distr.
GENERAL

UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1
3 October 2007

ENGLISH ONLY

AD HOC OPEN-ENDED WORKING GROUP ON ACCESS
AND BENEFIT-SHARING

Fifth meeting

Montreal, 8-12 October 2007

Item 3 of the provisional agenda*

Discussion paper on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance

Note by the Executive Secretary

1. At the request of the Government of Japan, the Executive Secretary is pleased to make available herewith, a discussion paper on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance.
2. The document is reproduced in the form and language in which it was provided to the Secretariat.

² <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-04-add1-en.doc> (2011年1月26日アクセス)

* UNEP/CBD/WG-ABS/5/1.

Discussion Paper submitted by Japan on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance

Japan would like to submit this discussion paper on an internationally recognized certificate of origin/source/legal provenance (hereinafter referred to as “a Certificate system”) for the Fifth meeting of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing, 8-12 October 2007 in Montreal, Canada.

1 Objective

The objective of the submission is to propose priority items for discussion, so that discussions on the International Regime be conducted in an appropriate manner based on previous discussions on a Certificate system. While respecting the content of the report of the meeting of the Group of Technical Experts held in January 2007, Japan hopes that this paper will contribute to advance discussions on a Certificate system and the related International Regime.

The introduction of a new regime(s)/system(s)/institution(s) should be based on the self-evident and lofty philosophy which will be advantageous to all Parties. From this view point, Japan intends to propose the following four items to which priority should be given in discussions.

2 Priority items for discussions

2.1 Measurement of expected benefits in connection with the introduction of a Certificate system under the "with or without principle"

2.2 Identification of the objectives of a Certificate system

- A) Sorting out of the relations between the International Regime and a Certificate system
- B) Identification of the scope of a Certificate system

2.3 Consideration on effectiveness

- A) Consideration on effectiveness of a Certificate system by identifying its objectives and scope
- B) Realization of a Certificate system in which resources and compliance information match

2.4 Implementation of cost-benefit and/or cost-effectiveness analyses

Analysis 1: Current system of the CBD and its comparison with typical optional choices of a new system

Analysis 2: Comparison among optional choices that could be effective under the International Regime

[26] 8j-WG5*

2007年10月15～19日、モントリオール・カナダ

生物多様性条約（CBD）第8条(j)項及び関連規定に関する第5回作業部会会合（議長：フェルナンド・コインブラ氏、ブラジル）は、2007年10月15～19日にカナダ・モントリオールにおいて、アクセスと利益配分（ABS）に関するAd hoc作業部会第5回会合に引き続いて行われた。以下に議論の結果を報告する。

1. 全般的な意見

- 欧州共同体（ポルトガルが代表）：バイオマスの生産及び消費が原住民・地域社会に及ぼす影響の問題を取り上げ、議題として検討するよう要請した。原住民・地域社会の専門家による的を絞った検討により、ABSに関する国際的制度（IR）に関する議論に役立つように、問題点の一覧表を作成すべきである。
- カナダ代表：国連専門機関（UNESCO、WIPO）がそれぞれに強みを持つ分野で協力するべきである。本部会の作業は、実際の、原住民・地域社会に大きな影響を及ぼす問題に集中するべきである。
- 生物多様性に関する国際先住民フォーラム（The International Indigenous Forum on Biodiversity）の代表：「先住民族の権利に関する国連宣言」で採択されたように、先住民族の集団的権利に関する普遍的な人権基準が存在することに言及した。今後導入され得るABSに関するIRでは、この宣言を基準の1つとして用いる必要があり、先住民の権利を認識し、保護しなければならない。原住民・地域社会の文化的・知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範（UNEP/CBD/WG8J/5/7）では先住民の権利を確保する必要があり、また伝統的知識（TK）及び関連する遺伝資源は不正使用されてはならないと述べた。
- オーストラリア代表：第8条(j)項の下であまりにも多くのプロセスが進行しており、作業量が膨大であることへの懸念を示した。本作業部会は、全体としてどのように前に進むかを考え、着手すべき活動や新規の課題について慎重に見直しを行うべきである。

2. 主要議題

① 議題6. ABSに関するIR

- 共同議長は、ABSに関するIRはTK及び利益配分に関係していることから、第8条(j)項に関する作業部会は、このIRに関する意見をABSに関するAd hoc作業部会に提供したいと考える。
- ブラジル代表：IRでは、関連するTKの利用に関係する利益配分を必ず検討しなければならないと表明した。そのようなTKの利用は、事前の情報に基づく同意（PIC）及び相互に合意する条件（MAT）に基づいて行われなければならない。各締約国が独自の制度を構築し、それがIRを補完すべきである。IRの案には、法的起源の開示を含め、遵守のための措置を規定しなければならない

* 「1-4. 生物多様性条約第8条(j)項及び関連規定に関する第5回Ad hoc作業部会」平成19年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp38-41、(財)バイオインダストリー協会、平成20年3月

らない。また、技術専門家による Ad hoc 委員会を設置するという欧州共同体代表の提案を支持しない。

- ポルトガル代表（欧州共同体及びその加盟国を代表）：原住民・地域社会出身の専門家による技術的意見から恩恵を受けることのできる問題として、以下のリストを記載するよう要請した。
 - (a) 遵守に関する国際的に認知された証明書：遺伝資源に関連する TK を認証の範囲に含めることができるのは、どのような条件においてか。
 - (b) 倫理行動規範：ABS に関する CBD に基づく義務の有効な実施に、倫理行動規範はどのような形で寄与することになるか。
 - (c) TK と ABS に関連する研究：生物多様性に関する研究が既存の TK を尊重することを確保するにはどうするのが最善か。
 - (d) TK と PIC：PIC に関する決定に TK を組み入れる方法、及び PIC に関する国の決定が複数の国にまたがる原住民の社会を尊重することを確保する方法。
 - (e) TK と MAT：MAT を定める際に条件を標準化する取組において、TK を組み入れる際の方法や例。
 - (f) TK と能力構築：ABS に関する IR の案が能力構築に与える影響の特定。
- ウガンダ代表（アフリカグループを代表）：以下の立場を本会合の報告書に記載するよう要請した。
 - (a) IR では、原住民・地域社会が有する遺伝資源及び TK へのアクセスを行うためには、これら社会から PIC を得ることを確保すべきである。これは、原住民・地域社会が望む場合には PIC を拒否する権利も含む。
 - (b) IR の案には、遺伝資源の原産地だけでなく関連する TK の出所の強制的な開示に関する要素を含めるべきであり、知的財産権の申請に際しては細心の注意を払って実施すべきである。
 - (c) 遺伝資源の原産地・出所に関する国際的に認知された証明書の案には、関連する TK（該当する場合）を含めるべきであり、TK の性質、その知識の所有者、及び利用者がその知識を第三者に移転することの可否及び可能な場合にはその方法と条件に関する規定を明確に示すべきである。このことが重要なのは、遺伝資源及び関連する TK、その産物及び派生物へのアクセス及びその利用から利益が実現した場合に、利益配分と密接に関係するためである。
 - (d) IR では、原住民・地域社会が有する遺伝資源及び関連する TK、工夫及び慣行へのアクセスに関し、これら社会の慣習法、慣行及び規範を遺伝資源の利用者が尊重する規定を設けるべきである。
 - (e) IR では、遺伝資源、その産物及び派生物、並びに関連する TK、工夫及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分において、原住民・地域社会（女性、若年者及び高齢者を含む）の全面的な参加を確保すべきである。
 - (f) IR では、原住民・地域社会に関して、PIC 及び MAT に関する行動規範を設けるべきである。
 - (g) IR には、原住民・地域社会が自らの有する遺伝資源及び TK の提供に全面的に参加するだけでなく、利益の公正な配分を要求できるように、原住民・地域社会のための能力構築を確保する措置を含めるべきである。
- オーストラリア代表：ABS は遺伝資源に関連する TK 及び原住民の土地にある遺伝資源と関係しているため、ABS に関する国内ガイドラインを策定すべきであると提案した。

- カナダ代表：地域社会レベルでの指針が必要であると考え。遺伝資源及び関連する TK に関する原住民のためのガイドラインの草案を作成するよう提言する。

[作業部会による決定]

2007 年 10 月 19 日に行われた本会合の 4 回目の全体会議において、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/5/L.8 を取り上げた。意見交換の後、議長は、本作業部会は、真剣な取組を行い、多くの積極的な考えを提供したものの、ABS に関する IR の策定及び交渉に関する意見を ABS に関するオープンエンド Ad hoc 作業部会の第 6 回会合に送付する立場にないと考えると述べた。

② 議題 8. TK、工夫及び慣行の保護のための *sui generis systems* の諸要素の策定

- 本作業部会は、*sui generis systems* の優先すべき要素を特定し、締約国会議第 9 回会合に提出するよう要請されている (UNEP/CBD/WG8J/5/6)。
- 両共同議長は、何らかの形のガイドラインが必要であること、及びガイドライン作成の取組を加速させ、優先すべきであることについて、全般的な合意が得られた。しかし、その手順については意見が分かれていたため、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、インド、マラウイ (アフリカグループを代表)、マレーシア、ニュージーランド、ポルトガル (欧州共同体及びその加盟国を代表)、生物多様性カナダ先住民ネットワーク、生物多様性に関する国際先住民フォーラムの各代表からなる議長の私設諮問委員会を設置し、ガイドライン策定の進め方について提案を作成することとした。
- *sui generis systems* に関する作業では、ABS に関して行われている作業を考慮しなければならないが、この 2 つは個別に議論すべき別々の問題であるという点で合意が得られていた。しかし、国際的な仕組みの考え方には異論があるため、今会合での最善の策は、両共同議長に対し、決定 VIII/5E にすでに含まれている要素を反映し、本会合で表明された意見を考慮に入れた勧告案を作成するよう依頼することであるというのが全体的な意見であった。
- 共同議長は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、マラウイ (アフリカグループを代表)、マレーシア、ニュージーランド、ポルトガル (欧州共同体及びその加盟国を代表) の各代表に対し、勧告の修正案の起草委員会を組織し、勧告案の作成作業を行った。

[作業部会による決定]

本作業部会は、2007 年 10 月 19 日に行われた本会合の 4 回目の全体会議において、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/5/L.9 を取り上げ、勧告 5/5 として採択した。勧告の本文は本報告書の附属書として添付される。

[27] ABS-WG6*

2008年1月19～25日、ジュネーブ・スイス

生物多様性条約（CBD）の「アクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」の第6回会合（ABS-WG6）は、2008年1月19日から25日に、スイス・ジュネーブで開催された。

我が国からは、経済産業省生物化学産業課事業環境整備室・西嶋英樹室長、特許庁国際課・山下 崇室長、外務省国際協力局地球環境課・堀内千保事務官、(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門・安藤勝彦部門長及び須藤 学主査、(株)日本総合研究所総合研究部門・渡辺幹彦主任研究員、(財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所・炭田精造所長及び事業推進部・藪崎義康部長が出席した。概要を以下のとおり報告する。

1. はじめに

2006年3月にブラジル・クリチバで開催されたCBDの第8回締約国会議（COP8）で、アクセスと利益配分（ABS）に関する国際的制度（International Regime、IR）の議論をCOP10までに完了させること、そのためにCOP9までに2回の作業部会を開催することが決定された。また、作業部会の共同議長として、Fernando Casas（コロンビア）とTimothy Hodges（カナダ）が指名された。共同議長は、ABS-WG5（2007年10月、カナダ・モントリオール）と本ABS-WG6を一連の会合として運営するとした。

これまでの作業部会では、法的拘束力のあるIRの制定を主張する途上国（メガ多様性国土国家（LMMC）¹）を中心とする主に遺伝資源提供国）と、現状のとおり任意のボン・ガイドラインを参考に、事前の情報に基づく同意（PIC）や相互に合意する条件（MAT）を締結する契約ベースのIRを主張する先進国（我が国等の主に遺伝資源利用国）が対立し、IRの具体的内容に関する実質的な議論がほとんど行われない状況であった。

その一例として、ABS-WG4（2006年1月、スペイン・グラナダ）では、それまでの議論を無視し、両者の主張を括弧つきで併記したテキスト（グラナダ・テキスト）が作成されたことを挙げるができる。このグラナダ・テキストはCOP8に送付され、COP8において議論されたものの、合意・進展を見るができなかった。

2. 共同議長による非公式事前協議

このような状況の下、共同議長はABS-WG5とWG6を会期10日間の一連の会合として扱い、ABS-WG5では、主として、遵守、伝統的知識、能力構築について議論が行われた。しかしながら、各国、各地域グループがお互いの主張を繰り返すだけで、合意の得られた事項はほとんどなかった。

そこで、共同議長は、会合に先立つ1月19、20日に、非公式協議を開催した。本非公式協議の目的は、ABS-WG6の運営及び目指すべき成果に関して、各国が共通の理解を得られるように、共同議長の考え方を披露することであった。共同議長からの説明は以下のとおりであった。

- 1) ABS-WG5で議論した議題については、各国から新たな指摘がある場合にのみ議論を行い、繰り返しを排除し、できる限り簡単に進めたい。そして、新規議題である「IRの性質（nature）、範囲（scope）、目的（objective）」を議論したい。

* 「1-3. 生物多様性条約第6回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成19年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp26-37、(財)バイオインダストリー協会、平成20年3月

¹ Like-Minded Megadiverse Countries は、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ、の17カ国から成る。

- 2) IRについては、コンタクト・グループを設置し、①IRの1つの共通した目的(single one common objective)について合意を得ること、②IRの主要な構成要素(main recommended component)について交渉し、IRに何が入り、何が入らないかを特定することを目標に、成果を出すようにしたい。①の「目的」はCOPにとってのガイダンスとなるようなものであるべきである。また、②の「主要な構成要素」は、単に異なる意見の羅列にとどまらず、主要な各構成要素の具体的なオプションを提示したい。ただし、今後の交渉において選択の余地を残すものである。
- 3) 一方、上記IRに関するコンタクト・グループとは別に、COP9決定案勧告をドラフトするためのコンタクト・グループを設置する。本決定案は、COP9からCOP10までの間のABS-WGの作業計画を明示し、これをCOP9に勧告し、承認されることが求められる。

各国から意見が表明され、参加した各国は共同議長の提案を基本的に同意した。

3. 全体会合

共同議長より、開会に当たり、ABS-WGのマンデート及び目的について再確認の上、以下のとおり発言があった。

すなわち、ABS-WG5からの短い期間にも各ステークホルダーとの対話を実施しており、今後も同様の対話を行っていく考えである。ABSについては意見の相違が多く、多くの点について存在することは事実であるが、意見の一致を見ている点もあり、IRに関する議論を進めていけると考えている。期限である2010年が近づく中、IRについて決着することは必須であり、CBD全体の健全な発展のためにも重要と考えている。この5日間でCOP9に向けて意義のある結論を得られるように、各国の協力を求めたい。相互理解を更に進めるだけでなく、実現可能で確実な結論が得られるようにサポートする。

ブラジルは、COP議長であるMarina Silva環境大臣のメッセージを伝えた。すなわち、前回の作業部会での成果は限られており、2010年までにIRを採択するためには実質的な進展が必要である。CBDの3つの目的(生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)を達成するためにも、ABSの枠組みに関する交渉の進展は優先事項と考える。スペイン環境大臣が、2006年グラナダで行われたABS-WG4の際に、条約の目的達成のために、基準、勧告、ガイダンスから法的拘束力のあるIRの策定に言及した。ブラジルが主催したCOP8で、CBDの実施状況が低いレベルに留まっていることが指摘された。先進国が、議論の進展に向けて指導力を発揮していくことが必要であり、2010年にABSについての交渉を達成することが重要である。

続いて、Ahmed Djoghlaif CBD事務局長より、開会の挨拶があった。第1次大戦後、人権と世界平和の首府として発展したジュネーブで初めて設立された国際協力機関の精神にかんがみ、ABSに関するIRが愛知県名古屋で予定されているCOP10において採択されることを希望する。スイス、カナダ、フィンランド、フランス、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデンに対して、今回の作業部会への資金協力に感謝するとともに、オーストリア、EC、ドイツ、ノルウェー、スペイン、スウェーデンに対して途上国の参加支援への任意拠出に感謝したい。すべての締約国がABSという挑戦に対してやり遂げることを祈る。

4. ABSに関する国際的制度(IR)

IRの「目的」と「主要な構成要素」に関しては、Rene Lefebber(オランダ)とPierre du Plessis(ナミビア)を共同議長とするコンタクト・グループで議論された。

一方、「性質」と「範囲」に関しては、全体会合での一般的議論にとどまり、詳細な議論に至らず、

各国からの提案を併記したものとなった。

1) IRの性質 (nature)

22日(火)午前中の全体会で議論が行われた。これに基づき、共同議長がノンペーパーを提示したが、時間の制約から、コンタクト・グループ、全体会合での詳細な議論は行われず、最終的には、各国からの提案を併記し、共同議長案と5つのオプションをCOP9へ送ることとなった。

アフリカグループは利用国と提供国の双方に強制力を持つ、単一で法的拘束力のある枠組みであるべきと主張した。LMMCも同様に法的拘束力のある単一の制度を作るべきと主張した。遺伝資源の利用に基づく利益配分を実現し、不正使用(misappropriation)をなくするためには、任意の措置では不十分で、法的拘束力のある措置が必要である。これにより、契約における弱者の保護、国際的な安定性と予見性が担保されることになる。また、利益配分メカニズム(技術移転、情報共有、能力構築等の非金銭的利益配分を含む)を効率的に実施するためにも、法的拘束力のある制度が必要である。ブラジル、エチオピア等が同様の趣旨の発言を行った。

ノルウェーは、いくつかの要素は法的拘束力を持つべきとし、CBDの下で議定書の作成を求めた。EUも、その提案に記載したように、いくつかの措置は法的拘束力を有し、いくつかは任意となっているが、性質を議論する前にIRの実質的な議論を必要とした。カナダ、ニュージーランド、オーストラリアも同様の主張を行った。

また、スイスは、IRが他の既存国際制度と調和したアンブレラあるいは枠組みとして検討されるべきとし、カナダも、既存の法的ツールを考慮し、IRの内容をまずは検討し、その上で法的拘束力の必要性を議論すべきとした。

我が国は、利益配分を実現するためには、遺伝資源へのアクセスを促進すべきであり、ボン・ガイドラインに基づく資源各国の国内法の整備と、各国法に基づく契約と国際私法で十分であると主張した。

共同議長は、IRの性質として、法的拘束力、任意、及び、両者の混在、の3つのオプションを提示したが、最終的には各国から提案された5つのオプションをも併記し、これらは議論・交渉・合意されたものではないと注記することとなった。

2) IRの範囲 (scope)

21日(月)午後及び22日(火)午前の全体会で議論が行われた。これに基づき、共同議長がノンペーパーを提示したが、時間の制約から、コンタクト・グループ、全体会合での詳細な議論は行われず、最終的には、共同議長案と各国からの提案7つを併記し、COP9へ送ることとなった。

議論の中心は、派生物(derivative)をIRの範囲に含めるかどうか、「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(FAO・ITPGR)」との関係をどうするか、及び、定義が必要かに集中した。なお、ヒト由来の遺伝資源を除外することについてはほぼ合意された。

EU、カナダ、オーストラリアはCOP7決定19DのTOR(terms of reference)に範囲が記載されており、CBD発効以前の遺伝資源には遡及されず、派生物は範囲に含まれず、他の条約へ侵入せず、海洋条約等の規定は対象外であるとした。

LMMCは、派生物が除外されるとIRの意義が弱まるとし、派生物とその他の遺伝資源の区別は人為的・一時的であるとした。

アフリカグループは、生物資源、遺伝資源、伝統的知識、派生物をすべて範囲に含めるべきとし、ITPGRで規定される植物遺伝資源も食料・農業用の目的のみを除外すべきとした。また、コロンビアやペルーはIRとITPGRの補完性を主張した。

スイスは、CBDにおける遺伝資源の定義の解釈に合意することが必要で、他の国際機関で実施中の作業を侵害してはならないとした。

中国も、ヒトを除くすべての遺伝資源、伝統的知識、派生物を範囲とするが、派生物の明確な定義

が必要との発言を行った。メキシコ、カナダ等も定義の必要性を強調した。

最終的に COP9 へ送付される付属文書には、これらは議論・交渉・合意されたものではないと注記した上で、共同議長長の勧告とともに、下記7つの提案がオプションとして併記された。

共同議長案は「CBD に包含されるすべての遺伝資源と関連する伝統的知識とこれらの利用から生じる利益」を範囲とした。

オプション 1 : すべての生物資源、遺伝資源、派生物、製品、及び、関連する伝統的知識に関して、CBD 発効以前・以降にかかわらず、これらの商業的及びその他の利用により生じた利益を対象とするが、ITPGR にリスト化されるものは条約の目的内であれば除外する。

オプション 2 : 他の国際義務を条件とし、CBD に包含されるすべての遺伝資源と関連する伝統的知識、工夫及び慣行とし、ヒト遺伝資源、主権の及ばない遺伝資源は除外する。

オプション 3 : CBD の関連する条項に従い、遺伝資源へのアクセスと利益の公正かつ衡平な配分を対象とし、CBD 発効以前に入手した遺伝資源、ヒト遺伝資源を除外し、他の機関・条約には特に配慮する。

オプション 4 : ヒト遺伝資源を除くすべてのタイプの遺伝資源及び派生物、遺伝資源及び派生物に関連した伝統的知識を対象とするが、IPTGR の利益配分条項を除外しない。

オプション 5 : CBD に包含されるすべての遺伝資源、関連する伝統的知識、工夫及び慣行と、これらの商業的利用及びその他の利用から生じる利益をカバーし、ヒト遺伝資源を除く。

オプション 6 : すべての遺伝資源、派生物、及び派生物を与える関連する伝統的知識は CBD の適用範囲内とすべき。

オプション 7 : 国内法・国際法、その他国際義務に従って、環境上適正に利用するための遺伝資源・関連する伝統的知識へのアクセス及び複数の国での利用を円滑にするための条件、遺伝資源と関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の公正かつ衡平な配分に適用される ; ITPGR を侵害せず、WIPO 及び CGRFA (Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture、食料農業遺伝資源委員会) の作業を考慮すべき ; ヒト遺伝資源、CBD 批准以前に取得されてから生息域外で育成された遺伝素材、既に原産国によって自由な利用に供されている遺伝素材、は除外する ; IR の適用範囲を定めるために、「遺伝資源の利用」という用語を明確にする必要がある。

3) IR の目的 (objectives)

21 日 (月) 午後の全体会合、22 日 (火) のコンタクト・グループで議論された。

全体会合では、アフリカグループと LMMC が、IR の目的として、利益配分の促進、不正使用の防止、CBD 遵守の確保を挙げた。

EU とカナダは、COP7 決定 19D の TOR に従った目的とすべきであり、CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項の実施、条約の 3 つの目的の支援を主張した。

オーストラリアは、各国法の実施に役立つのであれば、一致を見た項目について IR の要素や目的を具体化する準備があると発言した。

スイスは、IR の最終的な目的は ABS 規制に関する確実性を形成することにあるとした。さらに、ノルウェーはボン・ガイドラインの目的から議論を始めるべきとした。

一方、途上国は、公正かつ衡平な利益配分、不正使用の防止、利益の原産国への還元の確保を強調した。

共同議長が提示した目的案（ノンペーパー）に基づき、コンタクト・グループでの議論が開始された。共同議長の提示案は、「特に遺伝資源へのアクセスを促進し、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、CBD の第 15 条及び第 8 条(j)項並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施する」であり、我が国をはじめ、EU、カナダ、ノルウェー、スイス、オーストリア、ニュージーランドがこれに支持を表明した。

これに対して、LMMC と GRULAC（ラテンアメリカ・カリブ海グループ）は、「不正使用と誤使用（misuse）を防止し、こうした資源を提供した原産国や CBD に従ってこれら資源を入手した各国の PIC や MAT などの国内法や規則に対する利用国における遵守を保障することにより、遺伝資源、派生物、関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益の効果的、公正かつ衡平な配分を確保する」ことを目的とすべきと主張した。

また、アフリカグループは、「特に遺伝資源と関連する伝統的知識、派生物、製品への透明性あるアクセスを規制し、それらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための条件及び措置を確保することにより、CBD の第 15 条、第 8 条(j)項、第 1 条、第 16 条、及び第 19.2 条、並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施するとともに、不正使用と誤使用を防止する」と提案した。さらに、IIFB

(International Indigenous Forum on Biodiversity) は、原住民と地域社会の権利を考慮することを追加するように提案した。

最終的に、これらすべての提案を取り込んだ括弧つきの文章として、COP9 へ提案することとなった。なお、このテキストは交渉・合意されたものではないとの注が付された。

4) IR の主要な構成要素 (main components)

「主要な構成要素」は、今回の作業部会で最も多くの時間をかけた項目であり、21 日（月）午後の全体会合、23 日（水）から 25 日（金）にかけてのコンタクト・グループで精力的に議論された。各国が意見を書面で提出し、これに基づき、24 日（木）に、共同議長作成のノンペーパーを配布した。

共同議長の提案では、IR の主要な構成要素として、①公正で衡平な利益配分 (fair and equitable benefit-sharing)、②遺伝資源へのアクセス (access to genetic resources)、③遵守 (compliance)、④遺伝資源に関連した伝統的知識 (traditional knowledge associated with genetic resources)、⑤能力 (capacity) の 5 つを提示した。

コンタクト・グループでは、それぞれの項目について、「IR の構成要素に入れることを目的に更に審議すべき事項」(■:ブリック (brick)) から、「更なる検討のための構成要素」(●:ブレット (bullet)) への移動作業が行われた。ただし、この際に、IR の性質と範囲については考慮せず、合意できるもののみをブリックとすることとした。また、ブリックとブレットは重要度の差異を表わすものでなく、今後の交渉の行方を予断させるものではないとの確認があった。

①公正で衡平な利益配分

EU から、MTA（素材移転契約）に含むべきモデル条項、IT ツールの作成、契約における MAT 遵守のための国際私法などを含むいくつかの措置が提案された。

アフリカグループは、国際的な最低限の基準、MAT による利益配分の保証、遺伝資源保有者への利益の直接還元等を提案した。

オーストラリアは、利益配分に関する拘束力のないガイドラインにも触れ、CBD の主要条項、ボン・ガイドラインを引き合いに出した。

最終的に、「アクセスと利益配分のリンク」、「MAT に基づき配分されるべき利益」、「金銭的及び／

又は非金銭的利益」、「技術へのアクセスと移転」、「MAT に基づく研究開発成果の共有」、「研究活動への効果的な参画及び／又は研究活動における共同開発」、「交渉における対等性を促進するためのメカニズム」、「意識啓発」、「MAT 策定への原住民・地域社会の参画・関与及び伝統的知識保有者との利益配分を確保するための措置」がブリックとして残った。

一方、「国際的な最低限の条件・基準の開発」、「利用ごとの利益配分」、「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展のために向けられる利益」、「原産地 (origin) が明確でないか、複数の国にまたがる場合の多国間利益配分」、「複数の国がかかわる場合に対応する信託基金の設立」、「MTA に含まれることが見込まれるモデル条項及び標準的な利益のメニューの開発」、「ボン・ガイドラインの更なる活用」はブレットとなった。

②遺伝資源へのアクセス

EU から、アクセスを促進し、透明性と予見性を高めるための国際アクセス標準 (international access standards) に関する提案があった。一方、アフリカグループは、環境に健全な利用のためのアクセスを提案し、伝統的知識や原住民慣習の保護を求めた。

最終的に、「締約国にアクセスを決定する主権的権利と権限があることの認識」、「アクセスと利益の公正かつ衡平な配分とのリンク」、「アクセス規則の法的確実性、明確性及び透明性」がブリックとして残った。

また、「アクセスに関する規則の無差別適用」、「国の管轄を越えて遵守を支援するための国際アクセス基準 (国内アクセス法の調和を必要としないもの)」、「国際的に開発されたモデル国内法」、「管理及び取引コストの最小化」、「非商業目的の研究に対する簡素なアクセス規則」はブレットとなった。

③遵守

EU から、国際アクセス標準として、各国アクセス法・慣習の国際標準、PIC と MAT の遵守を支援するための不正使用の国際的定義及び業種ごとの標準 MTA の要素の作成、利用者の行動規範を促進し、これら規範をベストプラクティスとするためのステップ、特許出願における遺伝資源と伝統的知識の原産国・起源開示に関する WIPO での議論継続が提案された。

アフリカグループは、利用国における法執行、遺伝資源と伝統的知識の原産国開示、原産国及び国内法遵守の認証、報告・モニタリング・追跡を提案した。

また、ペルーはリマで開催された認証に関する専門家会合の報告が認証を考える上での基盤となると発言し、インドは法的拘束力のある認証と特許出願時の開示義務を強調した。

スイスは、法令遵守を確保するための最少要件に焦点を当て、国際認証の活用、特許出願時の開示義務、不正使用の国際定義を強調した。

オーストラリアは、各国権威機関が発行する ABS 規制遵守の任意の認証を提案し、モデル契約が法令遵守の確保につながるとした。

ニュージーランドは遵守措置の実施可能性に言及し、カナダは契約の柔軟性を強調し、特許出願時の開示義務化に疑問を呈した。

我が国は、認証を実施する上では、目的を明確にし、期待される利益を予測し、効果を実証し、費用対便益解析を実施すべきであるとした。

コンタクト・グループでは、EU の提案した「国際アクセス標準」が「遵守を執行するツール」のところにリストされるべきかどうかで議論が行われ、LMMC、GRULAC、アフリカグループは削除を要求した。EU と LMMC の間での非公式協議の結果、本項目は「遵守を奨励するツール」にリストされた。

最終的にブリックとしては、「遵守を奨励するツールの開発」としての「意識啓発活動」、「遵守をモニターするツールの開発」としての「情報交換のための仕組み」と「国内の権威ある当局によって

発行された国際的に認知された証明書」、及び、「遵守を執行するためのツールの開発」（具体的記述なし）が合意された。

一方、ブレットには、合意に至らなかった項目が、「遵守を奨励するためのツールの開発」、「遵守をモニターするためのツールの開発」、「遵守を執行するためのツールの開発」、「保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置」に列挙された。

④伝統的知識

議論の結果、ブリックとして、「CBD 第 8 条(j)項に基づいて伝統的知識の利用から生じる利益を伝統的知識の保有者と公正かつ衡平に配分することを確保するための措置」、「伝統的知識へのアクセスが共同体の従って行われることを確保するための措置」、「利益配分の取決めの中で伝統的知識の利用に対応するための措置」、「ABS に関連した研究における伝統的知識の尊重を確保するためのベストプラクティスの特定」、「MTA のモデル条項の開発における伝統的知識の組入れ」、「共同体の従ってアクセスを許可する個人又は当局の特定」、「伝統的知識の保有者の承認を得たアクセス」、「不正な手段又は強要による伝統的知識へのアクセスの禁止」が挙げられた。

また、ブレットとして、「伝統的知識にアクセスが行われる際の伝統的知識の保有者（原住民の社会及び地域社会を含む）による PIC、及び当該保有者との MAT」、「締約国が国内法及び政策を策定することを支援するための国際的に開発されたガイドライン」、「関連する伝統的知識の有無及び伝統的知識の保有者について、国際的に認知された証明書が作成されたことの宣言」、「伝統的知識から生じる利益の共同体における配分」が挙げられた。

⑤能力構築

ブリックとして、「国内法制度の開発、契約交渉等の交渉への参加、情報通信技術、評価方法の開発と利用、生物探索・関連研究・分類学研究、遵守のモニタリングと執行、持続可能な開発のためのアクセスと利益配分の使用など、関係するすべてのレベルにおける能力構築のための措置」、「能力構築の最小要件のためのガイドラインとして使用される国内の能力自己評価」、「技術移転及び技術協力のための措置」、「原住民の社会及び地域社会の能力構築のための特別な措置」が挙げられた。また、ブレットとして「財政メカニズムの設立」が挙げられた。

5. COP 決定案の作成

共同議長が 12 日（火）に COP9 へ送付される決定案に含むべき要素を盛り込んだノンペーパーが配布され、13 日（水）に、Linus Spencer Thomas（グレナダ）と Francois Pythoud（スイス）を共同議長とするコンタクト・グループが設置された。コンタクト・グループで、各国はこの共同議長ノンペーパーに対してコメントを提出し、翌 14 日（木）には、改訂された COP 決定案について議論を継続した。

議論のポイントは、作業部会の今後の活動との関連でどの法律文書を引用するか、技術専門家会合をどうするか、COP9 と COP10 の間にいつ何回の作業部会を開催するか、原住民の参加をどうするか、ABS における GEF（Global Environment Facility、地球環境ファシリティー）の役割、及び、クリアリング・ハウス・メカニズムであった。

作業部会の今後の活動との関連でどの法律文書を引用するかに関して、先住民の権利に関する国連宣言（UNDRIP）について、カナダは「歓迎する（welcome）」よりも「留意する（take note）」を用いることを要求したが、ブラジル等は反対した。

EU、オーストラリア等の先進国は COP7 決定 19D の引用を提案したが、LMMC、アフリカグル

ープは COP8 決定 4A (グラナダ・テキストを付属文書に含む) を主張した。

また、我が国、ニュージーランドは各国にボン・ガイドラインの十分な活用を提案したが、ブラジル、アフリカグループは反対した。結局、これらは併記された。

COP9 と COP10 の間の作業部会の開催に関して、最初の共同議長提案では、ABS-WG7 (2009 年 2 月、コロンビア)、ABS-WG8 (2010 年 7 月) と記載されていたが、合意が得られず、予算の都合によるが、ABS-WG7 を 2008 年中、又は COP9 以降のできるだけ早期に開催するとの記述となった。また、各作業部会の前に共同議長による 2 日間の非公式協議を開催するとされた。

6. おわりに

ABS-WG6 の報告書²には、付属文書として、「COP9 決定案」と「IR の目的・範囲・主要な構成要素・性質」が付けられることになった。

IR の目的・主要な構成要素について十分な議論が行われたとはいえないものの、「IR の構成要素に入れることを目的に更に審議すべき事項」(■:ブリック)と「更なる検討のための構成要素」(●:ブレット)への分類作業が行われた。これは従来に比べて議論が前進したと見ることができる。

コンタクト・グループの議論が紛糾した際、COP8 直前の ABS-WG4 (グラナダ) の再来かと思わせたが、COP8 へ送付されたテキストと比較すると、まともなものとなった。今後、こうした作業が続けられることになる。

しかし、先進国と途上国の間では主張の隔たりはまだ大きく、何とか IR の策定に走ろうとする EU の調整作業も失敗となったことから、COP9 での議論が大きな意味を持つこととなった。

我が国は、22 日 (火) の昼食時に JBA 主催のサイドイベントを開催した (下記ポスター参照)。また、JBA と NITE の活動、METI/JBA による英語版「遺伝資源へのアクセス手引」、「認証に関する議論」 「Discussion Paper Issues to be Addressed in Discussions on a Certificate - Verifying Effectiveness -」³等を場外で配布し、地道な活動を続けた。

The poster is for a side event organized by the Japan Bioindustry Association (JBA). The title is 'Priorities in Discussions on a Certificate', with a subtitle '- Practicality, Feasibility, and Decision Making Processes -'. The event is scheduled for Tuesday, 22 January 2008, from 13:15 to 14:50 in Room 23 (Level 1). The introduction will be given by Dr. Seizo Sumida from the Japan Bioindustry Association Tokyo, Japan. The speaker is Dr. Mikihiro Watanabe from The Japan Research Institute, Tokyo, Japan.

JBA SIDE EVENT	
Priorities in Discussions on a Certificate - Practicality, Feasibility, and Decision Making Processes -	
Venue	Tuesday, 22 January 2008 13:15 - 14:50, Room 23 (Level 1)
Introduction	Dr. Seizo Sumida Japan Bioindustry Association Tokyo, Japan
Speaker	Dr. Mikihiro Watanabe The Japan Research Institute, Tokyo, Japan

² UNEP/CBD/COP/9/6 「Report of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing on the Work of Its Sixth Meeting」 (<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/official/cop-09-06-en.pdf>) (2008 年 3 月 12 日アクセス)

³ 本レポートは、経済産業省による「平成 19 年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)」の一環として、財団法人バイオインダストリー協会が、株式会社日本総合研究所に再委託して実施した調査の結果である。

[28] COP9*

2008年5月19～30日、ボン・ドイツ

2008年5月19日～30日、生物多様性条約第9回締約国会議（COP9：議長は、ドイツ環境・自然保護・原子力安全省 Sigmar Gabriel 大臣）が、ドイツ・ボンで開催され、締約国、関連機関、NGO等から4000人以上が参加した。日本からは鴨下一郎環境大臣、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、(独)製品評価技術基盤機構（NITE）、(財)バイオインダストリー協会（JBA）が出席した。経済産業省¹、NITE²、JBA³は議題4.1の「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」の交渉に対応した。

COP会議に先立ち、アクセスと利益配分に関する作業部会（ABS-WG）の共同議長（カナダ、コロンビア）による事前の非公式協議が持たれ、議事の進行について説明があった。

COP9会期中の議題4.1（ABS）の、「COP10（2010年）までの議論の工程」については非公式協議グループ（Informal Consultation Group、ICG）で、「技術専門家会合で検討すべき項目」については小グループ（Small Group、SG）で、それぞれ協議された。

その結果、COP10までに検討作業を完了することとされている国際的制度（International Regime、IR）についての下記ロードマップが採択された。

—COP9 結果—

COP10までに行う作業として、

- ① ABS 作業部会を3回開催する、
 - ② 8条(j)項作業部会を1回開催する、
 - ③ 作業部会の会合に当たり、事前の地域内及び地域間協議を実施する、
 - ④ 技術専門家会合を3回開催する、
- が合意された。

(各会合の検討事項等の詳細は、後述“2. 結果：議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」決定事項”を参照)

また、日本は、遵守に関する技術専門家会合の日本開催、ABS-WG開催への5万ドル拠出表明など、2010年に向けた作業への積極的貢献の姿勢を示した。以下に詳細を報告する。

1. 議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」交渉の経過

1-1. 共同議長による事前非公式協議（5月18日午後）

COP9会期中のABSに関する議論に先立ち、ABS-WGの共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、COP10までに当該作業部会の作業を完了させることが義務付けられており、それが今回の主要議題の1つに挙げられていることから、「ボンからCOP10に至る工程表」、「IR交渉のベースとしての付属文書」、及び「会期間会合に対する予算の確保」について合意を得たいとし、以下の説明を行った。

* ABS-WG6（ジュネーブ/2008年1月）で議論した「主要な構成要素」に関する詳細な議論は

* 「1-3. 生物多様性条約第9回締約国会議—遺伝資源へのアクセスと利益配分—」平成20年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp11-20、(財)バイオインダストリー協会、平成21年3月

¹ 経済産業省製造産業局生物化学産業課事業環境整備室・作田竜一室長、及び桐原 浩係長

² バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門・安藤勝彦部門長、及び須藤 学主査

³ (JBA) 炭田精造所長、薮崎義康長、及び(株)日本総合研究所総合研究部門・渡邊幹彦主任研究員

WGで行う方が好ましく、残っている「目的」、「範囲」、「性質」について議論できればよい。

- * 共同議長提案として、COP10 までに、3回の作業部会、3回の技術専門家会合、最低1回の地域・地域間会合を開催したい。

1-2. 全体会合（5月19日：COP9 第一日目）

19日午前に開催された全体会合（開会式）に、ABS-WG 共同議長が登壇し、COP8（クリチバ/2006年3月）からCOP9までのABS-WGの進捗・成果を報告するとともに、COP10に向けての工程表をボン・マンデート（Bonn Mandate）とすることを提案した。

これに対して、COP9議長は、21日午後のWGII（議長：Ms. M. Mbengashe（タイ））で議題として取り上げ、直ちにコンタクト・グループを設置するが、それまでは共同議長の非公式協議として議論し、最終結果を30日午後に全体会合で直接報告するように要請した。

しかしながら、設置されるコンタクト・グループの数が多すぎるとの批判のためか、結局コンタクト・グループは設置されず、最後までICGとして交渉を継続した。

1-3. 共同議長による非公式協議

5月20日午前、共同議長による非公式協議が開催された。WGII までに何をするか、WGII で本議題をどう扱うか、また、その後どのように議論を進めるかについて、下記共同議長の考えが再度提示された。

- * WGII では、共同議長から会期間会合の報告を行い、各国代表からの発言を求めることになるが、全般的な発言は避けたい。
- * COP9 から COP10 に向けてのプロセス・工程表を提示した。
- * 今後の進め方として、ICG を設置し、COP9 決定案の協議・交渉を行う。その結果を30日午後の全体会合で報告したい。
- * ICG では、プロセスと予算についての決定を協議したい。予算措置については予算委員会との連携が必要であるが、そのガイダンスとして、3回の作業部会、3回の技術専門家会合、最低1回の地域・地域間会合の開催を提案した。これらはいずれも異なる目的を持っており、COP10 までの確固たるプロセスとなる。
- * 今後のIR交渉のベースをABS-WG6の付属文書とすることで合意を得たい。

1-4. WGII での議論

5月21日午後のセッションで、ABSが議論された。

- ABS-WG 共同議長から、会期間の活動・成果（ABS-WG5：モントリオール/2007年10月、ABS-WG6、認証に関する技術専門家会合：リマ/2007年1月）について報告された。
- WGII 議長から発言は地域グループ代表のみとの要請があったにもかかわらず、地域グループのみならず、各国からも発言が行われた。バミューダ（G77+中国の代表）、ナミビア（アフリカ代表）、ケニア（メガ多様性同土国家（LMMC）代表）、及び、多くの途上国は、「利益配分が正当に行われるためには、法的拘束力のある枠組みが必要である」と主張した。また、ABS-WG6の付属文書を今後の交渉ベースとすることに異論はなく、直ちに具体的な交渉に入るべきとした。
- カナダは、オーストラリア、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイスを代表して、COP9ではCOP10に至るプロセス（工程表）を議論すべきであり、ABS-WG6 付属文

書は今後の交渉のベースになり得ると発言した。

1-5. 非公式協議グループ (ICG)

1-5-1. ICG (1)

5月21日夕刻、最初のICGが開催された。ABS-WG 共同議長は、今後のプロセスと交渉のベースについて合意を得たいとして、非公式協議で提示した各項目について、各国からの意見を聴取した。

- 作業部会の開催回数について：カナダ、スイス、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビア、中国、ケニア、ブラジル、マレーシアは、最低3回の作業部会開催が必要と主張した。EUは、2回の開催が好ましいが、作業を完了させるために協議又は第3回目の作業部会が必要ならば止むを得ないと発言した。開催回数は3回とするが、予算との関係もあり柔軟性を持たせることで一致した。
- 技術専門家会合について：会合の役割がまず議論された。作業部会に直接関係する課題に対しては、法的・技術的立場から解析を行うという意見、またオプションやシナリオまでの提案を求めるとの意見が出された。さらに、技術専門家会合の専門家の選任方法を確認した。
- 技術専門家会合で扱う課題について：共同議長が提示した「遵守 (compliance)」、「コンセプト/ツール (concepts/tools)」、「伝統的知識 (traditional knowledge)」について、さらに、「IRの文脈における遺伝資源・生物資源・派生物等の定義」、「契約・国際法等の遵守」、「原産国・遵守・各国ABS法等の認証」、「商業目的・学術研究におけるアクセスの区別」、「司法へのアクセス」等の意見が出された。日本は、「IRがどのようなものであるうとも、実行可能性・柔軟性・費用対効果を前提にすべきである」と発言した。
- 地域・地域間協議会合について：ブラジル、ナミビアが有意義であると発言した。
- 交渉のベースをABS-WG6の付属文書とすることに対しては、特段の反対意見は出なかった。

1-5-2. ICG (2)

5月22日午前、ABS-WG 共同議長が「ボン工程表」の改訂版を提示した。

- 作業部会については、「最低3回の開催」、「ABS-WG6 付属文書を交渉のベースとする」とされ、EUも内部協議の結果として納得した。
- 専門家会合の目的に「to put forward options and/or scenarios」の記述があることに対して、カナダはオプションは誘導的に見えると発言した。これに対しマレーシアは、オプションの有用性、ペルーでの認証に関する技術専門家会合の委任事項 (TOR) にも「to elaborate options」があると反論した。日本は、CBD第15条に盛られた権利と義務のバランスを反映させるため、遵守にアクセスを含め議論するべきであると提案した。EUはモデル条項 (model clauses) が必須のツールであるとして、専門家会合での議論が必要であると主張した。また、カナダ、中国、シンガポール等は、遵守や伝統的知識に関して個別の具体的質問を提示することが重要であると指摘した。

午後、共同議長が、ノン・ペーパーとして、専門家会合と調査についての質問リストを作成し、配布した。ABS-WG 共同議長は、意見の分かれている点を含め、専門家会合のTORをSGで議論しICGへ提案することを要請し、SGとして、マレーシア、ブラジル、コロンビア、ナミビア、EU、カナダ、オーストラリア、日本を指名した。

1-5-3. ICG (3)

5月23日：COP9 決定案の検討

- 決定パラ 1 について、共同議長が 2 つのオプションをまとめた案文を提示した。 *Welcomes* the progress made in the Ad-Hoc Open-ended Working Group on ABS and *decides* that the Annex to the present Decision, which was annexed to the draft decision attached to the report of the 6th meeting of the Group, shall be the basis for further negotiation of the International Regime.
- オーストラリアは further elaboration and negotiation とし、in accordance with Decision VII/19d を追加することを提案した。EU は elaboration とすると WG-ABS6 テキストの位置付けがあいまいとなるので、transit to WG-ABS7 を追加することを提案した。マレーシアは、これまで elaboration and negotiation を重ねてきたので、先へ進めることを強調した。オーストラリアは、技術専門家会合の開催が elaboration につながると発言し、カナダは、例として、伝統的知識は未完成であり、elaboration が必要であると発言した。また、エチオピアは、elaboration は negotiation のコンポーネントであると発言した。EU は negotiation of the IR, taking into account the need to further elaborate and consider the main components included in the Annex to the decision とすることを提案した。ニュージーランド、スイス、オーストラリア、カナダは elaboration and negotiation とすることを支持した。
- 決定案の前文における「先住民の権利に関する国連宣言」に関して、カナダ、ニュージーランドは「留意する」(taking note of) とし、宣言の具体的引用は不要との立場を表明した。これに対して、EU、マレーシア、ブラジル、コロンビア、エチオピアは「歓迎する」(welcoming) を主張し、後日の検討に委ねることになった。
- COP9 と COP10 の間に開催する作業部会の回数、予算、マンデートについて議論が開始され、予算との関連があるものの、少なくとも 3 回の開催が趨勢を占めた。

5月24日：COP9 決定案の検討再開

- パラ 2 で、マレーシア、ブラジル等は「establishing the IR on ABS at COP10」とし、IR を採択することを主張した。日本は、IR の中身を指す instrument(s)の法律上の意味の説明を事務局に要請した。事務局から、COPVII/19D にもある「an instrument/instruments」は、議定書から行動規範までの広範囲のものを包含することが説明された。ナミビアは、「…with the aim of enabling COP10 to adopt an instrument/instruments to efficiently implement the provisions in Articles 15 and 8(j) and the three objectives of the Convention, without any way prejudging or precluding any outcome regarding the nature of such an instrument/instruments」とすることを提案した。これに対して、カナダは「…finalizing an instrument/instruments to be provided to COP10 to efficiently implement…」と提案し、EU は作業部会の役割は作業の完了と COP への提案であるとして「…finalize the negotiation of the IR with a view to enable COP10 to consider the adoption of an instrument/instruments…」を提案した。最終的に、「…submit to consider for adoption by COP10…」とすることで一致した。
- 決定案パラ 5 の作業部会の回数、開催時期について：ABS 共同議長から、開催は 3 回 (ABS-WG7、WG8、WG9) とし、それぞれ、2009 年前半、2009 年後半、2010 年前半とする提案があった。これに対してマレーシア、ブラジルから、WG9 は COP10 の 6 ヶ月前に開催と記載すべきであるとの意見が出されたが、カナダ提案の「second quarter of 2010 bearing in mind the

requirements of Article 28 of the Convention」 とすることで了承された。

- なお、本パラについては、5月26日に、ブラジルから各 ABS-WG での主要議題を明記すべきとの意見が出された。そこで、各 WG の議題は、「ABS-WG7：目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス」、「ABS-WG8：性質、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス」、「ABS-WG9：WG7 及び WG8 の会合結果の統合」となった。

5月25日：決定案パラ6の3つのオプションの検討

- ブラジルがグラナダ・テキスト (ABS-WG4、グラナダ/2006年1~2月) も交渉のベースとし、拘束力を持つ IR を起草するオプション A の支持を表明した。これに対して、スイス、カナダ、オーストラリアは、IR の交渉は開始されたばかりであり、ABS-WG6 でもその性質についてオプションを併記したに過ぎず、本パラは削除すべきであるとした。日本もこれを支持し、EU も同調した。一方、マレーシアは、ABS-WG6 での各国発言を引用し、いくつかの措置は法的拘束力を持つ可能性があるとしたことから、ボン・ガイドラインのように完全に自発的な措置では不十分であると反論した。ブラジル、コロンビア、エチオピア等の途上国は、遺伝資源の不正使用を防ぐためには、最低限でも遵守措置に拘束力を持たせるべきであるとして、議論は平行線をたどった。
- ナミビア、ニュージーランド、中国、EU がそれぞれ文章案を提示した。中国案の「*further instructs the WG to clearly identify the components which need to be addressed through legally binding or non-legally binding measures in the IR and to draft those provisions accordingly*」に EU を含め支持が集まったが、カナダのみはポジションを変更せず本パラの削除を主張し、本パラに関する交渉は一時中断された。
- 決定案パラ7の各国からの提案について：何を提案の内容とするのか、事務局は各国提案をどのようにまとめるのかで議論が伯仲した。従来は事務局が各国提案をそのまま編集 (compile) していたが、今回、各国から IR を構成する「目的」、「範囲」、「主要な構成要素」、「性質」についても、具体的文言 (operational text) に関する提案を求めることとなった。マレーシア等途上国は整理統合 (consolidation) を求めた。これに対して、日本は、consolidation の過程で事務局の恣意が入る可能性があるので、単なる編集 (compilation) にとどめるべきであると主張した。議論が紛糾したが、日本から事務局の具体的作業手順を明確にし、その手順を書くべきであると提案した。最終的に、事務局の作業としては、各国提案を項目ごとに並べ替え (collation) を行うとともに、各国提案のどの部分と対応するかを明示することで意見が一致した。
- 決定案パラ8 (協議の開催) について：EU が修正案「*Emphasizes the importance of consultation to advance the negotiations and requests the co-chairs of the WG-ABS to be instrumental in organizing and facilitating such consultations during the intersessional period. Encourages Parties and stakeholders to carry out bilateral, regional and interregional meetings and consultations. Call upon donors and relevant organizations to provide financial resources necessary for such meetings and consultations*」を提示した。メキシコはこれに「*and report on the outcome of such consultations at subsequent meetings of WG-ABS*」を追加することを求めた。
- 決定案パラ9は原住民・地域社会の参画を広く認めるオプション B が採用された。パラ10、14、15はいずれも他に記載があることから、削除されることとなった。なお、パラ14のボン・ガイド

ラインの活用に関して、日本から本作業の根幹となった WSSD のパラ 44(o)¹を前文に引用することを求め、採用された。また、パラ 16 は COP9 での CEPA (communication, education and public awareness) の議論次第で削除されることとなった。

5月27日：CRP.1 文書についての議論

- ABS 共同議長がこれまでの議論に基づき、括弧つきの CRP.1 を提示し、以降は本文書をベースに交渉が継続された。なお、事務局から、技術専門家会合の TOR にある「事務局への要請事項」は付属文書から決定部分へ移すとの説明があった。
- CRP.1 のパラ 8 (法的拘束力の有無) について：カナダは「further instructs WG-ABS to work expeditiously with the aim of completing its work at its ninth WG meeting, to clearly identify the components which need to be addressed through provisions in the IR and to draft these provisions accordingly, without in any way prejudging or precluding any outcome regarding the nature of such provisions」と修正することを提案したが、マレーシアは G77+中国を代表してこれを拒否した。オーストラリアが中国案の修正として、「further instructs WG-ABS to clearly identify any components which should be addressed through a legally binding instrument/instruments in the IR and draft these provisions accordingly」を提案した。日本は、この原文では意味が misleading であるため、non-legally binding というオプションも明示するよう修正すべきであると提言した。カナダが修正案を提案した。日本がこれを支持し、交渉の結果、「…through legally binding measures, non-legally binding measures or a mix of the two…」とすることで一致を見た。
- パラ 12 の技術専門家会合の時期について：①「遵守」、②「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、は ABS-WG7 の前に開催、③「遺伝資源に関連する伝統的知識」は ABS-WG8 の前に開催し、それらの結果を当該作業部会に報告するとの記載を追加することとなった。また、パラ 13～15 は互いに関連することから、1つのパラにまとめることとなった。
- パラ 17 に関連して、EU から第 8 条(j)項に関する作業部会との協同を追記することが提案され、採用された。
- これらの議論に基づき、5月28日に、ABS 共同議長から CRP.1/Rev.1 が提示され、マイナーな修正の後に、合意され、L.27²として全体会合での採択に供せられることとなった。

1-6. 小グループ協議 (SG)

1-6-1. SG 協議「技術専門家会合の TOR」

5月22日夕刻から、ナミビアを議長にして技術専門家会合の TOR 案を作成する作業を開始した。当初、参加国限定であったが、ニュージーランド、中国等から参加の要望があり、5月23日午前から参加自由となった。SG は 5月23日夕刻～深夜にも継続された。

¹ WSSD パラグラフ 44(o): Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources;

「遺伝資源の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分を促し、保護するための国際的的制度について、ボン・ガイドラインを念頭に置きつつ、生物多様性条約の枠組みの中で交渉を行う」

² UNEP/CBD/COP/9/L.27 “ACCESS AND BENEFIT-SHARING Draft decision submitted by the Co-Chairs of the Informal Consultation Group on Access and Benefit-sharing” (UNEP/CBD/COP/9/L.27)

<https://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/work/plenary/cop-09-l-27-en.doc> (2007年7月9日アクセス)

最終的に、3回の技術専門家会合を開催し、それぞれ以下の課題及び検討内容を議論することでまとめ、本文はCOP9決定の付属文書IIとして全体会合で採択された。

- ① 第1回技術専門家会合：「遵守」を課題とし、既存の国際法を含む法制度で何が可能で更に何が必要なのか、自主的な措置でどれだけ対応可能なのか、遺伝資源の不正使用（misappropriation）／誤用（misuse）の国際的定義がどの程度活用できるのか、原住民・地域社会の慣習法をどのように考慮するのか、研究・非商業用途に特別な措置が必要か等について検討する。
- ② 第2回技術専門家会合：「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」を課題とし、IRの主要な要素を作成する上で生物資源・遺伝資源・派生物・製品をどう定義するか、分野別に異なる利用形態をどう区別するか、分野別に固有のABS協定があるのか、こうした分野別ABSの特徴を考慮するとどのようなオプションがあるか等を検討する。
- ③ 第3回技術専門家会合：「遺伝資源に関連した伝統的知識」を課題とし、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスと利用の関係は何か、原住民・地域社会レベルでの伝統的知識へのアクセス制限をどう配慮すべきか、また、どの範囲が許容されるか、通常のPIC・MATは原住民・地域社会とのPIC・MAT遵守にどの程度対応可能か等について検討する。

1-6-2. SG協議「付属文書の検討－主要な構成要素、範囲－」

5月29日に入り、ABS共同議長から、本グループの進捗をビューローに報告し、更に実質的な議論を進めることに関する合意を得たとして、同日夕刻を期限として、ジュネーブでの作業の継続が指示された。

ナミビアとオランダを共同議長とするSGが結成され、まず、「主要な構成要素」の「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）の「IRに含めることを目的に考慮する項目」（ブリック）への移行作業が開始された。なお、午前中はチャタム・ハウス・ルール（会合参加者は、受け取った情報を自由に使ってよいものとするが、発言者や参加者を特定したり、その所属を明らかにしたりしてはならないというルール）を適用するとされたが、午後からはこのルールは除外された。

「遵守」をはじめとして、EUと途上国の意見が依然として噛み合わないままであったが、生物多様性の保全と持続可能な利用と社会経済的発展に向けたメカニズムに関する事項が「公正で衡平な利益配分」のブリックに、また、「公正で衡平な利益配分」のビュレットにあった「MTAに含まれ得るモデル条項の選択肢の開発」が「能力」のブリックに、それぞれ文言を修正して移行された。

さらに、「目的」について、SG共同議長から、ジュネーブでの7つのオプションをまとめたものとして、テキスト案が提示された。しかし、これについて交渉が行われたが、ほとんどの部分に括弧がつけられた。さらに、カナダ、EUからの提案をそのまま併記することとなり、最終的には、括弧付きのテキストと2つのオプションの計3つのオプションが併記された。

2. 結果：議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」決定事項³

交渉の結果、COP10までに行う作業として、①ABS作業部会を3回開催、②作業部会の会合に当たり事前の地域内及び地域間協議の実施、③技術専門家会合を3回開催、が合意された。詳細を表1、2、3に示す。

³ COP9 Decision IX/12 Access and benefit-sharing

<http://www.cbd.int/decisions/cop9/?m=COP-09&id=11655&lg=0> (2008年7月15日アクセス)

表1 COP10までに開催予定のABS-WG 会合

会合	開催時期	開催場所	検討事項
WG7*	2009年 4月2-8日	パリ・フランス	目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
WG8**	2009年 11月9-15日	モントリオール・カナダ	性質、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
WG9*	2010年 3月18-24日	未定	WG7とWG8の会合結果の統合

(注) *: 2008年9月26日 CBD 事務局からの情報による。**: 2009年3月6日情報、第6回8条(j)項作業部会も同様に、2009年11月にカナダのモントリオールで開催される予定である。

表2 ABS-WG8までに開催予定の技術専門家会合

会合	開催時期	開催場所	検討事項
第1回*	2008年 12月2-5日	ウイントフック・ナミビア	コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ
第2回*	2009年 1月27-30日	東京・日本	遵守
第3回**	2009年 6月16-19日	ハイデラバード・インド	遺伝資源に関連する伝統的知識

(注) *: 2008年9月26日 CBD 事務局からの情報による。**: 2009年2月24日 CBD 事務局からの情報による。

(第1回及び第2回技術専門家会合の成果をABS-WG7までに検討できるように、また第3回技術専門家会合の成果をABS-WG8までに検討できるように会合を開催することがCBD事務局長に要請された)

表3 技術専門家会合の構成メンバー

会合	構成メンバー	
第1回	専門家 (30名)	締約国から推薦
	オブザーバー (15名)	3名: 原住民・地域社会 12名: 産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGO
第2回	専門家 (30名)	締約国から推薦
	オブザーバー (10名)	3名: 原住民・地域社会 7名: 国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学界、NGO
第3回	専門家 (30名)	締約国から推薦
	オブザーバー (15名)	7名: 原住民・地域社会 8名: 国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学界、NGO

3. 他・特記事項

- 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) が2010年10月18~29日、名古屋で開催されることが正式決定された。また、その直前の10月11~15日はカルタヘナ議定書会議 (COP-MOP5) が、同地で開催される。
- 下記のように次期ビューローが決定された。
中東欧 (ウクライナ、セルビア)、中南米 (メキシコ、ハイチ)、アジア太平洋 (カンボジア、クック諸島)、アフリカ (マラウイ、スーダン)、西欧その他 (スイス、スウェーデン)
- ブルネイが191番目のCBD加盟国になる件について提案・承認された。(7月28日加盟)
- COP11のホスト国としてエクアドルが名乗りを上げた。

[29] 生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合*

2008年12月2～5日、ウイントフック・ナミビア

2008年12月2～5日の4日間にわたり、ナミビアの首都ウイントフックにて、生物多様性条約(CBD)の標記会合が開催された。我が国からは(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門の安藤勝彦部門長が専門家として選出され、出席した。

本会合は、締約国から選ばれた30名の専門家、オブザーバーとして原住民・地域社会から3名、さらに、産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGOからの12名、で構成¹されることになっていた(第9回CBD締約国会議(COP9)決定事項IX/12)。以下に会合結果²を報告する。

1. 出席者

専門家(21名) : ブラジル、カナダ、コスタリカ、キューバ、チェコ、EU、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、インドネシア、日本、モーリシャス、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、スイス、イギリス、ウルグアイ

オブザーバー(14名) : (非加盟国) 米国 / (国際機関) Biodiversity International、ITPGRFA 事務局、FAO 事務局 / (産業界) Plantum NL、Eli Lilly、Limagrains、Abbott / (研究機関) International Union of Biological Sciences、Smithsonian Institution / (植物園) 南アフリカ国立植物園 / (原住民) カナダ、ブラジル、ケニア

その他 : CBD 事務局、ABS-WG 共同議長、COP9 議長代理(独)、COP10 開催国代表(日本)

各国1名の専門家は、締約国からCBD事務局にノミネートされた専門家より、地域的なバランスを考慮して当初30名が選出されていた。しかし、エジプト、インド、イラン、ニジェール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアからの専門家が欠席したため、専門家の出席は21名であった。また、オブザーも15名が指名されていたが、参加は14名であった。

2. 課題について

本会合は、COP9決定により以下に示す4つの課題について審議し、結論を出すように求められていた。

- (a) 生物資源、遺伝資源、派生物及び産物についての理解の仕方にはどのようなものがあり、アクセスと利益配分に関する国際的制度(IR)の主要な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか(セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的での研究と非商業目的での研究との関連を含む)
- (b) 条約の第15条7項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の

* 「1-4. 生物多様性条約『コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する法律・技術専門家グループ』会合報告」平成20年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書pp21-24、(財)バイオインダストリー協会、平成21年3月

¹ 候補者及び選出された専門家等のリストは、下記URLで閲覧可。(2008年12月10日アクセス)

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2008/ntf-2008-141-abs-en.pdf>

² CBD事務局の会合報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/2)は下記URLで閲覧可。(2009年2月25日アクセス)

<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-abswg-07-02-en.pdf>

様々な利用形態を特定すること

- (c) セクターに固有のアクセスと利益配分の取決めの特徴を特定、説明し、セクターごとのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること
- (d) これら異なる特徴を考慮に入れるための案やアプローチにはどのようなものがあり、また、それぞれのセクターでのアクセスと利益配分が関係する慣行と整合し得るのはどのようなものか

本会合は技術専門家会合であり、上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。また、事前に CBD 事務局には日本政府から、4 つのセクター(①生息域外保存が実行されるセクター、②他の国際的な枠組みによってカバーされるセクター、③国際的な相互依存の公衆衛生に寄与するセクター、④遺伝資源が基礎科学及び非商業的な目的のために利用されるセクター)の重要性を示した文章が提出されていた³。

3. 会合結果

課題(a)

- 生物資源や遺伝資源の用語の定義は既に CBD に規定されているため、新たな用語の再定義は避けるべきと結論した。
- 「遺伝資源」の用語をより深く理解するためには、利用形態に着目することが適当であるとされ、その利用という切り口から利用形態を7種類(①遺伝的改変、②生物合成、③育種と選別、④遺伝資源の直接的繁殖及び培養、⑤保全、⑥特徴付け及び評価、⑦遺伝素材に自然に発生している化合物の生産)に類型化し、それぞれの利用形態の特徴を洗い出した。また、コスタリカ、キューバなど途上国を代表する専門家の多くは、「遺伝資源」の用語が今後の IR の範囲に密接に関連するため、この利用形態の例示に限定することなく、将来的に追加され得るものであると主張した。
- 商品：市場で流通されている商品 (commodity) が PIC の対象にならないことは参加者共通の認識であったが、MAT の対象とされるべきか否かについては議論が必要であるとの認識だった。この問題は「遵守」の専門家会合で議論されるべき論点であるとした。
- 「派生物」と「生産物 (product)」の用語の定義については、従来の議論同様に、それぞれの意味するところが極めて広いことがクローズアップされた。
- スイスから「派生物」とは遺伝資源だけでなく遺伝資源に係る情報も含む広い概念であり、「生産物」はこの派生物に包含されるとの考え方が示された。
- 派生物が PIC、MAT でどのように扱われるかは、各国の国内法制度によって異なる点が確認された。また、PIC、MAT は当事者間の契約によっても大きく異なり、ケースごとの判断に委ねられていることも確認された。
- アクセスの時点では認識されていなかった派生物が、遺伝資源の利用の過程で見いだされることとなった場合に、これを PIC や MAT でどのように扱うかが議論された。①そのような事態を想定した上で対応方法をあらかじめ PIC や MAT の条項に書き込んでおく、②そのような事態が生じた場合には再度当事者間で議論する、などの案が示された。この場合、派生物が認識された時点でどこまでの PIC や MAT を求めるかについては、リスク評価とリスク管理の考え方を適用すべきであるとの考えや、PIC や MAT に係る対応が利用者側に大きな負担となり利

³ 我が国からの CBD 事務局への提出文書は下記 URL で閲覧可。(2008年12月19日アクセス)
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-02-add1-en.pdf>

益を上回ることになりかねないとの懸念も示された。

- 先進国産業界から、「派生物が公知の事実 (public domain) となった時点で、その派生物は PIC や MAT の対象から外れる」との意見が出され、特に先進国側参加者の賛同を得た。これに対し、ペルー及びエチオピアから「情報／派生物／派生物情報が公知の事実となった時点で、それらは PIC や MAT の対象から外れる (TK は除く)」という修正が入り、多くの参加者の賛同を得た。ただし、そのような理解があったとしても、公表によって遺伝資源の提供者が不利な立場に立たないよう、例えば一般公表に先駆けて遺伝資源提供者に情報提供するなどを、PIC や MAT において当事者間で合意しておくことが有益であるとの指摘もなされた。

課題(b)、(c)、(d)

- セクターについての実質的な議論は全くなされず、専門家が関心のあるセクターについて任意にグループを作り、グループごとにそのセクターの特定、特殊性を議論することとされた。全体会合では、その各グループでの議論が紹介されただけで、セクターごとの特徴、その特徴を踏まえた異なる扱いについても、詳細な議論はなされなかった。
- その結果、①非商業的研究、②農業・食料品、③医薬品・バイテク、④生息域外保全、の各セクターに分かれて議論された。この分類については、一部の専門家から異論が唱えられ、特に④の生息域外保全は、①の非商業的研究に含めるべきであるなどとの意見も出された。他方、②の農業・食料品セクターにも非商業的研究が含まれるなど、重複や漏れの無い完全な分類はできないとの指摘もなされた。いずれにせよ、今回は時間的制約もあり、議論を進めるための便宜的なセクター分類にすぎない旨が参加者間で確認された。
- 今後検討される IR は、セクターごとの相違を容認する柔軟性を備えたものである必要があり、セクター横断的に必要とされる最低限の事項を規定したものであるべきとの考えが示された。
- EU は MTA のモデル条項 (Model Clause) の検討が有益であるとした上で、このモデル条項は強制的でなく選択的な性格を持たせるべきであり、また MTA の条項として複数の選択肢が提示されることも有益であると述べた。また、SMTA (Standard Material Transfer Agreement) を提示している FAO の多国間制度は、今後の国際レジームを検討する際に有益な情報を提供するとの見解も示された。
- 植物園などでは各国共通の行動規範 (code of conduct) が策定され、遵守されているとの例も紹介され、IR の検討に当たっては、これらの扱いも参考に検討していくべきとの指摘もなされた。
- 医薬品に係る公衆衛生ゆえの特殊性や、WHO など他の国際機関での議論も踏まえた検討が必要であるとの論点については、我が国代表の専門家から指摘され、参加者から一定の理解は得られたが、議論が進展するには至らなかった。

4. おわりに

本会合において、今後検討されていく IR においては柔軟性が重要である点は、参加者の共通した認識であった。また、本会合では、IR は最小限の内容を決めた枠組みとして柔軟性を持たせたものとするという方向性が出ていたように思う。ただし、今回は専門家会合の性格上、IR の範囲などの交渉などはなされなかった。

さらに、今回の専門家会合では、選択された専門家 30 人中、途上国側のエジプト、インド、イラン、ニジェール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアの専門家が参加できず、オブザーバーも専門家と同じテーブルで自由に意見を言う状況となり、勢力的には先進国側の発言が多い傾向となった。今後の、ABS-WG での議論を見守る必要があるだろう。

[30] 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合*

2009年1月27～30日、東京・日本

生物多様性条約（CBD）、第9回締約国会議（COP9）における決定事項 IX/12 に従い、「遵守に関する法律・技術専門家グループ」の会合が2009年1月27日から4日間にわたって東京で開催された。本会合は締約国からCBD事務局にノミネートされ、地域的なバランスを考慮して選出された30名の専門家と、オブザーとして原住民・地域社会から3名、国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学会、NGO、からの7名（合計10名）で構成されることになっていた。

我が国からは明治学院大学法学部消費情報環境法学科の磯崎博司教授が専門家として選出され、出席した。そして、磯崎教授はペルーの Dra. Monica. Rosell 女史と共に、本会合の共同議長を務めた。以下に会合結果¹を報告する。

1. 出席者

専門家 (29名) : アルジェリア、オーストラリア、ベラルーシ、ブラジル、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コモロ、キューバ、デンマーク、インド、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、大韓民国、モルドバ、セネガル、セルビア、スペイン、タジキスタン、ウガンダ、ウクライナ。（ブルガリアは欠席）

オブザーバー (9名) : (国際機関) FAO 委員会、ITPGRFA、WIPO / (産業界) Eli Lilly、ABSA / (研究機関) 国連大学・高等研究所 / (NGO) ベルン宣言 / (原住民) サミ評議会 (Saami Council)、先住民族政策提言・教育国際センター (Tebtebba)。(ブラジル先住民族知的所有権機関 (INBRAPI) は欠席)

その他 : CBD 事務局、ABS-WG 共同議長、COP9 ビューロー代表 (スイス)、COP10 開催国代表 (日本)

2. 課題について

本専門家グループは、適切な場合は選択肢及び/又はシナリオを含む、法律上また適切ならば技術上の助言をするために、次の課題に取り組んだ。

- (a) 国際公法及び国際私法において、どのような種類の措置が現存するか、あるいは開発し得るか
 - (i) 特に公正と衡平性を考慮し、費用と効果を勘案して下記を促進するため
 - a) 裁判外紛争処理を含めた司法へのアクセス
 - b) 外国の原告による裁判所へのアクセス
 - (ii) 司法管轄区域を横断した裁決の相互承認と執行を支持するため、及び
 - (iii) ABS 国内法及び PIC、MAT を含む必要諸条件の遵守を確保するために、民事、商事及び刑事事件において救済と制裁を設けるため
- (b) 外国遺伝資源の利用者の遵守を高めるために、どんな種類の自発的措置が現存するか
- (c) 国内法を迂回してあるいは相互合意条件を設定せずに、遺伝資源が取得あるいは利用された場合に、遺伝資源及び関連する伝統的知識の不正使用と誤用に関して国際的に合意された定義がいか

* 「1-5. 生物多様性条約『遵守に関する法律・技術専門家グループ』会合報告」平成20年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp25-28、(財)バイオインダストリー協会、平成21年3月

¹ CBD事務局からの会合報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/7/3)は、下記URLで閲覧可。(2009年2月13日アクセス)
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-03-en.doc>

に遵守を支持し得るか

(d) 遵守措置は原住民と地域社会の慣習法をどのように考慮に入れ得るか

(e) 非商業的な意図の研究に対して、特別の遵守措置が必要かどうか分析せよ。もし必要なら、ABS 国内法及び/又は相互合意条件が遵守されなかった場合に生じる問題を特に考慮し、意図及び/又は利用者が変わったことから生じる問題にそれら措置がいかに対応し得るのか

本会合は専門家会合であり、国際的制度(IR)に関わる上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。なお、事前に日本政府は遵守に関する我が国の考え方を文書にし、CBD 事務局に提出した²。

3. 会合

会合は1月27日の午前9時半から開始された。日本の外務省古屋大使の挨拶、同水野課長のロジに関する説明、CBD 事務局 Mr. Olivier Jalbert の挨拶の後、先進国から日本の磯崎教授、途上国からペルーの Ms Rosell が共同議長として選出された。アジェンダの承認の後、午前10時より実質的な議論へと移った。4日間に議論された項目を下記に挙げる。これらに関する多様な意見が出され、それらが併記された。今後の交渉において、それら内容の是非について議論されることになる。

議論された内容の骨子：

①遵守に関する諮問課題として、以下の項目が挙げられた。

- 国内法遵守、契約遵守
- 国際法、国際私法による手段
- 紛争解決手段、紛争回避手段
- 合法確認手段、任意手段 (2007年1月のリマの技術専門家会合の報告書にある国際認証制度の各種コンセプトについて言及がなされたが、本格的な議論はされなかった)
- 慣習法の遵守
- 科学研究向けの遵守手段 (特別なシステムが必要なのか)

②国内法遵守。これが最も中心の課題である。

- 主権の中心事項、域外適用・不可 (各専門家による異論はなかった)
- 行政法・刑法関連判決、承認執行不可 (各専門家による異論はなかった)
- 司法・刑事協力条約必要 (国外犯規定でも対応可) (各専門家による異論はなかった)
- CBD 第15条1項、2項、7項の実施をいかに IR において更に具体化するか。
- IR：特定行為を国際違法行為として定義し認定したとすれば、一連行為の合法性認証システムを動かすことができるのでないか。途上国側のほとんどの専門家は、既存の認証制度のコンセプト(例、エコラベル、木材や水産物の認証制度)よりも強い規制的性格を有するシステムの重要性を想定している。(JBA 注：これは今後の IR に関する国際交渉における議論の一つの方向性を示唆していると思われる)

③国際違法行為

- 共通性、重大性、国際価値侵害
- Misappropriation、misuse、biopiracy の国際定義をすべきという意見もある。
- 国際違法行為として所在地にかかわらず処罰可能

④国際認証制度

- 国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合 (リマ会合、2007) を想起。

² <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-02/official/absgtle-02-02-add1-en.pdf> (2009年1月26日アクセス)

- ・ 制度設計、認証基準、インセンティブ、チェックポイント(途上国の専門家は、特許出願、輸入、許認可など政府が関与する場面でこの制度を生かすべきという考え方)
- ・ 認証違反の効果：政府は違反者に不利益を与えるべき。

⑤原産地開示

- ・ チェックポイント（特許出願時、製造認可時、輸入時、市場投入時、等）
- ・ 原産地開示の効果
- ・ 開示設定国内法

⑥契約遵守(各専門家からあまり異論は出なかった)

- ・ 国際商取引行為
- ・ 紛争解決に関する蓄積
- ・ 関連国際私法に関する条約（現状の例では、条約の締約国も少ない）
特別ルールを定める、という方法もあり得るが、同じ問題に直面するであろう。
- ・ 訴訟支援強化を定めるための法技術、資金、その他。

⑦契約違反

- ・ 民事・商事分野：裁判管轄、被告所在地、原告所在地、外国判決の承認・執行(民訴法)
- ・ 調停、仲裁（仲裁法）：共通性、普遍性、時間・費用
- ・ 訴訟支援を定める(遺伝資源の提供者や原告が主に途上国であるという想定がある)
- ・ 遺伝資源に特化した独自の調停・仲裁を定める、というアイデア。

⑧慣習法

- ・ 先住民：国際定義にかかわらず対象とするか。
- ・ 地元共同体
- ・ 慣習法：公表されていないものも対象とするか。データベース化の必要性。他方、この公表を拒否する集団もある。
- ・ 当初から地元関係者を広く含めると、隠れた慣習法も反映した契約となる。
- ・ これらの手順を定める必要性。

⑨学術・科学研究

- ・ 学術・科学研究と商業活動との区別が必要か、実際的にそれが可能か。
- ・ 学術・科学研究の促進：特別手続を設定している国もある。事後の商業転用のときの手続を定めることが必要。
- ・ 学術・科学研究と商業活動とを区別する場合、遵守手続も特別に行うか？
- ・ これらは各国に委ね、国際ルールでは区別しないのが妥当ではないか？

⑩国、私人

- ・ 国の義務と私人の義務を先進国では明確にしている。途上国では明確でない国もある。
- ・ 国際法により各国の主権が認定されている。
- ・ 国内法（裁判）の立法、適用、執行は主権に基づき行われる。
- ・ 主権事項に他国や国際社会が介入することはできない。

⑪国際的制度

- ・ 外国産遺伝資源の利用者に当該国の国内法・契約に従い確実に利益を配分させる国際（条約）義務を課すことのフィージビリティ。
- ・ CBD 第 15 条 7：国の義務、相互合意の実施は、既存の国内法義務と契約義務で履行。
- ・ そのことを国際法義務として IR で定めるべきという途上国の意見がある。
- ・ モデル契約内容を定める方法も有効である。
- ・ 遵守手段を定める。合法性を認証する制度を利用すべきとの意見もある。
- ・ 紛争解決手続を定める。

[31] ABS-WG7*

2009年4月2～8日、パリ・フランス

生物多様性条約（CBD）第7回「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」（ABS-WG7）会合が2009年4月2～8日にパリ・ユネスコ本部で開催された。また、それに先立ち3月31日～4月1日には作業部会共同議長による非公式協議及び地域グループ会合が行われた。

参加は116カ国（EC、オブザーバー国を含む）で、その他10の国連関連機関、100近くのNGO・公的機関・民間機関がオブザーバー出席した¹。

－ 結果 －

「目的」、「適用範囲」、「公正かつ衡平な利益配分」、「遺伝資源へのアクセス」、「遵守」の5項目が議論された。

しかし議論は収束せず、今後の交渉のベースとなる、各国の主張を入れ込んだオペレーショナル・テキストが作成された。このテキスト（UNEP/CBD/WG-ABS/7/8 *Annex*）は、2000以上の括弧（留保事項）が付いたもので、各国の立場には依然として大きな隔りがあることが鮮明化された。

なお、EUは、遺伝資源提供国（主に途上国）がアクセスについて一定の基準（アクセスの容易化）を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能である旨を表明した。しかし、途上国側は遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約上、資源国の主権の権利であるとしてEU提案に反対した。

参考資料として、表2、3にABS-WG7に提出されたEU、インド、ナミビア（アフリカ代表）、ブラジル（メガ多様性同志国家代表）、国際商業会議所の意見をまとめた。

1. これまでの経緯

1993年12月29日にCBDが発効し、その目的の1つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を達成するために、条約第15条では、「遺伝資源へのアクセスの促進」、「事前の情報に基づく同意（PIC）」や「相互に合意する条件（MAT）」による利益配分が規定されている。これらをより具体的なものとするために、2000年5月の第5回締約国会議（COP5、ケニア・ナイロビ）で「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業部会」（ABS-WG）が設置された。そして、2002年4月のCOP6（オランダ・ハーグ）で「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン（略称ボン・ガイドライン）」が採択された。

ところがそれもつかの間、ボン・ガイドラインをこれから実施していこうという段階でありながら、同年9月に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された「持続的開発に関する世界サミット」（WSSD）において、G77+中国及びメガ多様性同志国家（LMMC）²は、当ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな国際的制度（IR）の策定を求めた。そして激しい議論の末、「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進

* 「1-2. 生物多様性条約第7回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会」平成21年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書 pp5-22、(財)バイオインダストリー協会、平成22年3月

¹ 我が国政府からは、水野課長・鍋島補佐（外務省・地球環境課）、作田室長・浅野係長（経産省・生物化学産業課）、津幡補佐（特許庁・国際課）、三村補佐（環境省・自然環境局）、磯崎教授（明治学院大学）、安藤参事官・須藤主査（NITE・バイオテクノロジー本部）、JBAからは炭田精造及び齋崎義康が出席した。

² 当初、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラの12カ国で結成。後にボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わり、17カ国となった。

し保護するための IR の交渉を始める」ことが決定された。そして、2003 年 3 月 MYPOW、12 月の第 2 回 ABS-WG (ABS-WG2) (共にモントリオール・カナダ) で、その議論が始まった。

2004 年 2 月の COP7(マレーシア・クアラルンプール)では ABS-WG に、アクセスと利益配分に関する IR について具体的に検討するという指令が与えられ、その結果を COP8 に報告することが決定された。2005 年 2 月の ABS-WG3(タイ・バンコク)以降、IR 策定の議論が継続されたが、その作業は遅々とし、ほとんど進捗が見られなかった。

2006 年 3 月の COP8 では、「COP7 決定記載の委任事項に従って IR の交渉を継続し、COP10 までのできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる」ことが決定された。その後、2007 年 10 月の ABS-WG5 (モントリオール・カナダ)においても各国が従来の主張を繰り返すのみで、IR の内容についての議論の進捗は限定され、取りまとめられた文書は全くなかった。

2008 年 5 月にドイツ・ボンで開催された COP9 では、直近の ABS-WG6(2008 年 1 月、スイス・ジュネーブ)の結果はほとんど議論されず、2010 年開催の COP10 までのできるだけ早い時期に IR の立案・交渉に関する作業を完了させることを目標として、「ボン工程表(Bonn Roadmap to Nagoya)」を採択した。

この工程表によると、COP10 までに 3 回の作業部会を開催するとともに、3 回の技術専門家会合を開催することとなった。この 3 回の技術専門家会合では、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、「遵守」、「遺伝資源に関連する伝統的知識」をそれぞれ専門的観点から議論し、その結果を作業部会にインプットすることとなっており、これまでに「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合(2008 年 12 月、ナミビア・ウィントフック)、「遵守」に関する技術専門家会合(2009 年 1 月、日本・東京)が開催され、今回の ABS-WG7 に至っている。

また、IR を構成する各項目についても、これら技術専門家会合との関連で、各作業部会で議論する項目が決められ、ABS-WG7 では、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」が議論されることが COP9 決定に記載されている(表 1 参照)。なお、「遺伝資源に関連する伝統的知識」に関する技術専門家会合(2009 年 6 月、インド・ハイデラバード)を受けて、ABS-WG8(2009 年 11 月、カナダ・モントリオール)では、「伝統的知識」、「能力構築」、「性格」が議論されることになっており、ABS-WG9(2010 年 3 月、コロンビア)ですべてのテキストが統合される。これが「ボン工程表」の全容である。

表 1. ボン工程表に基づく国際的制度 (IR) に関する議論の予定

国際的制度		ABS-WG7 (2009/04)	ABS-WG8 (2009/11)	ABS-WG9 (2010/03)
I	目的	○		●
II	適用範囲	○		●
III	主要な要素			
	A 公正かつ衡平な利益配分	○	○	●
	B 遺伝資源へのアクセス	○	○	●
	C 遵守	○	○	●
	D 遺伝資源に関連した伝統的知識		○	●
E 能力(構築)		○	●	
IV	性格		○	●

(COP 決定 IX/12 より、○：テキスト交渉、●：テキスト統合)

2. 共同議長による非公式協議

ABS-WG7 開催に先立ち、2009年3月31日と4月1日が地域グループ会合と共同議長による非公式協議に当てられた。ABS-WG 共同議長による非公式協議は4月1日の午前に開催され、Timothy Hodges 氏(カナダ)と Fernando Casas 氏(コロンビア)の両議長から、以下のとおり、ABS-WG7 の進め方について提案があった。

アクセスと利益配分に関する IR のオペレーショナル・テキスト作成が COP10 までの3回の作業部会の目標であり、その交渉ベースは COP9 決定のとおり、付属書 I である。一方で、COP9 決定に基づき、技術専門家会合、事務局による調査が行われたことから、これらのインプットも含めて全体的なアプローチを試みたい。また、「目的」と「適用範囲」については ABS-WG9 まで議論がないことから、今回ほぼ完成させたい。主要な要素については更に詳細に検討するもの(■：ブリック)と更に考慮すべきもの(●：ビュレット)として項目が挙げられているが、オペレーショナル・テキストはまだなく、具体的かつ簡潔なオペレーショナル・テキストを作成する必要がある。既に各国から提案されたものと今後提案されるものを基に、できるだけ早くオペレーショナル・テキストの交渉に入りたい。なお、小グループ(コンタクト・グループ)に分けての議論はできるだけ止めて、全体会合を活用したい。

各国とも全体会合を中心とした作業の流れに賛成し、EU からはオペレーショナル・テキストは主要な要素とともに、目的・適用範囲との関係にも留意すべきである、ブラジル(LMMC)からは主要な要素のうち遵守が特に重要と考えている、我が国からは遵守に関する技術専門家会合の議論に基づき、オプションを提案したい、COP10 主催国として積極的に参画したい、また、カナダからは「ブリックとビュレット」と「オペレーショナル・テキスト」の間にはまだまだ幅があると思う等の発言があった。

3. 全体会合：開会・組織的事項からコンタクト・グループ結成まで

4月2日の午前10時30分に全体会合が開かれ、COP 議長(ドイツ環境大臣代理)、CBD 事務局長、UNESCO 事務局長(代理で自然科学局次長)、UNEP 代表の挨拶ののち、組織的事項の審議に入った。COP ビューローが本会議のビューローとなるとともに、Damaso Luna 氏(メキシコ)をラポーターに指名し、議題案を承認した。

各地域グループ(メキシコ：GRULAC 代表、チェコ：EU 議長国、ウクライナ：中東欧代表、ナミビア：アフリカ代表、ブラジル：LMMC 代表、クック諸島：アジア大洋州代表)からの発言があり、ついで、「遵守」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Monica Rosell 女史(ペルー)・磯崎博司教授(日本)、「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」に関する技術専門家会合の共同議長を務めた Desmond Mahon 氏(カナダ)・Pierre du Plessis 氏(ナミビア)から、それぞれの会合概要及び成果が報告された。

その後、議題案に沿って、「目的」、「適用範囲」、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」の順に、全体会合で各国の意見を聞いたのち、それぞれ追加の意見提出を求め、具体的なオペレーショナル・テキストの作成はコンタクト・グループで作業することとなった。

「目的」と「適用範囲」に関するコンタクト・グループは4月3日に設置され、共同議長には Birthe Ivars 女史(ノルウェー)と David Hafashimana 氏(ウガンダ)が指名された。一方、「遵守」、「利益配分」、「アクセス」に関するコンタクト・グループは4月4日に設置され、共同議長には Pierre du Plessis 氏(ナミビア)と Rene Lefeber 氏(オランダ)が指名された。

会期の始めはそれぞれのコンタクト・グループを単独で開催していたが、4月6日と7日は2つの

コンタクト・グループが平行で開催された。後者のコンタクト・グループでは、共同議長の提案により、3段階アプローチ(①各ブリック・ビュレットの交渉ベースとなるテキストの採用、②採用テキストへの意見表明、③テキストの交渉)を取るようになったが、ルールの確認が不十分であったこともあり、後述のとおり、紛糾の火種となった。

4. コンタクト・グループ

1) コンタクト・グループ (目的)

4月2日の全体会で、各国から書面で意見提出した以外のテキストの追加提出を求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。

我が国をはじめ、EU、スイス、ニュージーランド、韓国は目的を簡潔なものとするを求め、これに対して、LMMC、アルゼンチン、エジプトはより詳細な記載が必要であるとした。アフリカはすべてのテキストに、遺伝資源のみならず、生物資源とともに派生物・製品を入れることを要求し、我が国等はこれに反対した。また、アルゼンチンも派生物・製品については定義がなく、共通の理解が得られていないことを指摘した。

シャポー部分の記載については、CBDの条項が多数引用されていたが、第15条(遺伝資源へのアクセス)と第8条(j)項(遺伝資源に関連する伝統的知識)に対しては反対がなかったことから、括弧がはずされた。一方、第1条(目的)、第3条(原則)、第16条(技術へのアクセス、技術移転)、第19.2条(バイオテクノロジーの成果と利益)については合意が得られず、括弧付のままとなった。

途上国の多くは、IRの目的がCBD第15条の中でアクセスの促進よりも利益配分にあることを主張したが、先進国(日本、EU、カナダ、スイス、韓国)とアルゼンチンはアクセスの促進も重要であると発言した。一方アフリカは、アクセスは規制されるべきとした。また、伝統的知識へのアクセスは促進するとされていないため、サブ・パラグラフから伝統的知識についての記載は削除された。

利益配分を確保する(ensure)としたサブ・パラグラフでは、途上国の多くはIRの目的が国際ルール作りにあることから、「確保する」を残すべきと主張したのに対して、先進国は個々の契約やMATに基づき利益配分の条件を確立すべきとした。最終的に、括弧付であるが、「利益配分を可能にする条件の確立(the establishment of enabling conditions for benefit-sharing)」を確保するとされた。

不正使用・誤用(misappropriation and misuse)に関するサブ・パラグラフでは、先進国が、これらは定義もないことから、目的で扱うべきことではないとした。他方、途上国は不正使用・誤用の防止こそIRの目的であると反論した。なお、アフリカも定義が必要と発言している。

最後のサブ・パラグラフ(遵守の確保: securing compliance)では、EUが「各国のABS規制枠組みの遵守(compliance with domestic regulatory ABS frameworks)」とすることを提案したが、途上国側はIRの遵守を強く主張した。また、遵守を目的とすることに対しても、先進国は目的とすることはしないとするのに対して、途上国は司法管轄を越えた遵守こそが目的であるとして意見が対立した。EUが「各国のABS規制枠組みの遵守」を「国内法・要件(national laws and requirements)」とするとともに、「遵守の支持(supporting compliance)」を提案し、途上国(LMMC、アフリカ)の反対はあったものの、括弧付で両方が併記された。

2) コンタクト・グループ (適用範囲)

4月2日の全体会で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。主たる論点は、適用範囲をどう記載するか、除外項目に何を含めるか、他の国際条約等

との関係をどう扱うかであった。

IR 全体としての適用範囲の記載に関しては、我が国が主張する遺伝資源のみとするか、生物資源・派生物・製品まで包含するかが議論になり、また、ウイルスや病原菌までを対象とするかでも意見が分かれ、いずれも括弧付で残された。また、ペルーが国境に見られる移動種(migratory species)の遺伝資源も対象とすることを提案した。

IR の対象となる利益に関して、CBD の発効・批准の日、IR の発効・批准の日を基準として、その前後をどうするか、継続的な利益や知的財産権にも効力が及ぶかが議論されたが、収束が見られず、これらは括弧付で残された。

除外項目では、EU が病原体を加え、さらに「ヒト・動物・植物の衛生といった公共性に関わる病原体の特別な利用を除外することについて EU は態度を留保する」との一文を脚注として記載することを要求した。これに対して、アフリカ、LMMC、GRULAC 等は、新規提案の挿入、しかも脚注としての挿入は会議のルール違反として認められないと強く反発し、交渉が長時間にわたり停滞した。最終的に、EU が脚注の挿入をあきらめ、この懸念を会議議事録に記載することを全体会合で求めることで決着した。この病原体の扱いについては議論が収束せず、除外項目のところは「病原体の特別な使用」との記載となったが、上記のとおり適用範囲に括弧付で「ウイルス及びその他病原体並びに由来を問わず病原性の怖れのある生物及び遺伝子配列」が追加されることとなった。

また、最終日の全体会合で、ブラジルが LMMC 全体の合意として、WHO で継続交渉中の「インフルエンザ・ウイルスの共有・ワクチンへのアクセス・その他利益に関するパンデミック・インフルエンザ対策枠組み」に関して、CBD に基づき、これらウイルス等生物資源に対する主権的権利を認め、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に留意すべきとの宣言を行った。

その他の除外項目としては、「ヒト遺伝資源」、「CBD・IR の発効前に取得した資源」、「アクセス要件を必要とせずに提供・維持する資源」、「食料農業用植物遺伝資源条約(ITPGRFA)でカバーされる作物」、「国家管轄権(領海)外の海洋資源」、「南極条約に係る領域の資源」、「貿易対象商品」、「原住民・地域社会が自らの慣習法に基づき消費する資源・関連伝統的知識」がいずれも括弧付で挙げられている。

他の国際条約との関係では、括弧付であるが、IR が他の条約との調和をもって実施されるべきとして、FAO の食料農業遺伝資源委員会(CGRFA)、植物新品種保護国際同盟(UPOV)、WIPO、WHO、国際植物防疫条約(IPPC)、国際獣疫事務局(OIE)、国際労働機関(ILO)が国際機関・条約の例示となった。また、ITPGRFA との関係では、多国間システム(MLS)にも言及した記載となっている(括弧付)。

3) コンタクト・グループ(遵守)

4月2日、3日の全体会合で一般的コメント、追加テキストを求め、以降はコンタクト・グループでの作業となった。全体会合では、サブミッションを行った EU、ブラジル(LMMC)、ナミビア(アフリカ)、我が国等がその背景・考え方を発言した。我が国からはサブミッションが「遵守」に関する技術専門家会合での議論を受けたものであり、いくつかのオプションを提案したと述べた。その他、ニュージーランドは地域社会の慣習法の遵守の観点から発言した。

コンタクト・グループでは、まず、3段階アプローチを採用し、法的拘束力の有無に係わる性格については予断しないことを前提とすることが確認された。ついで、それぞれの項目ごとに、各国から

の提案の中から、以降の議論・交渉のベースとなるテキストを選抜した。この際、選抜されたテキストがどの国からの提案であるかは除去することが確認された。

こうして出来上がったテキストをベースに、4月6日から、第2段階の議論・交渉が開始された。当初、項目ごとにコメントを求め、テキストを検討していたが、EUは「遵守を執行するツール」(ブリック)のところで、LMMCのテキスト(各国ABS法制度の執行)に対して、国内法履行の前提条件として「国際アクセス標準」が必要としてこれを挿入することを求めた。これに対して、LMMCは「国際アクセス標準」がビュレットに挙げた項目にもかかわらず、ブリックに挿入することは、ビュレットからブリックへの格上げに相当するとして、猛反発した。解決策が見当たらず、コンタクト・グループの共同議長は、収集を図るために、①コンタクト・グループ作業の中断、②遵守に関する作業中断・利益配分に関する作業開始、③小グループで対策協議、の3つをオプションとして提案し、その結果、③小グループで対策が協議されることとなった。

重複をなくすミニマム・リスト・アプローチと、できるだけ提案を受け付けるマキシマム・リスト・アプローチが検討され、ほとんどが後者を指示した。また、ABS-WG6で採用された「ブリック」と「ビュレット」の区別・重みをなくし、今後の交渉に向けてはすべての項目が同じ重みを持つこととされた。

以降の作業は淡々と進行し、各国の要求を括弧付で挿入するという作業が繰り返された。各項目のベースとなったテキスト、主な議論は以下のとおりである。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」(ブリック)

◎ 遵守を奨励するツール：意識啓発(awareness-raising)では、我が国提案がベースになった。オーストラリアは意識の欠如が非遵守の原因となっていると指摘し、アフリカは意識啓発は補助的ツールであると発言した。

◎ 遵守をモニターするツール：ノルウェー提案をベースに選択、ツールであるはずがルール(規則)を志向するところもあり、すべてが括弧付となった。

- 情報交換メカニズム：LMMC提案がベースになった。クリアリング・ハウスや能力構築、非インターネット手段等が追加された。また、情報のタイプとしても、ABSモデル法制度とモデル条項のメニュー、遺伝資源追跡の電子的ツール開発、共同体プロトコール、ベストプラクティス等が追加された。
- 各国の権限ある当局が発行した国際的に認知された証明書：「各国の権限ある当局」ではLMMC提案をベースに議論された。EUは本項をアクセスのところへ移動させることを提案した。「国際的に認知された証明書」ではアフリカ提案とノルウェー提案がオプションとして採用され、これらをベースに議論された。更なるオプションとして、最低限の情報要件、チェックポイント、認証を促進する技術、知的財産権出願時の開示要件、原産国に関する証明書、各国ABS法制度の遵守などが追加された。

◎ 遵守を執行するツール：LMMC提案がベースとなるテキストとなったが、ノルウェーは追加ツールとして、遺伝資源輸入時のPIC遵守、研究開発用遺伝資源に伴う文書を提案した。また、ペルーは遺伝資源・伝統的知識の権利化に当たり原産国を保護・尊重することを挿入することを求めた。その後、数々の追加要求が提案され、EUからの国際アクセス標準の扱いも相まって、ブリックとビュレットの意図するところが議論の対象となり、議事が中断されることになった。ノルウェーは遵守をモニターするツールでの自国の提案をここ(遵守を執行するツール)へ移動させることを提案した。さらに、各国からの要請により多くの括弧が付加された。

●「更なる検討が必要な項目」(ビュレット)

◎ 遵守を奨励するツール

- 不正使用・誤用に関する国際的理解：ノルウェー提案をベースに議論され、カナダが全体に括弧を要求した。EU は今後新規テキストを提案すると発言した。
- 素材移転契約についてのモデル条項の分野別メニュー：オーストラリア提案と EU 提案がオプションとして議論された。アフリカは法的拘束力のある遵守措置を追加することを、我が国は分野別メニューに括弧を付けることを、カナダはモデル条項をクリアリング・ハウスで編集することを求めた。一方、LMMC は全部に括弧を付け、さらに個々のフレーズにも括弧を付けることを提案した。
- 重要な利用者集団に対する行動規範：オーストラリア提案をベースに議論された。アフリカは行動規範とともにベストプラクティス標準を追加し、奨励事項を保証事項にすることを求めた。
- ベストプラクティス行動規範の特定：EU 提案をベースにすることが合意されたが、特段のコメントはなかった。
- 研究資金提供機関が研究資金を受ける者に対して特別のアクセスと利益配分要件を強制的に遵守させること：ベースとなった LMMC 提案に対して、アフリカは「奨励する」を「確保する」に変えることを求めた。
- 利用者による一方的宣言：提案なし
- 司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準：EU 提案がベースとなるテキストとして議論された。LMMC はすべてテキストを「アクセス」のところに移動させることを提案したが、EU はアクセス関連ツールとしての重要性を強調し、最終的にすべてが括弧付とされた。

◎ 遵守をモニターするツール

- 追跡・報告システム：アフリカ提案をベースに議論することとなり、オーストラリアは情報交換に関する文言を追加した。
- 追跡のための情報技術：提案なし
- 開示要件：LMMC 提案をベースに議論された。ニュージーランドは他フォーラムでの議論を待つべきとし、我が国とともに、括弧を付けることを要求し、EU は「製品承認申請」にも括弧を求めた。
- チェックポイントの特定：インド提案が交渉ベースとなったが、アフリカはチェックポイントに特許庁、製造承認当局、研究資金源等を追加したが、括弧付となった。

◎ 遵守を執行するツール

- ABS 協定を執行することを目的とした司法へのアクセスを確保する措置：LMMC 提案をベースに議論、小島嶼開発途上国(SIDS)はリオ宣言の原則 10 の引用を求め、最終的に全体が括弧付となった。
- 紛争解決メカニズム：アフリカ提案がベースとなり、カナダが全体に括弧を付けるように要請した。
- 判決・仲裁判断の管轄を越えた執行：アフリカ提案とオーストラリア提案を統合したものがベースになったが、全体に括弧が付いた。

- 事前の情報に基づく同意要件の特別な被疑侵害の場合に提供者が関連した情報を取得することの助けとなるアクセスと利益配分に関する政府窓口間での情報交換手続: 提案なし
- 救済と制裁: インド提案、アフリカ提案、ノルウェー提案を統合したものが議論用のテキストになった。我が国、カナダ、オーストラリアの提案により、すべてのパラに括弧が付された。

◎ 「慣習法及び地域的保護制度の遵守を確保する措置」

アフリカ提案をベースにニュージーランド提案を付加したものがテキストとされたが、すべてに括弧が付けられた。

4) **コンタクト・グループ (利益配分)**

同様の手法で、4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。

全体会合での発言では、EUは利益配分がIRの主要部分であることは疑いないが、アクセスと密接に関連しており、公正で衡平な利益配分は遺伝資源提供者と利用者の契約(MAT)によるべきで、金銭的利益のみならず非金銭的利益もあり、また分野別に考えることも必要とした。

我が国、スイス、タイも利益配分はMATに基づくべきであると発言し、さらに、スイスは遺伝資源の利用を、非商業的、研究開発、商業化の3つに分類することを提案し、タイは技術移転や非商業的研究の重要性を指摘した。

一方、LMMCはアクセスと利益配分をリンクさせるテキストを提案するとし、アフリカは生物資源、CBD発効前にアクセスされた資源の利用も対象にすべきと発言した。

コンタクト・グループでの議論では、最初(4月5日)に各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、これに対して、4月7日に各国からの意見を求め、括弧付のオペレーショナル・テキストを完成させた。なお、4月7日の段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおりである。

■ 「IRに含むことを目的に更なる推敲が必要な項目」(ブリック)

◎ 「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

LMMC、EU、ノルウェーからそれぞれ提案があり、議論の結果、それぞれをベースにオペレーショナル・テキストの作成に移った。PICは「利益配分」と「アクセス」のいずれで(あるいは、両方で)扱うべきかが議論され、両方で扱う、また、3つの提案は排他的でないことから、各パラとして残された。

◎ 「相互に合意する条件で配分される利益」

LMMC、アフリカ、EU、ノルウェーから提案があり、スイスはEUテキストを支持したが、LMMCは自らのテキストを強く主張し、各テキストを統合したものをベースにすることで合意した。各国から文言の追加、括弧挿入の意見があり、多くの括弧が付されたテキストとなった。

◎ 「金銭的及び／又は非金銭的利益」

EU、ハイチ、インド、アフリカ、ノルウェー、タイから提案があり、EUは自らの提案を広範なインド提案と統合することを提案し、我が国はインド提案の非金銭的利益部分に問題があることから、ボン・ガイドラインを直接引用するノルウェー提案が好ましいと発言した。タイは提案を取り下げた

ものの、フィリピン、ハイチ、キューバ等はハイチ提案の重要性を指摘し、EU、インド、ハイチ、ノルウェー提案を統合して、議論の元になるテキストとした。カナダは「確保する」を「奨励する」に置換することを求めるとともに、括弧の挿入を要請した。LMMC は信託基金のところを「信託基金を含む資金メカニズム」へと修正を提案した。

◎「技術へのアクセスと移転」

LMMC と EU の提案を 2 つのオプションとして残したが、多くの括弧が挿入された。

◎「相互に合意する条件での研究開発成果の配分」

LMMC から EU 提案は同じテキストを何度も使っているにすぎないとの批判があったものの、互いに補完的であるとして、LMMC と EU の提案を残した。EU 提案部分に括弧付の追記、LMMC 提案全体に括弧が付されたオペレーショナル・テキストとなった。

◎「研究活動への効率的な参加及び／又は共同開発」

EU 提案のみであったが、他の項目と同じテキストであり、途上国側からの反発があったものの、EU 提案をベースとして採用。すべてに括弧が付けられた。

◎「交渉における平等性を促進するメカニズム」

EU 提案とノルウェー提案を統合したテキストをベースに議論され、ハイチ、EU、アフリカから追加提案されたテキストを含む文章となった。

◎「意識啓発」

LMMC から同じ項目が遵守のところにもあることから重複ではないかとの疑義が提起されたが、我が国、カナダとともに、アフリカ、マレーシアも EU 提案を支持したことから、EU 提案をベースに議論。我が国が遵守のところからの引用追加を求め、最終的に「遵守のところにも認知向上の項目がある」ことを脚注として記載することでオペレーショナル・テキストが出来上がった。

◎「相互に合意する条件及び伝統的知識保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加と関与を確保するための措置」

LMMC、アフリカ、ノルウェーからの提案の重複部分を除き統合したものがベースとなった。EU、ニュージーランドは、伝統的知識に関する技術専門家会合の結果を取り入れられるよう柔軟性を持たせたいと発言した。5 つのパラ全部に括弧のついたオペレーショナル・テキストとなった。

◎「生物多様性の保全と持続可能な利用及び社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法制度に基づき利益が配分されることを奨励するメカニズム」

EU、ノルウェーがそれぞれの提案を撤回し、オーストラリア提案を支持、追記、括弧挿入されたテキストとなった。

●「**更なる検討が必要な項目**」（ビュレット）

◎「国際的な最低限の条件・基準の開発」

アフリカが別項目として提案したテキストを、最適な場所は検討の余地があるものの、本項目に追加挿入したいと発言し、インド提案にパラ 2 として追記された。カナダがすべてに括弧を要求した。

◎「利用ごとの利益配分」

提案なし。最後の段階で、フィリピンがテキストを提案、括弧付で採用された。

◎「原産地が明確でない場合又は国境をまたぐ状態にある場合の多国間での利益配分のオプション」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎「国境をまたぐ場合に対応する信託基金の設立」

アフリカ提案をベースに議論、オーストラリアがすべてのパラに括弧の挿入を求めた。

◎「素材移転契約に含むことのできるモデル条項のメニューの開発」

広範な記載のある EU 提案とともに、スイス、LMMC が支持したスイス提案をオプションとして採用。スイスが脚注により他の項目とのリンクを提案、LMMC がすべてに括弧を要求した。

◎「ボン・ガイドラインの活用の拡大」

オーストラリアと EU が前文としてテキストを提案、括弧付で残った。

5) **コンタクト・グループ (アクセス)**

4月3日の全体会合での一般的コメント、追加テキスト提案募集を経て、4月5日からコンタクト・グループでの作業へと移った。全体会合では、ブラジル(LMMC)が遺伝資源、派生物、関連する伝統的知識に対する主権的権利を保護し、利益配分を保証するために、各国規制枠組みが必要と発言し、チェコ(EU)は提案の背景を説明するとともに、アクセスと遵守のリンク、非商業目的の研究での簡素化したアクセスルール、アクセスの無差別性、各国 ABS 枠組み確立の能力構築の必要性を強調した。

4月5日から、コンタクト・グループでの議論が始まり、各項目のベースとなるテキストの選抜を行い、ついで、4月7日深夜に各国からの意見を求め、括弧付のオペレーショナル・テキストを完成させた。なお、この段階からはブリックとビュレットの区別はなくなった。各項目の議論は以下のとおり。

■「**IR に含むことを目的に更なる推敲が必要な項目(ブリック)**

◎「アクセスを決定するという加盟国の主権的権利と権限の認識」

EU が前文として提出した提案をテキストにしたいと発言したが、後ほどの機会にと却下された。アフリカ提案をベースに、EU 提案の前文とノルウェー提案のパラ 2 と 3 を残した。2 度目の議論では、各国の権限ある当局について、LMMC が遵守のところへの参照を脚注として追記することを求め、了承されたが、各国から括弧の挿入が要求され、すべてに括弧のついた 6 パラから成るオペレーショナル・テキストとなった。

◎「利益の公正かつ衡平な配分とアクセスのリンク」

EU、インド、アフリカ、ノルウェーの提案を統合したものをベースに議論。参照先が脚注として追記されるとともに、各国からの要求に基づき、多くの括弧のついた 5 パラから成るオペレーショナル・テキストとなった。

◎「アクセスルールの法的確実性、明瞭性、透明性」

インドが提案を取り下げ、EU、アフリカ、ノルウェーの提案をそれぞれ別個のパラとしたテキストから議論を開始し、すべてのパラに括弧が挿入された。

●「**更なる検討が必要な項目(ビュレット)**

◎「アクセスルールの無差別性」

EU 提案をテキストとして議論された。メキシコから「arbitrarily and unjustifiably」、カナダから「and between national and foreign users」、LMMC から「, save when it is in its national interest

to...」のそれぞれ追加、アフリカから全文を括弧付にとの提案があった。

◎「司法管轄を越えた遵守を支援する(国内アクセス法制度との調和を必要としない)国際アクセス標準」

ノルウェーが提案を取り下げ、EU 提案のテキストをベースに議論。各国から追加の文言、括弧の挿入の提案があり、すべてに括弧付のオペレーショナル・テキストとなった。

◎「国際的に開発されたモデル国内法制度」

オーストラリアと EU の提案を統合し、テキストとして採用。かなりの括弧が挿入されたオペレーショナル・テキストとなった。

◎「行政・取引費用の最少化」

提案なし

◎「非商業的研究のための簡素なアクセスルール」

オーストラリアが提案を取り下げ、EU 提案を支持、ノルウェーはテキストの維持を主張、両者をオプションとして採用。EU テキストのパラ 1~4、ノルウェーテキストの(b)に括弧が挿入されるとともに、いくつかの括弧付の追加があったが、オペレーショナル・テキストとなった。

5. 全体会合：文書・報告書の採択から閉会へ

4月8日午後3時から最終の全体会合が開催された。共同議長から、「目的」、「適用範囲」、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」のそれぞれに関するオペレーショナル・テキストをL文書の2~6として配布し、これらをABS-WG7報告書の付属文書とするとの提案があり、まずL文書2~6の採択を求めた。いくつかの修正、確認があったが、基本的にこれら文書は採択された。

ついで、報告書案(L文書1)に関する議論が行われた。EUとLMMCから、「主要な要素」におけるブリックとビュレットの区別の消滅、次回ABS-WG8へ向けての提案(サブミッション)のプロセスについて、共同議長に確認を求めるとともに、報告書にも記載するようにとの提案があった。

今後の提案に関しては、ABS-WG8の議題として初めて取り挙げられる「性格」、「伝統的知識」、「能力構築」とともに、「アクセス」、「利益配分」、「遵守」に関しても追加の提案(サブミッション)をABS-WG8開催の2カ月前まで受け付けるとした。

LMMCを代表してブラジルは、WHOで議論が継続されている「流行性インフルエンザ対応」交渉に関して宣言を行った。WHOでの議論はCBDのスコープから逸脱しており、CBDの目的と条項を十分認識した上で、公正で衡平な利益配分に留意すべきとし、WHOでの交渉がCBD下での交渉を予断することがないように強調した。

エジプトは、アフリカグループを代表して、ブラジルの発言(LMMCの宣言)を支持するとともに、CBDの3つの目的の相互関連性に注意し、総合的なアプローチをすべきで、分野別アプローチや適用範囲からの除外項目の増大に懸念を表明した。また、ベネズエラは海洋遺伝資源の重要性を強調した。

その他、各国からの微修正の提案、事務局からの修正事項の確認を経て、報告書案は承認された。2,000を超える括弧のついたオペレーショナル・テキストは、次回ABS-WG8(2009年11月9~15日、カナダ・モントリオールで開催)に引き継がれる。なお、最終報告書は、2009年5月5日に「UNEP/CBD/WG-ABS/7/8」としてCBD事務局ホームページに掲載された。

表 2. 国際的制度(IR)に関する EU と ICC の意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

		欧州連合理事会(EU)	国際商業会議所(ICC)
一般的なコメント		<ul style="list-style-type: none"> IR の条文案を提出。COP10 での IR の採択を想定 条件付きで、法的拘束力を排除しない IR を議論する用意あり 	<ul style="list-style-type: none"> IR は提供国の国内制度の開発と調和に焦点をおくべき 契約の体系的利用を最大限に推奨すべき IR の各要素に対しコスト・効果分析と規制の影響評価をすべき
アクセス		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発が必要 「政府窓口」等の指定が必要 モデル国内法の国際的開発が必要(IR 交渉の終了後) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 「国際アクセス標準」の開発案を支持する 「政府窓口」等の指定が必要
利益配分		<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別 MTA モデル条項等が有用である 	<ul style="list-style-type: none"> 「アクセス」と「利益配分」はリンクしている 分野別 MTA モデル条項等が有用である
遵 守	法令及び契約遵守	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を提供国が受け入れるならば、利用国内の「法令遵守措置」を検討する。法的拘束力を排除しない 	<ul style="list-style-type: none"> 既存制度の運用で処理できる。それ以上の措置については、困難を双方が承知の上でなら、議論をする用意あり
	不正使用の国際的理解	<ul style="list-style-type: none"> 「国際アクセス標準」を踏まえ検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査により現状を把握し、それを踏まえ検討すべき
	国際認証制度	<ul style="list-style-type: none"> 当局の許可証明書を想定。具体的詳細は更なる考察が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> フィージビリティ調査を実施し慎重に分析すべき
	原産地開示	<ul style="list-style-type: none"> WIPO へ EU 案を提出済み。WTO 交渉で TRIPS 協定の改定案に同意を表明済み 	<ul style="list-style-type: none"> WIPO の政府間委員会(IGC)の議論の結果に基づくべき
目的			<ul style="list-style-type: none"> COP9 決定による ABS-WG の TOR、COP7 決定 VII/19D 及び CBD と整合性を持つべき 主権的権利の保護、とアクセスを容易にすることの両立を確保
適用範囲			<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源に限定すべき。商品取引物とは一線を画すべき 遺伝資源アクセスの当事者間の関係に限定し、派生物、産物は契約で取決めるべき ヒト由来、FAO 関連、無制限公用物、病原体は除外すべき 伝統的知識は CBD 第 8 条(j)項の範囲に限定すべき

表 3. 国際的制度(IR)に関するインド、ナミビア(アフリカ)、ブラジル(LMMC)の意見の比較 (ABS-WG7 提出文書から)

	インド	ナミビア(アフリカを代表)	ブラジル(LMMCを代表)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家は遺伝資源、その derivatives 及び関連する伝統的知識に主権的権利を有する ● 「遵守証明書」を含め、MAT、PIC に基づき、アクセスを facilitate する明確で透明性のある措置をとるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連する原住民等はアクセス許可決定に関与すべき。 ● 利用の観念は第三者による利用に対する制限も含むべき ● 原産国は IPR による利用制限が環境上健全か、生物多様性保全等に悪影響を及ぼすかを決定する権利を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家は天然資源への主権的権利を有する。遺伝資源、derivatives、関連する伝統的知識へのアクセスを決定する権限は国家政府に存し、これは国内法による
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益配分を確保する最小限の条件と標準を設置すべき (MAT に基づき derivatives も含める) ● 金銭的利益、非金銭的利益を例示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的知識から生じる利益配分を義務化 ● 遺伝資源から生じる利益配分 (MAT に基づく derivatives 等も含む) Pre-CBD にアクセスした伝統的知識と遺伝資源も利益配分の対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「利益配分」を確保する措置を国内法に規定する。この措置を MAT と PIC に取り入れる。関連伝統的知識等から生ずる利益配分の条件は、国内法に従い、原住民等と利用者間、又は国家当局と利用者間の MAT で規定 ● 信託基金を含む金融メカニズムの設置 ● 遺伝資源等を利用して技術を開発する加盟国は、MAT 及び CBD 第16条に従い、途上国に対してこれら技術へのアクセス、これらの共同開発及び技術移転を容易化する法的、行政的、政策的措置をとる ● 加盟国は、IPR で保護された技術を含む研究開発の成果について譲歩的・優先的条件で途上国と利益配分することを確保する措置をとる ● 原住民等の参加と関与を確保する措置(特別 <i>sui generis</i> システムの考慮、国内法による原住民等の権利の認定・保護等)
遵 守	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的に認知された「遵守証明書」を義務化して遵守を確保すべき。越境、特許出願、研究助成等の時点で検査し、不正使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> ● CBD 事務局に ABS-CHM を設置し、各国は ABS 関連情報を提供する(例、ABS 国内法令、国際協定、ABS 協定違反者の名前等) ● 各加盟国は ABS 政府窓口 (NFP) & 権限ある当局 (CNA) を指定し ABS-CHM で公表 ● 各国は、その管轄下にある遺伝資源等利用者が提供国の国内法を遵守することを確保する。提供国の国内法に違反した時は、各国(利用国政府)は制裁・救済を確保する有効な措置をとる。他国から要請が

				あれば、違反の訴えに関する捜査に協力する。また、可能な助力の方式を知らせる
	国際 認 証 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ● 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権限ある当局による遵守証明書を義務化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各加盟国は権限ある当局により遵守証明書を発行する。本証明書(所定記載項目あり)に国際的適用性を付与。各国は本証明書のチェックポイント(特許庁、製品許可当局、研究助成機関等)を設置
	原 産 地 開 示	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源, derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC, 利益配分の証拠を添付する。 ● 不遵守に対して、法制化により IPR の取消し、権利の共有化と移転を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源, derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願時に開示し、提供国の国内法に従った PIC, 利益配分の証拠を添付する。 ● 不遵守に対して、新法により IPR の取消し、権利の共有化と移転 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源, derivatives & 伝統的知識の原産地・出所を IPR 出願や製品認可申請書に開示し、かつ提供国の PIC, MAT 及び利益配分の遵守の証拠をこれに添付する。各国は、非開示者に対して行政/刑法上の措置をとり、上記義務の不遵守・虚偽情報開示は行政/司法措置により IPR 及び製品認可の取消しを確保する
	目的	<p>CBD 第 15, 8(j), 1, 16 及び 19.2 条の効果的实施。特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源, derivatives、関連する伝統的知識の透明性ある規制 ● 上記三者から生じる利益配分の確保と不正使用の予防 ● 原産国・提供国の国内法を利用国で遵守することの確保 	<p>CBD 第 1,8(j), 15, 16, 17, 18, 19 の効果的实施。特に、研究と技術へのアクセス、援助資金へのアクセス、環境的に健全な利用のためのみの遺伝資源への規制されたアクセス、遺伝資源と伝統的知識から生ずる利益配分の確保、IPR は CBD を支持しこれに反しないこと</p>	<p>CBD 第 1, 8(j), 15, 16 及び 19.2 条を以下により効果的に実施:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源, derivatives、関連伝統的知識の利用から生じる利益配分の確保 ● 遺伝資源, derivatives、関連伝統的知識の不正使用、誤用の予防 ● 遺伝資源, derivatives、関連伝統的知識の提供国の国内法・要求事項の利用国での遵守の確保
	適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源とその derivatives、関連した伝統的知識及びその derivatives ● 以下は適用外とする: <ul style="list-style-type: none"> ① ヒトの遺伝資源 ② FAO-IT Annex I にリスト化された種 ③ 国家の管轄外にある遺伝資源(海洋の遺伝資源含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源, derivatives & products への伝統的アクセス・利用・交換システム ● 環境に健全な利用のための遺伝資源, derivatives. & products へのアクセス ● 研究と技術へのアクセス、ABS 実施の資金へのアクセス ● Pre-CBD 取得の伝統的知識 & 遺伝資源, derivatives & products 由来の利益配分 ● 適用外: ヒト由来遺伝資源、& FAO-IT Annex I にリスト化された種 	

[32] 8j-WG6*

2009年11月2～6日、モントリオール・カナダ

1. 概要

2009年11月2～6日の5日間、カナダ・モントリオール（国際民間航空機関（ICAO）本部）において、第6回「生物多様性条約（CBD）第8条(j)項及び関連規定に関する作業部会」（以下、「8(j)-WG」）（共同議長：Nicola Breier氏（ドイツ））が開催された。

今回の作業部会には、97の条約締約国、約80の原住民及び地域社会代表（Indigenous and Local Communities：ILC）（以下、「ILC」）、国連環境計画（UNEP）等の6の関連国際機関、18のNGO等、300名を超える参加者¹が集い、議論を行った²。議題は以下のとおりである。

議題 1.	開会
議題 2.	組織事項
議題 3.	CBD 第8条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム
議題 4.	伝統的知識の保護のための固有の制度(<i>sui generis system</i>)の諸要素
議題 5.	原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理的行動規範の諸要素
議題 6.	アクセス及び利益配分(ABS)に関する国際的制度:アクセス及び利益配分に関する作業部会に対する意見
議題 7.	CBD 第8条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画
議題 8.	その他
議題 9.	報告書の採択
議題 10.	閉会

最初に原住民及び地域社会代表から6名の「ビューローフレンズ（Friends of the Bureau）」が選出され、その中から Lucy Mulenkei氏（生物多様性に関する原住民女性ネットワーク）が共同議長として選出された。

議事の進行は、本会議を主として、さらに下記の3つのコンタクト・グループが設置され、各コンタクト・グループでまとめられた文書を基に本会議で議論するという形で進められた。合意が得られない部分については、適宜関係国が協議等を行い、調整が図られた。

<コンタクト・グループ>

	コンタクト・グループ	共同議長
1	倫理行動規範コンタクト・グループ	Susanna Chung氏(南アフリカ)及び Neva Collings氏(ILC)
2	ABS コンタクト・グループ	Damaso Luna氏(メキシコ)及び Merle Alexander氏(ILC)
3	複数年度作業計画コンタクト・グループ	Tone Solhaug氏(ノルウェー)及び Gunn-Britt Retter氏(ILC)

* 「1-4. 生物多様性条約第8条(j)項に関する第6回 Ad hoc 作業部会」平成21年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp34-41、(財)バイオインダストリー協会、平成22年3月

¹ 我が国政府代表として、外務省及び環境省が出席した。JBAは、NGOとして本事業タスクフォースの最首太郎委員(水産大学校)と田上麻衣子委員(東海大学)が出席した。

² CBD事務局の会合報告書(UNEP/CBD/COP/10/2)は下記URLで閲覧可。(2010年3月2日アクセス)
<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-02-en.pdf>

本作業部会最終日には、議題 3、4、5 及び 7 についての勧告が採択された。これら勧告は 2010 年 10 月 18 日～29 日に名古屋で開催予定の CBD 第 10 回締約国会議 (COP10) に送られる。また、議題 6 に関する作業部会の意見も採択され、翌週に同地で開催された第 8 回「アクセス及び利益配分 (ABS) に関する作業部会」(以下、「ABS-WG」) に提出された。

2. 主要議題

議題 3. CBD 第 8 条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム

【概要】

議題 3 は作業部会初日の 11 月 2 日に検討が開始され、三日目に本会議で草案が議論された後、最終日の 6 日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.2) が勧告 6/1 として採択された。

議論の過程では、ABS に関する国際的制度 (International Regime : IR) (以下、「IR」) の採択や生物多様性と観光に関する CBD ガイドラインに係る支援等の 2010 年以降の実施に向けた能力構築の奨励に関し合意が得られた。情報交換の発達に関しては、グアテマラとタイが原住民及び地域社会の言語への翻訳の必要性を強調し、情報伝達メカニズムに関しては、ウガンダ、ペルー、セネガルが原住民及び地域社会のインターネットアクセス環境が不十分であることへの配慮とラジオ放送による伝達の有用性を指摘した。これらの議論を受け、採択された勧告 6/1 には、効果的な参加促進のためのメカニズムやツールとして、能力構築とともに原住民及び地域社会の CBD 作業への参加のための情報伝達メカニズムの創設等が取り入れられた。その他、特に以下の内容が勧告されている。

<勧告 6/1>

- ABS に関する IR の創設と 2010 年以降の実施に向けた能力構築のための努力を歓迎する。
- 条約事務局に対し、能力構築に関する決議の効果的な実施促進のための努力継続を要請する。
- 条約事務局に対し、地域社会の教育や情報の周知伝達のための電子的、伝統的又はその他の手段の開発とラジオ等の多様なメディアを通じた締約国による情報の普及促進を要請する。
- 事務局長に対し、電子的な伝達手段の開発、更新及び翻訳の継続を要請する。
- 伝統的知識に関する情報ポータルに留意する。
- 締約国に対し、原住民及び地域社会の組織との連絡の促進と第 8 条(j)項に係る作業計画の発展及び実施の促進のために、第 8 条(j)項及び関連条項のための国内フォーカスポイントの指定の検討を要請する。
- 締約国や関連するファンド機関等に対し、自発的基金への貢献を要請する。

議題 4. 伝統的知識の保護のための固有の制度 (*sui generis system*) の諸要素

【概要】

議題 4 は初日の本会議で議論が開始された。その後、三日目の勧告案に関する議論を経て、最終日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.3) に微修正が加えられた後、勧告 6/2 として採択された。

交渉過程での大きな論点は、世界知的所有権機関 (WIPO) (以下、「WIPO」) における伝統的知識に係る作業に関するものであった。スウェーデン (EC 代表) やオーストラリアは、伝統的知識の保護の知的財産権的側面を検討する主要なフォーラムは WIPO の「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」であり、本作業部会は固有の制度の発展と実施に係る情報の共有に集中すべきと主張した。他方、例えばエジプトは、WIPO は利益配分と伝統的知識に

関する事項を議論すべきではないとし、マレーシアは、WIPO で遺伝資源と伝統的知識の保護に関する文書の交渉を開始する旨を決定した WIPO 一般総会決議は、固有の制度に係る CBD の作業に予断を与えるべきではないと主張するなど、意見が対立した。これらの議論を受け、勧告 6/2 では WIPO 一般総会決議を逐語引用した記載が盛り込まれた。

この議論に加えて、ケベック原住民女性協会や生物多様性に関する国際原住民フォーラム (IIFB) 等の原住民団体は、固有の制度創設に際しては原住民の意思決定過程と彼らの慣習法の尊重が必要である点を強調し、固有の制度は原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、承認及び関与をもって発展させることが合意された。その他、特に以下の内容が勧告されている。

<勧告 6/2>

- 固有の制度の諸要素には、締約国等が固有の制度を発展させる際に有効な要素が含まれている点に留意する。
- 固有の制度は、慣習法や慣行、地域社会の取決め、さらに適宜これら社会の効果的な参加、承認及び関与をもって創設されるべきであることに留意する。
- 固有の制度についてまだ検討等を行っていない締約国に対し、適宜、固有の制度創設の手順を踏むよう奨励する。
- WIPO 一般総会決議に関しては、他のフォーラムで進行中の作業に予断を与えることなく作業を継続し、遺伝資源や伝統的知識等の効果的な保護の確保のために合意に到達すべくテキストベースの交渉を行うよう留意する。

議題 5. 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範 (Code of Ethical Conduct) の諸要素

【概要】

議題 5 は初日の本会議において議論が開始された。本議題は、CBD 第 9 回締約国会議 (COP9) が示した草案 (COP9 決定 IX/13G) をたたき台として議論が行われたが、草案には数多くのブラケットが付されていたため、ブラケットの整理、議論の深化のためのコンタクト・グループが設置された。コンタクト・グループでは、パラグラフごとに順を追って検討が進められた。議論の焦点の一つとなったのが、本倫理行動規範の性質であった。法的拘束力ある文書策定への足掛かりとすることを狙うインド、エジプト等に対し、カナダやニュージーランドはあくまで任意の規範である点を強調した。また、原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する記載、PIC に関する記載、知識の保有者 (knowledge holders) に関する記載をめぐっては、その内容が国内制度に与える影響等を懸念して、様々な意見が出された。議論を通じて、ほとんどのブラケットは削除されたが、いくつかのブラケットについては合意の形成に至らないまま、四日目に再び本会議の議論に付された。最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.4) を基に活発な議論が交わされたが、すべてのブラケットを外すには至らず、最終日に一部ブラケットを残したまま勧告 6/3 として採択された。

なお、原住民からの提案 (EC も支持) により、本倫理行動規範の名称は、Mohawk 族の言葉で「the proper way」を意味する言葉を冠する「Tkarihwaié:ri³倫理行動規範⁴」となった。

³ 発音: Tga-ree-wa-yieree

⁴ 正式名称: 「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重に関する Tkarihwaié:ri 倫理行動規範」(Tkarihwaié:ri Ethical Code of Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity)

<勧告 6/3> 倫理行動規範案の内容

- 本倫理行動規範は、序文に続き、「理論的根拠 (RATIONALE)」「倫理原則 (ETHICAL PRINCIPLES)」「方法 (METHODS)」の 3 つのセクション (計 30 のパラグラフ) で構成されている。
- 本倫理行動規範は、原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保することを目的としている。
- 本倫理行動規範という「文化的及び知的遺産」とは、原住民及び地域社会の文化遺産及び知的財産であり、CBD の文脈では生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識を指す。
- 【RATIONALE】冒頭部分では、本倫理行動規範が任意のものであることが明記されている。本倫理行動規範は、原住民等との意見交換、地域や国内等における倫理規範の策定、国内制度の創設等の際の指針となることが意図されている。
- 【ETHICAL PRINCIPLES】伝統的知識に関する知的財産、差別の禁止、透明性、PIC、公正かつ衡平な利益配分、伝統的資源へのアクセス等が規定されている。
- 【METHOD】誠実な交渉、女性への配慮、原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、守秘義務等が規定されている。
- ①原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する文言、②PIC に関連する文言、③原住民及び地域社会の伝統的資源体系の決定に係る文言については、合意の形成に至らず、ブラケットが残された。

議題 6. アクセス及び利益配分に関する国際的制度：ABS-WG に対する意見

【概要】

第 7 回締約国会議 (COP7) 決定は、ABS-WG に対し、ABS に関する IR に係る交渉について 8(j)-WG と協力するよう要請しており、同決定の Annex は、交渉の範囲に伝統的知識を含めている。また、第 8 回締約国会議 (COP8) 決定は、8(j)-WG に対し、ABS に関する IR に係る交渉に関し、遺伝資源に関連する伝統的知識の観点から意見を提出するよう求めていた。さらに、本作業部会に先立ち、2009 年 6 月 16 日～19 日にインドのハイデラバードで「遺伝資源に関連する伝統的知識に関する技術法律専門家会合」(以下、「伝統的知識専門家会合」) が開催されたが、第 9 回締約国会議 (COP9) 決定は、8(j)-WG に対し、上記伝統的知識専門家会合の結果を ABS-WG にインプットするよう求めていた。

これらを受けて、翌週に控えた ABS-WG へ意見を送付すべく、初日の本会議で議題 6 に係る議論が開始された。本会議で締約国や原住民等による議論が行われた後、二日目にはコンタクト・グループを設置して集中的な審議を行うことが決定された。

コンタクト・グループでは、伝統的知識専門家会合報告書及び 2009 年 1 月 27 日～30 日に東京で開催された「コンプライアンスに関する法律技術専門家会合」(以下、「コンプライアンス専門家会合」) の報告書を基に、各国が支持するパラグラフを主張した。伝統的知識専門家会合報告書に関連して論点となった事項は、議論の進行方法、遺伝資源へのアクセスと伝統的知識の関係、伝統的知識の定義、慣習法、IR の実施による原住民及び地域社会に与える影響、PIC、認証等である。最終的には、伝統的知識専門家会合で多くの専門家の支持が得られた内容 (パラグラフ) をテキストに盛り込むアプローチが採られた。一方、コンプライアンス専門家会合報告書については、コンプライアンスにおける原住民及び地域社会の慣習法の考慮等が論点となった。最終日に最終議長テキスト (UNEP/CBD/WG8J/6/L.5) が提出され、本会議での議論・修正の上、採択された。

<最終テキストに盛り込まれた主な事項>

- 第 15 条（利益配分）と第 8 条（j）項は相互支持的であり、IR の発展は伝統的知識の尊重と保護を支援すべきである。
- 伝統的知識と遺伝資源が関連する場合、両者は不可分である。
- 伝統的知識の特徴として、特定の文化又は人々との関連性、長期的な発展、動的・発展的性質、世代を超えた伝承、地域性、原創作者特定の困難性などがある。
- IR は地域における伝統的目的のための遺伝資源及び伝統的知識の交換を制限すべきではない。
- IR は伝統的知識及び関連する遺伝資源に係る原住民及び地域社会の権利に係る文言を規定すべきである。
- IR は伝統的知識が利用等された場合の PIC 及び利益配分に係る原住民及び地域社会の権利を認識した国内立法を要求すべきである。
- 遺伝資源に関連した伝統的知識に関し、「in the public domain」と「publicly available」には決定的な違いが存在する。「publicly available」であることはそれが誰にも帰属しないことを意味するのではなく、依然として PIC 及び利益配分が要求される。
- PIC 促進のためのコンプライアンス措置には、遺伝資源の原産又は出所の開示要件を含む。
- コンプライアンス促進のための措置として、原住民の権限ある機関の創設、国際認証、伝統的知識利用のモニタリング、PIC 等に係る能力構築などがある。

議題 7. CBD の第 8 条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画

【概要】

議題 7 は二日目の本会議から議論が開始された。既に第 8 条(j)項及び関連条項の実施についての進捗報告等の関連文書が作成されており、それらに基づき各国が意見表明を行った。本議題に関する多くの事項を審議するためにコンタクト・グループの設置が決定され、コンタクト・グループにおける議論を経て、勧告案が作成された。勧告案は四日目に本会議に提出され、本会議における議論が行われた。最終日には最終案（UNEP/CBD/WG&J/6/L.6）が示され、一部修正の上、勧告 6/4 として採択された。

勧告 6/4 は、進捗報告、複数年作業計画の改定、CBD 第 10 条（特に CBD 第 10 条(c)項（生物資源の利用慣行））に係る新たな構成要素の導入、8(j)-WG の作業計画、指標、原住民及び地域社会の参加、能力構築、伝統的知識の文書化等のためのガイドライン、国連原住民問題常設会議（UNPFII）の勧告等を含んでいる。勧告 6/4 の具体的内容は以下のとおりである。

<勧告 6/4>

- 作業計画の改正に関し、現在進行中のタスクを維持しつつ、能力構築や原住民及び地域社会の参加のためのメカニズム等を加える。
- 次回の第 7 回 8(j)-WG は、CBD 第 10 条（特に第 10 条(c)項）を条約の様々な作業計画等に組み込むために、新たな要素を加えた戦略を策定する。
- 将来の 8(j)-WG に「主要な分野と他の横断的事項に関する詳細な意見交換」と題する新たな議題を組み入れ、第 7 回 WG では、利益配分、保護地域、生物多様性及び気候変動のうちの一つについて詳細な意見交換を開始する。
- 効果的な参加を目的とする地域社会代表アドホック会議を開催する。
- しっかりとした土地保有に関する指標の創設に係る意見聴取のために、加盟国、原住民及び地域社

会の組織、国際機関等の関連する利害関係者を招聘する。

- 事務局長に対し、伝統的知識の文書化に関するツールキットの開発に係る WIPO の作業の完了を支援するために、UNPFII、UNESCO 及び WIPO との協力の継続を要請する。

3. 考察

(1) 今回の会合について

前述したとおり、今回の第 6 回 8(j)-WG の検討議題のうち、ABS に係る IR に関する議論の結果としての意見 (UNEP/CBD/WG-ABS/8/7) のみが翌週開催された ABS-WG に付託され、残りはずべて次期 COP10 へと付託された。ABS 以外の議題に関しては COP10 以前の最終勧告案となるだけに、今回の作業部会は非常に重要である。

今回の作業部会においては、先進国では、スウェーデン (EC 代表)、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーが、開発途上国では、ブラジル、マレーシア、ウガンダ (アフリカ代表) 等が積極的に発言し議論をリードした。また、原住民及び地域社会の代表からの発言も相次ぎ、活発な議論が展開された。こうした原住民等の存在感が、本作業部会の大きな特徴である。

全体を通じ、伝統的知識専門家会合報告書等を進展させて、IR の中に伝統的知識に関する PIC、利益配分、慣習法の尊重等を盛り込もうとする開発途上国及び原住民の発言が続く中、スウェーデン (EC)、カナダ等が ABS-WG 及び COP10 の議論に影響を与えないように、CBD における第 8 条(j) 項の規定内容の確認 (第 15 条との相違点)、WIPO における議論の尊重等を主張し、文言等の修正・削除を求める形で進行した。こうした先進国対開発途上国という構図の他に、土地及び水域に関する言及、原住民及び地域社会の PIC 取得、意思決定過程への参加等をめぐり、政府代表と原住民の意見の対立も見られ、これら国内問題に影響を与える項目についても論点となった。

これまでの CBD の会合では、ABS 事項が作業部会の主要な議論の対象であったが、第 8 条(j)項に関する作業計画の見直しにおける議論を顧みても、2010 年以降のポスト COP10 が意識され始めていることが看取された。

(2) 今後の留意点

今後の交渉における留意点として、以下のような点が考えられる。

固有の制度の検討・起草は長期的タスクとなる可能性がある。CBD はこの事項に関してリードしてゆくと考えられていたが、その作業が滞る一方で、WIPO の下で交渉が進行している。本問題は既存の知的財産制度自体に対する挑戦でもあり、大きな課題であろう。また、知的財産に関しては、開発途上国及び原住民が会議を通じて「in the public domain」と「publicly available」の違いを度々強調しており、今後もこの点を強く主張し、伝統的知識を保護の対象とするよう求めてくることが予想される。そのため、これらの概念及び法的保護の可能性についての整理・検討が求められよう。

議題 5 に関しては、いくつかのブラケットは残しつつも倫理行動規範案が採択された。本倫理行動規範案は COP10 で採択される見通しで、採択されればボン・ガイドライン、Akwé:Kon ガイドラインに続いて、CBD 関連で作成された 3 つ目の任意の指針となる。法的拘束力は無いとはいえ、知的財産や利益配分に係る規定も含まれていることから、採択後の効果も見据えた分析が必要である。

その他、特記すべき点としては、ノルウェーが新しく ABS に関する国内法を策定したことを強調しており、同法を分析しつつ、ノルウェーの主張及び今後の動向を注視する必要がある。また、従来からアジア、アフリカ、南米の 17 カ国で構成される「Group of Like-Minded Megadiverse Countries (LMMC)」が存在していたが、今回新たに LMMC 中のアジア太平洋の諸国により「Like-Minded Asia-Pacific Group」が結成された。これらの諸国の今後の動きには注意が必要であろう。

[33] ABS-WG8*

2009年11月9～15日、モントリオール・カナダ

アクセスと利益配分に関する第8回作業部会（ABS-WG8）会合が、2009年11月9日～15日にカナダ・モントリオールの国際民間航空機関（ICAO）本部で開催された。また、本会合に先立ち、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。我が国政府からは20名が参加した¹。

2006年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約（CBD）の第8回締約国会議（COP8）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（ABS-IR）についての作業を、2010年のCOP10までに完了させることが決定され、また、2008年にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、COP10までに3回の技術専門家会合、3回の作業部会を開催するという工程表（ロードマップ）が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合（2008年12月、ナミビア・ウイントフック）、「遵守」に関する技術専門家会合（2009年1月、東京）、及び、「伝統的知識（TK）」に関する技術専門家会合（2009年6月、インド・ハイデラバード）がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IRに関する議論の参考として、ABS作業部会へ提出された。

2009年4月にフランス・パリで開催されたABS-WG7では、ABS-IRのオペレーショナル・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブラケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。

今回のABS-WG8では、ABS-WG7で議論されなかった「TK」、「能力（構築）」、「(法的) 性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。

これにより、ABS-IRのすべての項目について、オペレーショナル・テキストの素案が作成された。テキスト案は61頁に及び、約3,800のブラケットが付いてはいるものの、ABS-IRの各項目については、加盟国からの追加意見を求めないこととされたことから、2010年3月にコロンビアで開催予定のABS-WG9で最後の交渉が行われることになった。なお、ABS-IRの前文、定義等で上記各項目に当てはまらない事項については、加盟国から意見を募集し、ABS-WG9で議論される。また、ABS-WG8とABS-WG9の間に開催される会期間会合に合意した²。

1. 共同議長による非公式協議

会議に先立つ11月8日（日）の午前10時から、共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、ABS-WG8に対する「シナリオ・ノート」を提示し、今回の会議の役割と期待を説明した。

* 「1-3. 生物多様性条約第8回Ad hocアクセスと利益配分作業部会」平成21年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書 pp23-33、(財)バイオインダストリー協会、平成22年3月

¹ 外務省(地球環境課・水野政義課長、鍋島徳子課長補佐)、環境省(自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授)、農林水産省(環境バイオマス政策課・圓谷浩之企画官、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・尾室幸子課長補佐)、経済産業省(生物化学産業課・作田竜一室長、浅野義人係長)、特許庁(国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長)、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部(安藤勝彦参事官、須藤学主査)、明治学院大学法学部・磯崎博司教授、JBA(炭田精造及び藪崎義康)。

² ABS-WG8会合の最終報告書は、2009年11月20日に「UNEP/CBD/WG-ABS/8/8」としてCBD事務局ホームページに掲載された。

- COP9 決定に基づき、今回初めて議論することとなる「TK」と「能力（構築）」について、他の項目と同じレベルにし、最終交渉のベースとなるオペレーショナル・テキスト案を作成したい。
- 11月9日の全体会合では、まず「(法的)性格」について議論したい。これは作業グループの“法的性質”に対する考え方を共有するためであり、この共通の理解を報告書に記載したい。
- ついで、「TK」と「能力（構築）」をABS-WG7と同様の3段階アプローチにより議論し、他の項目と同様のレベル（交渉のためのオペレーショナル・テキスト案）に仕上げたい。
- その後、ABS-WG7で議論した「利益配分」、「アクセス」、「遵守」について、ABS-WG7で作成したテキストをベースに交渉を行いたい。新しい提案は交渉開始まで受け付ける。
- 先週に、CBD第8条(j)項及び関連規定に関する第6回作業部会開催された。この結果について、同作業部会の共同議長報告として文書を追加する。
- なお、コンタクト・グループは最大2つまでとするつもりであるが、進捗状況や困難性を考慮し柔軟に決定したい。

2. 開会及び会議運営に係る事項

11月9日（月）の10時15分に、共同議長により会議が開会され、本会議の重要性と残る交渉期間はわずか14日であることが強調された。ついで、COP9議長（ドイツ）の代理として、Jochen Flasbarth氏が挨拶に立ち、独環境大臣は交代となったが、ABS-IRの国際交渉を引き続き支援するとともに、交渉期限は2010年10月のCOP10であり、ここでのABS-IR採択を先延ばしすることはできないと述べた。

CBD事務局長のAhmed Djoghlaif氏は、同様に、本会議が作業部会の歴史上もっとも重要なものであるとした。最近開催された生物多様性国際対話（神戸）で2010年目標達成に悲観的な見方が出されたが、我々の未来のためにも、クリチバのCOP8決定であるABS-IRを完成させるという目標に限られた時間しかないとした。

また、最近イラクとソマリアがCBDに加盟し、困難な政治状況にあっても、生物多様性の喪失という課題に立ち向かうという政治的メッセージを發した。

最後に、UNEP環境法条約局長Bakary Kante氏は、UNEP事務局長の代理として、UNEPの生物多様性に関する活動に対する積極的な支援を強調した。特に、生物多様性は持続可能な開発の礎であり、西アジア・アジア大洋州・ラテンアメリカ・アフリカに地域連絡窓口を設置し、ABSハブになることを期待しているとした。

慣例に従い、COP議長団が本会議の議長団となり、議長団の推薦によりSomaly Chan女史（カンボジア）をラポーターに任命した。その後、議題案を採択し、作業の手順を承認した。

3. ABS-IRの（法的）性格

共同議長は、11月9日（月）午前の全体会合で、「(法的)性格」について、「法的拘束力を持つ」、「法的拘束力を持たない」、「両者の混合（一部に拘束力を持たせる）」の3つのオプションが提案されているが、まずは議論するのでなく、各加盟国の考え方を聞きたいとして、意見を求めた。各国の発言は以下のとおりである。

- ナミビア（アフリカ代表）：法的拘束力を持つ包括的な文書を望む。特に、原則、規範、規則、手続、遵守措置、執行措置には拘束力が不可欠。アフリカグループの提案は文書として提出した。

- メキシコ (ラテンアメリカ・カリブ海代表) : 法的拘束力を持つ文書を支持。COP9 で議論されており、決定 IX/12 で ABS-IR の法的性格が示されている。
- ノルウェー : ABS-IR は法的拘束力を持つ単一の協定、CBD・ボン・ガイドラインに基づく議定書で、特に遵守は IR の要であり、法的拘束力を持つべきであるが、議定書には法的拘束力を持つ規定と持たない規定があり得る。
- 日本 : ABS-IR が我が国にとって受入れ可能な規定で構成されるならば、法的拘束力を持つことを排除しない。各規定の内容を議論してから、法的性格に戻るべきで、現時点では法的拘束力を持つ制度を無条件に受け入れることはできない。
- タイ : 法的拘束力を持つ 1 つ又は複数の文書からなる ABS-IR の策定を支持。
- ニュージーランド : 法的拘束力を持つとしても、実施可能なものでなければならない。実行可能性を考慮すべき。
- スイス : 条約第 15 条及び第 8 条(j)項の実施のためには、法的拘束力を持つ文書の交渉に注力すべき。一方で、ABS-IR はすべての遺伝資源に適用可能で、かつ、他の各種国際的協定とも調和的・相互補完的であるべき。
- ブラジル (LMMC 代表) : 法的拘束力を持つ単一の制度を COP10 までに策定することを支持し、その中心は法的拘束力を持つ遵守規定であるべき。ボン・ガイドラインでは不十分で、不正使用・バイオ海賊行為を防止するためには、議定書の交渉・採択が不可欠。法的拘束力を持つ制度はジュネーブでの ABS-WG6 で合意している。条約 15 条を実施するために、また利益配分を保証するために、具体的な手段が必要である。
- EU : オペレーショナル・テキストの案として、法的拘束力を持つ措置、拘束力を持たない措置、あるいはそれらの組合せのいずれも含み得る。ABS-WG8 の結果を見るまでは、法的性格についての見解を留保する。
- キューバ : 2005 年のラテンアメリカ諸国の会合から議論を開始し、2008 年 12 月に法的拘束力を持つ制度との結論に至った。ブラジルが発言しているように、ABS-WG6 で ABS-IR は法的拘束力を持つべきとされている。
- インドネシア : LMMC としてブラジルの発言を支持する。単一の法的拘束力のある制度であるべき。また、効果的に実施されることが不可欠。
- バングラデシュ : ABS-IR は法的拘束力を持つべき。
- アルゼンチン : LMMC の発言を支持する。
- カナダ : COP9 決定にあるように、文書の性質に関する影響を早計に判断したり、除外すべきではない。ABS-IR の各要素は制度全体として検討すべきである。ボン・ガイドライン、アグウェイ・ガイドライン、先週採択された倫理規範に関するガイドライン等、任意の制度もあり、これらをも無にすることはない。ABS-IR の在り方として 3 つのオプションがあることを理解しているが、一方で、ABS-IR は法的拘束力の有無にかかわらず、その構成要素の実施については各国の柔軟性に配慮すべきである。
- コスタリカ : メキシコ、ブラジルを支持する。ABS-IR は法的拘束力を持つべき。

- ブラジル：ABS-IR の法的拘束力と各構成要素の性質は別々に考えるべきである。堂々巡りをしているはならない。法的拘束力を持つ制度が必要である。
- セルビア（中東欧グループ代表）：ABS-IR は法的拘束力を持つべきであるが、必要であれば法的拘束力を持たない要素を組み込むことも可能であろう。
- ヨルダン：法的拘束力を持つ制度を支持する。
- セネガル：ナミビアの発言を支持し、法的拘束力を持つ制度が必要である。
- リベリア：ナミビアの発言を支持する。
- マラウイ：ナミビアの発言を支持し、ABS-IR は生物資源・遺伝資源へのパスポート・ビザのようなものとなる。

その他、オブザーバーである国際先住民フォーラムやベルン宣言が法的拘束力を持つ制度を支持する発言を行った。

11月15日（日）午前の全体会で、共同議長は、上記発言を基に、各地域グループ、原住民・地域社会代表、その他利害関係者との議論を経て、ABS-IR の法的性格に対する共同議長の所見を口頭で発表した。すなわち、「国際的制度には、法的拘束力を持つ1ないし複数の規定を含めるという合意に従い、かつ可能な限り早期に本作業部会の任務を完了するために、国際的制度に関する交渉は、議定書の草案の完成を目指すという認識で、本作業部会はほぼ一致している。こうした理解は、議定書の採択に関する COP10 の決定に影響を与えるものではない」³。なお、共同議長は、この所見は COP9 の決定を変更するものでもなく、また、本議題に関するこれまでの議論における各加盟国の立場を変更するものでもないことを確認したと述べた。

4. 遺伝資源に関連する伝統的知識

11月9日（月）午後の全体会で取り上げられ、まず加盟国（ナミビア、ブラジル、ノルウェー、カナダ、スウェーデン、フィリピン、タイ、ニュージーランド、ウクライナ）、ついでオブザーバー（エコローパ、国際先住民フォーラム、国際環境開発研究所）が発言し提案を行った。

11月10日（火）午前の全体会で、共同議長は、TKに関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Tone Solhaug 女史（ノルウェー）と Damaso Luna 氏（メキシコ）を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーショナル・テキストは以下の構成となった。

- 前文又は原則：義務規定とするかどうかは別としてほぼ合意に至った。
- 交渉テキスト（ブラケット付）：遺伝資源に関連する TK に対して、遺伝資源と同様の扱い（事前の情報に基づく同意（PIC）、相互に合意する条件（MAT）、利益配分）をすべきかどうか、TK に関する国内制度の制定では、国内の原住民・地域社会に意思決定プロセスを促すべきかどうか等

³ Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all regional groups and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group shares the preponderant understanding that for the purposes of completing its mandate and subject to the arrangement that the International Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the Regime aim at finalizing a draft protocol under the Convention on Biological Diversity. The Working Group confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the tenth Conference of Parties on the adoption of such a protocol. (注:この議長発言は、聴取者の筆記による記録である)

が主要な論点となり、テキストが作成された。

- 定義：「原住民・地域社会」、「関連する TK」、「非商業目的の研究」についてテキストが提案されているが、その内容及び配置に関する議論は十分ではなく、次回会合で議論される。

5. 能力（構築）

11月9日（月）午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国（ナミビア、EU、ブラジル、日本、カナダ、タイ、コスタリカ、フィリピン、韓国、カメルーン、エジプト、ガボン、ナイジェリア）についてオブザーバー（FAO、ITPGRFA、国際先住民フォーラム、ナチュラル・ジャスティス）が発言した。

11月10日（火）午前の全体会合で、共同議長は、能力（構築）に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Jose Luis Suter 氏（アルゼンチン）と Andreas Drews 氏（ドイツ）を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーショナル・テキストは以下の構成となった。多くのブラケットが付されている。

- 能力開発の重要性、アクセスと利益配分における人材・制度的能力の開発・強化への協力・連携
- 資金・技術・ノウハウへのアクセス・技術移転に関する各国ニーズの特定と配慮
- 開発途上国による能力開発措置の根拠としての自己評価、ニーズの特定、これら情報の事務局への提供
- 締約国による技術移転・技術協力のための能力開発措置
- 能力開発プログラム：関連法令の整備と実施、権限ある当局の設置と訓練、特許審査官の訓練、遵守証明・出所開示等の制度整備の支援計画、交渉に関する訓練、通信手段・インターネットシステムの採用、評価方法の開発と利用、バイオ探索研究と分類学研究、遵守の管理、遵守のモニタリングと執行、多様性保全と持続的利用への利益配分の強化、能力開発に対する協働・連携の構築・強化、遺伝資源の利用の追跡に関する訓練
- 能力開発措置の事例：政府に関するものとして、遺伝資源の保全・持続可能な利用・TKの推進、知的財産権の特定・主張・保護、社会経済発展のための遺伝資源とTKの持続可能な利用の促進、広報・教育・啓発、大学・研究機関に関するものとして、カリキュラム開発・訓練・研究・技術支援能力とアクセスと利益配分に関する組織としての能力、知的財産制度・パートナーシップ・利益配分の影響調査能力、研究者と原住民・地域社会との間の協力・理解を深める能力、また、民間部門に関するものとして、バイオ探索能力・アクセスと利益配分の手続や協定の最善慣行の確保能力、遵守によるビジネスチャンスの特定・活用能力、分野別に差別化した能力開発
- 利害関係者の能力強化措置：分野別モデル条項・契約作成・目録作成への参加、これらの利用
- 原住民・地域社会の能力開発措置：保護と持続可能な利用・推進、協定の交渉・実施における自らの権利の特定・主張・保護、社会慣行の整備・実施・執行、記録作成、データベースの不当利用からの保護、広報・教育・啓発の確保、積極的な関与による幅広い適用促進、経済学への理解と実現可能な利益配分方式への組入れ、評価方法の活用支援、研究開発活動可能な人材・組織の能力開発、遵守のモニタリング・執行措置能力の支援
- 能力開発を支援する基金の設置、資金供与メカニズム

- 国際基金機関に対する能力開発プログラムのための資金供与確保措置

5. 遵守

11月9日(月)午後、及び、10日(火)午前の全体会合で取り上げられ、9日午後には、マレーシア、ブラジル、EU、スイス、カナダ、また、10日午前には、日本、セルビア、ブルキナファソ、マレーシア、ブラジル、ナミビアがそれぞれ発言した。また、オブザーバーから、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の主たる発言内容は以下のとおりである。

- EU：不正使用（misappropriation）に関する提案の内容を紹介した。不正使用を提供国のABS国内法に違反して遺伝資源を取得することとし、国際アクセス標準に合意した上で、この違反には利用国で罰則を含めた措置をとる。
- スイス：EUと同様に、国際的制度の「遵守」の項には、不正使用の定義、国際アクセス標準、出所開示要件、情報の共有等がコアな要素となる。
- 日本：EUとスイスが不正使用について具体的な定義を提案したことに感謝する。EUはアクセス標準、認証、その他遵守措置を挙げており、スイスも出所開示等を挙げている。これらについてはコンタクト・グループで詳細に議論したい。
- セルビア（中東欧グループ代表）：EUを支持する。特に国際的に認知された証明書が重要。
- ブルキナファソ：アフリカグループの提案を支持する。1点追加すると、原住民・地域社会の間での遺伝資源とこれに関連するTKの交換を促進することを加えたい。
- マレーシア（アジア太平洋同志国家代表）：アジア・太平洋の生物多様性に富んだ加盟国で、新たな交渉グループ（Like-Minded Asia and Pacific Countries）を結成したことを発表した。LMMC、アフリカ、GRULAC等と協調しながら、重要な項目である遵守について意見をまとめていく。
- ブラジル（LMMC）：アジア太平洋同志国家の結成を歓迎する。遵守について、PICとMATの関係、司法判断の執行、遺伝資源・派生物・TKに対する主権的権利を保護する規制枠組み等からなる提案を行った。

11月11日(水)午前の全体会合で、共同議長は、遵守に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Rene Lefeber 氏（オランダ）と Ricardo Torres Carrasco 氏（コロンビア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の構成はそのままとし、関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブラケットをできる限り取り除くこととされた。

コンタクト・グループでの議論の結果、パリ附属書のブラケットを大幅に減少させることができたが、一方で、いくつかの定義に関わる項目、他のセクションへ移すことが望ましい項目、全体に関わる組織的事項等、取扱いが難しい問題が生じた。最終的に、これらは別の課題として、ABS-WG8以降も提案を受け付け、ABS-WG9で議論されることとなった。特に、上記のとおりEUは「不正使用及び不正使用に関する国際的な認識」を提案したが、これが定義に関わるかどうかで、EUは定義として提案したのではないと発言した。一方、他の加盟国からは最初のパラグラフは定義に相当するとの意見が出された。

検討項目は下記のとおりであり、それぞれにブラケット付のオペレーショナル・テキストが作成された。

- (1) 遵守を促すための手段の開発
 - a) 意識啓発活動
 - b) 不正使用・誤用に対する国際的な認識
 - c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧
 - d) 重要な利用者集団のための行動規範
 - e) 最も優れた行動規範の特定
 - f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のアクセスと利益配分の要件を遵守するよう義務付けること
 - g) 利用者による単独宣言
 - h) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準（国内のアクセス法の調和を必要としないもの）
- (2) 遵守をモニターするための手段の開発
 - a) 情報交換のための仕組み
 - b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書
 - c) 追跡（トラッキング）及び報告の制度
 - d) 追跡のための情報技術
 - e) 開示の要件
 - f) チェックポイントの特定
- (3) 遵守の執行のための手段の開発
 - a) アクセスと利益配分の取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置
 - b) 紛争解決の仕組み：国家間、国際私法、裁判外紛争解決
 - c) 判決及び仲裁判断の法管轄域を超えた執行
 - d) PIC の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを支援するための、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手続
 - e) 救済措置及び制裁措置
- (4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

6. 公正かつ衡平な利益配分

11月10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、スイス、ブラジル、ナミビアが発言した。また、オブザーバーとして、国際先住民フォーラムが発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- スイス：文書で提案を提出しているが、アクセスと利益配分のリンケージの関係で、法的確実性を確保し、遵守を促進するために、MAT はできる限り早い時期に、できれば遺伝資源へアクセスする時点で締結するべきとし
- ブラジル：提案にある「資金メカニズム」は金銭的／非金銭的利益配分のところに入る。
- ナミビア：提案で「公正かつ衡平な利益配分の定義」を事前に提出した。事務局は各提案を編集する時に誤って異なるところに置いたようである。

11月12日（木）午前の全体会合で、共同議長は、利益配分に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Pierre du Plessis 氏（ナミビア）と Cosima Hufner 氏（オーストリア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、先の遵守に関するコンタクト・グ

ループと同様に、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブラケットをできる限り取り除くこととされた。

検討項目は下記のとおりで、それぞれにブラケット付のオペレーショナル・テキストが作成された。

- (1) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (2) MAT に基づいて配分される利益
- (3) 金銭的利益又は非金銭的利益
- (4) 技術へのアクセス及びその移転
- (5) MAT に基づく研究及び開発の成果の共有
- (6) 研究活動への効果的な参加、又は研究活動における共同開発
- (7) 交渉における平等を促進するための仕組み
- (8) 意識啓発
- (9) MAT 及び TK の保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加及び関与を確保するための措置
- (10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み
- (11) 最低限の国際的な条件及び基準の開発
- (12) 利用ごとの利益配分
- (13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法
- (14) 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立
- (15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発
- (16) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの利用の拡大

7. アクセス

11月10日（火）午前の全体会で取り上げられ、EU、スイス、ブラジルが発言した。また、オブザーバーとして、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- EU：新たに、各国アクセス規制と国際的制度との適合性について提案した。コンタクト・グループで詳細に議論したい。
- スイス：各国にアクセスに関する権限があることは承知しているが、生物多様性・ヒトを含む動植物の生命の危機（インフルエンザ等のウイルス、食糧危機、侵入外来種等）に対応する緊急なアクセスを国際的制度で設定すべきだ。

11月12日（木）午前の全体会で、共同議長は、アクセスに関するコンタクト・グループの設置を提案し、利益配分に関するコンタクト・グループ（共同議長：Pierre du Plessis 氏（ナミビア）、Cosima Hufler 氏（オーストリア））でアクセスについても検討することになった。検討項目は下記のとおりで、それぞれにブラケット付のオペレーショナル・テキストが作成された。

- (1) 締約国がアクセスについて決定する主権的権利及び権限の認識
- (2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性

- (4) アクセスに関する規則の無差別的適用
- (5) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準（国内のアクセス法との調和を必要としないもの）
- (6) 国際的に開発されたモデル国内法
- (7) 管理及び取引費用の最小化
- (8) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

8. 会期間会合（ABS-WG9に向けて）

以上のように、ABS-IRの各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素—公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関連するTK、能力—）について、約3,800のブラケット付がついた全61頁に及ぶオペレーショナル・テキスト「モントリオール附属書」（附属書I）が完成した。

また、このテキストのどの部分に記載すべきかが明確ではない（「一時留保されている」と表現された）テキストの扱いについて議論が行われた。全体会合での討論及び主要締約国・地域交渉グループとの非公式協議の結果、これらを交渉用のオペレーショナル・テキストの外に出し、附属書II（次回作業部会会合で検討するため、留保となっている交渉テキスト案）として別記することとなった。本作業部会で完成した「モントリオール附属書」については、新たな追加提案を求めないことが確認されたが、「一時留保されている」テキストとともに、「前文」と「定義」に関する部分については、新規提案が可能である。

一方、共同議長は、財政的支援が得られることを前提に、ABS-WG8とABS-WG9の間に、2つの会期間協議の場を設けることを提案した。

1つは、「共同議長の友（Friends of the Co-Chairs）」会合で、構成メンバーは、①共同議長が選出した締約国代表18名、②COP9及びCOP10議長国（ドイツと日本）から代表各1名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各2名とし、ABS-IR交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索することを目的とする。時期は1月下旬あるいは2月上旬の3～5日間とする。

もう1つは、「地域間における非公式協議（Co-Chairs Informal Interregional Consultations）」会合で、ABS-WG9直前に3日間の予定で開催する。構成メンバーは、①5つの国連による地域交渉グループから各グループが指名する25名、②同じグループからオブザーバー（アドバイザー）各2名ずつの10名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各2名、④COP9及びCOP10議長国から代表各1名とし、ABS-IRの前文テキスト、定義、関連規定について協議することを目的とする。

これに対して、ナミビアはアフリカグループの代表として、このプロセスに同意するが、「共同議長の友」及び「地域間における非公式協議」会合の参加者を増やすことを提案した。カナダは「共同議長の友」会合の財政的支援と主催を表明した。また、ノルウェーは会期間協議とABS-WG9開催を財政的に支援するために、40万ノルウェークローネを拠出するとした。

【 資 料 編 】

- (1) 生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第一部報告書(カリ会合) 351
- (2) 生物多様性条約第9回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第二部報告書
(モントリオール会合) 407
- (3) ABS 国際的制度(ABS-IR)について産業界が特に強い懸念を持つ領域－国際商業
会議所(ICC)のABS第9回作業部会再開会合に向けての意見－ 439
- (4) 欧米産業界によるABS-WG9再開会合(モントリオール、2010年7月10～16日)の要約
と分析 443
- (5) CBD-ABS 作業部会メンバーへのABS議定書草案に関する世界バイオ団体の意見 447
- (6) アクセスと利益配分: 遺伝資源に関する学術研究の優良事例 451
- (7) 生物多様性条約と国連海洋法条約との関係－国家の管轄権を超えた区域の
海洋生物遺伝資源開発をめぐる－ 475
- (8) 伝統的知識の保護をめぐる国際動向－名古屋議定書の採択とWIPOにおける議論－ 483

(1) 生物多様性条約第 9 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第一部報告書 (カリ会合)

生物多様性条約

配布：一般
UNEP/CBD/WG-ABS/9/3
2010 年 4 月 26 日
原文：英語

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会
第 9 回会合
2010 年 3 月 22～28 日、於カリ、コロンビア

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 9 回会合第一部報告書 目次

はじめに

- 議題 1 開会
- 議題 2 会議運営に係る事項
 - 2.1 役員
 - 2.2 議題の採択
 - 2.3 作業の手順
- 議題 3 アクセスと利益配分に関する国際的制度：アクセスと利益配分に関するオープン
エンド特別作業部会第 7 回及び第 8 回会合で作成した交渉テキストの統合
- 議題 4 その他の事項
- 議題 5 報告書の採択
- 議題 6 閉会

附属書

- I 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ
衡平な配分に関する議定書案（修正版）
- II 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ
衡平な配分に関する名古屋議定書の採択
- III コロンビア政府及びコロンビア国民への感謝

はじめに

A. 背景

1. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合の第一部は、2010年3月22日から28日にかけて、コロンビアのカリで開催された。この会合に先立ち、同じくカリで2010年3月16日から18日まで共同議長の非公式地域間協議が行われ、3月20日から21日まで地域協議と地域間協議が行われた。

B. 出席者

2. 本会合には、以下の締約国その他各国政府の代表が出席した。(省略)
3. 以下の国連機関、専門機関その他の機関からオブザーバーが出席した。(省略)
4. 以下の組織からも代表者がオブザーバーとして参加した。(省略)

議題1 開会

5. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合は、2010年3月22日月曜日午前10時にティモシー・ホッジス共同議長により開会が宣言された。共同議長を代表して(もう一人の共同議長はフェルナンド・カサス氏)、ホッジス共同議長は参加者に歓迎の意を表し、カリでの会合開催に対してコロンビア政府に謝意を表するとともに、その理想的な開催地を申し出たバジェ・デル・カウカ県にも感謝の意を表した。アクセスと利益配分に関する国際的制度は、2010年10月の第10回締約国会議での採択に向け、この地でその交渉をまとめることになる。

6. コロンビア政府を代表し、ヤディール・サラザール・メジア多国間経済・社会・環境局長が参加者に歓迎の意を表した。またアクセスと利益配分に関する交渉をまとめるよう参加者に要請するとともに、貧困軽減に資するよう、利益の公正かつ衡平な配分と生物多様性の持続可能な利用の必要性を強調した。局長は、特に重要なのはアクセスと利益配分に関する国内法に対する遵守状況を確実にモニターすることであると述べた。また、コロンビアは今回の作業に全力を尽くす所存であり、交渉終結に向け、参加者全員が互いに支援し協力できるような快適な作業環境を提供したいと述べた。

7. ホッジス共同議長は会期間の作業と本会合前の作業に触れ、国連環境計画(UNEP)と他のパートナーのおかげで、どの地域も協議を行うことができたことと述べた。また「共同議長フレンズ会合」と共同議長の「非公式地域間協議」の成果を紹介し、本会合での作業について、共同議長のガイダンスメモ(修正版)を作成することができたことと述べた。こうした活動の末に、議定書案と締約国会議決定案が作成され、それが今、作業部会委員の手元に用意されている。今回の会合は作業部会にとって締約国会議から託された任務を完了する最後の機会である。そのため、締約国と利害関係者全員の歩み寄りと協力の精神が不可欠である。本会合では、締約国会議に提出する国際的制度の最終案と決定案がまとまるはずである。これは本作業部会が国際生物多様性年を記念して提出するものとなる。

8. 第9回締約国会議の議長代理として、ドイツのヨッヘン・フラスバルト氏は次のように挨拶した。作業部会は長い道程の最終段階に入り、今週末までにその任務を完了しなければならない。作業部会はこれまで、幅広い様々な意見を調整し、大部分の点では合意に至っており、この進展を誇りにすべきである。議長団は共同議長の用意した議定書案と決定案を全員一致で支持しており、代表の方々には、柔軟なアプローチで、今週は集中して主要懸案事項の解決に当たっていただきたい。

9. 生物多様性条約のアーメッド・ジョグラフィ事務局長は、今回の会合開催に対し、コロンビアの国民、政府のほか、地方自治体であるカリ市とバジェ・デル・カウカ県に謝意を表した。さらに事務局長は次のように挨拶した。コロンビアは今回の会合の開催地として最適である。それはこの国が世界でもっとも生物多

様性に恵まれた国の一つであり、1974年にラテンアメリカで初めて、再生可能自然資源・環境保護法が制定された国だからである。アクセスと利益配分に関する議定書には、遺伝的多様性という最も貴重な地球の資源との新たな関係を築く大きな可能性が秘められている。ヨハネスブルグでの約束から8年、クリチバの目標から4年が経ち、今回のカリ会合では、アクセスと利益配分に関する議定書の最終案がまとまる予定である。先週カリで開かれた共同議長の非公式地域間協議の出席者は、実にみごとにその任務を遂行した。さらに事務局長は、二人の共同議長が37の二国間会合をこなし、世界の主要都市を訪問した後、アクセスと利益配分に関する議定書案と第10回締約国会議で検討するための決定案を作成したことに対し、敬意を表した。結びとして、参加者に対し、この数日間は協力して難問に対処し、議定書案をまとめるよう求めた。これに成功することこそ、国際生物多様性年に寄せる最高の贈り物であり、国際社会全体にとって歴史的な成果となるものである。

10. 次にジョグラフィ事務局長は、国連のバン・キムン事務総長からの国際生物多様性年を祝うビデオメッセージを紹介した。

11. 国連環境計画(UNEP)事務局長代理として、カルロス・マルティン・ノベラ氏がアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合の開催に対し、コロンビアに謝意を表した。また会期間中の一連の地域協議や地域間協議の開催に対するUNEPの支援が役立って、締約国が合意点を見つけて交渉を進めることができたことに満足の意を表した。さらに共同議長と事務局の専任スタッフに対し、会期間中の実り多くも厳しい作業への謝意を述べた。今回の会合では第9回締約国会議で託された任務を遂げなければならないことを強調しつつ、氏は代表らに対し、議定書案を仕上げるよう促した。この草案こそが、名古屋での第10回締約国会議を成功へと導けるのである。氏はこの取組に対するUNEPの支援継続を申し出た。

12. それに対し、ホッジス共同議長は、これまでの数カ月間にUNEPの支援で開かれた地域会合が期待以上のものであったことを指摘し、マルティン・ノベラ氏に対し、UNEPのアヒム・シュタイナー事務局長に作業部会と共同議長からの感謝の意を直接に伝えてくれるよう要請した。

議題2 会議運営に係る事項

2.1 役員

13. 慣例に従い、締約国会議の議長団が本会合の議長団を務めた。第8回締約国会議で決定されたとおり、フェルナンド・カサス、ティモシー・ホッジスの両氏が本作業部会の共同議長となった。

14. 議長団の提案により、カンボジアのソマリー・チャン氏が継続して報告書起草委員を務めることとなった。

2.2 議題の採択

15. 2010年3月22日の本会合第1回会議において、本作業部会は、議題案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/1)に基づいて以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 会議運営に係る事項
3. アクセスと利益配分に関する国際的制度:アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第7回及び第8回会合で作成した交渉テキストの統合
4. その他の事項
5. 報告書の採択
6. 閉会

2.3 作業の手順

16. 2010年3月22日の本会合第1回会議において、本作業部会は共同議長の提案に合意し、参加者全員が全体会議において、改善を要すると思われる課題分野を指摘する機会を与えられることとした。この最初の「課題指摘プロセス」で挙げられた課題をコンタクトグループに伝え、そこで協議と解決策の特定を行い、結果を全体会議に報告する。全体会議で解決案への合意が得られた場合には、今回の会合の終わりに最終テキストに対して幅広い合意が得られるように、その解決案を現在の議定書案のテキストに統合する。今後は、共同議長の議定書案を含むノンペーパー(非公式文書)を交渉のベースとする。

議題 3 アクセスと利益配分に関する国際的制度: アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第7回及び第8回会合で作成した交渉テキストの統合

17. 本作業部会は、2010年3月22日の本会合第1回全体会議で議題3を取り上げた。

18. この議題を検討するに当たり、作業部会は共同議長から配布された次のノンペーパーを手元に用意した。

- (a) 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案
- (b) 締約国会議で検討するための決定案
- (c) 共同議長のシナリオメモ
- (d) 共同議長のガイダンスメモ(修正版)

19. このほかこの議題について配布されたものとしては以下があった。

- ・作業部会第8回会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/8)。この附属書には、アクセスと利益配分に関する国際的制度に関する作業部会第7回会合と第8回会合の成果物と作業部会第9回会合で検討するよう一時保留とされた交渉テキスト案が含まれている。
- ・受領した提案書を一本化した文書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/2)
- ・決定IX/12の附属書Iのテキスト(UNEP/CBD/WG-ABS/7/7)
また、概念、用語、作業上の定義、セクター(分野)別アプローチに関する専門家会合、遵守に関する専門家会合、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合の報告書もそれぞれUNEP/CBD/WG-ABS/7/2、UNEP/CBD/WG-ABS/7/3、UNEP/CBD/WG-ABS/8/2の文書番号で入手可能であった。

20. 作業部会はこのほか、情報資料として以下を手元に用意した。

- ・「遺伝資源」の概念のこれまでの変遷に関する報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/1)
- ・アジア地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/2)
- ・ラテンアメリカ及びカリブ海地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/3)
- ・中欧及び東欧地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/4)
- ・太平洋地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/5)
- ・アフリカ地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/6)
- ・「ABSと戦略計画に関する非公式専門家協議報告書」(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/7)
- ・FAO総会決議第18/2009(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/8)。これは「食料農業用遺伝資源に関するアクセスと利益配分に関する方針と申し合わせに関する」決議で、国連食糧農業機関(FAO)第36回総会で2009年11月23日に採択されたもの。
- ・国連食糧農業機関(FAO)から提出された以下に関する文書
 - ・食料安全保障と食料農業用遺伝資源に関するアクセスと利益配分に関する枠組み研究(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/9)
 - ・食料農業用の動物遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/10)

- ・食料農業用の森林遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/11)
- ・食料農業用の水産遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/12)
- ・食料農業用の微生物遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/13)
- ・食料農業用の生物的防除剤の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/14)
- ・「生命のバーコード化: 社会と技術の発展～世界レベル及び国レベルの展望」と題するセミナーの記録でカナダ国際開発研究センターから提出されたもの(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/15)。

21. 作業部会は、第7回会合用に配布された以下の情報資料も手元に用意した。
- ・遺伝資源の同定、追跡及びモニタリングに関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/2)
 - ・国際的制度と遺伝資源の利用を規律する他の国際文書との関係に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Parts 1-3)
 - ・国の管轄を超えて司法にアクセスする際の実質的費用及び取引費用に関する比較研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/4)
 - ・原住民及び地域社会の慣習法、国内法(国の管轄を超える場合)、国際法との関連での遵守に関する研究(UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/5)

22. 議題2で合意したとおり、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案を含む共同議長の本ペーパーが最初の議論のたたき台(ベース)となった。

23. ホッジス共同議長は議題に入るに当たり、まず、共同議長の本ペーパーに対するコメントを求めた。同共同議長は、特に各地域グループの代表からの意見を歓迎すると述べた。

24. カナダ代表は、主要課題を特定して解決策を見出したいとする共同議長の提案を支持した。同代表は締約国会議決定IX/12第3項を念頭に置き、これまで作業部会は、議定書案として共同議長の提案に示された新たな文書の交渉に重点を置いてきたが、国際的制度の構成要素となる議定書に関して一連の選択肢を盛り込んだ決定案について、その作成を開始する時期がきたと述べた。同国は、決定案が単に提案を提出するための手段ではなく、それ自体が重要であると考えていた。また締約国会議から付託された任務に沿って、議定書案、決定案を両方とも並行して策定しなければならないとも述べた。

25. マレーシア代表は、ラテンアメリカ及びカリブ海グループ、アジア太平洋グループ、アフリカグループ、メガ多様性同志国家(LMMC)から成る開発途上締約国を代表して発言し、これらの諸国には、生物多様性の大半を保有するものとして、その資源と知識を人類の未来、貧困の撲滅、自国民の生活向上のために利用する神聖な責任があると述べた。また、不正使用と利益の非配分が依然として続き、生物多様性条約の第三の目的がほとんど履行されていないことは遺憾であるとした。同代表は、共同議長のテキストを前進への尽力の賜であるとして高く評価したほか、次のことを述べた。途上国は、モントリオール附属書を参考資料として用いながら、このテキストを今会合の交渉のベースとしてよいと考えている。途上国には、草案の完成に貢献し、共同議長によって示された進行ルールに従う用意がある。また同代表は、この一年間の進展と主要な課題で得られた共通の理解、たとえば、議定書の核心部分となる遺伝資源の派生物から生じる利益の配分と遵守の確保などの面で共通の理解が得られたことに触れ、この理解を広げていくことへの自信を示した。それはさほど大変なことではなく、利益を公正に配分すること、途上国の法律を尊重する義務を受け入れること、遵守を確保するために協力することなどである。最後に同代表は、議定書は生物多様性条約第15条、第16条、第19条及び第8条(j)項を拡充し実施するための「CBDプラス」でなければならないと改めて述べた。

26. ブラジル代表はメガ多様性同志国家を代表して発言し、共同議長の提案した草案が今会合の交渉のベースとなるべきであるという、同グループの強い考えを表明した。同グループは、可能な限り全体会議で作業を行い、草案に対する主要な課題を共有すると同時に、同案に対する総合的な見解を維持したいと考えていた。また今回の会合に簡素化した実質的で包括的な草案を用意するために、共同議長が全代表団の提起した問題をすべてバランスよく組み込んだ議定書案の修正版を提示しようとしたことを理

解していた。主要な課題は次のとおりである。(i) 派生物の取扱い、(ii) 伝統的知識の問題に対する適切な取扱い、(iii) 原産国という概念に対する認識、(iv) 他の条約との関係の表示、非締約国に関する規定、(v) 技術移転へのアクセスを確保する義務の明確化、資金や資金供与の制度及び能力に関する規定の改善、(vi) 議定書の核心部分である遵守と国際的認証をモニターする仕組みの正確な取扱い。議定書の成功は、遺伝資源とその派生物及びこれら資源に関連する伝統的知識の価値を認識し、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保する効果的な手段や仕組みが構築できるかどうか、国際的な規範が策定できるかどうかにかかっている。

27. マラウイ代表はアフリカグループを代表して発言し、この一週間に行う交渉は、本条約の第三の目的を効果的に具体化して実施する上ですべての締約国にとって重要であり、金銭的利益と非金銭的利益は、他の二つの目的を通じて地球の生物多様性の健全性を維持するための大きな動機や誘因になると述べた。そのほか同代表は、次のことを述べた。アフリカグループは本作業部会に対し、第 15 条と第 8 条(j) 項を一体的に解釈し、生物資源及び関連する伝統的知識の所有権及びその利用から生じる利益が、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件、遵守と開示に加えて、主権的権利、国内法、慣習法、共同体規約及び伝統的知識を確実に尊重するものとなるよう要請する。また、本作業部会第 8 回会合で主張したとおり、生物資源が国境を出る際には、事実上、確実にパスポートを伴うようにするため、国際的制度について強力なチェックポイントを設置するよう希望する。生物多様性のあらゆる利益の公正かつ衡平な配分が、持続可能な利用と保全に対する効果的な誘因にならなければならないと考えており、これは名古屋で開催される第 10 回締約国会議の大きな政治的論点となるはずである。作業部会に対しては、利益の問題について、「用途と利用」と付加価値の原則のほか、技術の適切な移転、資金供与などを軸にして、一体的に取り組むよう要請する。また「第 8 条(j) 項に関する作業部会」の主な提言は、国際的制度を支えるものであるはずであり、共同議長のテキストに反映されなければならない。アフリカグループには、国際的制度の規定の範囲内で、各国の法律、政策、要件に従って産業界と協力する用意がある。アフリカグループは、締約国及び各国政府に対し、技術移転を促進するよう要請する。これに関連するプロセスの問題について同グループは、それらの目的が第 15 条の要求事項に十分に応えるものではなく、そのような話し合いの場(forums)は相互に補完しあうことはできるが、国際的制度交渉の作業に代わるものではなく、また重複するものでもないとの見解である。さらにマラウイ代表は、同グループが共同議長の作成したノンペーパーを支持する旨を表明するとともに、次のような不足要素を挙げ、このために不要なあいまいさが生じているとした。

- 適用範囲と派生物の問題、遺伝資源の保護とモニタリングにおける伝統的知識及び原住民・地域社会の問題、開示、追跡及びモニタリングの問題
- 締約国にとっての法的確実性
- 紛争解決の手続、司法へのアクセス
- 生息域外コレクション、原産国、提供者、利用者
- 遵守の仕組み、純粋に科学的な目的での生物多様性の研究の奨励
- 無差別条項

28. 日本代表は、議定書案は今後の議論の有効なベースになると述べ、前進するための共同議長の提案に支持を表明した。

29. クック諸島代表はアジア太平洋グループを代表して発言し、同グループがノンペーパーを議論のベースとすることに同意したと述べ、グループとして次の点が重要であると指摘した。

- 派生物を明文の規定により議定書の適用範囲に含めること
- 能力開発の重要性を踏まえ、資金供与の制度について議定書で明確に定め、それに充てる資源を明確に示すこと
- 技術へのアクセスと技術移転については、非締約国の問題と同じく、議定書で十分に扱うこと。

最後に同グループの見解として、現在の議定書案では遺伝資源へのアクセスに関する条項が指示を示すばかりで説明に欠けるため、締約国の権利が優先することを記述して示す必要があると述べた。

30. スペイン代表は欧州連合を代表して発言し、EU 環境相理事会が本会合の成功を祈っており、特に、極めて重要な国際生物多様性年ということもあり、各国とも ABS 議定書の起草に全力を尽くすつもりだと述べた。

31. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表して発言し、次のようなグループの考えを述べた。先週行われた地域間協議は、議定書の主要な要素について共通の理解に達した点で極めて有益であった。共同議長が提案した議定書案は、迅速な交渉を行うための適切なたたき台ではあるが、締約国にとって優先すべき事項が何かを、先ず初めに特定しなければならない。グループとしては、プロセスの透明性を確保するため、全体会議で作業するほうが望ましいと考えている。名古屋での会合の前に取り組まなければならない事項を明確にするため、この交渉の最終段階では、角括弧つきの句や文言がある場合はそのまま用いるべきである。今会合で取り組むべき優先事項は遵守、派生物、原産国、事前の情報に基づく同意、実施のための措置及び非締約国の義務である。

32. 韓国代表は、今後の交渉のベースとして使える簡素で扱いやすいテキストを作成する時期が来たと述べた。そのようなテキストが既に共同議長によって提示されている。韓国が念頭に置く国際的制度は、締約国会議決定 VII/19D に示された付託事項を反映し、法的確実性と透明性に基づいて運用できるものである。

33. セルビア代表は中欧及び東欧グループを代表して発言し、同グループはアクセスと利益配分における地域的協力、地域間の協力の拡充に対し強い支持を表明するとしたほか、次のことを述べた。同グループは、前年のパリとモンリオールの会合で国際的制度の交渉にかなりの努力を払ったが、法的拘束力のある文書としての議定書の完成に向け、引き続き貢献していく。特に重要なのは、遺伝資源の利用、遵守、能力開発、公正かつ衡平な利益配分といった問題や、遺伝資源、その派生物及び遺伝素材を含む産物へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に対する規制と円滑化の問題である。

34. ニュージーランド代表は、法的に理にかなっていて実施できるものであることを条件に、同国政府が、法的拘束力のある条約議定書として国際的制度を支援することができると述べた。

35. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム (IIFB) の代表は、コロンビアの原住民を代表して参加者を歓迎し、次のことを述べた。本作業部会第 8 回会合を終えたとき、原住民らは自分たちの懸念がモンリオール附属書に考慮され、多くの締約国が自分たちの権利と利益を支持していることを知り、国際的制度に対して好意的な印象を持った。しかし、この議定書案にはこうした権利や利益が盛り込まれておらず、深く失望している。議定書の合意に向けて前進するつもりならば、次のよう主要課題を議定書案に盛り込まなければならない。(i) 前文で、原住民及び地域社会の権利を尊重しなければならないということ述べること。(ii) 伝統的知識へのアクセスが行われる場合には、原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意を取得しなければならないこと、国内法を適用すべきではないこと。(iii) 議定書で遺伝資源に対する原住民及び地域社会の権利を認識すること。(iv) 伝統的知識の重要性と関連性は議定書全体に、特に遵守に関するセクションに、十分に組み込むこと。(v) 議定書で、原住民及び地域社会の慣習法の存在と役割を認識すること。

36. オーストラリア、ノルウェー、スイスの各代表からも、共同議長の提案した方法を支持する発言があった。同代表らは、主要課題に対する発言は適切な時期に行うと述べた。

37. 国際農業研究協議グループの国際農業研究センター代表は、アクセスと利益配分に関する国際合意と、この合意に至るための成功裏の交渉終結は、各国間における確実性、信頼性、誠意の醸成にとって極めて重要であり、こうしたものは、農業分野の研究開発における国際協力にとって必須条件であると述べた。しかし依然として懸念されるのは、交渉において、食料農業用遺伝資源の性質とその利用、その保全に対する脅威について、共通認識の形成にほとんど時間が割かれなかったことである。また喜ばしく思ったことは、今会合の代表者らに配布された文書のなかに、食料農業用の微生物遺伝資源、水産遺伝

資源、作物・飼料遺伝資源、樹木遺伝資源の利用と交換に関する背景研究が含まれていたことである。このような研究資料は、政府間協議において、この問題に関して意味のある議論をする上で重要である。国際的制度にとって食料農業用遺伝資源の特殊な性質に取り組むことは不可欠であり、そのための手段として将来的には、この制度の施行・展開を拡充する一環として、食料農業用遺伝資源へのアクセスと利益配分に関して明文の規定を設けることである。代表の方々には、本会合中、適用範囲、行動規範及び優良事例の項並びに前文に、簡潔明瞭な文言を挿入することにより、提案されたテキストの強化に努められるよう希望する。

38. ニュージーランド代表は先頃結成された「同じ志を持つ女性グループ」(Like-minded-in-Spirit Group of Women)を代表して発言し、同グループのねらいは、議論されている問題にジェンダーという視点を提供し、女性からの意見が取り入れられるようにすることだと述べた。同グループは、生物多様性の保全と持続可能な利用に果たす女性の役割は不可欠であり、この役割が国際的制度の関連部分に反映されることが重要であると考えている。また、アクセスと利益配分に関する作業部会のプロセスも含め、政策決定のすべての段階に女性の十分かつ効果的な参加が必要であることを主張した。

39. 食料農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の代表は、同条約のアクセスと利益配分の制度は生物多様性条約と調和するものであり、ITPGRのアクセスと利益配分の制度が十分に機能していることは、こうした制度が実現可能であることの証しであると述べた。同代表は、役割の補完性、相互補完性、両条約の法的義務の一貫性が、この一週間の交渉における決定の中核となることを希望した。

40. 国連大学の代表は、各国の実施能力を開発する必要性を強調し、同大学のバイオプロスペクティング・インフォメーション・リソースズ(Bioprospecting Information Resource)と伝統的知識イニシアティブ(Traditional Knowledge Initiative)への関心を促した。これらは原住民や地域社会、国内の政策立案者や国際的な政策立案者による行動の充実を図るために、伝統的知識に対するより深い理解の構築と認識の促進をめざすものである。

第2回会合

41. 2010年3月22日の第2回会合において、ホッジス共同議長は参加らに対し、議定書案のテキストを改善し、個々の問題分野について見解を示すよう求めた。同共同議長は、国際的制度の各構成要素については取り上げず、議定書案で改善を要する主要な問題を明確、簡潔に示すように要請した。こうした個々の問題に対する解決策を探るため、コンタクトグループを設けることになる。

42. ナミビア代表はアフリカグループを代表して発言し、同グループには提案されたノンペーパーをベースにして作業を行う用意があるが、グループが指摘した問題の中には、議定書案のテキストに適切に反映させる必要があるものもあると述べた。その問題とは、適用範囲と派生物の問題、伝統的知識や原住民・地域社会が遺伝資源の保護・育成に果たす重要な役割、遺伝資源の利用を構成するもののリスト、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件に関する国内法の遵守、開示・追跡・モニタリング、伝統的知識の不正使用に関する遵守の仕組み、純粋に科学的な目的での生物多様性の研究の奨励、無差別条項、利益配分の最低限の基準、各国に立法上、政策上、行政上の措置がない場合の取扱い、非締約国の問題などである。同代表はさらに、ヒトの遺伝資源、いずれの国の管轄にも属さない遺伝資源、国際的制度における技術移転、「利用者」という用語を定義する必要性などの問題にも取り組む必要があると述べた。

43. インドネシア代表は、メガ多様性国家であるインドネシアの考えとして、次のことを述べた。国際的制度は法的拘束力のある単一の文書によるべきであり、遵守と執行のための措置に関する一連の原則と規範を含めるべきである。代表団としては、遺伝資源と関連する伝統的知識が原産国を離れる場合を中心に、バイオパイラシーを防ぐための法的拘束力のある規定と仕組みを含む議定書を策定するほうがよいと考えている。国際的制度のもう一つの重要な要素は、各国の能力の開発と報告制度の構築である。遺伝

資源に関連する伝統的知識に関する規定(アクセス、公正かつ衡平な利益配分、遵守、能力開発に関連する分野横断的な問題)は各国の状況を考慮し、国内法に従うべきである。

44. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表して発言し、派生物の取扱い、原産国のカテゴリーの認識、事前の情報に基づく同意、実施の手段、非締約国の義務を主要課題と考えていると述べた。

45. スイス代表は三つの主要課題を挙げた。第一は遺伝資源の利用の問題である。これを明確にすることで、「遺伝資源」という用語の理解も深めることができ、おそらくは派生物の問題にも答えを出すことができ、この概念が議定書におけるアクセスと利益配分の義務にどのように関連するかも明確にできるものと思われる。第二は、遺伝資源の利用に関するモニタリング、追跡、報告の問題であり、これは、アクセスと利益配分に関する国内法の遵守を確保する手段として行うものである。第三は、アクセスと利益配分に関する議定書と、アクセスと利益配分のプロセスに関する他の国際文書との関係に関する問題である。特に、食料農業植物遺伝資源条約の多国間システムとどのように関係するのか、世界知的所有権機関の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会の作業とどのように関係するのか、という問題である。

46. クック諸島の代表はアジア太平洋グループを代表して発言し、グループとしては議定書の適用範囲に派生物の問題を含めるよう希望しており、アクセスに関連した締約国の主権的権利を保護すべきであると述べた。そのほか議定書案で扱う課題として、資金供与の制度、技術移転、非締約国の問題を挙げた。

47. イエメン代表は、現在検討中の議定書よりも前の法的文書の対象となっている多くの遺伝資源が、合法あるいは非合法に移転されており、そのためこの問題に今後対応するには、法的拘束力のある法的文書が必要であると指摘した。また議定書に規定する資金供与の制度と資金については、遺伝資源の研究をさらに進めていく必要性を考慮すべきであると述べた。

48. セルビア代表は中欧及び東欧グループを代表して発言し、遺伝資源、その派生物及び遺伝素材を含む産物へのアクセスとその利用から生じる利益の衡平な配分に対する規制と円滑化の問題、並びに国際的制度におけるその不正使用と誤用の防止に関し、共通の理解を得るという問題を強調した。

49. サウジアラビア代表は、同代表団が議論を望む主要課題は、遺伝資源の派生物、技術移転、能力開発、非締約国と議定書の関係であると述べた。

50. オーストラリア代表は次のことを述べた。代表団としては、議定書案の変更を最小限にするように作業をしたい。前文において、アクセスと利益配分に関する複数の国際文書が相互に補完すべきであると認識していることは喜ばしいが、この国際的制度と他の関連する法的文書との関係について、しっかりとした認識と明確さが必要であると考え。「関連する伝統的知識」という用語について、共通の理解が必要である。同国は、国際的制度で提案されているチェックポイントと出所の開示については問題があり、この課題を検討する場としては、世界知的所有権機関の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会がふさわしいと考える。

51. 韓国代表は特に、目的、適用範囲、アクセスと利益配分に関する国内法の遵守、遺伝資源の利用のモニタリング、追跡、報告に関する条項が、主な修正箇所として検討を要するところだと述べた。

52. ノルウェー代表は、同国の見解として次のような三つの主要課題があると述べた。(i) 国際的制度では、議定書と食料農業植物遺伝資源条約との関係を明文により明らかにする必要性があること。これは、両者が相互に補完しあい、双方が調和しつつ実施されるように確保するために必要である。(ii) 遺伝資源に関連する伝統的知識の重要性を適切に評価すること。(iii) 効果的な遵守措置が極めて必要であること。

53. マレーシア代表は、公正かつ衡平な利益配分の条項、遺伝資源へのアクセスの条項、アクセスと利益配分に関する国内法の遵守の条項に欠けているものは締約国の義務の明示であり、利益配分を提供する義務、すべてのアクセスに対し当該国の事前の情報に基づく同意の取得を求める義務、利用国の管轄内に所在する利用者が遺伝資源の原産国の主権的権利を確実に尊重する義務という、締約国の義務を明示することであると述べた。同代表は、議定書の目的を損なうことなく食料の安全保障を確保するため、技術移転に関する条項、締約国の能力に関する条項の強化を求めた。

54. カナダ代表は、同国が懸念する分野として次のものを挙げた。

- ・派生物を含む適用範囲
- ・無差別的適用
- ・他の法的文書との関係、時間的、空間的な適用範囲。
- ・遵守の仕組みで、チェックポイントとしての特許当局に対する開示照会に関するもの、証明書の義務付けによるもの、他の国のアクセスと利益配分に関する国内法の執行によるもの。
- ・提案されたテキストに不足している部分、たとえば、遺伝資源に関する既存の政府間協定と今後の政府間協定との関係に関する規定の必要性、不正使用などの定義を追加する必要性。
- ・関連する伝統的知識について、締約国に対し国内法の枠組みに十分な柔軟性を与えるのに必要な関連規定。

55. フィリピン代表は次のことを述べた。利益配分に関する条項には、遺伝資源の利用者が生じた利益を配分するよう義務付けられていることを明記すべきである。また遺伝資源に関する条項には、遺伝資源へのアクセスが締約国の、また適当な場合には原住民・地域社会の、事前の情報に基づく同意を得ることを条件とするという原則を明記すべきである。

56. ウクライナ代表は、議定書が法的拘束力のある実行可能な法的文書となるように、用語の条項では、定義をもっと明確にする必要があると述べた。

57. ニュージーランド代表は、主要課題として次のものを挙げた。

- ・アクセス及び利益配分活動と遺伝資源に関連する伝統的知識との適切な結びつき
- ・各国の様々な状況に対応する柔軟性、遺伝資源に関連する伝統的知識に対する国家の適切な役割の確保。
- ・遺伝資源の利用者の利益、提供者の利益、アクセス、利益配分の間のバランス。
- ・効果的な遵守措置など、実用的で効果的な制度の必要性。
- ・国際的制度和他の組織(世界保健機関、世界知的所有権機関など)におけるアクセスと利益配分に関する作業との関係。
- ・国際的制度和、アクセスと利益配分に関する他の国際的制度(食料農業植物遺伝資源条約、南極条約の制度など)との関係。

58. タイ代表は次のことを述べた。国際的制度は、科学やバイオテクノロジーの進歩に対応できる適用範囲にすべきである。つまりこの制度の適用範囲には、技術の進歩が反映されるように、派生物を含める必要がある。技術移転は、技術へのアクセスという意味でも技術を移転するという意味でも、遺伝資源の利用から生じる利益の配分であることを強調すべきである。

59. 欧州連合代表は共同議長のテキストに関し、現時点で特定した問題として次のものを挙げた。

- ・適用範囲の問題、特に他の国際的な協定や取決め、制度との関係。これについては独立した規定を設ける必要があると思われる。
- ・遺伝資源へのアクセスについては、生物多様性に関する研究にふさわしい環境を確保する必要がある、アクセスに関する要件の一覧についても検討する必要がある。

- ・締約国が事前の情報に基づく同意を義務付けないと決定する場合を議定書に反映すべきであり、チェックポイントの制度と開示要件はテキストで扱うべきである。
- ・契約上の取決めの実施を支援するために提案されたいくつかの措置の必要性和有用性、議定書の資金供与の制度の問題。

60. 日本代表は、議定書と生物多様性条約第 15 条との法的一貫性を求めた。

61. アルゼンチン代表は、議定書が食料農業植物遺伝資源条約や南極条約など他の関連する国際的な機関や法的文書と調和しなければならないと述べた。制度に対する実質的、時間的、空間的な適用除外については、こうした問題を扱う場合の短い一般的文言を使って考慮すべきであり、そうすることで法的確実性を高めるようにする。

62. コロンビア代表はアルゼンチンへの支持を表明し、議定書の目的との矛盾を避けるため、生物多様性、遺伝資源及び伝統的知識に関連する他の国際条約と議定書との相互に補完する関係や調和について、明文の規定により示す必要があることを強調した。

63. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム代表は、次のことを含めるよう提案した。

- ・前文で、原住民及び地域社会の権利を尊重し、認識すること。
- ・伝統的知識にアクセスする場合には、その前に、自由意思に基づいて事前の情報に基づく同意を取得し、国内法によらないこと。
- ・遺伝資源と伝統的知識に対する原住民・地域社会の権利を認識すること。
- ・原住民・地域社会の権利を議定書全体に、特に遵守に関するセクションに十分に組み込むこと。

64. 市民社会組織の代表は、組織の見解として、議定書は次の問題に重点を置くべきであると述べた。

- ・原住民及び地域社会の権利に対する国際的な人権協定に則った認識。
- ・遺伝資源の典型的な利用であるとされるケースの組み入れ。
- ・分野横断的な問題としての遺伝資源に関連する伝統的知識。
- ・遺伝資源及び関連する伝統的知識は、合法的に取得したもののみを締約国の領域内で利用できるようにすること。
- ・利益配分の要件は、遺伝資源、派生物及び産物の利用から生じるすべての利益を含めるための実態のチェックに基づくものとする。
- ・遵守制度に関する法的拘束力のある明確な規則。
- ・非締約国に関する規定。

65. バイオバーシティ・インターナショナル代表は、将来の議定書では、アクセスと利益配分の規定と他の国際協定について、明文により認識すべきであると述べた。

66. 2010 年 3 月 22 日月曜日に行われた第 2 回全体会議の終了時に、カサス共同議長は参加者らに対し、今回出された提案を取りまとめ、次の段階に進むための戦略とともに明日の全体会議で提示すると伝えた。

第 3 回全体会議

67. 2010 年 3 月 23 日の本会合第 3 回全体会議において、ホッジス共同議長は、取り組むべき主要課題に関するすべての発言の検討と取りまとめが終了し、四つのコンタクトグループがそれぞれの課題に取り組むことになる述べた。コンタクトグループの任務は、当初のテキスト草案を保持しつつ、修正を加え、あるいは新たなテキストを挿入して、各課題の解決策を全体会議に提示することである。主要課題は次のように各コンタクトグループに割り当てられた。

(a) グループ 1: 他の法的文書及びプロセスとの関係。時間的・地理的な適用の問題。セクター別アプローチに対する柔軟性。非締約国。資金供与の制度及び資金。

(b) グループ 2: モニタリング・報告・追跡(開示要件及びチェックポイントを含む)。紛争解決及び司法へのアクセス。原産国。事前の情報に基づく同意又は相互に合意する条件に関する要件がないケース。

(c) グループ 3: 遺伝資源・派生物の利用。利益配分義務(技術へのアクセス及びその移転を含む)。アクセスに関連する問題(生物多様性に関連する研究、アクセス要件、アクセスが事前の情報に基づく同意を条件としないと決定した締約国の問題を含む)。

(d) グループ 4: 伝統的知識に関連する問題(アクセスと利益配分活動と遺伝資源に関連する伝統的知識との関係に対する適切な認識を含む)。各国の状況の多様性。慣習法の存在と役割に対する締約国の認識。

68. 本作業部会は、次の各氏がコンタクトグループの共同議長を務めることで合意した。

グループ 1: ホセ・ルイス・ステラ(Jose Luis Sutura) (アルゼンチン)、
ユーハン・ボデゲルド(Johan Bodegård) (スウェーデン)

グループ 2: レネ・レフィーバー(René Lefeber) (オランダ)、
リカルド・トーレス(Ricardo Torres) (コロンビア)

グループ 3: コジマ・フフラー(Cosima Hufler) (オーストリア)、
ピエール・デュ・プレシス(Pierre du Plessis) (ナミビア)

グループ 4: トーン・ソルハウグ(Tone Solhaug) (ノルウェー)、
ダマソ・ルナ(Damaso Luna) (メキシコ)。

69. 今後の進め方に関する提案に対し、代表団からいくつもの質問が寄せられた。それに対しホッジス共同議長は、全体会議に提出することのできる解決策を角括弧がはずれた形で示すことに重点を置くことが任務であると答えた。またコンタクトグループが並行して会合を開く場合は、最大で 2 グループまでとすることを明らかにした。

70. 欧州連合代表は、解決策をテキストに組み入れるプロセスはどのようにするのか、コンタクトグループの作業の順序は各グループの共同議長が判断することになるのかと質問した。

71. ホッジス共同議長は、提案された解決策をまとめてハードコピーとオンラインで入手できるようにすると述べた。テキストはいずれかの時点で修正して簡素化することになる。

72. ノルウェー代表は、グループ 4 がグループ 2 又は 3 と並行して作業を行うことのないようにすることは可能かと質問した。

73. ペルー代表は、小規模な代表団にはコンタクトグループに出席して意見を発表するのが難しいため、コンタクトグループでの作業よりも全体会議での作業を優先させることも可能ではないかと述べた。また参加者に対し、角括弧が入ることを避けるために反対するのではなく、建設的な解決策を提案するよう確認を求めた。

74. ホッジス共同議長は、まずコンタクトグループの会合を開き、その後で、全体会議のほうが効率的であることがわかれば時間を調整すると述べた。また問題への建設的な解決策に重点を置くことを確認した。

第 4 回全体会議

75. 2010 年 3 月 24 日の本会合第 4 回全体会議において、本作業部会は、各コンタクトグループの共同議長から作業の進捗状況の報告を受けた。

76. コンタクトグループ 3 のピエール・デュ・プレシス共同議長は、同グループが 2 回の会合を持ち、遺伝資源・派生物の利用の問題と、利益配分義務(技術へのアクセス及びその移転を含む)について話し合ったと述べた。

77. コンタクトグループ 4 のトーン・ソルハウグ共同議長は、同グループが 2 回の会合を持ち、非公式な協議が果たす重要な役割について取り上げたと述べた。

78. コンタクトグループ 1 のユーハン・ボデゲルド共同議長は、これまで開いた 2 回の会合による進捗を報告し、課題のいくつかが相互に関連しており、一つの項目にまとめて扱うことが可能であるという点を強調した。

79. コンタクトグループ 2 のレネ・レフィーバー共同議長は、同グループが 2 回の会合を持ち、課題リストのうち項目 1 のみを協議したと述べた。

80. ホッジス共同議長の提案により、本作業部会は、フランソワ・ピトゥ(François Pythoud)(スイス)、ヴァニダ・クムニルドペッチ(Vanida Khumnirdpetch)(タイ)の両氏を共同議長として、五番目のコンタクトグループを設置することで合意した。その任務は、締約国会議において検討される決定案を含む 3 月 19 日付けの共同議長のノンペーパーを見直して、改善の必要な分野と埋めるべき不足部分を明らかにすることである。

81. イラン・イスラム共和国代表は、いまだ提起されていない課題が一つあり、それは遺伝資源の開発、保全及び利用に対する農民や原住民・地域社会の多大な貢献と、採択される利益配分の諸取決めの中で彼らの権利を認識することの重要性を認識し、アクセスと利益配分に関する将来の議定書の中で、彼らの権利、とりわけ意思決定への参加の権利を認めることであると述べた。

第 5 回全体会議

82. 2010 年 3 月 25 日の本会合第 5 回全体会議において、コンタクトグループ 1 のステラ共同議長は、同グループの作業の進捗状況を報告した。同グループでは議定書と他の法的文書及びプロセスとの関係に関して、また非締約国に関する規定の必要性に関して、かなりの共通理解が得られた。だが時間的な適用範囲、セクター別アプローチ、資金供与の制度及び資金の問題についてはさらなる議論が必要である。

83. コンタクトグループ 2 のリカルド・トーレス共同議長は、同グループが国内法の遵守を扱う条項について理解を深めることができたことと述べた。国内法の遵守証明書の必要性については合意の形成が進みつつあるが、特別な状況がある場合には一層の柔軟性を持たせるべきである。可能な解決策を探り、遺伝資源の利用のモニタリング、追跡、報告に関する条項、相互に合意する条件の遵守に関する条項を明確にするために、さらなる議論が必要である。

84. コンタクトグループ 3 のコジマ・フフラー共同議長は、同グループが生物多様性関連の研究の問題に関して、特別な取扱い、より積極的な文言、各国の柔軟性が必要であるとの合意をみたと報告した。また事前の情報に基づく同意を義務付けないこと及び特定の遺伝資源へのアクセスについて可否を決定することは、各国が有する主権的権利の範疇に入るという点で意見が一致した。遺伝資源へのアクセスに関する条項、及び研究と緊急事態に関する条項中の、人々の健康や食料の安全保障、生物多様性に対

する深刻な脅威に関する項については、文言を改善して欠けている要素を加えるために慎重な検討が求められる。

85. コンタクトグループ 4 のトーン・ソルハウグ共同議長は、同グループが、前文テキストの合意済み文言を、伝統的知識に関係するすべての条項に一貫して用いるよう要請したと述べた。そのほか前文の三つの項についても合意したほか、公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、国境を越えた協力、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力に関する各条項への修正又は追加についても合意した。

86. コンタクトグループ 5 のクムニルドペッチ共同議長は、同グループが締約国会議決定案の検討を順調に開始したと述べた。他のコンタクトグループの協議からもたらされた改善点や変更点を決定案の附属書に反映するには、さらに時間が必要である。

87. ホッジス共同議長は、この日の夜には議定書案の修正版を会議場文書 (conference room paper) として配布すると述べた。議長はまた、いくつかの代表団が交渉プロセスの参加の充分性と透明性に懸念を表したことや、代表として自国の立場を伝えてその利益を守る能力についても懸念を示したこと、次のステップとして地域間グループを作ると提案した。地域間グループの任務は、議定書案の修正版の検討である。まずコンタクトグループが挿入した新しいテキスト部分をすべて検討し、その後、残りのテキストについて協議して、妥当なバランスの確保と議定書全体の一貫性の保護をめざし、最後に懸案事項を特定して、可能であればそれを解決する。本作業部会は、ホセ・ルイス・ステラ氏 (アルゼンチン) とユーハン・ボデゲルド氏 (スウェーデン) が地域間グループの共同議長を務めることで合意した。

88. 地域間グループは、国連分類による各地域グループから最大各 5 名と、原住民・地域社会、市民社会、産業界、公的な研究グループから各 2 名の代表で構成する。本作業部会のメンバーで関係する者はすべて、地域間グループの会合に招かれる。

89. ホッジス共同議長は、会合のセッティングに関するいくつかの代表団からの質問に答えて、会合のテーブルに座る発言者は、必要な場合には技術専門家など他の者と交代することができ、代表団の他のメンバーの席が発言者の近くに設けられると説明した。

90. クック諸島 (アジア太平洋グループを代表)、欧州連合、ハイチ (ラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表)、日本、国連大学が、共同議長の提案に賛成する発言を行った。

91. カナダ代表は、カナダがプロセスの簡素化の必要性を認め、共同議長の提案を全面的に支持しつつ、会合の次の段階は、参加者がテキストに基づいた交渉を行わなければならない最初の機会となることを意識していると述べた。同代表はまた、西欧及びその他グループ (Western European and Other States Group) には、JUSCANZ 諸国という、グループ分けをして残った利害関係の大きく異なる締約国の集まりが含まれていることに触れ、これを代表することは特に難しいという点に注意を喚起した。

92. ニュージーランド代表は、共同議長が提案した効果的で開放的で十分な参加を得た作業方法を歓迎した。しかし、国際的制度に関する交渉を行うという任務を締約国会議から付託されたのは本作業部会であって地域間グループではないことを指摘し、進行中のプロセスから生まれる文書の地位を明確にするよう求めた。

93. ホッジス共同議長は、議定書の交渉は本作業部会の任務であることを確認し、その点で本会合の報告書は代表団の懸念を記録する有用な手段であると述べた。

94. マラウイ代表はアフリカグループを代表して発言し、同グループはプロセスの次の段階に関する共同議長の提案を支持すると述べた。ただし、地域間グループの両共同議長がグループの見解ではなく自身の見解を表明することは避けるよう要請したい旨を言い添えた。

第 6 回全体会議

95. 2010 年 3 月 28 日の本会合第 6 回全体会議において、カサス共同議長は、すべての代表の尽力を称え、五つのコンタクトグループの共同議長に謝意を表した。続いて、作業はノンペーパーをベースに行い、コンタクトグループからの意見をj得て週内に修正を加えるという合意が、本会合第 1 日目になされていることを出席者に再確認し、議定書案の修正版(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.2)を本作業部会に提示して承認を求めた。議定書案の条項のいくつかが地域間グループによって修正されたが、いくつかの課題が未解決のまま残っており、仕上げにはさらなる作業が必要であるため、この修正版は仕掛かり文書として提示された。

96. 本作業部会は、共同議長の議定書案の修正版を附属書 I として本会合の報告書に加えることで合意し、脚注をつけて、この文書が交渉を経たものではなく、議定書案の要素を推敲しようとする共同議長の努力を反映したものであり、締約国がテキストに加筆修正をする権利を妨げるものではないことを明確にすることとした。

97. 欧州連合代表は、議定書案修正版の脚注の文言はこのテキストの地位を明確にするのに有用であると述べた。しかし報告書の最後の部分はまだ用意されておらず、その部分を勘案して初めて地位に関する十分な評価は行われ得るとし、共同議長に対し、報告書の採択に進む前に最後の部分を用意するよう促した。最終交渉において解決すべき問題は多数ある。以下は交渉テキストに対する欧州連合の提案であり、懸案事項についての欧州連合の意見を示すものである。以下を報告書に反映するべきである。

「議定書案の主な問題点に対する欧州連合の意見」

- アクセスと利益配分に関する議定書は、他の国際協定やプロセスとの関係を定める独立した条項を含んでいることが重要である。
- 前文の項の一つとして、食料農業用遺伝資源固有の関連性、及び当該遺伝資源に関するすべての国の相互依存性を認識する項を組み入れたい。
- 前文第 15～17 項における、遺伝資源に対する原住民・地域社会の既存の権利及び所有権への言及については留保を付す。第 5 条 2 項(e)についても同様とする。
- 遺伝資源へのアクセスもまた、アクセスと利益配分に関する議定書の重要な目的の一つであり、それを反映する必要がある。
- 議定書の時間的、地理的な適用範囲を明確にしなければならない。時間的な適用範囲は全般に関わる問題であり、他の条項でも明確に述べなければならない。
- 利益配分に関する第 4 条は、時間的な適用範囲を明確にしなければならない。また、利益配分は提供者と利用者が相互に合意するものであるということを明確に反映していなければならない。欧州連合の見解では、相互に合意する条件は「派生物」について扱うのに適当な場所である。この意味で、提案された附属書 II は、特にその有用性という意味でさらなる検討が必要である。提案された見直しの仕組みも、負担が大きくまた実際的でなく、同様にさらなる見直しが必要である。
- アクセスと利益配分に関する議定書は、どの規則が遺伝資源へのアクセスに適用されるかを明確にするものでなければならない。現在の第 5 条はこの目的には不十分である。生物多様性条約第 15 条 1 項への言及もテキストに挿入するべきである。

- 第 6 条は、生物多様性関連の研究が持つ役割を反映するよう、また食料の安全保障及びヒトや動植物の健康にとって特に社会的に懸念される病原体にこの議定書がどう適用されるかという重要な問題を明確にするよう、大幅に書き直す必要がある。
- 国境を越えた協力は、この議定書の実施に重要な役割を果たすことができる。しかし隣接した複数の締約国の領域に同じ遺伝資源が存在する場合、こうした協力は、締約国が自国の遺伝資源に対して有する主権的権利と抵触するため、締約国に課された義務とはなりえない。
- 用語については、遺伝資源に関連する「伝統的知識」という表現をテキスト全体を通じて用いることを支持する。用語に関するもう一つの問題は、原住民・地域社会の「慣習法、共同体規約及び手続」という表現である。シンプルでこの用語全部を含んだ表現、たとえば「共同社会レベルの手続」などの表現のほうが望ましい。
- 第 9 条 5 項にあるような、遺伝資源に関連する伝統的知識で公に入手できるものへの言及は現段階では適当であるとは考えられず、支持しない。なぜならばこの問題は世界知的所有権機関 (WIPO) の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会 (IGC) が現在検討中だからである。
- 第 12 条 1 項は、締約国の管轄下にある利用者に対して講じる措置について、締約国の主要な遵守義務を定めており、それにより他の締約国のアクセスと利益配分の枠組みを尊重するよう確保するものである。法的確実性を確保するために、この義務の適用範囲は、事前の情報に基づく同意が得られているかどうか、相互に合意する条件が定められているかどうかにより焦点を置くものでなければならない。遺伝資源が、事前の情報に基づく同意の決定に定められた最終的な条件に従って利用されているかどうかについては、この適用範囲に含めることはできない。この点は第 14 条で扱う。
- 第 13 条、第 14 条に基づく義務を効果的に実施するには、国内レベルでの柔軟性が締約国に必要である。締約国が柔軟性のない融通のきかない方法を用いて遺伝資源の利用のモニタリング、追跡、報告をしなければならないとすれば、制度は重くおそらくは高コストとなり、しかも事前の情報に基づく同意が得られていない例や相互に合意する条件が定められていない例の特定にとっては、効果のないものになる。
- 国際的に認知された証明書に関しては、交渉テキストの概要を支持する。ただし締約国は、この問題を扱う交渉テキストをどこに配置するのが適切か、またそのテキストが、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスへの情報登録に関するその他の規定とどう関係するかという問題を、どこかの時点で取り上げなければならない。またアクセスの時点で交付される遵守の証明書には、当然ながら、当該証明書が適用される遺伝資源のその後の利用に関する情報を反映できない。証明書の詳細な内容は議定書のテキストに示すべきではないというのが欧州連合の強い考えである。細かく定めてしまうと、将来それを変更しようとする場合に、議定書の修正という手段によるほかなくなるからである。基準については、締約国会議の決定で設けることができると考えている。
- 第 15 条と第 16 条に示された考え方を支持する。ただしこれらの規定は相互に合意する条件の内容に触れないように、何らかの書き直しが必要である。
- 書き直しという観点から、第 18 条 3 の 2 をさらに検討する必要がある。
- 第 18 条 5 項の「リストによるアプローチ」は、能力開発のニーズベースという基本原則と両立し得ないと思われる。
- 第 18 条の 2 はさらなる検討を必要とする。同条項は今後も交渉の場で取り組むべき多くの新たな問題を明らかにしている。

- ・ 第 20 条から第 31 条は締約国による検討がまだ行われていない。

上述の主要課題の解決方法に関し、欧州連合としてはいくつかの提案を示したい。

以下の提案は、3 月 27 日現在の共同議長の議定書案に関して作成したものである。共同議長がその後議定書案のテキストに加えた変更は反映していない。欧州連合は、最終交渉中にこれらの提案を撤回し、修正若しくは変更し、又は新たな提案を行う権利を留保する。ここで取り上げないテキストや条項については、欧州連合がそれをそのまま認めた又はそれが示されている形式を認めたというわけではなく、また削除を望む箇所を示すものでもない。

第 1 条

目的

この議定書は、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献しつつ、遺伝資源へのアクセス及びこの議定書の効力発生以降に取得された遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進することを目的とする。

第 3 条

適用範囲

1. この議定書は、生物の多様性に関する条約の適用範囲に入る遺伝資源、及び締約国と資源を提供する締約国との間でこの議定書の効力発生以降に取得が行われた遺伝資源の利用から生じる利益に適用する。またこの議定書は、生物多様性条約の適用範囲に入る遺伝資源に関連する伝統的知識、及び当該知識の利用から生じる利益にも適用する。

2. この議定書は、ヒトの遺伝資源、いずれの国の管轄にも属さない区域にある遺伝資源及び南緯 60 度以南の南極条約の適用地域にある遺伝資源には適用しない。

第 4 条

公正かつ衡平な利益配分

2. 締約国は、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを目的として、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。この義務は、締約国と遺伝資源を提供する締約国との間でこの議定書の効力発生以降に取得された遺伝資源に適用する。

第 5 条

遺伝資源へのアクセス

1. 締約国は、条約第 15 条 1 に従って自国の天然資源に対する主権的権利を行使し、自国のアクセスと利益配分の要件の法的確実性、明確性及び透明性を確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の必要な措置をとる。当該措置は特に次のようなものとする。

- (a) 明確で公正で恣意的ではない規則及び手続を定めるもの。
- (b) 自国内におけるアクセスと利益配分の要件、特に事前の情報に基づく同意を取得するための申請方法に関して、入手しやすい情報を提供するもの。
- (c) 事前の情報に基づく同意を取得するための申請を審査し、権限ある国内当局による決定が合理的な期間内に書面によって申請者に通知されるための明確な基準を設けるもの。
- (d) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠として、許可証又は証明書を交付することを定めるもの。

- (f) アクセスの時点で相互に合意する条件を要求し確定するための明確な規則と手順を定めるもの。当該条件は書面で定め、次のものを含めることができる、又は含めるべきである。(i) 紛争解決条項(ii) 利益配分の条件(iii) 第三者による利用がある場合の条件(iv) 意図が変更された場合の条件(該当する場合)
- (g) 適切な行政上又は司法上の不服申立て手続
- (h) 事前の情報に基づく同意についての決定を得るための費用が、申請処理にかかる実際のコストを上回らないようにするもの。

3. この議定書の実施に当たり、及び条約第 15 条(1)の規定に従い、各締約国は、自国の遺伝資源のうち事前の情報に基づく同意の対象となるものを決定する。各締約国はその旨を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に通知する。締約国が自国の遺伝資源へのアクセスは事前の情報に基づく同意を条件としないと決定した場合は、その旨を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に通知する。

第 6 条 特別な考慮

締約国は、アクセスと利益配分に関する国内法を策定し実施する際に、以下を行う。

- (a) 生物多様性に関係する研究を容易にし、促進し及び奨励するような環境を整えて、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に対するこうした研究の重要性を考慮する。
- (b) アクセスと利益配分に関する国内法、政策又は措置を策定し実施する際は、世界保健機関(WHO)、国際植物防疫条約(IPPC)、国際獣疫事務局(OIE)などの国際的な組織及び条約の適用範囲に入る病原体であって、ヒト、動物又は植物の健康にとって社会的に特に問題となるものについての速やかなアクセスを提供する。この提供は、当該国際的な組織及び条約の下で定められた病原体及び関連する利益の共有に関する現行の及び将来の規則及び手続又は慣行により定められた方法で、定められた用途に対して行う。
- (c) アクセスと利益配分に関する国内法、政策又は措置を策定し実施する際は、食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれが食料の安全保障、気候変動への適応及び気候変動の緩和に果たす特別な役割を考慮する。
- (d) この議定書を実施し及びさらに整備する際には、セクター別アプローチを考慮する。

第 8 条 国境を越えた協力

1. 同一の遺伝資源が、隣接する締約国の領域内にある生息域に認められる場合、当該締約国は、この議定書を実施する目的で適宜協力するよう奨励される。

第 12 条 アクセスと利益配分に関する国内法の遵守

1. 締約国は自国の管轄内で利用される遺伝資源が、遺伝資源を提供する締約国のアクセスと利益配分に関する国内法に定めるとおり、事前の情報に基づく同意に従って及び既に定められている相互に合意する条件に従って取得されていることを確保するため、適切で効果的かつ均衡のとれた措置をとる。

第 13 条

アクセスと利益配分に関する国内法の遵守を支援するための措置、仕組み及び手段

1. アクセスと利益配分に関する国内法の遵守を支援するための措置、仕組み及び手段として次のものが考えられる。

- (a) チェックポイント及び開示要件
- (b) 相互に合意する条件の中に遺伝資源の利用者と提供者の間での報告及び情報共有に関する規定を含めることを、奨励すること
- (c) 遺伝資源のモニタリングと追跡のため、コスト効果の高い通信手段及びインターネットを利用したシステムの開発と利用を奨励すること
- (d) データベース

2. 許可証又は証明書が第 5 条 1(d)の規定に従ってアクセス時点で交付され、第 5 条 2 の規定に従って「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に登録された場合、この許可証又は証明書は、国際的に認知された遵守証明書となる。[配置については検討が必要]

3. 国際的に認知された遵守証明書は、遺伝資源の提供国のアクセスと利益配分に関する国内法に定めるとおり、当該遺伝資源が事前の情報に基づく同意に従って取得されたこと及び相互に合意する条件が定められていることを示す証拠となる。[この条項の置き場所については検討が必要]

第 14 条

相互に合意する条件の遵守

1. 第 5 条 1(e) (i)の実施に当たり、締約国は、遺伝資源又は関連する伝統的知識の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件の中に、適当な場合には、紛争解決に関する次のような規定を含めることを奨励する。

- (a) 締約国が紛争解決の手続において従う国内裁判管轄、及び当該手続に適用される法律
- (b) 調停又は仲裁など、裁判外紛争解決の選択肢

第 XX 条

他の法的文書及びプロセスとの関係

1. この議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないが、ただし当該権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合はこの限りではない。

2. アクセスと利益配分に関する専門の国際的制度の規定が適用される場合で、当該加盟国にとってその制度が発効しているならば、この議定書は適用されない。ただし当該権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合はこの限りではない。

3. この議定書の規定は、関連する国際的な組織及び条約の下で現在行われている作業又は慣行に影響を与えるものではない。

食料及び農業に用いられる遺伝資源に関する前文の項の提案

食料及び農業に用いられる遺伝資源 (GRFA) に関してすべての国が相互依存していることを認識し、世界の食料の安全保障の達成にとっての重要性、並びに貧困緩和及び気候変動との関連における農業の持続可能な開発にとっての重要性を認識し、またこの点に関して、食料及び農業に用い

られる遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) 及び FAO 食料農業遺伝資源委員会 (FAOCGRFA) の根本的役割を確認し、」

98. マレーシア代表は、アジア太平洋同志国家及びメガ多様性同志国家グループを代表して、次のようなテキストを提出した。

「新しい第 4 条 1 項

「遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識の利用者は適宜、当該資源、その派生物及び関連する伝統的知識のあらゆる利用から生じる利益を、当該遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識を提供する締約国であって当該資源の原産国である国又は当該資源を条約の規定に従って取得した締約国に、公正かつ衡平な方法で配分しなければならない。

「新しい第 5 条 1 項

「いずれのアクセスも、遺伝資源及びその派生物を提供する締約国であって当該資源の原産国である国の又は当該遺伝資源を取得した締約国による、事前の情報に基づく同意を伴わなければならない。ただし締約国が条約第 15 条 5 に基づいて別段の決定を行い、この議定書第 5 条 3 を考慮に入れる場合を除く。

「新しい第 12 条 1 項

「締約国は、自国の管轄内に所在する利用者が、遺伝資源及びその派生物を提供する締約国であって当該遺伝資源の原産国である国又は条約の規定に従って当該資源を取得した締約国の主権的権利を尊重し、また適宜、原住民・地域社会の有する遺伝資源に関連する伝統的知識に対する彼らの権利を尊重することを確保する。」

99. メキシコ代表は、ラテンアメリカ及びカリブ海グループ (GRULAC) を代表して発言し、遵守、特に利益配分を確保するために遺伝資源の利用をモニタリング・追跡する手段や手続を採用することが、この議定書の核心部分であるとの同グループの見解を改めて表明し、次の意見も報告書に記載すべきであると述べた。

- ・ 派生物に関しては、現在の議定書案を修正し、地域間協議での GRULAC グループの提案を盛り込む必要がある。第 4 条、第 13 条の両条では「派生物」という用語を、限定文言なしで、附属書 II と無関係に使うべきである。附属書 II は削除すべきであり、「派生物」という用語はこの議定書の関連する条項に含まれるべきであると同グループは確信する。
- ・ 「遺伝資源」という用語を使うときは常に、「その派生物及び関連する伝統的知識」という用語をそれに続けるべきである。
- ・ 同代表は、「提供国」を「原産国」に置き換えるという GRULAC の提案が議定書案に反映されていないことも指摘した。
- ・ 繰り返し述べているように、原産地に関する国際的に認知された証明書は、事前の情報に基づく同意の遵守だけでなく、アクセスと利益配分に関する国内法の遵守の証拠として、権限ある国内当局が交付する文書でなければならない。
- ・ 不正使用された資源で製造された物品に対する貿易制限を、この議定書に盛り込むべきである。

100. 他の法的文書との関係及びオンブズマンの設置に関して、次のようなテキスト案が GRULAC から出された。

「(a)他の法的文書との関係

「新しい第 XX 条案(第 18 条の 3 の後に)

「この議定書は、アクセスと利益配分に関する他の関連国際条約と相互補完的にかつ調和的に、また条約及びこの議定書の目的に反しないように、解釈し適用する。

「この議定書のいかなる規定も、他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務の変更を意味するものと解釈してはならない。

「(b)オンブズマンの設置

「締約国はここにオンブズマン事務所を設置し、アクセスと利益配分違反が申し立てられている事案において開発途上国及び原住民・地域社会を支援する。この議定書の運営機関は、最初の会合において、オンブズマン事務所運営の諸条件を決定する。

101. 最後に GRULAC は、今後のアクセスと利益配分の交渉において引き続き建設的な作業を行う意欲を改めて表明した。

102. 日本代表は、日本の優先事項の一つはアクセスであるとし、第 5 条 2 項(a)～(f)に列挙されている要件が確保されることが重要であり、特に透明性が主要な要素と考えられると述べた。申請者は遺伝資源へのアクセスの承認基準を知る必要があるとともに、特にアクセスが却下された場合には、決定の理由について通知を受ける必要がある。その意味で、「事前の情報に基づく同意を取得するための申請を審査し、権限ある国内当局による決定が合理的な期間内に書面によって申請者に通知されるための明確な基準を設ける」と定めている修正前の第 5 条 1 項(c)はそのまま残すべきであり、時宜を得た決定書の交付という単純な要件に置き換えるべきではない。

103. 提供国の事前の情報に基づく同意システム又はアクセス規制が、第 5 条 2 項の要件に沿ったものであることを確認する仕組みも必要である。したがって日本は第 5 条 3 項の後に、次の新たな項を追加することを提案する。

「遺伝資源へのアクセスについて事前の情報に基づく同意の取得を義務付けている締約国は、国内のアクセスと利益配分の枠組みが本条 2 に適合しているか否か、及びどのような点が適合しているかの詳細を書面で条約事務局に確認するものとする」

104. 日本はまた、次のような項を第 5 条 2 項(c)の後に追加することも提案した。

「国内法に従い、非商業目的での研究のために遺伝資源にアクセスする際の手続を簡素化する

105. 第 4 条に関して日本は、遺伝資源が派生物を含むと定義するならば、生物多様性条約の適用範囲自体を修正する必要があると考える述べた。解決策の一つは、遺伝資源ではない派生物を利益配分の目的で適用対象に含めるかどうかの決定を、提供者と利用者との相互に合意する条件に委ねることである。現在のテキストの第 4 条 2 項は、派生物に関する利益配分を義務付けるに当たって、相互に合意する条件の要素を含めておらず、派生物を含むべきかどうかをめぐって締約国間に深刻な対立があった段階に逆戻りする危険がある。そのため日本は、第 4 条 2 項に「相互に合意する条件において合意された場合は」などの表現を挿入することを提案した。

106. さらに日本は、遺伝子工学の急速な発展を考えれば「発現」「複製」「解析」といった派生物の種類を議定書のテキストの中で特定すべきではないと考えていると述べた。締約国会議の決定の中で派生物の具体例を示して必要な場合に柔軟に更新できるようにすることを日本は提案した。同様に附属書 II も削除し、締約国会議の決定の中に置くべきであるとした。

107. 日本としては、第 12 条及び第 13 条のテキストに関して根本的な問題を指摘したい。第一に、他国の法律の正当性に対する信頼という問題がある。利用国が自国の管轄内での遺伝資源の利用に対して提供国の国内法に従うよう義務付けるためには、利用国は、提供国の国内法が十分に合理的であり、手続の点で利用国の国内法に一致するものであることを確信する必要がある。提供国の事前の情報に基づく同意システムがその国の国民にとってわかりにくいものであるなら、利用国が自国民に対して提供国のシステムを守るよう義務付ける理由はほとんどない。第二に、他の国の国内法に対する遵守を確認するには、情報の不足という問題がある。国内当局は自国民が他の国の国内法に従っているか否かを知る立場にない。日本としては、こうした点を明確にし、これらの問題の解決策を見いだしたのちに初めて、第 12 条、第 13 条の規定に同意することになる。また日本は、知的財産権、公的資金、規制関連の製品販売承認を扱うチェックポイントのもたらす影響にも懸念を抱いている。最後に第 13 条に関して、4 項 2 行目の「最低限、次の」の後に「非機密」という語を挿入して、国際的に認知された証明書の中で機密情報の提供が求められることのないようにすることを提案した。

108. 続いて日本は、「他の国際文書との関係」という見出しで次のような第 3 条の 2 を新たに加えることを提案した。

「1. この議定書の規定は、既存の国際協定から生じる締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし当該権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な脅威又は損害を与える場合はこの限りではない。

「2. 前項の規定は、この議定書を他の国際協定の下位に置くことを意図したものではない。

「3. アクセスと利益配分に関する専門の国際的制度の規定が適用される場合には常に、この議定書は適用されない。ただしその場合には、当該他の制度が関係締約国に対して効力を有し、条約の目的に反しないことを条件とする。

109. 結びとして日本代表は、この議定書の遡及的な適用に対して懸念を示し、そのような適用をすれば、かなりの数の締約国や利害関係者からの支持を失うことになる」と述べた。また日本はこの議定書の南極地域への適用に関しても懸念を抱いており、別の場所で扱う必要のある問題を現在のプロセスが負う必要はないと感じていた。最後に、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する利益配分の貢献について述べた第 7 条及び関連する前文の項を、日本政府が重要視していることに注意を喚起した。このことは、交渉のなかで希求している潜在的な価値を達成するために、また全体像を見失わないためにも、日本にとって極めて重要である。

110. イラン・イスラム共和国代表は、農民の多大な貢献やその権利を国際的制度の中で認めることの重要性を強調するテキスト案を同代表団から提出したが、それが共同議長の修正テキストの中に取り入れられていないことに懸念を表した。同代表団は前文のテキストを提出し、テキストに「原住民・地域社会」という表現が出てくる際には必ず「農民」という語を加えるという提案をしている。極めて重要な問題のいくつかについては高いレベルの共通理解が形成されていると考えている。たとえば農業セクターの特別なニーズや特徴についてや、食料の安全保障の妨げとならないよう、この特別なニーズにはアクセスと利益配分の取決めに関する専用の解決策が必要であるという事実などについてである。またアクセスと利益配分に関する既存の国際的な仕組み、特に、生物多様性条約と調和して策定された食料農業植物遺伝資源条約を認識し、国際的制度の全面的な実施のための要件として、将来のアクセスと利益配分に関する専門的な制度を認めている。同代表団は、テキスト全体を通じて個人の「提供者」と「原産国である提供国」とを区別する必要性に関する懸念を既に表明している。名古屋へ向けた本作業部会の作業継続に関する戦略への合意が必要であることを指摘しつつ、イランは次のような前文の項を挿入するよう提案した。

「世界のあらゆる地域、特に起原の中心及び多様性の中心にいる原住民・地域社会及び農民が、農民の権利の基盤をなす遺伝資源の保全、開発及び利用に対して果たしてきた及び今後も引き続き果たしていく多大な貢献を認識し、」

111. またイラン代表は、テキストに「原住民・地域社会」という表現が出てくるときは必ず「農民」という語を加えること、第 4 条に次のようなテキストを盛り込むことを提案した。

「締約国は、農民の権利が遺伝資源に関連する場合には、国内法に従い、特に遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する及びにおける意思決定に参加する権利を含め、農民の権利を促進し及び保護する措置を適宜とすることに合意する」

112. オーストラリア代表は、国際的制度が実行可能であるためには、食料農業植物遺伝資源条約など他の国際文書との関係が明確であることが不可欠だと考えていると述べた。新たな独立した条項においても、他の関連する協議での作業を認識し、アクセスと利益配分に関する他の一段と専門的な取決めの策定と実施を見込んでおくべきである。オーストラリアは、このような事項に関する独立した規定をカリ附属書に加える必要があると考えており、生物多様性条約第 22 条がその格好の出発点であると考えている。

113. 本会合で議論された多数の重要な概念が、生物多様性条約では定義されていないが、それらは締約国にとって重要な概念である。主な例として「関連する伝統的知識」がある。各締約国が国際的制度の下での自らの義務の性質と範囲を明確に理解しているよう確保するには、この用語に対する共通理解がなければならない。オーストラリアはこの問題に関して第 2 条に盛り込むテキストを用意する。同様に、遺伝資源の利用とは何を意味するかを明確に理解することも極めて有益であると考えている。利用とは、遺伝的及び生化学的な性質に関する研究開発の目的で、遺伝資源へのアクセスとその利用を獲得することをいう。この概念は第 4 条 2 項で扱っている。現段階でオーストラリアは文言の追加を提案しないが、締約国が追加を有益と判断するならば、今後の段階でそのようにする可能性はある。また、この議定書は生物多様性条約と併せて読まなければならないことを確認する文言を、第 2 条に挿入することは有益だと考える。

114. オーストラリアは、国際的制度の地理的な適用範囲は生物多様性条約の適用範囲を超えることはできないのであるから、国際的制度は国の管轄に属する遺伝資源にのみ適用しなければならないとの見解である。また国際的制度の下で生じる義務は遡及的に適用することはできないと考える。遺伝資源に対するアクセスは、国際的制度の下で生じる義務を発生させる引き金になるものと考えており、第 4 条 2 項の 2 行目の「genetic resources」の後に「accessed after the commencement of this Protocol」と付け加え、「この議定書の開始後にアクセスが行われた遺伝資源」としたい。そうすることで、国際的制度の下で生じる義務は、この制度の開始後にアクセスが行われた遺伝資源に関連して及び該当する場合には伝統的知識に関連して生じることが明確になる。

115. 国際的制度が強力で効果的な遵守の制度を提供することはオーストラリアの利益にかなうが、そのような遵守の仕組みは締約国の国際的な義務と合致したものでなければならず、また医療制度などにおいて利害関係者の多大な管理上の負担を伴うものであってはならない。

116. またオーストラリアは、次の文言を第 13 条に挿入すべきであると考えている。

「締約国は、自国の管轄内における遺伝資源の利用をモニタリングするチェックポイントを設置するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。」

117. 最後にオーストラリアは、テキストが農業の特別なニーズを十分に認識していないとし、締約国会議の決定 V/5 に合致する次のような前文のテキストを挿入すべきであるとの考えを示した。

「農業生物多様性の特殊な性格、固有の特徴及び特有の解決策を必要とする問題を認識し」

118. ノルウェー代表は、議定書は、提供国の国内法の遵守に関する強力で実施可能かつ拘束力のある規則、たとえば事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件、チェックポイント、開示要件、遵守の証明書などを定め、その一方で一定の柔軟性を確保するものでなければならないと述べた。開示要件については、世界知的所有権機関(WIPO)の作業と現在進行中のプロセスとが相互補完的であるべきである。第5条に関しては、ノルウェーも法的確実性、明確性及び透明性が必要であるとの考えを支持するが、規定はある程度の柔軟性を確保できるよう、過度に限定的であってはならない。第4条には、発効を待たずに不用の議定書となることのないよう、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用に対する新しい理解を表現する明確な文言が不可欠である。最後に、アクセスと利益配分に関する他の法的文書とこの議定書との関係、主として食料農業植物遺伝資源条約との関係を協議する必要がある。その点に関してノルウェーは次のようなテキストを提出する。

「第3条の2

「アクセスと利益配分に関する他の国際条約に関連における適用範囲

「この議定書は、条約と調和する、アクセスと利益配分に関する他の一段と専門的な国際的制度的実施及びさらなる策定を見込むものである。

「この議定書は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約のアクセスと利益配分に関する規定に影響を与えるものではなく、両条約は相互補完的に実施されるものである。」

119. エジプト代表は、アフリカグループを代表して、各コンタクトグループと地域間グループの議論を修正テキストに反映させるために相当な努力が払われてきたにもかかわらず、アフリカグループが問題とする点が適切に考慮されていないと述べた。それゆえ、同グループは次のような妥協案を含むテキストを提出する。

2. 適用範囲

時間的な適用範囲: 第3条に以下を挿入する。

1. この議定書は、条約の適用範囲に入る遺伝資源及び伝統的知識に適用する。
2. この議定書はまた、条約効力発生日以前に取得された遺伝資源及び関連する伝統的知識の継続的な及び新規の利用から生じる利益を含む。
3. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、2に述べる遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する利益配分に関し、修正した手続を採択する。

第3条の遺伝資源の後ろに「及びその派生物」を挿入する。

地理的な適用範囲: 南極地域及びいずれの国の管轄にも属さない海洋資源は適用範囲に含む。

3. 既存の及び今後策定される他の国際条約との関係

1. この議定書の適用上、条約第22条を適用する。
2. この議定書は、条約のアクセスと利益配分に関する規定を効果的に実施するための包括的な文書である。
3. この議定書は、この議定書と調和する他の専門的な国際文書の実施及び策定に影響を及ぼすものではない。

4. アクセスと利益配分に関する他の国際文書の実施及び策定に参加する場合、締約国は上の 2 に十分な考慮を払う。

4. 第 13 条の 2

義務的な開示要件の不遵守

利用者がチェックポイントにおいて、遺伝資源又は関連する伝統的知識を基礎とする利用に関する情報を開示しない場合には、次のようにする。

- (a) 利用者に対し、原産国の関連法又は行政規定の下で定める所定の期間内に不作為を正すよう機会を与える。
- (b) 利用者が依然として申告しない場合、申請の処理をそれ以上進めない。

5. 国内法の遵守及び利益配分

第 12 条 1 の 2

利用者が 1 の定めに従って必要な事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得していない場合、当該利用者に対し、原産国の関連法又は行政規定の下で定める所定の期間内に不作為を正すよう機会を与える。

6. アクセスと利益配分に関する国際オンブズパーソン

第 14 条の 2

開発途上国及び原住民・地域社会の支援を目的としてアクセスと利益配分に関する国際オンブズパーソン事務所を設置し、権利の侵害を特定し、そのような侵害の効果的な救済を確保するための法的支援を行う。

7. 第 6 条の見出し

「研究」の前に「非商業的」を挿入する。

8. その他

- (a) 遵守に関する全規定に、「関連する伝統的知識」を加える。
- (b) 「提供者」、「原産国」、「事前の情報に基づく同意」、「相互に合意する条件」及び開示と証明書に関して、生息域外コレクションを含める。

決定案：

前文第 6 項 1 行目の「果たす」を「果たし得る」に置き換える。

120. 韓国代表は、第 1 条に次の文言を付け加え、次のようにすることを提案した（追加部分は太字で示す）。

「この議定書は、**遺伝資源へのアクセスを容易にすることにより**、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保し、**もって**、生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。」

121. 国際的制度に関して、韓国は、制度が自国で運用可能で実施可能であることの重要性を強調したいと述べた。各国の状況が異なることを考慮し、国際的制度は、ある程度の柔軟性と法的確実性とを同時に確保するものでなければならない。特にアクセス、利益配分、遵守の規定は、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件を中心に定めるべきである。この点で締約国の役割は、アクセスと利益配分に関

する法的枠組みを提供することであり、配分する具体的な利益については、利用者と提供者の間の相互に合意する条件の中で定めるべきである。

122. フィリピン代表は次のような独立条項を設け、事前の情報に基づく同意や相互に合意する条件の取決めがないケースを扱うよう提案した。

「この議定書は、利益配分に対する締約国及び原住民・地域社会の権利が次の場合にも影響を受けないことを確保する。

「(a) アクセスと利益配分に関する法律又は措置がない場合

「(b) アクセスが相互に合意する条件なしで又は事前の情報に基づく同意なしで行われた場合」

123. フィリピン代表はさらに、議定書のテキストで「国内法に従って」「国内法に従い」という文言が使われる場合は、「国内法」の後ろに常に、「及び適当な場合には、『先住民族の権利に関する国連宣言』」の文言を加えるべきであると提案した。

124. ペルー代表は、自国の天然資源に対する各国の主権的権利への言及を議定書案の前文に追加することを提案した。また「派生物」という用語については限定文言付きのまま、テキスト全体を通じて「関連する伝統的知識」という用語と一緒に使用することを提案し、議定書案附属書 II の削除については GRULAC の立場を支持した。さらに、ABS 法や議定書の規定に対する違反が申し立てられている事案において途上国や地域社会を支援する国際オンブズマンの創設を検討することの重要性を強調し、またバイオパイラシーによる成果物の売買や輸出入をしてはならないという締約国の明確な義務を定める必要性も強調した。国際オンブズマンについては第 23 条の後に新たな条項として、バイオパイラシーについては第 12 条に新たに第 4 項として加えることが考えられる。第 5 条では、透明性と正当な法の手続に関する規則は例示的であるべきであり、この両規則と、締約国が国内 ABS 法の遵守に対する国際的に認知された証明書を策定する義務とを区別する必要がある。できるだけ詳細な識別情報と地理的情報を（相互に合意する条件に記載する範囲で）、第 13 条 4 項(g) に追加すべきである。

125. ペルーは、議定書と他の条約との関係について明確な規則を設けることの重要性を念頭に置きつつ、独立した規定を提出する。この規定はアクセスと遺伝資源、派生物及び伝統的知識の利用から生じる利益の配分に関する特別な枠組みとしてこの議定書を位置付けるとともに、締約国が他の条約に定められた自らの義務を、議定書と併せて相互補完的にかつ一貫した方法で果たさなければならないことを定めるものである。また強力な遵守の措置を定めることの重要性を考慮し、遺伝資源、派生物及び関連する伝統的知識の追跡、モニタリングに資金を供与する国際的な基金の創設を定める第 19 条の 2 も新たに提出する。時間的な適用範囲に関連して、ペルーは先に本作業部会へ送付した提案に触れた。これは生物多様性条約の効力発生の日以降にアクセス又は利用が行われた遺伝資源、派生物及び伝統的知識の新規の及び継続的な利用を対象とするものである。最後に、移動性の種の遺伝資源と派生物に関連する補則を導入し、そのような種はそれが見られる国に帰属することを明確にしたいと述べた。またヒトの遺伝資源の扱い方に関する研究、及び公海で見られる海洋遺伝資源に関連した沿岸国の権利の尊重に関する研究を行うことを提案した。

126. ペルーは次のテキストを提出した。

前文の項

自国の天然資源に対する各国の主権的権利、並びに自国の遺伝資源及び派生物へのアクセスの条件を定める権利を改めて表明し、

第 3 条への追加

この議定書はまた、条約の効力発生の日以降にアクセス又は利用が行われた遺伝資源、派生物及び関連する伝統的知識の新規の及び継続的な利用に適用する。

第 12 条 4 項

締約国は、条約及びアクセスと利益配分に関するこの議定書の規定を遵守しない活動の結果である成果物の売買及び輸出入をしてはならない。

第 24 条の 2

アクセスと利益配分に関する国内法及びこの議定書の違反が申し立てられている事案において開発途上国及び原住民・地域社会を支援するため、国際オンブズマンをここに創設する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生效后 2 年以内にこの規定を実施する。

補則

1. 海洋遺伝資源及びその派生物又は遺伝資源に関するアクセス活動は、沿岸国の権利に妥当な考慮を払って展開する。
2. 締約国会議は、この議定書とヒトの遺伝資源及びその派生物との関係についての問題に取り組み、…までに加盟各国が手引き及び規則を策定してまとめることを目指す。

127. ブラジル代表は、同国代表団はマレーシアとメキシコ(それぞれメガ多様性同志国家、ラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表)の発言を全面的に支持し、この週にみられた慎重な進展を歓迎すると述べた。解決すべき残りの問題は主に、遵守、開示、原産国、派生物と議定書案附属書 II、適用範囲、他の条約との関係、伝統的知識関係の問題に関するものである。同代表は、特に国際生物多様性年という年にアクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉を行う重要性を改めて強調した。

128. スイス代表は、同国代表団がこの週の間再三にわたり、遺伝資源の利用の意味に対する理解を深めるにはさらなる作業を要することを強調したと述べ、遺伝資源の利用の意味を定義することは、時間的な適用範囲の問題や派生物の問題を明確にする上で役立つとした。遵守に関しては、法的拘束力のある遵守措置を議定書に含めるべきであるが、こうした措置の実施方法については各国がある程度の柔軟性を持つことが重要であり、チェックポイントに関して、あるいはチェックポイントで何を開示するか点では柔軟性が重要である。アクセスと利益配分に関する他の法的文書やプロセスとこの議定書との関係も、さらに明確にするべきである。同代表は前文の項に次の文言を追加することを提案した。

「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の下で設置されたアクセスと利益配分に関する多国間システムは、条約と調和して策定されたアクセスと利益配分に関する法的拘束力のある国際文書であることを想起し」

129. 遺伝資源の利用の問題について、スイス代表は次のテキストを提案した。

「『遺伝資源の利用』とは、改変、生合成、育種及び選別、増殖及び栽培、保存、解析、評価その他遺伝資源に関するバイオテクノロジーの応用であって、商業化を目的としない研究、商業化を目的とした研究開発及び商業化活動で行われるものをいう。」

130. ナミビア代表はアフリカグループを代表して発言し、同グループのスローガンは、持続可能な利用と保全の誘因としての公正さと利益配分の必要性であると述べた。同代表は次のテキストを議定書案の前文に含めるよう提案した。

「公衆が、生態系と生物多様性の経済的価値、並びに生物多様性の管理者に対するこの経済的価値の公正かつ衡平な配分について認識することが、持続可能な利用及び保全の第一の誘因になることを信じ、」

131. またアフリカグループは、地域社会・原住民社会及び彼らの伝統的知識の重要性を認識し、次のテキストを前文に加えることも提案した。

「遺伝資源と伝統的知識の間の相互関係並びに両資源が原住民・地域社会にとって不可分の性質をもつことに留意し、」

132. ナミビア代表は最後に、彼の発言の前に他の代表からなされた発言のいくつかに対し、議定書案が提示する慎重なバランス、一貫性及び「中道的な」アプローチを崩しかねないとの懸念を表明した。

133. カナダ代表は次の修正をテキストに加えるよう提案した。

(a) ヨハネスブルグに関する前文第 6 項の後に挿入

「決定 VII/19D において、条約第 15 条及び第 8 条(j)の規定と条約の三つの目的を効果的に実施するための文書を採択することを目的として、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会が、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度を検討し交渉するよう付託された任務を想起し、
「さらに、条約締約国会議がアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対し、アクセスと利益配分に関する国際的制度の検討及び交渉を完了するよう指示した決定 IX/12 を想起し、」

(b) 前文の項の一つとして挿入

「食料及び農業に用いられる遺伝資源に関するアクセスと利益配分の政策及び取決めに関する FAO 総会決議 18/2009 という、締約国に対し、食料及び農業に用いられる遺伝資源分野におけるアクセスと利益配分に関して、将来にわたり相互補完的に、FAO 食料農業遺伝資源委員会及び食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の運営機関と密接に協力することを要請した決議に謝意とともに留意し、」

(c) 前文第 15 項に対する修正

2 行目の「所有」及び「開発される」を削除する。

(d) 前文第 16 項に対する修正

1 行目の「既存の」を削除し「確立されたすべての」に置き換える。

(e) 前文第 17 項に対する修正

2 行目の「彼らの」を削除し「国内の」に置き換える。

(f) 前文のアクセスと利益配分に関する相互補完的な文書に関する項の後に挿入

「アクセスと利益配分に関し、様々な協議の場において、特に食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約、国連 FAO 食料農業遺伝資源委員会、国連国家管轄圏外の海洋生

物多様性に関する特別作業部会 (United Nations Ad Hoc Working Group on Marine Biological Diversity Beyond National Jurisdiction)、WHO パンデミック・インフルエンザ対策政府間会合 (World Health Organization's Intergovernmental Meeting on Pandemic Influenza Preparedness) などにおいて現在行われている作業を認識し、

「国際保健規則(2005年)並びに人々の健康対策及び対応のためにヒト病原体へのアクセスを確保することの重要性に留意し、」

(g) 第3条(適用範囲)に挿入

「この議定書は次のものには適用しない。

「(a) この議定書の効力発生以前に取得された遺伝資源

「(b) ヒトの遺伝資源

「(c) 海洋遺伝資源を含む、いずれの国の管轄にも属さない遺伝資源

「(d) 南極条約体制の対象となる遺伝資源

「(e) 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の多国間システムに基づく遺伝資源であって、現行のもの及び同条約の運営機関により修正されるもの。

「(f) 取引される商品

「(g) ヒト病原体

「(h) 遺伝資源に関連する伝統的知識であって公知であるもの」

(h) 第3条(適用範囲)に追加

第3条の2

「他の国際文書との関係

「1. この議定書のいかなる規定も、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務の変更を意味するものと解釈してはならない。

「2. この議定書のいかなる規定も、条約の目的を達成し国際的制度の規定に合致するアクセスと利益配分に関する政府間協定を定め、認識し、これに対応することを妨げるものではない。」

(i) 現行の第4条4項を第5条の2の下に移動して同条の第2項とし、さらに第5条の2に次の第3項を追加

「3. 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益には、金銭的又は非金銭的利益を含めることができ、これには附属書Iに記載するものも含むが、これに限定されない。」

(j) カナダは現行の第5条1項(e)を角括弧でくくり、次を加える。

「(e) 原住民・地域社会の遺伝資源に対するアクセスが求められる場合には、適宜、原住民・地域社会との相互に合意する条件を定めるため、適宜、そのプロセス又は基準を定める。」

(k) 現行の第 12 条 1 項に代替案として挿入

「遺伝資源の不正使用とは、次のことを行わずに、当該遺伝資源を提供する締約国のアクセスと利益配分に関する国内法の規定に違反して遺伝資源を取得することをいう。

「(a) 事前の情報に基づく同意を、締約国又は締約国が同意を与えるよう指定する権限ある当局から取得すること。

「(b) アクセス及び遺伝資源の商業的又はその他の利用から生じる利益配分に関する相互に合意する条件を設定すること。

国際的定義に関連する利用者側措置

「各締約国は、不正使用された遺伝資源の利用を防止するための措置を[とる][とるべきである]」

134. カナダ代表は、上記の定義の提出は、定義が国際的制度に必要なかどうか、及びカナダが最終的に不正使用の定義に関連する遵守措置に合意する立場にあるかどうかに影響を与えるものではないと述べた。

135. ニュージーランド代表は、議定書とアクセスと利益配分に関する他の国際的制度との関係を扱う別個の独立した条項を設けることが重要であると述べた。同国が求めるのは、明確性、法的確実性を備えると同時に、原住民・地域社会に関する状況の違いなど各国の状況を考慮する柔軟性を備えた制度である。同国にとって条約第 8 条 (j) 項は特に重要であるとし、マオリ族とニュージーランド政府との関係を簡単に説明するよう、同席する代表団メンバーに依頼した。

136. インド代表は、特に科学の急速な進歩を考えると、現在の議定書案の派生物に関する記述は範囲が狭すぎるとしたほか、次のことを述べた。インド代表団としては、この記述も附属書 II も、あいまいさをなくして範囲を広げる必要があると考える。また「提供国」という用語は「原産国」に置き換えるべきである。伝統的知識の問題や原住民・地域社会との利益配分の問題について、インドは自国の地域社会の権利を認めており、地域社会との利益配分について定めた法律を施行している。それゆえインドは第 5 条の 2 の文言があまり適当ではないと感じている。なぜなら同条は締約国に対し、既にその国の市民である地域社会に関する法律を制定するよう求めており、これは主権の概念にそぐわないためである。またインドは自らを資源の利用者であるとしており、今まで同様、遵守の問題は議定書の核心をなすと考えている。たとえば、外国の判決と仲裁判断の執行に関する第 14 条 3 項は極めて重要である。チェックポイントの問題については、インドは知的財産権事務所での開示を中心とし、またそれを義務とするとの考えだが、その他のチェックポイントについては柔軟性があってもよいと考える。

137. コロンビア代表は、国内法の遵守、並びに遺伝資源、派生物及び関連する伝統的知識に対するアクセス条件の遵守を国の管轄を超えたあらゆる場所で確保することのできる遵守措置の重要性を強調した。同代表は、テキスト全体にわたって派生物、伝統的知識及び原産国の概念を盛り込むよう要請するとともに、拘束力のある独立した条項を新たに加えて、その条項に、議定書がアクセスと利益配分を扱う他の既存の及び将来の法的文書に対する包括的な枠組みであると明記することが極めて重要であり、そのような法的文書は議定書と調和して策定されなければならないと、議定書の目的に反してはならないとの見解を示した。

138. インドネシア代表は同国には 350 を超える民族があると紹介した。同国は、議定書案前文第 17 項にある国内法の重要性について述べたいとして、次のように続けた。国内法は、伝統的知識に関連する遺伝資源の利用の不正使用と誤用を防ぐことによって、議定書を効果的に実施するものである。このような国内法の重要性は、「諸国が自国の生物資源について主権的権利を有する」とうたい、インドネシアが国内法によって地域社会の権利を守る根拠としている条約前文第 4 項とも合致し、また調和している。さらにこの問題は、2010 年 2 月にバリ島で開かれた UNEP 管理理事会/グローバル閣僚級環境フォーラム第 11 回の決定 SS.XI/5 A でも取り上げている。この決定は情報へのアクセス、市民の参加及び環境問題における司法へのアクセスに関する国内法策定のためのガイドラインを提示したもので、ガイドライン 3 が司法へのアクセス、情報へのアクセス及び市民の参加を、ガイドライン 7 と 8 が市民の参加を扱っている。そこでインドネシアは、議定書案の前文第 17 項を、次のようにわずかに修正することを提案する。

「遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが行われる場合には、国内法に従い、原住民・地域社会は自らの原住民・地域社会の中で知識の正当な保有者を特定する権利を有することに留意して」

139. ニュージーランド代表は、「同じ志を持つ女性グループ」を代表して発言し、同グループの重要な目的は、女性が生物多様性の保全と持続可能な利用に果たす不可欠な役割を認識して、ジェンダーという視点を国際的制度に加えることであると述べた。同代表は次のテキストを前文に加えることを提案した。

「生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女性が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、アクセスと利益配分の取決めにおいて原住民女性を含む女性の完全な参加が必要であることを確認し、また、女性が遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を受けることを確保し、」

140. 同代表はまた、数カ所に文言を挿入するよう提案した。つまり、第 4 条 4 項、第 9 条 2 項、第 10 条 1 項、第 18 条 3 の 2 の中の「原住民・地域社会」という文言の後に「(原住民女性を含む)」を挿入するよう提案し、第 17 条冒頭の「アクセスと利益配分の問題」の後に「(アクセスと利益配分の取決めにおける女性の役割を含む)」を挿入するよう提案した。

141. 生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)代表は締約国に対し、本会合でなされた作業と、議定書案での伝統的知識の取扱いの点で得られた成果に謝意を表した。IIFB は二つの項の追加を希望した。一つ目は前文に「この議定書に関して『先住民族の権利に関する国連宣言』が持つ重要性に留意し」という項を加えること、二つ目は第 12 条のタイトルを単に「遵守」と修正し、同条の新たな第 1 項の 2 として次を加えることである。

「1 の 2 締約国はさらに、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者であって自国の管轄内にいる者が、慣習法、共同体規約、国内法及び国際法に従って原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意の要件を遵守することを確保するため、合理的かつ効果的な立法上、行政上及び政策上の措置をとる。」

142. 遵守は議定書の核心部分なので、IIFB は、国際的に認知された遵守証明書も含め、すべての遵守措置や遵守のための手段に、関連する伝統的知識を含めることの重要性を強調した。

143. アマゾン流域先住民族調整機関(Coordinating Body of Indigenous Organizations of the Amazon Basin)(COICA)の代表は、議定書案の前文は、原住民が遺伝資源を含むその伝統的知識を維持し、管理し、保護し及び開発する権利を保証する「先住民族の権利に関する国連宣言」に言及すべきであると述べた。また原住民及び地域社会の参加と承認についても、前文の遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスについての文章中で触れるべきであり、伝統的知識の集団的な性質も認識すべきである。同様に、生物多様性の保全と持続可能な利用に果たす原住民の役割や、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件に関して慣習法の下でそれぞれの原住民や地域社会に備わっている伝統的

な制度、組織形態、当局についても認識すべきである。遵守措置には、関係する原住民及び地域社会の事前の情報に基づく同意に関する情報を示す国際的に認知された証明書を含めるべきである。議定書の核となるのは、原住民の伝統的知識に対して彼らが有する権利を認識し、保護することである。

144. 国際自然保護連合(IUCN)代表は、議定書には、アクセスと利益配分が生物多様性保全の誘因として働くという両者の結びつきを認識する文言を含むべきであると述べた。またアクセスと利益配分のプロセスと、ポスト 2010 年、その長期ビジョン、2020 年までのミッション案及び目標案に向けた条約の戦略計画改定プロセスとの関係を認識する必要もあると述べた。

145. 市民社会組織の代表は、議定書の核となるのはオンブズマン事務所を含めた司法への価格的なアクセスしやすさであって、取扱い費用の最小化ではないとしたほか、次のことを述べた。アクセスと利益配分に関する議定書の下で証明書と効果的なチェックポイントが設けられることで、包含的で持続可能な消費パターンが促進され、バイオパイラシーが排除される。公正さ、衡平さ、司法への信任と信頼のほか、利益配分に関する国際関係への信任と信頼は、国のレベルで生物多様性条約の保全目的を目指すために必要な、安定した政治的意思の基本であり、前提条件である。政治的意思の欠如と省庁間の合意の欠如について考察することで、今後のプロセスへの創造的、生産的な関与を促進することができる。

第 7 回全体会議

146. 2010 年 3 月 28 日(日)の本会合第 7 回全体会議において、ホッジス共同議長は参加者に対し、両共同議長が提出した決定案を第 10 回締約国会議での検討に回すよう要請した。これは本報告書の附属書 II となるものである(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.3)。参加者にそのように要請したのは、決定案が現在交渉中の議定書の内容に大きく左右されるものであり、現段階では草案に過ぎず、第 10 回締約国会議で交渉する必要があるものであるとの認識からである。附属書となる議定書と決定案は、ともに本会合の報告書の不可分の部分となるものであり、本作業部会の次回会合において交渉の土台となるものである。

147. 本作業部会は、カナダ代表の提案に従い、議定書案に付したものと同様の脚注を入れ、この文書が交渉を経たものではなく、締約国がテキストに加筆修正をする権利を妨げるものではない旨を記すことで合意した。

148. 締約国会議で検討する決定案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.3)については十分な議論をしておらず、全面的な合意も得られておらず、本作業部会から締約国会議に文書を提出するための手段とみなすべきとの了解のもとに、現在の報告書に附属書 II として含めることが承認された。

149. コロンビア代表からは、報告書に含めた議定書の表題に関して懸念が表明されたが、これに対して共同議長は参加者に対し、議定書の表題はまだ決定されていないことを指摘した。

150. エジプト代表はアフリカグループを代表して発言し、決定案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.3)の前文第 6 項に関し、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約については、生物多様性条約の目的に関連する同国際条約の現在及び将来の役割を予断すべきではないと述べた。そのため、原文の「play」の前に「may」を加え、「果たす」を「果たし得る」とするよう提案した。

カリ・名古屋作業計画

151. 参加者に対し、実施可能な成果物を得るには依然として大量の作業が必要であること、政治的な意識と意思の形成が必要であることを述べた上で、両共同議長はカリ・名古屋作業計画を参加者に提示した。ホッジス共同議長は、この計画が COP の現在の議長国、次回の議長国との密接な協議の上で、その支持を得て作成したものであり、議長団で詳細かつ建設的に検討したと述べた。現在、この準備計画

の要素として含まれているものは、「共同議長の友」会合 2 回、共同議長の地域間協議 2 回、本作業部会の再会合 1 回であった。こうした会合は非公式で全締約国が出席するわけではないことを考慮し、また交渉の明瞭性と透明性を確保するため、共同議長は、アクセスと利益配分に関する作業部会第 9 回会合を第 10 回締約国会議の前に再招集することが重要だと述べた。そうすることで、代表らに対し、作業の最終承認に参加する機会を与えることができるのである。そのため、資金が得られれば、本作業部会は 10 月 13～15 日まで名古屋で再会合を開き、その作業を行う予定である。

152. 地域間協議を効果的に運営するため、ホッジス共同議長は各地域グループに対し、10 名の代表(10 カ国)を、できればカリで、4 月 16 日までに指名するよう要請した。この指名は国に対するものとするが、場合によっては特定の個人を指名することもできる。

153. 一部の代表は、会合の多さとプロセスの透明性に懸念を示した。

154. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループ (GRULAC) を代表して発言し、参加者に対し、重要なことは開かれた会合の回数ではなく、政治的な意思であることを指摘したほか、次のことを述べた。複数の交渉形態を利用して、できる限り多くの参加が得られるようにすることも重要である。カリと名古屋での会合の間に開かれる会期間会合はすべて、交渉に集中すべきであり、見解の交換に終始してはならない。また本作業部会第 9 回会合の再会合は、第 10 回締約国会議の数カ月前に開くべきである。会期間中の透明性は高めるべきであり、各会期間会合の後に、十分詳細な報告書を作成すべきである。地域グループ内での調整を図ることも、交渉を進める上で重要な要素である。さらにメキシコ代表は、生物多様性条約事務局と UNEP に対し、2010 年 1 月にパナマで開かれた地域協議の際の支援に謝意を表した。地域間協議について、ラテンアメリカ及びカリブ海グループは、キューバ、ハイチ、ドミニカ、セントルシア、メキシコ、ブラジル、ペルー、コロンビア、アルゼンチン、コスタリカを指名した。

155. ウガンダ代表はアフリカグループを代表して発言し、本作業部会の任務はアクセスと利益配分に関する議定書を詳細に検討して交渉することであるが、これまでのところ作業部会は、交渉よりも詳細な検討のほうに重点を置いていると述べた。アフリカグループは会合の多さを懸念するとともに、その多さゆえに、提案された会合すべてに参加することは難しい代表もいることを憂慮した。代表は、本作業部会の再会合を連続 7 日間の交渉期間として開催することを提案した。地域協議、国内協議の時間を十分に確保できるよう、共同議長が 5 月には会合を開かないようにするほか、代表らがビザの手続をする時間や、国内報告書、地域報告書の時間もとれるよう、同じ月に開く会合は一つとすることも提案した。さらに、この会合がバイオセーフティー議定書の下で開かれる会合と重ならないようにすることも指摘した。これは多くの代表が両方の会合に参加しているためである。

156. クック諸島代表はアジア太平洋グループを代表して次のことを発言した。本作業部会第 9 回会合の再会合を第 10 回締約国会議の直前、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書締約国会議(以下「カルタヘナ議定書締約国会議」という)と並行して開催するという提案は、当グループの代表らにとっては問題である。それは当グループの代表らが、自国の生物多様性関係の問題をすべて担当しているからであり、そのため実効性のある参加ができなくなり、バランスのとれた議定書案の作成が確保できなくなるからである。こうした問題に適切に対処するには、本作業部会第 9 回会合の再会合を、十分な参加を得て、オープンで透明性のある形で開くことである。アジア太平洋グループは、提案された時期よりも前にこの再会合を開き、締約国が十分な時間をとって、第 10 回締約国会議の前に政府に適切に助言できるようにし、かつ会合には十分な日数を当て、適切な交渉を行えるようにすることを提案した。そのため本作業部会を 7 日間の会期とすることも提案した。最後にアジア太平洋グループは、資金援助を申し出た締約国に謝意を表するとともに、議定書の成功に向けて何らかの支援を申し出ることができる締約国には、そのようにするよう要請した。

157. スイス代表は、資金が得られるならば、限られた参加者による非公式協議ではなく、具体的な交渉をする作業部会の作業再開を優先すべきであり、そうすることで、十分な参加を得た明確で透明性のある

プロセスと正当性を確保できると述べた。また、作業部会の再会合は、全員が参加できるように、カルタヘナ議定書締約国会議と並行して開くべきではないとし、スイス政府には作業部会の作業を支援するため、資金を提供する用意があることも明らかにした。

158. オーストラリア代表は次のことを述べた。テキストに基づいた交渉を続けることは重要であり、オーストラリア代表団としては 7 日間の会合を開くことに賛成である。共同議長の友会合は有用だが、関係する締約国がすべて含まれているわけではない。共同議長の友会合と共同議長の地域間協議の開催は「追加的なもの」とするほうがよい。

159. 欧州連合 (EU) 代表は次のことを述べた。合意されている期限までに議定書を完成させるにはさらに交渉が必要である。現段階では、十分な参加を得て透明性のある形で交渉することが重要である。EU は、未決問題については交渉以外の形 (協議など) で解決を探ることも、締約国にとって有益であると考えている。この場合の協議は、地域レベルで行うか、交渉会合の準備段階で行うことが考えられる。協議が行われたなら、その内容についての報告書を用意することが有用である。

160. セルビア代表は中欧及び東欧グループを代表して次のことを発言した。第 10 回締約国会議の前に、共同議長の友会合、地域協議、地域間協議を各 1 回ずつ開き、さらに作業部会第 9 回会合の再会合を開くことは極めて重要である。だが中欧及び東欧グループ諸国の大半がカルタヘナ議定書締約国会議に参加することを考えると、提案された再会合の日程を再検討することが重要であり、その期間も 10 日間とすべきである。

161. ニュージーランド代表は、非公式協議を行う案は受け入れられるが、できる限り多くの時間を交渉に割くべきであると述べた。また共同議長に対し、各国が政府に相談できるよう、会合は週末ではなく平日に終わるような日程にするよう要請した。

162. インド代表は、今回の会合でかなりの進展がみられ、第 10 回締約国会議ではある程度の成功が見込まれるものと認識していると述べた。しかしインドの考えでは、今回の会合で明らかのように、概念レベルの議論などは既にその効果が薄れはじめている。意味のある前進を図るには、作業部会内でテキストに基づいた交渉をすることしかない。最善の策は、全員参加型のプロセスを設けて、全員が交渉プロセスに関わることである。この点から、作業部会が第 10 回締約国会議よりもかなり前に交渉を再開することが最善である。資金が問題ならば、共同議長の友会合と共同議長の非公式地域間協議 (CIIC) の回数を減らすことを提案したい。これによりかなりの額が節約できる。第 10 回締約国会議が成功するには、それよりも十分前に、全員の参加を得た透明性のある作業部会会合を開き、テキストに基づいた交渉を行うことが必要である。

163. 以上の発言の後、共同議長は、テキストに基づいた交渉は重要だが、政治的意思も同じく重要であると述べた。また、共同議長の非公式地域間協議は単なる議論ではなく、交渉の場とするつもりであることも明言した。共同議長は、会合の時期と間隔への懸念に触れ、作業部会としては、作業部会全体での交渉時間がその任務を達するための最重要ポイントと考えていることを確認した。そのため、名古屋までのロードマップの構成として、共同議長の友会合 (3 日間) 1 回、共同議長の地域間協議 (5 日間) 最低 1 回とし、いずれも週末には開催せず、開催地は今後確認することを提案した。また作業部会の再会合は 7 日間とし、その前に 2 日間の非公式協議を開くことも提案した。ただし会合の時期は得られる資金によることとし、後日確認することとした。

164. ウガンダ代表はアフリカグループを代表して発言し、全員参加による交渉再開が求められているのは明らかであり、作業部会が共同議長の地域間協議を招集する場合には、テキストに基づいた交渉を任務とすべきであると述べた。

165. 欧州連合代表は、共同議長の地域間協議を「追加する」という方法に疑問を呈するとともに、カルタヘナ議定書締約国会議と並行して本作業部会を開催することに懸念を表明した。

166. オーストラリア代表は、共同議長の地域間協議を開催する場合には、専門的な助言を追加できるように「追加的なもの」とすべきであると述べた。

167. 共同議長は、発言で示された懸念に触れ、参加者に対し、9月に作業部会の再会合を開くことは資金次第であり、その日にちがあればという条件付きであることを指摘した。また地域間協議をさらに広げることは、一部の地域にとって不利になり得ることも指摘した。

168. ウガンダ代表は、限られた資金をできるだけ有効に使うため、アフリカグループとしては作業部会の再会合にのみ集中するという方法が望ましいことを改めて表明した。

169. 欧州連合代表は、カルタヘナ議定書締約国会議が終わった週末から条約締約国会議に1日かかるような形で作業部会を開くことを提案した。

170. ウガンダ代表は、カルタヘナ議定書締約国会議と第10回条約締約国会議の間の週末は地域協議に当てるべきであると述べた。

171. 事務局長は参加者に対し、会合の種類ごとに費用予定を簡単に示し、資金が得られなければ、本作業部会の再会合は締約国会議の前に名古屋で開かざるを得ないと述べた。

172. オーストラリア代表と欧州連合代表は、資金が得られるならば、作業部会の再会合を開くことのみ重点を置くというアフリカグループの提案を支持し、資金調達が最優先の課題だということを引き彫りにした。

173. 以上の発言に続き、共同議長は参加者に新たな案を提示した。得られる資金によること、日程も確認を要することを条件として、本作業部会第9回会合の再会合を6月末にモンリオールで7日間開催し、さらに非公式の地域協議と地域間協議も2日間設けるという提案であった。残りの会期間の間に有効だと考えられる場合には、共同議長の友会合を1回開くことも考えられた。

174. 日本代表は政府と協議した後、日本政府が作業部会再会合への資金拠出を申し出たと述べた。

175. マレーシア代表は、カルタヘナ議定書に基づく「責任と債務に関する共同議長の友グループ」の第3回会合が6月に開催されるため、それと重なる可能性への憂慮を表明した。

176. ドイツ代表は、COP9議長国としてこれまでは交渉の重要性を強調し、案を提示して交渉過程の円滑化に努めてきたが、今は共同議長や事務局と協力し、よい交渉結果が得られるような方法を見つけたいと考えていると述べた。

177. ナミビア代表はアフリカグループを代表して次のことを発言した。現在の文案には合意の得られていない事項が含まれている。そのため、未合意分野について細かく検討することが極めて重要であり、それにより理解を深めるための背景知識を提供し、可能な解決策のための根拠を明確にすることである。同代表は事務局に対し、以下を任とする研究を委託するよう提案した。

(a) 他の解決策を見つける目的で、現在のテキストの中で合意の得られていない分野を分析し、かつそれを三つの視点から分析する。

- (i) 他の解決策はどのようにして利用者側で法的確実性を確保できるか
- (ii) 他の解決策はどのようにして提供者側で法的確実性を確保できるか
- (iii) 他の解決策はどの程度法的強制力を確保できるか。

この分析では、議定書案が遺伝資源の利用者に対し、相互に合意する条件を設定し、そこから生じた利益を実際に公正かつ衡平に分配することを奨励することになるような誘因についても、検討すべきである。

(b) 生物多様性条約以前の生息域外素材と取得物(植物保存株、微生物保存株など)に関する情報取得、モニタリング、追跡について、その可能性と方法を探り、利益配分の方法を探る。

(c) 遺伝資源に関連する伝統的知識で公に入手できるものの利用から生じる利益について、その配分を確保する方法を探る。

178. ホッジス共同議長は、提案された研究は資金が得られれば実施するが、アフリカをはじめ各地域も我々共同議長も強く要望するように、資金は交渉に優先的に充当すると述べた。

179. ホッジス共同議長は次に、合意の得られた今後のロードマップをまとめた。一つは 7 日間にわたる作業部会再会合で、6 月末にモンリオールで開催されることになる。日程と開催地は共同議長の友会合の資金、日程と併せて確認することになる。本議題の締めくくりとして、共同議長は政治的弾みをつける必要性を改めて強調するとともに、交渉の重要性を強調した。

議題 4 その他の事項

180. 作業部会は 2010 年 3 月 28 日の本会合第 7 回全体会議で議題 4 を取り上げた。ホッジス共同議長はアクセスと利益配分に関する本作業部会が締約国会議に対し、次期戦略計画が確実に、条約の三つの目的をバランスよく含むようにすることの必要性について、明確なメッセージを送るよう提案し、参加者もこれに同意した。

181. 両共同議長はコロンビア政府とコロンビア国民への謝辞を含む文書を提示し(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.4)、作業部会はそれを採択した。採択した文書は本報告書の附属書 III となる。

議題 5 報告書の採択

182. 本報告書は、報告書起草委員によって作成された報告書案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.1)をベースに口頭での修正を加え、2010 年 3 月 28 日の本会合第 7 回全体会議で採択された。

183. 共同議長は、本作業部会で合意した内容を再確認した。合意したことは、共同議長の議定書案を附属書 I として本報告書に付し、同附属書に脚注を入れ、同文書が交渉を経たものではなく、議定書案の要素を推敲しようとする共同議長の努力を反映したものであり、締約国がテキストに加筆修正をする権利を妨げるものではないことを明示するということである。

184. 本作業部会は会合を一旦閉会することとし、日程については後日確認すること、得られる資金によることを条件に、7 日間にわたる再会合を事務局所在地のモンリオールで開くことに合意した。この再会合の目的は、本報告書附属書 I をベースに交渉をまとめることであった。

185. カナダ、EU、イラン、日本、ニュージーランド、マレーシア、タイの各代表が発言した。

議題 6 閉会

186. 2010 年 3 月 28 日、本会合の第一部を終了するに当たり、各地域グループの代表が挨拶を述べた。

187. マラウイ代表はアフリカグループを代表して発言し、作業部会がかりで結論を出すことができなかった問題について検討するよう、各国政府に要請した。また同グループは、公正、柔軟の精神で議定書の交渉を行い、締約国会議から託された任務と、国際的制度に関する WSSD と国連総会からの要請を遂行する用意があると述べた。

188. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループ (GRULAC) を代表して発言し、各締約国が政治的意思を固めることが必要であると述べた。

189. クック諸島代表はアジア太平洋グループを代表して発言し、利益配分は貧困軽減など途上国の持続可能な開発に貢献すると述べ、全締約国に対し、名古屋までの道程を共に歩むよう促した。

190. マレーシア代表は閉会の挨拶のなかでメガ多様性同志国家 (LLMC) を代表して発言し、次のことを述べた。会合が国連の地域グループ単位で進められてきたため、LLMC として発言することができず、グループとしての意見の一貫性を示すことができなかった。本作業部会の任務が定まって以来、LLMC はグループとして効果的に機能しており、大きな役割を果たそうと努めてきた。もう一度グループとして発言できるようになることを希望している。マレーシア代表はこのほか、参加者に対し、利用者と提供者のバランスをとることが不可欠であることを改めて指摘し、次のことを述べた。利用者のためには、一貫性のあるアクセス基準を設けなければならない、提供者のためには、適切な遵守措置を講じなければならない。議定書案のテキストにはそのバランスが反映されている。そのため、締約国が適切で効果的な遵守措置を設けることには触れずに、アクセス基準を強化する必要性を訴えることは問題である。バランスを維持し、国際的制度の交渉に入るためのベースを維持することが重要である。マレーシア代表は、交渉に入るには、開示要件とチェックポイントなど適切な遵守措置を設けることが LLMC にとって重要であることを認識するよう、関係者全員に呼びかけた。

191. セルビア代表は中欧及び東欧グループを代表して発言し、第 10 回締約国会議での法的拘束力のある文書の採択に向けて努力することを再度明言した。

192. スペイン代表は欧州連合 (EU) とその加盟国を代表して発言し、事務局の尽力に謝意を表すとともに、コロンビア政府に対しても、その尽力とあたたかな歓迎に謝意を表した。また 3 月 15 日に開かれた環境大臣会合の結論に従い、名古屋での議定書採択に向けた EU の努力とその政治的な意思を再度明言した。

193. 日本代表は、日本が締約国会議の準備を進めており、日本政府が現在の会合開催に対するコロンビア政府の多大なる尽力を認識して感謝していると述べ、作業部会に対し、この勢いを絶やさないよう呼びかけた。

194. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表は、遺伝資源と伝統的知識との重要な関係と、原住民・地域社会にとって遺伝資源と伝統的知識とが切り離せないものであることを、締約国が議定書の文言で確認できるようになることを希望している旨を述べた。

195. 生物多様性に関する先住民女性ネットワークの代表は、コロンビア政府とその地域から出席した原住民に対し、謝意を表した。また、原住民の問題のなかには交渉で考慮されていないものがあることも指摘した。それは国連先住民の権利に関する宣言への言及、女性の根本的役割の認識、伝統的知識の集団的性格の認識、遵守に関する国際的認証 (原住民・地域社会からの情報に基づく事前の同意と相互に合意する条件に関する情報を含む) の重要性、原住民女性に対する適切な能力開発の重要性であった。

196. 地域社会の代表 1 名は、生物多様性条約のプロセスに地域社会を全面的に参加させるよう確保する必要性を強調した。

197. コロンビア代表サラザール・メジア氏は、祖国と地域への謝辞に対して参加者に感謝し、名古屋での法的拘束力のある文書の採択に向けたプロセスに対し、祖国の積極的な関与を改めて表明した。

198. アーメッド・ジョグラフィ事務局長は、本会合の開催に尽力した全員に感謝し、たとえば資金提供国にはその拠出に対し、コロンビア政府には会議成功への支援と尽力に対し、共同議長にはその卓越したリーダーシップに対し、事務局職員にはその膨大な作業に対して謝意を表した。

199. 結びの言葉として、両共同議長は、参加者全員の努力により、カリで大幅な前進がみられたことを指摘した。特に注目すべきは、回付すべき議定書案が作成されたことである。これこそまさに厳然とした成果である。この重要な段階を経ることができなければ、名古屋での採択も成功も不可能である。両共同議長は作業部会に全力で取り組むことを改めて表明し、作業部会第9回会合の再会合で確実に交渉がまとまるようにすることが現在の最大の関心事であることを明らかにした。

200. 恒例の挨拶交換に続き、2010年3月28日(日)午後7時45分、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合第一部の閉会が宣言された。

附属書 I

生物の多様性に関する条約の 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する 議定書案（修正版）*

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という）の締約国として、

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配が、条約の主たる目的三つのうちの一つであることを想起し、

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の分配に関する条約第 15 条をさらに想起し、

第 16 条及び第 19 条の規定に従い、開発途上国において遺伝資源に付加価値を付けるための研究能力及び技術革新能力を構築するために実施される技術移転と協力が、持続可能な開発に果たす重要な貢献を認識し、

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な分配に関するボン・ガイドラインを採択した締約国会議決定 VI.24 を想起し、

「ボン・ガイドラインを念頭に置き、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を促進し保護するための国際的制度を条約の枠組みの中で交渉する」ための行動を求める実施計画が、持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ、2002 年 9 月）で採択されたことを同じく想起し、

食料の安全保障、公衆衛生、生物多様性の保全、気候変動の緩和及び気候変動への適応にとって、遺伝資源が重要であることを認識し、

アクセスと利益分配の果たし得る役割、すなわち生物多様性の保全及び持続可能な利用、貧困撲滅並びに環境の持続可能性に貢献し、それによりミレニアム開発目標の達成に貢献するという役割を確認し、

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス及び当該知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する第 8 条(j)を想起し、

遺伝資源へのアクセスと当該資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配との結びつきを確認し、

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関し、法的確実性を確保することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者間の相互に合意する条件交渉において、平等を促進することの重要性を認識し、

アクセスと利益分配に関する国際文書が、条約の目的を達成するために相互に補完的であるべきことを認識し、

条約のアクセスと利益分配に関する規定の効果的な実施をさらに支援することを決意し、

* 本文書は交渉を経たものではなく、議定書案の要素を推敲しようとする共同議長の努力を反映したものであり、締約国がテキストに加筆修正する権利を妨げるものではない。本文書はコロンビアのカリで開かれたアクセスと利益分配に関する作業部会第 9 回会合における締約国の見解を反映した報告書の本体と併せて読むべきである。

遺伝資源に関連する伝統的知識が原住民・地域社会によって所有され、保有され及び開発される状況が多様であることを認識し、

遺伝資源及び関連する伝統的知識に対する原住民・地域社会の既存の権利を考慮し、

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが行われる場合には、適宜、彼らの法律、慣習法、共同体規約及び手続に従ってその原住民・地域社会における当該知識の正当な保有者を明らかにすることが、原住民・地域社会の権利であることに留意して、

次のとおり協定した。

第 1 条 目的

この議定書は、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを目的とする。

第 2 条 用語

この議定書の適用上、

(a)「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。

(b)「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この議定書が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつその内部手続に従いこの議定書の署名、批准、受託若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。

第 3 条 適用範囲

この議定書は、条約の適用範囲に入る遺伝資源及び当該遺伝資源の利用から生じる利益に適用する。そのほかこの議定書は、遺伝資源に関連する伝統的知識並びに当該伝統的知識の利用から生じる利益にも適用する。

第 4 条 公正かつ衡平な利益配分

1. 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益は、当該資源を提供する締約国と、又は該当する場合には、当該資源若しくは関連する伝統的知識を保有する原住民・地域社会と、公正かつ衡平に配分する。

2. 締約国は、附属書 II に示す遺伝資源の典型的な利用のリストを考慮し、遺伝資源の利用から生じる利益(発現、複製、解析又はデジタル化などの技術により生産した派生物から生じるものを含む)を、当該資源の提供国と公正かつ衡平に配分することを確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、このリストを定期的に見直し、科学と技術の進歩に沿ったものとする。

3. 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益は、条約第 8 条(j)、第 15 条、第 16 条及び第 19 条で定めるものを含め、相互に合意する条件に基づいて配分する。利益には附属書 I に示すものなど(ただしこれに限らず)、金銭的利益と非金銭的利益を含めることができる。

4. 締約国は、第 9 条の規定を考慮し、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益を、当該知識を保有する原住民・地域社会と公正かつ衡平に配分することを確保するため、適宜、立法上、行政上、政策上の措置をとる。

第 5 条 遺伝資源へのアクセス

1. 自国の遺伝資源に対する各国の主権的権利に従い、遺伝資源へのアクセスを得るには、当該遺伝資源を提供する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

2. 締約国は次のことを行うため、適宜、立法上、行政上又は政策上の必要な措置をとる。

(a) 自国のアクセスと利益配分要件に関する法的確実性、明確性及び透明性を確保する

(b) 事前の情報に基づく同意の申請方法について、容易に入手できる情報を提供する

(c) 権限ある国内当局による時宜を得た書面による決定を行う

(d) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠として、許可証又は国際的に認知された証明書
の交付について定める

(e) 適用可能な国内法が、遺伝資源に対する原住民・地域社会の既存の権利を認識し承認している場合に、事前の情報に基づく同意又は承認の基準並びにその遺伝資源へのアクセスに対する当該社会の関与の基準を定める

(f) アクセスの時点で相互に合意する条件を要求し設定するための明確な規則と手続を定める。当該条件は書面で定め、以下を含めることができる。

(i) 紛争解決条項

(ii) 利益配分の条件。これには知的財産権の所有権も含む。

(iii) 事後に第三者による利用がある場合の条件。

(iv) 意図が変更された場合の条件(該当する場合)。

3. 締約国は、事前の情報に基づく同意を付与する自らの決定を、第 11 条の規定に基づいて設置する「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。

4. 自国の遺伝資源のうち、事前の情報に基づく同意というアクセス要件(条約第 15 条 5 に基づく)の対象となるものとならないものを決定した締約国は、関連情報とともにその旨を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に通知する。

第 5 条の 2 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス

締約国は、原住民・地域社会の保有する遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び当該社会の関与を得て、かつ相互に合意する条件に基づいて行われることを確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第 6 条 **研究と緊急事態への考慮**

締約国は、アクセスと利益配分に関する自国の法律を策定し実施する際に、次のことを行う。

(a) 生物多様性に関する研究を容易にし、促進し及び奨励するための環境を整える。こうした研究は、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用にとって重要である。

(b) 公衆衛生、食料の安全保障又は生物の多様性が深刻なほど脅かされるなどの緊急事態に対し、国内法に従って相応の注意を払う。

第 7 条 **保全及び持続可能な利用への貢献**

締約国は条約の目的を支援するため、遺伝資源の利用から生じる利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用へ振り向けるよう、利用者及び提供者に奨励する。

第 8 条 **国境を越えた協力**

1. 同一の遺伝資源が、隣接する締約国の領域内にある生息域内に認められる場合、当該締約国は、とられた措置がこの議定書を支援しその目的に反しないことを確保するため、この議定書を実施する目的で適宜、協力する。

2. 遺伝資源に関連する同一の伝統的知識を複数の締約国内にある複数の原住民・地域社会が共有している場合、当該締約国は、この議定書の目的を実施するため、関係する原住民・地域社会の関与を得て協力する。

あるいは、

1. 同一の遺伝資源又は遺伝資源に関連する同一の伝統的知識が複数の締約国の領域内にある生息域内に認められる場合、当該締約国は、この議定書の目的を実施するため、該当する場合には、関係する原住民・地域社会の関与を得て協力する。

第 9 条 **遺伝資源に関連する伝統的知識**

1. 締約国は、この議定書に基づく義務の実施に当たり、遺伝資源に関連する伝統的知識に関し、適宜、原住民・地域社会の法律、原住民・地域社会の慣習法、共同体規約及び手続を十分に考慮する。

2. 締約国は、関係する原住民・地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝統的知識の潜在的な利用者に対し、当該知識へのアクセス並びにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する利用者の義務について、情報を提供する仕組みを設置する。

3. 締約国は適宜、原住民・地域社会による次のものの策定を支援する。

(a) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する共同体規約

(b) 相互に合意する条件の最低要件。これは遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するためのもの。

(c) 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益の配分に関するモデル契約条項

4. 締約国は、この議定書の実施に当たり、原住民・地域社会の内部及び間で行われてきた遺伝資源及び関連する伝統的知識の慣習的利用と交換を制限してはならない。
5. 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的知識で公に入手できるものの利用者に対し、当該知識の正当な保有者との公正かつ衡平な利益配分の取決めを結ぶためのあらゆる合理的な措置(相当な注意を含む)をとることを奨励する。

第 10 条 **各国の政府窓口及び権限ある国内当局**

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関する一つの政府窓口を指定する。この政府窓口は、遺伝資源又は関連する伝統的知識へのアクセスの申請者に対し、利益配分を含め、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件の取得手続、権限ある国内当局、関連する原住民・地域社会及び関連する利害関係者について、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を通じて情報を提供する。政府窓口は、事務局との連絡を担当する。
2. 各締約国はアクセスと利益配分に関する一つ又はそれ以上の権限ある国内当局を指定する。権限ある国内当局は、適用される各国の立法上、行政上又は政策上の措置に従って、アクセスの承認に責任を負い、事前の情報に基づく同意を取得して相互に合意する条件を結ぶための適切な手続と要件について助言する責任を負う。
3. 締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の双方の機能を果たす単一の組織を指定することができる。
4. 各締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、事務局に対し、政府窓口及び権限ある国内当局の名称と所在地を通報する。締約国は、複数の権限ある国内当局を指定する場合には、その通報とともに、これらの当局のそれぞれの責任に関する適切な情報を事務局に連絡する。該当する場合、当該情報においては、少なくともどの権限ある当局が、求められている遺伝資源に責任を負うかを特定する。政府窓口の指定の変更、又は権限ある国内当局の名称及び所在地若しくは責任の変更がある場合、各締約国は直ちにそれを事務局に通報する。
5. 事務局は、4 項に従って受領した情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を通じて提供する。

第 11 条 **アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び情報の共有**

1. 条約第 18 条 3 項に基づく情報交換の仕組みの一部として、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を設置する。このクリアリング・ハウスは、アクセスと利益配分に関する情報を共有する手段としての役割を果たす。また特に、各締約国から提供されたこの議定書の実施に関連する情報を提供する。
2. 各締約国は、秘密の情報の保護が損なわれることなく、この議定書により要求される情報並びにこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の下した決定に従って要求される情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。この情報は以下を含む。
 - (a) アクセスと利益配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置
 - (b) 政府窓口及び権限ある国内当局に関する情報
 - (c) 事前の情報に基づく同意を付与する決定
3. 追加的な情報には次のものを含めることができる。

- (a) 遺伝資源に関連する伝統的知識に関して当該国内で適用される原住民・地域社会の法律、慣習法、共同体規約及び手続(適宜)
- (b) モデル契約条項
- (c) 遺伝資源をモニターするために開発された方法とツール
- (d) 行動規範及び優良事例

4. 「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」の運用方法(その運用に関する報告を含む)は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において検討し及び決定し、その後継続して検討する。

第 12 条

アクセスと利益配分に関する国内法の遵守

1. 締約国は自国の管轄内で利用される遺伝資源へのアクセスと利用が、遺伝資源の提供国のアクセスと利益配分に関する国内法に定めるとおり、事前の情報に基づく同意に従って行われ、かつ相互に合意された条件が設定されていることを確保するため、適切で効果的かつ均衡のとれた措置をとる。
2. 締約国は、1 項に従ってとられた措置が遵守されない場合に対処するため、適切で効果的かつ釣り合いのとれた行政上又は法律上の措置をとる。
3. 締約国は、遺伝資源の提供国のアクセスと利益配分に関する国内法に対して違反の申立てがあった事案において協力する。

第 13 条

遺伝資源の利用のモニタリング、追跡及び報告

1. 第 12 条 1 項の実施に当たり、締約国は、発現、複製及び解析を通じて生産された派生物からのものを含め、この議定書の附属書 II に示す遺伝資源の典型的な利用のリストを考慮し、適宜、遺伝資源の利用をモニターするための措置をとる。当該措置には以下を含む。

- (a) チェックポイントの特定と設置及び以下での開示要件
 - (i) 利用国の権限ある国内当局(CNA)
 - (ii) 公的資金を受けている研究機関
 - (iii) 遺伝資源の利用に関する研究調査結果を発表している組織
 - (iv) 知的財産権審査機関
 - (v) 遺伝資源に由来する製品に対し、規制当局としての承認又は販売承認をする当局

開示要件は、許可証又は証明書が第 5 条 2(d)の規定に従ってアクセス時点で交付されたことを示す誠実な証拠を提供することにより、満たされる。

- (b) 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、報告要件を通じるなどにより、相互に合意する条件の実施に関する情報を共有することを義務付けること
- (c) 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、遺伝資源のモニタリングと追跡のため、コスト効果の高い通信手段及びインターネットを利用したシステムを利用することを奨励すること

2. 許可証又は証明書が第 5 条 2 項 (d) に従ってアクセス時点で交付され、第 5 条 3 項に従って「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に登録された場合、この許可証又証明書は、国際的に認知された遵守証明書を構成する。

3. 国際的に認知された遵守証明書は、対象となる遺伝資源の取得、アクセス及び利用が、当該遺伝資源の提供国のアクセスと利益配分に関する国内法に定めるとおり、事前の情報に基づく同意に基づいて行われたこと、並びに相互に合意する条件が設定されていることを示す証拠となる。開示要件は、国際的に認知された証明書を提供することにより、満たされる。

4. 国際的に認知された遵守証明書には、最低限、次の情報を含める。

- (a) 国の交付当局
- (b) 提供者の詳細
- (c) アルファベットと数字による固有の識別コード
- (d) 関連する伝統的知識の権利保有者の詳細 (必要に応じて記載)
- (e) 利用者の詳細
- (f) 証明書の対象
- (g) アクセス活動の地理的位置
- (h) 相互に合意する条件へのリンク
- (i) 許可する用途、利用の制限
- (j) 第三者に移転する場合の条件
- (k) 交付日

5. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、取扱い費用を最小限に抑える必要性、並びに実現可能性、現実性及び柔軟性を確保する必要性を考慮し、国際的に認知された遵守証明書制度の追加的な態様について検討する。

第 14 条 相互に合意する条件の遵守

1. 第 5 条 2 項 (f) (i) の実施に当たり、締約国は、遺伝資源又は関連する伝統的知識の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件の中に、適当な場合には、紛争解決に関する次のような規定を含めることを奨励する。

- (a) 紛争解決の手續において従う管轄権
- (b) 準拠法
- (c) 調停又は仲裁など、裁判外紛争解決の選択肢

2. 締約国は、相互に合意する条件について生じた紛争において、適用される管轄要件と両立する形で、自国の法制度の下で法的手段を求める機会が得られることを確保する。

3. 締約国は、相互に合意する条件への不遵守の申立てがあつた事案に対処するため、以下の措置を含め、適宜、効果的で釣合いのとれた措置をとる。

- (a) 司法へのアクセスを促進する措置

- (b) 外国の判決及び仲裁判断の相互承認及び執行を促進する措置
- (c) 締約国間の協力を促進する措置
- (d) 法的救済を求める者を援助するための措置

4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、3項に示す措置の有効性を検討し、この検討に基づいてさらなる措置の必要性及び態様について検討する。

第 15 条 モデル契約条項

1. 締約国は、主要な分野の利用者及び提供者と協議の上で、相互に合意する条件のモデル契約条項の分野別一覧の策定、更新及び利用を、適宜、奨励する。
2. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議はモデル契約条項の分野別一覧の利用を定期的に状況調査する。

第 16 条 行動規範及び優良事例基準

1. 締約国は、主要な分野の利用者及び提供者と協議の上で、アクセスと利益配分に関連する行動規範及び優良事例基準の策定、更新及び利用を適宜、奨励する。
2. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、行動規範及び優良事例基準の利用について定期的に状況調査する。

第 17 条 意識啓発

締約国は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の重要性並びに関連するアクセスと利益配分の問題について、意識啓発のための措置をとる。当該措置には、特に次のものを含めることができる。

- (a) この議定書及びその目的の普及促進
- (b) 利害関係者会合の開催
- (c) 利害関係者のための相談窓口の設置及び維持
- (d) 国レベルのクリアリング・ハウスを通じた情報普及
- (e) 利害関係者と協議の上での行動規範及び優良事例基準の普及促進
- (f) 地域における経験交換の促進

第 18 条 能力

1. 締約国は、開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)及び移行経済締約国においてこの議定書を効果的に実施するため、既存の世界的な、地域的な、小地域的な及び国内の機関及び組織を通じるなどにより、人的資源及び制度的能力を開発し及び強化することに協力する。
2. 第 1 項の規定に示す締約国のニーズで条約の関連規定に基づく資金に対するものは、この議定書を実施するための能力開発に当たり十分に考慮する。

3. 締約国は、適切な措置の根拠として、自国の能力の自己評価を通じ、国としての能力面でのニーズ及び優先事項を特定し、この情報を第 11 条の規定に基づいて設置された「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。

3 の 2 締約国は原住民・地域社会により特定されたニーズ及び優先事項に基づき、そのような社会の能力開発を支援する。

4. この議定書の実施を支援するに当たり、能力については次の主要分野を対象に取り組む。(a)この議定書の義務を遵守する能力(b)相互に合意する条件を交渉する能力(c)アクセスと利益配分に関する各国の立法上、行政上又は政策上の措置を策定し、実施し、及び執行する能力(d)遺伝資源の提供国が自国の遺伝資源に付加価値を付けるために自国の研究能力を開発する際に、自国を支える能力

5. 1～4 の規定に基づく措置には、特に次のものを含めることができる。

(a) 法律及び制度の整備

(b) 相互に合意する条件を交渉するための訓練など、交渉における平等の促進

(c) 遵守のモニタリング及び執行

(d) アクセスと利益配分活動における、利用できる最善の通信手段とインターネットを利用したシステムの採用

(e) 評価方法の開発及び利用

(f) 生物探査、それに関連する研究及び分類学研究

(g) 技術移転並びに当該技術移転を持続可能にするインフラ及び技術的能力

(h) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に対するアクセスと利益配分活動の貢献の促進

(i) アクセスと利益配分に関する利害関係者の能力を向上するための特別な措置

(j) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに係る原住民・地域社会の能力を向上するための特別な措置

5. 1～4 項の規定に基づいて国レベル、地域レベル及び国際レベルで実施された能力開発の取組に関する情報は、アクセスと利益配分のための能力開発に関する協働及び連携を促進する目的で、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。

第 18 条の 2 技術移転及び協力

第 15 条、第 16 条及び第 19 条の規定に従い、締約国は、この議定書の第 4 条の規定に従って利益を創出し配分する手段として、科学的研究開発プログラム、特にバイオテクノロジー研究において協働し、協力し及び貢献する。これには、先進締約国がとる措置であって、その管轄内にある企業及び機関に対して奨励措置を提供するものを含む。この奨励措置は、開発途上国(後発開発途上国を含む)が健全で存続できる技術基盤を創造できるようにするために、技術に対するこれらの国々によるアクセス、及びこれらの国々への技術移転を促進し奨励することを目的とする。可能な場合、こうした協働は遺伝資源を提供する国で行う。

第 18 条の 3 非締約国

締約国は非締約国に対し、この議定書を支持し、適切な情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供することを奨励する。

第 19 条 資金供与の仕組み及び資金

1. 締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第 20 条の規定を考慮する。
2. 条約の資金供与の仕組みは、この議定書の資金供与の仕組みとなる。
3. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第 18 条に規定する能力開発に関し、締約国会議による検討のために 2 項の資金供与の仕組みについての指針を提供するに当たり、資金に関する開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)のニーズを考慮する。
4. 1 の規定に関し、締約国は、この議定書を実施するために必要な能力開発に関する要件を特定し及び実施する開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)及び移行経済締約国の取組において、これらの国が抱えるニーズを考慮する。
5. 締約国会議の関連する決定(この議定書が採択される前に合意されたものも含む)における条約の資金供与の仕組みに関する指針は、この条の規定について準用する。
6. 先進締約国はまた、二国間の、地域的な及び多国間の経路を通じて、この議定書の規定を実施するための資金及びその他の資源を供与することができるものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国はこれを利用することができる。

第 20 条 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

1. 締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。
3. 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。
4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により与えられる任務を遂行し、次のことを行う。
 - (a)この議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。
 - (b)この議定書の実施のために必要と認められる補助機関を設置すること。

- (c) 適当な場合には、権限のある国際機関並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用すること。
- (d) 第 24 条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
- (e) 必要に応じ、この議定書の実施のために必要とみなされるこの議定書及びその附属書の改正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び採択すること。
- (f) この議定書の実施のために必要なその他の任務を遂行すること。

5. 締約国会議の手續規則及び条約の財政規則は、この議定書の下で準用する。ただし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除く。

6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合は、この議定書の効力発生の日の後に開催される最初の締約国会議の会合と併せて事務局が招集する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて開催する。

7. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき、又はいずれかの締約国から書面による要請があり、事務局がその要請を締約国に通報してから六カ月以内に、締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

8. 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであって条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた又は機関(各国の若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいずれであるかを問わない)であって、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、この条に別段の定めがある場合を除くほか、5 に規定する手續規則に従う。

第 21 条 補助機関

1. 条約により又は条約の下に設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づき、この議定書のためにその任務を遂行することができる。その場合、この議定書の締約国の会合は、当該補助機関がどの任務を遂行するかを特定する。
2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、上述の補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。
3. 条約の補助機関がこの議定書に関する事項についてその任務を遂行するときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する当該補助機関の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。

第 22 条 事務局

1. 条約第 24 条の規定によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。

2. 事務局の任務に関する条約第 24 条1の規定は、この議定書について準用する。

3. この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において必要な予算措置について決定する。

第 23 条 条約との関係

条約における議定書に関する規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書に適用する。

第 24 条 モニタリング及び報告

各締約国は、この議定書に基づく自国の義務の履行状況をモニターし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔で、この議定書を実施するためにとった措置についてこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第 25 条 議定書の遵守

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し及び不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための制度的な仕組みを検討し、及び承認する。これらの手続及び仕組みには、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含む。これらの手続及び仕組みは、条約第 27 条に定める紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

第 26 条 評価及び再検討

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の 5 年後に、及びその後は 5 年ごとに、この議定書の手続の評価を含め、この議定書の有効性についての評価を行う。

第 27 条 署名

この議定書は、2011 年 6 月 4 日に{ ... }において並びに 2011 年 6 月 11 日から 2012 年 6 月 10 日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 28 条 効力発生

1. この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による 50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から 90 日目の日に効力を生ずる。

2. この議定書は、1の規定に基づいて効力を生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日から 90 日目の日、又は条約が当該国若しくは機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に、効力を生じる。

3. 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1 及び 2 の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第 29 条 留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第 30 条 脱退

1. 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から 2 年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。
2. このような脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日、又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に、効力を生ずる。

第 31 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

2010 年 10 月 29 日に名古屋で作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて上述の日にこの議定書に署名した。

議定書案（修正版）の附属書 I

金銭的及び非金銭的利益

1. 金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。
 - (a) アクセス料金、又は収集若しくはその他の方法で取得した標本ごとの料金
 - (b) 前払い金
 - (c) マイルストーン支払金
 - (d) ロイヤリティー支払金
 - (e) 商業化の場合の実施許諾料
 - (f) 生物多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金へ支払う特別料金
 - (g) 給与及び相互に合意する場合には特惠条件
 - (h) 研究資金
 - (i) 共同事業
 - (j) 関連する知的財産権の共同所有

2. 非金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。
 - (a) 研究開発成果の共有
 - (b) 科学的研究開発プログラム、特にバイオテクノロジー研究における協働、協力及び貢献。可能な場合、これは遺伝資源を提供する国で行う。
 - (c) 製品開発への参加
 - (d) 教育訓練における協働、協力及び貢献
 - (e) 遺伝資源の生息域外施設への入場許可及びデータベースへの受け入れ
 - (f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最恵条件(合意する場合には、譲許的及び特惠的な条件を含む)による知識と技術の移転、特に、バイオテクノロジーを含む遺伝資源を利用する知識と技術、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する知識と技術
 - (g) 技術移転のための能力の強化
 - (h) 制度的な能力の開発
 - (i) アクセス規制の管理と執行の能力を強化するための人的及び物的資源
 - (j) 遺伝資源に関連する研修で、遺伝資源を提供する国の全面的な参加を得て行うもの。これは、可能ならば当該提供国の国内で行う。
 - (k) 生物学的目録と分類学研究を含め、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する科学情報へのアクセス
 - (l) 地域経済への貢献
 - (m) 保健及び食料安全保障のような優先度の高いニーズに沿った研究で、遺伝資源の提供国内での遺伝資源の利用を考慮して行うもの
 - (n) アクセスと利益配分の協定から生じる組織上、職業上の関係及びその後の協働の活動
 - (o) 食料及び生活の安全保障上の利益
 - (p) 社会的認知
 - (q) 関連する知的財産権の共同所有

議定書案（修正版）の附属書 II

遺伝資源の典型的な利用のリスト

このリストには次のものを含めることができるが、これに限るものではない。

- (a) 改変
- (b) 生合成
- (c) 育種及び選別
- (d) 繁殖及び栽培
- (e) 保全
- (f) 解析及び評価
- (g) その他遺伝資源に関するバイオテクノロジーの応用であって、商業化を目的としない研究、商業化を目的とした研究開発、及び商業化の活動の中で行われるもの。

報告書附属書 II
生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な
配分に関する名古屋議定書の採択
締約国会議決定案*
決定X/....

締約国会議は、

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分が生物の多様性に関する条約(以下「条約」という)の三つの主たる目的の一つであることを想起し、

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の配分に関する条約第 15 条を想起し、

2002 年 9 月にヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議が、ボン・ガイドラインを念頭に置き、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進し保護するための国際的制度を条約の枠組みの中で交渉するための行動を求めたことを想起し、

決定 VII/19 D において、条約第 15 条及び第 8 条(j)の規定並びに条約の三つの目的を効果的に実施するための文書を採択することを目的として、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会が、条約第 8 条(j)及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会と協働で、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度を検討し交渉するよう付託されたことを想起し、

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会が実施した作業に謝意をもって留意し、

食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約が生物多様性条約の目的達成に果たす補完的な役割を認識し、

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書が発効した場合の効果的な実施に備えて、当該議定書が発効するまでの暫定的な措置が必要であることを考慮し、

I 議定書の採択

1. 本決定の附属書 I に定める「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を採択することを決定する。
2. 国際連合事務総長に対し、この議定書の寄託者となることを要請し、条約事務局長に対し、2011 年 6 月 4 日に署名式を開くための手配、並びに 2011 年 6 月 11 から 2012 年 6 月 8 日まで議定書をニューヨークにある国際連合本部に署名のため開放しておくための手配をするよう要請し、さらに同事務局長に対し、国連持続可能な開発会議に併せ、2012 年 6 月にリオデジャネイロで署名式を開くための手配をするよう要請する。
3. 条約締約国に対し、議定書のできるだけ早い発効を確保するため、2011 年のできるだけ早い時期にこの議定書に署名し、適宜、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託するよう求める。
4. 条約締約国でない国に対し、この議定書の締約国となれるよう、適宜条約を批准し、承認し、受託し若しくは承認し又はこれに加入するよう要請する。

* 本文書は交渉を経たものではなく、締約国がテキストに加筆修正をする権利を妨げるものではない。本文書はコロンビアのかりで開かれたアクセスと利益配分に関する作業部会第 9 回会合における締約国の見解を反映した報告書の本体と併せて読むべきである。

II 議定書に関する政府間委員会

5. 「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書に関するオープンエンド特別政府間委員会」(以下、「政府間委員会」という)を設置することを決定する。
6. この政府間委員会が事務局長の支援を受け、締約国会議によって採択される予算規定を考慮し、議定書の締約国の第一回会合に必要な準備を行うことを決定する。尚、この委員会は第一回会合で消滅するものとする。
7. 条約締約国会議の手続規則はこの政府間委員会の会合について準用することに留意する。
8. 政府間委員会の第一回会合は 2011 年 6 月 4～8 日に、第 2 回会合は 2012 年 4 月 23～27 日に開くことを決定する。
9. 政府間委員会の共同議長は_____の 氏名を記入 と_____の 氏名を記入 とすることを決定し、政府間委員会に対し、その第一回会合において条約締約国の代表の中から議長団を選出するよう要請する。
10. 本決定の附属書 II に記載する政府間委員会の作業計画を承認する。
11. 条約締約国並びにその他の国及び地域的な経済統合のための機関に対し、2011 年 3 月 31 日より前に、政府間委員会のための窓口を指定し、それを条約事務局長に連絡するよう要請する。

III. 管理上及び予算上の事項

12. この議定書が発効するまで、暫定的な仕組みにかかる資金コストは生物多様性条約信託基金(BY)が負担することを決定する。
13. さらに、議定書の締約国の第一回会合までの間に、条約事務局が運営する暫定的議定書事務局を設置することを決定する。
14. 2011～2012 年の「承認された活動を支援するための追加的な任意拠出による特別任意信託基金(BE 信託基金)」について、条約事務局長が明細を示して附属書 III に記載した概算資金額の補正額に留意し、締約国その他各国に対し、この基金への拠出を促す。
15. 2013～2014 年の本議定書の予算をその第十回会合において検討し採択することを決定し、事務局長に対し、6 カ月前に予算案を提出するよう要請する。

決定（案）附属書 I

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書

[あとで挿入]

決定（案）附属書 II

**遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書に関する
政府間委員会作業計画**

[あとで挿入]

決定（案）附属書 III

**遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書暫定事務局
局予算（2011～2012 年）**

[あとで挿入]

報告書附属書 III

コロンビア政府及びコロンビア国民への感謝

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会は、

コロンビア共和国政府の寛大なる招聘を受けて 2010 年 3 月 22 日から 28 日までカリにて集い、

会合に出席した代表団、オブザーバー及び事務局メンバーがコロンビア共和国の政府及び国民から受けた厚情、温かなもてなし及びすばらしい施設に感謝し、

作業部会及びその関係者がコロンビア共和国の政府及び国民から受けた温かな歓迎と作業を円滑にするための貢献に心から感謝の意を表する。

(2) 生物多様性条約第 9 回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会第二部報告書 (モントリオール会合)

生物多様性条約

配布：一般
UNEP/CBD/COP/10/5/ADD.4
2010 年 7 月 28 日
原文：英語

生物多様性条約締約国会議
第 10 回会合
2010 年 10 月 18～29 日、於名古屋、日本
議題案の議題*3

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 9 回会合第二部報告書

はじめに

- A. 背景
- B. 出席者

議題 1. 開会

議題 2. 会議運営に係る事項

- 2.1 役員
- 2.2 議題の選択
- 2.3 作業の手順

議題 3. アクセスと利益配分に関する国際的制度の仕上げ

議題 4. その他の事項

議題 5. 報告書の採択

議題 6. 閉会

附属書 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案

* UNEP/CBD/COP/10/1.

はじめに

A. 背景

1. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合の第二部は、2010年7月10日から16日にかけてモントリオールで開催された。この会合に先立ち、2010年7月8日から9日まで非公式協議がモントリオールで行われた。

B. 出席者

2. 本会合には、以下の締約国その他各国政府の代表が出席した。(省略)
3. 以下の国連機関、専門機関その他の機関からオブザーバーが出席した。(省略)
4. 以下の組織からも代表者がオブザーバーとして参加した。(省略)

議題 1. 開会

5. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合の第二部は、2010年7月10日土曜日午前10時25分に、本作業部会共同議長のティモシー・ホッジス、フェルナンド・カサスの両氏により開会が宣言された。両共同議長は参加者に歓迎の意を表するとともに、生物多様性条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案を最終的に仕上げる用意が参加者にあることを期待すると述べた。本作業部会第9回会合第二部の開催を資金面で可能にした日本政府、及び開発途上国の代表が参加できるよう資金を援助したカナダ、日本、スペイン、スイスの各政府に謝意を表した。また『アース・ネゴシエーション・ビュレタン』のチームが本会合に参加して議論を報じることができるよう、ノルウェー政府が極めて重要な役割を果たしたことを伝えた。

6. ホッジス共同議長は、第10回締約国会議までに残された時間が100日しかないこと、本作業部会が議定書の最終テキスト作成という作業をわずか7日間で完了しなければならないことを参加者に念を押し、次のように述べた。今年は生物多様性条約の歴史の中でひとつの時代が終わりを告げる年であり、今回の会合の議論が次の時代を作っていくことになる。生物多様性条約の未来は、その大部分が本会合における交渉の結果次第で決まる。今こそ誠意を示すときであり、参加者が簡潔、効果的かつ公正で、しかも実施可能な議定書を求めていることを示すときである。本会合の成果は2010年9月にニューヨークで開催される国連総会首脳会合へのメッセージとなり、第10回締約国会議の成功の鍵となる。

7. 続いてホッジス共同議長は、国連の生物多様性親善大使エドワード・ノートン氏からのビデオメッセージを紹介した。

8. 日本の第10回締約国会議担当大使、荒木喜代志氏は次のことを述べた。この再開会合に出席したのは、今回の会合の重要性を改めて強調し、交渉を引き続き円滑に進めるためである。コロンビアのカリで開催された本作業部会第9回会合の第一部終了時に、日本政府はその再開会合に資金を供与することを緊急決定したが、それは多くの参加者が、テキストに基づいたオープンエンドな交渉を行うことへの強い熱意を示したからである。それを考えると、今会合の閉幕時には議定書のテキストの修正版がまとまっていると期待するのが当然であるが、提案された条項のなかには、共通の立場を見いだすことが依然困難だとみられるものもある。しかし問題のいくつかが未解決であっても、政治的協議を通じて解決法を探ることができるよう、締約国会議に対して明確な指針を示す必要がある。

9. ブラジル代表はメガ多様性同志国家を代表して発言し、次のことを述べた。テキストに基づいた交渉が成功裏にまとめれば、条約の目的を実施する上で効果的な議定書が作成されるはずであり、貧困の撲滅と人類の福祉の推進に貢献することになる。本作業部会が直面している問題は根本的に相互に関係しており、それらに取り組む際にはそのバランスをとることが必要である。議定書は、バイオパイラシーや原産国の同意を得ない遺伝資源の利用によって引き起こされるアンバランスを是正するものでなければならない。議定書のどの条項においても、検討中のどの問題にとっても、このバランスが不可欠である。議定

書策定へ向けて現在行われている交渉は、「共通だが差異のある責任の原則」に従って、条約の三つの目的の効果的な実施を確保するための一連の方法や手段の主要素であり、これらは不可分のものである。第10回締約国会議では、ポスト2010年へ向けた新戦略計画及び資源動員のための条約の戦略を含め、この難問に包括的に取り組むことが必要である。

10. マラウイ代表はアフリカグループを代表して発言し、マリのバマコで2010年6月20日～25日に開催されたアフリカ環境大臣会議第13回会合の中で、アフリカの環境大臣らは、本作業部会第9回会合の再開会合において、また第10回締約国会議における署名に間に合うように、アクセスと利益配分に関する議定書の交渉をまとめることを改めて誓ったと述べた。また、アフリカは古くから受け継がれてきた豊かな生物多様性を持つメガダイバーシティ大陸であること、生物多様性及び関連する伝統的知識が、持続可能な開発や食糧の安全保障、貧困緩和、気候変動への適応、気候変動の緩和のための重要な自然資本であることを参加者に再認識させた。議定書は生物多様性の提供者と利用者の双方にとって利益になるものであり、その利益が、更に条約の他の二つの目的を通じて生物多様性の健全性を維持することへの大きな誘因となる。また同代表は、締約国及び他の利害関係者に対し、それぞれの任務を念頭に置き、議定書がすべての関係者に対等な立場を提供するよう条約第15条を一体的に解釈することを求め、共同議長に対しては、交渉の明確な進行ルールを示すことを求めた。最後に、日本、カナダ、スイス、スペインの各政府に対し、本会合への資金供与と開発途上国の参加のための資金援助への謝意を、カナダ政府に対しては迅速なビザ発給への謝意を表した。

11. 韓国代表は参加者に対し、2010年が国際生物多様性年であること、この再開会合が、本作業部会に与えられた任務を仕上げる最後の機会であることを述べ、実りある成果を得るためにはいかなる努力も惜しむべきではないと述べた。また、交渉においては望むものをすべて得る者はいないという、バン・キムン国連事務総長の言葉を改めて紹介した。だが協力しあって交渉がまとまれば、誰もが必要なものを得るのである。

12. メキシコ代表は、ラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表して発言し、同グループの立場は本会合第一部の報告書に示されていると述べた。同代表は参加者に対し、法的拘束力をもつことが期待される議定書の交渉を進展させ、今こそ生物多様性条約の第三の目的に対処するよう求めた。

13. セルビア代表は中欧及び東欧グループを代表して発言し、アクセスと利益配分に関する法的拘束力のある文書(遺伝資源及びその派生物の提供者が持つ義務と権利と、利用者が持つ義務と権利とのバランスがとれたもの)を求める同グループの意思を再確認した。また、遺伝資源及びその派生物の利用、遵守、能力開発、公正かつ衡平な利益配分の各問題が議定書の最終案にとって重要であること、生物多様性の保全と持続可能な利用への配慮が必要であることを強調した。そのような法的拘束力のある文書が実効性を持つには、他の国際的な協議の場や機関におけるプロセスと調和している必要がある。中欧及び東欧グループは、他の代表団と協力して議定書案と決定案の両方をまとめる強い意思を持っている。作業が成功裏に終われば、附属書から脚注を削除することができるのである。

14. サウジアラビア代表は、遺伝資源へのアクセスの提供者とアクセスを求める者とのバランスがとれていなくてはならず、そのためには議定書に、技術移転と他の関連する問題についての規定がなければならぬと述べた。

15. ニュージーランド代表は「同じ志を持つ女性グループ」を代表して発言し、地域横断的な同グループへの支援に感謝したほか、その先駆者の女性たちの努力と功績を認めた。同グループは、女性が生物多様性の保全と持続可能な利用に果たす不可欠な役割を認識するとともに、生物多様性条約の作業全体の中で、アクセスと利益配分に関する作業部会の交渉プロセスにおける女性の効果的な参加を認識し、国際的制度では、ジェンダーという視点がテキストの関連部分に確実に反映されるよう求めた。

16. マレーシア代表はアジア太平洋同志国家を代表して発言し、次のことを述べた。議定書交渉のこの重要な段階において、開発途上国の立場は一致している。議定書は条約の効果的な実施に付加価値を

付けるものでなければならず、提供国への利益の流れに漏れがないようにする必要がある。遵守は議定書の核心部分であり、「礎」であり、遵守の規定がなければ条約への付加価値も生まれない。利益配分を確保できないのであれば、議定書は無益で、見かけ倒しのものになる。だが遵守の問題が解決すれば、他の問題の解決に必要な柔軟性も生まれる。

17. 欧州連合代表は次のことを述べた。締約国の権利と義務に関して議定書の中でバランスがとれ、他の国際文書との間でもバランスがとれ、運用可能で実施可能な生物多様性条約の議定書を作成する作業を、欧州連合は引き続き強く支持する。議定書は、遺伝資源の提供者と利用者の双方に対し、法的確実性と透明性を提供しなければならない。また議定書は、遺伝資源へのアクセスと、締約国が自国の管轄下にある利用者に対してとる措置の両方をバランスよく扱うとともに、アクセスに関する意思決定と、利用者側措置を実施する締約国の能力との間にある関係を反映しなくてはならない。欧州連合は、そのような成果を得るには本作業部会が交渉中の各条項についてバランスの達成に努めなければならない、とするブラジルの意見を支持しており、そののちに、十分な参加を得た透明性のある形で次の段階に進み、全締約国が自国の抱える問題を示し、各国が、歩み寄りやすく本会合の全体的成功に貢献すると考えるテキストを提案する機会を持てるようにすることである。

議題 2. 会議運営に係る事項

2.1. 役員

18. 慣例に従い、締約国会議の議長団が本会合の議長団を務めた。第 8 回締約国会議で決定されたとおり、フェルナンド・カサス、ティモシー・ホッジスの両氏が本作業部会の共同議長となった。締約国会議副議長ソマリー・チャン氏(カンボジア)が継続して報告書起草委員を務めることとなった。

2.2. 議題の採択

19. 2010 年 7 月 10 日の本再開会合第 1 回会議において、本作業部会は議題案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/1Rev.1)に基づいて以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 会議運営に係る事項
3. アクセスと利益配分に関する国際的制度の仕上げ
4. その他の事項
5. 報告書の採択
6. 閉会

2.3. 作業の手順

20. 2010 年 7 月 10 日の本再開会合第 1 回会議において、本作業部会は共同議長の提案に同意し、地域間交渉グループ(Interregional Negotiating Group)を召集して議定書案を仕上げることにした。地域間交渉グループは国連分類による各地域グループから最大各 5 名、原住民・地域社会、市民社会、産業界、公的な研究グループから各 2 名のほか、締約国会議の現議長国と次回の議長国の代表で構成される。代表は、必要な場合には会議中の交代が可能であり、本作業部会のメンバーで関心のある者はすべて、地域間交渉グループの会合に出席することができる。ホッジス共同議長は本作業部会に対し、原住民・地域社会の代表はいつでも指針を提示することができるが、締約国には、テキストを提案し議定書の最終案を決定する独占的な権利があることを再確認した。締約国には、望むときには地域間交渉グループの討論に加わる権利もある。地域間交渉グループは、「アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 9 回会合第一部報告書」(UNEP/CBD/WG-ABS/9/3)の附属書 I(カリ附属書)に記載された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案(修正版)」の共同議長によるテキストを交渉のベースとする。

21. ホッジス共同議長は、非公式協議に基づいて、本作業部会の共同議長が地域間交渉グループの共同議長を務めるべきであるとの合意が参加者の間で生まれたと述べた。また地域間交渉グループの会合は、モントリオールのパレ・デ・コングレを会場とし、その議論については両共同議長が作業部会に報告すると述べた。

22. カサス共同議長は作業手順について次のことを述べた。地域間交渉グループは作業を容易にするために、まずカリ附属書の実質的な条項(第1条から第19条、ただし第2条「用語」を除く)を各条ごとに検討する。共同議長が地域間交渉グループに対し、各条のテキストが議定書案どおりで受け入れ可能かどうかを尋ねる。異議がない場合にはその条が認められたものとみなすが、ただしこれは、テキスト全体について合意が得られない限り、どの条も合意されたことにはならない、という理解に基づいている。カサス共同議長は参加者に対し、条項への修正を提案する際には最大限抑えるよう求め、またテキストを提出する際には、地域間交渉グループの他のメンバーの見解にも配慮したものにしよう求めた。同共同議長は本作業部会に対し、地域間交渉グループがわずか6日の作業で任務を完了しなければならないことを確認し、そのため地域間交渉グループでは、まず第1条と第3～19条までを協議し、その後作業部会に進捗状況を報告するという手順を提案した。第2条、第20～31条と前文についてはその後検討する。

23. カナダ代表は、カリ附属書に欠けていると思われる条項として新しいテキストを提案することは可能かどうかを質問した。

24. 欧州連合代表は、新しいテキストの提案が多すぎると、出来上がる文書が本作業部会第8回会合報告書の附属書 I (UNEP/CBD/WG-ABS/8/8) (「モントリオール附属書」) のようになってしまうという懸念を表明した。だがその一方で、カリ附属書は交渉を経たテキストではなく、締約国は必要であればカリ附属書のテキストに角括弧を使うことができることにも注意を促した。

25. ブラジル代表は、地域間交渉グループのメンバー全員に対し、新しいテキストの提案の際は簡潔にするように求めた。

26. カサス共同議長は、カリ附属書を改善するために新しいテキストを挿入することは可能であり、地域間交渉グループが同附属書のある条項のテキストについて合意をみることができないなら、そのテキストに角括弧をつけることも可能であると述べた。だが参加者は、カリ附属書へのテキストの提出や修正の提案に際しては最大限抑え、自己の立場のみを反映させた文言の挿入は避けるよう求められている。真の交渉とは、他者の利害も考慮に入れたテキストを提出することである。

27. 2010年7月10日土曜日の本再開会合第1回全体会議終了時に、ホッジス共同議長は参加者に対し、地域間交渉グループは昼食休憩の後、直ちに会合を開き、議題3を検討すると告げた。

28. 2010年7月13日の本再開会合第2回全体会議において、作業部会は共同議長から、地域間交渉グループの議論の進捗状況について報告を受けた。詳しい内容は議題3で述べる(下の第34項参照)。

議題3. アクセスと利益配分に関する国際的制度の仕上げ

29. この議題を検討するに当たり、本作業部会は、再開会合のための共同議長のシナリオメモと本作業部会第9回会合第一部報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/3)を手元に用意した。この報告書には、附属書 I として「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案(修正版)」(「カリ附属書」)が、附属書 II として締約国会議で検討するための決定案が付されている。

30. このほかこの議題について配布されたものとしては以下があった。

- ・作業部会第 8 回会合の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/8/8)。この附属書には、アクセスと利益配分に関する国際的制度に関する作業部会第 7 回会合と第 8 回会合の成果物と作業部会第 9 回会合で検討するよう一時保留とされた交渉テキスト案が含まれている。
- ・受領した提案書を一本化した文書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/2)
- ・決定 IX/12 の附属書 I のテキスト(UNEP/CBD/WG-ABS/7/7)

また、概念、用語、作業上の定義、セクター別アプローチに関する専門家会合、遵守に関する専門家会合、遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合の報告書もそれぞれ UNEP/CBD/WG-ABS/7/2、UNEP/CBD/WG-ABS/7/3、UNEP/CBD/WG-ABS/8/2 の文書番号で入手可能であった。

31. 作業部会はこのほか、情報資料として以下を手元に用意した。

- ・「遺伝資源」の概念のこれまでの変遷に関する報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/1)
- ・アジア地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/2)
- ・ラテンアメリカ及びカリブ海地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/3)
- ・中欧及び東欧地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/4)
- ・太平洋地域協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/5)
- ・アクセスと利益配分に関する国際的制度の交渉に関連する国連先住民族問題常設会議(UNPFII)の第 9 回会合の提言(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/6)
- ・「ABS と戦略計画に関する非公式専門家協議報告書」(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/7)
- ・FAO 総会決議第 18/2009(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/8)。これは「食料農業用遺伝資源に関するアクセスと利益配分に関する方針と申し合わせに関する」決議で、国連食糧農業機関(FAO)第 36 回総会で 2009 年 11 月 23 日に採択されたもの。
- ・国連食糧農業機関(FAO)から提出された以下に関する文書
 - ・食糧安全保障と食料農業用遺伝資源に関するアクセスと利益配分に関する枠組み研究(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/9)
 - ・食料農業用の動物遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/10)
 - ・食料農業用の森林遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/11)
 - ・食料農業用の水産遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/12)
 - ・食料農業用の微生物遺伝資源の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/13)
 - ・食料農業用の生物的防除剤の利用と交換(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/14)
- ・「生命のバーコード化: 社会と技術の発展～世界レベル及び国レベルの展望」と題するセミナーの記録でカナダ国際開発研究センターから提出されたもの(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/15)。
- ・スイス科学アカデミーが提出したポジションペーパー(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/16)
- ・世界分類学イニシアティブの調整機構の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/17)
- ・アクセスと利益配分に関する議定書において「国際条約」を認識することの重要性に関するポリシーブリーフ(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/18)
- ・アクセスと利益配分に関する議定書に、将来、ある分野に特化したアクセスと利益配分に関する取決めを策定する可能性を残すことに関するポリシーブリーフ(UNEP/CBD/WG-ABS/9/INF/19)

32. 本作業部会は次のものも手元に用意した。

- ・アクセスと利益配分及び国際的制度策定に関する地域社会国際協議の報告書(UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/9)。これは本作業部会第 5 回会合の情報資料として配布されたもの。
- ・このほか本作業部会第 7 回会合用に配布された以下の情報資料も用意した。

- ・遺伝資源の同定、追跡及びモニタリングに関する研究 (UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/2)、国際的制度と遺伝資源の利用を規律する他の国際文書との関係に関する研究 (UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/Parts 1-3)
- ・国の管轄を超えて司法にアクセスする際の実質的費用及び取引費用に関する比較研究 (UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/4)
- ・原住民及び地域社会の慣習法、国内法(国の管轄を超える場合)、国際法との関連での遵守に関する研究 (UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/5)

33. 本作業部会が議題 2.3(作業の手順)で合意したとおり、地域間交渉グループが 2010 年 7 月 10 日の第 1 回会合で議題 3 を取り上げた。

第 2 回全体会議

34. 2010 年 7 月 13 日の本再開会合第 2 回全体会議で、ホッジス共同議長は、地域間交渉グループによるカリ附属書の 1 回目の検討結果を記載した非公式文書を提示した。同共同議長はここまでの進捗状況を検討し、各地域グループの代表らに対し見解を求めた。

35. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループを代表して発言し、同グループが地域間交渉グループによる議論の進展に満足していると述べ、作業部会がこの形での交渉に戻るよう要請した。また、新たなテキストの提案を望む者に対して共同議長が示した明確な指針を参加者に再確認し、自身の立場のみを主張するテキストの提案は慎むことが重要だと述べた。

36. 欧州連合代表は、地域間交渉グループでの議論がうまく機能して議定書に対する参加者の共通の理解が進み、共通のアプローチも促されたことから、この形での議論に戻す必要があることに同意した。

37. ブラジル代表はメガ多様性同志国家を代表して発言し、地域間交渉グループでの議論に戻すことは重要であるとの意見に同意した。

38. ウクライナ代表は中欧及び東欧グループを代表して発言し、新たなテキストを提案する者は、議定書案を複雑にしないことが重要であるとの点に同意した。また本作業部会に対し、その第 9 回会合第一部報告書 (UNEP/CBD/WG-ABS/9/3) の附属書 II に記載の決定案について、検討する時間をとる必要があることを改めて指摘した。

39. 韓国代表は、本作業部会が特にアクセス、利益配分、遵守の問題を検討する際には、議定書の条項で互いに密接に関連するものについて検討する必要があると述べた。この相互の関連性という問題に取り組まない限り、議定書を仕上げることは不可能である。

40. オーストラリア代表も、引き続き地域間交渉グループの形をとることを支持した。

41. ナミビア代表はアフリカグループを代表して発言し、次のことを述べた。生物多様性条約の下、18 年に及ぶ努力と何億ドルもの資金をかけたにもかかわらず、生物多様性と生態系の減少は続いている。2010 年生物多様性目標は達成されず、生物多様性が貧困軽減に貢献することは依然夢のままである。それどころか今会合では、利益配分が生物多様性条約の目的の一つかどうかという問題が再び持ち出されている。これは事実に対する冒涇であり、とうてい受け入れがたい。アフリカグループが求めるのは抜け道のない包括的な議定書であり、他のアクセスと利益配分の制度がこの議定書の効果的な実施を損なうことがあってはならない。そうでなければ、今までのやり方を続けることを望み、生物多様性を地球全体の課題と位置付けるのを望まない特定の利益集団を満足させるだけである。骨組だけの議定書では、地球の生物の未来よりも知的財産権の利益が優先されるだけで何の役にも立たない。合意を目指す努力の中で、アフリカグループはこれまでに、生物資源という広い概念ではなく遺伝資源という狭い概念を受け入れた。骨抜きにされた派生物の定義も容認し、国の主権を侵害する、アクセスの最低限の基準も受け

入れた。遵守の概念と判決の執行の骨抜きにも同意した。アフリカグループにはもはや歩み寄る余地はなく、他の参加者にも、真剣に歩み寄る努力をしていただきたい。第10回締約国会議の主要な任務は二つだけである。それは、アクセスと利益配分に関する議定書の承認と戦略計画の承認である。これに失敗すれば、これ以外の問題に関する決定を増やしても意味がない。

42. ホッジス共同議長からの質問に答えて、ナミビア代表は、2010年の国際生物多様性年にとって最高の贈り物はアクセスと利益配分に関する議定書の完成である、という同国大統領の言葉を紹介した。

43. 日本代表は次のことを述べた。カリ附属書が地域間交渉グループの議論を経て改善されたとはいえ、本作業部会は残されたわずかな時間の中で、迅速に作業を進めなければならない。だが現実には取り組むべき困難な問題がいくつか残っており、今会合終了時までにはそれらすべてを解決することはできないかもしれない。そのため、第10回締約国会議に向けて各参加者の立場を明確にできるように、この未解決の問題を特定することも重要である。

44. アーメッド・ジョグラフ事務局長は、本作業部会に対してはその進展をたたえ、両共同議長に対しては今会合の成功に向けた尽力に謝意を表した。

45. カサス共同議長は次のことを述べた。作業部会内には、できるだけ早く地域間交渉グループでの議定書案交渉に戻りたいという意見があるようである。すでに第1条と、第3条から第19条までに関する1回目の検討が行われたのであるから、地域間交渉グループは、アクセス、利益配分、遵守という中心的課題を優先して検討し、当該条項の仕上げを目指すことになる。地域間交渉グループには、議定書案第20条から第31条と、第2条、前文についての議論という仕事はまだ残っている。

46. イラン・イスラム共和国代表は本作業部会に対し、同国の代表団員1名がカナダのビザ発給の遅れによって今会合に出席できずにいると報告した。

第3回全体会議

47. 2010年7月16日の本再開会合第3回全体会議において、両共同議長は、生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.1/Rev.1)を提示した。この議定書案に口頭で修正が加えられ、作業部会は同案を採択した。採択した文書は本報告書の附属書Iとなる。

48. ホッジス共同議長は地域間交渉グループの参加者に対し、カリ附属書の改善面での多大な努力に感謝し、カリ附属書はもはや意見を集めただけの文書でも共同議長による単なる提案でもなく、参加者自身のものとなったと述べた。また英語を母語としない参加者、特に、交渉中に通訳のつかなかったフランス語圏アフリカ諸国からの参加者に謝意を表した。モンリオール・インターナショナルとカナダ政府に対しても、パレ・デ・コングレでの会合の円滑な開催に感謝した。本作業部会の任務はまだ完遂されたわけではないが、第10回締約国会議前の作業完了へと大きく一歩近づいた。

49. カサス共同議長は、遺伝資源、派生物及び病原体の利用、並びに議定書と他の国際文書との関係という中心的課題に関して作業を行った小グループの成果を報告し、同グループが、これらの課題について更に検討を進めるための一定の共通の理解を得たと述べた。

50. フィリピン代表は、同国が地域間交渉グループの最後の会合で提案したテキストを第4条1項の末尾に挿入するよう要請した。この要請はアジア太平洋地域の小島嶼開発途上国と協議の上で行っており、これら諸国やアクセスと利益配分に関する法律を持たない国にとっては、利益配分に対する各国の権利が影響を受けないことは利益となると同代表は述べた。

51. ホッジス共同議長は、本会合の報告書には、次のようなフィリピンの提案したテキストが入ると述べた。

「この議定書は、利益配分に対する締約国及び原住民・地域社会の権利が次の場合にも影響を受けないことを確保する。

「(a) アクセスと利益配分に関する法律又は措置がない場合

「(b) アクセスが相互に合意する条件なしで又は事前の情報に基づく同意なしで行われた場合」

52. カナダ代表は次のことを述べた。今週は歩み寄りへの大きな前進がみられた。本作業部会が 2010 年 10 月に名古屋においてアクセスと利益配分に関する国際的制度を採択するという目標を達成するには、まだなすべきことが残っており、カナダにはその重要な作業を完了させるために他の代表団と協力して作業する用意がある。議定書案は、本作業部会の第 9 回再開会合での締約国による交渉を経て、もはや共同議長が作成したものではなくなった。締約国は文書をバランスのとれたものにすべく熱心に作業をしてきており、カナダはこれを基礎に交渉を続けることを期待する。最後に、本作業部会は全体としてはバランスを見いだすと確信しているが、それまでは、この週に繰り返し言われたように、すべての点で合意に至らなければ、何も合意していないのと同じであることをカナダは強調する。

53. ペルー代表は、この週にみられた進展に満足の意を表すとともに、重要な懸案事項がいくつか残っていることを指摘した。議定書の中で、直接に、あるいはこの問題に対する共通の理解を通して派生物に明確に言及することは極めて重要である。派生物は適用範囲、利益配分、遵守の問題に大きく関わるものであり、派生物を扱わない議定書は大部分の開発途上国にとって意味がないことを認識する必要がある。その点に関してペルーは、この問題に引き続き取り組むよう代表らに求めた。また伝統的知識は議定書のテキストに残す必要があると述べるとともに、伝統的知識と派生物の間には根本的な関係があり、これらの問題を考慮しないと国際的制度は不完全なものになるとした。適用範囲の問題にも更なる作業が必要であり、法的明確性のためには、包括的だが簡潔で分かりやすい成果物が望ましい。また、議定書と他の条約との関係という問題について合意が形成されつつあることは、正しい方向に向かう心強い動きであると考えた。

54. ホッジス共同議長は、地域間交渉グループという形が有効に機能したという点で概ね意見は一致しているが、残された時間では作業完了に不十分であると述べた。同共同議長は、第 10 回締約国会議の前に追加の会合を持つことが有用だと合意もあるようだとし、参加者の意見を求めた。

55. マレーシア代表は、地域間交渉グループは作業を勢いづけたが、その勢いは保たなければならないと述べた。また、名古屋までに再度、可能な限り十分な参加を得て、地域間交渉グループの会合を開くことが望ましいとして、タイで開催するのがよいと提案した。

56. タイ代表はマレーシア代表に対し、タイを地域間交渉グループの次回会合の開催地とするとの提案に謝意を表したほか、次のことを述べた。タイは今会合で行われた厳しい作業を高く評価し、議定書の交渉を促進したいと考える。提案されている会合の開催国となるという案をタイ政府に伝え、可能な限り早急に、政府の決定を条約事務局に報告する。

57. ホッジス共同議長は次のことを述べた。地域間交渉グループの再開会合は前進のための有用な方法であるが、成果の信頼性を確保するには、可能な限り十分な参加を得る必要がある。加えて、地域間交渉グループの成果を受領して承認し、当該成果を第 10 回締約国会議に提出するために、アクセスと利益配分に関する作業部会第 9 回会合の一日だけの再開会合を開く必要もある。

58. 日本代表は次のことを述べた。今会合は日本政府の期待に応えるものとなり、日本が今会合に供与した資金は有効に使われた。かなりの進展がみられたことと、地域間交渉グループが再開会合を開くことが更なる前進への最善策であるという本作業部会の見解を、日本政府に報告する。政府との協議はまだ行っていないが、日本政府がそのような会合を支援することを前向きに考えるものと確信している。

59. メキシコ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループ (GRULAC) を代表して発言し、マレーシア代表に対してその提案に感謝し、地域間交渉グループの作業継続に対して支持を表明したほか、次のことを述べた。GRULAC には更なる進展を達成するために他の参加者と協力する意思があるが、今後の交渉には完全な透明性と幅広い参加が欠かせない。すべての代表がそれぞれの提案を提示することができなければならない、参加者全員が対等な立場でなければならない。また、すべての代表が全体会議で発言の機会を持つこと、進展を毎日記録して透明性を確保することが必要である。

60. ナミビア代表は、マレーシアの提案とメキシコの発言を注意深く聞いたと述べた。ナミビアは、提案されているタイでの会合には賛成できるが、その会合では真の前進がみられなければならないと指摘した。すべての参加者が自国に戻り、交渉を確実に成功させられるよう、また国際生物多様性年の 2010 年中に本作業部会の任務を果たすことができるように、自国と協議して十分に柔軟な対応を認めてもらえるように要請することを求めた。同代表は、第 2 回全体会議で述べた自己の発言を今後繰り返す必要がないことを望むと述べた。

61. ホッジス共同議長は次のことを述べた。参加者の間には、カリでの会合のように、各地域や原住民・地域社会その他利害関係者から可能な限り多くの参加者を得て、地域間交渉グループの再開会合を開こうとする意思が十分にあるように思われる。開催地は未定であるが、資金が得られれば、今会合と第 10 回締約国会議との間に当該会合を開催する。そのほか、地域間交渉グループの成果を受け取るために、本作業部会第 9 回再開会合を第 10 回締約国会議の直前に開くことも必要である。我ら共同議長が事務局や議長団と協議の上、2010 年 7 月末までに通知を送付する。

議題 4. その他の事項

62. 2010 年 7 月 16 日の本再開会合第 3 回全体会議で、カナダ代表は、参加者の一人が今会合に間に合うようにカナダのビザ発給を受けられなかったことを残念に思うと述べた。同代表は本作業部会に対し、カナダとしては、適時にビザを申請した参加者がモントリオールでの会合に参加できるように、一丸となってビザの発給に努めたことを伝え、今後そのようなケースが発生しないよう引き続き努力することを約束した。

議題 5. 報告書の採択

63. 本報告書は、報告書起草委員によって作成された報告書案 (UNEP/CBD/WG-ABS/9/L.1/Add.1) をベースに口頭での修正を加え、2010 年 7 月 16 日の本会合第 3 回全体会議で採択された。

64. 採択の際に、地域グループの代表らが発言を行った。

65. ブラジル代表はメガ多様性同志国家を代表して発言し、本再開会合の開会時に同代表が本作業部会に対してバランスの重要性を指摘したこと、アンバランスを是正して自国の遺伝資源に対する国家の主権を再確認することは議定書の目的であることを本作業部会に確認したほか、次のことを述べた。バイオパイラシーは犯罪であるが、防止策となり得る国際文書が存在しない。そのような欠落について締約国が合意し、現在、法的拘束力のあるアクセスと利益配分に関する議定書案に取り組んでいることは、今回の交渉の大きな成果である。参加者は締約国自身のものとなった議定書のテキストを持ってモントリオールを離れようとしている。まず文書の 1 回目の検討が行われ、2 回目の検討で問題点のいくつかを解決することができた。問題によっては準備のための非公式な意見交換も行われ、大きな進展をみた。参加者は誠実かつ意欲的に、各問題についてテキストに基づいた交渉を行った。だが歩み寄りは見られなかった。第 10 回締約国会議に間に合わないことのないよう、歩み寄ることを締約国に求めたい。交渉し妥協点を探る政治的意思が参加者にあれば、最後にはバランスを達成することができる。

66. 韓国代表は、この 7 日間に成し遂げられたたいへんな作業に対し、同代表団からの深い謝意を表した。また同代表団が、モントリオールでの加速度的な進展と両共同議長の強力なリーダーシップによって、名古屋への道のりが順調なものとなることを確信していると述べた。

67. ウクライナ代表は中歐及び東欧グループを代表して発言し、アクセスと利益配分に関する国際的制度案の検討に前進がみられたことを歓迎した。本会合にはもっと多くの成果が期待されていたのは確かだが、議定書案の仕上げを成功裏に終えて第10回締約国会議で採択するまでには、まだ十分な時間が残っている。同代表は、カリ同様の形式の会合を2010年9月に再び開催するとの考えを支持し、今回の作業における両共同議長のリーダーシップと日本政府その他の資金提供者による今会合開催への支援に、謝意を表した。

68. マラウイ代表はアフリカグループを代表して発言し、次のことを述べた。多くの関係者の経済的、社会的、政治的利害が、様々な国や分野で数多くの対立や障壁を生んできたことをアフリカは認識している。そうした問題には、誠実な政治的意思と、生物多様性条約への積極的な関与の姿勢によって解決の道が開ける。アフリカグループは、すべての交渉者が第10回締約国会議までに懸案事項の解決策を見いだすとの大きな希望を抱いて、国に帰る。アフリカグループは、自国の生物資源から利益を生み出すことを望んでおり、その利益は生物資源の所有者に公正かつ衡平に配分され得るものである。生物多様性は、生物資源の所有者の生計を支える自然資本である。アフリカはこれらの資源を太古から保全してきており、その利用から生じる利益を得たいと考えている。このことは、保全と持続可能な利用に対する重要な誘因である。アフリカなどが持続可能な開発に寄せる期待は、生物多様性条約と、アクセスと利益配分に関する包括的な国際的制度と共にある。能力開発の問題は、アフリカにとっても、生物多様性条約と議定書の効果的な実施にとっても、重要である。アフリカはこれまで幸運にも、ABS能力構築イニシアティブ(ABS Capacity-Development Initiative)の下で、各種の能力開発や能力構築のプログラムや活動の恩恵を受けてきた。アフリカグループはこのイニシアティブに感謝するとともに、第10回締約国会議後にアフリカ諸国がアクセスと利益配分に関する国内措置を実施するに当たって、同イニシアティブやその他将来のパートナーから更なる支援を得られることを期待している。最後に、カナダ政府には時宜を得たビザ発給の手際よい手配に感謝し、日本、カナダ、スイス、スペインの各政府には今会合への資金供与に感謝し、モントリオール市とカナダ国民には温かなもてなしに感謝する。

69. クック諸島代表はアジア太平洋グループを代表して発言し、開催国と今会合の開催を支援した資金提供国に謝意を表した。同代表はバランスのとれた議定書が必要であると述べた。マレーシアに対しては地域間交渉グループをタイで開催するとの提案に感謝し、その再開会合への期待を表明した。

70. ハイチ代表はラテンアメリカ及びカリブ海グループ(GRULAC)を代表して発言し、参加者が示した意欲的な態度に対し本作業部会を称えた。GRULACは、交渉を継続し、依然角括弧の取れない重要な問題点、特に衡平な利益配分、遵守、派生物などの懸案事項に対して満足のいく解決策を見いだす意思を再度表明したいと述べた。能力開発の問題も議定書の成功にとって重要である。議定書は生物多様性条約の歴史の中で重要な一歩となり、2015年のミレニアム開発目標の評価の枠組みにおける持続可能な開発のプロセスに対し、極めて重要な貢献をするはずである。最後に同代表は、日本、スイス、スペインの各政府その他資金提供国に対し、参加面での援助に感謝した。

71. 欧州連合代表は次のことを述べた。同代表団はその週に達成された進展に力づけられた。交渉が得た勢いは本物であり、締約国はABS議定書案を自分たちのものとすることができた。このことは、合意された期限までに成果をあげようと関係者全員が努力していることを示している。依然として多くの未決問題で歩み寄りが求められており、妥協点を見いだすことが参加者全員の大きな課題である。だが本作業部会がその課題を乗り越え、再び作業に取り掛かり、的確な指示を携えて次回会合に臨み、任務を完了し、名古屋で検討し採択するためのすっきりとしたテキストを提案することができるものと信じている。

72. 日本代表は次のことを述べた。この週には進展がみられた。しかし文書L.1とL.2に記載の本会合の成果を読んでも、交渉に向けられた努力や困難であったにもかかわらず成し遂げられた歩み寄りは読みとれない。残念なことに、そうした見事な前進は本会合の報告書には記載されておらず、また小グループの議論は記録に残されていない。これらの活動がなされたことや、大きな成果は小グループでの話し合

いの結果から生まれたものであることを強調するのは重要である。参加者は、記録の有無にかかわらず、全員が歩み寄りの精神を示したことを自覚して国に帰ることができる。

73. 生物多様性に関する国際先住民フォーラムの代表は、アクセスと利益配分に関する議定書の議論の現在の成果に対する同グループの懸念を表明し、先住民族の権利に関する国連宣言の国際的な原則を尊重すべきであることを締約国に指摘した。また遺伝資源及び関連する伝統的知識、慣習的な手続や規程、遺伝資源へのアクセスのための原住民・地域社会からの事前の情報に基づく同意に対する、原住民の集団的権利を認識する必要があることを確認した。

74. ニュージーランド代表は「同じ志を持つ女性グループ」を代表して発言し、議定書の交渉にジェンダーの視点を確保することの重要性が正当に評価されるようにするにあたり、同グループが出席者全員から受けた支援に謝意を表した。さらに生物多様性の保全と持続可能な利用に果たす女性の不可欠な役割と、生物多様性条約のプロセスへの女性の効果的で完全な参加の重要性が、議定書案に適切に反映されたことに言及した。

議題 6. 閉会

75. アーメッド・ジョグラフィ生物多様性条約事務局長は本作業部会の進展を称え、両共同議長に対し、本会合の成功を確かなものにするための尽力に感謝した。

76. 両共同議長はアーメッド・ジョグラフィ氏とその同僚に対し、今回のモンリオールでの会合が成功裏に終わるよう尽力してくれたことに謝意を表した。

77. 恒例の挨拶交換に続き、2010年7月16日(金)午後7時45分、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第9回会合第二部の閉会が宣言された。本作業部会は、2010年10月16日に日本の名古屋において第9回会合の再開会合を開く予定である。

附属書

生物の多様性に関する条約の 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書案

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約(以下「条約」という)の締約国として、

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分が、条約の主たる目的三つのうちの一つであることを想起し、

[各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することを再確認し、条約の規定及びその三つの目的の達成に向けた条約の約束、並びに特に条約第 8 条(j)、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条に従い、]

遺伝資源へのアクセス[とその利用から生じる利益の配分]に関する条約第 15 条を更に想起し、

条約第 16 条及び第 19 条の規定に従い、開発途上国において遺伝資源に付加価値を付けるための研究能力及び技術革新能力を構築するために実施される技術移転と協力が、持続可能な開発に果たす重要な貢献を認識し、

[公衆が、生態系と生物多様性の経済的価値、並びに生物多様性の管理者に対するこの経済的価値の公正かつ衡平な配分について認識することが、保全及び持続可能な利用の第一の誘因になることを信じ、]

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインを採択した締約国会議決定 VI/24 を想起し、

[決定 VII/19D において、条約第 15 条及び第 8 条(j)の規定と条約の三つの目的を効果的に実施するための文書を採択することを目的として、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会[並びに第 8 条(j)及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会]が、アクセスと利益配分に関する国際的制度を検討し交渉するよう付託された任務を想起し、]

[さらに、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対し、アクセスと利益配分に関する国際的制度の検討及び交渉を、第 10 回条約締約国会議前のできるだけ早い時期に完了するよう指示した決定 VIII/4 及び IX/12 を想起し、]

[この議定書に関して「先住民族の権利に関する国連宣言」が持つ重要性に留意し、]

「ボン・ガイドラインを念頭に置き、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進し保護するための国際的制度を条約の枠組みの中で交渉する」ための行動を求める実施計画が、持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ、2002 年 9 月)で採択されたことを同じく想起し、

[食料及び農業に用いられる遺伝資源に関するすべての国の相互依存性、その特殊な性質、世界の食糧の安全保障の達成にとっての重要性、並びに貧困緩和及び気候変動との関連における農業の持続可能な開発にとっての重要性を認識し、またこの点に関して、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約及び FAO 食料農業遺伝資源委員会の根本的役割を認識し、]

食糧の安全保障、人々の健康、生物多様性の保全、気候変動の緩和及び気候変動への適応にとって、遺伝資源が重要であることを認識し、

[農業生物多様性の特殊な性質、固有の特徴及び特有の解決策を必要とする問題を認識し、]

[遺伝資源のいかなる特殊な性質も、当該資源を利用する場合は常に公正かつ衡平に利益を配分するという、遺伝資源の利用者の義務を減ずるものではないことを認識し、]

アクセスと利益配分の果たし得る役割、すなわち生物多様性の保全及び持続可能な利用、貧困撲滅並びに環境の持続可能性に貢献し、それによりミレニアム開発目標の達成に貢献するという役割を認識し、

条約第 8 条(j)は、[生息域内の][及び生息域外の]遺伝資源に関連する伝統的知識[へのアクセス]、及び当該知識の利用から生じる[その][すべての]利益の[公正かつ]衡平な配分に関する条項であるため、同条を想起し、

遺伝資源へのアクセスと当該資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分との結びつきを認識し、

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関し、法的確実性を確保することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者間の相互に合意する条件交渉において、[衡平さ[及び公正さ]][平等]を促進することの重要性を認識し、

[WHO の国際保健規則(2005 年)並びに人々の健康対策及び対応のためにヒト病原体へのアクセスを確保することの重要性に留意し、]

[知的財産権が遺伝資源、その派生物及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に重要な役割を果たすこと、及びこれらの権利が条約の三つの目的を支援しそれに反しない必要があることを認識し[及び確認し]、]

[この議定書のいかなる規定も、知的財産権の付与又は行使に影響を及ぼすものと解釈してはならないことを確認し、]

アクセスと利益配分に関する国際文書が、条約の目的を達成するために相互に補完的であるべきことを認識し、

[アクセスと利益配分に関し、様々な協議の場において、特に食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約、国連 FAO 食料農業遺伝資源委員会、国連国家管轄圏外の海洋生物多様性に関する非公式オープンエンド特別作業部会 (United Nations Ad Hoc Open-ended Informal Working Group on Marine Biological Diversity beyond Areas of National Jurisdiction)、WHO パンデミック・インフルエンザ対策作業部会 (Working Group on Pandemic Influenza Preparedness of the World Health Organization) などにおいて現在行われている作業を認識し、]

[世界知的所有権機関(WIPO)の知的財産、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会において現在行われている作業を認識し、この議定書がアクセスと利益配分に関する包括的な議定書となること、及び WIPO は現在行っている作業の土台としてこの議定書を用いるべきであることに留意し、]

[食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の下で設置されたアクセスと利益配分に関する多国間システムは、条約と調和して策定されたアクセスと利益配分に関する法的拘束力のある国際文書であることを想起し、]

[アクセスと利益配分において女性が不可欠の役割を果たすことを同じく認識し、また、生物多様性の保全のための政策決定及び実施のすべての段階における女性の完全な参加が必要であることを確認し、]

条約のアクセスと利益配分に関する規定の効果的な実施を更に[支援][促進]することを決意し、

[遺伝資源と伝統的知識の相互関係並びに両資源が原住民・地域社会にとって不可分の性質を持つことに留意し、]

[原住民・地域社会の伝統的知識の重要性並びにそのような知識を培うことが生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のために重要であることを強調し、]

遺伝資源に関連する伝統的知識が、[適宜]原住民・地域社会[及び国]により[所有され]、保有され[及び開発され][口承又は文書に記録された形で入手でき]る状況が多様であることを認識し、

[該当する場合には国内法[及び適当な場合には「先住民族の権利に関する国連宣言」]に従い]、遺伝資源及び関連する伝統的知識に対する[個人、]原住民・地域社会[及び国]の[国内法上の][確立されたすべての][既存の]権利を[考慮し][確認し]、

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスが行われる場合には、適宜、[国内法に従い、[国際的な義務に沿って、]][個人、]原住民・地域社会[及び国]が、[自国の][国内][法、慣習法、共同体規約及び手続][共同社会レベルの手続]に沿って、その原住民・地域社会における当該知識の正当な保有者を明らかにすることは彼らの権利であることに留意し、

[この議定書とこれに関連する他の国際協定とは相互に補完的であるべきことを認識し、]

[この議定書が、他の現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務の変更を意味するものと解してはならないことを強調し、]

[前項の記述は、この議定書を他の国際協定に従属させることを意図するものではないことを了解し、]

[前項のいかなる記述も、この議定書を他の国際協定に従属させることを意図するものではないことを了解し、この議定書は、条約のアクセスと利益配分に関する規定を効果的に実施するための包括的な文書であることを更に了解し、]

[この議定書のいかなる規定も、原住民・地域社会が現在有する又は将来有する可能性のある権利を縮小又は消滅させるものと解釈してはならず、]
次のとおり協定した。

第1条 目的

この議定書は、遺伝資源及び技術に対するすべての権利を考慮し、遺伝資源への適切なアクセス及び関連する技術の適切な移転、並びに適切な資金供与などにより、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することを目的とし、もって、生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献しようとするものである。

第2条¹ 用語

¹この条については交渉が行われていない。

この議定書の適用上、

(a)「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。

(b)「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この議定書が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつその内部手続に従いこの議定書の署名、批准、受託若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。

第3条 適用範囲

この議定書は、条約の適用範囲に入る遺伝資源及び[締約国と当該資源[又はその派生物]を提供する締約国との間でこの議定書の効力発生以降に取得された]当該遺伝資源の[あらゆる][その]利用から生じる利益に適用する。そのほかこの議定書は、条約の適用範囲に入る遺伝資源に関連する伝統的知識並びに当該伝統的知識の利用から生じる利益にも適用する。

[この議定書は次のものには適用しない。

(a) ヒトの遺伝資源

(b) いずれの国の管轄にも属さない遺伝資源

(c) [食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の目的のために利用されることを条件として、同条約附属書 I に記載された] [食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の多国間システムに基づく遺伝資源であって、現行のもの及び同条約の運営機関により修正される]遺伝資源

(d) [商品としてのみ利用される場合の遺伝資源][[最終消費にのみ利用される][商品としてのみ利用される場合の]取引される商品

(e) この議定書の効力発生以前に取得された遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識

(f) ヒト病原体

(g) 南緯 60 度以南の南極条約の適用地域にある遺伝資源]

[この議定書は次のものにも適用する。

(a) 条約の効力発生以前に取得された遺伝資源及び関連する伝統的知識の継続している利用から生じる利益

(b) 条約の効力発生以前に取得された遺伝資源及び関連する伝統的知識の新規の利用から生じる利益

(c) 南緯 60 度以南の南極条約の適用地域に由来する遺伝資源

(d) いずれの国の管轄にも属さない海洋区域に由来する遺伝資源

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、xxx 項に定める遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する利益配分について、修正した手続を採択する。]

[締約国は、この議定書の効力発生以前に取得された遺伝資源の新規の及び継続的な利用について、利用者に対し、当該素材が生息域内にある提供国との公正かつ衡平な利益配分の取決めを結ぶためのあらゆる合理的な措置をとることを奨励する。]

第3条の2

[1. この議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないが、ただし当該権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合はこの限りではない。

この項は、この議定書を他の国際協定に従属させることを意図するものではない。]

2. この議定書のいかなる規定も、条約及びこの議定書を支援しその目的に反しないことを条件として、締約国がある分野に特化した他のアクセスと利益配分に関する取決めをはじめ、他の関連する国際協定を策定し及び実施することを妨げるものではない。

3. この議定書及びこの議定書に関連する他の国際文書は、[関連する国際的な組織及び条約の下で現在行われている作業又は慣行[に影響を与えることなく][を念頭に置き]]、相互補完的に実施される。

4. この議定書は、条約のアクセスと利益配分に関する規定を実施するための文書である。ある分野に特化したアクセスと利益配分に関する国際文書で、条約の目的及びこの議定書の目的に合致し及びそれらに反しないものが適用される場合には、当該国際文書の対象となる特定の遺伝資源に関しては、当該文書の目的上、この議定書は当該文書の締約国には適用されない。

第4条 公正かつ衡平な利益配分

1. [遺伝資源の[その][各]利用²から生じる]利益は、[遺伝資源を提供する締約国と配分する][提供者と利用者が相互に合意する場合には、[その派生物][及び関連する伝統的知識][及び遺伝資源に関連する伝統的知識]から生じる利益も含め、][[当該資源を提供する締約国][当該資源の原産国又は当該資源を条約の規定に従って取得した締約国][又は適当な場合には]当該資源[又は関連する伝統的知識]を保有する原住民・地域社会[など]と[相互に合意する条件に基づいて]公正かつ衡平に配分する]。[遺伝資源又は関連する伝統的知識が相互に合意する条件なしで利用される場合には、原産国又は関係する原住民・地域社会は、知的財産のほか懲罰的損害賠償を含め、生じた利益の100%を得る権利を有する。]]]

2. 締約国は、[附属書 II に示す遺伝資源の典型的な利用のリストを考慮し、][この議定書の規定に従い、][遺伝資源の提供国との間で、][相互に合意する条件に従い、][[発見、複製、特性指摘又はデジタル化などの技術により生産した][派生物][自然に発生する生化学化合物]から生じるものを含め、[遺伝資源の遺伝的及び生化学的な組成に関する研究開発を目的とする]遺伝資源の[その][あらゆる]利用から生じる[利益の公正かつ衡平な配分を確保することを目的として][利益の公正かつ衡平な配分を確保するため][利益を公正かつ衡平な方法で配分することを目的として]、適宜、[立法上、行政上又は政策上の]措置をとる。[締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、このリストを定期的に見直し、科学と技術の進歩に沿ったものとする]。

3. 遺伝資源[、その派生物][及び関連する伝統的知識]の[その][あらゆる]利用から生じる利益は、条約第8条(j)、第15条、第16条及び第19条で定めるものを含め、[適宜、]相互に合意する条件に

² 次の文言は、議定書案の中にある「遺伝資源・派生物の利用」を構成するものについて共通の理解を探るために ING (地域間交渉グループ) が設置した小グループの議論の成果として得られたものである。小グループはまた、この定義の使用及び配置が可能かどうかは、議定書案の中でどのような文脈で使われるかによることを認識している。この文言は議定書の交渉のための材料を提供するものである。

「遺伝資源の利用は、条約第2条に定めるとおりバイオテクノロジーの応用を通じたものも含め、遺伝素材・生物資源の遺伝的及び生化学的な組成・構成に関する研究及び開発の行為、並びにその後の応用及び商業化を含むか、又は意味する。」

基づいて配分する。利益には附属書 I に示すものなど(ただしこれに限らず)、金銭的利益と非金銭的利益を含めることができる。

4. 締約国は、[第 9 条の規定を考慮し、][この議定書の規定に従って]、当該知識を保有する原住民・地域社会との間で、遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識の[その][あらゆる]利用から生じる[利益の公正かつ衡平な配分を確保するため][利益の公正かつ衡平な配分を確保することを目的として][利益を公正かつ衡平な方法で配分することを目的として]、適宜、立法上、行政上、政策上の措置をとる。

[5. 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益は、適宜、附属書 I に示す利益のタイプを含め、金銭的又は非金銭的利益を含む相互に合意する条件に基づいて配分する。]

第 5 条 遺伝資源へのアクセス

1. 自国の天然資源に対する主権的権利を行使し[及び自国の国内法に従い]、その遺伝資源[、その派生物又は関連する伝統的知識]へのアクセスは、当該資源を提供する締約国が別段の決定を行う場合を除き、[並びに条約第 9 条 (d) 及び] 15 条の規定に従い、事前の情報に基づく[当該締約国][原産国]の同意を条件とする。

2. [事前の情報に基づく同意を義務付ける締約国は、][締約国が「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に発表した国としての決定によってその主権的権利を放棄する場合を除き、]締約国は次のことを行うため[目的として]、適宜、立法上、行政上又は政策上の必要な措置をとる。

(a) 自国のアクセスと利益配分要件に関する法的な確実性、明確性及び透明性を確保する]

[a の 2) [遺伝資源へのアクセスの申請において、国内と国外の類似の申請者、及び国外の複数の締約国からの類似の申請者を平等に扱う][締約国は、アクセス許可の処理において差別的な規則の適用を避けるが、当該規則が地域の生物多様性及び生態系の非商業目的での研究及び教育を促進することを目的とする場合はこの限りではない。]]

(b) 事前の情報に基づく同意の申請方法についての情報を提供する

(c) コスト効果の高い方法で及び合理的な期間内に、権限ある国内当局の書面による明確かつ透明な決定について定める

[c の 2) 国内法に従い、非商業目的での研究のために遺伝資源にアクセスする際の手続を簡素化する]

[d) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の[及び相互に合意する条件を設定したことの]証拠として、[自らの判断で][アクセスの]許可証又は[国際的に認知された]証明書[若しくはそれに相当する国際的に認知されたもの]を交付することについて定める]

(e) 該当する場合には、及び国内法に従い、事前の情報に基づく同意又は承認を取得する基準又は手続、並びに遺伝資源へのアクセスに対する原住民・地域社会の関与の基準又は手続を定める

(f) [アクセスの時点で] 相互に合意する条件を要求し設定するための明確な規則と手順を定める。当該条件は書面で定め、以下を[特に]含める[ことができる]。

(i) 紛争解決条項

(ii) 利益配分の条件。これには知的財産権[の所有権]も含む。

(iii) 第三者による利用がある場合の条件

(iv) 意図が変更された場合の条件(該当する場合)

[(g) 適切な行政上又は司法上の不服申立て手続を定める]

3. 締約国は、事前の情報に基づく同意を付与する自らの決定を、第 11 条の規定に基づいて設置する「[アクセスと利益配分]クリアリング・ハウス」に提供する。

4. [条約第 15 条 1 の規定に従い、各締約国は]自国の遺伝資源[又はその派生物]のうち、[PIC の対象となる][条約第 15 条 5 に基づいて事前の情報に基づく同意というアクセス要件の対象となる]もの[とならないもの][を決定する][を決定した締約国は] [。その締約国は]、関連情報とともにその旨を「[アクセスと利益配分]クリアリング・ハウス」に通知する。

第 5 条の 2

遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス

1. 締約国は、原住民・地域社会の保有する遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスが原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び当該社会の関与を得て、[その国内法[に従い][の規定に従い]]かつ相互に合意する条件に基づいて行われることを確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

[2. 締約国は、自国の管轄内で利用される伝統的知識へのアクセスと利用が 1 の規定に従って行われることを確保することを目的として、適切で効果的かつ釣合いの取れた措置をとる。

3. 締約国は、1 の規定に従ってとられた措置への不遵守の場合に対処するため、適切で効果的かつ釣合いの取れた行政上又は法律上の措置をとる。

4. 締約国は、1 に対する違反の申立てがあった事案において[、国内法に従い及び国内法の規定に従って、]協力する。]

第 6 条

[[非商業目的での] 研究と緊急事態への考慮

締約国は、アクセスと利益配分に関する自国の法律を策定し実施する際に、次のことを行う。

(a) 条約第 12 条 (b) を考慮し、[非商業目的での研究のためのアクセスに関する簡素化された措置を含め、][非商業目的での]生物多様性に関係する研究を[容易にし、]促進し及び奨励するための環境を整えて、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用にとってこうした研究が重要であることを考慮する。

(b) [公衆衛生、食糧の安全保障又は生物の多様性が深刻なほど脅かされるなどの緊急事態に対し、国内法に従って相応の注意を払う。][世界保健機関(WHO)、国際植物防疫条約(IPPC)、国際獣疫事務局(OIE)などの関連する国際的な組織及び条約の適用範囲に入り、かつヒト、動物又は植物の健康にとって社会的に特に問題となる[病原体][遺伝資源]への速やかなアクセスを提供する。この提供は、当該国際的な組織及び条約の下で定められた病原体及び関連する利益の共有に関する現行の及び将来の規則及び手続又は慣行により定められた方法で、定められた用途に対して行う[い、世界貿易機関(WTO)のパラグラフ 6 のシステム[の最適な実施に対する法律上、構造上又は行政上の障害]を考慮する。]]

(c) 食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれが食糧の安全保障、気候変動への適応及び気候変動の緩和に果たす特別な役割を考慮する。

(d) この議定書を実施し及びさらに整備する際には、セクター別アプローチを考慮する。]]

[この議定書がいずれかのセクター又は遺伝資源若しくは関連する伝統的知識の利用について特別に考慮する場合には、公正かつ衡平な利益の配分及び遵守に関する適切な規定を設ける。]

[アクセスと利益配分に関する国内の法律、政策又は措置は、商品として取引され及び利用される生物資源に影響を及ぼすものではないことに相応の注意を払う。]

第 7 条 **保全及び持続可能な利用への貢献**

締約国は条約の目的を支援するため、遺伝資源の利用から生じる利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用へ振り向けるよう、利用者及び提供者に奨励する。

第 8 条 **国境を越えた協力**

1. 同一の遺伝資源が、複数の締約国の領域内にある生息域内に認められる場合、当該締約国は、この議定書を実施するため、該当する場合には関係する原住民・地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。
2. 遺伝資源に関連する同一の伝統的知識を複数の締約国内にある一つ又はそれ以上の原住民・地域社会で共有している場合、当該締約国は、この議定書の目的を実施するため、関係する原住民・地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。

第 9 条 **遺伝資源に関連する伝統的知識**

1. 締約国は、この[議定書][条]に基づく義務の実施に当たり、遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識に関し、適宜、原住民・地域社会の[共同社会レベルの手続][原住民・地域社会の法律、原住民・地域社会の慣習法、共同体規約及び手続]を考慮する。
2. 締約国は、関係する原住民・地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識の潜在的な利用者に対し、当該知識へのアクセス並びにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する利用者の義務について[、第 11 条に基づく「[アクセスと利益配分]クリアリング・ハウス」を通じて提供される手段を含め、]情報を提供する仕組みを設置する。
3. 締約国は適宜、原住民・地域社会(これらの社会の女性を含む)による次のものの策定を支援するよう努める。
 - (a) 遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する共同体規約
 - (b) 相互に合意する条件の最低要件。これは遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するためのもの。
 - (c) 遺伝資源[又はその派生物]に関連する伝統的知識の利用から生じる利益配分に関するモデル契約条項
4. 締約国は、この議定書の実施に当たり、条約の目的に従い、原住民・地域社会の内部及び相互間で行われてきた遺伝資源[、その派生物]及び関連する伝統的知識の慣習の利用と交換を[、可能な限り、]制限してはならない。
- [5. 締約国は、[適当な場合には、][利用者が原住民・地域社会以外の出所から取得した]遺伝資源に関連する伝統的知識[で公に入手できるもの]の利用者に対し、[原住民・地域社会内の][その][当該]知識の[正当な]保有者と公正かつ衡平な利益配分の取決めを結ぶため、[あらゆる]合理的な措置[(相当な注意を含む)]をとることを[奨励する][義務付ける]。]

第 10 条 各国の政府窓口及び権限ある国内当局

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関する一つの政府窓口を指定する。この政府窓口は、次のような情報を提供する。

(a) 派生物を含む遺伝資源へのアクセスを求める申請者に対する、利益配分を含め、事前の情報に基づく同意の取得及び相互に合意する条件の設定のための手続に関する情報

(b) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを求める申請者に対する、原住民・地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与を適宜取得するための手続、及び利益配分を含む相互に合意する条件の設定のための手続に関する情報

(c) 権限ある国内当局、関連する原住民・地域社会及び関連する利害関係者に関する情報
各国の政府窓口は、事務局との連絡を担当する。

2. 各締約国はアクセスと利益配分に関する一つ又はそれ以上の権限ある国内当局を指定する。権限ある国内当局は、適用される各国の立法上、行政上又は政策上の措置に従って、アクセスの付与に対して、又は、該当する場合にはアクセス要件が満たされたことの書面による証拠の交付に対して責任を負い、かつ事前の情報に基づく同意の取得、及び相互に合意する条件の設定に関して適用可能な手続と要件について助言する責任を負う。

3. 締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の双方の機能を果たす単一の組織を指定することができる。

4. 各締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、事務局に対し、政府窓口及び権限ある国内当局の連絡先情報を通報する。締約国は、複数の権限ある国内当局を指定する場合には、その通報とともに、これらの当局のそれぞれの責任に関する情報を事務局に連絡する。それに該当する場合、当該情報においては、少なくともどの権限ある当局が、求められている遺伝資源に責任を負うかを特定する。政府窓口の指定の変更、又は権限ある国内当局の連絡先情報若しくは責任に変更がある場合、各締約国は直ちにそれを事務局に通報する。

5. 事務局は、4 の規定に従って受領した情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を通じて提供する。

第 11 条 アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び情報の共有

1. 条約第 18 条 3 の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として、この議定書により、「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」を設置する。このクリアリング・ハウスは、アクセスと利益配分に関する情報を共有する手段としての役割を果たす。また特に、各締約国から提供されたこの議定書の実施に関連する情報の利用の機会を提供する。

2. 各締約国は、[秘密の情報の保護が損なわれることなく、]この議定書により要求される情報[及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の下した決定に従って要求される情報]を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供する。この情報は以下を含む。

(a) アクセスと利益配分についての[関連するすべての]立法上、行政上及び政策上の措置

(b) 各国の政府窓口及び権限ある国内当局に関する情報

[(b) の 2) 二国間の、地域的な若しくは多国間の協定又は取決め]

(c) [アクセスが付与される場合の、事前の情報に基づく同意に関連する決定] [適宜、及び該当する場合には、遺伝資源へのアクセスに対する] [事前の情報に基づく同意を付与する決定]

[(c の 2) 設定した相互に合意する条件の詳細、特に利益配分に関するもの]

[3. 追加的な情報には次のものを含めることができる。]

(a) 遺伝資源に関連する伝統的知識に関して当該国内[で適用される原住民・地域社会の法律、慣習法、共同体規約及び手続(適宜)] [での原住民・地域社会の共同社会レベルの手続(適宜)]

[(a の 2) 原住民・地域社会の適切な権限ある当局]

(b) モデル契約条項

(c) 遺伝資源をモニターするために開発された方法とツール

(d) 行動規範及び優良事例

4. [「アクセスと利益配分」クリアリング・ハウスの運用方法(その運用に関する報告を含む)は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において検討し及び決定し、その後継続して検討する。

第 12 条

アクセスと利益配分に関する [国際法及び] 国内法の遵守

1. 各締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源[[、その派生物]及び関連する伝統的知識]へのアクセスが、[他の締約国][原産国]のアクセスと利益配分の規制要件が要求するとおり、事前の情報に基づく同意に従って行われ、かつ相互に合意する条件が設定されているようにするため、適切で効果的かつ釣合いのとれた措置をとる。

2. 締約国は、1 の規定に従ってとられた措置への不遵守の場合に対処するため、適切で効果的かつ釣合いのとれた[行政上又は法律上の][立法上、行政上又は政策上の]措置をとる。[締約国は、不正使用された遺伝資源を提供する他の締約国のアクセスと利益配分に関する国内の枠組みが、不正使用の時点において第 5 条 2 に適合していない場合、こうした措置をとることを控えることができる。]

3. 締約国は、[遺伝資源を提供する[国][締約国]][原産国]のアクセスと利益配分に関する[国内法][、条約及びこの議定書]に対して違反の申立てがあった事案において[、適宜、]協力する。

第 13 条

遺伝資源 [及び関連する伝統的知識] の利用のモニタリング [、追跡] 及び報告

1. 締約国は、[透明性を高め[及び提供者と利用者との間の信頼を築く]ことを目的として]、[特に][事前の情報に基づく同意の要件及び相互に合意する条件の]遵守を支援するため、[第 12 条 1 に基づく][実施を支援するため]、適宜、遺伝資源[、その派生物及び関連する伝統的知識]の利用をモニター[、追跡及び報告]するための措置をとる。当該措置は以下を含む[ことが考えられる]。

(a) [適切な]チェックポイントの特定と[、適当な場合には]設置、[並びに第 5 条 2(d)の規定に従って交付された[何らかの[許可証、]証明書[又はそれに相当するもの][を含む][義務的な][開示][情報]要件で、][たとえば[以下で交付されたもの]。]

(i) 利用国の権限ある国内当局 (CNA)

(ii) 公的資金を受けている研究機関

(iii) 遺伝資源の利用に関する研究調査結果を発表している組織

(iv) [知的財産権審査][特許及び植物品種を扱う]機関

(v) [遺伝資源に由来する][遺伝資源又はその派生物の利用から生じた]製品に対し、規制当局としての承認又は販売承認をする当局]

(vの2) [遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを付与することのできる原住民・地域社会(当該社会の適切な権限ある当局を含む)]

[[義務的な]開示要件は、[許可証又は]証明書が[第5条2(d)の規定][国内法の定める事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件]に従って交付されたことを示す[誠実な]証拠を提供することにより、満たされる。]]

(b) 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件の中に、報告要件を通じるなどによって当該条件の実施に関する情報を共有するための規定を含めることを[義務付けること][奨励すること]

(c) 遺伝資源の利用のモニタリング[、追跡及び報告]のために、コスト効果の高い通信手段及びシステムを利用することを奨励すること

[(d) [適当な場合には、][提供された[される][され得る]]遺伝資源に関する情報を含むデータベース[を構築すること]]

2. [その][何らかの][許可証[、又は]]証明書[又はそれに相当するもの]が第5条2(d)の規定に従って[アクセス時点で]交付され、[第5条3][第11条2(c)]の規定に従って「[アクセスと利益配分]クリアリング・ハウス」[に登録された][に提供された]場合、この[許可証[、又は]]証明書[又はそれに相当するもの]は、国際的に認知された[国内法の]遵守証明書を構成する。

3. 国際的に認知された遵守証明書は、対象となる遺伝資源[の[取得、]アクセス[及び利用]が、当該遺伝資源[又はその派生物][を提供する][の原産][国][締約国]のアクセスと利益配分に関する国内法に定めるとおり、事前の情報に基づく同意[に基づいて][を得て]行われたこと、並びに相互に合意する条件が設定されていることを示す証拠となる。[[義務的な]開示要件は、国際的に認知された証明書を提供することにより、満たされる。]

[4. 国際的に認知された遵守証明書[又はそれに相当するもの]には、最低限、[機密でない場合には]次の情報を含める[ことができる]。

- (a) 国の交付当局
- (b) 提供者の詳細
- (c) [アルファベットと数字による固有の識別コード]
- (d) [関連する伝統的知識の[原住民・地域社会内の][権利保有者][正当な保有者][である関連する原住民・地域社会]の詳細(必要に応じて記載)]
- (e) 利用者の詳細
- (f) 証明書[又はそれに相当するもの]の対象となる[もの][遺伝資源又は派生物]
- (g) [アクセス活動の地理的位置[又はジオリファレンス情報]]
- (h) 相互に合意する条件[へのリンク][が設定された][ことの確認]
- (hの2)[該当する場合は、事前の情報に基づく同意が取得されたことの確認]
- (i) [該当する場合は、]許可する用途、利用の制限
- (j) 第三者に移転する場合の条件
- (k) 交付日]

[5. [この議定書の効力発生後に開催される]この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の[第一回]会合は、取扱い費用を最小限に抑える必要性、並びに実現可能性、現実性及び柔軟性を確保する必要性を考慮し、国際的に認知された遵守証明書[制度]の[最低限の内容を決定する][追加的な態様について検討する]。]

【第 13 条の 2 義務的な開示要件の不遵守

利用者が、原産国又は出所についての関連する情報を開示せず又は開示を拒み、その主張が遺伝資源及び関連する伝統的知識に直接に基づいている場合には、次のようにする。

- (a) 利用者に対し、関連法の下で定める所定の期間内に不作為を正すことのできる可能性を与える。
- (b) 利用者が依然として申告しない場合、申請の処理をそれ以上進めない。]

第 14 条 相互に合意する条件の遵守

1. 第 5 条 5(f) (i) の実施に当たり、締約国は、遺伝資源[、派生物][又は関連する][遺伝資源に関連する]伝統的知識の提供者及び利用者に対し、相互に合意する条件の中に、適当な場合には、紛争解決に関する次のような規定を含めることを奨励する。

- (a) 紛争解決の手続において従う管轄権
- (b) 準拠法
- (c) 調停又は仲裁など、裁判外紛争解決の選択肢

2. 締約国は、相互に合意する条件から生じた紛争において、適用される管轄要件と両立する形で、自国の法制度の下で法的手段を求める機会が得られることを確保する。

[3. 締約国は、相互に合意する条件への不遵守に関して、以下の措置を含め、適宜、効果的な措置をとる。

- (a) [法的救済を求める者への援助を含め]、司法へのアクセス[を促進する]措置
- (b) 外国の判決及び仲裁判断の相互承認及び執行に関する仕組みの利用を促進する措置
- [(c) 締約国間の協力を促進する措置]]

[4. この条の有効性は、この議定書の第 26 条の規定に従い、[この議定書の締約国の会合としての役割を果たす]締約国会議が検討する。]

【第 14 条の 2 アクセスと利益配分に関する国際オンブズパーソン

開発途上国及び原住民・地域社会の支援を目的としてアクセスと利益配分に関するオンブズパーソン事務所を設置し、権利の侵害を特定し、そのような侵害の効果的な救済を確保するための技術的及び法的支援を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生後 2 年以内にこの規定を実施する。]

第 15 条 モデル契約条項

1. [各締約国][締約国]は、[国際的及び地域的な組織と協働し、並びに][主要な][関連する]分野の利用者及び提供者[と協議の上で][による]、相互に合意する条件に関する分野別及び分野横断的な[任意の]モデル契約条項の策定、更新及び利用を、適宜、奨励する。
2. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、分野別及び分野横断的なモデル契約条項の利用について定期的に状況調査する。

第 16 条 行動規範、ガイドライン及び優良事例及び／又は基準

1. [各締約国][締約国]は、[国際的及び地域的な組織と協働し、並びに][主要な][関連する]分野の利用者及び提供者[と協議の上で][による]アクセスと利益配分に関連する任意の行動規範、ガイドライン及び優良事例又は基準の策定、更新及び利用を、適宜、奨励する。
2. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、任意の行動規範、ガイドライン及び優良事例又は基準の利用について定期的に状況調査し、[国際的及び地域的な組織と協働し、]個々の行動規範、ガイドライン及び優良事例又は基準の採択を検討する。

第 17 条 意識啓発

締約国は、遺伝資源[、派生物]及び関連する伝統的知識の重要性並びに関連するアクセスと利益配分の問題について、意識啓発のための措置をとる。当該措置には、特に次のものを含めることができる。

- (a) この議定書及びその目的の普及促進
- (b) 原住民・地域社会及び関連する利害関係者の会合の開催
- (c) 原住民・地域社会及び関連する利害関係者のための相談窓口の設置及び維持
- (d) 国レベルのクリアリング・ハウスを通じた情報普及
- (e) 原住民・地域社会及び関連する利害関係者と協議の上での、任意の行動規範、ガイドライン及び優良事例又は基準の普及促進
- (f) [適当な場合には、国、]地域における[及び国際的な]経験交換の促進
- (g) 遺伝資源[及び関連する伝統的知識]の利用者及び提供者のアクセスと利益配分に関する義務についての両者に対する教育及び訓練
- (h) この議定書の更なる実施への原住民・地域社会及び関連する利害関係者の関与
- (i) 議定書及びガイドラインに対する原住民・地域社会の意識の啓発

第 18 条 能力

1. 締約国は、開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)及び移行経済締約国においてこの議定書を効果的に実施するため、既存の世界的な、地域的な、小地域的な及び国内の機関及び組織を通じ[及び民間部門を含む他の関連する利害関係者を通じ]るなどにより、能力開発、能力構築並びに人的資源及び制度的能力の強化に協力する。
2. 1 の規定に示す締約国のニーズで条約の関連規定に基づく資金に対するものは、この議定書を

実施するための能力開発に当たり十分に考慮する。

3. この議定書の実施に関連する適切な措置の根拠として、締約国は、自国の能力の自己評価を通じ、国としての能力面でのニーズ及び優先事項を特定すべきである。そうする際に、締約国は、原住民・地域社会及び関連する利害関係者が特定した彼らの能力面でのニーズ及び優先事項を支援するとともに、女性のニーズ及び優先事項を強調すべきである。

4. この議定書の実施を支援するに当たり、能力開発及び能力構築については、特に、次の主要分野に取り組むことができる。(a)この議定書[を実施する][の義務を遵守する]能力(b)相互に合意する条件を交渉する能力(c)アクセスと利益配分に関する各国の立法上、行政上又は政策上の措置を策定し、実施し及び執行する能力(d)遺伝資源[の提供][の原産]国が自国の遺伝資源に付加価値を付けるために自国の研究能力を開発する能力

5. 1～4の規定に基づく措置には、特に次のものを含めることができる。

- (a) 法律及び制度の整備
- (b) 相互に合意する条件を交渉するための訓練など、交渉における平等の促進
- (c) 遵守のモニタリング及び執行
- (d) アクセスと利益配分活動における、利用できる最善の通信手段とインターネットを利用したシステムの採用
- (e) 評価方法の開発及び利用
- (f) バイオプロスペクティング、それに関連する研究及び分類学研究
- (g) 技術移転並びに当該技術移転を持続可能にするインフラ及び技術的能力
- (h) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に対するアクセスと利益配分活動の貢献の促進
- (i) アクセスと利益配分に関する利害関係者の能力を拡充するための特別な措置
- (j) [遺伝資源に関連する伝統的知識][遺伝資源及び関連する伝統的知識]へのアクセスに関し、原住民・地域社会の能力を、当該社会内の女性の能力の強化に重点を置いて拡充するための特別な措置

6. [1～4の規定に基づいて国レベル、地域レベル及び国際レベルで実施された能力開発の取組][モデル契約条項、行動規範及び優良事例基準]に関する情報は、アクセスと利益配分のための能力開発に関する協働及び連携を促進する目的で、「[アクセスと利益配分]クリアリング・ハウス」に提供すべきである。

第 18 条の 2 技術移転及び協力

条約第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定に従い、締約国は、この議定書の目的を達成する手段として、バイオテクノロジー研究など技術的及び科学的研究開発プログラムにおいて協働し及び協力する。[この協働及び協力には、特に、先進締約国がとる措置であって、その管轄内にある企業及び機関に対して奨励措置を提供するものを含む][ものとする][べきである]。これは[締約国は]、条約及びこの議定書の目的の達成のための健全で存続できる技術的及び科学的基盤を開発し及び強化できるようにするために、技術に対する開発途上締約国(後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む)及び移行経済締約国によるアクセス、並びにこれらの国々への技術移転を促進し奨励することを目的とする[約束する]。可能な場合、[こうした]協働は遺伝資源[を提供する][国々][国][の原産国][とともに][で]行う[ものとする][べきである]。

第 18 条の 3 非締約国

1. 締約国は非締約国に対し、この議定書を支持し、[自国の管轄内の遺伝資源及び派生物に関連するアクセスと利益配分に関する活動及び取引について]適切な情報を「[アクセスと利益配分]クリアリング・ハウス」に提供することを奨励する。

[2. 締約国と非締約国との間で行われる遺伝資源及び派生物に関連するアクセスと利益配分に関する活動及び取引は、この議定書及び条約に適合するものとする。]

第 19 条 資金供与の仕組み及び資金

1. 締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第 20 条の規定を考慮する。

2. 条約の[第 21 条に定める]資金供与の仕組みは、この議定書の資金供与の仕組みとなる。

3. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第 18 条に規定する能力開発に関し、締約国会議による検討のために 2 の資金供与の仕組みについての指針を提供するに当たり、[適切で予測可能かつ時宜を得た、新規及び追加的な]資金[の流れ]に対する開発途上締約国(特に[移行経済締約国をはじめ、]後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)のニーズ[並びに原住民・地域社会(これらの社会の女性を含む)の特定のニーズ及び要件]を考慮する。

4. 1 の規定に関し、締約国は、この議定書を実施するために必要な能力開発に関する要件を特定し及び実施する開発途上締約国(特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国)及び移行経済締約国の取組において、これらの国が抱える[適切で予測可能かつ時宜を得た、新規及び追加的な資金の流れに対する]ニーズも考慮する。

5. 締約国会議の関連する決定(この議定書が採択される前に合意されたものも含む)における条約の資金供与の仕組みに関する指針は、この条の規定について準用する。

6. 先進締約国はまた、二国間の、地域的な及び多国間の経路を通じて、この議定書の規定を実施するための資金及びその他の資源を供与することができ、開発途上締約国及び移行経済締約国はこれを利用することができる。

第 20 条 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

1. [条約第 32 条 2 に従い、][条約の]締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。

[1の2 締約国会議は、この議定書の実施状況を常に検討し、その権限の範囲内でこの議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。]

[2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。]

[3. 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。]

4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により与えられる任務を遂行し、次のことを行う。

(a) この議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。

(b) この議定書の実施のために必要と認められる補助機関を設置すること。

(c) 適当な場合には、権限のある国際機関並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用すること。

(d) 第 24 条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(e) 必要に応じ、この議定書の実施のために必要とみなされるこの議定書及びその附属書の改正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び採択すること。

(f) [この議定書の実施のために必要なその他の任務を遂行すること。]

[5. 締約国会議の手続規則及び条約の財政規則は、この議定書の下で準用する。ただし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除く。]

[6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合は、この議定書の効力発生の日の後に開催される最初の締約国会議の会合と[併せて][同時に][並行して][共に]事務局が招集する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と[併せて][同時に][並行して][共に]開催する。]

7. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき、又はいずれかの締約国から書面による要請があり、事務局がその要請を締約国に通報してから六カ月以内に、締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

[8. 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであって条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた団体又は機関(各国の若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいずれであるかを問わない)であって、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、この条に別段の定めがある場合を除くほか、5 に規定する手続規則に従う。]

[第 21 条 補助機関

1. 条約により又は条約の下に設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づき、この議定書のためにその任務を遂行することができる。その場合、この議定書の締約国の会合は、当該補助機関がどの任務を遂行するかを特定する。
2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、上述の補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。
3. 条約の補助機関がこの議定書に関する事項についてその任務を遂行するときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する当該補助機関の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。]

第 22 条 事務局

1. 条約第 24 条の規定によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。
- [2. 事務局の任務に関する条約第 24 条1の規定は、この議定書について準用する。]
3. この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において必要な予算措置について決定する。

第 23 条 条約との関係

条約における[議定書に関する]規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書に適用[準用]する。

第 24 条 モニタリング及び報告

各締約国は、この議定書に基づく自国の義務の履行状況をモニターし、[この議定書の締約国の会合としての役割を果たす]締約国会議が決定する一定の間隔[及び形式]で、この議定書を実施するためにとった措置についてこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第 25 条 議定書 [の遵守] [の実施を促進する仕組み]

この議定書の[締約国の会合としての役割を果たす]締約国会議は、その第一回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し及び不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための制度的な仕組みを検討し、及び承認する。これらの手続及び仕組みには、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める。これらの手続及び仕組みは、条約第 27 条に定める紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

第 26 条 評価及び再検討

[この議定書の締約国の会合としての役割を果たす]締約国会議は、[締約国が決定するとおり]この議定書の効力発生の[5][6]年後に、及びその後は[少なくとも][5][6]年ごとに、[この議定書の手続の評価を含め、]この議定書の有効性についての評価を行う。

第 27 条 署名

この議定書は、2011 年 6 月 4 日に{ ... }において並びに 2011 年 6 月 11 日から 2012 年 6 月 10 日まではニューヨークにある国際連合本部において、条約締約国による署名のために開放しておく。

第 28 条 効力発生

1. この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による[50 番目の]批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から 90 日目の日に効力を生ずる。
2. この議定書は、1 の規定に基づいて効力を生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日から 90 日目の日、又は条約が当該国若しくは機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に、効力を生じる。
3. 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1 及び 2 の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第 29 条 留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第 30 条 脱退

1. 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から 2 年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。
2. このような脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日、又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に、効力を生ずる。

第 31 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてここに記載する日にこの議定書に署名した。

2010 年 10 月 29 日に名古屋で作成した。

附属書 I

金銭的及び非金銭的利益

1. 金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。

- (a) アクセス料金、又は収集若しくはその他の方法で取得した標本ごとの料金
- (b) 前払い金
- (c) マイルストーン支払金
- (d) ロイヤリティー支払金
- (e) 商業化の場合の実施許諾料
- (f) 生物多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金へ支払う特別料金
- (g) 給与及び相互に合意する場合には特惠条件
- (h) 研究資金
- (i) 共同事業
- (j) 関連する知的財産権の共同所有

2. 非金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。

- (a) 研究開発成果の共有
- (b) 科学的な研究開発プログラム、特にバイオテクノロジー研究における協働、協力及び貢献。可能な場合、これは遺伝資源を提供する国で行う。
- (c) 製品開発への参加
- (d) 教育訓練における協働、協力及び貢献
- (e) 遺伝資源の生息域外施設への入場許可及びデータベースへの受け入れ
- (f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最惠条件（合意する場合には、譲許的及び特惠的な条件を含む）による知識と技術の移転、特に、バイオテクノロジーを含む遺伝資源を利用する知識と技術、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する知識と技術
- (g) 技術移転のための能力の強化
- (h) 制度的な能力の開発
- (i) アクセス規制の管理と執行の能力を強化するための人的及び物的資源
- (j) 遺伝資源に関連する研修で、遺伝資源を提供する国の全面的な参加を得て行うもの。これは、可能ならば当該提供国の国内で行う。
- (k) 生物学的目録と分類学研究を含め、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する科学情報へのアクセス
- (l) 地域経済への貢献
- (m) 保健及び食糧安全保障のような優先度の高いニーズに沿った研究で、遺伝資源の提供国内での遺伝資源の利用を考慮して行うもの
- (n) アクセスと利益配分の協定から生じる組織上、職業上の関係及びその後の協働の活動
- (o) 食料及び生活の安全保障上の利益
- (p) 社会的認知
- (q) 関連する知的財産権の共同所有

附属書 II

遺伝資源の典型的な利用のリスト

このリストには次のものを含めることができるが、これに限るものではない。

- (a) 改変
- (b) 生合成
- (c) 育種及び選別
- (d) 増殖及び栽培
- (e) 保存
- (f) 特性指摘及び評価
- (g) その他遺伝資源に関するバイオテクノロジーの応用であって、商業化を目的としない研究、商業化を目的とした研究開発、及び商業化の活動の中で行われるもの。

(3) ABS 国際的制度(ABS-IR)について産業界が特に強い懸念を持つ領域－国際商業会議所(ICC)の ABS 第 9 回作業部会再開会合に向けての意見*－

ICC は、国内 ABS 制度を振興し企業の投資を正当化する透明性と法的確実性を提供するような実質的で、機能し得て、かつ、費用効果の高い ABS-IR の創設を支持する。

我々は、カリ付属書にある議定書草案(CBD ABS Working Group Draft Protocol on ABS Annex I, UNEP/CBD/WG-ABS/9/3(Apr.26, 2010))に提案されているいくつかの要素を支持するが、他の要素や提案には、技術革新と遺伝資源(GR)からの利益の創出を促進せず、むしろ妨害するシステムとなるものがあり、懸念を抱いている。以下に重要な問題点を示す。

1) IR は、将来に向かった制度であるべきであり、過去に遡るべきではない。

- ① IR は、IR 発効後でかつ提供国で批准後に取得・アクセスされた GR のみに適用すべきである。
- ② IR は、IR 発効前に移転された GR に適用すべきではない。また、既存の MAT 契約(CBD 発効前又は発効後を問わず)に影響を及ぼすべきでない。
- ③ IR はパブリックドメインを混乱させるべきではない。例：ABS 義務は公知となった GR 関連の伝統的知識(TK)に適用すべきではない。
- ④ カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 3 条(範囲)は IR が提供国で発効後にアクセスされた GR と TK のみに適用する、と規定すべき。
 - 第 2 条(用語)は公知の情報を除外するような TK の定義を含むべき。TK に関する他の条項は、公知の情報に関する義務を除外するように修正されるべき。

2) IR は、既存の国際条約を認め、他のフォーラ(例えば、FAO の下にある食料農業植物遺伝資源条約(ITPGRFA)及び国際動物遺伝資源技術会議)で現在及び今後の合意において、ABS 義務の対象となっている GR を除外するべきである。

- ① 食料農業用植物遺伝資源を利用するための ABS は、既に ITPGRFA の下で規制されている。
- ② ITPGRFA 下の多国間システムは、植物育種セクターに対して ABS を可能にするシステムであり、官と民、途上国と先進国、企業規模の大小を問わず、すべての利用者に対して同じ条件を創出した。
- ③ この利益配分の仕組みは、植物育種ひいては世界への食料供給にとって極めて重要な GR の継続的な流通を取り扱っている。
- ④ カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 3 条(範囲)は、他のフォーラにおいて現在と今後の協定に含まれる ABS 義務の対

* Priority Areas of Concern for Business, ICC Document No. 450/1058, 28 June 2010

象となっている GR を除外するべきである。

3) 特許等の知的財産権及び商品化許認可に対する新たな開示要件への言及を、IR に含めるべきではない。

- ① WIPO には知的財産 (IP) と GR に関連する問題をテキスト・ベースで交渉するマンデートがある。そのような提案は WIPO で議論されるべきである。
- ② 特許、IP、商品化許認可時の強制的開示要件は、「バイオパイラシー」を抑止しないであろう。
- ③ 逆に、強制的開示要件は GR の利用にとって相当な不確定要因となり、気候変動のような生物多様性に対する最大の脅威に対処するために必要な製品を含め、革新的製品の創出への投資を減少させるであろう。これはアクセスの提供から利益を得たいと願う GR や TK の保持者に対してマイナスの結果をもたらすであろう。
- ④ カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 13 条 (a) 「チェックポイント」としての IP 又は商品化許認可当局への言及は、削除しなければならない。
 - 提供者と利用者は、相互に合意する条件の中に IP に関する条項を含めても良い。

4) IR に含める認証/許可証システムの対象は国内法の遵守に限定すべきであり、法的確実性と透明性を持たせるべきである。

- ① IR において認証システムを立法化することは時期尚早と信じる。加盟国は、そのようなシステムがどのようにして利益をもたらし得るのか、IR に「組み込まれた議題」として今後も検討を継続する案がもしかして考えられるかもしれない。仮に IR に認証システムが含まれるとするならば、以下の点を考慮すべきである。
- ② 遵守の認証は、国内法の遵守を証明する「一応立証された証拠 (prima facie evidence)」として、任意のベースで、利用されるべきである。
- ③ 認証がないことが国内法違反の証拠とみなされないようにするべきである。さもないと、認証が要求されない場合 (例えば、自由に取引されるコモディティー) や記録がない場合に、研究者や企業に対して「否定証明 (prove a negative)」が課されるであろう。
- ④ 認証の提出を、規制制度、例えば IP 制度における必要要件とするべきではない。
- ⑤ カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 5 条 (2) (d) 及び第 13 条：国際的に認知された証明書

5) IR は生物多様性条約の適用範囲を超えてはならない。

- ① 条約の ABS 条項 (例えば、第 15 条) は「GR」に限定されている。ABS に関して「生物資源」というより広いカテゴリーへの言及は削除すべきである。
- ② COP 決定 II/11 に従って、IR はヒト遺伝資源を含めてはならない。
- ③ 生物多様性や生態系全般に対する脅威でしかない病原体・害虫は、道理から言って条約や IR の範囲に入り得ない。それ以外の病原体・害虫については、これらを検出し、ヒ

ト・動物・植物に対する病気を予防し、害を治療するために必要とされる利用（したがって、これは公衆衛生、食料保障に影響を与える）は、IR の適用範囲から除外すべきである。

- ④ GR の「派生物」あるいは「製品」への言及は削除すべきである。利益配分義務を「派生物」又は「製品」に付すかどうか、また、どのように付すかは、条約の規定にあるように、相互に合意する条件にかかっている。
- ⑤ カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 4 条(2)、及び第 13 条(a)の「派生物」への言及は削除すべきである。
 - 第 3 条(範囲)は、例えば、ヒト遺伝資源を含む適切な除外項目を含むべきである。

6) IR は、条約規定にあるように、GR はアクセスされ、いかなる利益も相互に合意する条件に基づいて配分されるという基本的観念に基づくべきである。

- ① 「公正」や「衡平」の問題点は、もし異常な条件(例えば、詐欺)が示されなければ、相互に合意する条件によって対処されたと考えるべきである。
- ② 政府は、IR を通じて、利用者又は提供者に対し「交渉以前の」強制的なワンセットの利益を課すべきではない。あるセクターでは、ITPGRFA の下での SMTA のように、GR に関する必要な流通を維持するために素材移転契約が有用なツールとして役立つかもしれない。
- ③ カリ付属書テキスト中の例：
 - ABS はアクセスの時に利用者と提供者の間で合意される MAT に基づかねばならないということを明確化するために、第 4~6 条は修正されるべきである。

7) 不正取得というコンセプトは、公的に存在する ABS 国内法と整合性をもたない活動に限定されるべきである。

- ① 資源が合法的にアクセスされたような場合でも、多くの国が「バイオパイラシー」行為と言い立てる。
- ② 研究者には GR に関してなされる法令また主張の通告が必要である。
- ③ もし GR が国内法に整合して、例えば、正当な ABS 契約を通じて、アクセスされた場合は、「不正取得」ではない。国内法と十分に整合性のある行為に対して責任の可能性があるとするアプローチは機能し得えないし、衡平でもない。
- ④ IR は、商業チャンネルで自由に入手し得る資源に適用されるべきでない。
- ⑥ カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 3、4、5 及び 5 条 bis は、これらの問題点に関連する数多くの提案を含んでいる。ABS 責任は国内法に関して対応するのであり、MAT に基づくものであることが明確化されるべきである。

8) IR は、新たな国際的官僚制度を規定するのではなく、国内法の執行と規制制度の実効性を高め、かつ支持する規定を設けるべきである。

- ① 国際的な紛争解決の仕組みとしての CBD「オンブズマン」、あるいは紛争に関する CBD 条約事務局権限、又は裁定委員会に関する提案は含まれるべきではない。
- ② 遵守は契約に基づく仕組みによって確保されるべきである。これには、双方が合意した場合は代替的紛争解決法(ADR)、及び礼讓原則適用や外国裁定の相互承認に関する国際協定が含まれる。
- ③ カリ付属書テキスト中の例：
 - 議定書草案テキストにはないが、アフリカ・グループと GRULAC が提案した「オンブズマン」。

9) IR には、外国法を解釈し適用する義務を規定するべきではない。

- ① ある国の官吏や裁判官に対して外国法の解釈と適用を義務化するという提案は、不確実性を発生させるばかりか相当な主権問題を惹き起こすことになる。
- ② カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 12 条(1)、(2)を削除すべきである。
 - 第 14 条には、適用要件に従い国境を横断して MAT 執行の請求権があることを義務化する条項が既に含まれている。

10) IR は未公開情報の保護を規定しなければならない。

- ① 開示、出版あるいは情報提供に関する条項が、未公開情報の保護を侵害することがあってはならない。これには機密ビジネス情報(confidential business information、CBI)、企業秘密(trade secrets) 及びその他の私有財産として所有される情報を含む。
- ② カリ付属書テキスト中の例：
 - 第 11 条(2)にある CBI への言及は保持されねばならない。

これらの点に関する産業界のポジションの詳細 (ICC 論文) については、ウェブサイト (<http://www.iccwbo.org/policy/ip/index.html?id=2480>) に掲載されている。

(4) 欧米産業界による ABS-WG9 再開会合(モントリオール、2010 年 7 月 10~16 日)の要約と分析*

1. 要約と所感

ABS-WG9(再開会合)の結果、加盟国によって交渉された括弧付きのテキストが出来たが、重要な問題点(key issues)についての各国ポジションは依然として開きが大きい。

地域間交渉グループ(Interregional Negotiating Group, ING)による交渉会合を、再度 9 月にモントリオールで開催する予定である(当初はタイ開催が提案されていた)。ING はすべての者に対してオープンであるが、公式には作業部会会合ではない(下記を参照)。ABS-WG9 は一時停止し、名古屋での COP10 の直前に再開して ING が作成した議定書草案と会合報告書を正式に採択する。

モントリオール会合の議論の大半は ING 方式で行われた。すなわち、国連地域グループ(ラ米・カリブ海(GRULAC)、アジア太平洋、中東欧(CEE)、西欧その他、アフリカ)から各 5 名、ステークホルダー・グループ(原住民地域社会(ILC)、市民社会、産業界、学界)から各 2 名、COP の現議長国(ドイツ)と次期議長国(日本)から各 1 名、及び ABS-WG 共同議長(2 名)の計 37 名がラウンドテーブルに着席する方式である。これらの代表は各グループ内でメンバーの交代が出来る。また、これらのメンバーに限らず、すべての参加登録者は会議室の一般席に着くことが許される。

ステークホルダー・グループがどの程度まで審議に参加できるのかについて議論された。ILC 代表の退席の後、ILC についてはテキストを提案でき、1 国でも加盟国が支持すればその提案をテキストに取り込み得るが、その他のステークホルダーについては助言できるがテキストの提案はできない、と決定された。

交渉は、カリ付属書にある議定書草案テキストに基づいて行われた。交渉は主として ING 方式で行われたが、特定の問題点を解決する試みとして小グループが編成された。

重要な問題点について、根本的な政治的意見の相違は依然として存在する。特に、範囲(議定書発効前に取得された遺伝資源(GR)及び関連する伝統的知識(ATK)の継続的な/新規な利用に対する遡及適用、及び原産国コンセプトを通じた遡及適用；派生物；GR として利用される時のコモディティー；病原体、遵守(ABS 国内制度の存在・質と遵守を確保する利用国措置の間のリンケージ；チェックポイントと開示要件)及び利益配分(MAT がない場合や MAT から逸脱した利用の場合の利益配分)に関してそのことが言える。

* 国際商業会議所 (ICC)

交渉者達は異なったパラダイムを念頭に置いて主張しているため、困難な議論になっている。要するに、途上国が想定しているシステムは、提供国(及び原産国)は ABS 国内法の設置を必要とすることなく、提供国の GR の国外利用については利用国が利益回収を助けるというものらしい。しかも、その GR の範囲は極めて広く、歴史的過去にアクセスしたものや、すでに生息域外コレクションにあるものまで含めている。これに対して、先進国は将来のシステムに向けて作業しており、議定書の発効後にアクセスされた狭い範囲の GR を想定している。そして、もし提供国が、機能する ABS 制度を設置しているならば、利用国はその ABS 要件遵守の手助けをする、ということに過ぎない。

今回の ING 会合において、より技術的な問題点のいくつかに関しては妥協の文言が合意されるかもしれないが、より政治的な問題点のいくつかは残る可能性が高いと思われる。今後、各国のポジションが十分に進化して、COP10 で政治的な問題点が落ち着き名古屋で何らかの枠組み合意がなされるのか、あるいは、議定書の締結は COP10 以降に延期されるのか、については不明である。

代表を送った産業セクターは、種苗、バイオテクノロジー、医薬、化粧品、及び国際商業会議所 (ICC) である。産業界は、産業界の重要なメッセージを記した文書を各国代表に渡し、有益な議論をした。

2. 産業界にとって未解決の主要な問題点

1) 遡及性

議定書発効前にアクセスされた GR への遡及適用は、今なお議論中である。特に、アフリカグループは、生息域外コレクションにある GR 及び原産国コンセプトを通じた遡及適用を含め、議定書発効前にアクセスされた GR の継続的及び新規な利用を含めるべきと強く主張した(アフリカグループ、CEE、GRULAC)。JUSCANZ (EU 以外の先進国グループ) と EU はこれに反対した。

2) 他の国際協定との関係及び他の ABS 制度の下にある GR の除外(第 3 条 bis)

FAO 植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) の対象になっている GR を議定書の範囲から除外することに対して反対があったので、この問題は、「他の専門的な国際 ABS 文書」の対象と目的になっている GR に関しては、議定書と ITPGRFA 双方の加盟国に対しては議定書は適用されない(パラ 4)、と規定する第 3 条 bis において対処することとした。しかしながら、IT の多国間システムの下にある GR の除外についてはまだ第 3 条(範囲)の下で括弧つきで残っており、また、IT、CGIAR、UN 海洋生物多様性作業部会及び WHO 広範囲インフルエンザ準備態勢作業部会への言及については、前文において、括弧付きのまま残っている。

3) 派生物(Derivatives)

派生物の問題点に対処するために、「利用」のコンセプトを採用することがある程度の合意に達した。利用の「記述(description)」については小グループで合意されたが、交渉テキストの文言にはなっていない。GRULACがこの記述を第4条の最終版草案に入れることを主張したが、EUが合意せず、脚注に入れられた。このコンセプトを、どのように、どこで、使うべきかについてまだ合意はない。派生物への言及はすべての条文で、括弧付きで、まだ残っている。

4) GRとして利用される時のコモディティー

GRとして利用されないという限度でコモディティーを除外することが、ある程度合意されていると思われるが、文言上の合意ではない。これは、産物がコモディティーとして買われ、後の段階でGRとして利用されるならば、その時点で、PIC及びMAT要件を満たすようにしなければならないことを意味するであろう。

5) 利益配分と相互に合意する条件

MATの範囲内での利益配分のアレンジメントを規制すべきではないということについて、ある程度、加盟国間には合意があると思われる。他方、アフリカ・グループは、MATがない場合や、MATから逸脱する場合に対する利益配分確保の仕組みを強く主張した。その意味するところは、利用のコンセプト、議定書発効前にアクセスされたGRへの議定書の適用、及び原産国コンセプトに緊密にリンクすることになるであろう。MATの遵守の議論において(第14条)、政府はMATの不遵守という特定の場合には干渉できないこと、及び、外国の判決や仲裁裁定に対する相互承認と執行のための2国間または多国間の仕組みの利用を奨励するような措置をとれるに過ぎないことへ理解はあったと思われる。第14条と第15条において、加盟国は紛争解決条項を含めること、及びモデル条項の作成と利用を奨励しているが、後者が自発的なものであるべきかどうかの問題について第15条では未決着である。

6) 病原体

第6条の議論(研究と緊急事態に関する考慮)において、EUは緊急の場合には病原体(ヒト、動物、植物)への迅速なアクセスを優遇するべきとし、確固としたポジションをとった。カナダは第3条の議定書の範囲からヒト遺伝資源を除外することを提案したが、これには括弧が付いている。植物と動物の病原体を除外する提案はなされなかった。

7) 遵守と国内ABS制度

アフリカ・グループ、GRULAC、アジア太平洋同志グループ(Like-minded Asia-Pacific Group)は、CBDと議定書条項の直接適用により、提供国/原産国に国内ABS法がない場合でも利用国措置を適用するべきであると主張した。しかし、EUは国内ABS要件が存在するべきと固く主張し、利用国措置発動のためにはこれらの要件が一定の基準を満たすべきであると提案した。この議論は落着しなかったが、ABS制度が存在しない国においては法的明確性に問題

があり、ABS 要件が告示されていないことを意味した。第 1 条(目的)において、JUSCANZ と EU は議定書の目的としてアクセスの円滑化を含めるべきと主張し、途上国は利益配分に焦点をおくだけでよいと主張した。その結果、利益配分により多くの重点を置くが、利益配分を達成する手段としてのみアクセスに重点を置く、という趣旨で CBD の文言を援用しつつ妥協が成立した。

8) チェックポイントと開示要件

議論では、知的財産のチェックポイントは他の項目よりも目立った。アフリカグループが新しく第 13 条 bis(開示要件の不遵守の影響)を提案し、知財関係を議定書より上位に置くべきではないと主張した。しかし、これは政治的に解決されるべき論点であると理解され、チェックポイント項目としての知財当局は括弧に入れられた。

9) 認証

この会合において認証の役割についての合意がなく、そもそも「国際的に認知された」認証の必要性があるのかどうかについての合意がなかった。先進国、特にカナダとオーストラリア、は加盟国の判断によって、PIC の遵守や MAT の合意の証拠として機能する許可証その他の発行を許可するという文言を提案した。対照的に、途上国はもっと公式な「国際的に認知された認証」のための強制的要件の方を優先しているように見えた。結果として、国際的に認知された認証に関する発言はすべて括弧に入ったままである。

10) 無差別

カナダが、第 5 条(アクセス)に国内及び外国からのアクセス申請に対する平等な取扱いを規定するテキストを提案したが、LMMC(メガ多様性同志国家グループ)とアフリカグループが反対し、この提案は括弧に入れられた。

(5) CBD-ABS 作業部会メンバーへの ABS 議定書草案に関する世界バイオ団体の意見*

2010年10月14日

生物多様性条約アクセスと利益配分に関する

アドホック・オープンエンド作業グループメンバー（交渉担当者）各位

（写：生物多様性条約事務局）

アジア、ヨーロッパ、アメリカのバイオ団体首長

全世界の 2,000 以上のバイオ産業／バイオ医薬品企業を代表して、「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書草案」について意見表明する機会を頂き、厚くお礼申し上げます。我々の会員企業は、議定書の合意された目的を支持しており、遺伝資源へのアクセスとそこから生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定する、実際的で実施可能な国際的制度を策定するという大きな目標を支持します。産業界は、生物多様性の保全と持続可能な利用における公正な配分をいつでも実施する準備ができています。

バイオ産業界は、医薬品、農業、工業といった多彩な産業分野での革新的技術の実現に向けて重要な役割を果たす体制ができています。バイオ産業界は、開発途上国を含む世界中の団体や研究機関と協力や提携を行っています。これにより、これら開発途上国に利益を提供し、能力を向上させることができます。バイオ産業界は、医薬品分野では、様々な癌、アルツハイマー病、多発性硬化症、糖尿病といった、現在では対処法が見つからない医療ニーズに大きく焦点を当てて、次世代のワクチンや医薬品の作出に取り組んでいます。また、農業分野では、バイオ技術のイノベーションが、同時に、食料の供給を増大させ、農薬の使用量を減少させ、陸地・水域・栄養分などの天然資源を節約させ、また、農家の所得を向上させることにより、世界経済を成長させています。さらに、バイオ企業は、環境を損なうことなく再生可能原料から代替燃料を創製することを先導しています。それでも、これらのあらゆる進歩をもってしても、我々はこの強力な技術のすべての可能性を実現させ始めたばかりであります。

バイオ技術における多くの開発分野が ABS 議定書の長期目標を推進することは疑う余地がありません。我々は、実際に、生物多様性への最大の脅威は、歯止めの利かない地球規模の気候変動から派生する潜在的な影響であり、これら脅威にはバイオ・イノベーションが満足いく決定的な対処になることを理解しています。本条約の目標を求めて成功を達成するには、すべて

* <http://bio.org/ip/international/20101014.pdf> (2010年11月17日アクセス)

の利害関係者の努力と協力が必要となります。CBD 加盟国は、産業界を、そして、インセンティブ（特に強固で予見可能な特許保護）がイノベーション推進に果たす役割をもっとよく理解することで、こうした協力を推進することを支援することができます。

我々の会員の圧倒的多数は、開発の様々な段階で革新的技術や製品を有する中小企業です。これら会社の大多数は採算の取れる状態にありません。しかし、産業を全体で見れば、アイデアを最先端の製品へと開発するために、数百億ドル規模の投資を行っています。こうした最先端の製品には、慢性疾患や感染症の次世代治療法、世界の人口増加要求に対応できるきれいな水・きれいなエネルギー創製のための新規作物や新規技術などが含まれます。バイオ製品を持続的に開発するという各自の役割を果たすために、各社はその研究開発活動を存続・継続するための資金を投資家から引き出さなければなりません。我々の企業は、その技術イノベーションが保護され、必要とされる多額の投資に見合う確たる利益をもたらす商業利用を約束することによって、投資を引き出しています。我々の経験では、バイオ・イノベーションのための 4 本柱は次のとおりです。

- ・ 新規技術の探求を開始するだけの十分な資本と人材の両面での研究能力、
- ・ 研究室からの基礎研究をイノベーションにより更に開発可能な人手へ移転する効率的なメカニズム、
- ・ これら技術の開発を奨励する透明性があり強固な知的財産制度、そして、
- ・ 新製品開発を可能にする科学知見に基づく規制環境

ABS 議定書草案は、加盟国が「人材と組織能力の強化」など能力構築において協力することを義務付けることにより、これら重要な柱の第一の点をはっきりと認識しています。議定書草案第 18 条にある「現地での研究能力」の開発についての記載に一致して、この能力は、ひいては、各国に独自の革新的技術を創出することを可能にすることでしょう。さらに、こうした議論の席に着いている大学や研究機関もイノベーションと経済成長のエンジンとしての役割を果たすことでしょう。我々の経験では、利害関係者が、資金提供、能力構築、教育を通して、こうした活動に参加するように勧めることができます。

議定書草案は、また、技術移転に関する条項が含まれることにより、第 2 の柱にも触れています。そして、特に、「バイオ技術の研究活動」といった技術開発・科学研究開発における協同に言及しています。同じ条項では、加盟国に「技術へのアクセス」と「発展途上加盟国への技術移転」を促進し、奨励することも義務付けています。これを実現するためには、基礎研究を刺激し、その研究を更に商業的応用へと開発できる他者へ移転し、そして、国境を越えた移転を促進できる適切なインセンティブが実施されなければなりません。

しかしながら、これら 2 つの柱の認識は、第 3 及び第 4 の柱に関する提案により、疑問が投げかけられています。特に、知的財産に関連した提案には重大な懸念があり、もし採択されると

すれば、技術へのアクセス、発展途上国への技術移転を促進するよりも、むしろ妨害することになるでしょう。また、議定書の目的を促進するために配分される利益の生成を妨害することになるでしょう。

バイオ製品の開発には、しばしば何年もの歳月と何百ドルもの資本投資を必要とします。この開発プロセスは高いリスクをはらんでおり、大部分のバイオ製品は上市には至ることがありません。こうしたコストがかかり、長期間を要し、そして、リスクの高いプロセスに十分なインセンティブを与えるためには、強固で予見可能な知的財産保護、特に特許保護が絶対に必要です。議定書草案では、特許開示要件、あるいは、義務的「チェックポイント」としての知的財産審査当局を含むことなどの条項が提案されています。こうした提案がもし実施されれば、知的財産制度に重大な不確実性を与え、イノベーションに対する知的財産制度のインセンティブを弱め、そして、その結果として、遺伝資源の利用により生じ、公正かつ衡平に配分されるべき利益の生成を損ねることになります。これら提案は、気候変動や食料保障といった生物多様性への大きな脅威に対処するのに必要な製品など、革新的な製品への投資を減少させます。ABS 議定書は、遺伝資源と関連する伝統的知識に関して、こうした障壁を克服するための国際的な規制環境を創成することを支援するユニークな機会となります。しかし、その際、国際的な知的財産制度の改変や干渉をするべきではありません。同様に、ABS 議定書は、どんな形であっても、国際連合食糧農業機関（FAO）の食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）など既存のABS 制度を損なうべきではありません。

議定書は、一方で、CBD 加盟国が条約に基づく義務を実施する際、適切な規制環境を整備するという点で、法的確実性を向上させることができます。したがって、議定書は、提供国で本議定書が適用となった時点より後に取得した遺伝資源（あるいは関連する伝統的知識）にのみ適用されることが重要です。すなわち、それ以前に既に移転された遺伝資源への議定書の遡及適用は避けるべきです。遡及適用されると、既存の契約に影響を与え、その契約に基づき実施中の研究が問題となるおそれがあります。さらに、遺伝資源がアクセスされた時点での義務規定を明確にすることが実施を成功に導く上で最も重要です。したがって、議定書では、利益を配分する義務は、公表された国内法に記載されている場合、アクセスの時点で合意された相互に合意する条件（契約）に基づくことを記載すべきです。

世界が直面している最も緊急な課題のいくつかはバイオを通して解決することが可能となります。我々の会員企業はこうしたイノベーションの最前線に位置しています。適切なインセンティブと協力によって、我々の会員企業は、革新的な医薬品や治療法により多くの機会を提供する、新規で革新的なバイオ材料や工業プロセス用の酵素を開発する、新たな農業の進歩を通して作物の収量を増加させ、天然資源を保全する、また、代替燃料資源やその他の緩和技術の開発により気候変動に取り組む、といった目標を達成することを支援することができます。それと同時に、雇用と経済成長を提供することになります。実際的で、実施可能であり、法的確実

性を与える ABS 議定書は、これらの目標を達成するのに役立つと確信しています。

我々はこれらの見解について詳しく説明させていただきますし、また、交渉プロセスでこれらを考慮いただけることを望んでいます。我々は、もし上述した 4 本柱が正しく認識されるならば、次回の締約国会議では、人類の向上のための革新的製品につながる遺伝資源への適切なアクセスとその利用から生じる利益の公正で衡平な配分という目標を達成する ABS 議定書の成立が期待できることを確信しています。

- Anna Lavelle、最高経営責任者、AusBiotech (オーストラリア)
- Tan Siang Hee、専務理事、CropLife Asia (アジア大洋州)
- Johan Vanhemelrijck、事務局長、BIO.BE (ベルギー)
- Eduardo Giacomazzi、最高経営責任者、BRBiotec Brasil (ブラジル)
- Peter Brenders、社長兼最高経営責任者、BIOTECCanada (カナダ)
- Lorne H. Hepworth、社長、CropLife Canada (カナダ)
- Arturo Yudelevich、社長、Chilean Association of Biotechnology Companies (ASEMBIO) (チリ)
- Maria Andrea Usategui、専務理事、Agro-Bio (コロンビア)
- Nathalie Moll、事務局長、EuropaBio (欧州連合)
- Ricardo Gent、専務理事、Association of German Biotechnology Companies (DIB) (ドイツ)
- Antal Ordogh、専務理事、Hungarian Biotechnology Association (ハンガリー)
- 塚本芳昭、専務理事、Japan Bioindustry Association (JBA) (日本)
- Fabrice Salamanca Ract、専務理事、AgroBIO Mexico (メキシコ)
- Jan Wisse、理事、Netherlands Biotechnology Association (Niaba) (オランダ)
- Bronwyn J. Dille, 最高責任者、NZBIO (ニュージーランド)
- Isabel Garcia Carneros、事務局長、Spanish Association of Bioenterprises (ASEBIO) (スペイン)
- Mats Berggren、最高経営責任者、SwedenBIO (スウェーデン)
- Domenico P. Alexakis、社長、Swiss Biotech Association (スイス)
- Nigel Gaymond、最高経営責任者、BioIndustry Association (BIA) (英国)
- James C. Greenwood、社長兼最高経営責任者、Biotechnology Industry Organization (米国)
- Denise Dewar、専務理事、植物バイオ、CropLife International (全世界)

(6) アクセスと利益配分: 遺伝資源に関する学術研究の優良事例*

目次

序

はじめに

基本情報

1. ABS 制度とは何か
2. 目的
3. 学術研究に関する新しい要素
4. 以上のルールが適用されるのはどのような場合か
5. 関係者は誰か
6. これらのルールが学術研究にとって重要なのはなぜか

事例研究

1. 農業：ヤムイモの改良を目的とした現地の菌根菌の調査
2. 生態学：熱帯林における樹種の多様性に関する実験
3. 植物学：熱帯地域の植物相や植生の調査
4. 医学：結核の進化と疫学
5. 民族植物学：野生植物を繰り返し採取することの生態系への影響

手続きの進め方

1. 研究の段階ごとの ABS の要件
2. 責任
3. よくある質問

チェックリスト

1. 事前の情報に基づく同意 (PIC)
2. 相互に合意する条件 (MAT)
3. 学術研究から生じる利益

付録

1. 用語集
2. 略語
3. 情報源
4. 問い合わせ先

* “Access and Benefit Sharing, Good practice for academic research on genetic resources”
(http://www.iisd.org/pdf/2006/abs_swiss_abs_good_practice.pdf) (2010年7月14日アクセス)

序

生物多様性条約(CBD)の三つの目的は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、である。この三つの目的は相互に強く結びついており、これらが一体となって、遺伝資源の保全、遺伝資源を用いた経済活動、生物資源に恵まれた地域に住む人々の福祉をめざしている。

すべての人間社会(特に最も貧しい社会)は、その生存と生計を生物多様性に強く依存している。このわかりやすい例として、食料・農業セクター(農作物の遺伝子プールの再生を確保するために近縁野生種を必要としている)、工業(新製品の開発に生物素材を必要としている)、医療セクター(新薬の開発に生物素材を必要としている)、水(自然生態系により利用され、濾過され、再生される)、さらには環境産業(野生生物や手つかずの自然景観がその重要な資産となっている)がある。

豊かな生態系のほとんどには人が住み、何世紀にもわたって自然と共生した暮らしを送ってきた。現在、こうした人々は世界の最貧層に属し、自分たちを取り巻く自然資源に完全に依存している。我々が地球の自然資産を保全し、遺伝資源を利用したいと考えるなら、こうした資源を維持する上で先住民や発展途上国が果たしてきた貢献を認識し、資源の利用から生じる利益をこれらの人々や国に配分しなければならない。

遺伝資源にアクセスする産業界や科学界が、研究開発から得られる利益を、遺伝資源を維持し利用する人々に確実に配分するようにするために、生物多様性条約は、関係する当事者間で、これらの資源へのアクセスとその利用から生じる利益について合意を結ぶよう規定している。この原則の実施を促進するため、生物多様性条約締約国会議は、2002年に「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」を採択した。

この手引きは、科学界が生物多様性条約やボン・ガイドラインを実施する際に役立つツールを提供することを目的としている。科学界が生物多様性条約に謳われている公正と衡平の原則を率先して適用することが重要である。

そのため、筆者はこの手引きを作成したスイス科学アカデミー(SCNAT)に心から感謝し、生物多様性のために、また科学や経済の発展のために、そして先住民のよりよい生活のためにこの手引きを利用するすべての人々の成功を望むものである。

元スイス環境森林景観庁長官フィリップ・ロッコ博士

はじめに

現在の状況ははっきりしている。生物多様性条約(CBD)によると、生物資源は、それが存在する領域を有する国に属する。この点で、鉱物資源や石油と何ら変わりはない。それにもかかわらず、近年、生物資源や遺伝資源の所有権が尊重されないケースが生じている。資源の国外への持ち出し、開発、商品化が、資源提供国の同意なしに、生じる利益を分かち合う権利をこれらの国に与えることなく行われている。

このような「バイオパイラシー」を防ぎ、長期的に研究に欠かせない相互信頼を醸成するために、生物多様性条約において、締約国は遺伝資源の取扱いを規制することを約束した。この条約は、拘束力のある国際合意である。その実施は、スイスを含む締約国にとって道義上の義務であるだけでなく、法律上の義務でもある。生物多様性条約が目指すのは、生物多様性を保全し、その持続可能な利用を促進することであり、それとともに、その利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することである。

このことに対する責任は、自国の領域に生物素材を有する各国に与えられている。ただし、この目標を達成するために協力する責任はすべての国にある。先進工業国にとっては、生物多様性に富みながらも往々にして経済的に貧しい国々がこれに取り組むことを支援することを意味する。この場合のキーワードは、技術移転と共同研究である。CBD の規定は、関係するすべての当事者の権利と義務を明確にしている。こうした規定の一つに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の配分を規律する制度がある。

この手引きは、生物多様性条約によって設けられた遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の配分を規律する制度に関する情報を科学界に提供し、研究目的で遺伝資源にアクセスする際にとるべき手順について説明することを目的とする。この手引きは人々の参加を得て作成されたものであり、複数の草案をスイス科学界のメンバーらが何段階にもわたって評価した。

この手引きは、CBD を補完する任意ガイドラインであるボン・ガイドラインに基づいている。ここには基本的な情報と具体的な行動の仕方を示してある。ただし、遺伝資源へのアクセスに関する事例は一様ではないため、アクセスと利益配分に関して提案している手順は、それぞれの研究の場面に合わせて修正する必要がある。研究者は、遺伝資源へのアクセスが関わる場合にボン・ガイドラインを遵守しなければ、自分たちの研究に悪影響が及びかねないことに注意しなければならない。

筆者らは、多くの場合、アクセスと利益配分の制度によって要求されている要素は、国外で研究を行う際に満たすべき現行の手続きに組み込むことができると考えている。また、手順の中には最初はなじみがないように思え、研究プロジェクトに追加の費用をもたらすものもあるかもしれないが、生物多様性条約の原則は公正で正しいものであり、研究をはじめとする多くの分野にプラスの影響を及ぼすと考えている。そのためこの手引きをまとめることで、何らかの役に立てればと願っている。

イングリッド・キスリング(スイス科学アカデミー事務局長)

シルヴィア・マルチネス(スイス科学アカデミー、スイス生物多様性フォーラム)

ズゼッテ・ビーバー・クレム(バーゼル大学及びベルン大学法律倫理顧問)

基本情報: 遺伝資源へのアクセスに適用されるルール及びこのルールが適用される事例の簡単な紹介

1. ABS 制度とは何か

生物多様性条約（CBD）は、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた環境と開発に関する国連会議の結果生まれたものである。現在までにスイスを含む180カ国以上¹が批准し、自国の領域内の生物多様性を保護するとともに、地球規模での生物多様性の保護と持続可能な利用のための措置を支えることを約束している。

CBDは、遺伝資源の収集その他のアクセスを規制する制度を導入した。この制度は、アクセスと利益配分（ABS）の制度として知られている。この制度では、遺伝資源へのアクセスと、その利用から生じる利益の配分（利用国の研究者や企業とアクセスが行われる遺伝資源を有する国の代表による配分）をともに規制する。

アクセスと利益配分の制度（ABS制度）は、遺伝資源に関連する原住民・地域社会の伝統的知識（TK）にも同じように適用される。その場合、原住民・地域社会が手続きに参加することになっている。

CBDは国際条約である。そのため、その規定は締約国を拘束し、いくつかの国はすでに上記の原則を自国の国内法に組み入れている。条約の締約国は、ABS制度の実施を促進するためにボン・ガイドライン（BGL）を採択した。このガイドラインに示されている具体的な勧告は法的拘束力がなく、遺伝資源の提供者と利用者双方に対し、ABS制度を適用する際の指針を示すものである。

2. 目的

生物多様性条約（CBD）の主な特徴の一つに、生物多様性の維持や保全という目的と経済的な目的とを組み合わせていることが挙げられる。そのため条約は、遺伝資源の利用から生じる利益を衡平に配分する一方で、遺伝資源への適当なアクセスを提供することを目標の一つとしている。これらの目標とCBDの規定は、商業目的と学術研究の両方のバイオプロスペクティング（生物探査）に適用される。ただしこの手引きでは、学術研究に関する問題に重点を置く。学術研究に関して、ボン・ガイドラインは次のような目的を掲げている。

- ・生物多様性条約の関連条項の実施に関する認識を向上させること。
- ・遺伝資源へのアクセスを促進し、公正かつ衡平な利益配分を保証するための透明性の高い枠組みを、CBD締約国及び利害関係者に提供すること。
- ・アクセスと利益配分について利用者と提供者が採用する慣行とアプローチに関する情報を提供すること。
- ・能力開発及び提供締約国への適切な技術の移転を促進すること。

3. 学術研究に関する新しい要素

生物多様性条約（CBD）は、現行の研究許可や職業倫理規定にすでにかかなりの程度含まれてい

¹ 2010年7月14日現在、193カ国。

る要素を正式な形にしたものである。しかし、以下のものは標準的な研究許可、ライセンス、輸出許可などには含まれていない、新しい要素である。

事前の情報に基づく同意 (CBD 第 15 条 5 項、ボン・ガイドライン 24～40 項)

事前の情報に基づく同意 (PIC) は、法律や医学の分野では確立され、明確に定義された用語である。これは、リスク (特に身体に危害を及ぼすリスク) にさらされる前に、その治療を受けるかどうかについて十分な情報を得た上で判断を下せるように、事前にそのリスクについて十分に説明を受ける権利がある、という意味である。国際レベルではこれまで、この原則は主に化学品の輸出に関して適用されてきた。

事前の情報に基づく同意は、遺伝資源の利用や研究 (=アクセス) に関して生物多様性条約でも規定されている。提供国の権限ある国内当局は、研究計画の申請過程で計画について十分な説明を受けなければならない。アクセスを希望する研究者は、関係するすべての情報を提供し、政府その他所管当局がこの情報を確実に得られるようにする必要がある。権限ある当局から情報に基づく同意を得ることは、生物資源にアクセスする際の必要条件の一つである。国内法の下では、事前の情報に基づく同意に際して様々な中間レベルの関係者も含めることが必要な場合もある。

相互に合意する条件 (CBD 第 15 条 4 項、ボン・ガイドライン 41～44 項)

相互に合意する条件 (MAT) は、遺伝資源の利用者と提供者の間で結ばれる契約で定められるのが普通である。MAT では、遺伝資源へのアクセス及びその利用が許可される際に適用される条件が定められる。通常 MAT には、事前の情報に基づく同意とともに、重要な点として遺伝資源の利用から生じる利益の配分に関する了解事項がその要素として盛り込まれる。MAT として合意される要素は、提案されている研究の複雑さによって変わる。

利益配分 (CBD 第 15 条 7 項、ボン・ガイドライン 45～50 項)

CBD によると、研究の実施によって得られる利益は、提供国にも配分しなければならない。学術研究は、原則として非金銭的な利益とはいえ、提供国にとっては価値のある利益を生み出すため、公正かつ衡平な配分の原則は学術研究にも適用される。配分される利益として、特に、能力開発や技術移転、恒久的な学術ネットワークや協力関係の構築が考えられる。したがって、科学や研究は、緊急に必要とされる知識や技術の移転を通じて南北格差の解消に積極的に寄与することができる。公正と衡平の判断基準となるのは、交渉プロセスと実際の利益配分自体の質である。

役に立つ情報

チェックリストでは、事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件及び利益配分に関する要素について、詳細に解説している。

4. 以上のルールが適用されるのはどのような場合か

ABS 制度がどのように実施されるかを説明する前に、「遺伝資源」、「アクセス」という用語の意味を説明する必要がある。

遺伝資源

生物多様性条約 (CBD) において、遺伝資源は、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材 (すなわち遺伝の機能的な単位を有する素材) と定義されている (CBD 第 2 条)。遺伝資源の価値

は商業的（金銭的）なものとは限らず、科学的あるいは学術的な性質のものの場合もある。CBD の定義には遺伝資源の潜在的な価値も含まれているため、ほぼすべての遺伝素材が ABS 制度の規定の対象となる。また、価値を有する情報とは遺伝情報に限られるわけではなく、例えばその素材に含まれている生化学的な情報に関連するものであることもある。

ABS 制度の対象となるのはあらゆる種類の遺伝資源で、野生種か飼育・栽培種か、動物、植物、微生物その他何に由来するものか、所在する土地や水域が私有か公有かを問わない。ヒトの遺伝資源は、CBD の適用範囲から除外される。ABS 制度は、生息域内に存在してそこで採取された資源についての研究にも、生息域外の施設や研究パートナーから入手した資源についての研究にも、適用される。

アクセス

「アクセス」という用語にまだ正式な定義はない。そのため、その意味は提供国やその慣行でどのように解釈されるかによって変わる。したがってアクセスという用語には、遺伝資源が存在する場所に立ち入ること、単純な調査活動、一般的な目的や科学的な研究・調査のため、あるいは商業目的で遺伝資源を取得することなど、様々な活動が含まれ得る。

したがって ABS 制度は、純粋に科学的な目的か商業的な目的で行われる研究であって、そのために生物又はその部分（「遺伝資源」）や関連する伝統的知識を生物多様性条約の締約国及び（伝統的知識の場合には）その原住民・地域社会から入手した（「アクセスが行われた」）研究に適用される。

具体的な事例

研究対象とする遺伝資源に関連する原住民・地域社会の伝統的知識（TK）を研究に組み入れる場合には、ABS 制度のルールを適用しなければならない。当該知識の保有者を ABS の手続きに組み入れる必要がある（事例研究 5 を参照）。このような事例は一般に非常に複雑であるため、この手引きでは遺伝資源へのアクセスに焦点を絞る。伝統的知識が関係する研究については、付録の情報源及び問い合わせ先を参照されたい。

「食料農業植物遺伝資源（PGRFA）」へのアクセスは、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の規定に基づいて行われる。この条約の附属書 I に記載された作物には、条約で設けられた「アクセス及び利益配分に関する多国間システム」という独自のアクセス制度が適用される。現在（2005 年）、標準材料移転契約（MTA）の交渉が行われている。植物交換国際ネットワーク（IPEN）のメンバーである植物園間の試料の交換には、CBD やボン・ガイドラインの規定に加えて、IPEN 独自の行動規範が適用される（付録の情報源を参照）。

5. 関係者は誰か

生物多様性条約（CBD）は、条約のすべての締約国に適用される（付録の情報源を参照）。CBD は、利用者と提供者双方の義務と責任を定めている。CBD の締約国から入手した遺伝資源に関する、あるいはそれらを用いた学術研究活動に際しては、アクセス及び利益配分の制度を考慮しなければならない。

遺伝資源（1993 年の生物多様性条約の発効後に取得したもの）を提携先機関から入手した場合、あるいは CBD 発効後に取得した遺伝資源を提携先機関に譲渡する場合には、そのような譲渡が当該素材の元の保有者による PIC と MAT に含まれているように、また、アクセス及び利益配分に関するその他の条件が満たされるようにしなければならない。

6. これらのルールが学術研究にとって重要なのはなぜか

CBD によると、生物多様性の構成要素は、鉱物資源などと同じように資源提供国に「属し」、これによって「所有される」。したがって資源提供国は、自国の資源を誰がどのように利用するかを決定し、この利用から生じる利益の配分を受ける権利を有する。過去には、この権利が無視あるいは乱用されるケース（「バイオパイラシー」と呼ばれることもあり）が公になった。このことが不信感を生み、制限的な国内法の導入やアクセスへの障害をもたらしている。

この状況を改善するには、信頼関係が構築されること、そして、研究によっていかに遺伝資源の提供者と利用者の双方に利益がもたらされるかを資源提供国が実際に体験することが不可欠である。透明で誠実な環境の中で研究を行うことによって、科学者たちは、すべての関係者に利益となるような共同研究の基盤を築くのである。

事例研究: 生物資源に対する様々なタイプのアクセスを伴う研究プロジェクトの例、及びアクセスと利益配分に関する新しい制度を実際にどのように実施するかについての提案

この章では、様々なタイプの研究及びアクセスに関する事例研究を示す。事例は、アクセス及び利益配分（ABS）の制度の面から見た複雑さに基づいて四つのカテゴリーに分けてある²。どのような契約条件がすべての関係当事者にとって最良かについて提案を示す。

四つのカテゴリーは以下のとおりである。

1. ABS が関係しない場合：研究にアクセスや遺伝資源が関係しない。したがって、ABS 契約は必要ない。ただし、それ以外の研究許可が必要となる場合もある（事例 4 を参照）。
2. 単純な ABS の場合：研究にインベントリー作成のための試料の採取や移転（国外への持ち出しを含む）が含まれる。（標準的な）素材移転契約（MTA）で十分である（事例 1 及び 2 を参照）。
3. ABS が関係する場合：国外の研究機関でさらに分析、研究するために、試料の国外持ち出しが必要とされる。それ以上の利用は計画されていない。単純な ABS 契約で十分である（事例 2、3、4 を参照）。
4. 複雑な ABS が関係する場合：計画案に、商業目的での研究の可能性や伝統的知識の利用など、様々な段階が含まれる。詳細な ABS 契約が必要になる（事例 5 を参照）。

1. 農業：ヤムイモの改良を目的とした現地の菌根菌の調査

ヤムイモは西アフリカでは 2 番目に重要な塊茎作物である。年間の需要は増加を続けているが、1 ヘクタール当たりの年間生産量は大きく落ち込んでいる。これは主に病害虫の蔓延が原因で

² アクセスの状況に関するこの分類は CBD 及びボン・ガイドラインに示されたものではないことに注意されたい。それぞれの状況に対応する契約のタイプをここで提案したのは単純化するためであり、これらの契約タイプが CBD の締約国によって採用されているわけではなく、したがって正式なものではない。最終的なものは資源提供国の国内法による。アクセスの状況にはそれぞれ独自の特徴があることを認識されたい。したがって、適用される要件について資源提供国の関係当局に慎重に確認することが不可欠である。契約案の作成には所属する機関の技術移転部門や法務部門から支援が得られると思われる。

ある。アーバスキュラー菌根菌 (AMF) は、このような害虫 (線虫類など) や病害に対する拮抗菌として作用することが分かっている。AMF は、特に土壌状態が最適とはいえない場合に土壌養分や水利用の効率も向上させるため、作物の収量増に役立つ。

病原菌からの保護という観点からヤマイモ種子を改良するための新規の取り組みとして、提案されたプロジェクトでは、トーゴとベナンにおける AMF の存在量と多様性を評価する。ベナンの国際熱帯農業研究所と共同で、分離された AMF がヤマイモの成長を促進し線虫類を抑制する可能性について、スクリーニングを行う。

仮定

研究は、スイスの研究者とベナンの国際熱帯農業研究所 (IITA) が共同で行う。採取した AMF 試料の第三者への移転は行われませんが、スイスの研究機関への持ち出しとそこでのスクリーニングが行われる。

オプション 1：試料の採取を IITA が行う。

オプション 2：試料の採取をスイスの研究機関が行う。

	分析
アクセス	オプション 1: スイスの研究者が、IITA が保有する試料にアクセスする (生息域外アクセス) オプション 2: スイスの研究者が、トーゴ及びベナン国内でアーバスキュラー菌根菌 (AMF) を採取する (生息域内アクセス)
当事者	提供者: 原提供者としてのトーゴ及びベナンの国家 利用者: オプション 1: 第 1 段階: トーゴ及びベナンとの契約の当事者である IITA 第 2 段階: IITA との契約の当事者であるスイスの研究機関 オプション 2: トーゴ及びベナンとの契約の当事者であるスイスの研究機関
事前の情報に基づく同意	研究の方法及び目的。試料の移転。研究成果の商業化が計画されているか否か。
契約	オプション 1: 第 1 段階: IITA と原提供者であるトーゴ及びベナンの間の契約 第 2 段階: IITA (提供者) とスイスの研究機関との間の MTA。当該素材のスイスの研究機関への移転がトーゴ及びベナン国家と IITA 間の契約 (第 1 段階) に含まれるようにすることが不可欠である。 オプション 2: スイスの研究機関とトーゴ及びベナンの間の単純なアクセス契約。IITA との協力について記載すべきである。
配分される利益	IITA、国の研究機関及び所管当局への研究成果の移転。トーゴ及びベナン国内の研究者の研究への参加。大学院生 (博士課程) の教育。研究データへのアクセス。トーゴ及びベナンの研究者のためのインターンシップ。研究成果の共同発表。
契約の要素	契約の当事者。関係するパートナー。研究の目的。地理的な領域。試料の種類。試料の使用目的 (分析のみを目的とした試料の移転。商業化の禁止。第三者への移転は認められる/認められない)。利益配分の詳細。
注意点	研究の実施のためにヤマイモの採取が必要な場合には、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の規定が適用される。研究を私有地内で行う場合には、研究について農業従事者や土地の所有者に知らせ、試料採取の許可を求める。

2. 生態学：熱帯林における樹種の多様性に関する実験

熱帯地域において森林の多様性が木材生産、炭素貯蔵その他生態系プロセスに及ぼす影響を調べる目的で、伐採されたフタバガキ林の再植林が三つのレベルの樹種多様性で進められている。単一の樹種による植林、商業用再植林地と同じように多様性の低い混合樹種による植林、原生林の自然の多様性を反映した多種多様な樹種による植林が進められているのである。

このプロジェクトの目的は、種の多様性が低い区域と高い区域における群落や生態系のプロセスを比較することである。分析の重点は、多様性と木材生産（炭素固定）、生物地球化学的及び水文学的変数、分子解析、生物多様性のレベル及び関連する生物群の活動に置かれている。実地調査は、マレーシアの定評のある研究拠点で行われる。

仮定

森林は国有であり、研究拠点も同様である。詳細な分析のため、試料をスイスに持ち出す。

オプション1:「アクセス」とは、試料の収集及び国外への持ち出しのみを指すと考えられている。

オプション2:「アクセス」とは、当該森林で実施されるすべての実地調査を含むものと考えられている（下記の注意点を参照）。

	分析
アクセス	アクセスは次のものにあると考えられる(下記の注意点も参照)。 <ul style="list-style-type: none"> ・資源のある場所への立ち入り ・森林生育の測定 ・試料の収集 ・試料のスイスへの持ち出し
当事者	提供者:マレーシア国(所管当局) 利用者:スイスの研究機関
事前の情報に基づく同意	オプション1: 試料の国外への持ち出し オプション2: 研究計画全体
契約	どのような種類の契約にするかは、国内法におけるアクセスの定義による。 オプション1: 試料の採取及び国外への持ち出しに関するMTA又は単純なアクセス契約。 オプション2: 研究計画全体を組み入れた単純なアクセス契約
配分される利益	マレーシア国内の研究拠点との協力。技術移転。大学院生(博士課程)の教育。資源提供国への試料(複製)の提供。研究成果の共同発表。さらなる研究協力。
契約の要素	オプション1: 契約の当事者。研究の目的。地理的領域。試料の種類。試料の国外への持ち出し。試料の利用。利益配分の詳細。 オプション2: 研究計画の詳細(場所への立ち入り、測定など)を盛り込む。
注意点	「アクセス」についてはまだ一般的な定義がないため、この用語の適用範囲は国内の法律や慣行によって異なる。この事例では、実地調査そのものが CBD のいう「アクセス」と解釈されるのか、単なる試料の採取と国外への持ち出しと解釈されるのかという問題が生じる。契約はそれに基づいて作成する必要がある。

3. 植物学：熱帯地域の植物相や植生の調査

このプロジェクトでは、これまで植物の詳細な調査が行われてこなかった熱帯の一地域において、植物相及び植生のインベントリー調査を実施する。その目的は、保護する地域の優先順位を決め、その地域の植物地理学的特徴について理解を深めることである。研究には次のステップが含まれる。野生植物の生息域内収集、さく葉標本の作製、植物基準標本集を用いた植物の同定、採取した植物の同定を目的とする国外の専門家への送付。複数の新種が発見されることが期待されている。

この植物種レベルの作業によって、分析対象地域の植物インベントリーが得られる。植生調査は実地で行われ、衛星画像の分析も含まれる。地理情報システム（GIS）の技術を用いて植生

図が作成される。対象となる分類群の分布解析も実施する。一般的な慣行に従い、同定された試料（複製）を当該植物の採取が行われた国のハーバリウム（植物標本室）に寄託することが合意された。

仮定

オプション 1：研究対象地域が一つの国の領域内にある。

オプション 2：研究対象地域が複数の国の領域にまたがっている。

	分析
アクセス	植物の収集 分類学的同定を目的とした乾燥させた植物の国外への送付
当事者	提供者:資源が存在する国(複数の場合もあり) 利用者:スイスの研究機関
事前の情報に基づく同意	研究対象地域。研究段階(採取、インベントリー調査)。専門家への試料の送付。承認された試料の用途(商業化の禁止など)。
契約	資源提供国とスイスの研究機関との間の単純なアクセス契約。複数の国が関係する場合には、それぞれの国の所管当局と契約を締結しなければならない。 分類学の慣例として、スイスの研究機関と国際的な専門家との間で素材移転契約を結ぶ。
配分される利益	大学院生(博士課程)の教育。さく葉標本(複製)の提供。植生図。植物インベントリー。現地 の研究機関との協力。研究成果の共同発表。
契約の要素	契約の当事者。研究目的。地理的領域。試料の国外への持ち出し。試料の用途の指定(第三者による同定、商業化の禁止、第三者への移転を認める/認めない)。利益配分の詳細。
注意点	ボン・ガイドラインに従い、世界分類学イニシアティブに沿った研究を促進するべきである。

4. 医学：結核の進化と疫学

結核により毎年多くの人々が死亡しており、サハラ以南のアフリカ諸国では結核が急速に増加している。このプロジェクトの目的は、結核の疫学における集団ベースでの臨床的、分子的決定因子を特定し、ヒトや家畜における結核菌株の進化経路に関する新たな証拠を確認することである。プロジェクトでは、結核菌株の分子特性解析とクラスター形成を、蔓延、動物からヒトへの伝播、抗生物質耐性との関連で明らかにすることを目指している。チャドの結核プログラムと密接に協力して、実地での観察研究を繰り返し行う予定である。結核患者は、国の結核プログラムの枠組みの中で治療を受けることになる。家畜の死体は、結核菌群 (*Mycobacterium tuberculosis complex*) の培養のために屠畜場の調査で回収される。分離された結核菌株のすべてについて、抗生物質耐性に関与する遺伝子の Region-deletion Polymerase Chain Reaction や一塩基多型 (SNP) の配列決定を行うことによって、ヒトと家畜、西アフリカと東アフリカの接点での結核の進化経路についての情報が得られる。

仮定

オプション 1：試料の分析をチャド国内で行う。

オプション 2：分析のため試料をスイスに持ち出す。

	分析
アクセス	アクセスの内容は、チャド国内での培養のために結核菌を含む痰や肉芽腫を採取することであり、菌株は分子特性解析のためにスイスに持ち出される。
当事者	提供者:チャドの政府機関 利用者:スイスの研究機関
事前の情報に基づく同意	アクセスする遺伝資源としての結核菌。研究の方法と目的。試料の国外への持ち出し。
契約	オプション 1: 研究がチャド国内だけで行われる場合には、ABS 契約は必要ない オプション 2: 単純なアクセス契約
配分される利益	オプション 2: 大学院生(博士課程)の教育。技術移転及び現地研究者の能力開発。国の結核プログラムとの協力。研究成果の結核プログラムへの移転の支援。研究成果の共同発表。
契約の要素	契約の当事者。研究目的。国外への持ち出し。試料の種類と目的(分析)。利益配分の詳細。
注意点	アクセスする遺伝資源は結核菌(<i>Mycobacterium tuberculosis</i>)であり、痰や肉芽種ではない(痰や肉芽種は、それ自体がヒトの遺伝資源であり CBD の対象とはならない)。現地の参加者に対して、対象となる研究は基礎研究であり、商品化し得る製品に直接結びつくものではないことを説明することが必要だと考えられる。実際には、この事例は南北間のパートナーシップという意味での共同研究の一例である。試料の分析をスイスで行うのは、必要なインフラがチャド国内にないのでサービスを提供するにすぎない。成果に関するさらなる研究は、現地の研究チームと共同で、チャド国内で実施される。

5. 民族植物学：野生植物を繰り返し採取することの生態系への影響

このプロジェクトでは、アジアの生物多様性ホットスポットにおける生物学的多様性と文化的多様性の相互作用に重点が置かれている。民族植物学的比較調査の一環として、僻地の山岳地域の五つの少数民族に関する調査を行う。研究者らは植物の利用法の違いについて調べる予定である。少数民族社会内における栽培種及び採取した野生種の植物資源の管理についても調査する。対象とする主な問題は、植物の利用法が特定の植物の入手しやすさや民族の伝統的文化に影響されるかである。いくつかの生息地で、野生植物が繰り返し採取されることによる生態系への影響を分析する。フィールドワークには、集落周囲の植物多様性、現地の植物の利用法、植物の分類の仕方の違い、植物を繰り返し採取することの影響の評価が含まれる。作業には、野生植物の生息域内収集と植物基準標本集を利用した植物の同定が含まれる。植物多様性に関する最新のインベントリ調査の手法が適用される。半構造化聞き取り調査や参与観察のデータの解析には、最新の統計ソフトウェアを用いる。

仮定

試料はスイスに持ち出す

	分析
アクセス	このプロジェクトには複数のアクセスの状況が伴う。 1) 野生植物へのアクセス 2) 栽培植物へのアクセス 3) 植物の利用法へのアクセス(植物の利用法に関する知識、工夫及び慣行(TK))
当事者	1) 野生植物へのアクセス、試料の国外への持ち出し 提供者: 契約当事者としての国の所管機関 利用者: スイスの研究機関 2) 栽培植物へのアクセスの許可、試料の国外への持ち出しの許可 提供者: 国の所管機関、植物の個人所有者又は共同社会 利用者: スイスの研究機関 3) 植物の伝統的な利用法に関連する知識へのアクセスの許可 提供者: 国及び地方の関係する法令及び慣習に応じて、聞き取り調査や観察の対象となった個人又は共同社会 利用者: スイスの研究機関
事前の情報に基づく同意	研究の目的と方法。研究成果の公表。伝統的知識へのアクセスとその後の公表についての個人及び共同社会の同意(すなわち、伝統的知識を公知とすることについての同意)
契約	野生植物及び栽培植物の採取及び国外への持ち出しに関する政府機関との契約。栽培法(すなわち、知識、工夫及び慣行)について研究することに関する共同社会や個人、及び場合によっては政府機関との契約
配分される利益	大学院生(博士課程)や博士課程修了後の学生の教育。国や地域の保存機関(コレクション)へのさく葉標本(デュプリケート)の提供。地域社会に向けた研究成果の提示や文書化。研究成果の共同社会間での伝達。採取活動の持続可能性についての共同社会へのフィードバック。
契約の要素	国の機関との契約: 契約の当事者。資源の明細(野生種、栽培種、伝統的知識)。国外への持ち出し。試料及び伝統的知識の種類。許可される用途。政府レベルでの利益配分の詳細。 地域社会との契約: 契約の当事者。研究の目的と方法及び試料の明細(栽培植物、伝統的知識)。試料及び伝統的知識の許可される用途。地域社会への利益配分の詳細。
注意点	この研究には現地の人々の伝統的知識の利用を伴うため、当該知識に関する交渉には彼らが参加し、その利用について同意していなければならない。利益の配分については、関係する共同社会や個人と準備段階で話し合い、評価しておかなければならない。また、少数民族の社会が研究成果をすべて公表することに同意しているかどうかを明確にしておかなければならない。植物の乾燥素材を分類学の専門家に譲渡する場合には、事例 2 に示した手続きに従うべきである。

手続きの進め方: アクセスと利益配分の制度に従って研究プロジェクトを実施するために必要な主要段階のスケジュール

1. 研究の段階ごとの ABS の要件

		基本的な段階
計画		<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究がアクセス及び利益配分の要件の対象かどうかを確認する(第2章の事例研究を参照)。 2. 準備段階のスケジュールと予算を確定する。 3. 利益配分のスケジュールと予算を確定する
準備		<ol style="list-style-type: none"> 4. 各国の ABS 担当窓口と連絡をとる(付録の情報源を参照)。 5. 各国の担当窓口がない場合は、スイス環境森林景観庁(SAEFL)に問い合わせ窓口に所管当局を確認する。 6. 事前の情報に基づく同意の申請: 確認した窓口及び利害関係者に対し、必要な情報(PICの要素を参照)を提出する。 7. 相互に合意する条件に関する契約について交渉し、合意する(MATの要素を参照)
基礎研究*		<ol style="list-style-type: none"> 8. 研究に着手する前に事前の情報に基づく同意を取得し、利益配分を含む相互に合意する条件について合意する。 9. 合意した研究計画を遵守する。それができない場合には、PIC及びMATの再交渉を行う。 <p>* 資源を生息域内で取得する場合と仲介機関から取得する場合の両方に適用される。</p>
成果と利益	事前の情報に基づく同意 (PIC)	
研究開発	相互に合意する条件 (MAT)	<ol style="list-style-type: none"> 10. さらに進んだ研究段階も、PIC及びMATの対象となっていない。 11. そうでない場合には、資源の提供者から新たにPICを取得する。 12. 資源を第三者に移転する場合には、移転がPICの対象となっていること、及び当初のMATの条件が尊重されることを確保する。
商業化	利益配分	<ol style="list-style-type: none"> 13. 研究成果の商業化を目的とした研究開発がPICの対象となっていること、及びMATに含まれていることを確保する。 14. 研究成果によってプロジェクトに本質的な変化が生じた場合には、新たに同意(PIC及びMAT)を取得する。 15. 権利又は手を加えた研究素材を他の機関に移転する場合には、この移転がPICの適用対象となっていること、及び定められた条件(MAT)が満たされることを確保する。 16. 研究成果の価値設定から生じた経済的又は学術的利益を配分する。

なすべきこと	役に立つ情報
<ul style="list-style-type: none"> 共同研究が可能かどうかを確認する(共同研究に詳細は、情報源:発展途上国との研究パートナーシップに関する委員会(Swiss Commission for Research Partnerships with Developing Countries)を参照のこと)。 	<p>研究対象地域について複数の選択肢がある場合は、すでに当局や大学研究機関との関係が確立している国、又は学術研究のためのアクセスの手続きに関して体系的なインフラを提供している国を選択する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 別の種類の申請を提出する必要があるかを確認する。 現地の機関に通知する必要があるかを確認する。 申請手続きの費用は申請者が負担する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスの申請は、十分な時間的余裕を持って行う。 手続きには時間がかかる場合もある。手続き段階の期限について問い合わせ又は交渉する。
<ul style="list-style-type: none"> 現地及び国内の法令を尊重する。 住民・地域社会の慣習、伝統、価値観、慣行を尊重する。 生物資源の保全及び持続可能な利用の原則を尊重する。 可能な場合は、資源提供国の機関及び研究者との協力を旨とする。 	<ul style="list-style-type: none"> PIC の申請、及び遺伝資源へのアクセスの許可及び MAT に関するすべての決定について書面にまとめる。 PIC 及び MAT の手続きを記録したすべてのデータを保管する。
<p>研究成果を以下のような方法(例)で資源提供国の利害関係者に配分する(学術研究から生じる利益を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の人々からの情報提供の求めに応じる。 研究成果を文書にまとめ、資源提供国の利用に供する。 研究パートナーに研究成果へのアクセスを提供する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 資源提供国との研究開発協力を旨とする。 提供者の定める遺伝資源の用途に関する制約や制限を尊重する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 提供者が定める制約や制限を尊重する。 製品開発への参加を促進する。 可能な場合には、資源提供国内で製品開発を行う。 知的財産権の問題について、所属する組織の技術移転部門や法務部門に慎重に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ABS の交渉に関して、所属する組織の技術移転部門や法務部門と協力する。

役に立つ情報

- アクセスと利益配分 (ABS) の制度の実施は、国内レベルでも国際レベルでも、まだ安定した状況にはない。そのためあらゆる場合について関係当局が明確に指定されているとは限らず、定められた手続きが透明さや円滑さに欠けることもある。研究をどこで行うかを選べるのであれば、他の研究者や機関による過去の例を検討する。
- ABS の手続きは、資源提供国の国内法によって規定される (必ずしも ABS 固有の法律とは限らない)。これには、政府の所管当局や関係するその他の利害関係者についての定義が含まれる (CBD 第 15 条 1 項、ボン・ガイドライン 28~32 項)。

- ・関係国内法がまだ定められていない場合、アクセスの許可は、法の一般原則や類似の手続きや規則に基づいて、事例ごとに交付されることもある。
- ・ABS の手続きを他の免許、許可（研究許可、採取許可、国外への持ち出し許可、CITES 許可など）と組み合わせることもできる。ただしこれは、今のところほとんどの事例や国には当てはまらないと思われる。
- ・同じような資源や用途に関して標準素材移転契約（MTA）や利益配分協定がすでに存在する場合がある（分類、採取、研究、商業化。ボン・ガイドライン 42 項 b、e）。
- ・ボン・ガイドラインでは、資源や許可が関わる問題に関する政府の決定で住民に影響を及ぼすものについて、地域レベルでの住民参加を推奨している（ボン・ガイドライン 18 項）。これにより、次のことが生じる。
 - ・様々なレベルの様々な利害関係者が PIC を付与することが必要になる。
 - ・ABS の手続きがさらに複雑で時間のかかるものになる。

2. 責任

ボン・ガイドラインでは、遺伝資源の利用者と提供者双方の責任を定めている。このガイドラインの目的は、透明な申請手続きを定め、関係するすべての当事者にバランスのとれた良好な成果が得られるようにすることである。しかし、資源提供国が自国の法律に基づいて別の手続きを選択している場合には、その手続きが優先される。

利用者（ボン・ガイドライン 16 項 b）

詳細についてはチェックリストを参照のこと。

一般的事項

利用者は、資源にアクセスするに当たって権限ある当局に PIC を求めなければならない。利用者は、必ず合意された条件（PIC、MAT）に従って資源へのアクセスを行い、合意された条件を遵守しなければならない。

原住民・地域社会に関するもの（ボン・ガイドライン 16 項 b ii）

原住民・地域社会の慣習、伝統、価値観及び慣行を尊重する。原住民・地域社会からの情報の求めに応じ、適切な変更を加えた形で当該情報を提示する。

さらなる研究や、研究成果や遺伝資源の第三者への移転に関するもの（ボン・ガイドライン 16 項 b v、viii 及び 34 項）

当初の PIC や MAT で合意されたもの以外の目的で遺伝資源を利用しようとする場合には、新たな契約を結ぶことを申し入れなければならない。許可が与えられるまで、新たな研究に着手してはならない。

遺伝資源を第三者に提供するときは、PIC や MAT の合意が確実に尊重されるようにする。関係するすべての契約上の情報（PIC/MAT）を第三者に提供し、移転について文書に記録する。

利益配分（ボン・ガイドライン 16 項 b vii 及び ix）

できるだけ多くの研究を、資源提供国の国内でその国の機関や研究者と協力して実施する。

MAT での合意に従って、利益が確実に公正かつ衡平な方法で配分されるようにする。

分類学的研究（ボン・ガイドライン 11 項 I）

資源提供国のコレクション（保存機関）に寄託した標本に関するすべての情報を資源提供国の当局に提供する。

提供者

一般的事項

生物多様性条約の締約国である提供者は、生物資源へのアクセスを容易にすることを約束している（生物多様性第 15 条 1 項、ボン・ガイドライン 26 項 b）。またこれらの提供国は、遺伝資源の環境上健全な利用についてのみアクセスを許可し、すべての利害関係者がアクセス活動による環境への影響を考慮するようにすることを約束している（生物多様性条約第 15 条 2 項、ボン・ガイドライン 16 項 a）。提供国は、アクセスと利益配分に関する国の担当窓口及び権限ある国内当局を指定し、その情報を CBD のクリアリング・ハウス・メカニズムを通じて提供する（ボン・ガイドライン 13 項及び 14 項）（付録の情報源を参照）。

法律及び手続き（ボン・ガイドライン 16 項 a i、iv 及び 33 項）

資源提供国は、自国の政策、行政及び法律を遺伝資源へのアクセスに関する要件に適合させなければならない。これらの要件は、明確、客観的かつ透明な方法で満たされなければならない。資源提供国は、アクセスについての決定を合理的な期間内に行うことを約束している。

権限ある国内当局（ボン・ガイドライン 14 項及び 29 項）

ABS の交渉に従事する権限を有する国内当局が明確に定められている場合には、その当局がアクセスの付与や ABS のプロセスのあらゆる段階や要件に関する研究者への助言を担当していることがある。そのような当局が存在しない場合には、複数の機関や政府の各レベルから PIC を取得する必要があるかもしれない。

利害関係者の参加、特に原住民・地域社会の参加（ボン・ガイドライン 16 項及び 31 項）

資源提供国は、遺伝資源へのアクセスに関する決定についての情報を、該当する利害関係者、特に原住民・地域社会が入手できるようにする。資源提供国は、原住民・地域社会が交渉に参加できるように、能力開発を支援する。PIC の付与に当たり、権限ある当局は、アクセスが行われる遺伝資源に関係する原住民・地域社会の既存の権利を尊重する。したがって、これら社会の PIC も取得しなければならない。

分類学研究（ボン・ガイドライン 11 項 I、16 項 b [viii]、34 項）

分類学研究は（世界分類学イニシアティブに定めるように）妨げられてはならない。提供者は、分類に使用する素材の取得を容易にしなければならない。これには、試料の第三者への移転に関する特別な条件など、相互に合意する条件に基づいて特別な条件を設けることも含まれると考えられる。これには常に、研究及び移転の目的は厳密に非商業目的とし、純粋に分類学的及び系統学的研究で行うという条件が伴う。

役に立つ情報

あらかじめ以下に注意することにより、遺伝資源の利用者としての法的地位の確実性を高めることができる。

- ・すべての交渉を記録する。
- ・ PIC に関する文書による証拠や遺伝資源の出所及び利用に関する情報など、すべての関係データを保管する。

3. よくある質問

1) **アクセスの許可を取得する手続きは非常に複雑です。政府機関は公示や住民の参加、最終決定への不服申立ての権利まで求めています。こうしたことはほんとうに必要なのでしょうか？**

こうした手続きが国内法で義務付けられている場合には、それが適用されることとなります。複数のレベルの政府や共同社会、あるいは地理的に広範な地域が含まれるなど、複雑なプロジェクトを計画している場合には、適用される手続きによって問題が最終的に簡単になることがあります。手続きによって、研究に着手する前に反対意見が明らかになり、その意見に対する判断を中立な立場で下せるようになります。アクセスのための手続きがあまりに煩雑な場合には、他の国で研究を実施することを検討する必要もあるでしょう。

2) **PIC や MAT は必要な許可のすべてをカバーしますか？**

それが当てはまるのはごく例外的な場合でしょう。つまりそれが当然とは考えず、ほかに必要な許可（研究許可、採取許可、国外への持ち出し許可、CITES 許可など）がそろっているかを確認することが不可欠です。

3) **研究を行いたいと考えている国に、指定されている窓口や権限ある国内当局がありません。どうすればよいのでしょうか？**

今のところ、CBD の締約国で所管機関を指定している国はごく少数です（付録の情報源の「各国の実施状況」を参照）。科学者仲間のなかに、その国ですでに研究を行っている研究者がいないか探してみてください。このやり方で情報が得られない場合には、スイス政府の ABS 窓口にお問い合わせください（付録の問い合わせ先／支援機関を参照）。必要な ABS 制度が整っている別の国で研究を行うことも検討しましょう。

4) **現地の人々が研究に関心を示したり反対したりする可能性があります。権限ある国内当局はこの人々に情報を提供する必要を理解していません。どうすればよいのでしょうか？**

とりあえず、地域社会と連絡をとってみましょう。地域社会の指導者と接触し、計画している研究について、その社会の人々にとってわかりやすいように、つまり、できればその地域の言語で、適当な手段を用いて（相手が文字を読むことができない可能性があるため）知らせるにはどうするのが最も良いか相談してみましょう（地域社会の集会に呼んでもらうなど）。

5) **地域の NGO が研究に対して反対運動を行っています。NGO によれば、地域の人々が自分たちの生物に関する歴史的遺産を売り渡そうとしているというのです。どうすればよいのでしょうか？**

研究を行おうとする地域で、地域や原住民の人々に対して自分たちの「生物に関する歴史的遺産 (biological patrimony)」を保護しようと積極的に主張する NGO に遭遇する場合には、研究に着手する前にそうした NGO に接触し、計画について知らせましょう。研究のプロセスを通じて、透明性が不可欠です。次の点について安心してもらうことが重要です。①研究目的の性質（非商業目的であることなど）、②プロジェクトでは地域の慣習やプライバシーを十分に尊重するということ、③地域社会の同意なしにその地域に関する情報を公表しないということ、④プロジェクトの実施主体や研究者には、研究に関する情報を積極的に地域社会に提供する意

思があること、⑤研究が地域社会や国にもたらす利益。

6) 研究に必要な素材へのアクセスの付与を地域の人々が拒否しています。どうすればよいでしょうか？

その人々が PIC や MAT の手続きに関わっているかどうかを確認してください。関わってなくとも、関わる権利がある場合には、PIC や MAT の手続き段階を繰り返す必要があります。これがあてはまらない場合は、自分で地域の人々に情報を提供する努力をしてください（よくある質問 4 を参照）。地域の人々が拒否を強く主張する場合には、それを尊重しなければなりません。いずれにせよ、私有地で活動を行っていて、国内法に従えば地域の人々や私有地の所有者を ABS の手続きに参加させる必要はない場合であっても、研究に着手する前に土地の所有者に正式に申し入れを行うことが賢明（かつ丁寧）です。

チェックリスト:このチェックリストは、ABS システムに準拠した研究プロジェクトを準備する際の参考として作成したものである。

チェックリストには、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件の要素、配分されるべき利益の要素が含まれている。これらはできる限り包括的で網羅的なものとしたため、ここに挙げた要素のすべてを交渉や契約に含める必要はない。これらの要素は、資源の提供者と共同でそれぞれの研究に合わせて変更すべきである。

1. 事前の情報に基づく同意 (PIC)

研究プロジェクトやアクセスに対して事前の情報に基づく同意を与える権利を有する利害関係者に対し、以下の要素を知らせることが望ましい（ボン・ガイドライン 36 項）。

基本的情報

- ・申請者又は収集者の法的主体と所属及び申請者が組織の場合には担当者
- ・プロジェクトの体制（場合によっては予算）
- ・秘密情報の取扱い

基礎研究

- ・アクセスを希望する遺伝資源の種類と量
- ・研究の開始日と期間
- ・資源探査が予定される地域
- ・アクセス活動が生物多様性の保全と持続可能な利用にどのような影響を与えるかの評価
- ・収集、研究の目的及び期待される成果。意図した利用に関する正確な情報（分類学、収集、研究、商業化など）

研究開発

- ・研究開発が行われる場所の特定
- ・研究開発の実施方法に関する情報
- ・研究開発を共同で行う地元機関の特定
- ・第三者の関与の可能性

利益

- ・資源へのアクセスを得ることによって生じる可能性のある利益の性質（遺伝資源の商業的利用その他の利用から生じる派生物や産物から得られる利益を含む）
- ・利益配分の取決めの表示
- ・利害関係者の情報／情報伝達の方法

役に立つ情報

- ・以下から PIC を得る。
 - ・適切な権限ある国内当局
 - ・状況に応じ、また国内法に従い、原住民・地域社会など該当する利害関係者
- ・ボン・ガイドラインは、資源に関する政府の決定や許可の問題で住民に影響を与えるものに関してはすべて、地域レベルで住民の参加を得ることを推奨している。
- ・政府の複数のレベルから PIC を得なければならない場合もある。
- ・生息域外の資源に関しては、国の当局と生息域外収集を管理する機関から PIC を取得しなければならない。
- ・研究計画を根本的に変更する場合には、新たに PIC を申請しなければならない。
- ・仲介機関から資源を取得する場合には、計画する研究が当該素材の原所有者の PIC の対象となっていることを確保する。

2. 相互に合意する条件 (MAT)

前置き

- ・前文において生物多様性条約 (CBD) やボン・ガイドラインへの言及
- ・遺伝資源の提供者と利用者の法的地位
- ・遺伝資源の提供者及び適当な場合には利用者の責務や一般的目的

アクセスと利益配分に関する規定

- ・素材移転契約の対象となる遺伝資源の説明（付随する情報を含む）
- ・潜在的な用途を念頭に置き、素材移転契約に基づいて許可される遺伝資源、その産物又は派生物の利用（研究、育種、商品化など）
- ・用途を変更する際は新たに事前の情報に基づく同意及び素材移転契約が必要となる旨の記述
- ・知的財産権を求めることができるかどうか、及びできる場合の条件の表示
- ・利益配分の取決めの条件（金銭的及び非金銭的利益の配分の約束を含む）
- ・提供する素材の同一性や質について提供者が保証しないこと
- ・遺伝資源や付随する情報を第三者に移転することができるか、及びできる場合に適用される条件の表示
- ・定義
- ・収集活動による環境への影響を最小限に抑えることの約束

法規定

- ・ 素材移転契約を遵守する義務
- ・ 契約の期間
- ・ 契約の終了には通知が必要なこと
- ・ 一部の条項に定める義務が契約の終了後も存続するという事実
- ・ 契約の個々の条項の独立した強制力
- ・ いずれかの当事者の責任を制限する事象（不可抗力、火災、洪水など）
- ・ 紛争解決に関する取決め
- ・ 権利の譲渡又は移転
- ・ 素材移転契約を通じて入手した遺伝資源に対し、知的財産権など財産権を主張する権利の譲渡、移転又は排除
- ・ 裁判管轄の選択
- ・ 守秘義務条項
- ・ 保証

役に立つ情報

- ・ 標準契約、基礎科学研究の促進のための特別な条件、標準的な素材移転・利益配分契約がないか、所管当局に問い合わせる（ボン・ガイドライン 42 項）。
- ・ 契約の交渉、締結及び内容の詳細について、所属する組織の技術移転部門に問い合わせる。

3. 学術研究から生じる利益

学術的利益の配分

- ・ 研究から得られる科学的データ（必要なインフラを含む）へのアクセスの提供
- ・ 生息域外施設へのアクセスの提供
- ・ 再検討プロセスへのパートナーの組み入れ
- ・ 研究パートナーとの研究成果の共同発表
- ・ 研究パートナーの学問的キャリアの支援
- ・ 組織や専門家同士の関係の維持

能力開発、科学的な協力、参加、技術移転

- ・ フィールドや研究機関における現地の研究者の訓練
- ・ 試料の共有
- ・ コレクションを維持するための財源の確保
- ・ 研究のためのインフラ（実験装置など）の提供
- ・ 情報通信インフラの提供
- ・ 研究活動や実務作業への現地の研究者の組み入れ
- ・ 実務作業への現地のアシスタントの組み入れ
- ・ 共同研究の実施：共同プロジェクトの策定、共同プロジェクトの実施（31 ページの情報源：発展途上国との共同研究に関するガイドラインを参照）

情報や知識の入手可能性の向上

- ・ 研究や進捗状況、期待される成果に関する最新情報の提供
- ・ すべての利害関係者に対し、研究成果に関する情報を情報の受け手に合わせた形で提供すること
- ・ 行政、政府機関及び研究機関の（現地の）代表との連絡を維持すること

申請、研究開発、研究成果の商業化

- ・ 資源提供国の現実的なニーズや問題を対象とした研究を立ち上げること
- ・ 製品開発への参加の促進、資源提供国内での製品開発
- ・ 貢献の程度に応じて、知的財産権の共同所有権を設定すること
- ・ 経済的利益の配分

役に立つ情報

- ・ 利益は、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために用いるべきである（ボン・ガイドライン 48 項）。
- ・ 利益は、資源の管理、科学的又は商業的プロセスに寄与したすべての関係者の間で公正かつ公平に配分しなければならない（ボン・ガイドライン 48 項）。
- ・ 利益配分の方法には、基礎研究、応用研究、商業利用に向けた研究開発で差がある。
- ・ 学術研究はほとんどの場合、経済的利益に結びつかないということを、丁寧に説明する必要がある。
- ・ 利益配分の大部分は、その研究を実施している最中に実施しなければならない。
- ・ そのほかにも利益はあり、それは研究が一旦終了したら配分しなければならない。

付録

用語集

ABS 制度	生物多様性条約(CBD)の締約国会議は、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の配分に関する国際的制度を設けることを 2004 年に決定した。この制度を ABS 制度という。ABS 制度に関する交渉は 2005 年に開始された。制度の設立が完了するには最長で 10 年かかると予想されている。
アクセス	遺伝資源へのアクセスについては CBD でもボン・ガイドラインでも定義されていないため、国の法律や慣行によって定義は様々である。アクセスには、以下のような様々な活動が含まれると考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 遺伝資源が存在する場所への立ち入り・ 調査活動・ 遺伝資源の取得・ 遺伝資源の利用 ・ 科学目的又は商業目的での遺伝資源の研究や系統学的な調査
利益	遺伝資源の研究や利用から生じる経済的又は学術的な利益をいう。
生物資源	生物資源には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む(CBD 第 2 条)。
バイオパイラシー	必要とされるアクセス許可に基づかない、又は合意された条件を満たさない、すなわち不法な遺伝資源の利用や盗用をいう。

ボン・ガイドライン	CBD 締約国会議の決定 VI/24 で採択されたガイドラインのこと。ボン・ガイドラインの目的は、CBD で定められた ABS に関する規則を明確にすることである。ボン・ガイドラインは解説的な文書であり、それ自体は法的拘束力を持たない。
権限ある当局	遺伝資源の利用者と交渉を行い、利用者に遺伝資源へのアクセスを許可する (PIC 及び MAT) 権限を有するとして国内法で指定された (政府の) 機関や組織をいう。PIC の付与の手続きにおいては、様々なレベルや種類の機関が関わる場合がある。
遺伝素材	遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう (CBD 第 2 条)。
遺伝資源	遺伝資源は、遺伝素材、すなわち、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材で現実の又は潜在的な価値を有するものをいう (CBD 第 2 条)。価値は商業的 (金銭的) なものとは限らず、科学的あるいは学術的な性質のものの場合もある。価値を有する情報とは遺伝情報に限られる必要はなく、例えばその素材に含まれている生化学的な情報などに含まれる場合もある。「価値」、特に潜在的な価値についてはまだ定義されていないため、事実上すべての生物資源がこの定義に該当すると考えられる。
世界分類学イニシアティブ (GTI)	GTI は、世界の多くの地域で分類学的な情報や専門知識が不足していることに対処し、それによって遺伝資源の保全、持続可能な利用及びその利用から生じる利益の衡平な配分に際しての意思決定を向上させるために、CBD 締約国会議によって設立された。GTI では特に、CBD の作業計画の実施を支援することを目的としている。
相互に合意する条件 (MAT)	「ABS 契約」、「アクセス許可」、「ABS 協定」などとも呼ばれる。アクセスと利益配分に関する条件を定めた各種の許諾をいい、それによって利用者は遺伝資源を商業目的で収集、研究、利用するための遺伝資源へのアクセスや利用許可を得ることができる。
各国の担当窓口	各締約国は、遺伝資源へのアクセスを申請する者に対し、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を取得するのに必要な手続き、及び権限ある国内当局、関係する原住民・地域社会、該当する利害関係者について情報を提供する担当窓口を 1 カ所指定しなければならない (ボン・ガイドライン 13 項、31 ページの情報源を参照)。
素材移転契約 (MTA)	遺伝素材の所有者と当該素材の提供を受ける者との間の標準的な契約又は法的に拘束力のある合意をいう。
CBD 締約国	生物多様性条約を批准又はそれに加入している国をいう。
事前の情報に基づく同意 (PIC)	事前の情報に基づく同意とは、資源提供国の権限ある国内当局が遺伝資源の研究及び利用に対して付与した同意をいう。個別の状況による必要に応じ、また国内法に従い、原住民・地域社会など該当する利害関係者の同意も取得しなければならない。
手続き	ある特定の問題に関して正式な決定を得るのに必要な行政上又は法律上の手順をいう。
提供者/資源提供国	利用者に対して自国の資源へのアクセスを与えるすべての CBD 締約国をいう。
利害関係者	国内法に従い、又は事例ごとに行われる決定に基づいて ABS の手続きに関わるすべての組織、機関、団体、共同体及び個人をいい、政府機関、地域や地方の政府、原住民・地域社会の代表、地方組織などがある。
伝統的知識 (TK)	伝統的知識については CBD やボン・ガイドラインで定義されていない。CBD には、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行」という記述がある (第 8 条(j)項)。伝統的知識という概念は先人の知恵に限られるものではなく、伝統的な方法に基づいて得た革新的な知識も含まれる。
利用者	学術的な場面においては、遺伝資源 (上述) にアクセスを行う、又は遺伝資源を利用するすべての研究者をいう。
価値	遺伝資源の (現実の又は潜在的な) 価値について一般的な定義はなされていないため、事実上、考えられるすべての利用が該当すると考えられる。価値の実現は、国内法や慣行による。

略語

ABS	Access and Benefit Sharing
AMF	Arbuscular mycorrhizal fungi
Art.	Article
BGL	Bonn Guidelines
CBD	Convention on Biological Diversity
CHM	Clearing House Mechanism
CGIAR	Consultative Group on International Agricultural Research
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
FOEN	Federal Office for the Environment
GR	Genetic Resources
IITA	International Institute of Tropical Agriculture
IPEN	International Plant Exchange Network
IT PGRFA	International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture
KFPE	Swiss Commission for Research Partnerships with Developing Countries
MAT	Mutually Agreed Terms
MTA	Material Transfer Agreement
PGRFA	Plant Genetic Resources for Food and Agriculture
PIC	Prior Informed Consent
R&D	Research and Development
TK	Traditional Knowledge

情報源

Federal Office for the Environment

ABS website:

www.umwelt-schweiz.ch/buwal/eng/fachgebiete/fg_biotechnologie/international/abs/index.html

Swiss Academy of Sciences

www.scnat.ch/abs

Convention on Biological Diversity

General website:

www.biodiv.org/

Text of the Convention:

www.biodiv.org/convention/articles.asp

ABS National Focal Points:

www.biodiv.org/doc/lists/nfp-abs.pdf

Access to Genetic Resource, general website:

www.biodiv.org/programmes/socio-eco/benefit/default.asp

Parties to the Convention:

www.biodiv.org/world/parties.asp

Clearing House Mechanism:

www.biodiv.org/chm/default.aspx

Overview over Stage of National Implementation (2004):

www.canmexworkshop.com/documents/papers/I.1.pdf

Bonn Guidelines General website:

www.biodiv.org/programmes/socio-eco/benefit/bonn.asp
Text (Decision VI/24):
www.biodiv.org/decisions/default.aspx?m=cop-06&d=24

Botanic Gardens International Plant Exchange Network (IPEN), general website:
www.bgci.org.uk/abs/ipen.html
Royal Botanic Gardens Kew, The CBD for Botanists:
www.rbgekew.org.uk/data/cbdbotanists.html

Swiss Commission for Research Partnerships with Developing Countries (KFPE)
General Website:
www.kfpe.ch
Guidelines for Research in Partnership with Developing Countries,
11 Principles:
www.kfpe.ch/key_activities/publications/guidelines/guidelines_e.html

International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture
General website:
www.fao.org/ag/cgrfa/itpgr.htm

World Intellectual Property Organization (WIPO)
Searchable database of biodiversity-related Access and Benefit-sharing
Agreements:
www.wipo.int/tk/en/databases/contracts/index.html

Swiss State Secretariat for Economic Affairs, seco
Project to Develop a Management Tool for Implementation of Access
& Benefit-sharing (ABS):
www.iisd.org/standards/abs.asp

問い合わせ先

Swiss Focal Point for ABS
Robert Lamb
Swiss Agency for the Environment, Forests and Landscape (SAEFL)
3003 Bern
Switzerland
Phone: +41 (0)31 32 449 89
E-mail: robert.lamb@buwal.admin.ch

Swiss Academy of Sciences
www.scnat.ch/abs
abs@scnat.ch

Universities and Universities of Applied Sciences
Technology Transfer Units, Legal Service Departments

(7) 生物多様性条約と国連海洋法条約との関係

－ 国家の管轄権を超えた区域の海洋生物遺伝資源開発をめぐって －*

はじめに／問題の所在

近年、バイオテクノロジーの発達に伴い生物遺伝資源の商業開発が注目を集めている。とりわけ、海洋の遺伝資源に関しては、科学技術の進歩は熱水噴出孔等、圧力や温度の観点から極度の、それゆえ特殊な環境条件にある部分を含む深海底における海洋探査活動を可能にした。その結果、そこでの生態系や生物を対象として資源調査がなされ、これら深海底の生物遺伝資源の商業開発の結果としての発明品の一部には、既に特許が許諾されている。例えば、熱水孔における極端な条件下に適合している好高熱性のバクテリアや細菌類の発見は、バイオテクノロジーに新たな分野を開いている。また、高熱下や高酸性度において作用する酵素の能力は、食料化学製法や医薬品の製造、有毒廃棄物の減少等において分子生物学上興味深いものとされている¹。

他方で、このような生物資源探査活動が、特殊な生態系を損なうのではないかという懸念から、この問題は深海底の生態系の保全という海洋環境保護の観点から国際的平面で議論されてきている²。

それゆえ、深海底の生物遺伝資源の国際的規制に関しては、二つの観点からのアプローチがなされている。一つは、海洋環境保護の観点であり、もう一つは深海底に存在する生物遺伝資源の探査・利用の観点である。

この深海底遺伝資源の規制に関しては、前述のような規制対象としての生物遺伝資源自体の特殊性に加えて、かかる資源が存在する場所の特殊性から、固有の法的状況を提示している。すなわち、熱水孔の存在する深海底は国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS）の規定上公海下部にあり、それゆえそこで発見される遺伝資源は原則として国家の管轄権以遠（Beyond National Jurisdiction: BNJ）に存在する遺伝資源とみなされる。

この分野における主な国際的規則としては、海洋に関する包括的な規則を規定する UNCLOS と、生物遺伝資源に関しては生物多様性条約（Convention on Biological Diversity: CBD）の二つがあげられる。そこで、この二つの国際条約に基づいて、深海底の生物遺伝資源の規制の在り方、さらに両条約の相互関係について検討することを本稿の目的とする。

1. 深海底生物遺伝資源の法的地位

深海底遺伝資源の法的地位に関して適用の可能性のある国際規範としては、以下の二つが考えられ

* 執筆者: 最首太郎 (独立行政法人 水産大学校 水産流通経営学科 講師)

¹ この分野で有名なものは好熱性微生物由来の耐熱性酵素を利用した PCR (Polymerase Chain Reaction) 法による DNA 増幅装置の開発の例があげられる。ただし、その材料となった微生物自体は米国のイエローストーン国立公園から採取された。しかし、同様の論理から、深海底の熱鉱床等を生息域とする超好熱性微生物の商業利用の可能性が過剰に期待されている。PCR 法に関しては、1991 年にホフマン・ラ・ロシュ社は米国シータス社から 3 億ドルでこの技術の商業化に関する権利を購入した。ロシュ社の当時の売り上げは 0.5~1 億ドル/年で、その後 15~20%/年の率で伸びていると推定されている。また、PCR 法の原理を考案した K.B. マリスは、1993 年にノーベル化学賞を受賞した。最首太郎、炭田精造、「深海底微生物資源を国際条約により規制すべきか」の論議について、*Bioscience & Industry*, Vol.56, No.2(1998), pp. 67-69.

² 「深海底生物資源を人類の共同の財産として国際的規制下に置き、その利用から生じる利益を衡平に人類に分配するべきである」とする趣旨の問題提起が 1996 年頃から国連等関連会議の場でなされてきた。この点については後述する。

る。一つは、生物多様性の構成要素としての遺伝資源に対して国家の管轄権の及ぶ範囲までに適用される CBD であり、もう一つは、国家の管轄権を超える部分としての深海底に適用される UNCLOS である。

(1) CBD と深海底遺伝資源開発

1992年6月に採択され、翌1993年12月29日に発効した CBD は、生物多様性の保全、利用、利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を条約目的とし (CBD 第1条 目的)、生物多様性の構成要素としての遺伝資源をもその規制対象としている。その適用範囲について、「生物多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域」と規定される (CBD 第4条 適用範囲(a))。ここにいう、「自国の管轄の下にある区域」とは、領海以遠の海洋においては排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone: EEZ) と大陸棚を意味する。したがって、CBD の遺伝資源に及ぼす主権的権利の規定は EEZ と大陸棚に適用されるにとどまり、国家の管轄権を超えた区域としての深海底に存在する遺伝資源の開発利用に関して、CBD は原則として適用することができない³。また、遺伝資源アクセスに関しては、国家の管轄権以遠の区域においては、CBD の遺伝資源アクセスを規定する CBD 第15条は適用されない⁴。したがって、国家の管轄権以遠に存在する遺伝資源アクセスは原則として、旗国主義に基づく規制がなければ自由である。

(2) UNCLOS と深海底遺伝資源開発

1982年4月30日に採択され1994年11月16日に発効した UNCLOS は、加盟国のすべての海洋活動を管理する一般的かつ包括的な枠組みを設定している。UNCLOS は公海における生物資源、並びに国家の管轄権以遠の深海底 (「区域 “Area”」) の鉱物資源、海洋の科学調査に関して規定している。それゆえ、この場合、深海底の生物遺伝資源開発に適用の可能性は、深海底制度を規定する第11部か、公海制度を規定する第7部に加えて海洋科学調査 (Marine Scientific Research: MSR) に関する第13部であろう。

▶ UNCLOS 第11部と深海底遺伝資源

UNCLOS 第11部においては、「深海底」は国の管轄の境界の外の海底及びその下」と明文上定義され、深海底及びその資源は「人類の共同の財産 (Common Heritage of Mankind)」として位置付けられ (UNCLOS 第136条)、いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならないと規定されている (UNCLOS 第137条)。しかしながら、ここにいう「資源」という用語は鉱物資源であって (UNCLOS 第133条)、生物遺伝資源を含まない。したがって、生物遺伝資源は規制対象の範囲外となる。

³ ただし、条文解釈上、自国の管轄又は管理の下で行なわれる作用及び活動がいずれの国の管轄に属さない区域において影響を生じさせる場合には旗国主義に基づく適用は可能であろう (CBD 第4条(b))。この点に関しては、UNCLOS の「海洋科学調査 (MSR)」の規定との関係から解釈上の問題を提起する。

⁴ Analysis of Existing National, Regional and International Legal Instruments Relating to Access and Benefit-Sharing and Experience Gained in their Implementation, including Identification of Gaps, UNEP/CBD/WG-ABS/3/2(10 November 2004), para. 29. (<http://www.cbd.int/doc/?meeting=ABSWG-03>) (the last accessed on, March, the 7th, 2011)

▶ UNCLOS 第 7 部公海制度と深海底遺伝資源

もう一つの UNCLOS 適用の可能性として、UNCLOS 第 7 部の第 2 節「公海における生物資源の保存及び管理」に関する規定を遺伝資源に適用することが考えられる。しかしながら、UNCLOS 第 116 条から第 119 条にかけて定められる条件は漁獲の自由の制限規定であり、UNCLOS における「生物資源」という用語は実質的には漁業資源を指すものとして用いられている⁵。消費を目的とする漁業資源と開発利用を目的とする遺伝資源とでは資源としての性質が異なるために、漁業資源を対象とした規定は遺伝資源の規制にはなじまない。すなわち、漁業資源保護管理の観点から規定されるその他の規定も、採取に際して資源枯渇を引き起こす可能性の少ないバクテリアや細菌類といった微生物は直接的に規制の対象とはなっていない⁶。それゆえ、公海における海洋遺伝資源の開発利用には公海自由の原則が適用されると解釈される (UNCLOS 第 87 条)。

▶ UNCLOS 第 13 部と深海底遺伝資源

UNCLOS 第 13 部は、海洋科学調査に関する制度を設定し、すべての加盟国と権限ある国際機関の海洋科学調査を実施する権限を規定している (UNCLOS 第 238 条、深海底における海洋科学調査については第 256 条)。この場合、遺伝資源アクセスのための「生物資源探査 (bioprospecting) ⁷」が海洋科学調査の制度の中に入るのか、海洋生物資源開発に関する条項の中に入るのかは明確ではない⁸。海洋資源探査が UNCLOS の規定する海洋科学調査と看做されるとする前提にたつならば、「海洋の科学調査の実施のための一般原則に UNCLOS 第 240 条」を根拠に資源探査活動に一定の制限が課される可能性は残る。

このように、UNCLOS 自体に「遺伝資源 (genetic resources)」という用語を用いた明文上の規定はないし、関連規定を類推解釈して適用するにも問題がある。CBD の場合も合わせて考えると、かかる区域における生物遺伝資源の探査、開発を直接規制する規定は存在しない。したがって、深海底の生物遺伝資源に関しては、法的欠缺 (legal lacuna) が存在する^{9 10}

⁵ このように UNCLOS は種の保存措置を規定する一方で、CBD は種の保存のみならず遺伝子レベルの保全までも規定内容とする。

⁶ 「海洋生物資源の保全に関しては、UNCLOS には水域別規制方式がとられているが、バクテリアや細菌類といった微生物は直接的に規制の対象とはされていない。」*Deep Sea Genetic resources in the Context of the Convention on Biological Diversity and the United Nations Convention on the Law of the Sea*, Federal Agency for Nature Conservation. BfN-Skripten 79, (2003), p. 29, (<http://www.bfn.de/fileadmin/MDb/documents/skript79.pdf>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

⁷ 「生物資源の探査活動 (bioprospecting)」の定義については以下のとおり。

・「新しい商品開発のために遺伝資源の分子構成に関する情報を生物圏から収集する方法」

Bioprospecting of Genetic Resources of the Deep Sea-Bed, UNEP/CBD/SBSTTA/2/15, para. 31, (<http://www.cbd.int/doc/meetings/sbstta/sbstta-02/official/sbstta-02-15-en.pdf>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

・「天然に生じている、潜在的に経済的価値を有する化合物、遺伝子、あるいは有機体の部分の探査」

・「深海底からの遺伝的素材の収集のための広い活動、その後の研究、開発製造、最終的な商業化」

David Kenneth Leary, *International Law and the Genetic Resources of the Deep Sea*, Marinus Nijhoff Publishers, 2007, pp.157-158. 深海底における遺伝資源の開発の文脈においてこの定義が問題となるのは、PIC や MAT (相互に合意する条件) — いずれも遺伝資源アクセスに際しての要件 (「名古屋議定書」第 5 条 2) — の相手は誰かという問題ではなく、むしろ UNCLOS 第 13 部の「海洋科学調査」との用語上の相違からであろう。

⁸ BfN-Skripten 79, (2003), *op.cit.*, p.33.

⁹ L. Glowka, The Deepest of Ironies: Genetic Resources, Marine Scientific Research and the International Deep Sea-bed Area, *Ocean Yearbook* 12 (1996), 154.

2. 深海底生物遺伝資源開発に関連する議論の動向

このような法的欠缺状態にかんがみ、CBD 締約国会議（COP）は、1995年にジャカルタで開催された第2回締約国会議（COP2）において、海洋並びに沿岸の生物多様性に関する CBD の実施のための行動計画について合意した¹¹。この行動計画はいわゆる COP2 ジャカルタマンデートと呼ばれ、沿岸海洋域における CBD 実施のための5つの事項をその内容としている。

- ・海洋沿岸域の管理
- ・海洋沿岸域の保護地域
- ・海洋沿岸域の生物資源の持続可能な利用
- ・海洋文化
- ・外来種

以来、この問題は「海洋及び沿岸域の生物資源の持続可能な利用」の議題で関連会議において議論されてきたが、2010年10月に名古屋において採択された「ABSに関する名古屋議定書」では、国家の管轄権以遠の海洋性遺伝資源はこの議定書の適用の範囲外とされた。したがって、当該資源へのアクセスと利益配分には CBD の適用はない。

他方で、国連においては、海洋の生物多様性の保全に関しては、海洋環境の保護の観点から国連総会において議論がなされてきた。とりわけ、2004年11月、国連総会は「国家の管轄権以遠の海洋性生物多様性の保全と持続可能な利用に関する問題を検討するアドホック・オープンエンド非公式作業部会」の設置を決定し¹²、この問題に取り組んできている。

このような法的欠缺状態にかんがみ、深海底の生物遺伝資源開発規制の動きは国連において近年活発になってきている。その一つは、国際深海底機構(International Seabed Authority: ISA)の「法律技術委員会」であり、もう一つが、「海洋と海洋法に関する非公式協議会（UN Open-ended Informal Consultative Process on Ocean and the Law of the Sea: ICP）」である。

➔ 国際深海底機構 (ISA)

ISA の「法律技術委員会」では、とりわけ 2003 年第 9 回委員会以降、鉱物資源の開発に際して海洋環境の保護保全のための規則を策定するために生物多様性について検討することが提案された。そして、さらに、翌 2004 年には深海底の生物資源の保護管理のための制度を樹立するために、他の権限ある組織との協力の必要性が強調された。ただし、機構自体の権限の拡大には UNCLOS 自体の改定を必要とする。

¹⁰ UNCLOS と CBD は海洋及び沿岸の生物多様性の保全と持続可能な利用に関して相互補完的であるが、「区域」の遺伝資源に関する商業利用を意図した活動に関しては法的欠缺がある。MARINE AND COASTAL BIODIVERSITY: REVIEW, FURTHER ELABORATION AND REFINEMENT OF THE PROGRAMME OF WORK (2003) (UNEP/SBSTTA/8/9/Add.3/Rev.1), para.9.(<http://www.cbd.int/doc/meetings/sbstta/sbstta-08/official/sbstta-08-09-add3-rev1-en.pdf>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

¹¹ CBD/COP/DECISION II/10, (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=7083>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

¹² UN/A Res/59/24, Oceans and the Law of the Sea, (<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N04/477/64/PDF/N0447764.pdf?OpenElement>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

▶ 国連総会と「海洋と海洋法に関する非公式協議会（ICP）」

2000年以降、国連総会はこの問題に対してICPを設置することにより積極的に取り組み始めた。すなわち、国連総会はICPの勧告に基づいて海洋環境保護の観点から関連措置を検討する。このような関連措置の検討の例として、「海洋保護区」の設置、海洋科学調査の深海底の動植物相に与える影響の評価方法、予防原則の採択、さらには深海底生物遺伝資源の人類の共同財産化にまで発展してきている。

3. 深海底生物遺伝資源開発のための法的選択肢

前述のような法的欠缺状態において、今後の選択肢としては以下のような選択肢が考えられる¹³。

(1) 現状維持¹⁴

すなわち、深海底の生物遺伝資源を国際的規制の範囲外に置く。この場合、深海底並びに公海において遺伝資源アクセスや生物資源探査活動を規制するための措置をとることの責任は旗国にある。この方式の利点は調査活動、投資が促進される一方で、過剰開発による生態系への影響が懸念され、技術力や資金力をもつ一部の先進国のみを優遇する結果となるとの批判が途上国を中心に表明されてきている¹⁵。

(2) 既存の地域的枠組みとして南極条約機構をモデルにした、海洋環境保護のための措置を策定する¹⁶。

このように海洋保護区の創設による海洋環境保護の方式は、CBDにおいても「保護区 (protected area)」の議題の下で作業部会を設置してこれまで議論が継続されている。この方式は海洋環境保護には資するかもしれないが、必ずしも海洋遺伝資源の持続的利用の促進にはつながらない。

(3) 国連総会によるガイドラインの採択¹⁷

国連総会が深海底での生物探査活動に関する原則もしくはガイドラインを含む決議を採択する。実施レベルでは行動準則を別途採択する必要性もある。その後、法的拘束力ある制度へと移行する可能性も含める。この問題に広く関心を集めるがガイドライン自体には法的拘束力はない。

(4) UNCLOS 規定の改定¹⁸により深海底生物遺伝資源を人類の共同財産化し、UNCLOS 第 11 部の深

¹³ UNEP/CBD/SBSTTA/2/15, 24 July 1996 p.4, para.14.

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/sbstta/sbstta-02/official/sbstta-02-15-en.pdf>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

(a) 海洋性遺伝資源は規制外とし、利用者の自由な利用にゆだねる

(b) 海洋性遺伝資源を深海底制度の中で ISA (国際深海底機構) の権威の下に置く

(c) CBD 制度の中に置く

(d) このような特別かつ新規な資源を取り扱うためのまったく新しい制度を創設する

¹⁴ UNU-IAS Report, Bioprospecting of Genetic Resources in the Deep Seabed: Scientific, Legal and Policy Aspects, United Nations University institute of Advanced Studies (2005) p. 58.

(<http://www.ias.unu.edu/binaries2/DeepSeabed.pdf>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

¹⁵ UNEP/CBD/SBSTTA/2/15, op.cit., p.4, para.15.

¹⁶ UNU-IAS Report (2005), op.cit., p. 59.

¹⁷ UNU-IAS Report (2005), op.cit. pp. 59-60.

海底制度を適用する¹⁹。具体的には次の措置をとることを意味する。

- ・ 深海底とその資源に対する国家による主権的主張の禁止。
- ・ 深海底資源の開発活動は国際制度により規制する。
- ・ 資源開発から得られる利益は国際制度により公平に分配する。

この選択肢は、先進国と発展途上国間において大きな議論を巻き起こすことが予想され、時間消費的である。さらに、鉱物資源開発に関して深海底制度がこれまでほとんど機能してこなかったことにかんがみれば、実際的な選択肢ではないと思われる。

4. CBD と UNCLOS の関係

一般に、CBD と UNCLOS は、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、相互補完的な文書である。UNCLOS は海洋の利用と資源のすべてに関して一般的な枠組みを設定し、CBD 締約国は海洋法の国家の権利義務に従ってこの条約を実施することを求められる²⁰。ただし、この相互補完関係は国家の管轄権の及ぶ範囲内においてである。

➤ 国家の管轄権内の区域 (Area) における CBD と UNCLOS の両立

UNCLOS においても CBD においても、沿岸国はその管轄圏内の天然資源に及ぼす主権を有し、かかる資源の保全と持続可能な利用に関して法律を制定し規制措置をとることができる。UNCLOS 第 56 条によれば、沿岸国は、12 カイリまでの領海はもちろん 200 カイリまでの排他的経済水域並びに大陸棚の淵限までの生物、非生物資源に関して主権的権利を有する (UNCLOS 第 56 条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務)。それゆえ、これらの規定は自国の天然資源に対する主権的権利を規定する CBD 第 15 条と相互補完的であるといえる²¹。国家の管轄権内における遺伝資源のアクセスと利用に関しては昨年 2010 年 10 月に名古屋において ABS に関する「名古屋議定書²²」が採択された。したがって、海洋性遺伝資源の利用に関しては資源に関する沿岸国の管轄権の及ぶ範

¹⁸ 改定されるとすれば以下のとおり。

- ・UNCLOS 第 77 条 定着種と非定着性生物資源との区別をなくす。
- ・UNCLOS 第 133 条 深海底制度が適用される資源の範囲に生物資源をも含める。

¹⁹ UNU-IAS Report (2005), op.cit. pp. 60-61.

²⁰ The International Legal Regime of the High Seas and the Seabed beyond the Limits of National Jurisdiction and Options for Cooperation for the Establishment of Marine Protected Area (MPA) in Marine Areas beyond the Limits of National Jurisdiction, UNEP & CBD Technical Series No.19, Secretariat of the Convention on Biological Diversity, November 2005, p. 10, para.27.

(<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-19.pdf>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

²¹ STUDY ON THE RELATIONSHIP BETWEEN AN INTERNATIONAL REGIME ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING AND OTHER INTERNATIONAL INSTRUMENTS AND FORUMS THAT GOVERN THE USE OF GENETIC RESOURCES, p.14, UNEP/CBD/WG-ABS/7/INF/3/ (2009)

(<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-09-3rd/information/abswg-09-3rd-abswg-07-inf-03-part1-en.pdf>)

(the last accessed on, March, the 7th. 2011)

²² ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION, Annex I NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY(UNEP/CBD/COP/10/Decision X/1 Annex D),

(<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=12267>) (the last accessed on, March, the 7th. 2011)

囲として排他的経済水域までの遺伝資源開発は沿岸国の管轄権下に置かれる。

しかしながら、国家の管轄権以遠の海洋遺伝資源の規制に関しては法的欠缺状態にあることは既にみたとおりである。そこで、いかなる選択肢を採るかによってこの二つの条約は相互補完的な関係から相互に抵触する関係になる可能性もある。

▶ 国家の管轄権以遠の区域における UNCLOS と CBD との抵触の可能性

この二つの条約は相互補完的な関係にあるとみなされているが、深海の孔 (vent) の資源のアクセスと保全については不完全な制度である。しかし、両条約は国家の管轄権以遠の生物資源の保全とこれら資源についての自由な科学調査のための協力を要請している。相互補完的ではあっても、海底の孔の文脈において相互に抵触可能性が存在する²³。これは、深海底という国家の管轄権を超えた区域を規制するアプローチの相違であろう。すなわち、CBD は主にかかる区域に生息する生物資源の持続的利用の観点からアプローチしているのに対して、UNCLOS は資源探査活動によるかかる特殊な区域の生態系が悪影響を受けないように保護・保全することを主たる観点としているからであろう。また、生物資源の保護・保全という観点からも、UNCLOS による高度回遊性魚種のマグロ類の漁獲の規制は種の多様性の保護には資するであろうが、規定上、遺伝子の多様性は規制の枠の外であるといわざるを得ない。さらに、かかる区域の生物遺伝資源の所有もしくは帰属に関しても、次のような問題が生じる可能性がある。すなわち、CBD は遺伝資源アクセスに際して「事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC) を要請しているが、UNCLOS での海洋科学調査は公海自由の原則が適用されることを前提とした場合—公海における遺伝資源アクセスは UNCLOS の規定する公海自由の原則が適用するのか—誰に対して PIC を求めることになるのであろうか。

公海並びに深海底における生物資源に関する適用に関して仮に両条約の抵触が認められた場合、1994年11月16日に発効した UNCLOS は1993年12月29日に発効した CBD よりも後法となる。後法優位の原則 (条約法条約第 30 条) に従えば、UNCLOS の方が CBD よりも効力が優先適用されることとなる²⁴。また、CBD 第 22 条は「海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようにこの条約を実施する」と規定し UNCLOS の優先を明文上認めている。ただし、実際上は、このような形式論から両条約の優劣関係が決定されることはないであろう。なぜならば、深海底の遺伝資源の規制の問題は1982年4月の UNCLOS 採択時には想定されていなかった問題であり、これを現条約規定で対応しようとすることに無理があるからである。そこで、CBD と UNCLOS との間で、深海底遺伝資源に人類の共同財産原則が適用されるのか否か、適用されるとしてどのように適用されるのか、とりわけ、かかる資源の利用に取り組む最良の方法とは何かについて検討がなされてきている²⁵。

²³ BfN-Skripten 79, (2003) *op.cit.*, pp. 33-34.

²⁴ ただし、採択の時期に関しては、UNCLOS が1982年で CBD は1992年であり逆である。遺伝資源という新たな領域を規制対象としているのは CBD の方である。

²⁵ UNEP/CBD/SBSTTA/2/15(1996), *op.cit.*

おわりに

このような法的現状にかんがみる限り、深海底遺伝資源の開発利用を直接的に規制する国際法上のルールは見当たらない。しかしながら、今後この問題を国際法上の規制対象としようとする動きは既に始まっている。規制のための具体的選択肢としては、深海底遺伝資源開発規制のための新条約の締結、あるいは現行 UNCLOS の関連部分の改定があげられるであろう。とりわけ後者に関しては、国連を舞台としてそこにおける大多数を占める発展途上国を中心とした国際的世論を喚起するという方向が予想される。その場合、深海底遺伝資源の開発利用への人類の共同財産原則の適用は、かかる資源並びにその利用を国際的管理制度下に置くことを意味する。

現状においては、深海底の遺伝資源は無主物であり、地球規模の公共財としての海洋環境に悪影響を与えない限り生物探査活動は自由である。このような状況において、海洋遺伝資源の帰属と利益配分の問題に関して海洋遺伝資源を人類の共同財産化することは有効な解決策であろうか。そもそも、人類の共同財産自体に UNCLOS 上明確な定義はない。「人類の共同財産」原則には明確な定義もないし法的な意味もない。これは今では過去の時代の国際関係の産物である一。（このような原則に基づいて、）熱水孔の遺伝資源の商業化に関連する利益の配分はあるべきではないということはいまでもないことである²⁶。

深海底遺伝資源開発に関しては、国際的管理制度と実際的開発実施者の利益の調和をどのように図っていくかという大きな課題が克服されない限り、このような人類の共同の財産原則の導入という選択は深海底遺伝資源開発にとって抑制要因にこそなれ、かかる開発を促進することには結びつかないであろう。それゆえ、海洋遺伝資源の人類の共同財産化を目的とした UNCLOS の改定は、かかる資源の帰属・所有と利益配分の問題を惹起し CBD 第 15 条 2 項遺伝資源の利用の促進に抵触する可能性が高い²⁷。

また、この「人類の共同財産化」案に加えて、前述の「保護区」の設定と海洋科学調査の対象に生物資源探査活動をも含めて規制しようとするアプローチは、海洋の遺伝資源開発・利用にとって抑制要因となるという意味においては同じであろう。CBD においては、多くの発展途上国を含む資源提供国はその管轄権下にある遺伝資源の利用を通じて利益配分を受ける。しかし、先進国利用者の資源開発が海洋に向かうことは、資源提供国である途上国にとっては自国の遺伝資源の利用の割合が減少することにつながりかねない。法的オプションの問題は、このような現状における海洋遺伝資源開発に向けての牽制の意味もあるのかもしれない。

²⁶ David Kenneth Leary, *op.cit.*, p.101.

²⁷ また、さらに、既存の知的財産権制度上、開発可能な微生物の発見者に特許取得の機会を与えている TRIPS 協定との抵触の可能性から問題が生じる可能性もある。

(8) 伝統的知識の保護をめぐる国際動向—名古屋議定書の採択とWIPOにおける議論—*

はじめに

生物多様性条約（CBD）の第 8 条（j）は、締約国に対し、可能な限り、かつ、適当な場合には、「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する¹原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を求めている²。しかし、CBD には遺伝資源へのアクセス及び利益配分については、事前の情報に基づく同意（PIC）や相互に合意する条件（MAT）といった具体的な規定があるものの、伝統的知識に関しては、上記第 8 条（j）が伝統的知識の保護を緩やかに規定しているのみであり、その具体的な保護の在り方については、CBD の締約国会議、そして 1998 年の CBD 第 4 回締約国会議（COP4）で設置された「第 8 条（j）及び関連条項の実施に関するアドホック・オープンエンド・会期間作業部会³」等において、これまで様々な視点から議論が行われてきた。

* 執筆者: 田上麻衣子 (東海大学 法学部 法律学科 准教授)

¹ 原文では、「*embodying traditional lifestyles*」(強調筆者)であり、この規定は伝統的な生活様式を有するコミュニティの子孫ではあるが、現在は伝統的様式を維持していない人々への適用を除外したと解することができる。Lyle Glowka *et al.*, *A Guide to the Convention on Biological Diversity* (Cambridge: IUCN, 1994), p. 11.

² CBD における伝統的知識に関する規定としては、第 8 条(j)の他にも以下の規定がある(下線筆者)。

【前文】

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ 伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、…

【第 10 条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用】

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

【第 17 条 情報の交換】

- 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。
- 1 に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条 1 の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

【第 18 条 技術上及び科学上の協力】

4 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術(原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。)の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

³ これまでの本作業部会の成果の一つとして、2004 年に採択された「原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のための Akwé: Kon 任意ガイドライン」(Akwé: Kon ガイドライン)がある。2003 年 12 月にモントリオールで開催された第 3 回第 8 条(j)作業部会において取りまとめられ、2004 年 2 月 9 日～20 日に開催された CBD の第 7 回締約国会議(COP7)で採択された。Akwé: Kon ガイドラインは、各国政府や企業等が、原住民の社会及び地域社会によって伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域に影響を与える可能性のある開発について、アセスメントを実施する際の包括的なルールを提示するものである。Akwé:Kon *Voluntary guidelines for the conduct of cultural, environmental and social impact assessments regarding developments proposed to*

2010年10月18～29日に名古屋で開催されたCBDの第10回締約国会議（COP10）では、計47の決議が採択されたが、その中には伝統的知識の保護に関し、二つの重要な進展があった。一つが「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下、「名古屋議定書」という。）の採択であり、もう一つが、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民の社会及び地域社会の文化的及び知的遺産への尊重を確保するための Tkarihwaié:ri⁴倫理行動規範⁵」（法的拘束力無し）の採択である。特に名古屋議定書は法的拘束力があり、またCBDと比べて伝統的知識の保護に関し一歩進んだ内容を定めており、今後の伝統的知識の保護をめぐる議論に少なからぬ影響を与えることになる。

一方、CBD関連の議論とは別に、世界知的所有権機関（WIPO）では、正に今、伝統的知識の保護に関する国際文書の作成が進められており、その結果によっては、CBDにおける伝統的知識の保護の問題にも大きな影響を与えることが予想される。そこで、本稿では伝統的知識の保護に関して、まず名古屋議定書のポイントをまとめた上で、WIPOにおける議論の状況を概説する。

1. 名古屋議定書における伝統的知識の保護

(1) 適用範囲

上記のとおり、CBD第8条(j)が伝統的知識の保護について規定しているものの、PIC、MAT及び利益配分等の具体的な規定については遺伝資源のみを対象としていた。しかし、名古屋議定書は、「CBD第15条の適用範囲に入る遺伝資源及び当該遺伝資源の利用から生ずる利益、CBDの適用範囲に入る遺伝資源に関連する伝統的知識及び当該伝統的知識の利用から生ずる利益に適用される」（下線筆者）と定めており（名古屋議定書第3条）、後述するとおり、PIC、MAT及び利益配分についても遺伝資源に準じた内容を規定している。

(2) 伝統的知識に関するアクセスと利益配分（ABS）

名古屋議定書は、伝統的知識へのアクセスに関し、当該伝統的知識を保有する原住民の社会及び地域社会のPIC又は承認及び参加を得て行われること、並びにMATが成立していること

take place on, or which are likely to impact on, sacred sites and on lands and waters traditionally occupied or used by indigenous and local communities (<http://www.cbd.int/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf>) (last visited December 20, 2010).

このガイドラインの解説及び翻訳については以下を参照のこと。拙稿「CBD・Akwé: Kon ガイドラインについて」知的財産法政策学研究10号(2006年)215-220頁；青柳由香・拙訳「原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に係る文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のための Akwé: Kon 任意ガイドライン」知的財産法政策学研究10号(2006年)221-245頁。

⁴ 「Tkarihwaié:ri」は「Tga-ree-wa-yie-ree」と発音し、カナダの原住民であるモホーク族の言葉で「the proper way」を意味する。

⁵ COP 10 Decision X/42. The Tkarihwaié:ri Code of Ethical Conduct to Ensure Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities, UNEP/CBD/COP/DEC/X/42 (October 29, 2010).

を確保するために、各締約国は、国内法に従って、適宜、措置をとらなければならないと規定している（名古屋議定書第 7 条）。また、利益配分に関しては、各締約国は、伝統的知識の利用から生ずる利益を、当該伝統的知識を保有する原住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分するために、適宜、立法上、行政上、又は政策上の措置をとること、また、当該配分は MAT に従うことを規定している（名古屋議定書第 5 条第 5 項）。したがって、伝統的知識についても、遺伝資源と同じように、提供国の国内法令において PIC の取得や MAT の設定等が義務づけられている場合にはこれに従うことになる。

なお、名古屋議定書の伝統的知識に係る ABS は、利用者が原住民の社会及び地域社会から直接伝統的知識を取得する場合を想定しているが、起草過程では原住民の社会及び地域社会以外から入手した伝統的知識についても規定するか否かが議論された（名古屋議定書案第 9 条第 5 項）。しかし、対象となる利用及び利益配分の範囲がかなり拡大することから対立が続き、最終的に議定書テキストから削除された。

(3) 利用国における伝統的知識に係る提供国の法令遵守確保措置

遺伝資源や伝統的知識の利用者による提供国の法令遵守をいかに確保するかが名古屋議定書に係る国際交渉における最大の論点であったが、最終的に合意された名古屋議定書は、一定の条件の下で利用国に対し、提供国の法令遵守確保措置を講じる義務を課した。具体的には、各締約国は、自国管轄内で利用される遺伝資源が資源提供国の ABS 法令が定める PIC・MAT 要件を満たしていることを確保するため、適切で効果的かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置（資源提供国の法令遵守確保措置）をとらなければならない（名古屋議定書第 15 条第 1 項）。また、利用国が講じた当該法令遵守確保措置の違反に対しても、適切で効果的かつ均衡のとれた措置をとらなければならない（同条第 2 項）⁶。

この点に関しては、伝統的知識についてもほぼ同様⁷の内容が規定されており⁸、提供国の伝統的知識に係る ABS 法令に反する利用についても、利用国に対し、適切で効果的かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとることが求められている（名古屋議定書第 16 条）。

ただし、利用国側に求められる措置は、「適切で効果的かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置（appropriate, effective and proportionate legislative, administrative or policy measures）」とのみ規定されており、いかなる措置をとるかについては、利用国側にかんがりの裁量の余地が残されている。

⁶ この他、締約国は、ABS に関する国内法令に係る違反の申立てがあった場合には、可能な限り、適宜、協力しなければならないと規定されている（名古屋議定書第 15 条第 3 項、第 16 条第 3 項）。

⁷ 伝統的知識に関しては、「適宜(as appropriate)」適切で効果的かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとると規定されており、遺伝資源に関する規定よりも若干弱められている。

⁸ 遺伝資源については、資源提供国に対して ABS 法令制定に係る透明性等確保義務が規定されているのに対し、伝統的知識についてはこうした義務が規定されていない。また、遺伝資源については利用の監視措置が規定されているが、伝統的知識の利用に係る監視措置については、起草過程で最後までブラケットがとれず、最終的にテキストから削除された。

(4) 原住民の社会及び地域社会への配慮と制限

名古屋議定書は、締約国に対し、議定書に基づく義務の実施に当たり、伝統的知識について、国内法に従い、適宜、原住民の社会及び地域社会の慣習法、共同体規約等を考慮するよう規定している（名古屋議定書第 12 条第 1 項）。この他にも、締約国に対し、原住民の社会及び地域社会の承認及び参加を得ること（名古屋議定書第 6 条第 2 項、第 7 条、第 11 条第 1 項・第 2 項、第 16 条第 1 項等）、原住民の社会及び地域社会が伝統的知識に係る ABS に関する共同体規約、MAT の最低要件、モデル契約条項等を策定する際に支援するよう努めること（名古屋議定書第 12 条第 3 項）、原住民の社会及び地域社会内部の慣習的利用や交換を制限しないこと（同条第 4 項）、意識啓発のための措置をとること（第 21 条）などを求めている。

このように原住民の社会及び地域社会に対する配慮規定が盛り込まれる一方で、一定の制限も規定されている。起草過程では、遺伝資源や伝統的知識に係る原住民の社会及び地域社会の権利の帰属や内容をめぐり、原住民と一部の国（自国内に原住民を抱える先進国及び開発途上国）が対立して議論が難航した。各国から慎重な規定振りを求める意見が相次いだことから、「遺伝資源に対する原住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法に従い（名古屋議定書第 5 条第 2 項）」「国内法に従い（名古屋議定書第 6 条第 2 項・第 3 項 (f)、第 7 条、第 12 条第 1 項）」「原住民の社会及び地域社会が遺伝資源へのアクセスに係る PIC 等を付与するための確立された権利を有する場合には（名古屋議定書第 6 条第 2 項）」など、各所に「国内法」の制限が課せられ、その扱いは各国に委ねられることになった。

以上のように、名古屋議定書では伝統的知識の保護に係る規定振りが CBD と比較して、大きく前進したが、保護の方策については基本的に各国に委ねられているといえる。こうした中、今後、各国が伝統的知識の保護に係る制度を構築するに際し、大きな影響を与えると思われるのが、現在 WIPO で進められている議論である。そこで以下では、伝統的知識の保護に係る WIPO の取組について概説する。

2. WIPO における伝統的知識の保護をめぐる議論

(1) 伝統的知識の定義

「伝統的知識」の保護に関し、WIPO では「(狭義の) 伝統的知識」と「伝統的文化表現 (TCEs) / フォークロアの表現」という二つの視点から議論が行われているため、まず「伝統的知識」の概念について整理をする。

伝統的知識の定義については、WIPO を始めとする種々の国際機関においてこれまで様々な観点から検討されてきているが⁹、それぞれの条約や研究対象と関連して相対的に又は特化した

⁹ See, e.g., WIPO Secretariat, *Intellectual Property Needs and Expectations of Traditional Knowledge Holders: WIPO Report on Fact-finding Missions (1998-1999)*, WIPO Publication 768E/F/S (2001), pp. 21-27 [hereinafter WIPO, *Revised FFM Report*]; *Traditional Knowledge - Operational Terms and Definitions*, WIPO/GRTKF/IC/3/9 (May 20, 2002); *Traditional Knowledge, Report of Ad Hoc Panel Meeting on Traditional*

形で定義されており、統一的又は国際的に承認された定義はない。

そもそも伝統的知識の保護に関する議論が国際的に開始されたのは、開発途上国のフォークロアが先進国で広く販売され始めた1960年代に遡る（詳しくは後述）。1960年代末から1970年代にかけて、チュニジアを始めとする多くの開発途上国が次々と著作権法などにより国内法でフォークロアの保護を始めた。1970年代後半からは国際連合教育科学文化機関（UNESCO）及びWIPOが「フォークロアの表現」という語を用いて、その内容及び保護について議論を行った¹⁰。ここでいう「フォークロアの表現」とは、ある国のコミュニティ又は個人によって発展・維持されてきた伝統的・美術的遺産の特有の要素から構成され、当該コミュニティが考える伝統的・美術的在り方（期待：expectations）に沿った作品（productions）のことである。「フォークロアの表現」には、①言語的表現（民間伝承、詩、説話等）、②音楽的表現（民謡、器楽曲等）、③動作的表現（舞踏、演劇、儀式の美術的部分等）、④有形表現（絵画、彫刻、陶器、テラコッタ、木材工芸、モザイク、宝石、籐製品、楽器、建築物等）が含まれる¹¹。

しかし、その後、伝統医薬、伝統的農業知識及び生物多様性関連知識などの伝統的知識の技術的な側面の価値が認識されてきたことにより、「フォークロアの表現」という用語の射程が狭いことが指摘され、両者を含めて「伝統的知識」という用語が好んで使われるようになった。

WIPOにおける議論では、フォークロアの表現と同義語として、以前から存在した文化遺産及び伝統文化と現代において創作された文学や芸術作品との区別を図るために、新たに「伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions: TCEs)」という用語も使用されるようになり、その保護に関する検討が行われている（現在のところ、WIPOでは、「フォークロアの表現」と「伝統的文化表現 (TCEs)」はほぼ同意語として使用されている。).

上述のような経緯により、「伝統的知識」という用語は、「狭義」で使用される場合と「広義」で使用される場合がある。以下、基本的な考え方を示すと、「狭義の伝統的知識」とは、自然との密接な関わりの中で集団によって世代を超えて培われた農業的知識、科学的知識、技術的知識、生態学的知識、医学的知識（療法や薬（草）学を含む）及び生物多様性関連知識等の総体を指し、技術的側面が強い。

一方、「広義の伝統的知識」とは、狭義の伝統的知識に加え、伝統的文化表現 (TCEs) / フォークロアの表現、言語的要素（名称、地理的表示、標識等）、シンボル、動産文化財（美術工芸品・民俗資料・歴史資料）等を加えたもの、すなわち、「伝統に根ざした文学的、芸術的又は科学的作品、実演、発明、科学的発見、意匠、標章・名称及び記号、非開示情報及び産業、科学、文芸及び芸術の分野における知的活動から生ずる伝統に根ざしたその他のすべての改良及び創作物」を指す¹²。

Knowledge, ICCD/COP(3)/CST/3 (September 8, 1999), paras. 6-12.

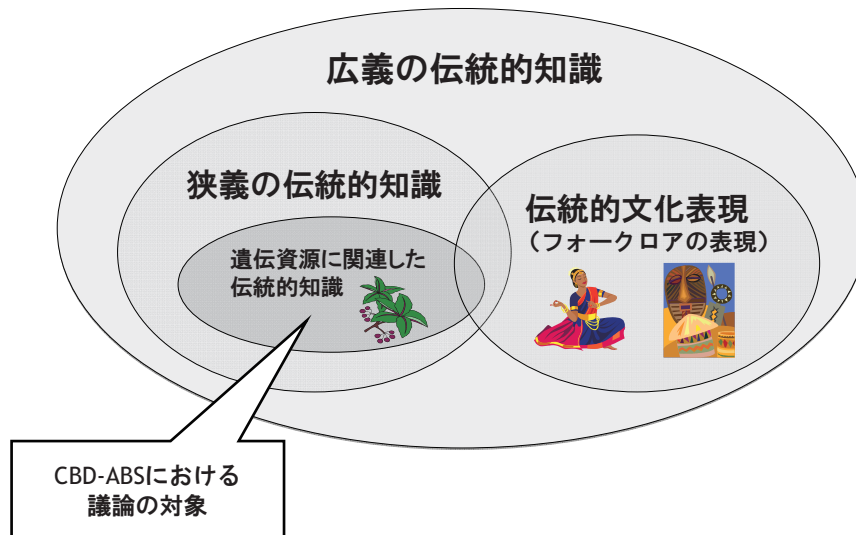
¹⁰ UNESCO-WIPO Model Provisions for National Laws on the Protection of Expressions of Folklore Against Illicit Exploitation and other Forms of Prejudicial Action (1982) (<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6714>) (last visited December 20, 2010).

¹¹ See Article 2, UNESCO- WIPO Model Provisions.

¹² WIPO, *Revised FFM Report*, *supra* note 9, p. 25.

「広義の伝統的知識」、「狭義の伝統的知識」及び「伝統的文化表現（TCEs）／フォークロアの表現」の関係を簡単に示すと図1のようになる

図1：伝統的知識に関する概念図



WIPO では、現在、「伝統的知識」の保護と「伝統的文化表現（TCEs）／フォークロアの表現」について、それぞれ個別に検討が進められているが、ここでいう「伝統的知識」は図1の「狭義の伝統的知識」のことである（なお、CBD における議論では、遺伝資源に関連する伝統的知識が対象であるが、WIPO における議論では、遺伝資源に関連する伝統的知識以外も対象となる。）。

(2) 1960年代～1980年代の伝統的知識の保護に係る国際的な取組

知的財産の分野で、伝統的知識の保護、特にフォークロアの保護について規定した条約としては、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約¹³」（以下、「ベルヌ条約」という。）がある¹⁴。ベルヌ条約の改定のために1967年にストックホルムで行われた外交会議では、インドの提案を受けて著作権法に基づくフォークロアの保護の可能性が検討され、同条約第15条第4項において、著作者推定原則の適用が認められ、以下のような規定がおかれた。

¹³ Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works, Sept. 9, 1886, as last revised July 24, 1971, *U.N.T.S.*, Vol. 828, p. 221.

¹⁴ この他、実演家の保護に関する「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」の第2条(a)は、「実演家とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承(フォークロア)の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し又はその他の方法によって実演する者をいう。」(括弧内筆者挿入)と規定しており、フォークロアを上演する実演家の保護を規定している。

- (a) 著作者が明らかでないが、著作者がいずれか一の同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作者を代表し並びに著作者の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。
- (b) (a)の規定に基づいて指定を行う同盟国は、指定された機関についてすべての情報を記載した宣言書によりその旨を事務局長に通告するものとし、事務局長は、その宣言を他のすべての同盟国に直ちに通報する。

この規定の主な目的は、フォークロアを著作物として保護することであったが、フォークロアという用語は非常に定義が難しいため、条約では用いられなかった¹⁵。

一方、1960年代には、開発途上国のフォークロアが先進国で広く販売され始めたのを受け、フォークロアを著作権で保護しようという動きが開始した。この時期、チュニジアの1966年文学的、芸術的財産法（*Tunisian Literary and Artistic Property Act of 1966*）など、多くの開発途上国、特にアフリカ諸国において、フォークロアを著作物として保護する著作権法が次々と整備された。

1970年には Simon and Garfunkel の「コンドルは飛んで行く（*El Condor Pasa*）」が世界的に大ヒットしたが、1973年にボリビア政府がこの曲はそもそもアンデス地域の民謡であるにもかかわらず、無断で使用し利益をあげていると主張し、UNESCO の事務局長に対して、今後このような事態が生じないよう国際的レベルで何らかの措置を講じるよう求める書簡を送付した。これを契機として、フォークロアの保護に係る国際的な条約を起草しようとする動きが国連主導で開始された。

WIPO がフォークロアの問題に関わり始めたのは、1970年代である。1976年2月23日～3月2日には、WIPO 及び UNESCO の支援の下、チュニジア政府主催でチュニスにおいて政府専門家委員会が開催され、開発途上国のための著作権に関するチュニス・モデル法が採択された¹⁶。当該チュニス・モデル法はフォークロアの作品に対し、特別の保護を与えることを規定している。同モデル法の下で保護を受けるためには、著作物は物質的な形態（有体物）に固定される必要はなく、保護期間の限定もない。

1982年には、同じく WIPO 及び UNESCO が共同で「不法利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現¹⁷を保護する各国国内法のためのモデル規定¹⁸」を策定している。同モデル規定は、国の文化遺産の重要な一部を構成するフォークロアが、種々の形態の不法な利用等に

¹⁵ See Sam Ricketson, *The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works: 1886-1986* (Centre for Commercial Law Studies, Queen Mary College, 1987), pp. 313-315; WIPO 著・黒川徳太郎訳『文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（パリ規定 1971年）逐条解説』（著作権資料協会、1979年）106頁。同条に規定された指定を行ったのはインドのみである。

¹⁶ *Tunis Model Law on Copyright for Developing Countries*, UNESCO Publication No. 92-3-101 (1976), p. 463.

¹⁷ このモデル規定では、著作権法にいう「著作物 (works)」と区別するために、あえて「表現 (expressions)」や「作品 (productions)」という用語が使われた。これはこのモデル規定が特別の制度 (*sui generis system*) であり、従来の著作権法では十分に保護できないということを明示するためであると言われている。

¹⁸ UNESCO-WIPO Model Provisions, *supra* note 10.

より文化的及び経済的被害を受けているとの懸念を受けて策定された。この起草過程で WIPO 及び UNESCO はフォークロアの表現の保護のための著作権アプローチの限界を認識したため、本モデル規定では、著作権法の枠組み外でのフォークロアの表現の保護、いわゆる特別の制度 (*sui generis system*) アプローチを採用している。いくつかの諸国は、このモデル規定を基に、国内法の整備を行った。

当該モデル規定は、知的財産権による伝統的知識の保護に係る議論の先駆けといえるが、本規定には法的拘束力がなかったため、その後 WIPO と UNESCO は 1984 年 12 月に再度「知的財産権によるフォークロアの表現の国際的保護に関する専門家会合」を開催し、本モデル規定の条約化を試みた。しかし、各国から、①時期尚早である、②国内でのフォークロア保護の経験が不足している、③保護の範囲が十分でないなどの意見が出されたために条約化は見送られている¹⁹。

(3) 1990 年代以降の伝統的知識の保護に係る WIPO の取組

上記のように、WIPO の伝統的知識の保護に関する取組としては、古くは 1970～1980 年代の UNESCO とのフォークロアの保護に関する共同プロジェクトなどがある。しかし、遺伝資源や狭義の伝統的知識も含む伝統的知識の問題一般についても取り扱うようになったのは、1997 年に知的財産制度が現在の世界で直面する問題に対応するための専門部局 (Global Intellectual Property Issues Division : GIPID) を設置して以降のことである。WIPO は、1998 年から 1999 年にかけて、世界の 9 つの地域、計 28 か国で、遺伝資源へのアクセス及び利益配分並びに伝統的知識の保護に関する実態調査を行っている²⁰。

1999 年 9 月の WIPO 第 3 回特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP) では、各国毎に相違している特許制度の調和、とりわけ国内出願手続の統一化及び簡素化により、出願人の負担を軽減することを目的とする特許法条約 (Patent Law Treaty : PLT)²¹の検討が行われたが、ここでコロンビアが特許明細書における遺伝資源の出所開示と合法アクセス証明を法的に義務付けることを求める具体的な提案を行い、以後 WIPO における議論が開始された²²。

このコロンビア提案は、遺伝資源の保護の重要性にかんがみて、遺伝資源の出所に関する情報の開示を義務付ける規定を PLT に盛り込むことを求めるものであり、具体的には「特許保護

¹⁹ Paul Kuruk, "Protecting Folklore under Modern Intellectual Property Regimes: A Reappraisal of the Tensions between Individual and Communal Rights in Africa and the United States," *The American University Law Review*, Vol. 48 (1999), pp. 817-819, footnote 382.

²⁰ WIPO, *Revised FFM Report*, *supra* note 9, p. 25.

²¹ Patent Law Treaty (2000), reprinted in *J.L.M.*, Vol. 39, p. 1047.

²² これに先立つ 1997 年には、インドが WTO の貿易環境委員会 (CTE) において出所開示等を議題として初めて提案し、議論を呼んでいる。See *The Relationship Between the TRIPS Agreement and the Convention on Biodiversity; Communication from Indian delegation*, WT/CTE/W/65 (September 29, 1997), paras. 7, 12-14 and 16; *Committee on Trade and Environment, Report of Meeting Held on 22-24 September 1997*, WTE/CTE/M/15 (November 20, 1997).

を求める物又はサービスが、本条約の締約国の一つを原産国とする遺伝資源から製造又は開発されたものである場合には、特許出願書類に当該遺伝資源へのアクセスを認める契約書の番号を明記し、当該契約の写しを添付しなければならない。」²³という内容であった。

この提案に対し、先進国は、遺伝資源に関する情報を特許出願書類に記載することは実体的な特許要件に関連することであり、手続的事項・方式的事項の国際調和を取り扱う PLT に規定するのは適切でないこと、また議論が十分に行われていないため PLT に盛り込むのは時期尚早であること等を理由に強く反発したことから、議論が紛糾した²⁴。

同年 11 月に開催された WIPO バイオテクノロジー・ワーキング・グループ (WIPO Working Group on Biotechnology) でも、上記コロンビア提案が議題の一つにあがったものの、実質的な交渉には入らず情報提供にとどまったため、具体的な結論には至らなかった。ここでも、コロンビアやブラジル等の開発途上国は、特許出願書類への遺伝資源の出所開示の義務化については、国内法で規定するのみでは実効性の観点からは不十分であり、国際法レベルでの規定が必要と主張した²⁵。

続く 2000 年 4 月に行われた知的財産と遺伝資源会合 (Meeting on Intellectual Property and Genetic Resources) では、コロンビアが上記の提案の修正案を提出し、再度 PLT への盛り込みを図った²⁶。その後、PLT 採択を目指した 2000 年 5 月～6 月の PLT 外交会議でも同様の議論が繰り返されたため、協議を重ねた結果、PLT の締結を優先するために当該問題を PLT 外で検討すること、具体的には WIPO に新たに政府間委員会を創設することで合意し、2000 年 9 月 25 日～10 月 3 日に開催された第 26 回 WIPO 一般総会において、「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore : IGC)」を設置することが決定された²⁷。

IGC は 2001 年 5 月に第一回目の会合を開催して以来、2010 年 12 月までに合計 17 回の会

²³ *Protection of Biological and Genetic Resources, Proposal by the Delegation of Colombia*, WIPO/SCP/3/10 (September 8, 1999).

²⁴ コロンビア提案を支持した国は、ボリビア、パラグアイ、中国、ナミビア、カメルーン、メキシコ、南アフリカ、チリ、キューバ、インド、ケニア、コスタリカ、及びバルバドスである。これに対し、ドイツ、米国、日本、フランス、韓国、ルーマニア及びフィンランド (EC 及びその加盟国の代表として発言) は、同提案が実体法に関するものであり、手続きの統一化及び簡素化を目的とする PLT 草案に規定するのは適切ではないなどとして反対の意を表明した。SCP, *Report of Third Session, Geneva, September 6 to 14, 1999*, SCP/3/11 (September 14, 1999), paras. 202-209.

²⁵ See *Information Provided by WIPO Member States Concerning Provisions to Ensure the Recording of Some Contributions to Inventions*, WIPO/IP/GR/00/3 Rev.1 (April 14, 2000).

²⁶ See WIPO/IP/GR/00/4 (April 14, 2000). 本修正案は以下のような内容である。「発明が、遺伝資源及び/又は生物資源から得られた場合であって、その必要があるときには、締約国は、これらの資源へのアクセスの合法性を証明する書面であって、関係する国内機関が発行したものの写しを国内特許庁に提出することを求めることができる。」

本新提案は、すべての締約国に正当な遺伝資源アクセス証明を求めることを義務付ける (国際法上の義務とする) 原案とは異なり、希望する締約国がアクセス証明を要求することを容認する (こうした国内法の規定を PLT 上容認する) という規定になっている。コロンビア等は、アンデス共同体決定等の下で既に国内法で同種の規定を置いているため、この規定が PLT 参加の際の障害とならないように PLT 上容認されるものであることを明確にすることを意図したものであった。

²⁷ See WIPO, *Matters Concerning Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore*, WO/GA/26/6 (August 25, 2000); *Report of the WIPO General Assembly, Twenty-Sixth (12th Extraordinary) Session, Geneva, September 25 to October 3, 2000*, WO/GA/26/10 (October 3, 2000), para. 71.

合が行われており、伝統的知識の保護の問題を集中的に議論している。

(4) WIPO-IGC における最近の議論²⁸

IGC では伝統的知識に関し、これまで多様な観点から検討が行われてきているが、最近の主要な取組としては、「伝統的知識の保護に関する規定案 (Provisions for the Protection of Traditional Knowledge)」及び「伝統的文化的表現／フォークロアの表現の保護に関する規定案 (Revised Provisions for the Protection of Traditional Cultural Expressions/Expressions of Folklore)」の起草が挙げられる。

これら規定案は、いずれも① (政策) 目的、②一般指導原則、③実体規定の三つの部分から構成されている。③実体規定の部分は、法的拘束力をもつ可能性がある条文の形式をなしており、不正利用からの保護、法的保護の形式、保護対象、保護要件、利益配分、PIC の取得、例外及び制限、保護期間等の実体原則を規定しており、保護の実体的な内容にかなり踏み込んでいる。

表：両規定案の規定項目²⁹

伝統的知識		伝統的文化的表現 (TCEs) / フォークロアの表現	
I . 政策目的 (POLICY OBJECTIVES)		I . 目的 (OBJECTIVES)	
II . 一般指導原則 (GENERAL GUIDING PRINCIPLES)		II . 一般指導原則 (GENERAL GUIDING PRINCIPLES)	
実体規定 (SUBSTANTIVE PRINCIPLES)		実体規定 (SUBSTANTIVE PRINCIPLES)	
第 1 条	保護対象 (Subject Matter of Protection)	第 1 条	保護対象 (Subject Matter of Protection)
第 2 条	保護の受益者 (Beneficiaries of Protection)	第 2 条	受益者 (Beneficiaries)
第 3 条	不正利用及び誤用からの保護 (Protection Against Misappropriation and Misuse)	第 3 条	保護範囲 (Scope of Protection)

²⁸ WIPO の IGC における伝統的知識、伝統的文化的表現 (TCEs) / フォークロアの表現に関する議論等を紹介したものとして、夏目健一郎「遺伝資源と知的財産に関する議論の動向」特許研究 No. 50 (2010 年) 45-56 頁; 「知的財産関連の動向 伝統的知識・伝統的文化的表現に関する保護のための条約案作成が WIPO で進展」A.I.P.P.I. Vol. 55, No. 6 (2010 年) 424-427 頁; 木村敬子「フォークロア等の保護に関する WIPO 政府間委員会 (IGC) 第 11 回会合について」No. 558 (2007 年) 27-33 頁; 藤井宏一郎「フォークロア等の保護に関する WIPO 政府間委員会 (IGU) 第 9 回第 10 回会合の概要及びフォークロア問題の今後の展望について」コピライト No. 553 (2007 年) 38-50 頁; 伊佐進一「第 8 回知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会の概要—事務局提示案の解説と議論の今後」コピライト No. 533 (2005 年) 20-30 頁; 伊佐進一「伝統的文化的表現の保護をめぐる議論—第 7 回政府間委員会を終えて」コピライト No. 527 (2005 年) 24-30 頁; 伊佐進一「伝統的文化的表現の保護とこれから—第 6 回政府間委員会を終えて」コピライト No. 517 (2004 年) 24-28 頁; 「知的財産関連の動向 伝統的知識、遺伝資源とフォークロアの保護に関する最近の動向」A.I.P.P.I. Vol. 47, No. 7 (2002 年) 504-507 頁; 増山周「フォークロア保護の試み及びその問題点—UNESCO-WIPO『フォークロアの保護に関する世界フォーラム』に参加して」コピライト No. 435 (1997 年) 24-27 頁等がある。

²⁹ いずれの規定案も会合を重ねるごとに数多くの修正が加えられている。本表は、「伝統的知識」については、Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, *The Protection of Traditional Knowledge: Revised Objectives and Principles*, WIPO/GRTKF/IC/18/5 (January 10, 2011)、「伝統的文化的表現 (TCEs) / フォークロアの表現」については、Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, *The Protection of Traditional Cultural Expressions: Draft Articles*, WIPO/GRTKF/IC/18/4 (February 18, 2011) を基に作成している。

第4条	事前の情報に基づく同意、[公正]直接かつ衡平な利益配分及び知識の保有者の認識の原則 (Principle of Prior Informed Consent, [Fair] Direct and Equitable Benefit-Sharing and Recognition of Knowledge Holders)	第4条	権利の集団的管理 (Collective Management of Rights)
第5条	管理規定及び保護の行使 (Administration and Enforcement of Protection)	第5条	例外及び制限 (Exceptions and Limitations)
第6条	例外及び制限 (Exceptions and Limitations)	第6条	保護期間 (Term of Protection)
第7条	保護期間 (Duration of Protection)	第7条	形式的要件 (Formalities)
第8条	形式的要件 (Formalities)	第8条	制裁、救済及び権利の行使 (Sanctions, Remedies and Exercise of Rights)
第9条	経過措置 (Transitional Measures)	第9条	経過措置 (Transitional Measures)
第10条	一般的な法的枠組みとの整合性 (Consistency with the General Legal Framework)	第10条	知的財産の保護並びにその他の形式による保護、保全及び促進との関係 (Relationship with Intellectual Property Protection and Other Forms of Protection, Preservation and Promotion)
第11条	国際的及び地域的保護 (International and Regional Protection)	第11条	内国民待遇 (National Treatment)

これら規定案をめぐっては、議論の進め方や法的拘束力の有無等をめぐり、開発途上国と先進国の意見が対立し、硬直状態が続いていた。

こうした中、2009年の第47回WIPO一般総会において、IGCの次期(2010-2011)マンドレートとして、①遺伝資源及び伝統的知識の効果的な保護を確保するための国際的な法的文書(international legal instrument)³⁰の合意に向けたテキストベースの交渉を行うこと、②IGCは2010-2011年の2年間に4回の会合を開催すること、また、通常の会合とは別に会期間作業部会³¹(Intersessional Working Group: IWG)を3回開催すること、③2011年の加盟国総会において、外交会議の開催について決定することなどが合意された。

2010年7月19日～23日に第1回IWGが開催され、伝統的文化表現(TCEs)／フォークロアの表現の保護について議論が行われた。その場では各参加者から各条文に関する修正案が示された。

2010年12月6日～10日には、第17回IGCが開催された。最も議論が進展している伝統的文化表現(TCEs)／フォークロアの表現の保護については、第1回IWGでの議論を反映した条文案に基づき、各条文についての議論が行われた。議論の収斂を目指して非公式起草グループ(informal open-ended drafting group)が設置され、条文案が作成された。この草案が次回IGCの作業文書となり、議論が行われることになる。一方、伝統的知識については、実体規定中の各条文案について議論が行われ、各国から寄せられた修正案やコメントを反映した作業文書を事務局が作成した。この文書が、伝統的知識に係る作業を行うことになっている第

³⁰ 本文書の法的拘束力の有無については合意されていない。

³¹ すべての加盟国及びオブザーバーが参加可能。

2回 IWG（2011年2月21日～25日に開催予定）での議論のたたき台となる³²。なお、IGCについては、2011年5月9日～13日に第18回IGC、7月18日～22日に第19回IGCの開催が予定されている³³。

今後の課題

上記のとおり、WIPOでは「(狭義の) 伝統的知識」及び「伝統的文化表現 (TCEs) / フォークロアの表現」について、かなり具体的な条文案に基づき、議論が行われている。しかし、その内容には、既存の知的財産制度の趣旨と相容れない事項も数多く含まれている。

「伝統的知識の保護に関する規定案」及び「伝統的文化的表現/フォークロアの表現の保護に関する規定案」の議論の進捗状況を比べると、後者の方が議論が進んでいる。「伝統的文化的表現/フォークロアの表現の保護に関する規定案」については、各条文の規定に関して複数の選択肢 (Alternative) が示されているものも多く、最終的にどのような規定振りが採用されるかで、内容は大きく変わりうるが、基本的にすべての内容を既存の知的財産制度の趣旨を維持したままでその中に受容するのは困難であろう。

この点に関し、「文化審議会著作権分科会報告書³⁴」（2006年1月12日）では、「第2節 フォークロアの保護への対応の在り方について」において、次のようにまとめられている。

3 フォークロアの保護への対応の方向性

フォークロアの保護の根拠としては、①伝承の文化的表現が商業化された際に、伝承者に正当な対価を与える必要性、②伝承の文化的表現に対する尊厳を保障する必要性、③ある特定のコミュニティの中で受け継がれてきた精神性のある文化的表現が失われずに次代に継承されることを保護する必要性等が述べられている。

①に関しては、既に公有 (パブリックドメイン) に帰したものを著作権類似の制度を創設して一律に保護すること、あるいは無期限の独占権を与えることは、創作活動を促進しようとする著作権制度の目的に照らして、適当ではないと考える。

②については、社会全体がお互いに文化を尊重しあうというモラルの問題として捉えるべきであって、創作者を特定できないのに人格権的な保護を与えることは、著作権制度等の考え方と本来なじまないと考えられる。

ただし、これらに関しては著作権制度と別の形での特別な (*sui generis*) 権利による保護について各国の実態や WIPO での今後の議論に留意していく必要がある。

③に関しては、著作権制度とは別に、国の文化財保護政策の一環として何らかの支援を行うことを検討することが考えられる。

フォークロアの保護の取組みについては、各国が地域の特性や文化に合わせて、文化財保護の枠組み、不正競争防止法等による対応などによって、実施していくことが適切であると考えられる。IGC で提言された方策を踏まえて、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包

³² 第3回 IWG は 2011年2月28日～3月4日に開催予定で、遺伝資源についての議論が行われることになっている。

³³ IGC の作業文書等は、以下から参照可能。Intergovernmental Committee (<http://www.wipo.int/tk/en/igc/>) (last visited December 20, 2010).

³⁴ 「文化審議会著作権分科会報告書」(2006年)243頁。

括的に」構築することが望ましい。

このように、フォークロアの保護は、一つの枠組みで達成されるもの (single one-size-fits-all) ではなく、各国が地域や民族の特性に応じて柔軟に対応すべきものであり、多様なアプローチが認められることが望ましい。したがって、当面は、ガイドラインやモデル規定としての位置づけを中心に国際的なハーモナイゼーションを目指すべきである。

2011年1月に出された文化審議会著作権分科会国際小委員会の第10期「文化審議会著作権分科会国際小委員会報告書(案)」でも、上記「文化審議会著作権分科会報告書」における方針を踏まえつつ、今後も引き続き、国際的な議論の動向に留意し、引き続き議論を行うことが必要であるとの方向性が示されている。今後のIWGやIGC等を経て、マンデートの期限である2011年の一般総会(9月末開催予定)までにどの程度議論が深化・収斂するかが大きなポイントになるが、議論の進捗を注視しつつ、適宜、我が国の既存の制度との整合性や受容可能性について、知的財産制度の内外の多様な視点から慎重に検討を進める必要がある。特に、上記表に示したとおり、両規定案の構成及び実体規定の各条文の項目名は似通っている部分も多いが、実際の規定内容は異なっているところも多く、「伝統的知識の保護に関する規定案」は、CBDにおける議論もある程度取り込んだものとなっている。しかし、「伝統的知識」と「伝統的文化表現(TCEs)／フォークロアの表現」という区分は、同一の対象物を技術的又は芸術的な異なる観点から見た場合の認識形態である場合もある。したがって、それぞれの保護の在り方を考えるに際し、相互の調整についても十分に検討する必要がある。